ISSN-0915-9258

統計資料シリーズ：No.４９

栃木県那須郡
武茂村・境村行政資料目録

解題：大正期地方官庁による産業統計調査
－栃木県統計書の編纂をめぐって－

佐藤正広
編

１９９８年１月

一橋大学経済研究所附属
日本経済統計情報センター

統計資料シリーズ：No.４９

栃木県那須郡
武茂村・境村行政資料目録

解題：大正期地方官庁による産業統計調査
－栃木県統計書の編纂をめぐって－

佐 藤 正 広
編

１９９８年１月

一橋大学経済研究所附属
日本経済統計情報センター

統計資料シリーズの発刊に際して

日本経済統計文献センターは，1971年以来統計データの整備・加工・システム化について新しい活動を開始した。この活動は，1800年代以降の日本経済に関する統計資料の発掘所在調査を行い，統計原データを一定の基準において連続する系列として整理採録し，またこれらのデータを加工して経済分析上有用な統計量を推計し，さらにそれらをシステム化してデータ・バンクとしての機能を発揮し，すべての研究者に情報を提供して共同利用の実を上げることを目標としている。

このようなセンターの活動にともなって，統計文献に関する調査や統計データの整備・開発が行われるが，それらの成果を発表し，広く統計データ利用者の便宜に供することとした。ここに「統計資料シリーズ」として発表するものがそれである。

上述のセンターの活動には，その対象によっては，きわめて長期間の作業を必要とするものもあるし，また比較的短時間にそれを完了することのできるものもあり，作業成果は必ずしも定期的にえられるわけではない。したがって，このシリーズは定期的に刊行するわけではなく，センターの活動の進展にともない，成果のまとまった段階で随時発表する予定である。

1972年12月8日

日本経済統計文献センター長*

石　川　　滋

＊1988年4月8日付で「日本経済統計情報センター」と改組された。

はしがき

本目録の編成事業に着手以来、予想外の年月が経過した。統計関係ならびに税関係の「件名目録」の編纂をめぐり、試行錯誤を繰り返したためである。この「件名目録」は本書の後半に収録した。その作業の意味については「解題」の第１章に触れる。

人文社会科学、なかんづく歴史的な視点を基礎とする諸分野では、いかに雄大な理論を構築しても、その裏付けとなる資料が追試可能な形で提示されない限り、それは砂上に楼閣を築くに等しい。資料目録の編成はきわめて地味な作業であるが、この点を思うならば、その地味な作業こそが総ての研究の基盤として存在することは明らかである。

また、資料を利用する際に、その資料がどのような過程を経て生み出されたか、これに伴って、利用上、どのような特性を有するかという点には、実証的な研究を目指す者である限り、誰でも細心の注意が必要である。本書では「解題」で、この観点から、武茂・境両村の行政資料ならびに栃木県行政資料を用いて、県統計書の編成過程に関する分析を試みた。これは同時に、本目録に収録された類の地方行政資料が、どのような観点から利用可能かということを示す、ひとつの事例でもある。

本書が当センターに勤務する人々の共同作業の結果であることはいうまでもない。目録部分の基礎データの採録[1)]、「解題」のための資料の整備および本書全体の校正その他にわたる作業には、小牧恭子、小坂二十重、小野みよ子があたった。データを計算機可読型ファイルに編成する作業は平野早苗が担当した。「解題」の第１、２、４、５章は佐藤が執筆した[2)]。第３章は小牧恭子の原稿を佐藤が適宜改訂したものである。本書全体の構成および内容的な統一は佐藤が行った。

本目録の編成作業にあたり、関係する機関・個人から、さまざまなご援助を得た。「解題」の基本資料である栃木県行政資料は栃木県立文書館所蔵資料であり、本センター事業の一環として同館の許可を得てマイクロフィルム複製し

たものを用いた。センター主任斎藤修教授、ならびに松田芳郎教授からは「解題」に関し、重要なコメントを頂いた。また、事務係長稲葉稔氏をはじめとするセンター職員諸子の有形無形の支援がなければ、本書が存在しなかったことは言をまたない。末筆ながら、記して謝意に代えさせていただきたい。

１９９８年1月　　佐　藤　正　広

[1]簿冊単位の書誌事項や、件名目録の記載事項の採録。「凡例」の素案の作成など。
[2]第２章は『記録と史料』第６号（全国歴史資料保存利用連絡協議会、１９９５年）掲載論文を、同編集部の許可を得て、改訂の上採録したものである。

栃木県那須郡武茂村・境村行政資料目録

目　　次

統計資料シリーズの発刊に際して（石川滋）

はしがき（佐藤正広）

Ⅰ　大正期地方官庁による産業統計調査（解題）

1　はじめに …… 1
　1・1　資料群の概観と目録編成の基本方針 1
　1・2　本稿の目的と構成 4
2　大正期の官庁統計編成業務と行政資料 …… 6
　2・1　はじめに 6
　2・2　対象の限定 7
　2・3　大正期の統計調査体系と資料の作成状況 9
　2・4　まとめ 14
3　大正期における産業統計調査員制度－地方レベルの統計調査 …… 17
　3・1　はじめに 17
　3・2　明治期の産業統計調査区・調査員制度 19
　3・3　大正３年の生産統計調査区・調査委員制度 21
　3・4　大正１０年の産業統計調査区・調査員制度 30
　3・5　表式調査と個票調査をつなぐもの 35
　3・6　むすび 39
　3・7　補論：村の行政区画と組織 40
4　県による調査結果の取りまとめと吟味 …… 49
　4・1　はじめに 49
　4・2　一般の調査項目に関する照会と回答 51
　4・3　会社票・工場票に関する照会と回答 64
　4・4　補論：郡による情報の吟味 97
5　本稿のまとめ …… 122
引用・参考文献 …… 127

Ⅱ　栃木県那須郡武茂村・境村行政資料目録

凡例（資料目録・件名目録）・関係町村の変遷 …… 129
1　資料目録 …… 135
　武茂村役場 135
　境村役場 148
　その他の町村役場 222
2　件名目録 …… 227
　2・1　統計関係 227
　武茂村役場 227
　境村役場 449
　2・2　税関係 569
　武茂村 役場 569
　境村役場 571

Ⅰ　解題

＝武茂村・境村行政資料目録解題＝

大正期地方官庁による産業統計調査

－栃木県統計書の編纂をめぐって－

1　はじめに

1．1　資料群の概観と目録編成の基本方針

資料群の概観

一橋大学経済研究所附属日本経済統計情報センター（以下「当センター」と呼ぶ）には、近代行政資料や個人経営資料を中心とするいくつかの資料群が所蔵され、現在その目録編成事業が続けられている。本書は、この目録編成事業の成果として初めて刊行されるもので、栃木県那須郡武茂（むも）村ならびに境村行政資料の目録である。

はじめに、これら資料群ならびに資料出所としての村について概観しておきたい。まず、武茂村は旧村５村（三川又村、北向田村、久那瀬村、松野村、東富山村[1]）が明治２２年、市町村制施行と共に合併され、西武茂村となり、明治２８年に武茂村と改称、現在は那須郡馬頭町に編入されている。昭和９年には戸数５６０、人口３２００の畑作を主とする農村で、特産品は茶と煙草である。当センターにはこの村役場資料６４点を所蔵しているが、入手の際の保存状態は不良で、簿冊の半数以上は綴じ糸が切れ、バラバラの状態であった。しかし、さいわい目次が残っているものが多かったため、これに付けられた番号や丁付け、または文書の発行・受理年月日により、原状に近い状態に復元することができた。資料の作成された時期は、明治１７年から昭和１６年にわたっており、中心は大正期である。

つぎに境村は武茂村の南に隣接し、旧村８村（小原沢村、下境村、上境村、宮原村、小木須村、大木須村、横枕村、大沢村）が明治２２年に合併して成立した。現在は那須郡烏山町に属する。昭和９年の戸数１００２、人口５８１８の農村である[2]。当センターで受け入れた行政資料は３９７点あり、時期的には武茂村同様、大正期を中心とする[3]。

目録編成の基本方針

これらの資料群の整理にあたっては、つぎに述べるように、その原秩序も、

出所もはっきりしないという制約条件があった。

まず、原秩序保存の観点から見た制約について、簡単に述べておく。

これらの資料群が、出所である両村の役場から、いったいどのような経過をたどって当センターに受け入れられることになったかは不明である[4]。ただ、どちらの資料群も、点数から考えて、村役場で作成された行政資料のごく一部分であることは明らかである。両村がそれぞれ合併された馬頭町および烏山町にはこれらの村の行政資料が保存されているようなので、これらの資料群のオリジナルに近い状態を知るためにには、両者をつき合わせてみなければならない。また、資料群が元来保管されていた地点から、当センターに至るまでの間に、おそらく何回かの梱包と荷ときがなされており、資料相互の関係（配列や括りなど）は、完全に破壊されてしまっている。

出所原則の観点からも、これら資料群の整理には大きな制約があった。すなわち、これらの村で資料が作成された当時、役場内の諸業務がどのように組織されていたかということに関する情報は、今のところ得られていない。したがって、これらの資料群に属する１点１点の資料の出所、すなわちこれらの資料が役場内のどの部局で作成されたかも、推定不能である。また上述のように、原秩序が破壊されているため、資料の配列や括りなどから出所をつきとめることも、ほぼ不可能であった。

以上のような強い制約が存在したため、本目録の編成にあたっては、資料の原秩序を保存しつつ、出所によって分類するという、文書資料整理上の基本原則を放棄せざるを得なかった。そのため、本目録では、資料を村ごとに、その作成時点にしたがって単純に時系列的に配列した。いうまでもなくこれは便宜的な方法である。しかし、資料群に属する資料の点数が双方会わせてもわずか５００点弱と少数であるから、実用上問題はないと判断した。

この目録の位置づけ

本目録の特徴は、これらの資料群について、簿冊単位の目録の他に、統計調査ならびに徴税関係（戸数割・営業税・雑種税の賦課を中心とする）の詳細な件名目録を編成したところにある[5]。この点は、統計情報にかかるドキュメンテーション・センターである当センターが、地方レベルの行政資料を収集することの意味づけに関係するので、少し詳しく述べておこう。

一般に、戦前の統計調査は、その成果刊行物を見ても調査の定義や調査方法

が明らかにされておらず、したがって公表された数値の解釈も、厳密には不明のばあいが多い。道府県や市町村の統計関係行政資料に含まれる上記のような情報は、この点を解明するいとぐちとなりうる[6]。また所得分布や資産分布に関する統計は、戦前の調査でひとつの弱点となっているが、この面で統計データを事後的に編成するための材料として有力なのが、戸数割をはじめとする徴税関係の資料である[7]。

以上のような観点から、当センターでは、これまで、各地の道府県や市町村が所蔵する行政資料の調査を実施し、主として統計関係・徴税関係の文書の所在情報を収集し、中でも重要なものについてはマイクロフィルム複写による資料自体の収集を実施してきたが[8]、平成９年度より、これら統計・徴税関係資料に関する所在情報および若干の２次情報（タイトル、所蔵機関の請求記号、年代、内容の概略、丁数、サイズ、利用上の注意などを含む）をさらに収集しながら、コンピュータ・ネットワーク上でこれを公開する事業に着手した。これら背景資料の所在に関し、当センターにアクセスすることで、全国の地方公共団体について判明するようにしておけば、統計情報をその背景にまで遡って利用しようとする研究者が強いられてきた不効率を、著しく軽減しうるからである。現状では、こうした情報を利用するばあい、所蔵機関に直接出向いて資料の現物をめくって確認するしかない状態である。その調査に要する労力とリスクは、個別の研究者にとっては極めて大きい[9]。このため多くのばあいは、このような調査を実施することなく、刊行された資料を所与のものとして利用しているのである。実際にはそれがかなり危険な方法であることは、本稿の第２章第３節で示唆した。

本目録は、こうした背景資料に関する情報を当センターが蓄積し流通させる際のひとつのモデルケースとしても編成した。これを「モデルケース」と位置づける理由は以下の通りである。

本目録で取り上げる資料群は、小規模ではあっても当センターが所蔵している資料であり、その中には、相当な量の統計関係資料、徴税関係資料の双方を含んでいる。前者には、県から郡を通じて村までおりてきた各種統計調査につき、調査の方法、調査結果とその郡への進達控、郡や県の指示など、調査の具体的あり方を示す資料が含まれている。また、後者には、営業税などの課税記録や、戸数割に関する所得調べなどが含まれる。

さて、他の組織に所蔵されている資料と比較して、自組織の所蔵している資料から目録編成に必要な情報を抽出する作業は、時間的あるいは予算的制約から相対的に自由であり、より詳細な作業をすることが可能である。他の機関が所蔵する資料から所在目録に必要な情報を得ようとするばあいは、その組織の所在地まで出向かなければならず、作業に割くことができる時間は限られてくる。結果、収集する情報を必要最低限度に制限して、作業の効率化を図らなければならない。

そこで、当センターで所蔵する武茂、境両村の資料群については、時間的制約をあまり厳格に考えずに、むしろ抽出する情報の網羅性を重視した。統計・徴税関係資料を利用しようとする際に必要と思われる情報を、できる限り詳細に収録することにしたのである[10]。すなわち、本目録は、統計関係行政資料の所在目録として編成されるべきものの、ひとつの極端に位置するという意味で「モデルケース」なのであり、他の組織に出張してデータを収集するばあいには、投入可能な時間との関係で、本目録で取り上げた項目のうち、比較的重要でないと判断されたものを省略することになろう。

１．２　本稿の目的と構成

本稿の目的は、この目録に収録された村レベルの行政資料を県レベルの行政資料とつき合わせる作業を通じ、①大正期の地方官庁における総括統計書編成業務が、実際にはどのような手順を経て行われていたかを明らかにすること、②その結果をふまえ、「県統計書」などの統計資料を利用する際に注意すべき諸点の一端を明らかにすること、以上の２点にある。この目的のため、本稿では、武茂村、境村行政資料の他に、栃木県行政資料のうち、県統計書の編纂に関係する簿冊を利用する[11]。

本稿は以下の構成をとる。

まず、第２章では、大正期の官庁統計編成業務の流れと、これに伴って作成される主な行政資料の種類について概観し、これに続く各章の位置づけを可能にしておく。第３章では、県統計書が編纂される過程について、農商務省の制度と県の制度との対比、さらには郡や村における運用の実態にまで掘り下げて解明する。この際、特に村レベルの調査が、実際にはどのような人的結合関係の上になり立っていたかという点を、主として武茂村行政資料を用いて、可能

な限り詳しく調べる。第４章では、収集した情報を県がどのように吟味したかについて、会社票・工場票とこれら以外の項目（農商務系の生産調査が中心）とにわけて調べる。ここでは、県の統計担当部局が調査に対する回答のどこに特に注意を払っていたか、また、どのような調査がなされたときに問題のある回答が寄せられる傾向があったかという点について、県の行政資料を用いて調べる。第５章では、以上の各章において見出された事実を簡単にまとめ、それらが持つ含意についても触れる。

[1]明治２８年４月３日、大字東富山は富山と改称された。
[2]武茂村、境村ともに、沢本健三【１９３４】による。
[3]１点ごとの内容について詳しくは、本書収録の「簿冊目録」および「件名目録」参照。なおこの「件名目録」とは、図書館学にいわゆる「件名標目表」に基づく件名目録ではなく、文書館学用語としての件名目録である。このばあい、「件名」とは、ある特定の業務に伴って作成された資料ひとまとまりに付けられたタイトルを意味し、「件名目録」は、この「件名」に関する２次情報をとりまとめたものである。本稿では以下、この語をすべてこの意味で用いる。
[4]古書店に売り出されていたものを、散逸を防ぐため、当センターで購入した。
[5]こうした主題別の件名目録の例として、学事関係資料の２次情報をまとめた東京都公文書館【１９９２】や、群馬県立文書館【１９８７】などをあげることができる。
[6]本稿２・３に、その事例をあげてあるので参照のこと。
[7]戸数割とは、今日の住民税の前身をなす地方税の一種で、その課税の基礎として住民の所得および資産に関する詳細な調査が行われ、その記録が残されているばあいが多い。戸数割とこれに伴う行政資料について詳しくは佐藤正広【１９９２】を参照。また南亮進【１９９６】は、このデータを用いた分析の一例である。
[8]当センターによるこの所在調査は、他の業務の片手間に行われているのが実態で、まだ本格的には展開されていない。しかし、ここ数年間、予算および人員の許す限りで調査を続け、ある程度の情報の蓄積を見ているので、平成９年度よりその公開事業に着手した。これに伴いさらに本格的な所在調査の実施を検討する予定である。
[9]同時に、こうした作業が繰り返されることは、資料の物理的な破壊にもつながる。東京都公文書館【１９９２】は、この点について強い危惧の念を表明し、簿冊目録にとどまらずに件名目録を編集した理由としている。
[10]具体的には、目録および凡例を参照のこと。
[11]この時期の栃木県行政資料の原本は、栃木県立文書館に所蔵されている。保存の状態は概して良好で、当時の地方官庁による統計調査の実態を体系的に知ることができる。

2　大正期の官庁統計編成業務と行政資料

2・1　はじめに

統計調査・編成業務は、明治以降今日に至るまで、国や地方公共団体の行政の中でつねに行われてきた業務の一つである。もちろん、戸籍や徴税といった行政の根幹をなす業務と比較するならば、統計業務の占める位置は必ずしも大きなものではない。また、窓口業務等と比較して、人々の目に直接触れることが少ないため、住民によってその存在が意識されることもあまり多くはない。しかしながら、実態としては、統計担当の部局は行政組織の中でも業務量が多い部類に属するのが通例である。

こうした業務に伴って、当然のことながら、多くの行政資料が毎年発生している。これらの資料の中には、統計調査にあたって用いられる個票（個体別の調査票）のように直接に統計数値編成の基礎になる個体情報から、調査員の人事記録、調査の実施の仕方を具体的に指示したマニュアル類、宣伝文書、実施のための打ち合わせ記録、照会督促等の往復文書など、業務をめぐる様々な種類の資料が含まれている。これらは普通、永年保存資料ではないので、一定の年限がくると破棄されてしまうことが多いが、たまたま破棄を免れたものも比較的多く存在する。

こうした資料は、統計調査の結果刊行物のデータ（数値情報）を解釈するにあたり、その背景をなす情報として決定的に重要な意味を持つ。一例をあげよう。明治以来、昭和戦前期に至るまでの工場および工業生産の状態を知るために基本的な統計として、「工場統計表」がある。ここには工場が、産業、職工規模、資本金、生産額、使用する原動力等にしたがって分類表章されている。しかし、いま話を明治期の統計に限ると、この調査で工場がいったいどのように定義されているかということは、明示されていない。いいかえると、それぞれの年次によって、職工数５人以上あるいは１０人以上などという形式的な定義はあるのみで、それ以上のことは不明である。そこで、多くのばあい、研究者は、この統計書に取り上げられた工場を、自分たちの論じたい理論上の「工場」と同じ定義に基づくものと仮定して議論を組み立てることになる。しかし、実は、このような仮定は、かなり危険である。筆者はかつて、愛知県の工場統計調査の個票を調べたことがある。その際、職工１００名ほどを用いると

された某「工場」の個票の備考欄に、この工場が、実は単一の作業場ではなく、業主が原料をもって下請けにおろし、下請けは独立した作業場（水車小屋付の小舟）で生産し、業主に一定の代価をもって引き取ってもらうという業態をとっていること、そして、その下請けを含む全体を１「工場」として申告した旨の記載があった。これは、伝統的経済史の用語にいう「問屋制家内工業」そのものなのであり、これを大規模な集中作業場と誤解するなら、議論は大きく狂ってしまう。このような事実は、統計調査をめぐる業務資料を見ることで、初めて明らかにし得るものである[1)]。

統計業務に関連する資料のこのような重要性にもかかわらず、従来、これらの資料はあまり注目されてこなかった。理由は、利用者・保存者双方に存在する。利用者の側からいうと、統計データをもっとも多用する経済学者は、結果刊行物の数値を利用するにあたり、記述的な行政資料にまでさかのぼってその確かさを検討することはあまりなかったし、逆に、行政資料を読むことに比較的抵抗のない歴史家たちは、統計を不得手とする傾向があり、それにかかわる資料に興味を感じてこなかったのである。保存の側について述べると、行政にとっては、いったん調査事務が済んでしまえば、その準備過程の細かな資料などは反古の山であり、永年保存資料でもないので、年限がくれば順次廃棄していく。前記のような理由により研究者や一般市民など利用者からのニーズがないとすれば、この傾向に歯止めをかけるものは、事実上何もないといってよいだろう。

ここ数年、筆者は、各地の道府県レベル、市町村レベルの行政資料を対象とし、統計資料を利用するにあたって不可欠な背景情報として、これらの資料の所在調査と収集分析を行ってきた。本章では、この業務の経験をふまえ、地方の行政組織の中で、統計業務はいかなる手順で遂行されたか、また、これに伴って編成される行政資料にはどのようなものがあるか、さらに、そうした資料の今日における保存状況と利用上の問題点は何か、以上の諸点について鳥瞰し、その全体に関するおおよその見取り図を描くことをめざしたいと思う。

２・２　対象の限定

ここで、本稿の対象とする資料の範囲について、統計データの種類、資料を

作成した行政組織のレベル、資料が作成された時代の３つの観点から、限定を加えておきたい。

一般に統計といわれているものは、その成立の過程にしたがって、次の３種類に区分されうる。①業務統計、②調査統計、③加工統計である。①は、ある組織体が日常の業務を遂行するに伴って蓄積された資料（たとえば戸籍簿、学籍簿、課税台帳など）を、統計データとして編成したものであり、統計データを得るための特別の調査を行わないものである。②は、国勢調査や事業所統計調査などのように、統計データを得るために、それを目的とした特別の調査を行うものをいう。③は、産業連関表や国民所得統計のように、①②で収集された統計データを何らかの観点から加工推計したものである。以上３区分のうち、本章では、③の加工統計を除く①②に関する行政資料を取り上げる。

つぎに、行政体のレベルでは、道府県以下とし、中央官庁の行政資料は対象外とする。また、時代は大正期に限定する。

以上のような限定は、筆者がもっぱら戦前の道府県、市町村行政資料について調査を進めてきたうえ、その中でも大正期の資料は比較的体系的に集められたという事情によるものであり、さらに、第２次世界大戦敗戦以前には、わずかな例外を除いては、官庁による加工統計はあまり編成されていないことによる。将来的には、他の時期の資料についても対象を広げたいと考えている。

さて、①の業務統計で、統計数値の基になるデータそれ自体は、統計調査のために作成された資料ではなく、それぞれの日常業務のための資料である。これら総てを対象とするということは、自動的に、行政資料全般にわたることになり、とうてい筆者の任ではない。そこで、ここでは、経常業務そのもののために作成される資料は対象外とし、それらを統計化するため、統計担当の官庁や部局が行う活動（以下「調査」と呼ぶ）に伴う資料を対象とする。ここには、調査様式、調査規程、進達原稿（記入済の数値を含むことが多い）、督促状、照会状などが含まれる。

②の調査統計に関しては、作成される資料全部を対象とする。内容的には、業務統計の編成に伴うものと同様の資料の他に、個票、調査マニュアル、打ち合わせ用資料、宣伝文書などが加わる。

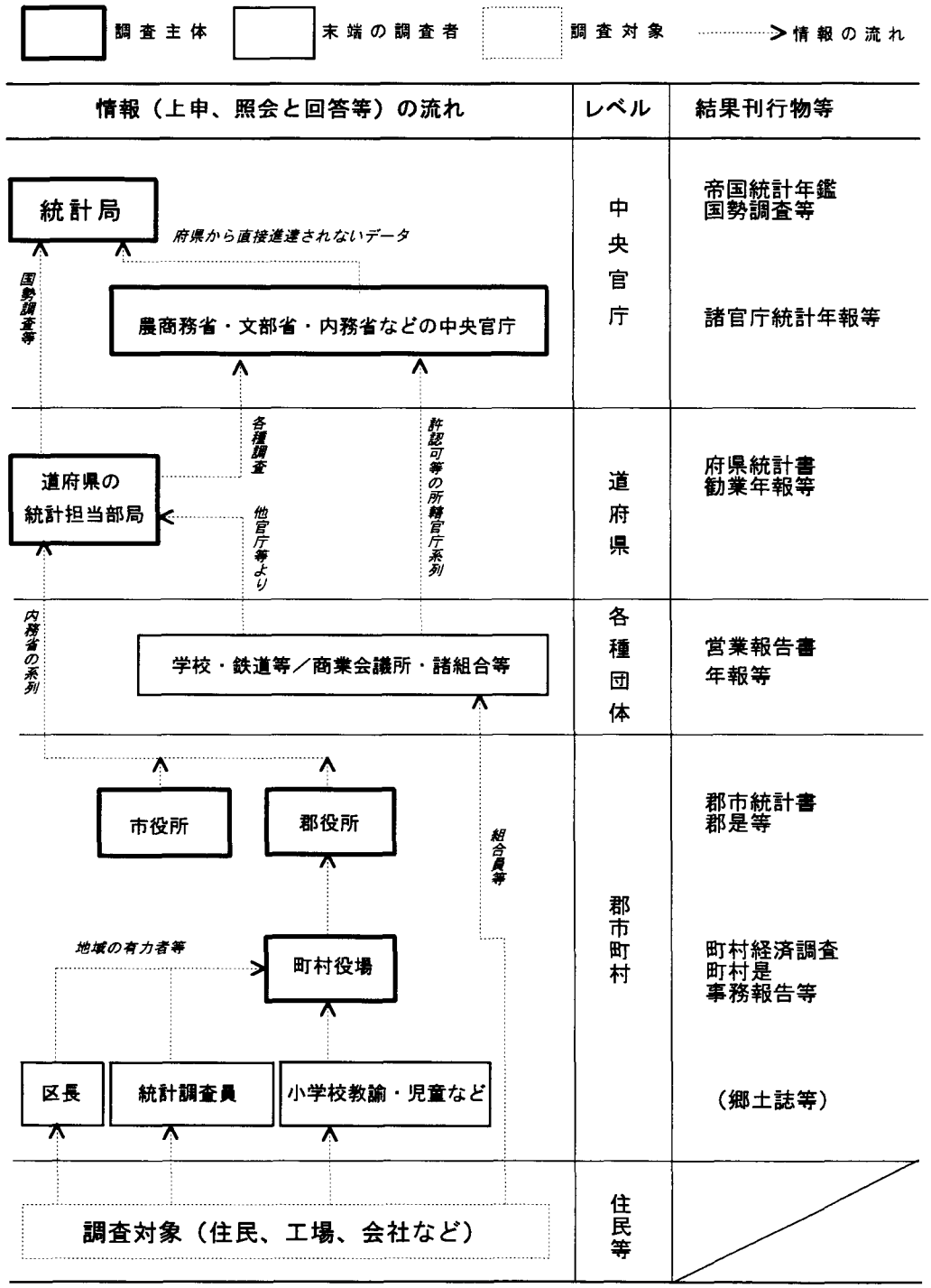
２・３　大正期の統計調査体系と資料の作成状況

大正期調査システムの概観

大正期の統計資料編成にかかわる諸組織と、それら相互の情報・資料の流れを、極めておおまかにまとめたものが、図２・１である。図を上から下に向けて見ていくにつれ、国家の行政組織の中央から末端へとレベルが変化する。最も下の部分には、調査の対象となる住民や工場、会社などがある。図の左側部分は、情報の流れ、したがって文書のやりとりの経路を示す流れ図である。その右には、行政組織のレベルにしたがって、統計編成業務の結果がどのような形で公表されているか、代表的なもののみを例示した。なお、この図では、調査統計と業務統計とを区分していない。大正期の統計編成業務では、調査統計であると業務統計であるとを問わず、その調査結果を総括する形で「府県統計書」や「帝国統計年鑑」などのいわゆる「総括統計書」が編纂されるのが普通である。ここではその編纂のための業務全体を、統計関係業務と位置づけたのである。ただし、各官庁の統計調査業務が、「帝国統計年鑑」の編成を目的として、統一的な意思決定のもとに行われていたということではない[2)]。逆に、各官庁は、それぞれの管轄する業務に関して、それぞれの必要に応じて独自に調査を行っていた。統計局はそのデータを利用しながら、独自の調査結果も合わせて、「帝国統計年鑑」等を編纂したのである。以下、この図上で中央官庁から下に向かって、それぞれのレベルでどんな業務が行われていたか、したがって、どんな資料が編成されていたかについて概観し、本稿で取り上げる武茂村・境村行政資料および県庁資料の位置を確認しておくことにしよう。

同様のことは、図２・１には示していないが、実は各省庁内部についても当てはまる。各省庁は、「○○省年報」などのようなタイトルで省庁限りの総括統計書を出しているのが普通であるが、その編纂過程を見ると、各部局が自己の担当する事柄について独自に調査（調査統計も、業務資料の収集も含む）を行っており、省庁内の統計担当部局は、多くのばあい、その結果得られたデータを収集してとりまとめるに止まっている。なお、こうした部局単位でも、独自の統計書を刊行することがある。「大蔵省銀行局年報」などは、その代表的なものである。ただし、すべての部局で統計編成業務をここまで行っているわけでないことは、もちろんである。

図２・１　大正期における統計書編成業務の流れ



＊市役所の下にも、町村役場と同様の組織があるが、本図では省略した。
＊＊同一の行政組織内部における統計担当部局と他の部局との関係は省略した。
（例：県の統計課と、同じ県の勧業課の関係など）

道府県による事実上の調整機能

中央省庁レベルで、調査系統が一元的でなかったのは以上に述べたとおりであるが、道府県レベルの行政組織は、各省庁からの調査に関する指示を受け、これを調整する機能を、一定程度、担っていたといえる。次に、この点について調べ、これに伴ってどのような業務資料が作成されたかを概観しよう。

中央省庁によって「分散的」に行われる調査のほとんどは、道府県レベルでは、統計担当部局が主として担当することになる。ところで、中央の各省庁（およびその内部の部局）は、それぞれの業務の守備範囲に関する限りで、できるだけ広範囲に、かつ詳細なデータを収集しようとする傾向がある。このため、これらが道府県レベルまでおろされてきたとき、調査項目に重複が発生するのは当然といえる。道府県レベルでは、これらをつきあわせて調整し、道府県独自の調査規程・様式として再編し、なおかつ道府県限りの調査項目や調査方法に関する規程を必要に応じて付け加えた上で、「○○県報告例」等の形で施行していることが多い[3]。

ただし、道府県限りのこのような様式が、中央省庁の調査から完全に独自であり得ないのは当然である。そこで、中央省庁の調査規程・定義等が変更になるにしたがって、道府県レベルの調査規程・様式も原則的には－往々にして時期的な遅れは見られるものの－改訂されることになる。そのため、道府県レベルの行政資料では、調査結果の中央省庁への進達、郡市等との間での照会と回答などを含む往復文書と共に、調査規程と、その改訂に関する膨大な資料が作成された。

さて、中央省庁による各種調査をいったん集中して請け負った道府県の統計担当部局では、これに回答するためにデータを収集することになるが、この業務は、大別して次の２つの流れからなった。

第１は、内務省の行政組織の系列に沿って、より下位の郡市役所に対して報告を求める流れであり、図２・１では「道府県統計担当部局」の枠から真下に延びる線で表現されている。第２は、郡市役所の管轄外の公的機関（鉄道の駅、測候所、師団、学校などの中央省庁の出先機関や、農会、商業会議所、同業組合などの民間団体）への情報提供の依頼であり、図２・１では右下に延びる線で表現されている。このカテゴリに含まれるのは、多くのばあい、業務データである。これら２系統の業務に伴って、それぞれの組織への報告の依

頼、督促、報告されてきた原稿、報告されてきた情報に関する照会、およびこれらに伴う送り状などが作成された。

中央省庁とのやりとりと、より下位の組織とのやりとり双方を含め、道府県レベルでは、発生した資料は「統計」「統計書編纂材料」などのタイトルで簿冊にされていることが多い（後者のタイトルは、これらのデータをまとめる形で、道府県レベルでの総括統計書である「府県統計書」等が編纂されるためである）。もちろん、「人口統計」「勧業統計」「統計例規」などのように主題別の簿冊になっているばあいや、「郡市より収集分」「他官庁より収集分」のように、業務の流れ別に簿冊が編成されているばあいもある。同じ県でも、年次によって簿冊編成の原則が異なっていることも、しばしばある。これは、その年に発生する資料の量や、統計担当者の交代等によって生じるのであろう。また、国勢調査のような大規模な調査に関しては、「国勢調査に関する書類」等、独立した簿冊が編まれるのが普通である。ごくまれにではあるが、道府県限りの個票調査を実施したばあいなどに、その個票が保存されていることもある[4]。

以上のほとんどの行政資料は、管理規程上は永年保存となっていないのが普通である。そのため、庁舎の建て替え等に伴って廃棄され、消滅してしまった例が多いと思われる。しかし、中には、本稿第３章以下で取り上げる栃木県などのように、かなり良好な状態で保存されているばあいもある。そうした行政資料の中には、村ごとの詳細な生産額データや、報告内容に関して県から郡市あてに出された照会（たとえば、「石炭の価格が１斤あたり＊＊円となっているが、通常は☆☆円くらいなので、計算ミスではないか」などの詳細にわたるもの）とそれに対する回答[5]、個々の調査項目に関する詳細な規程（たとえば、「楮」といったときに、生のままのものの重量か、皮をはいで乾燥したものか等）そのほか、統計数値を利用する上で欠くことのできない情報が豊富に含まれている。これらの情報は、特に戦前期のばあい、結果刊行物からは得られないのが普通であるし、調査を実施した中央省庁の記録や調査規程などを見ても、細かな点であるとして省略され、判明しないことが多いのである[6]。

郡市町村による調査方法の決定

さて、郡市町村レベルの資料のうち、郡役所の資料は残念ながら散逸してしまった例がほとんどなので、本章では省略する（第３章以下では、充分にとは

いえないが、郡レベルの資料についても、一部触れている）。

市町村レベルの統計調査・編成業務は、道府県レベルについて述べたと同様、上級官庁との往復文書や上級官庁への進達原稿の控などを中心としていることが多い。この点は、武茂、境両村の統計関係資料にもそのまま当てはまる。

市町村の統計業務が、道府県以上のレベルと異なるところとして、調査対象とじかに接する窓口であるという点がある。上級官庁の調査規程や様式に定めがないばあいでも、このレベルでは、よりきめ細かに住民の状況等に配慮し、実状にあった方法を定めて調査を実施せざるを得ない。たとえば、大正８年、農商務省の調査様式では表式調査である「麦表」を、栃木県那須郡武茂村では、独自に定めた個票（麦作付段別調査小票）を用い、センサス型の調査として、しかも江戸時代以来の人的結合関係を基礎とした「伍組」の伍長が調査員となって実施しているのは、この例である[7]。このほかにも、子どもが学校の先生から言いつかってきたことには、大人も従うことが多いからという理由で、小学校児童に家禽の調査（個票によるセンサス型調査）をさせ、教員がこれをとりまとめて報告した例もある。このように、各省庁が行う「表式」調査にあっては、調査の対象をどう捉えるかという概念規定は一応なされていることが多いものの、調査方法に関しては事実上無規程であるか、いくつかの方法を併記してそこから選択させる方式を取っているかの、どちらかであるばあいが多いため、郡あるいは市町村レベルで、土地土地の実態に即して、さまざまなやり方で調査が行われている。極端な話、隣村同士であっても、調査の方法は区々であることもめずらしくはない。このことに関しては、第３章で詳述するが、実は、この点に関する実態が明らかにならなければ、調査の結果得られた数値が、どの程度信頼できるものであるかも、明らかにはならないのである。以上のようなことに関する情報は、市町村の行政資料の中に、調査委員の任免、役場とこれらの人々との往復文書、打ち合わせ会議録、調査の直接の結果（個票等）などとして含まれている。ただし、府県レベルの指導がある程度徹底しているところと、そうでないところとでは、市町村による調査方法の独自性の度合いも当然異なってくる[8]。

市町村レベルでは、保存されている資料の物理的形態も、その市町村の実情に応じて大きく異なる。筆者がこれまで見た限りでは、市に関しては、統計の

担当部局がはっきりしており、簿冊の編成の点でも統計関係のものが他と区別されていることが多い。しかし、町村レベルになると、統計専従の吏員がいるわけではなく、１人の書記等が、他の業務と共に統計業務も兼務しているのが普通である。そのため、もちろん統計関係の資料に関して独立の簿冊が編成されることもあるが、ばあいによっては、庶務、勧業、学事など、他の業務に関する簿冊の中に、統計業務関係の行政資料も混在する形で編成されていることが多い。この結果、特に件名が巻頭に与えられていないばあいには、統計関係の情報を得ようとすると、簿冊を片端からめくって行かなくてはならない。これは、厖大な労力を費やすことになるだけでなく、簿冊を破損するリスクもそれだけ増すことになる。統計関係に限らず、歴史的行政資料の件名目録の整備が望まれるゆえんである[9]。

市町村レベルでも、道府県レベル同様、統計関係の行政資料は、通常は永年保存資料ではない。そのため、筆者が訪問した自治体の少なからぬところで、庁舎の建て替え等の際にこれら資料が消滅してしまっていた。また、町村合併が行われると、母胎となった自治体の行政資料は比較的よく保存されるが、「吸収」された側の自治体の資料は、永年保存であると否とに関わりなく、悪条件の下に放置されたり、破棄されたりすることが多い[10]。日本の近代史上、明治前期に次ぐ規模で町村合併が広範に行われ、かつ庁舎の新築がさかんに行われた高度経済成長期は、この点で、行政資料の保存という観点からは、危機の時代であった。

２・４　まとめ

大正期日本の統計調査の特徴として、①中央省庁レベルで見たときの調査実施の分散性、更に、多くのばあい、調査方法に関する規程の欠如（国勢調査など一部の、いわゆる近代センサス型調査を除く）、②道府県レベルの行政組織が果たした、事実上の調査相互の調整機能の存在、③郡ないし市町村レベルでの、各地の実情に応じたさまざまな調査方法の採用と、逆にそれ故の調査方法の不一致の可能性、以上の３点をあげてきた。この時期の統計資料を利用するばあい、これらの点が実際にどうなっていたかについて、最低限の見通しを持たなければ、データを正しく解釈することは望めない。したがって、このような情報が数値情報と共に提供される必要がある。しかし、その基になるべき行

政資料は、本章冒頭にも述べたような理由から、その重要性を認識されることが少なく、日々消滅の危機にさらされているのである。

本書が対象としている栃木県那須郡武茂村、境村の行政資料は、これまでに述べてきたような問題について考える材料を提供してくれる一例である。そこで、本稿では、次章以下において、これらの村の行政資料（主として武茂村）と、栃木県庁資料とを利用して、事例研究を行うことにしたい。すなわち、上述のような問題点を踏まえながら、栃木県について①村レベルでの調査の具体的あり方、②郡市町村ならびに各種団体のデータを県レベルで取りまとめるに際してとられた手順、さらに③これらの点を前提として、私たちが「県統計書」等の官庁統計を利用する際に注意を要する点、以上の３点について調べていくことにする[11]。

[1]この点に関しては、佐藤正広【１９９０】を参照。
[2]大正９年に中央統計委員会が設置されたことにより、省庁相互間の調整はある程度まで行われるようになった。松田芳郎【１９７８】参照。
[3]内務省が「現勢調査簿」に関する規程を定めているのは、このような動きを反映したものとも考えられよう。「現勢調査簿」には、各市町村の統計担当者が調査すべき事項を、報告期限順に網羅し、単純にそれに記入していけばすべての調査に自動的に回答できるように設計されている（記入すべき調査事項は、内務省の所轄事項に限られない）。この規程は１回限りのもののようであるが、広島県のようにその後も改訂を繰り返して、戦後の昭和３０年代まで使用した例もある。
[4]個票資料が、現状での公開非公開は別として、何を措いても保存維持されなくてはならないことは、改めていうまでもなかろう。さいわい、戦前の個票の扱いは、戦後成立した統計法の対象外である。いいかえるなら、公開や再集計など、その扱いについては、統計基準部に対する目的外使用の申請や、保管場所変更の届出などの面倒な手続きは不要で、地方自治体の権限で利用規程を設けることができるはずである。
[5]本稿第４章参照。
[6]佐藤正広【１９８７】は、富山県をとりあげて、この問題を扱っている。
[7]この例については、本稿第３章３節を参照。
[8]このことに関して、郡役所がいったいどのような役割を果たしたかについては、今のところ確定的なことを述べられない。おそらく、町村に対してかなり細かな規制を加えたのが一般的であったろうと推測している。
[9]本書で行政資料の中から統計調査関係および徴税関係について、詳細な件名目録を

編成したのは、こうした事情をふまえている。

[10]北陸のある都市は、元城下町とその外港として発達した港湾都市とが、たてまえ上は対等合併したということになっている。ところが、資料の保存状態という点からいうと、一方の都市の行政資料は近代的な市庁舎の中に保存されているのに対し、もう一方の都市の資料は、古くからの民家が建ち並ぶ中にある土蔵に詰め込まれており、雨漏りのため資料の破壊が急速に進んでいた。このような例を、筆者は調査のために訪れた各地で見かけることが多い。

[11]もちろん、本稿は，これらの村，ならびに県の行政資料の全体像を描き出そうというわけではなく、統計資料の背景データという限られた観点から、その利用可能性のごく一端を例示するに過ぎない。

3　大正期における産業統計調査員制度－地方レベルの統計調査－

3・1　はじめに

本章の目的

本章の目的は、以下の２点である。第１は、これまで農商務省などの中央官庁レベルの制度史として扱われる傾向があった統計調査史を、県、郡市、町村などの地方レベルまでおりて、その制度面とともに実際の運用についても調べること、第２は、こうした問題を追究することを通じて、本目録に収録された武茂・境両村のような、町村レベルの行政資料が戦前の統計調査史についてなにを語るかを例示し、その重要性を示すこと、以上である。また第１の問題に関して、本章で特に取り上げたいのは、統計調査に伴う諸制度の中でも、わが国の近代的統計調査を実査の段階で支えてきたと考えられる統計調査区および統計調査員制度の、大正期における実態である。

統計調査区・調査員に関する研究としては、その歴史的系譜を鮫島【１９７１】が系統図として示したのをはじめ、原【１９８０】、及川【１９９３】による農業統計に関する調査員制度の研究があげられる。

原【１９８０】は農業統計の発達の歴史を詳述する中で、明治前期の大区小区制の時代には、報告義務が戸長にあるということから、調査報告の末端組織は制度上は戸長役場であるとする。その上で、戸長は江戸時代以来の旧村の数村から十村の連合体の長であるために、農民の掌握力に欠けているので、「村々在勤用掛［旧名主・村長：引用者］をして一層周密に調査せしめ之を戸長に集めて郡衙に致さば実に近きものを得べし」[1]という引用にも表わされるように、旧村落内にその末端組織を置く動きに注目する。しかしながら、市町村制が施行された明治２２年以降の末端組織は、新制度の行政単位である町村（旧村数村の合併村）に限定され、大正３年、農商務統計様式の改正により初めて旧村（大字）が末端組織として位置づけられたと考えている。また、及川【１９９３】も明治初期から第二次大戦後までの農業統計調査史をたどる過程で、調査区・調査員制度に言及している。以上、原、及川ともに、主として農商務省の制定した制度について論考したものであって、調査の末端組織である町村や大字が、どのように統計調査に係ったのか、調査の実態について触れるところは少ない。いわば「統計調査制度史」という限られた視点で論じたものとい

わざるを得ない。本章は、研究史に見られたこのような限界をふまえ、これまで不明であった調査の実態に関する知見を、いくばくかでも付け加えようとするものである。

利用した資料と対象の限定

武茂村役場の簿冊は、次に紹介するとおり、毎年は揃っておらず、しかも用いた簿冊には一部に欠落がある。補足に栃木県行政資料を用いたとはいえ、なお資料的制約は大きい。しかし、これらを用いて、武茂村における統計調査区・調査員制度の実態のおおよそのあり方について描き出すことは可能である。本章では、この作業を通じ、大正期の栃木県下の一農村の産業統計調査の一端に触れることとしたい。

本稿で用いる統計関係の主な簿冊は、次の６冊である。本章では、以下、各簿冊に付与した番号（丸付き数字）をもって、簿冊のタイトル及び整理番号に代えることとする。

①「農工商ニ関スル文書綴」明治４２年
　１－１１（欠損なし、統計関係の記入表を含む）[2)]

②「農工商ニ関スル文書綴」大正４年
　１－４（欠損なし、統計の記入表を含むが、主として村役場発行の調査依頼状および雛形）

③［統計関係綴］大正８年
　１－９（表紙欠、村役場発行の調査依頼状および雛形）

④「勧業関係綴」大正１０年
　１－２４（欠損なし、統計の記入表や雛形はないが、大正10年の「農商務統計様式改正要項」が収録されている）

⑤「勧業関係綴」大正１３年
　１－２０（欠損なし、農商務統計規則による統計表や雛形はないが、他の勧業関係の統計の調査依頼状や雛形があり、この中に調査区・調査員に対する調査依頼状、雛形、記入表が含まれている）

⑥［統計関係綴］大正１４年
　１－３２（欠落あり、１～６月の村役場発行の調査依頼状および雛形は、殆んど揃っている）

この他に、栃木県立文書館所蔵の栃木県行政資料の中から、当センターが明

治から昭和初期の統計関係資料をマイクロフィルム化して収集した資料を補助資料として使用した。

３・２　明治期の産業統計調査区・調査員制度

明治初期の勧業委員・通信員

産業に関する統計調査員の制度は、明治１０年、内務省勧農局長より各府県長官あてに出された農事通信仮規則第１９則に、「府県に於ては勧農主務属官の内に於て通信委員を置き」とあることにその起源が求められよう[3]。

栃木県においては、明治９年、勧業課付属が各大区に数名づつ置かれ、農事改良等の勧業奨励にあたったが、明治１１年には、これが勧業委員と改称された。県は内務省の農事通信仮規則をうけて、明治１２年１月に「勧業委員事務心得」を発令し、勧業報告をその職務の一部と規定した。すなわち第６条に「勧業委員は必ず勧業報告委員を兼ね月報、年報、臨時報等仮規則に照準報告すること」と定めたのである[4]。ついで明治１５年には農事通信規則（明治１４年栃木県達甲第１０６号）に基き、通信員を各郡に２～７名おいて通信の任にあたらせた[5]。さらに、明治１６年には、従来の勧業諸会、勧業委員制度を廃止し、新たに政府の勧業諮問会並勧業委員設置条項布達に準拠した勧業諮問委員、勧業委員、農事通信員、勧業諮問会等を制度化した。明治１６年栃木県達甲第９２号により勧業委員設置準則が定められ、「毎町村若くは毎戸長役場管理内に於て便宜勧業委員を設置し・・・」（第１条）、「六 農商工事統計の事」（第５条）として、職務の一部に農工商統計があげられた[6]。明治１９年に至り「農商務通信規則に定めたる通信員は各町村勧業委員之を兼務すべし」（栃木県達乙第９号）という経過をたどる[7]。

この間、大区小区制の時代には勧業報告に携わる勧業委員あるいは通信員は、大区に数名または郡に数名、町村または戸長役場毎に適宜設置されたのであるが、郡区町村編成法により大区小区制が廃止され、旧村が復活した明治１２年に、勧業事務担当人を１村中に９名置いた例（河内郡坂上村[8]）が見られることは、この時期の調査で担当者が旧村単位に置かれたとする原【１９８０】の指摘より、さらに小さな、おそらく「伍組」複数組単位の住民の結びつき（後述）を基礎に調査が行われたことを示唆する。すなわち、江戸時代以来

の村内に、勧業事務に携る人々が複数存在したことを示すものであり、勧業報告の最末端の組織が、旧村内を更に細分化して存在していたことが推測される。注目すべき事実である。

明治２７年の新制度と栃木県の実態

農商務省は明治２７年５月３日、訓令第１７号「農商務統計報告規定」[9]で、下記の３か条をもって郡市町村に統計調査委員および調査区の設置を定めた。

第四条 地方長官郡市町村吏員をして農商務統計表の調整に従事せしむる時は郡市町村等適宜の区画に依り成る可く若干の統計調査委員を設け其事務を補助せしむへし

第五条 農商務統計調査委員は其地方に於て相当の地位名望を有し実業の状況に精通し且つ統計調査に適する者を選むへし

第六条 農商務統計調査委員の事務左の如し

一、統計材料の蒐集に補助を与ふること

一、蒐集調査せし統計の適実なるや否やの協議に与かること

一、統計調査に関し意見ある時は地方長官又は農商務省統計主任へ之を開申すること

「郡市町村等適宜の区画」の文言からわかるように、第４条は、郡市町村等を単位とした調査区を作り、なるべく若干の調査委員を置くようにという、ゆるやかな規程であり、義務化されたものではない。第５条では人選に対する注意を与え、第６条でその職務範囲を定めている。

明治２７年の調査区・調査委員に関するこの規程を、及川【１９９３】は農商務統計報告規定の中心と位置づけながらも、その具体的内容には触れていない[10]。原【１９８０】は、この明治２７年の規程で、調査の末端組織が、制度上は江戸時代以来の旧村から新しい町村制による合併村へ変更されたと見ている[11]。この制度が改変された大正３年に至って、ようやく町村内が細分化され、旧村単位の調査区が作られ、調査委員が組織されたと述べているのである。

それでは、栃木県は、この農商務統計規程中の調査区・調査委員の設置について、どう対応したのであろうか。武茂村に調査委員が置かれたかという疑問を解く資料は、栃木県行政資料や武茂村役場資料に発見することができず、不

明である。ただ、栃木県行政資料中、大正４年の簿冊[12]に、大正３年の調査区・調査委員設置の準備資料と考えられる「明治四十一年四月地方長官会議に於ける注意事項中統計事務に就て」と題する資料（写しと思われる）が綴られており、ここには「郡市町村に統計委員を設置し材料を蒐集し其の当否を攻究せしむる地方に於ては其の成績良好なるを認む。各府県に於いても可成之を設置せられんことを望む」という記述がある。統計委員を設置した府県の成績が良いので、設置していない府県はできるだけ設置するようにと、農商務省が明治４１年の時点で注意しているのであるから、この制度は全国的に広く行われたものではないと推定される。栃木県では大正３年の設置義務が生じた段階まで、調査区・調査委員は置かれていなかったと考えるのが妥当であろう。

明治２７年の、この規程の曖昧さ、緩やかさ[13]が、この制度を実行に移すことに対する障害の一つであったことは事実であろう。しかし、より本質的な原因として、当時、町村レベルの担当者の統計に対する関心の低さという事情が背景にあったと思われる。この時期の栃木県や郡役所の統計事務に対する考え方は、町村役場の調査について「疎慢に流れたる習慣は容易に打破難」[14]と、そのずさんさを郡長が嘆く場面や（明治２８年）、明治３７年県訓令第４２号をもって県報告例を改正した際「統計上の正鵠を期せしめんには一に町村単位観察を充分ならしむる・・・」[15]ことが大切であるとして、米麦等の主要産物につき郡より県への報告表は、郡集計表に加えて町村別報告表の提出を求める等の、正確さを求めた対策をとった例にもあらわれている[16]。ただ、県や郡の最大の関心事は、正確さよりも迅速さを求める点にあったようである。役所という性質上、当然ともいえようが、「到達の遅速に依り成蹟を査覈す」[17]と、町村の報告時期の成績表を作成し、督促に努めている例は数知れない。

３・３　大正３年の生産統計調査区・調査委員制度

農商務省の様式改定と県の対応

大正３年１１月２１日、農商務省訓令第１３号による農商務統計様式の改定が行われ、全国的に生産統計調査区・調査委員の設置が義務づけられた。

この改定に先立ち、栃木県がどのように対応したかを、調査方法に関する部分に焦点をあてて追ってみよう。栃木県は大正２年１２月３日付庶第５２０号

をもって各道府県の現行統計例規中の府県独自調査の有無を照会し、沖縄県を除く４５道府県の回答を得ている[18]。これらの資料の検討を行い、農商務統計様式改定に備えたものと考えられる。回答は現行報告例を送付してきた県、報告表名のみの県、残部がないため送付不能等の簡単な書面によるもの等、内容に精粗があり、調査委員や調査方法についての回答には見るべきものは少ない。しかし、石川県（大正２年１２月６日県訓令第５４号により改定）では、米麦調査に関して調査掛を置き、坪刈または「小票」調査を行う、また大分県（明治３６年１月１日施行大分県郡町村統計事務規程）では、郡町村に各々統計主任２名を置き、役場には統計台帳を備える、さらに、山形県では、牧場票は個票調査を行う等の例があり、注目される[19]。

以上の結果を考慮に入れて検討を重ねたのであろう、県は大正３年４月１１日、各郡市長あてに統計調査改善に関する諮問を発した。諮問を受けた８郡１市中６郡 の答申が簿冊[20]に綴じられている。諮問事項および回答を要約すると、以下の通りである。①調査委員に関しては設置を可とするもの４郡、否とするもの２郡であった。可とするものの中で、大字１区１名の農事統計調査委員長をおき、区内小字１名の調査委員を置く（芳賀郡）という積極的なものから、調査区は現行の区、委員は区長という当時としては順当と思われるもの、調査は青年会に托し、調査する項目は数種に限る（足利郡）というやや消極的な反応もある。次に否とする理由は明治以来の町村における３委員（学務・勧業・衛生）および農事委員同様、実績は期待できない（安蘇郡）、税務調査と間違われ、米麦養蚕の調査の実効はあがらない（河内郡）等である。②つぎに調査方法に関しては、統計台帳を作る（河内郡）[21]、調査用紙に調査心得を詳しく印刷して市町村に配布しておき、市町村の取扱者の捺印欄を設けて責任をもたせる（上都賀郡）などである。また統計講習会を郡役所で開き、取扱者の人材育成を図る等の意見は全般的に見られる。また、塩谷郡役所の回答中に、町村における統計調査の現状について、「唯前年の統計に就き加減改調し報告するもの多きを以て杜撰の点多く、郡に於て統計する上に於て非常に困難を感ず」と報告している事実は[22]、当時の統計調査の実態を物語るものである。

栃木県はこれ等の回答を検討し、大正３年４月１７日開催予定の郡市勧業統計主任者会議用に、以上の諮問事項および指示事項、注意事項を作成して会議に備えた。注意事項では、郡役所における調査票作成方法に関して、①例規の

保存、②期限厳守、③報告書の審査方法、④報告書の保存、⑤製表形式、⑥役場調査と農会調査のデータの整合性等について注意を与えた。ここで注意を促しておきたいのは、その際、麦表の調査方法について、次の３点をあげ、いずれかを採用するように指示している点である[23]。すなわち、1)全世帯を対象とした「小票」によるセンサス型の調査、2)調査区・調査委員による調査で、調査委員が大字・小字等の区画を活用して設定した調査区内の作付段別、成熟具合を実地検分し、報告書を作成する簡便な方法、3)同じく調査委員が調査区内を上中下３等に分け、夫々坪刈を行って収穫高を算出する一種の標本調査、以上の３点のうち、町村の実状に応じた方法を選択するよう求めたのである。

農商務省はこれより約７ヶ月後の大正３年１１月２１日、農商務統計様式の改定を行った。この様式の米・麦・春蚕・夏蚕・秋蚕各表の注意事項中に、調査区・調査委員の設置がもり込まれた[24]。米麦、養蚕の重要な生産物に対し、農商務省は、統計調査委員に綿密な調査を求め、その際、学術経験者あるいは団体に意見を訊き、正確な調査をを行うよう、これを制度化したのである。なお明治２７年の調査委員の職務は調査補助と規定されたが、今度は調査対象を重要生産物に限った上で、調査委員は調査者そのものとされたのである。

この農商務省の方針と、栃木県の麦表作成に関する注意事項の内容とは、非常に類似性が高い。農商務省の意向を体して、県がこの方法を先取りする形で採用したと解すべきであろうか。県と農商務省の間に、なんらかの意見の交換があったのか、両者間の往復文書が発見できれば、この間の事情は明らかになるであろうが、現時点では判断がつかない。しかし、両者には、これらがお互いにほぼ同様といってよい内容であるとはいえ、注目すべき相違点がある。農商務省は調査区・調査委員の設置を必須条件とし、栃木県は個票調査を選択肢の一つに採用していることである。

栃木県は、農商務省の訓令にどのように対応したのであろうか。翌大正４年２月１２日、県は訓令甲第２号により「栃木県報告例」を発し、明治２７年以来の県報告例（明治２７年１月、県訓令第４号による）の全面改正を行った。本稿の主題とする産業統計については、明治３７年１２月２８日県訓令第４２号による農商工統計様式を大幅に改正したものである。この改正報告例で、県は正式に統計調査委員制度を発足させた。県庁資料中の文案によれば、「第三章　生産に関する調査」中の３条が統計調査区の設定および調査委員の任命・

嘱託に関する規程である[25]。その要点は、１）調査区は市町村内の地勢や生産者数、土地面積等の種々の条件を考慮に入れて適当に区分けすることとし、特に大字や小字等の区分けを活用することは明言していない[26]、２）調査委員は役場の職員が兼務するか農会員、青年会員または篤志者で実業に精通しているものを嘱託するというものである。なお、３）なるべく手当を支給すると一度は決めたものが、この文案では抹消された。

調査区・調査委員制度に関する農商務省の規程や様式と、この栃木県報告例との主な相違は、つぎの点に求められる。

農商務省が、統計調査区・調査委員の設置について、明治２７年の規程を存続させたままで、改定を加えることなく、改正様式中の主要産物である米麦・養蚕の雛形の欄外の注意事項として、設置と調査方法を指示するに止まっているのに対し、栃木県は報告例中に、その設置および人選基準を規定している。ただし、ここでは調査委員の職務内容には全く触れず、農商務省の方法に追随して、調査区、調査委員の設置と調査方法は、米麦・養蚕の報告表雛形に付属する注意事項の形で、農商務省とほとんど同文のものが採用されている。さきの麦表調査の際の選択肢のひとつであった個票調査については、全く触れられていない。なお栃木県は報告例中に、米麦の予想収穫高および春蚕景況の各表を組み込んでいるが、これは農商務統計様式にはないものである。この３種（第３１様式米作収穫高第１回［第２回］予想表、第32様式麦作収穫高予想表、第３３様式春蚕景況調査表）の調査にも調査委員調査が適用されている。

以上のように栃木県は農商務省の方針に全面的に準拠しつつ、調査区設置基準をやや具体的に、しかも弾力的に定めている。調査委員の採用の基準も役場職員あるいは、関係団体の会員もしくは精農者と決めた。しかしながら各郡から要望の高かった有給化は見送ったのである。

「改正報告例」発令３ヶ月後の大正４年５月２１日、栃木県は各郡市長宛に「統計調査委員に関し通牒」[27]を発した。これを受けた那須郡役所は、同月２６日、郡下各町村長に県通牒の字句数ヶ所を改めただけの、ほとんど同文の通牒（那庶丙第１１８０号）を出した[28]。この通牒には「本年より全国劃一に施行せらるゝもの」とあり、前述の様に栃木県に於いては明治２７年の農商務通信規則による調査区・調査委員の設置はなかったと考えられるので、武茂村に於いても、この制度は大正４年に初めて設けられたものであろう。

武茂村における制度の発足と当初の混乱

県・郡レベルに見られた以上の動きを、村ではどう受け止めただろうか。

郡より「統計調査委員に関し通牒」が出された数日後の大正４年５月３１日、武茂村々長は４名の調査委員を嘱託し、同日、郡長あてにこの旨の報告書を提出した。調査委員は役場職員の兼務ではなく、村長からの嘱託を受けたもので、４名の職業は「農」とあるから、彼等は農会々員または青年会々員か、あるいは各区の区長が兼任したものか、いわゆる精農家と呼ばれる人々であったのであろうか。調査区４区は当時の村内の行政区４区をあてた。大字三川又と大字北向田を合せて１区としたのである[29]。

さらに同日、この各調査区生産統計調査委員あてに「今回嘱託致し候統計調査委員の職務は栃木県報告例第二十一条に規定有之候に付御参考の為め該規定及送付候也」の添え書きを付した「職務規定」[30]が送付され、この制度は発足した。 産業統計中「特に委員をして調査せしむへき旨定められたる米、麦、養蚕の如き重要なる統計」の調査はこの生産統計調査委員に委ねられることになる。

とはいえ、この制度は、ただちに順調に運営されたのではなく、多少の混乱も生じたようである。発足後の６月２４日付けの春蚕調査の依頼は村長より区長あてに出され、米作収穫高予想報告に関しても、７月７日付けの那須郡役所発行、村長あての「米作付段別調査の件」と題する資料には「本年米作実際作付段別生産統計調査委員をして正確なる調査を遂げ」るよう照会されているにもかかわらず、これを受けた村役場は「第〇区長〇〇殿」あてに調査依頼状を発し、さらに９月２０日付けの村長発、各区統計調査委員あての「米作収穫高第二回予想報告上必要有之候条目下の実況に依り御区内に於ける平均一反当に付玄米の収穫予想」を報告するようにとの依頼状があり、これに添付の雛形には、報告者の「大字〇〇第〇区長名」が朱筆抹消されて、「統計調査委員」に書き改められている。このような混乱は、新制度発足当初の状況として当然といえよう。

武茂村における調査の実態－住民組織への依存

ａ．発足当初

生産統計調査委員は、どのようにして村内の担当調査区で調査に当たったの

か、またこの調査委員の調査対象外の調査（米麦、養蚕以外）は、村内でどのようにして調査されていたのであろうか。本項では、この制度の導入前の明治４２年、導入時の大正４年および制度の定着した大正８年の状況を、簿冊①、②、③により、調査の末端組織の編成を中心に、資料の許す範囲で明らかにしたい。

簿冊②（大正４年）に収録されている村長からその下部組織に出された調査依頼書および添付の雛形を、a)表式調査か個票調査[31]か、b)調査委員による調査かその他の主体による調査か、以上の２種の基準から、以下のようなタイプに分類した。

①村長から区長へあてた表式調査(１４表)

1）雛形に伍長調査と明記されているもの

馬匹現在届、桑畑及茶畑、春蚕、家禽、麦（以上５表）

2）伍長調査と特記されていないもの

米作付段別調査、養蚕掃立枚数調、蒟蒻畑作付段別調査、［第１回］米作収穫高予想表、製茶、夏秋蚕収繭表、稲架干実行段別報告、輸入馬匹調、食用及特用農産物調（以上９表）

②村長から調査委員にあてた表式調査（２表）

玄米、第２回米作収穫高予想表

③村長から個人にあてた個票調査（１表）

会社票

前述のように、区長と調査委員との調査分担に混乱が見られるのは、発足当初のことであるから当然であろうが、ここで注目されるのは、調査の末端組織としての区長および伍長の存在であろう。雛形の一例をあげよう。馬匹現在届の雛形は伍長用のもので、提出先は村長である。欄外の注意事項に「各字伍長は受持の組内を記入し区長に提出すること」と記されている通り、伍長が調査し、区長が大字の調査表をとりまとめ村長に提出する方式が行われていたのであろう。次いで、同年６月２４日発の農商務統計各表（麦、春蚕、桑畑及茶畑、桑苗[32]、家禽）の調査について村長は区長あてに調査依頼状と雛形を送付した。これもまた同様に伍長用の雛形である。

生産統計調査委員制度発足以前の調査や、発足後であってもその対象外の調

馬匹現在届

名称	性	用役	年齢 大正四年	体長 大正四年	毛色	種類	産地	氏名	印
			才	尺 寸 分		内 外国産			

注意　一、各字伍長は受持の組内を記入し区長に提出すること
　　一、区長は四月二十日迄に取纏提出すること
　　一、他人の馬を使用し居る者は所有者の氏名を記入し管理人署名捺印すること
右及御届候也
　　大正四年四月　日　　武茂村大字
　　伍長
　　武茂村長　大高左内殿

査のほとんどが、村長から江戸時代以来の旧村の長である区長に対して調査依頼が出され、区長はさらに五人組の組頭の延長線上にある伍長に依頼し、各組担当の伍長による調査表を区長がとりまとめて村長に提出するケースが相当あったわけである。少なくとも武茂村において、行政の末端の実務を江戸時代以来の住民組織に頼らざるを得ない実態は、明治初期から連綿として続いていたのである。この村のケースが全国的に見ても稀な事例であったとは考えがたい。おそらくごく普通に見られた姿であろう。

b．制度発足前後の比較

遡って、制度発足前の明治４２年の状況をみよう。簿冊①にはわずか１点ではあるが、村内の調査組織を表す資料がある。

養蚕掃立枚数取調方其筋[33]より申越され候に付ては御区当業者無洩御取調の上別紙へ記入大至急御回送相成度此段及御依頼候也
明治四十二年四月廿二日
各区長宛　役場名

上記の依頼状に対して、各区長調査の記入表と考えられるものが４表（久那瀬、北向田、松野、富山の各区ごとにまとめられている）あり、このうち北向

田分は区長、磯野秀之助より役場主任あての「明治四拾弐年大字に於ける養蚕掃立枚数各戸調候処前記之通候間此段及御回答に候也」という添え書付きである。この他に字名のない記入表が１表あり、これは小幡繁（松野在住、役場助役）より第三区長小川岸之助あてのものである。この表は大字松野すなわち第三区内の調査と考えるのが妥当であろうが、第三区分の記入表に追記されず、別表扱いで簿冊に収録されている。これらの５表の意味するところは、必ずしも明確ではないが、あえて推測するならば、この養蚕掃立枚数調は村内の各区長に調査が依頼され、各区内でさらに調査区を分割して調査したばあいもあったのではあるまいか。

次にこの調査委員制度が定着したと考えられる大正８年（詳述は次項）、生

（資料：麦作付段別調査「小票」）

耕作人

大正八年麦作付段別調査小票

種　別			段　　別
田	大麦		歩
	裸麦		
	小麦		
畑	大麦		
	裸麦		
	小麦		
地目が畑で麦以外のものをまいた段別			
地目が畑でなにもまかないで脊地にして置く段別			
地目が田でも畑でもない土地へ麦をまいた段別			

注意
本村内のものゝみを記入すること
本表は十一月二十二日迄に伍長に差出すこと

産統計調査委員担当外の調査は、区長あてに依頼が出され、この中の個票２表については「伍長取纏め」の指示がされている。村長から区長への依頼状を見ると、伍長とりまとめの指示のある貯金票、麦作付段別調査小票の両表とも「別紙貯金票送付候条毎戸へ配布記入せしめ五月五日迄に取纏提出相成度」、「別紙大正八年麦作付段別調査小票送付候条毎戸へ配布記入せしめ本月二十五日迄に取纏提出相成度」と、ほとんど同文である。伍長とりまとめの指示のない個票各表についても、例えば「別紙果実農産物調査小票送付候条毎戸へ配布記入せしめ本月二十日迄に取纏提出相成度」と、まったく同様の形式により書かれている。したがって伍長とりまとめを前提としながら、雛形にはそのことが特記されなかったと推定できる。少くとも個票調査については、伍長とりまとめが一般的であったのではないかと考えられる。

ではその他の表式調査については、どうであったのか。報告者が伍長と特記されていないのは、次第に伍長が介在しなくなったためであろうか。武茂村役場資料には、この間の事情を明記したものはないが、この問題は、個体情報記入方式の表式調査をめぐって、後に検討を加える。

大正４年５月末日発足した調査委員制度は、導入に際して多少の混乱はあったが、秋９月頃より、ようやく正常に動き始めたようである。９月２０日の第２回米作収穫予想報告につき、初めて村長より調査委員へ依頼状が出され[34]、雛形には報告者の第〇区長が統計調査委員に訂正されたことは既に述べた。

さらに１１月８日、米実収高（玄米）についても調査委員あての依頼状に、報告者を統計調査委員とする雛形が添えられている。なおこの雛形には伍長調査の特記はない。

一方、この委員の調査対象外の調査は、従来通り、区長経由で行われていたことはいうまでもない。

ｃ．制度の定着

制度が定着した大正８年の簿冊③に収録された調査依頼状および雛形を、そのあて先、調査形式により以下４つのタイプに分類した。

①村長から区長にあてた表式調査(１１表)

楮調査表、家畜調査表、木炭生産高調査表、造林用苗木調査表、藁細工生産高表、漁獲物、林野産物調査表、桑畑・茶畑調査表、製茶表、蕎麦及秋小豆栽培段別調査表、稲架乾実行段別調

②村長から生産統計調査委員にあてた表式調査(１５表)

春蚕状況其他調査表、春蚕調査表、麦予想収穫高表、春蚕生育ノ景況及予想収繭高表、麦収穫高表、春蚕収繭高表、夏蚕調査表、夏蚕収繭高表、秋蚕調査表、秋蚕収繭高表、晩秋蚕調査表、米第１回予想収穫高表、晩秋蚕収繭高、米第２回予想収穫高、米収穫高表

③村長から区長へあてた個票調査（６表）

1）伍長を経由することが明記されたもの

貯金票、麦作付段別調査小票（以上２表）

2）伍長の介在が明記されないもの

果実調査小票、食用及特用農産物収穫高調査小票、食用及特用農産物調査小票[35]、諸作物作付段別調（以上４表）

④村長から個人にあてた個票調査（１表）

機械製麦粉

農商務統計表中、その注意書に示される通り、米麦・養蚕に関しては生産統計調査委員の担当となっている。ただ、麦作付段別調査は、個票を伍長が取纏め、区長経由で村役場に報告することになっており、統計調査委員の担当ではない。この理由は明らかではないが、おそらく個票調査であることが原因ではないかと考えられる。この年、貯金票や麦作付段別調査、食用及特用農産物調査など７種類の農商務統計に個票調査が取り入れられたことは注目に値する。農商務省あるいは県より、どのような指示が出されたものか不明であるが、統計調査委員制度と個票調査は、統計調査の精度をあげる要因となったものと考えられる。

３・４　大正10年の産業統計調査区・調査員制度

農商務省および県による制度の改正

生産統計調査委員の制度が発足した６年後に、農商務統計報告規則（大正１０年６月２８日農商務省令第１９号[36]）により、この制度は大きく改変された。

栃木県はこの農商務省令に従い、県訓令甲２７号（大正１０年９月３日県報号外）で農商務統計改正要項ならびにその解説を発表し、これを受けた那須郡

役所は9月１９日、町村産業統計主任会議を開催して趣旨徹底をはかったのである。

農商務統計報告規則を見る限り、第３条で「市町村長は前二条の調査に従事せしむる為市町村の区域を調査区に分ち各調査区に調査員を置くへし」としているのみで、具体的な規程はないが、栃木県訓令では農商務統計様式改正要項中の第４～６項によって、調査区および調査員設置に関する規程を、より詳細に示している[37]。この改正により、１）名称は生産統計調査委員から産業統計調査員へ、２）調査区は大字１区から１区２０世帯程度に細分され、３）調査員の調査対象は大正３年の米麦・養蚕に限らず、農商務統計全般にわたることとなった。

武茂村における制度の発足と運用

大正１０年に改正されたこの制度が、村内でどのように実施されたのかは、簿冊⑤および⑥により明らかになる。大正１４年１月に兵庫県多可郡中町より武茂村に対し、この制度についての照会があり、次のような回答が出された。

武茂村は２９の調査区に分けられ、各区に１名の調査員が置かれた。調査員はそれぞれ１７戸程度の調査を担当した。調査費が計上され、少額ながら報酬が支払われたことは、村の名望家による名誉職的色彩の濃い従来の調査委員から、僅かながら性格を変化させてきたことを示すものといえよう。また時代は少々下るが、昭和１３年の文書綴に[38]、昭和１４年２月２４日付武茂村煙草耕作組合発、調査員秋元勇之助外２８名宛の文書が見え、「昭和十三年嘱託致候調査員手当支給可致候」の記述がある。煙草耕作組合の調査員の職務は葉煙草収穫量目の調査で、産業統計調査員と同数の２９名である。２９区の区分け方法について、旧来の行政の最末端を担う伍組３、４組を１区として調査区とし、伍長の代表１名が調査員となったと考えることは、そう的はずれではないであろう。

武茂村の隣村である境村では、栃木県の農商務統計様式改正要項第４項の１区２０世帯前後という規定にもかかわらず、依然として大字１区の調査区を設置している。すなわち、大正１３年、村長発、那須郡長宛の「農商務統計報告規則第三条による調査区並調査員に関する報告」[39]には、村内８大字をもって８農区が設定されていたものを、そのまま調査区にあて、「本村にては各大字

農区長をして調査員に当てたるを以て農区長給を以てす」と、調査員手当の別途支給も行われていない。村の段階では県訓令も必ずしも厳格に守られていたわけではなく、県の方針を周知徹底させるには時間が必要であったと見るべき

（資料：武茂村の回答）

一、統計調査組織機関の大要

調査区数	調査員数	調査員平均 一人担当戸数	同左耕地反別
二九区	二九人	一七戸	一四町四反

年齢別調査員数

五十一才以上	五十才以下	四十才以下	三十才以下	二十才以下
一人	一二人	一二人	四人	

二、統計費予算の内容（十三年度分）

総額	調査員手当	同左			其ノ他
		平均一人当	最高	最低	
二二〇円	一七四円	六円	六円	六円	四六円

三、統計調査員訓練の方法
　　年数回会同し指導訓練す
四、統計材料募集の様式及方法
　　別冊係員執務心得書の通り
五、統計報告期限励行に関する特種施設
　　参考として別冊係員執務心得書を調査員に配布しあり
六、統計思想普及に関する特種施設
　　講演及印刷物配布
七、統計調査員優遇に関する特種施設
　　総ての挙式に招待す
八、町村是其の他統計的特種施設
　　村内を四区に分ち毎年成績優良区を表彰す
九、統計利用に関する施設
　　各種統計なる毎に印刷配布す
十、統計に関する規程類其の他
　　添付書類の通り

であろう。

武茂村における調査員による統計調査の実態については、係員執務心得等のマニュアルが残存せず、調査規程や統計材料収集の様式・方法等の詳しいことは不明である。ここでは、簿冊⑥に収録されている諸統計の調査依頼状およびその雛形により、当時の調査の実際を見よう。ただし、この簿冊は大正１４年７月以降の調査については散逸してしまっているので、武茂村におけるこの年次の総ての調査ではないが、以下の２つのタイプに分類した。

①村長から区長にあてた表式調査で、雛形に調査員調査と明記されているもの(１１表)

民有林野人工造林調、民有林野天然造林調、民有林伐採調、木炭生産高調、造林用苗木調、桑畑・茶畑・楮畑調、楮及三椏調、春蚕掃立予想、春蚕掃立調、春蚕収繭高調、麦予想収穫高調

②村長から区長にあてた個票調査（１表）

諸作物作付反別調

次に雛形および依頼状の代表例をあげよう（次ページ資料参照）。

３つの雛形のうち、１と３が表式調査、２が個票調査であるが、いずれも区長宛に依頼状が出されている。この事実は、村内の行政機構の末端に位置する区長が区内の調査員を統括していたことを物語る。また前出の、統計調査組織に関する回答中の第８番目、「村内を四区に分ち毎年成績優良区を表彰す」という文言には、区長が統計調査の責任を負っていた姿が表現されている。なお、作付段別調（雛形２）に見られる個票調査についての統計調査員の係り方を示す資料は残っていないが、調査区に含まれる戸数（１区平均１２３戸）から見て、区内の個票を区長がとりまとめるとは、考え難い。１７戸程度を担当する統計調査員がその任に当たっていたと考えるのが自然であろう。

家禽調査にみる個票の導入

前述のように、大正14年の簿冊⑥は７月以降の資料が欠落しており、個票調査は１表（作物作付反別調）残存しているのみである。しかし、前出の栃木県訓令甲２７号の第５項「町村は各調査の着手期限数日前に於て小票又は報告用紙を調査員に配布し・・・」に見られる通り、栃木県の方針として、個票が相当数の調査に用いられていたことは、明らかである。既に武茂村においては、大正８年には７表の個票調査が確認されている。他に同年から小学校児童を調

査員にあてた、学校あげての家禽調査が、個票により行われたようである[40]。

（雛形１：春蚕）

第　　区調査員

大正十四年春蚕収繭高調

黄白の別	上　繭			玉　繭			屑　繭			氏　名
	数量	価　額		数量	価　額		数量	価　額		
	㎏	円		㎏	円		㎏	円		

（雛形２：作付反別調）

氏名

大正十四年　作付反別調

種別		作付段別		種別	作付段別	
		反	畝　歩		反	畝　歩
水稲	モチ			コンニャク		
	ウルチ			サトイモ		
陸稲	モチ			サツマイモ		
	ウルチ			ジャガイモ		
大豆				キウリ		
アワ				ナス		
ヒイ				ゴマ		
ワタ				ショウガ		
トウモロコシ				トウガラシ		
小豆						

注意　段別は歩まで書くこと
　　村外に作付したるものはのぞくこと
　　七月十日迄に提出すること

（雛形３：麦予想収穫高）

第　　区調査員

大正十四年　麦予想収穫高調（五月十二日の状況）

	種別	一反分当収穫高
田	大麦	合
	裸麦	
	小麦	
畑	大麦	
	裸麦	
	小麦	
記	麦作の状況 （一）　気候の適否（風雨、寒暖、乾湿等の麦作に及ぼせし景況を左の二項の下部に記載すること） （イ）播種より出穂迄の間（以下略：引用者）	

五月十七日迄に報告すること

この家禽調査は、旧村の組織の最末端としての伍長が取纏める個票調査とは、意味あいの多少異る調査手法である。ここで、この方式にについて簡単に触れておくことにしよう。

大正１４年６月６日付那須郡勧業課長より村長あての「家禽調査に関する件に付通牒」（簿冊⑥）には、次のように記されている。

大正八年五月以来小学校児童をして毎年六月末日に於て施行し来りたる家禽調査は各位の御尽力に依り統計思想普及上相当の効果を収めつゝあるを被認候処今秋は国勢調査の施行せらるゝ折柄にも有之之れが調査は一層有意義のものと思料せられ候

大正９年の第１回国勢調査に先立ち、大正８年から毎年６月末日をもって、小学校児童により一斉調査を行っているのである。栃木県におけるこの家禽調査の個票の書式は未見であり、調査の実態は不明であるが、第１回国勢調査を控えた大正８年に、学校をあげて行われたこの調査は、第１に、当時の村の知識階級である教師は調査の準備、児童の指導、審査、集計等の実務を習得し[41]、第２に、児童は自分の家や隣家の鶏についての綿密な調査に参加することで、統計への理解を得、親しみを覚えるという教育的効果があがり、国勢調査実施のための有効な準備となったものと推測される[42]。

３・５　表式調査と個票調査をつなぐもの

個体情報記入方式の表式調査

つぎに、大正８年の調査に先立つ大正４年における武茂村の家禽調査の実態について述べよう。簿冊②によれば、家禽調査は村長より区長あての調査依頼状（６月２４日付）つきの雛形により行われた[43]。各大字の区長より区内の伍長に配布され、伍長が自らの伍組内の養鶏農家を戸別に調査したものと考えられる。武茂村におけるこの調査の雛形の最も著しい特色は、表式調査の形をとりながら、養鶏農家各戸のデータが一表中に記入され、各項目別に集計可能な点である[44]。母集団の大小にかかわらず、一農村の行政組織の最小単位である伍組の、その構成員である数戸づつを調査対象にする、すなわち各戸を基本報告単位とすることは、狭義の表式調査であっても当然可能である。この点で、

この形式は表式調査と個票調査をつなぐものと考えられる。厳密な意味でのデータの審査がどの段階でなされるのか全く不明であるが、この調査方法を採る限り、少なくとも村役場の段階で、前年のデータに多少の加除を施し、新年度の統計報告表を作成するという、いわば捏造といって良い方法は採り得ようもない。

家禽表

大正四年六月廿四日　伍長　殿

	飼養数			産卵数		氏　名
	成鶏	雛	価格	個数	価格	
鶏	羽	羽		個	厘	
〃						
〃						
〃						

一、産卵数は前年七月より本年六月に至る一ヶ年に付調査すべし
一、雛は鶏、鶩とも孵化後六ヶ月未満のものを記入すべし

注４２で取り上げた明治４０年の千葉県の例では、個票調査の採用により精度が大幅に改善されたとされている。ただ、武茂村についていえば、この個体情報記入方式の表式調査から個票調査に代ったことで、どれ程の精度の向上があったかは、当センター所蔵の武茂村役場旧蔵簿冊中、家禽表の記入表が明治４２年、大正６年、１０年、１１年の４時点のみで、結論を導き出すには資料数が少いので、確定的なことは述べられない。とまれ、武茂村においては、このような個体情報記入方式の表式調査が行われることによって、個票調査に近いデータが早くから得られていたと考えて良いのではなかろうか。

そこで、次に問題になるのは、個票への記入自体がどこまで正確になされたかという点であるが、この問題については、本稿では明らかにしえなかった。別の機会に譲ることとしたい。

個体情報記入方式による調査の実態とその意義

本稿でとりあげた調査員制度にかかわる３回の調査（大正４、８、１４年）について、各調査表の形式を見ると、表式調査には区単位で集計データを記入する方式と個体情報を記入する方式との２種がある。個々の表がいずれの方式

によるかを決定する基準は必ずしも明確ではないが、概ね区集計データ方式のものは作柄予想や作柄の景況調査であり、詳細な収穫高や作付段別は個票あるいは個体情報記入方式の表式調査である。

表３・１にも示すとおり、大正４年においては、表式調査１６表中、個体情報記入方式は１１表あり、このうち、５表は伍長調査と明記されている。大正

表３・１　調査方式別調査一覧

		大正４年		大正８年		大正１４年	
		表数	表名	表数	表名	表数	表名
表式調査	個体情報記入方式	１１	馬匹現在届、桑畑及茶畑、春蚕、家禽、麦、米実際作付反別、製茶、夏秋蚕収繭表、食用及特用農産物調、蒟蒻畑作付反別調査、養蚕掃立枚数調	１７	春蚕調査表、夏蚕調査表、春蚕収繭高表、夏蚕収繭高表、秋蚕調査表、秋蚕収繭高表、晩秋蚕調査表、晩秋蚕収繭高、楮調査表、家畜調査表、木炭生産高調査表、造林用苗木調査表、藁細工生産高表、林野産物調査表、桑畑・茶畑調査表、製茶表、蕎麦及秋小豆栽培段別調査表	１０	民有林野人工造林調、民有林野天然造林調、民有林伐採調、木炭生産高調、造林用苗木調、桑畑・茶畑・楮畑調、楮及三椏調、春蚕掃立予想調、春蚕掃立調、春蚕収繭高調
	区集計情報記入方式	5	［第一回］米作収穫高予想表、稲架干実行反別報告、輸入馬匹調、米作収穫高第二回予想表、玄米	9	春蚕状況其他調査表、麦予想収穫高表、春蚕生育ノ景況及予想収繭高表、麦収穫高、米第一回予想収穫高表、米第二回予想収穫高表、米収穫高表、漁獲物、稲架乾実行反別調	1	麦予想収穫高調
個票調査		1	会社票	6	貯金票、麦作付反別調査小票、果実調査小票、食用及特用農産物収穫高調査小票、食用及特用農産物調査小票、諸作物作付反別調	1	諸作物作付反別調

＊調査方法の判明するものに限る。

８年では個体情報記入方式の表式調査は２６表中１７表で、これらは区長および生産統計調査委員の担当であると資料上は表現されており、伍長の担当する調査は個票調査に限られている。しかしながら、大正６年の村役場作成の統計報告書中関係戸数が明記されているもの[45]を見ると、養蚕は飼養戸数７８戸であるから、４人の生産統計調査委員が１人あたり２０戸弱を担当すれば調査可

能であるが、家禽飼養戸数２３８、製茶戸数２３６となると、１人あたり単純計算で６０戸となり、正確な調査に支障を来すのではないかと思われる。大正４年の調査における伍長の介在という実績を考慮すると、表式調査といえども、個体情報記入方式をとった調査は、資料上に明記されてはいないが、伍長あるいはそれに代わる補助員が介在したのではないかと考えるのが自然であろう。さらに大正１４年の調査は資料が半数程散逸しているが、表式調査１１表中、個体情報記入方式に依るものは１０表を占める。この年の調査は、大正１０年の改正によって産業統計調査員が２９名に増員されたことにより、調査全般にわたり１名あたり１７戸程度を担当することになって、個体情報記入方式調査においても伍長あるいは補助員の直接の介在は解消されたと見るべきであろう。

そもそも産業統計における個票調査の導入は、明治２７年農商務統計様式改定により、会社票、工場票が個票化されたことに始まる。従来の表式調査からの脱皮が図られ、厳密な個票調査により均質性が高まり、調査項目別の集計処理が可能となって、精度を上げることができたとされている。

前述のとおり、栃木県では、大正３年の農商務統計様式改正に先立ち、各県の現行様式の調査を行った際、すでに産業統計に個票調査を導入している県が僅かながら存在したことが判明したため、これに基づき、栃木県も麦表作成に個票の導入を示唆している。武茂村ではこの時点での個票調査は会社票１表のみであったこと、大正８年に至り７表の個票の存在が認められるに至ったことも前述のとおりである。しかしながら武茂村内における調査には、これらの個票調査の他に、表式調査の形をとりながら１表中に複数の調査事項について個体情報を記入する方式が数多く見られるのである。これらの多くは、おそらくは伍長が伍組内の各戸を戸別に調査し、個人名入りの１表にまとめ、これを区長のもとに収集して村役場に提出し、ここで初めて集計を行うという方法がとられたと考えられる。

村内における個票調査も、この方式による表式調査も、どのようなデータの審査が行われたのか、村レベルの行政資料では明らかにすることができない。前述したように、県や郡が抱く町村役場の統計実査態度への不信、すなわち「疎慢に流れたる習慣」[46]や、「唯前年の統計に就き加減改調し報告するもの多きを以て杜撰の点多く」[47]等の表現は、それぞれの時代の一般的傾向を指し

ているものであろうし、また境村との比較[48]により明らかなように、村役場の個性によるところも少なくない。しかし、武茂村における調査は、村落共同体的規制が生きていたこの時代の村内調査であり、しかも個人名入りのデータを基礎にしている。ここから得られる村内集計データが、昨年のデータに少々の改変を加えたという意味で「杜撰」な統計報告では、あり得ようがないだろう。ただ村落共同体的規制がいかなるばあいにも統計の精度を上げるのに役立つとは限らず、むしろ逆の方向に働くばあいさえあることも否定できない。

以上に見てきたとおり、武茂村の行政資料に表われる限り、大正初期から、表式調査と個票調査をつなぐ中間的方法が存在し、その実際の運用は、江戸時代以来の人間関係を前提とした「伍長」等による調査によっていた。この点は注目されるべきである。

３・６　むすび

明治から大正にかけての武茂村における統計調査は、村内の大字（区）単位で行われ、調査組織の最末端としての伍長の存在と、個体情報記入方式の表式調査が注目される。大正４年の生産統計調査委員制度の導入により、米麦、養蚕等の重要農産物に関しては旧来の区をそのまま調査区とし、調査委員による調査と、従来通りの区長―伍長調査の２つのルートができ上がった。より正確な調査への要望から、大正１０年、新たにさらに小規模の調査区を設け、それぞれに産業統計調査員がおかれた。ここに総ての産業統計は、この調査員の担当するところとなり、区長経由で村に報告されるという一本化が図られた。ここでは形式的には伍長の介在は認められない。しかし武茂村における明治末から大正の産業統計調査の変遷を見ると、農商務省の制度として小規模の調査区が求められるのは大正末年であっても、実態としてはすでに明治末あるいは大正初年に、伍長調査という形態をとって小規模の調査区による調査が行われていた。その上、個体情報記入方式の表式調査が主流を占めていた。武茂村における統計調査のあり方を見る限り、江戸時代以来培われた村の伝統をふまえて、小規模の調査区・事実上の個票調査という２方式は行われていたと推察され、国の制度は、村の実態を追認したかのように見える。

残念ながら、本稿では調査委員および調査員の村内における社会的地位については明確に言及することができなかった。つまり、大正４年のこの制度発足

時の４名の調査委員と区長との関係、農会、または青年会における地位は不明である。また、大正１０年の調査員についても同様に、従来の伍長との関係や煙草耕作組合における地位についての手がかりは得られなかった。今後の課題である。

３・７　補論：村の行政区画と組織

大正期の武茂村内における統計調査の制度と実態を、役場資料によって検討する過程で、この時期の村を構成している区と伍組が重要な役割を担っていることに気づいた。そこで、ここでは明治以降の栃木県における行政区画の変遷と村落共同体を形成している江戸時代以来の村との関係について、概観しておきたい。

明治５年、行政区画としての大区小区制が発足した。『栃木県史』[49]は、大区小区制施行当時の旧村内における行政補助組織について、宇都宮県を例にとり、次のように記している。

> 村には正副戸長[50]の他に、五〇戸に一人の見積で村惣代を置き、また、五戸を一伍として伍長が設けられた。村惣代は、宇都宮県が廃されて栃木県に管轄されて以後は用掛と改称されているが、村惣代の職務は「村限の用弁」のために設置されたもので…中略…、はじめ租税事務は取扱はなかったが、後には戸長の下で一村の租税事務も行うようになった。伍長は「其伍中を一家内の如く総テ懇切に世話」致すことを職分とし、戸籍・徴税・布告類の伝達・相互扶助等、戸長の指揮下にあって地方行政の最末端を担った。

こうして栃木県では、大区小区制の「府県－大区－小区」という中央集権的な制度を補完するものとしての、旧村単位の用掛や伍長の活用が図られたのである。

しかしながら、人々の生活単位としての旧村を、たてまえ上無視するこの制度は、各地でさまざまな軋轢を生んだ。このため、明治１１年、郡区市町村編成法により、江戸時代以来の旧村が行政区画として復活した。小区内の最末端組織である伍組は共同体の最小単位であるから、容易に消え去る性質のものではなく、後述するように、村の生活の中で隣保組織として長く生き続けた[51]。

明治１７年には平均５町村、戸数約５００戸を標準として戸長役場を置くこ

とに改正された。これは旧村に一つづつおかれた戸長役場を廃止して、数町村が連合した区域を行政単位とした町村連合体に、連合戸長役場が置かれた。市町村制の先駆となったものである。

明治２２年には、市町村制が施行され、旧村５～６村の合併が行われた。行政単位のこの広域化に対処する手段として、行政区が設けられた。すなわち、新町村を数区に分かち、区長および代理人を置いて実務にあたらせた[52]。この行政区の区画は、旧村の区画とほぼ一致し、旧村の名称は大字として残存を認められた[53]。

明治・大正を通じて、区長はそれぞれの区内の統計調査の責任を負い、伍長は区長の下にあって伍組内の調査にあたっていたことは本論で述べたとおりである。市町村制により、行政村としての「旧村」は制度上は否定されたが、生活圏としては行政区として制度化され、その区長の下で旧来の「伍組」と共に、明治から昭和に至るまでの長期間、村政のさまざまな場面で機能し、生き続けた。

そのことを示す例のひとつとして、武茂村および境村各役場資料に見られる「部落協議費調」をあげよう。まず武茂村役場資料によると、大正１３年７月２８日、那須郡役所庶務課長より武茂村村長宛に「大正十二年度部落協議費調」が様式つきで照会された[54]。これをうけて、村長は各区長あてに「大正十二年度部落協議費（区費）調」を同様の様式つきで照会し、各区から回答を得、村合計を算出して報告書を作成の上、郡役所に提出した。また、境村役場資料によると[55]、昭和７年５月に栃木県報第５４１号をもって、栃木県内務部から照会が出され、これに応じた境村の調査「昭和六年度　部落協議費調」は、武茂村と同様の手順を踏んで県に報告された。

部落協議費は、主に地価割、戸数割等の村税に対する付加税の形で徴収され、様式上では土木費、警備費、神社費、勧業費等を含む７～９項目の支出で構成されている。この項目は、大正１２年（武茂村）と昭和６年（境村）との間で、支出項目に多少の異動（たとえば「衛生費」は昭和６年度には見られない）はあるが、基本的には同じである。しかし、実際の支出項目や徴収方法（基準）については、各部落間の差異が目立つ。すなわち、区の規模により協議費の額の多寡があるのは当然として、大正１２年の武茂村の例では、神社費のみを計上している部落や、勧業費に最多額を支出している部落がある。また

徴収基準は、戸数割等級によるものが一般的ではあるが、均等割（「平頭割」と表記されている）もあり、また、住民からは徴収せずに「渡船収入」によっている部落もある。

江戸時代以来の旧村は、公的には法人として認められなかった。しかし、大字、区あるいは部落とさまざまな名称を用いながら、新しい行政町村の下部組織として、村政の円滑な遂行を助けるという基本的機能を、明治、大正、昭和を通じて担い続けたと考えられる。その際、各旧村の独自性はある程度まで尊重され、それぞれの実情に即して自らの手で土木、勧業等の事業を行い、神社等の管理維持に係る等の活動を行ったのである。

また、区の予算を執行する区長は、区内の活動を律するある種の権威をもったものと思われる。おそらく区代表として、村会議員選挙に深く係る立場であり、このことを通じて支配系列上、重要な地位を占めたものであろう。

大正時代、徴税事務に区長および伍長が関与していたことを示す境村の資料「町村国税事務取扱順序第百二十三条に依る大正十二年中納税施設事項実行状況報告書」[56]によると、同村では、課税実務は、大正１１年までは納税告知書を役場から区長に送り、区長はそれぞれの大字の状況により納税義務者に直接配布するか、もしくは伍長に配布して伍長から各戸に配布する形で行われた（納税事務は、この逆の手順）。伍長が村政の末端組織として働いた一例である。なお１２年以降は、区長の下に若干名の納税取扱委員をおき、納税金とりまとめに際しても、この委員が集めて区長に届け、区長は役場に納めるという方法に変わった。また納付奨励のため、委員および区長に手当を付けたという記述がある。この方法は統計調査委員の制度と同じ発想に基づくものであろう。

以上のように、江戸時代以来の村落共同体としての旧村と、五人組の明治版である伍組は、政府の構築した制度により解体されたとは言い難い。生活に根ざした村の構造は、長く村人の生活を支えた。外見上は近代的な行政組織も、末端では旧慣を行政が積極的に利用することによって成り立っていたといえよう。

[1]明治１２年の「福島県勧業諮問会日誌」に於ける改善意見。原【１９８０】２４９頁参照。ただし、原文は正字体カタカナ書きであるが、引用に際して可能な限り常用漢字体ひらがな書きに改めた。また、原文は縦書きであるが、横書きに改めた。以下、本文中の引用に関しては、総て同じ処置を施した。
[2]「１－＊＊」「２－＊＊」等は、当センターが付与した資料番号を表す。以下②～⑥の簿冊についても同様である。また［　］内のタイトルは、表紙を欠くため、便宜的に付けたことを示す。
[3]農林省農林経済局統計調査部【１９５８】ｐ１７８
[4]栃木県【１９７４】ｐ３８１
[5]栃木県【１９７４】ｐ３９７
[6]栃木県【１９７４】ｐ４００
[7]栃木県【１９７４】ｐ４０１
[8]栃木県【１９７４】ｐ３９５
[9]農林大臣官房統計課【１９３２】ｐ３２６
[10]「報告規定は各府県の郡市町村に、統計に従事する吏員の事務を補助せしむるために、適宜に若干の統計調査委員をおくことを主眼としたもの」と述べている（１２２頁）。
[11]原は、「統計調査の最先端組織は町村段階に置かれ、町村役場の調査能力を補填増強するために、統計調査委員が郡市町村等適宜の区画に設置された」とし、さらにこの時代は、市町村制発足間もない時期で『明治前期における末端調査組織を構成していた旧村落は「農商務統計調査規定」の面からも一応抹殺される』としている。（原【１９８０】２５６～２５７頁）
[12]栃木県行政資料（栃木県立文書館所蔵）　資料番号８５９
[13]財政的裏付けを欠くことが、この制度の実効性を薄くしていたものと考えられる。
[14]栃木県行政資料（栃木県立文書館所蔵）　資料番号２４３０
[15]栃木県行政資料（栃木県立文書館所蔵）　資料番号２４３４
[16]この結果、県には、郡と町村とのやりとりを示す文書が提出されたわけであるが、この内容については、第４章補論で触れることにする。
[17]栃木県行政資料（栃木県立文書館所蔵）　資料番号２４３０
[18]栃木県行政資料（栃木県立文書館所蔵）　資料番号８５８
[19]この点に関して詳細は、別項に譲る。
[20]栃木県行政資料（栃木県立文書館所蔵）　資料番号７２９
[21]現勢調査簿などを念頭に置いたものと考えられる。
[22]こうした認識のもと、県や郡が、報告されてきた数値をどのような方法でチェックしたかについては、第４章で詳説する。
[23]資料の原文は、以下の通り：
「九、麦表調査ニ関スル件
（１）本年ノ産麦ハ検査ヲ施行セラルヽニ付其ノ結果ト甚シキ相違ヲ見ル如キコト

ナキ様特ニ注意セラレタシ

（2）本表ハ此際左記方法ノ中其ノ地方ニ適切ナルモノヲ撰シ調査ヲ実施セラレタシ

第一、小票ニ依ル調査

各戸ニ小票ヲ配布シテ作付段別、収穫高等ヲ記入報告セシムルモノニシテ此ノ場合ニ於テハ租税徴収用ノ調査ト誤解セラレサル様調査ノ趣旨ヲ周知セシムルヲ肝要トス

第二、委員ヲ設ケテナス調査

町村ヲ適宜ノ区域即チ大字、字等ニヨリ数区域ニ分チ（成ル可ク細別スルヲ可トス）其ノ区域毎ニ統計調査委員ヲ置キ之ヲシテ其ノ区域内ノ作付段別ヲ調査シ成熟ノ良否ヲ実地ニ見定メ之カ報告ヲ作成ノ上役場ニ提出セシムルモノニシテ比較的簡易ノ方法トス

第三、坪刈ニ依ル調査

此ノ方法ハ第二ノ方法ト同シク町村ヲ大字等数区域ニ分チ其ノ区域内ニ於ケル上中下ノ作柄ニ就キ坪刈ヲ為シ且其ノ区域内ノ実際作付段別ヲ調査シ之ヲ上中下ノ三等ニ分チ之ニ坪刈収穫高ヲ乗シ之ヲ合算シテ収穫高ヲ算出スルモノニシテ此ノ場合ニ於テハ坪刈ヲ最モ厳密ニナスヲ要ス」

以上、栃木県行政資料（栃木県立文書館所蔵）　資料番号７２９

[24]その部分を抜粋すれば次の通りである：

「一作付段別及収穫高ノ調査ニ付テハ市町村ヲ適宜ノ調査区ニ分チ一調査区毎ニ統計調査委員ヲシテ成熟期ニ於テ実地ニ付左ノ方法ニ依リ調査セシムヘシ

一、先ツ粳米、糯米ニ付各早、中、晩別ニ其ノ作付総段別ヲ調査シ更ニ之ヨリ無収穫地段別ヲ控除シ各其ノ総収穫段別ヲ調査シ

二、次ニ粳米、糯米ニ付各早、中、晩別ニ農業ニ関スル学術若ハ経験アル者三名以上ノ意見ヲ参酌シ又ハ標準ト認ムヘキ地区ニ付坪刈ヲ行フ等正確ヲ期シ得ヘキ方法ニ依リ一段歩当リ収穫高ヲ調査シ

三、右ノ調査終リタル後粳米、糯米ニ付各早、中、晩別総収穫段別ニ一段歩当リ収穫高ヲ乗シタルモノヲ以テ調査区ニ於ケル其ノ総収穫高トス

一以上ノ調査ヨリ更ニ精密ナル方法ヲ用ヰル場合ニ在リテハ特ニ本規定ニ依ルヲ要セス」

（米麦の注意書の一部）

「一第一号米表ノ注意事項ハ本表ニ之ヲ準用ス」（麦表）

「一収繭高ハ収繭ノ季節ニ於テ市町村統計調査委員ヲシテ左ノ方法ニ依リ調査スヘシ

（中略）

一、先ツ各戸ノ蚕種掃立枚数ヲ調査シ

二、当年ノ豊凶ニ鑑ミ蚕業ニ関スル学術若クハ経験アル者三名以上又ハ蚕糸会若ハ斯業ノ団体ニ就キ其ノ意見ヲ参酌シ其ノ市町村ニ於ケル蚕種一枚当ノ収繭高ヲ調査シ」

（春蚕表）なお、夏蚕表や秋蚕表の調査は「春蚕ニ同シ」とされた。

以上、農林省大臣官房統計課【１９３２】５８１、５８２頁

[25]資料の原文は次の通り：

「第二十二条　市町村長ハ其ノ市町村ノ地勢、生産者ノ多寡及土地面積等ヲ参酌シ適宜ニ調査区ヲ設ケ統計調査委員ヲシテ其ノ調査区内ノ調査ヲ為サシムヘシ
第二十三条　前条ノ統計調査委員ハ之ヲ市町村吏員ニ命シ又ハ市町村農会員、青年会員其ノ他篤志者ニシテ実業ノ状況ニ通シ且統計調査ニ適当ナル者ニ嘱託スヘシ
第二十四条　統計調査委員ノ職氏名ハ任命、嘱託又ハ異動ノ都度直近上級官庁ニ報告スヘシ 郡役所 ニ於テハ町村統計調査委員名簿ヲ備ヘ前項ノ報告ニ基ク記載及加除ヲナスヘシ
第二十五条　統計調査委員ニハ可成手当ヲ給スヘシ　（この条は全文抹消されている：引用者）」
以上、栃木県行政資料（栃木県立文書館所蔵）　資料番号８５９
[26]農商務省ないし農林省が調査区の設定基準として大字・小字等の区画の活用を指示するに至るのは大正１４年である（大正１４年１０月２８日農商務省令第２５号農林省統計報告規則）。
[27]栃木県行政資料（栃木県立文書館所蔵）　資料番号８５９
[28]武茂村役場資料 、１－１４（簿冊②）による（以下、冒頭にあげた６冊の簿冊に収録されている村役場作成資料については注記を省く）。以下、少々長文ではあるが、実査の手数を嫌う傾向や、課税の下調べと誤解するむきがある等の当時の統計調査の実状を窺わせる興味深い部分もあるので、資料の全文を掲げよう。なお、［ ］内は県通牒に用いられた文言中、郡の通牒と異なる点である。県から郡へ、郡から町村へと下達された文書の形式も併せて検討できよう。

「改正報告例第二十二条により設置すへき［市町村］町村統計調査委員の選任に関し注意すへき要項は過般［郡市役所主任者］勧業統計主任者会同の際指示置候へ共多数の［役所］役場中には旧来の慣行に泥み統計を実査するを以て非常の手数とし特に委員をして調査せしむへき旨定められたる米、麦、養蚕の如き重要なる統計に於ても其の実施を等閑に附せんとする向有之やに聞及候へ共右は統計の正確を期するに必要なるものとして本年より全国劃一に施行せらるゝものに候条万一［県］郡内に於て［一市町村］一町村にても其の設置を怠り若は設置をなすも形式に止まりて充分に活動せさる向有之候はゝ全国劃一の主義に戻り計数の精確を害しために従来に勝るものとして今回の調査に信頼する一般の人士に誤謬を伝へ延ては社会に種々なる不利益を醸成するに至るへく候に付此際特に［御督励］御留意の上右様の向絶無なる様充分御尽瘁有之度民間に於ては統計の調査を課税の下調と誤解して兎角数量を隠蔽する傾向有之甚たしきは［役所］役場の吏員又は統計調査員中にも此誤解を［懐く］抱く者有之やの趣に候へ共斯くては到底正確なる計数を得難く候条此点に就きても亦特に御配慮の上［其の疑団］其疑を氷釈せしむる様［御努力相成度］致度殊に統計の材料に供するものなることを明示して個人より聴取したる書類を妄に他に提示するか如きは民間の疑念を深からしめ延ては調査の妨害となるものに候間［市町村］町村吏員及統計調査委員に対しては此点最も［注意致候様御示達相成度］注意相成度依命此段通牒候也」
[29]旧村三川又村は天保５年の「下野国郷帳」には「三川又新田」と記載され、那珂

川が分流して三又（みつまた）の地形を形成している地域で、旧村の面積は武茂村内で最も狭い。町村制施行後には三川又村は西武茂村の大字として存続しているが、大正３年当時、行政区としては北向田と合併されて１区をなし、栃木県史、通史編６、近現代１　１０８３頁によると現在、馬頭町内の旧武茂村所属の大字名一覧からも抹消されている。

[30]職務規程と名付けられているが、内容は調査心得である。

[31]松田【１９７８】の定義によるならば、「表式調査」とは江戸時代以来の「書き上げ調査」に対する概念であり、①基本報告単位について網羅的なリストができていること、②調査項目の意味が特定化されている（調査表が決められている）という、２個の条件を満足するものをいう。この「表式調査」の中で、報告単位と調査単位とが一致するものを「個票調査」と呼ぶ。本文中の「表式調査」は、このいわば広義の「表式調査」から「個票調査」を除き、狭義で用いている。具体的に述べると、生産調査で、個々の生産者にあたって調査しても、報告が区なり村なりのレベルで集計されたものならば、それは狭義の「表式調査」である。これに対し、個々の生産者に関する調査結果が、結果表を集計する担当者まで直接報告されるならば、定義上、それは「個票調査」である。

[32]桑苗については調査依頼状のみで、雛形は綴り込まれていないため、タイプ別調査数に含まれていない。

[33]太田原税務署である。

[34]第１回米作収穫予想報告は区長宛に依頼状が出されている。

[35]食用及特用農産物に関する調査個票は２表あり、調査品目が異なる。

[36]農林省大臣官房統計課【１９３２】

[37]資料原文は以下の通り：

「四、調査区設置ニ関スル件

従来各町村ノ調査区ハ大字ヲ以テ一区域トナシタル例多シ右ハ何レモ多数ノ世帯ヲ有シ調査上困難アリシヲ以テ今回ハ寧ロ二十世帯ヲ限度トシ設置セバ一人ノ担当亦容易ニシテ且ツ正確ナル数ヲ得ルベキニ付相当留意ヲ望ム

五、調査員用紙配布ニ関スル件

町村ハ各調査ノ着手期限数日前ニ於テ小票又ハ報告用紙ヲ調査員ニ配布シ其都度調査記入ノ上報告セシメ且報告期限ヲ指定シテソレヲ厳守セシムルニ努メラレムコトヲ望ム

六、調査員ノ指導ニ関スル件

町村ハ調査員ヲ毎年二回以上召集シ調査方法其ノ他関係法令ノ適用等ニ附キ打合セヲ為シ正鵠ヲ期セラレムコトヲ望ム

以上、大正１０年の簿冊④

[38]武茂村役場資料「管内往復文書綴自昭和十三年至仝十四年　武茂村煙草耕作組合」（１－６０）

[39]境村役場資料「農商務統計綴　大正十三年度」（２－２１０）

[40]これらの個票調査は、事前に県あるいは郡の指導があって行われたものか、あるいは村が独自の判断で行ったものか不明である。

[41]国勢調査員に小中学校等の教師が任命されるケースは、頻繁に見られる。
[42]北垣増蔵【１９２１】（１９４～２００頁）によれば、家禽調査に学童を参加させ、個票による一斉調査を採用した最初の例は、明治４０年千葉県匝瑳郡および山武郡における調査である。千葉県では翌４１年には、千葉県訓令をもって、県下一斉にこの調査を行った。その後、滋賀県、石川県、富山県等で実施され、全国に普及した。千葉県下では、当時農家副業として将来性の認められる蚕、家畜、家禽等の飼育のうち、養蚕については、「曩年原票ヲ以テ各町村斉一ノ材料ヲ募集シ」とあるように、個票による全数調査が行われ、次いで家禽調査にこの手法が導入された。明治４０年の千葉県匝瑳郡と山武郡における調査手順は次の通りである。

「其調査ノ順序手続ハ如何ト云フニ小学校長ハ町村役場ニ図リ予メ其学区内ノ現住戸数ヲ調査シ次ニ養鶏戸数ヲ知リ之ニ拠リ家禽台帳ヲ設備シ小票一枚毎ニ飼養者ノ氏名ヲ記入シ更ニ大字毎ニ監督職員児童ノ受持区域ヲ定メ調査当日ニ至レハ職員及町村吏員指導ノ下ニ於テ児童ハ小票ヲ携ヘテ一斉ニ各戸ニ就キ票中ノ諮問事項ヲ尋問シ其答申ニ依リ小票ニ記入ス完全ニ小票ノ記入ヲ了レハ番号ヲ揃ヘテ直チニ学校長又ハ監督職員ニ提出シ而シテ学校長ハ総テノ小票ヲ整理シタル上ハ更ニ統計表ヲ調製シ町村長又ハ郡長ヘ対シ発送ノ手続ヲ為ス」

このような調査方法の結果、旧来の表式調査に比べると「両郡共飼養戸数及羽数ニ於テ俄然著ルシキ増減異動ヲ生シ特ニ産卵ハ実ニ驚クヘキ増加ヲ示セリ」という成果があがったとしている。

なお、この方法は、同じ千葉県下の安房郡和田尋常高等小学校において、昭和７年現在、型を変えることなく存続していたことが確認される（和田尋常高等小学校内郷土研究部【１９３２】１７，１８頁）。
[43]武茂村では鶩、七面鳥の飼養はごく少なく、調査様式の表頭にはあらわれない。
[44]この点に関連して、松田【１９７８】（７４頁）は「調査対象の数が比較的少ない工場、会社といった単位を基本報告単位とすることは、表式調査であっても、個別名を識別記号として列挙的に記載することによって実現することができる。明治１６年の通信様式のなかの『工場表』は、この一例である。」と述べ、母集団が小さい工場や会社は表式調査であっても、この一表の中に列挙的に識別記号を配することにより、基本報告単位を個とすることが可能だとしている。
[45]武茂村役場資料「諸統計報告書綴　大正六年」（１－１５）
[46]栃木県行政資料（栃木県立文書館所蔵）　資料番号２４３０（前出）
[47]栃木県行政資料（栃木県立文書館所蔵）　資料番号７２９（前出）
[48]境村は前出の調査区・調査員の設置における対応の遅れや、報告期限を遵守しない等の傾向が強い。
[49]栃木県【１９８２】５６、５７頁
[50]宇都宮県では小区（５００戸）に戸長１名、副戸長２名がおかれた。
[51]当センター所蔵の京都府与謝郡溝尻村役場資料の中の［京都府令達綴　明治１７年］（タイトルは資料整理上、当センターで付与した）には、令達類が「伍長」あるいは「惣代・伍長」宛の送り状付で廻達されている例が多く見られる。また有賀【１９６８】は、昭和１０年頃に調査した京都府中郡三重村大字三重での隣保制について

次のように述べている。すなわち、隣保４人内外で伍組を組織し、その長を伍長といい、他のメンバーを「触れ前」と呼ぶ。伍組は４つが集まって組となり、各組長は村内の区長や各委員の補佐を行い、各種決定事項や村役場よりの通牒令達を伍長に達し、伍長は伍組内の各戸に触れ渡す。この触れをうける４人内外の隣保が「触れ前」なのである（９７、９８頁）。

[52]町村制第６４条１項に「町村ノ区域広闊ナルトキ、又ハ人口稠密ナルトキハ庶務便宜ノタメ町村会ノ議決ニヨリ之ヲ数区ニ分チ、毎区区長及其代理各一名ヲオク事ヲ得」とある。

[53]町村合併標準第６条に「合併ノ町村ニハ新ニ其名称ヲ選定スヘシ旧各町村ノ名称ハ大字トシテ之ヲ存スルコトヲ得」とある。

[54]武茂村役場資料［雑書類綴　大正１３年］（１－３１）

[55]境村役場資料「雑件書類綴　昭和７年」（２－３１０）

[56]境村役場資料「租税関係綴　国税　大正１３年」（２－２１５）

4　県による調査結果の取りまとめと吟味

4・1　はじめに

第３章では、県による統計情報の収集のあり方について、町村レベルの調査の実態にまで遡ってみてきた。この章では、このようにして収集された情報を、県の統計担当者がどのように扱ったかについて調べることにしたい。具体的には、栃木県の統計関係行政資料のなかから、郡市町村から県の、内務行政の系列で情報が収集されたものを取り上げ、収集された個々の情報に対して県の担当官が行った照会[1]と、これに対する郡市の回答についてみていく。このことを通じて、主として以下の４点について明らかにすることが、本章のねらいである。

①県の官吏がどの項目を重視したか

②彼らが求めた情報の「正確さ」とは何だったのか

③郡市町村からの回答を県の官吏が吟味したとき[2]、どのような調査項目に関して「誤回答」が多く見られたか

④またその「誤り」の内容には何らかの傾向的な偏りが見られるか

以上である。

これらの点を調べるために、本章で利用した資料は、栃木県行政資料のうち、主として次の２点であり[3]、これを結果刊行物としての『大正五年度栃木県統計書』などで適宜補った。

地方門統計　産業（二）　　大正五年　　２４４７

地方門統計　産業（二）の二　　大正五年　　８６８

これらは、いずれも大正５年の県統計書を編纂する材料として調製された簿冊であると考えられ、内容は、郡市から県への報告、県から郡市への照会と郡市の回答、郡市からの報告受領期日一覧表（郡市ごとの成績表）、郡市への督促、そして県から各省庁（ほとんどは農商務省）への進達控などからなっている。簿冊表題および簿冊のなかに含まれる個々の文書の日付等から見て、この２冊は、内容的に継続するものと推定される[4]。また、ここに含まれるのは農商務系の調査であって、人口や学事、兵事などに関するものは、これらの簿冊には含まれない。　これらの簿冊に記録された統計調査業務の結果刊行物である『大正五年度　栃木県統計書』は、第一編「人口及

表４・１　調査項目一覧（県行政文書で参照できた分）

項目通番	調査項目（簿冊上の索引の項目）	県集計	郡市別集計	照会の有無	簿冊の番号
1	木蝋及缶詰				2447
2	蝋燭				2447
3	薄荷				2447
4	水産養殖	○	○		2447
5	屠殺	○	○	○	2447
6	民有林野被害	○	○		2447
7	漆器	○	○		2447
8	帽子	○			2447
9	莫大小	○			2447
10	麦稈経木及麻真田	○	○		2447
11	畳表莫蓙及花筵	○	○		2447
12	刷毛及刷子	○	○		2447
13	漆液	○	○	○	2447
14	絹糸紡績、寒天				2447
15	麻糸紡績	○		○	2447
16	製革	○	○	○	2447
17	機械製麦粉	○	○	○	2447
18	陶磁器	○	○		2447
19	漁業戸数及漁業者	○	○	○	2447
20	各種工産物	○	○	○	2447
21	会社	○		○	2447
22	煉瓦、瓦及土管	○	○		2447
23	造林用苗木	○	○	○	2447
24	工場			○	2447
25	織物	○	○	○	2447
26	工業用薬品	○	○	○	2447
27	和紙	○	○	○	2447
28	林野産物	○	○	○	2447
29	油類	○	○	○	2447
30	重要品県外輸出入	○	○	○	2447
31	民有林野天然造林	○	○	○	2447
32	民有林野人工造林	○	○	○	2447
33	民有林野伐採	○	○	○	2447
34	春蚕景況及収繭高予想	○	○		868
35	麦作予想	○	○		868
36	家禽	○	○	○	868
37	春蚕	○	○	○	868
38	桑苗	○	○	○	868
39	澱粉	○			868
40	桑畑及茶畑	○	○		868
41	麦	○	○		868
42	第二回米作予想高	○	○		868
43	米作第一回予想報告	○	○		868
44	緑肥用作物	○	○	○	868
45	製藍	○	○		868
46	製茶	○	○		868
47	夏蚕	○	○		868
48	秋蚕	○	○		868
49	養蚕戸数	○	○		868
50	天蚕、柞蚕	○	○		868
51	米	○	○	○	868
52	蚕糸類及真綿	○	○	○	868
53	難破漁船	○			868
54	石炭消費高	○			868
55	乳肉製品	○	○		868
56	食用及特用農産物	○	○	○	868
57	水産製造物	○	○		868
58	果実	○	○	○	868
59	漁船	○	○		868
60	家畜	○	○		868
61	漁獲物	○	○		868
62	乳牛	○	○	○	868

雑」、第二編「学事」、第三編「産業」、第四編「警察及衛生」の４分冊からなっている。今回利用できた２冊の行政文書は、このうち第三編「産業」の調査項目をほぼカバーしている。「産業」以外の３分冊分について、どのような形で行政文書が調製されたかは、今のところ明らかでないが、おそらく主題にしたがって別の簿冊が調製されたものと思われる。

以上のように内容的には偏りがあるが、あえてこの年次を選んだ理由は以下の通りである。第１に、この年次の資料が、他の年次に比較したとき、農商務系の調査に関して最もよく保存されていること。第２に、第３章にも述べたとおり、大正２～４年にかけ、栃木県が県報告例[5]の大改訂を行っているが、大正５年は、この改訂版報告例による初めての調査結果がまとめられた年にあたる。おそらくはこのため、例年になく県から郡市に対する照会が多い。いいかえると、回答者がどのような項目に関して比較的正確に回答し、どの項目に関して不正確な回答を寄せたかが、他の年次に比較してより明瞭にあらわれると考えられる。

表４・１は、上記２冊の行政文書に含まれる調査項目の一覧である。表中「県集計」「郡市別集計」は、簿冊のなかにそれぞれの情報が与えられているかどうかを示す。「項目通番」は、筆者が便宜的に付与したものである。

本章では、以下、これらの調査項目を、農商務統計様式中、①「工場票・会社票」と、②それ以外（以下「農商務系の調査一般」と呼ぶ）との２種に大別し[6]、それぞれについて県による照会と、郡市による回答のあり方を調べることにする。理由は、両者の間に調査方法や内容に大きな差異があり、同時に量的に見ても、工場票・会社票に関する照会が他の項目全部を合わせたのと同じくらい多量なためである。また、補論として、米麦の調査に関して、河内郡が管轄下の各町村に対して行った照会と、町村の回答に関しても触れる[7]。

４・２　一般の調査項目に関する照会と回答

照会の分布に関する概観

道府県の統計担当部局は、収集した情報に関して、実際にはどのような吟

表４・２　照会件数（調査項目別・照会内容別）

No.	調査項目	職工数	生産の有無	生産規模	生産戸数	生産量	単位当生産量	単価	投入産出割合	記入洩れ	照会なし・不明	その他	合計
5	屠殺					1	1	15					17
13	漆液		1			1							2
15	麻糸紡績											1	1
16	製革					1							1
17	機械製麦粉							2					2
19	漁業戸数及漁業者				1								1
20	各種工産物	1				26		2					29
23	造林用苗木		1	1		4	2			2			10
25	織物	1			3	5				1			10
26	工業用薬品		1									1	2
27	和紙		1										1
28	林野産物					2		3		1			6
29	油類	1				3			3				7
30	重要品県外輸出入		2			8		7					17
31	民有林野天然造林					2							2
32	民有林野人工造林						7					1	8
33	民有林野伐採			6		1	8	10				1	26
36	家禽					2		1			1		4
37	春蚕						1						1
38	桑苗			1				1					2
44	緑肥用作物			1			1						2
51	米						2	6			2	1	11
52	蚕糸類及真綿		1	1		4		7	2	5	1		21
56	食用及特用農産物			1			4	14		1			20
58	果実					2	7	3	4		1		17
62	乳牛					3					1		4
合計		3	7	11	4	65	33	71	9	10	6	5	224

味を加えていたであろうか。本節では、対象を農商務系の調査項目のうち、上記の理由から「工場」「会社」を除く部分に限定して、項目別にみた照会の分布、ならびに照会の内容について調べることにする。

本章で取り上げる資料に含まれる６２項目のうち、県による照会が行われている項目は２８（工場、会社を含む）であり、半数に満たない。これらのうち、米および麦については、県が訓令をもって、郡とその管轄下の町村との間でやりとりされた照会と回答まで直接に把握し、簿冊に綴じ込んでいる。他の諸項目については郡市レベルの報告までしか県ではとりまとめていないのと対比すると、これらの項目に対する県の注目度の高さが窺われる。いま、工場および会社を除く２６項目について、照会の内容ならびに郡市別の分布状況を表示すると、以下のようになる。

表４・３　照会件数（調査項目別・郡市別）

No.	調査項目	宇都宮	安蘇	塩谷	下都賀	上都賀	河内	足利	那須	芳賀	合計
5	屠殺	1	2	4	4	1	2	1	1	1	17
13	漆液				1					1	2
15	麻糸紡績				1						1
16	製革				1						1
17	機械製麦粉		1	1							2
19	漁業戸数及漁業者			1							1
20	各種工産物	4	6	2	3	5		4	3	2	29
23	造林用苗木			2			2	5	1		10
25	織物		3		1		1	5			10
26	工業用薬品			1	1						2
27	和紙				1						1
28	林野産物		1	3	1			1			6
29	油類		2		2		2	1			7
30	重要品県外輸出入	7			1		3	4	1	1	17
31	民有林野天然造林			1				1			2
32	民有林野人工造林	1	1	1	2	1				2	8
33	民有林野伐採	1	3	1	4	2	2	5	4	4	26
36	家禽		1	1						2	4
37	春蚕							1			1
38	桑苗		1				1				2
44	緑肥用作物							2			2
51	米	2	1		2		2	4			11
52	蚕糸類及真綿		1	3	2	1	1	6	2	5	21
56	食用及特用農産物		3	1	1	3	2	2	1	7	20
58	果実		3	4	1		2	3		4	17
62	乳牛				1		1	1	1		4
合計		16	29	26	30	13	21	46	14	29	224

本稿で利用した資料２冊には、工場票、会社票を別として、全部で２２４件の照会事項が含まれていた[8]。ここで表４・２に調査項目別にみた照会件数の分布をみると、「各種工産物」「民有林野伐採」「蚕糸類及真綿」「食用及特用農産物」「重要品県外輸出入」「果実」（リンゴや乾柿など）などが比較的多い。いずれも、県域内外で販売して、県民経済を支える役割を果たした品目であり、県の官吏が特にこれらの品目に注目したのも、もっともであろう。工場・会社に関しては節を改めて論じるため、本表には含めなかったが、県はこの２項目だけで２００件を上回る照会を発しており、近代産業を主として担う部門であるこれらへの注目度は極めて高い。また、米はこの表のなかでは照会があまり集中していない部類に属し、麦には照会がないことになっているが、すでに述べたように、これらに関しては、明治３７年以来、県が訓令に基づき、郡と町村との間の往復文書のレベルまで下がって直接に把握している。また結果刊行物である「県統計書」では、大正期か

ら米麦について町村別の数値を記載している。農業の基幹作物として非常に高い関心が寄せられていたことは明らかである[9]。

照会の内容[10]についてみると、生産量および単価に関するものがとびぬけて多く、この２種だけで、すべての事例数の６割以上を占める。以下、件数は遥かに下がるが、単位当生産量、投入産出割合、生産規模などに関するものが続く。このような分布は、実は、県の官吏によって報告内容が審査される際の方法（後述）と関係する。いいかえると、報告内容の審査は、前年との対比、表内各項目を用いた演算などによって、前年や表内の整合性を重視する方向で行われざるをえないため、こうした計算や対比が容易な生産量や単価に、当然のことながら照会が集中するのである。調査項目別にみたときに特に目立つものをあげると、生産量で「各種工産物」と「重要品県外輸出入」、また単価で「食用及特用農産物」「民有林野伐採」「重要品県外輸出入」「屠殺」などである。

つぎに、表４・３に郡市別の分布をみると、足利郡が最も多く４６件、以下、下都賀郡、安蘇郡、芳賀郡などが３０件前後で続いている。ただし、調査項目ごとの分布では、各郡とも注目にあたいするほどの偏りはなく、しいていえば宇都宮市で「重要品県外輸出入」が、また芳賀郡で「食用及特用農産物」が、それぞれ７件みられる程度である。また、表４・４に郡市別の照会内容をみると、足利郡の「生産量」と「単価」、また芳賀郡の「単価」が、比較的大きな値を示す[11]。

表４・４　郡市別にみた照会の内容別分布

	宇都宮	安蘇	塩谷	下都賀	上都賀	河内	足利	那須	芳賀	合計
職工数		1				1	1			3
生産の有無	1		1	1		2	1		1	7
生産の規模	1	1	2	1		2	2	1	1	11
生産戸数		1	1				2			4
生産量	7	7	8	9	5	4	16	5	4	65
単位当生産量	1	4	2	6	2	2	7	3	6	33
単価	5	9	8	9	6	8	11	3	12	71
投入産出割合		4	1			2	1		1	9
記入洩れ			3	2			2	1	2	10
照会なし・不明		2					1	1	2	6
その他	1			2			2			5
合計	16	29	26	30	13	21	46	14	29	224

照会と回答の事例

次に、それぞれの照会内容別に、かつ県によるチェック方法と郡市の対応のしかたに注意しながら、代表的な事例を見ていくことにしよう。

まず、照会内容に関して「投入産出割合」と分類したものは、調査項目別にいうと油類、蚕糸類及真綿、果実の３項目を含む。ここに含まれるものは、原料の投入に対する産出高を問題にするもので（一部に、生糸と屑糸のような、主生産物と副産物の割合を問うものも含めてある）、次の例のようなやりとりが交わされている。

事例１「一、菜種油の採量は概ね菜種一石より油二斗位を得るに本表は倍額の四斗余に当る」（県）

「御申越の件再調致候処左記の通りに候間可然御訂正相成度候以上
一、菜種油数量八五石を二二石に訂正し価格を八八〇円に訂正従って数量の計を三三石に同価格の計を一三五〇円に何れも訂正原料需要高二〇五石を一〇五石に訂正」（安蘇郡・油類）

事例２「生柿百貫より穫らるゝ乾柿の収量の記載方脱落あり」（県）

「一、生柿百貫より穫らるゝ乾柿の収量は参拾五貫に付記入相成度」（河内郡・果実）[12]

前者は原料と製品との割合を、一般的な通念に従って判断したときに、郡の報告には疑義があるとしている。後者はもっと単純に、記入洩れ事項の追加報告を求めたものである。いずれの例でも、郡は県の指摘を認め、報告の訂正ないし追加報告をしている。

つぎに、照会内容のなかでも最も多い「単価」は、１２の調査項目にまたがっている。照会が相対的に多い項目としては「屠殺」「民有林野伐採」「食用及特用農産物」などである。以下の事例に見るとおり、前年の報告や一般的な相場と比較するか、あるいは表を検算して計算違いを指摘するのは、各種の照会内容に共通した県担当者の手法である。

事例３「糸瓜の一個当り安価に失する嫌いあり普通一箇一銭五六厘なり」（県）

「三、糸瓜の価額廉と思考し再調したるものなるも製品粗悪なるの故を以て訂正申出ざる結果既報の如くに記載せるものなり。然れども一般の振合を聞き且つ鹿沼市場の商店に捌かるものに徴するも実際低廉と被認候に付既報の五円を一七円と御訂正相成度
総計八七二、八八四円と御訂正相成度」
（上都賀郡・食用及特用農産物）

事例４「蕃椒単価高きに過ぐ（前年度同じ）普通四十銭内外なり
前年単価高価により照会せし所産地は梁田村一村にて同地方に於て相当相場なりと」（県）
「二、当地方にては生産少く僅かに梁田村一ヶ村のみなり従て比較的高価なり」（足利郡・同上）[13]

事例３では、一般的な相場との比較で糸瓜の単価が低すぎると県が指摘し、郡は一応の理由を述べたものの、これに沿う形で報告を訂正した。このいきさつについてもう少し詳しく見ると、ここで郡は、町村からの報告に対して、県の照会を受ける前の時点ですでに疑念を抱き、一度は「再調」を要請したが、町村側が報告の正当なことを主張したため、そのまま県に進達したと述べている。しかし、郡は、県の照会に接した結果、とどのつまりは町村の主張を無視した形で「一般の振合」に沿う形で報告内容を訂正している。ここには、官僚組織内の上下の力関係のなかで、データそのものが歪められる可能性もあることが示唆されている。事例３と対照的に、事例４では、一般的な相場に、前年の値をも引き合いに出した県の照会に、郡は、それは地域の特殊事情によるもので、報告の通りであると突っぱねる形になった。

つぎの例は、もう少し別の問題を含んでいる。

事例５「真綿単価二一円四三となり末位符合せず」（県）
「一、真綿単価二一円四二銭は正当と認む厘位迄算出するときは二一円四二八厘となるも厘位は切捨銭位迄の如く解せらる」
(芳賀郡・蚕糸類及真綿)[14]

県は１銭単位の計算違いを指摘したわけで、非常に些末な点をほじくり出し

ているようにも見える。これに対して郡は、厘の単位を切り捨てたので、この報告で正当だとした。県の報告例では、末位は四捨五入せよとの規程があったので、郡の回答は、この規程を踏み外したことを自ら認めたことになる。このような事例は、郡と町村とのやりとりではさらに多く見られる。これに伴う問題については後述する。

「単位当生産量」に関する照会は、９調査項目にわたるが、中心は、「民有林野伐採」「民有林野人工造林」などの林業関係と、「果実」である。

事例６「新植に係る松の本数の面積に対比して甚敷多きも実際なりや」（県）
「松は杉、偏柏の如く一般に渉り植栽せず脊地に其植樹を見る地味の状況により密粗あり樹の生育良否により其植樹数量一定し居らず松苗は樹質至て虚弱なり反当八八七本平均は面積に対比し失当の観あるも這は冬期枯死するを気遣ひ如此密植せられたるものにして別段違算無之候
植栽町村菊沢、南押原、西方、日光なり」
（上都賀郡・民有林野人工造林）[15]

事例７「蜜柑の一本当り収量前年に比し三分の一の収量なれども果して実際なりや実際なれば其の事由承知したし」（県）
「本郡の蜜柑は極めて少量にして是亦隔年結実の結果なり」
（足利郡・果実）[16]

両方とも、一般的な値や前年報告の値と比較しているが、郡ではそれぞれの特殊事情をあげて、報告の正当なことを主張している。

「生産量」に関する照会は、「単価」に関するものに次いで件数が多いが、その半数近くは「各種工産物」「重要品県外輸出入」「織物」など、県の経済の収支バランスに直接関係する調査項目であり、これら品目が単価いくらで、どれだけ売れているかということに関する県の官吏の注目度の高さを物語る結果となっている。前年度報告との対照によるチェックがほとんどであるが、このチェック方法に関しては、すでに例示したのと同様であるから省略する。つぎに掲げる事例８は、郡の報告を、他の調査対象の報告と対照した例である。

事例８「織物表全部の総価額は千二百七十三万七千五百七十九円なるも織物同業組合の調査に依るときは千七百四十三万円以上にして四百六十四万円の大差あり殊に織物表には自家用生産も算入すべきもの故組合調より少き筈なし」（県）

「本表の調査は調査心得に依り織元所属本位に依り調査したるものなれども足利織物同業組合の調査は織元所属及県の内外産出を問はず凡て市場に於て取引せられたるものを調査したるものなれば差異あるは当然に有之候尚又自家用生産も勿論記入しあるも此業は極めて少量に候」（足利郡・織物）[17]

同業組合の報告に比べて郡の報告は４６０万円も過小であるが、郡の報告には自家消費分も含むはずであるから、同業組合よりも少ないはずはないというのが、県の疑問である。これに対して、郡の回答は、郡の調査は属地主義で郡役所の管轄下の生産者（織元）のみを調べているのに対し、同業組合の調査は足利郡において市場取引の対象となった織物全般について調べているので、自ずから生産地域が違うというものであった。調査対象ないし定義に関するこの問題は、県と郡との間では一応決着が付いた。県担当者の認識不足である。しかし、今日、こうした行政資料に遡ることが困難な私たちが県統計書を利用するばあいには、当時の県の担当者と全く同じ問題を突きつけられることになる。すなわち一見同じような調査事項に関する、結果表相互間のデータの齟齬の問題である。私たちは、その数値について、郡市の担当者に直接問い合わせることができないので、このような問題を含むデータを利用する際には、与えられた数値から逆に、その定義を推測するしかないわけである。「生産量」に関する照会と回答のなかには、これと同様のものが他にもいくつか見受けられる。充分に注意が必要な点のひとつである。

県による照会の内容として主なものは以上のようであるが、その他の照会内容のなかにも、いくつか注目すべき照会と回答が含まれている。つぎに、これらのうち、４点について触れておこう。

第１は、郡の側が、県の規程と異なる定義で情報を取捨選択した例である。

事例９「右は従来該当事項無之旨の報告なるが現に塩原錯酸工場には木精一二五、〇〇〇封度価額二一、三五〇円あるにあらずや（工場票）至急報告を望む」（県）

「御照会の趣了承右は塩原錯酸工場の製品は粗木精にして精良なるものに無之従て工業用薬品表に該当するものに無之候義と存じ候条御了知相成度候也」（塩谷郡・工業用薬品）

このような現象が生じた理由は、郡の担当者が「工業用薬品」という調査項目のネーミングに判断を左右された結果であろうか。この「粗木精（純度の低いメチルアルコール）」の具体的利用方法が不明である以上、この点については正確な判断はできないが、同時代人が見て「工業用」とはどうしても考えられない用途があったのかもしれない。あるいは、「木精」が、この工場にとって、本業の錯酸製造に対し、下級の副産物と認識されており、結果的に、「工業用薬品」表には生産物として申告されなかったのかもしれない。とまれ、このケースはたまたま生産工場が郡に１件であり、かつこの工場による粗木精の生産が工場票では捕捉されているのに、生産物調査の方に計上されていないのはおかしいという形で県の担当者のチェックにかかったからよいが、こうした脱落のすべてがこの例のようにチェックされるとは限らない。県ないし農商務省の調査上の定義が、当時の人々の実感から離れる可能性のある調査項目では、こうした問題は常に発生し、かつそれがチェックされないで残る可能性が存在する。

つぎの例は、特殊な生産方法を採った例である。

事例１０「伐採面積記入なき左の個所記入洩なるや／用材針葉樹公有欄の計用材闊葉樹公有欄の計／薪炭材闊葉樹社寺有欄計／竹材社寺有私有の計」（県）

「一、伐採面積記入なき個所は点状択伐によるものとす」

（那須郡・民有林野伐採）

一般的にいって、林業関係の調査項目は県の官吏の注目度が高いのだが、この産業には、他の産業と比較して簡単に割り切れない例外的な事情が多いら

しく、このような事情説明のなされている例が多い。

つぎは、生産技術の革新の結果が反映された例である。

事例１１「一、製造戸数は前年と同一にして職工は一人を減じたるに生産数量は約倍額なり右は如何なる事由に依り斯く増加したるや」（県）

「御照会に依り調査候処職工は減じたるも動力使用の結果にして事実に候条可然御了知相成度候／右及御回報候也」（足利郡・油類）

より労働節約的な技術が導入され、労働生産性が向上したわけである。県は、このような不連続な変化の生じた際には、備考欄にその事情を説明するよう、「県報告例」総則に定めているが、実際の照会内容を追っていくと、「県報告例総則第六条により備考欄に記入すべし云々」の文言が非常にしばしば見られるので、この規程は、郡の担当者たちによってあまり守られなかったようである。しかし、このようなケースは、投入産出割合などの面で、前年の数値との間で明らかな不連続の認められることが多いので、県の担当者によるチェックに比較的よく拾い上げられたものと考えられる。

つぎは、その生産物の需要・供給関係から見て外部要因というべき原因によって、数値が変化した事例である。

事例１２「一、石油輸出前年は三、九二〇箱ありて本年になきは実際なりや」（県）

「一、石油輸出前年に比し減じたるは貨車不足の為め運賃の関係上奥羽地方に輸出の減少したるに依る」（宇都宮市・重要品県外輸出入）[18]

このたぐいのものも、技術進歩の結果と同様、県の担当者によって比較的よく捕捉され得たと思われる。

県によるチェックの基準

ここで、以上に見てきたことをまとめる意味で、県の担当者がどのような基準で郡市の報告をチェックしているか、また、これに対して郡市の側がどのような回答をしたかについて、簡単な統計表を作成しておこう。

表４・５は、県の照会の内容と、郡市による回答の関係を見たものである。まず、照会の内容を無視して回答の内容のみに着目すると、２２４件の照会から回答がないか、もしくは回答不明のもの２件を除いた２２２件のうち、県の指摘を入れて訂正もしくは追加を行っているケースが過半数の１２３件である。残る９９件は、自分たちの報告が正当であることを主張しているのであるが、このうち８０件は、その主張に際して、何らかの明確な理由を述べており、自分たちの数値が正当であると述べるにとどまるケースは１９件のみである。つづいて、照会の内容との関係を見ると、「生産量」に関しては郡が理由を述べて自己の報告値の正当性を主張するケースが多いのに対し、「単価」では逆に、郡は多くのケースで報告の訂正をしている。また「単位当生産量」では、郡の回答は上記の両者がほぼ同数になっている。これ以外の照会内容は、件数が少ないのではっきりしたことがいえないが、どちらかというと訂正・追加のケースが多いようである。

表４・５　照会内容別回答

		回答の内容					合計
		回答なし	正当（理由明示）	正当（理由なし）	訂正・追加	不明・その他	
照会の内容	職工数		1		2		3
	生産の有無		4		3		7
	生産の規模		1	1	8	1	11
	生産戸数			1	3		4
	生産量		45	3	17		65
	単位当生産量		12	4	17		33
	単価	1	15	9	46		71
	投入産出割合			1	8		9
	記入洩れ		1		9		10
	照会なし・不明				6		6
	その他		1		4		5
合計		1	80	19	123	1	224

単価は、つぎの３つの理由から、県の統計担当者にとって異常値を発見する作業が比較的たやすい事項だった考えられる。すなわち、①報告された数値（生産高および生産価額）を検算して計算ミスを発見するという、単純な手続でミスが発見される確率が高い、②ある生産物について地域的な流通圏が成立しているばあい、近隣地域との比較によって異常値を発見しやすい、③一部の品目については物価調査が（さまざまの問題点を抱えながらも）明治期以来長期にわたって行われてきており、県の統計担当者にとって、これは最もなじみ深い調査のひとつであった。したがって、これをふまえて異常値を発見する作業は、比較的精度が高かったものと考えられる、以上の３点

である。こうしたことの結果、郡としては県の指摘を受け入れ、訂正ないし追加報告をせざるを得ないばあいが多かったのである[19]。

これに対して「生産量」は、各地域の特殊事情によって左右されやすく、かつ、年々条件が変化する性質のものであるから、県の担当者が「単価」と同様に近隣との比較や前年の値との比較を行ってみても、必ずしも効率よく異常値を発見できるとは限らない。逆の言い方をすると、県の官吏がその常識で判断して「異常値」と目星をつけても、郡市あるいは町村レベルの担当者にして見れば、それは事情を知らないものの言いがかりであって、自分たちは正当な報告をしているということになるばあいが、比較的多かったのであろう。しかし県と郡市との力関係の中で、郡が、町村に正当な理由があるばあいでも、県の意向に添う形で情報の改訂をする可能性はあった。この点については事例３で触れた。

表４・６　チェック基準別回答の内容

		回答の内容					合計
		回答なし	正当（理由明示）	正当（理由なし）	訂正・追加	不明・その他	
チェックの基準	記入洩れ		2		16		18
	記入方法				2		2
	前年値		48	1	13		62
	他調査		4	2	14	1	21
	通常値	1	25	15	64		105
	表内不整合		1		7		8
	不明			1	7		8
合計		1	80	19	123	1	224

同様の傾向は、県によるチェック基準と郡市の回答との関係にも、見出すことができる（表４・６）。すなわち、県が前年の値との対比で問題点を指摘したばあいには、郡市の回答は、自己の報告の正当であることを理由を挙げて表明するものが多く、逆に、一般に常識から見て不自然であるという趣旨の指摘を受けたばあいには、郡市が県の指摘を受け入れて報告を訂正ないし追加しているケースが相対的に多くなる。記入洩れの指摘や、他調査との照合結果に基づく指摘でも、郡市による訂正が比較的多いという傾向が見られる。

県によるチェックの限界

以上のように、県による郡市報告のチェックは、報告された数値の検算、他調査との照合、常識的な水準との照合、前年報告との照合という、４つの方法を中心に行われていることが判明した。これは、明治期から統計調査の正確さを追求してきた地方官吏が、自己に与えられた情報の範囲内で、いか

にデータをチェックするかという試行錯誤の結果を示すものであろう。事例にも見えるように、チェックは、かなり詳細にわたって行われている。その詳細なること、時に重箱の隅をつつくの感なきにしもあらずである。また、そのチェックの対象として特に力が注がれたのは、県内外との取引に関係する生産品目であったことにも、改めて注意を促しておきたい。地方官吏の自己の管轄地域に対する意識を物語ると同時に、地方レベルの総括統計書のデータのなかで、相対的に念入りなチェックが行われた項目と、そうでない項目とが混在することを示すからである。県の担当者によるチェックには、後述のような問題があるが、それにしても、彼らが入手可能な情報の範囲で正確を期した項目と、必ずしもそうでない項目との区分を、おおよそでも弁えておくことは、データの利用者としての私たちにとって不可欠である。

さて、県の担当者が採ったチェック方法が上述のようなものであったことは、実は、以下に述べるような問題を生み出す可能性をもっている。結論を先に述べてしまえば、ここで行われているチェックは、収集されてきた情報が形作る世界のなかでの整合性を高めるものではあっても、それらの情報が、果たしてどの程度正確に、県の規程によって調査を求められた実態を映し出しているかという点については、充分ではない面がある。

先にかかげた事例９を思い起こそう。ここでは、町村ないし郡の担当者は、彼らなりの判断で、塩原錯酸工場の生産物を「工業用薬品」に該当しないとして報告から除外した。この事実が県のチェックに引っかかったのは、ひとえに、この郡で「木精」を生産する工場がここだけであり、工場票によって報告のある工場の生産物が、生産調査に載っていないことが、誰の目にも明らかだったからである。もし仮に、このケースで「木精」生産工場が複数あって、それぞれの工場ないし町村の担当者が異なる判断のもとに報告しており、かつそれが毎年続けられていたとしたらどうであろうか。県としては、ここに報告規程の定義とは異なる定義による報告が混在していることをチェックすることは非常に困難だったと考えられる。

この問題に関連して、同じような関係が郡と町村との間にもあったことを窺わせる、以下のような事例も存在する。

事例１３「売薬は佐野、田沼にて単に減じたる旨の回答なるも如何なる事由に

て斯く二三割の減少を見たるや事由を報告せられたし」（県）
「売薬は前年「方」の解釈を誤り佐野田沼に於て誤報したるものを発見し本年訂正せしめたる結果と御承知相成度」（安蘇郡・各種工産物）[20]

この事例では、おそらく町村の担当者が解釈を「誤って」いたものを郡の担当者が何らかの事情によって発見して訂正し、結果、郡レベルで見ても前年報告と大きく数値が異なることになったため、県のチェックにかかったのである。

以上のように、郡市の報告に対する県の審査は、彼らが手にしていた情報の範囲内で詳細かつ厳重であったが、統計情報が反映し描き出すべき実態との関係でいうと、そこには私たちの目から見て大きな落とし穴が存在したと言わざるを得ないのである。

さまざまな調査の、実査レベルの実態を把握しているのは町村であるが、郡は、この町村に最も近い上級官庁であるから、県よりもより実態に即したチェックをしていた可能性がある。そこで、郡による町村報告のチェックについて、本章末尾の「補論」に、河内郡の米麦表の例を取り上げることにした。

４・３　会社票・工場票に関する照会と回答

課題と資料

本節では、県が会社票・工場票について行った照会と、これに対する郡の回答を調べる。その目的は、以下の２点にある。すなわち、①当時の県の官吏が地域経済の主導的部門であった工場・会社に関し、統計調査の対象としてどのような点に特に注意を向けていたかを明らかにすること、②工場・会社による回答の中で問題が生じやすい調査事項を調べ、資料を利用する際に、私たちが注意すべき点を具体的に明らかにすること、以上である。

さて、農商務系の統計調査の中でも、工場と会社に関しては、明治２７年以降、表式調査から個票に基づく全数調査へと調査方法の変更が行われ、センサス型の統計調査が行われてきた[21]。本稿で取り上げる大正期には、工場は「工場統計報告規則」ならびに「農商務統計様式」に、また会社は「農商

務統計様式」に定められた様式にしたがって調査されていた。工場調査の根拠法に２種類あるのは、明治４２年以降、５年ごとに「工場統計報告規則」による調査が職工規模５人以上の工場について行われ、その間の年次（毎年）には「農商務統計様式」によって職工規模１０人以上の工場の調査が行われたという意味である。本章で事例とした大正５年は、農商務統計様式による年次にあたる。

大正５年の栃木県統計書によると、当時の栃木県下には、２１３の工場と２７５の会社が存在した。県の行政文書『地方門統計　産業（二）　大正五年』[22]には、このうち、６４工場、９０社について、県からの照会と、郡の回答が残されている。照会の数は、工場７７件、会社１１１件である。このほか、調査過程でいったんは取り上げられながら、県統計書に最終的には記載されなかった工場と会社に関する照会がそれぞれ１２件および１５件存在するので、照会の総計は、工場会社合計で２１５件にのぼる。本節では、以下、これらの照会・回答について、工場・会社全体の中での照会対象工場・会社の郡市別分布、あるいは内容別に見た照会の分布その他について調べていくことにしたい。

県統計書に見る工場の分布

はじめに、産業別に見た工場の分布を、従業員規模別および郡市別に調べておこう。表４・７は従業員規模別、表４・８は郡市別の分布である。

まず、表４・７ａ．の「総数」欄に産業別の分布を見ると、「織物」と「染色整理其他の加工業」の工場が最も多く、この２業種で８３工場、栃木県下の全工場数の４割弱を占める。これは、足利周辺の絹織物および佐野周辺の木綿織物があるためで、当時の栃木県経済にとって染織産業の重要性を示唆している。これにつづくのが、益子周辺の陶器、佐野周辺の石灰を中心とする窯業である。醸造業は、窯業に次ぐ工場数を示すが、これは清酒、味噌、醤油などの伝統的な飲食物製造にかかるもので、県下に広く分布している。つぎに、「全産業計」の行に従業員規模別の分布を見ていくと、工場総数の約半分にあたる１０７工場が１０人以上２０人未満の職工規模であり、これに５０人未満までの規模のものを含めると、８割以上がここに含まれることになる。比較的大規模な工場が存在する業種は、製糸、織物、藺筵・麦稈及経木真田、（雑工業）雑、金属精錬などである。中でも織物業は、すべ

表４・７　産業分類別職工規模別工場数

a.「栃木県統計書（大正５年）」に記載の全工場

産業分類＼職工数	１０人以上	２０人以上	３０人以上	４０人以上	５０人以上	100人以上	500人以上	1000人以上	総数
製糸	2	1	2		1	2	1		9
紡績					1				1
撚糸		3				1			4
製綿(糸綿、打綿等)	1								1
織物	33	12	7	1	4	3	1		61
染色整理其他の加工	18	2	1		1				22
組物、編物	1	1	3	1	1				7
(染繊)雑	1								1
機械製造	2	2							4
器具製造	1	1							2
金属品製造		5	1	1	1				8
煉業	20	6	1	1	3				31
製紙			1	1		1			3
漆器	2		1						3
製薬				1					1
醸造	15	5	2		1				23
精穀、製粉				1					1
(飲食物)雑	2								2
印刷製本	2	1			1				4
木竹藁経製品	2	1			1				4
簡筐、麦稈及経木真田	2		3		2	1		1	9
木石牙骨介甲及角製品	1								1
(雑工業)雑	1	1	2	1	2	1			8
電気	1				1				2
金属精錬							1		1
全産業計	107	41	24	8	20	9	3	1	213

ての職工規模階級にわたって分布している。織物業は、地場産業として古くから発達してきただけに、この現象は、その経営形態が複雑に分化していることを暗示するものであろう[23]。

この結果と、同様の基準で県からの照会の対象となった工場のみについて作成した表４・７ｂ．を対比してみよう。まず、大正５年の県統計書に記載された２１３工場のうち、県による照会の対象になっているのは６４工場で、これは工場総数の約３０％にあたる。つぎに、「総数」の列に業種間の偏りを見ると、「織物業」「染色整理其他の加工業」が、それぞれ１５工場で、この２業種をあわせると照会のあった工場の約半数を占める。次掲の表４・８bをみると、このうち２７工場が足利郡である。県外移出または海外輸出向けの生産を行っていた足利織物に関して、相対的に多くの照会がなされているのは明らかである。つぎに「全産業計」の行に規模別の偏りを見ると１０人以上２０人未満の工場が５割強、これに５０人未満までの工場を加

b.上のうち県から郡に照会のあった工場

産業分類＼職工数	10人以上	20人以上	30人以上	40人以上	50人以上	100人以上	500人以上	1000人以上	総数
製糸	1						1		2
撚糸		1				1			2
織物	7	4	1		1	2			15
染色整理其他の加工	12	2	1						15
組物、編物		1	1		1				3
機械製造	1								1
器具製造	1								1
窯業	2	3							5
漆器	1								1
醸造	5		1						6
精穀、製粉				1					1
(飲食物)雑	1								1
木竹蔓経製品	1								1
藺筵、麦稈及経木真田	1		1			1		1	4
木石牙骨介甲及角製品	1								1
(雑工業)雑	1		2						3
電気					1				1
金属精錬							1		1
全産業計	35	11	7	1	3	4	2	1	64

(表注)①「産業分類」は、県統計書の工場一覧の「主要製品」欄により、筆者が事後的に格付けたもの。②「職工数」は、県統計書の工場一覧の「職工数」欄に記載された男女計の数値による。③栃木県行政資料『地方門統計　産業統計(二)　大正五年』には、ここに記載されたものの他に、県から郡に照会の結果、職工数が10人に満たないため県統計書に収録されなかった工場があるが、本表には含めていない。

えると８割強であり、表４・７ａにみた分布とあまり大きく変わらない。

統計調査に対する回答のしかたについて規模別の特徴を考えるばあい、一般的には、相対的に小規模な工場で問題が多く発生し、したがって照会もそこに集中すると筆者は予想した。しかし、これらの表から読みとれる事実は、予想とは異なっている。この予想の前提には、実は、小規模工場には「前近代的」な経営組織が多く、「近代的」な大規模工場と対比したときに、調査に際して、回答中により多くの例外が発生しやすいだろうという、暗黙の理解がある。ここで見いだした結果は、筆者によるこのような暗黙の理解に疑問を投げかけるものであった。

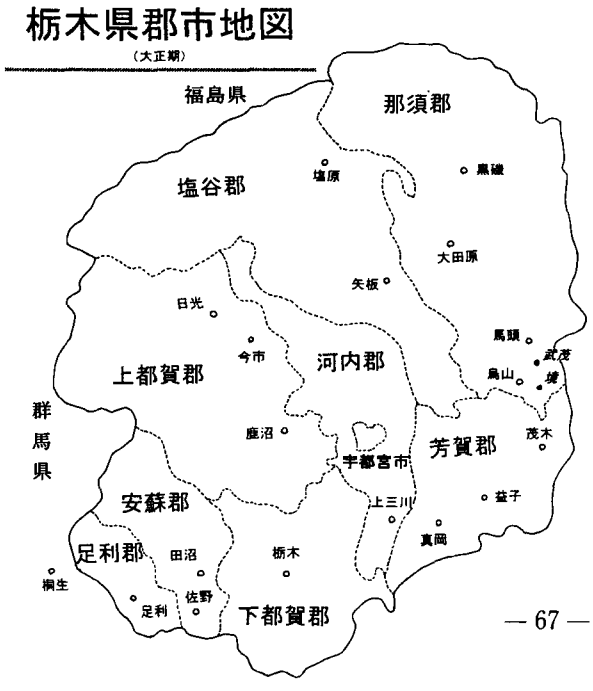


表４・８　産業分類別郡市別工場数

a.「栃木県統計書（大正５年）」に記載の全工場

産業分類＼郡市名	安蘇郡	宇都宮市	塩谷郡	下都賀郡	河内郡	上都賀郡	足利郡	那須郡	芳賀郡	総数
製糸	1			4		2		2		9
紡績						1				1
撚糸	1			1			2			4
製綿(糸綿、打綿等)				1						1
織物	10	2		1	1	3	44			61
染色整理其他の加工				1			21			22
組物、編物		2		4		1				7
(染織)雑				1						1
機械製造		1				2	1			4
器具製造		1	1							2
金属品製造	4	1				3				8
窯業	18			7			1		5	31
製紙		1						2		3
漆器	3									3
製薬			1							1
醸造	1	3		11		3	1	1	3	23
精穀、製粉		1								1
(飲食物)雑		2								2
印刷製本		3				1				4
木竹蔓経製品		1				2			1	4
藺筵、麦稈及経木真田		5		1		3				9
木石牙骨介甲及角製品									1	1
(雑工業)雑		1		5		2				8
電気			1			1				2
金属精錬						1				1
全産業計	38	24	3	37	1	25	70	5	10	213

つづいて、郡市別に見た工場の分布に関しても一瞥しておこう。

表４・８ａ．の「全産業計」の行に郡市別の工場の分布を見ると、工場が最も多いのは足利郡であった。この郡に存在する７０工場のうち、６５工場が「織物」「染色整理其他の加工」であり、製造業における絹や絹綿交織を中心とする足利織物の優勢が明らかである。これにつづくのが安蘇郡と下都賀郡であるが、安蘇郡では木綿を中心とする織物業と石灰生産を中心とする窯業の工場が、また下都賀郡では醸造業の工場が比較的多い。上都賀郡と宇都宮市は県下各郡市の中では工場数の点で中位に属するが、その内容をみると各業種に分散している。逆に、塩谷郡と河内郡は、工場がほとんど存在しない。県下全域を郡市および各業種に分解して工場の分布をみると、最も工場が集中しているのは、足利郡の染織産業であり、県下の工場総数の約３割に相当する。

つぎにｂ．に、県による照会の対象となった工場数を見ると、これも足利郡の染織産業が多い。照会があった工場総数に対する割合は４割強であり、

a．に比べて高い値を示す。この地域産業が、他の産業に比べて照会の対象になりやすかったことがわかる。これ以外に比較的照会が集中している郡市は、宇都宮市と下都賀郡であるが、いずれも足利郡のように特定の産業に集中してはいない。強いていえば、下都賀郡の醸造、宇都宮市の藺筵・麦稈及経木真田、安蘇郡の窯業などであるが、これらはいずれも４～５工場で、足利郡の染織産業の２９工場とは比較にならない。

以上の事実から、県の官吏は、県経済の収支バランスに直接影響を及ぼす度合いの大きい足利の絹織物生産工場には、特に注意を向けていたことが窺われる。

b. 上のうち県より郡に照会のあった工場

産業分類＼郡市名	安蘇郡	宇都宮市	塩谷郡	下都賀郡	上都賀郡	足利郡	芳賀郡	総数
製糸				2				2
撚糸						2		2
織物	1	1				13		15
染色整理其他の加工				1		14		15
組物、編物		2		1				3
機械製造		1						1
器具製造		1						1
窯業	4						1	5
漆器	1							1
醸造				5	1			6
精穀、製粉		1						1
(飲食物)雑		1						1
木竹蔓経製品							1	1
藺筵、麦稈及経木真田		4						4
木石牙骨介甲及角製品							1	1
(雑工業)雑		1		2				3
電気			1					1
金属精錬					1			1
全産業計	6	12	1	11	2	29	3	64

(表注)①「産業分類」は、県統計書の工場一覧の「主要製品」欄により、筆者が事後的に格付けたもの。②「郡市名」は、県統計書の工場一覧の「所在地」欄に記載されたもの。③第4・7b表の表注③に同じ。

照会の内容概略（工場）

つぎに問題となるのは、これらの工場に関して県がおこなった照会の内容である。表４・９は、この点について調べるため、筆者による大まかな分類に基づいた内容別に、照会件数を示したものである。

注意しておきたいのは、「県統計書不記載の工場」に関する照会である。１２件の照会のうち、９件までが「従業員数」に関する照会であるが、これらは、その対象工場が、職工１０人未満か否かを確認するものである。これは、いうまでもなく「農商務統計様式」による工場調査の最低規模である。ここにリストアップされたケースでは、いずれも職工規模１０人未満のため、結果刊行物としての県統計書からは、これらの工場は省かれている。

つぎに、「総計」の行に照会内容ごとの分布を見ると、最も多いのが「原動機」に関するもので１９件、以下、「設立・創業時期」「賃金」と続く。「従業員数」は、県統計書不記載の工場を除くと８件で、賃金に続く位置にある。「生産高・価額」がこれにつづく。これを産業分類別に見ると「原動機」でも「設立・創業時期」でも、「織物」「染色整理其他の加工業」「組物、編物」の、染織産業にかたまって分布していることがわかる。この他には、「従業員数」で「窯業」が目立つ程度である。

表4･9　産業別内容別照会件数

工場の種別＼照会の内容		名称	原動機	就業日数	従業員数	所有者名	生産高・価額	製品価格	石炭消費高	設立・創業時期	賃金	未報告	その他	全照会内容計
県統計書不記載の工場		2			9		1							12
県統計書に記載のある工場	製糸		1								1			2
	撚糸		1				1							2
	織物		7		2		2	1	1	4	1			18
	染色整理其他の加工	2	5	2			2	3		4	1		1	20
	組物、編物									3	1			4
	機械製造		1											1
	器具製造					1								1
	窯業				5									5
	漆器										1			1
	醸造		1	1		1			1	2	2			8
	精穀、製粉		1		1								1	3
	(飲食物)雑		1											1
	木竹藁経製品		1											1
	蘭筵、麦稈及経木真田									2	2			4
	木石牙骨介甲及角製品					1								1
	(雑工業)雑									1	2			3
	電気											1		1
	金属精錬						1							1
総計		4	19	3	17	3	7	4	2	16	11	1	2	89

(表注)①「工場の種別」は、県統計書の工場一覧の「主要製品」欄により、筆者が事後的に格付けたもの。②表示してあるのは、照会の件数であり、1工場に対して複数の照会があるばあいには、それぞれの照会について各1件とカウントしている。したがって、本表の件数と表4･7bや表4･8bの工場数とは一致しない。

照会の実例（工場）

ここで、この表で比較的件数が多い照会事項について、具体例をあげながら、少し詳しく見ていくことにしよう。はじめは、県統計書に不記載の工場に対する、従業員数の問い合わせである。

事例１「本表は平均一日直接作業に従事する者拾人以上を使用する工場を記入すべきものなるに依り本表の如く其数九人とせば之を報告するに及ばず」（県）
「十人未満に付報告を取消す」（芳賀郡・醸造業）

統計調査の対象が従業員や資本金などの規模によって定義されているばあい、一般的にはその定義の最低値に近い調査対象で、調査からの脱落が多いとされている。しかし、「工場統計報告規則」にもとづき、職工数５人以上の工場に関する調査が、たとい５年おきではあっても実施されているこの時期には、このような一般的現象とは逆に、職工規模１０人以上の工場を対象とする年次にも、これ以下の規模の工場が申告される現象がおきた可能性がある。これは同時に、本来の調査対象の中の最低規模の部分で、捕捉率が高まることを意味するであろう[24]。

次に、照会の中でも最も件数が多い、原動機に関するものについてみよう。いうまでもなく「原動機に関するもの」というのは、筆者による事後的な格付けであり、この中には原動機をめぐる、いくつかの種類の照会事項が混在している。最も多いのは、原動機馬力数の記載洩れ、または誤記等に関する照会であり、１２件ある。また、これに次ぐのが原動機台数の記載洩れに関するもので、５件である。

事例２「蒸気機関の欄に往復動汽機の機関数一箇とのみありて之に相当する馬力数記入洩」（県）
「単に整理の為め蒸気を使用する而已にして別段動力を使用せず故に馬力なし　磅は六〇ポンド」（足利郡・染織整理其他の加工業）
事例３「一、日本形水車欄機関数一とのみありて実馬力記載なきを以て前年報告に依り便宜〇・五を記入致候間可然御了承相成度」（県）

「壱馬力未満に付計上せざりしも御照会に依り〇・五を記入致させ候」
（足利郡・織物業）

足利郡に多くみられる染織産業の工場では、整理工程で蒸気を用いる例が多く、そのためのボイラがしばしば「蒸気機関」として申告された。当然これに対応する馬力数は記入できず、これが県によるチェックにかかったのが事例２である。これと似かよった現象は、染織産業以外にも認められる。当時の工場では動力として在来型の「日本形水車」[25]を利用することが多かったが、この機関については、馬力数の計測が困難であったようである。また、そもそも建設者（いわゆる「水車大工（クルマダイク）」）も利用者（工場主）も、日本形水車の仕事率を「馬力数」という西欧的な概念にしたがって計測するという観念を欠いていたものとみられる。織物業[26]に関する事例３からは、統計調査に際し日本形水車を「原動機」として申告してしまった以上、とりあえず適当な馬力数を申告しておかざるを得ないという対応が窺われる。

原動機の台数に関する照会には、次のようなものがみられる。

事例４「日本形水車馬力数五とのみ記載ありて個数なし」（県）
「台輪なるものを水力にて回転せしめ此動力に依り清酒の原料たる玄米を搗き精米となすに使用するものにして機関数と認められず
台輪なるものを機関数と見做し取扱ふ筋に有之候はゞ機関数欄一と御記入相成度
（註）台輪とは普通水車の木車なり」（上都賀郡・醸造業）

事例５「電動機他より電力の供給を受くるものの欄実馬力のみ一と記載あれども機関数記入なきにより便宜一と記入致候間御承知相成度（前年報告による）」　（県）
「記入洩れに付記入を致させ候」（足利郡・織物業）

事例４は、精米業で、搗精の動力として日本形水車を用いている工場が、この水車は機関として認められないので、「台数」に入れなかったと回答した例である。この回答者が、なぜ、このように「馬力」のみを記入して台数にはカウントしなかったのかは、不明である。もしかすると「原動機」という

語を、「作業機からも伝導機からも独立した単体の機械で、原動力を得ることに特化したもの」[27]というように、ある意味で厳密に考えたためかもしれない。

事例５は、電動機に関するものである。栃木県では、明治４０年代から大正５年にかけ、電力会社が５社設立され、これに応じて、外部から電力の供給をうける電動機の導入が始まっていた模様である。当時の工場主たちの間には、統計調査にあたって、今日の言葉でいう「２次エネルギー」に依存する機関である電動モーターを、「原動機」として申告することに、違和感を覚える向きもあったのであろう。これも、「原動機」の定義に関する回答者の理解のあり方として、事例４と似通ったケースといえるだろう。

つぎに、設立・創業時期をめぐる照会には、以下のように、今日の眼から見ると、極めて些末なことを問いただしているように見えるものが多い。照会の対象は、表４・９にも見えるとおり、各産業に分散している。

事例６「創業年月前年報告には天保十年十一月とあり本年報告には天保十年二月とあり事実如何」（県）
「創業年月二月とあるは十一月の誤謬に付御訂正相成度」
（下都賀郡・醸造業）

事例７「創業年月前年は大正二年五月と本年は大正四年三月とありて符合せず事実申出られ度」（県）
「本工場は大正二年五月の創業に係り分工場は大正四年三月の創業にして前年度の報告は本工場のみ提出分工場の報告漏れは本年分調査に際し発見したるものに付便宜訂正ありたし」（下都賀郡・組物編物業）

事例６は、この照会事項にかかるやりとりの典型的な例である。今日の私たちの眼からするなら、大正５年の時点で、造り酒屋の創業が天保１０年の２月であろうと、１１月であろうと本質的な問題を生むとは考えがたい。しかし、前項でも触れたように統計を自己目的化する傾向があった県の官吏にとって、前年度の報告との間で整合性を欠く回答をそのままにしておくことは、とうていできなかったのであろう。また、この問題に関する照会が多いということは、逆に、当時の工場主たちの間で、創業年月などということ

が、あまり明確には意識されていなかったことも物語る。事例７は、こうした工場主のメンタリティーが窺い知られるケースである。

資料の利用上、より本質的な問題を生むのは、「賃金」の取扱いである。ここには、前年報告と比較した際の賃金の急増減、賃金の不記入などに関する照会が含まれている。特定の産業への明確な偏りはみられない。

賃金の急増減に関する照会は、つぎのようなものである。

事例８「職工賃銭前年より男女とも減額したれども事実なりや」（県）
「職工賃銭の減額せるは事実なり右は事業縮小上の関係より来たる結果による」（下都賀郡・雑工場雑業）

事例９「職工賃銭前年より十五銭を減じたるも事実相違なきや」（県）
「各職工は甲乙丙の三部に区分し支給せるものに付前年より減額せるもの也」（下都賀郡・醸造業）

県が前年の報告値との不整合を指摘したのに対し、事例８は、経営の実態を反映した事実であることを、また事例９は文意があまり明確でないが、おそらく新たな賃金体系の導入か、あるいは個々の従業員が賃金表上の位置を変えた結果あらわれた事実であることを、それぞれ理由として、報告した値の正当なことを主張している。

つぎの事例は、「賃銭」の、調査上の概念規定にかかる問題を含んでいる。

事例１０「職工一人一日の賃銭前年は四十銭、本年は二十三銭とありて前年より減額したるは事実なりや」（県）
「賃銭二十三銭とあるは食費被服費等の算入を脱漏せる為にして該費を算入するときは前年と等しく四十銭となるが故御訂正相成度」
（下都賀郡・醸造業）

当時、賄い付きの従業員はごく一般的にみられた。県の報告例では、このばあい、その賄い分も賃金に含めて申告することになっていたはずである。しかし、事例１０の工場では、前年には賄いを含めた賃銭を申告し、大正５年

にはこれを含めないものを申告をしたため、県の審査に引っかかることになった。筆者はこれを一応、「賃金の急増減」に分類したが、内容的にみると、これはつぎに掲げる「賃金の不記入」にかかる照会と同質の問題である。

事例１１「十二才未満男及女直接作業従事者ありて之に相当する賃銭記入なし」（県）

「徒弟組織なるを以て十二才未満の者には賃銭を支払はず食費として日給十二銭」（下都賀郡・染織整理其他の加工業）

当時の雇用形態の中で、「徒弟」組織をとるケースは珍しくない。この制度では、若年労働者は一種の教育過程にあるもの、すなわち「修行中」であると見なされ、食事の賄いと衣類（いわゆる「お仕着せ」）による現物給以外の賃金は支給されないのが普通であった。事例１０や事例１１からは、このころの工場主たちが、これら若年労働者への現物賃金を、賃金とは意識していなかったことが窺われる。こうした意識の存在は、賃金に関する統計調査の結果に偏倚を与えずにはいない。これが当時の賃金データを利用する際に、特に注意が必要な点であることを、改めて指摘しておきたい[28]。

つぎに掲げるのは、県の報告例によって賃金の加重平均値を求められたのに対し、規程通りの回答をしていない例である。

事例１２「一、十五歳以上及十五歳未満男女共職工賃銭は最高最低とを記載しあれども前年の如く各欄平均額に相当せる賃銭を記入し得らるる様訂正方申出られ度（平均は最高と最低との折半にあらず別に算出を要するものに付注意せられたし）」（県）

「御照会に依り取調候処別紙の通り訂正申出候に付御訂正相成度此段及御回答候也」（足利郡・織物業）

当時の工場主たちが、加重平均という計算方法をどれほど理解していたか、このような事例をみると、疑わしく感じざるを得ない。

工場票に関する照会の検討の最後に、以上の分類に属さないものの中か

ら、いくつか注意に値するケースを紹介しておこう。

はじめは、「労働人夫」と「直接作業従事者」の区分に関するものである。調査の定義上は、「直接作業従事者」は、その工場の生産工程に直接かかわる人々、「労働人夫」は、風呂焚き、賄い婦、掃除婦などのように、生産に直接かかわるのではなく、その周辺の雑役務に従事する人々のことであった。しかし、この区分は、回答者によってしばしば混同された。県もまた、この混乱があることを意識しており、事例１３のような照会がいくつも発せられている。ただし、この特定の事例では、工場は、両者が同数になったのは全くの偶然であると、県の疑念を突っぱねている。

事例１３「労働人夫と直接作業従事者と同数なれども偶然の暗合なるや（此二つは別種のものに付調査上注意せられたし）」（県）
「再調致候処偶然同数となりしものにして票に記入の通り相違なし」
（安蘇郡・窯業）

つぎの事例１４は、古河合名会社日光製銅所への照会である。

事例１４「製造高の数量価額に於て前年に比し激増したるは欧州戦乱の結果なりと雖も価額に於て前年より十倍に増加したるは余りに甚しからずや数量の増加は価額の増加に比例せず約二倍に過ぎず再調相成度」（県）
「本会社の製品は直接本社（東京）に於て取引せらるるものなりし
数量の多寡、価額の高低等は販路の関係製品質の程度等の如何により著しき変異あり内容の真想審ならず（強て探求せば漠たる回答に過ぎず）
御申越の事項再調せしに既報通違算なき申出に有之候」
（上都賀郡・金属精錬業）

このように、生産拠点としての工場と本社機能が分離しているばあい、工場を調査しても生産価額等を捉えるのは困難なばあいもあったようである。

事例１５は、石炭消費量に関するものである。

事例１５「石炭消費高に於て前年より十分の一以下に減じたるは如何」（県）

「五百斤正確なり。僅かに風呂の下等に用ふるのみ」
（足利郡・織物業）

この調査は、本来は原動機としての蒸気機関や、生産過程で必要とされる熱源（製糸業における煮繭、織物整理における蒸気など）のために投入される石炭を想定しているし、今日私たちが統計資料を利用する際にも、そのようなものとしてこのデータを読みとっている。しかし、このケースでは、生産工程では石炭は使用されておらず、一種の従業員厚生施設である風呂を焚くために使用された石炭を申告したというのである。照会の結果として、この工場の申告した石炭消費高が削除された形跡はない。「石炭消費高」には、このように、直接生産に投入される以外の部分が、混入していると見るべきである。

さいごに「工場名称」は、集計の対象にはなっておらず、結果刊行物に調査対象工場の一覧リストが掲載されているばあいにのみ、私たちの目に触れるものである。さて、当時、特に小規模な工場では、日常的な活動においては、その所有主から独立の名称をもたず、統計調査等によって「工場名称」の回答を要求された際にのみ、「所有社名＋工場」「所有社名＋業種名＋工場」など、限られたパターンにしたがって、いわば即席に工場名称が作り出されることが多かったと考えられる。

事例１６「工場名称前年報告には飯田形付工場とありて不符合なり」（県）
「形付の二字を御記入相成度」（足利郡・染織整理其他の加工業）

事例１６では、こうした命名が行われた際、前年と異なるパターンを用いたため、県の担当者から「前年報告と不整合」の旨の指摘を受けることになった。要するに、当時の工場主たちにとって、工場の経営に伴う諸取引は、基本的に自分たちの個人名で行われるので、これと区別した工場名など、どうでも良かったのである。所有と経営の未分離であった当時、このような感覚はある意味で当然のものであろう。

県統計書に見る会社の分布

つぎに、会社票に関する県の照会と郡の回答について調べることにしよ

う。表４・１０ａ．は、県統計書に記載の会社について、産業大分類および払込済資本金額別に見た分布を示したものである。表の下段には、比較的会社が多い産業中分類について、再掲してある。また、同表のｂ．は、上の表のうち、県から郡に照会の対象となった会社についてのみ、同様の基準で会社数の分布を示したものである。

まず、ａ．について見よう。まず、「全規模計」の列に産業ごとの会社数を見ると、圧倒的に多いのは「金融・保険・不動産」で、８９会社にのぼる。これは、「銀行業」と「金銭貸付等」に多くの会社が分布するためで、この２業種で７７会社、栃木県下の会社総数の約３割弱をしめる。これにつ

表４・１０　産業分類別払込済資本金額別会社数

a.「栃木県統計書（大正５年）」に記載の全会社

産業分類＼払込済資本金額		千円未満	千円以上2千円未満	2千円以上3千円未満	3千円以上4千円未満	4千円以上5千円未満	5千円以上1万円未満	1万円以上5万円未満	5万円以上十万円未満	十万円以上	全規模計
産業大分類	食料品製造	1	4	1	1	2	4	5	1	1	20
	染織		2		2		2	4	4	3	17
	木材・木製品製造	1	1					3		1	6
	製紙							1		1	2
	印刷・出版		1	1			1	3	1		7
	化学工業							1			1
	土石製品製造			1			2	2			5
	金属製品製造			1			1	2			4
	機械器具製造			1			1	1			3
	その他の製造業		2	2							4
	卸売	2	2	2	1		10	17	1	1	36
	小売	2	4	3	4		3	5		1	22
	金融・保険・不動産	4	3	4	2		3	23	15	35	89
	運輸・通信・倉庫等		2	4	4		12	14	4	3	43
	その他公益事業							1	2	4	7
	サービス業		1	1				1	1		4
	その他			1		1	1	2			5
全産業計		10	22	22	14	3	40	85	29	50	275
中分類を再掲	醸造業	*1*	*3*		*1*	*1*	*4*	*3*	*1*	*1*	*15*
	織物製造		*2*		*2*		*1*	*3*	*1*	*2*	*11*
	織物売買						*2*	*5*			*7*
	米穀売買	*1*	*2*				*4*				*7*
	肥料売買			*1*			*3*	*6*	*1*	*1*	*12*
	信託業	*3*	*1*				*2*	*3*			*9*
	銀行業							*4*	*14*	*34*	*52*
	金銭貸付等	*1*	*2*	*4*	*2*		*1*	*13*	*1*	*1*	*25*
	倉庫業						*8*	*8*	*1*		*17*
	運輸業		*2*	*4*	*4*		*4*	*5*	*3*	*3*	*25*

づくのが、「通信・運輸・倉庫等」で４３会社、「卸売」「小売」を合わせた商業が５８会社、食料品製造２０会社、染織１７会社などである。表の下段に再掲した業種についていうと、すでに述べた銀行業と金銭貸付の他、運輸業、倉庫業、醸造業、肥料売買、織物製造などが比較的多い。

つぎに、これらの会社の払込済資本金規模別の分布についてみると、醸造、織物製造、肥料売買、運輸業などでは、各階級に分散して存在する。これら業種では、いずれもさまざまな経営形態を含むと考えられる。この結果、資本金規模で見たばあいの分散が大きくなったものであろう。一例をあげれば、織物製造に属する会社には、ほとんど個人営業の、いわゆる「坪買商人」のような存在から、複数の分工場をもつ大規模経営までが含まれる。

b.上のうち県から郡に照会のあった会社

産業分類＼払込済資本金額		千円未満	千円以上2千円未満	2千円以上3千円未満	3千円以上4千円未満	4千円以上5千円未満	5千円以上1万円未満	1万円以上5万円未満	5万円以上十万円未満	十万円以上	全規模計
産業大分類	食料品製造		1	1	1	2		2			7
	染織		1		1		1	2	1	1	7
	木材・木製品製造	1	1					1		1	4
	印刷・出版		1					3	1		5
	化学工業							1			1
	土石製品製造						1	2			3
	機械器具製造							1			1
	その他の製造業		1	2							3
	卸売			1			3	7			11
	小売	1	3	2	2		1			1	10
	金融・保険・不動産	1	1	1	1		1	5	7	8	25
	運輸・通信・倉庫等		1		2		1	4			8
	その他公益事業							1		1	2
	サービス業		1	1							2
	その他						1				1
全産業計		3	11	8	7	2	9	29	9	12	90
中分類再掲	醸造業		*1*		*1*	*1*		*2*			*5*
	織物製造		*1*		*1*		*1*	*2*		*1*	*6*
	銀行業								*7*	*8*	*15*
	金銭貸付等		*1*	*1*	*1*			*5*			*8*

(表注)①「産業分類」は、県統計書の会社一覧の「会社目的」欄により、筆者が事後的に格付けたもの。②「払込済資本金額」は、県統計書の会社一覧で「資本金又は出資額」欄中の「払込額」に記載された数値による。③栃木県行政資料『地方門統計　産業統計(二)　大正五年』には、ここに記載されたものの他に、県から郡に照会の結果、休業や廃業等のため県統計書に収録されなかった会社があるが、本表には含めていない。④産業分類中「卸売」と「小売」双方とも、「会社目的」のみからは、いずれに属するか明確でない会社を含んでいる。両者の区分は、暫定的なものである。

これらの業種と対照的に、銀行業と金銭貸付等とを対比すると、前者は５万円以上の層に集中し、後者は逆に５万円未満の階級に主として分布している。これは明らかに、両者の間で経営規模にしたがって棲み分けが行われた結果である。それまで調査の際に「金銭貸付等」と申告していた会社が、増資に伴って新たに「銀行」として登記をし、「銀行業」と申告するようになることもあり得た。また、「倉庫業」も、「金銭貸付等」と類似の分布を示す。当時、銀行や金銭貸付業の業務の中では、荷為替業務や、担保品付貸付業務が大きな位置を占めていた。こうした業務にともない、銀行でも担保品を保管する倉庫[29]をもっているのが普通であった。こうした中で、金銭貸付を行う会社の中で、倉庫に関係する業務が相対的に大きな位置を占めるものは、個票への記入にあたって、会社の目的を「倉庫業」と申告するケースもあったと推測される。これら３業種は、法制上は銀行業が別個の取り扱いをうけているものの、実態としては極めて似通った、あるいは本質的に同じ経済活動をしていたのである。

つづいて、ｂ．に、県による照会の対象となった会社の払込済資本金規模別の分布を見よう。まず、「全規模計」に産業別の分布を見ると、ａ．と同様、銀行業と金銭貸付等が多く、織物製造、醸造業などがこれにつづく。照会の対象となったのは、全部で９０会社であるから、県統計書に記載された２７５会社のうち、約３３％の会社が、会社票を提出した段階で県から照会を受けていることになる。

つぎに、「全産業計」に払込済資本金規模別の分布を見ると、１０００円未満から１０万円以上の広い範囲にわたって分布しており、１万円以上の部分で５０会社と過半数を占める。零細規模の会社では予想されるほど照会が多くはなく、相対的に大規模な会社に照会が多いという点で、職工規模別の工場分布について見いだしたのと類似の現象を見ることができる。特に「銀行業」の他、「製材」「呉服雑貨販売」「電力供給」では、払込済資本金額１０万円以上の大規模な会社に対する照会が見られる。

つぎに、郡市別に見た会社の分布についても一瞥しておこう。表４・１１ａ．は、県統計書に記載のあるすべての会社を、産業別、郡市別に分類、表示したものである。また、同表のｂ．は、この中から県による照会の対象となった会社を抜き出して表示したものである。なお、これらの表に記載した

表４・１１　産業別郡市別会社数

a.「栃木県統計書（大正５年）」に記載の全会社

産業分類＼郡市		安蘇郡	宇都宮市	塩谷郡	下都賀郡	河内郡	上都賀郡	足利郡	那須郡	芳賀郡	全県計
産業大分類	食料品製造	2	2		2	1	3	5	3	2	**20**
	染織	1			2	1	2	11			**17**
	木材・木製品製造	1					1		3	1	**6**
	製紙		1						1		**2**
	印刷・出版		6				1				**7**
	化学工業		1								**1**
	土石製品製造	1	1		1		1			1	**5**
	金属製品製造	1	2				1				**4**
	機械器具製造		2	1							**3**
	その他の製造業	1			2			1			**4**
	卸売	2	5	4	5		2	6	8	4	**36**
	小売	2	10		5		2		1	2	**22**
	金融・保険・不動産	6	16	9	15	1	16	5	14	7	**89**
	運輸・通信・倉庫等	1	6	7	7		5	3	9	5	**43**
	その他公益事業		2	1			1	1	1	1	**7**
	サービス業		1				2			1	**4**
	その他	3			1				1		**5**
全産業計		**21**	**55**	**22**	**40**	**3**	**37**	**32**	**41**	**24**	**275**
中分類を再掲	*醸造業*	*2*	*1*		*1*	*1*	*3*	*3*	*2*	*2*	***15***
	織物製造	*1*			*1*	*1*		*8*			***11***
	織物売買		*1*					*5*		*1*	***7***
	米穀売買	*2*		*1*	*4*						***7***
	肥料売買		*1*	*3*			*2*		*3*	*3*	***12***
	信託業	*1*	*2*		*2*		*1*	*1*	*2*		***9***
	銀行業	*5*	*5*	*6*	*11*	*1*	*10*	*1*	*8*	*5*	***52***
	金銭貸付等		*8*	*2*	*2*		*5*	*3*	*4*	*1*	***25***
	倉庫業		*3*	*3*	*4*		*1*	*1*	*3*	*2*	***17***
	運輸業	*1*	*3*	*4*	*2*		*4*	*2*	*6*	*3*	***25***

会社の他に、調査の過程では取り上げられながら、県統計書に記載されなかった会社が１３社ある。これらの大半は大正４～５年の間に廃業したものである。

まず、ａ．の「全産業計」の行に郡市別の分布を見ると、最も会社の多いのは宇都宮市で５５会社、以下、那須郡、下都賀郡、上都賀郡とつづく。逆に、河内郡には会社がほとんど存在しない。この郡は宇都宮市をその領域内に含むため、この地域で営業する会社は本社を宇都宮市内においたのであろう。表４・８a.で、工場数が最も多かった足利郡の地位が、会社では相対的に低いのも、おそらく共通の事情によるものと考えられる。生産活動の拠

b.上のうち県から郡に照会のあった会社

産業分類＼郡市		安蘇郡	宇都宮市	塩谷郡	下都賀郡	河内郡	上都賀郡	足利郡	那須郡	芳賀郡	全県計
産業大分類	食料品製造	2	1				1	2		1	7
	染織							7			7
	木材・木製品製造	1							2	1	4
	印刷・出版		5								5
	化学工業		1								1
	土石製品製造		1				1			1	3
	機械器具製造		1								1
	その他の製造業	1			1			1			3
	卸売	1	2	1	1			2	1	3	11
	小売	2	4		1				1	2	10
	金融・保険・不動産	3	6	1	4	1		3	2	5	25
	運輸・通信・倉庫等			3			1		1	3	8
	その他公益事業		1	1							2
	サービス業		1							1	2
	その他	1									1
全産業計		11	23	6	7	1	3	15	7	17	90
中分類再掲	醸造業	*2*					*1*	*1*		*1*	*5*
	繊物製造							*6*			*6*
	銀行業	*3*	*1*	*1*	*3*	*1*			*2*	*4*	*15*
	金銭貸付等		*4*					*3*		*1*	*8*

(表注)①「産業分類」は、県統計書の会社一覧の「会社目的」欄により、筆者が事後的に格付けたもの。②「郡市」は、県統計書の会社一覧の「郡市」欄に記載されたデータによる。③栃木県行政資料『地方門統計 産業統計(二)　大正五年』には、ここに記載されたものの他に、県から郡に照会の結果、休業や廃業等のため県統計書に収録されなかった会社があるが、本表には含めていない。④産業分類中「卸売」と「小売」双方とも、「会社目的」のみからはいずれに属するか明確でない会社を含んでいる。両者の区分は、暫定的なものである。

点としての工場の立地は、原料の供給、労働力の確保、製品輸送の便といった物的要因によって決定される。これに対して、経営の拠点としての会社（本社）は、資金の融通、市場情報の入手、官庁との書類のやりとりの便利さなど、いわばソフト面の要因によって立地が左右される。これらの点で県内で最も優れた条件を持つ地点はといえば、いうまでもなく県の行政の中心であり、金融と情報のセンターである宇都宮市である。宇都宮市に本拠を置く会社が、工場に比較して多く見られ、かつ各産業にまんべんなく分布しているのは、こうしたことが原因であろう。

つぎに、各郡市における産業別分布の偏りを見よう。宇都宮市は上述のように各産業にわたっているが、強いていえば、「金銭貸付等」に比較的多くの会社が見られる点、栃木県の金融センターとしての同市の性格が窺われる。他の郡は、どちらかというと特定の産業に偏った分布を見せる。具体的

には、下都賀郡、上都賀郡、那須郡では「銀行業」に、足利郡では「織物製造」および「織物売買」の会社数が比較的多い。

つづいて同表ｂ．に、県による照会の対象となった会社（９０社）の分布を見ると、県統計書に記載された全会社のばあいとは、分布が異なり、宇都宮市、芳賀郡、足利郡、安蘇郡などで多い。この４郡市で６６会社、総数の７割強に相当する。このうち、宇都宮市と芳賀郡・安蘇郡では、あまり特定の産業への偏りが見られないのに対し、足利郡では「織物製造」と「織物売買」が明らかに多くなっている。工場について調べた結果と同様、会社について見ても、県担当者の、この地域の織物産業に対する関心が高かったことが窺われる。

照会の内容概略（会社）

以上のような分布をする会社に対して、県はどのような照会をしたのであろうか。表４・１２は、照会内容[30]ごとに見た照会件数の分布を、産業分類別に分解して見たものである。また、表４・１３は、同じく照会件数を払込済資本金の規模別に分解したものである。なお、これらの表には、県統計書では記載されなかった１３会社に対する照会も含まれている。

まず、表４・１２には、県統計書に不記載の会社に対する照会が１５件あるが、これらの多くは、前年度報告があったにもかかわらず、今年度報告がないのはなぜかという内容である。これに対する回答はおおむね、解散ないし休業中というものであった。

つぎに、「全産業計」の行に照会内容別の分布を見ると、「損益金」に関する照会が最も多く、ついで「配当金・配当率」「設立・創業時期」「社債」「積立金」とつづく。設立・創業時期に関するものを除くと、いずれも損益計算書ないし貸借対照表の内容にかかるものであり、これら４項目に「資本金・払込金」を加えると７４件、照会総数の６割弱となる。産業別に見たばあい、特に大きな偏りはない。強いていうと銀行業で配当金に関する照会が目立つ程度である。表４・１３に払込済資本金額別の分布を見ると、各項目で相対的に大規模な会社に偏りが見られる。これは、先に表４・１０ｂで、照会の対象となった会社数についてみた結果とも一致している。とくに、設立・創業時期に関しては、１１件のうち１０件までが１万円以上の規模の会社に対するものである。この他、「損益金」「積立金」などにも比較

的大きな偏りが見られる。

表４・１２　産業分類別照会内容別照会件数

産業分類＼照会の内容	名称	目的	所在地	所有者名	設立・創業時期	資本金・払込金	社債	積立金	損益金	配当金・配当率	その他	未報告	全照会内容計
県統計書に不記載											1	14	15
食料品製造					1		4		2	1		1	9
染織					2			1	2	4			9
木材・木製品製造		1				1		1	1				4
印刷・出版			1						2	1	1	1	6
化学工業									1				1
土石製品製造	1			1				1	2				5
機械器具製造									1				1
その他の製造業						1		1		1			3
卸売		1	1		3		1	2	3	2			13
小売		2				1	1	1	2	1		2	10
金融・保険・不動産		3	1		3	3	2	2	9	9	1	3	36
運輸・通信・倉庫等					1		1		3	2	1		8
その他公益事業			1		1								2
サービス業	1						1					1	3
その他											1		1
全産業計	2	7	4	1	11	6	10	9	28	21	5	22	126
中分類再掲 醸造業							*4*		*1*	*1*			*6*
中分類再掲 繊物製造					*1*			*1*	*2*	*4*			*8*
中分類再掲 銀行業		*1*	*1*		*3*	*3*	*1*	*2*	*4*	*7*	*1*		*23*
中分類再掲 金銭貸付等		*2*					*1*		*4*	*2*		*2*	*11*

表４・１３　払込済資本金額別照会内容別照会件数

資本金規模＼照会の内容	名称	目的	所在地	所有者名	設立・創業時期	資本金・払込金	社債	積立金	損益金	配当金・配当率	その他	未報告	全照会内容計
県統計書に不記載											1	14	15
1000円未満		1				1						1	3
1000円以上2000円未満						2	1		3	2	1	3	12
2000円以上3000円未満	1	3			1		2	1		1		1	10
3000円以上4000円未満							1		4	2		1	8
4000円以上5000円未満							1		1				2
5000円以上10000円未満	1	1							5	2	1		10
10000円以上50000円未満		1	2	1	5		4	4	11	7		2	37
50000円以上100000円未満		1			2	2	1	1	3	1	1		12
100000円以上			2		3	1		3	1	6	1		17
総数	2	7	4	1	11	6	10	9	28	21	5	22	126

照会の実例（会社）

つづいて、第４・１２表「全産業計」で比較的件数が多い照会事項について、具体例をあげながら、少し詳しく見ていくことにしよう。まずはじめに、筆者が「損益金」と分類した照会の中では、「損失金、利益金がそれぞれ一般常識からして多額すぎ、異常値ではないか」という趣旨の問い合わせが多数を占める（２８件中２３件）。順を追って見ることにしよう。

事例１７「損失金は一ヶ年の損失高を計上すべきものなるが実際報告の通り多大の損失を見たるや」（県）
「実際報告の通り多大の損失を見たり」（宇都宮市・機械器具製造）

ここに見えるように、「損益金」に属する照会については、ほとんどの会社が、報告は実態を反映したものだという回答をしている。ただ、県による次のような照会には、注意が必要である（下線は引用者）。

事例１８「上欄三会社は損失金の欄　下野毎日新聞株式会社一、三〇三円　殖産無尽株式会社一一、二四六円下野起業株式会社一〇、〇七九円と記載あれども事実斯く多額の損失を見たるや
損失の調査に所謂決算表の借方を記入する向あり本会社の如きも或いは此種の記入方を為したるものにあらざるか若し前段通りとせば其の事由承知したきにより申出られ度」（県）
「一、下野毎日新聞株式会社　販売の成績不良なるに因る
二、殖産無尽株式会社　右名称に変更と同時に殖産株式会社時代の給付契約に対し期日前のものに対しても利子を付し悉皆一時に決済をなしたると又債権の回収見込なきものを欠損として決算したるものあるに因る
三、下野起業株式会社　本年度内工事中水害に依り損失を受けたるものの特に大なるものあるに因る」（宇都宮市・複数業種）

この事例でも県の照会は「損失金が異常に大きい」というものであり、これに対する各社の回答は、理由を挙げて報告の正当なことを主張している。ただし、ここで注目すべきなのは、県の担当者が、損失金に注目した理由を記

述している点である。具体的には、引用文中で下線を施した部分にみられるとおり、当時、会社の経営者たちに、「損失金」の調査に際して、貸借対照表の借方の金額を記入する傾向があったことを示唆している。

同じ傾向が、利益金の計上についても存在した。これについても、「利益金が異常に多い」という趣旨の県の照会にたいし、会社の回答は普通、自己の報告が正当であることを主張するものであった。しかし、損失金と同様、県の照会の中には、貸借対照表の貸方の金額を「利益金」として申告したのではないかと問いただすものが多い。

事例１９「利益金の額資本金に比し多きに過ぐる観あり事実相違なきや」
（県）
「実際に利益多き結果にして事実相違なき旨申出あり」
（足利郡・織物製造）

事例２０「利益金他の金額と対比上頗る多額なれども之は誤って決算表の貸方を掲記せるにはあらざるか事実申出られたし」（県）
「利益金中前期の繰越金を計入せるものにして之を差引くときは「七、七六九円」となるものに付便宜訂正ありたし」
（下都賀郡・金融・保険・不動産）

事例２０は、払込済資本金５万円の銀行（栃木共立銀行）である。銀行業という、本来財務諸表に関しては専門的知識を有するスタッフを擁しているべき会社にして、調査上の定義とは異なる回答をしていたことがわかる。

さらに、会社の中には、次に掲げる事例のように、損失金と利益金とをともに計上している例も見られる。これは明らかに、支出金と収益金との相殺を行っていなかったものである。

事例２１「利益金と損失金と同時に存在する筈なし何れか一方のみに限らるる筈なり再調相成度」（県）
「利益金九、五二二円とせしは六、八八三円の誤記に付訂正す
損失金二、六三九円とせしは誤記に付取り消す」
（河内郡・金融・保険・不動産）

この事例もまた、銀行（上三川銀行、払込済資本金額７万円）に関するもので、これはいうまでもなく、当時の栃木県下では最も大きな部類に属する企業であった。

以上のような事例を調べてくると、当時の会社経営者に、損益計算書や貸借対照表に基づいた報告を求めた県の規程が、どの程度理解されていたかという点について、私たちは、ひとまず疑ってかからなければならないように思われる。県のチェックにかかった例は、たまたま損益金の額が資本金額等に比較して過大であったか、あるいは損益金を両方とも計上するなど、誰の目にも異常が明らかな形をとったため、調査上の定義に従わない回答をしたことが表面化した事例である。しかし、このようなケースの陰には、同様の回答をしながら表面化しなかった多くのケースが存在したと見るべきである。

「配当金・配当率」の過半は、株式会社以外の会社形態をとるものが、出資者に対する利益配分をそのまま計上したと思われるものである。このようなケースは１１件ある。

事例２２「配当金は株式会社に限り記入すべきものなるにより記入するに及ばざるものなり（報告例参照）」（県）
「配当金は誤記に付削除相成度」（足利郡・その他の製造業）

このようなケースを除くと、目立つのは、県の報告例が年単位の配当金・配当率の報告を求めたのに対して、決算期（半年、４ヶ月など）ごとの値を報告したものである。ここでもまた、銀行が多い。たとえば、真岡銀行（払込済資本金額１２万５千円）について、次のようなやりとりが記録されている。

事例２３「配当金と配当率の割合一致せず御記載の通り配当金「四、五〇〇」なりとせば配当率三分六厘なり事実如何」（県）
「下半期分を計上したるものにして一年間の配当九千円なるにより九千円と訂正有之度候」（芳賀郡・金融・保険・不動産）

このような回答が多く見られるのは、県の報告例が求める１年ごとの値が、会社の立場からは、業務の遂行過程で自動的に得られるものではないことと関係する。年２回ないし３回の決算が行われているばあい、年単位の数値を求めるには、そのための計算をせねばならない。ところが、会社の担当者は、七面倒くさい規程からなる県の「報告例」を熟読しないまま、「配当金」「配当率」等の用語法を自己の会計システム上の用語として理解し、決算報告書に載っている値をそのまま報告したという、このような過程を経たものであろう。

「社債」に関するものは、これが商法の規定に基づいて発行されたものなのかどうかを問い合わせるか、あるいは県が一方的にこれを商法の規定に基づかないものと判断して抹消し、そのことの確認を求めるものがほとんどである。

事例２４「社債現在額記入しあれども之は商法の規定により社債券を発行したるものなりや事実申出られたし」（県）
「商法の規定により発行したる社債券にあらざるを以て削除相成度候」（芳賀郡・醸造業）

事例２５「社債現在額欄記載あれども便宜誤記抹消致候間御承知相成度」（県）
「承知致候欄は訂正済」（安蘇郡・醸造業）

事例２４は県が問いただしているケース、事例２５は県が一方的に訂正しているケースである。後者のような事例は、対象となる会社が株式会社以外のものにほぼ限られる。県の担当者が、いわゆる「決め付け」（imputation）を行ったものと判断できる。いずれにせよ、当時の会社所有主の少なくとも一部には、「社債」と言われたとき、これを商法上の（同時に統計調査上の）明確な定義を伴う用語とは受け取らず、いわば彼らの日常語として「会社の借金」程度の理解に基づいて回答した者がいた可能性がある。

最後に、「設立・創業時期」に関するものは、すべて前年報告との齟齬を問題とするものである。工場票に関して述べた際にも触れたが、この調査項目は、たといそれが半年ずれていようと、経済統計あるいは経済政策の立案

という観点からはあまり大きな問題にはならないし、そもそも、結果刊行物に示される集計表の対象ではない[31]。にもかかわらず、県のチェックは丹念に行われているのである。

事例２６「設立年月前年報告には明治三十年三月とあり本年報告には明治三十二年十二月とあり符合せざるは如何」（県）
「設立年月は明治三十六年三月に付訂正相成度」
（安蘇郡・金融・保険・不動産）

事例２７「設立年月前年報告には明治三十三年二月とあり本年報告には四月とあり何れが真なりや」（県）
「明治三十三年二月の誤記に候」（芳賀郡・金融・保険・不動産）

ちなみに、事例２６で設立年月を数年も違えて報告しているのは、これもまた銀行（日吉銀行、払込済資本金額１０万円）である。このちがいは単なる書き損じとは理解しがたい。もしかすると、この銀行には前身となる金銭貸付業の営業歴があり、この会社がこの日に開業した等々の事情を反映しているのかもしれない。このように、設立や創業といった語の理解のしかたには、監督官庁に出願した日なのか、許可を得た日なのか、商法等の規定にかかわらず実質的に営業を開始した日なのか等々、常識的に考えても幾種類かが存在する。そのいずれをとるかによって当然回答は変化するわけで、ここにも、調査設計者の意図と、回答者の理解とのズレが存在しうるわけである。事例２７も銀行業に関するものであるが、おそらく漢数字の「弐」を、細い筆で自己流に崩して記入したものを、県の担当者が「四」と読み誤ったものであり、単純な誤記ないし誤読である。こうした読み誤りは、「２」と「４」の他にも「２」と「１１」や「５」と「９」など、いく種類か存在する。

県によるチェックの基準（工場・会社とも）

ここで、農商務系の調査一般と同様、工場票と会社票についても県によるチェック方法と照会内容の、または郡市の回答との関係について概観しておくことにしよう。まず、チェック方法と照会内容の関係について表４・１４

表４・１４　県によるチェック方法と照会内容(照会件数)

ａ．工場

チェック方法 / 照会内容	規定外	規定人数未満	記入なし・不備	前年値	通常値	表内不整合	不明	合計
名称			2	2				4
原動機	2			3		14		19
就業日数				2	1			3
従業員数		6	1		7	3		17
所有者名			1	1		1		3
生産高・価額				7				7
製品価格				4				4
石炭消費高				2				2
設立・創業時期				16				16
賃金	1			4		6		11
未報告							1	1
その他				2				2
合計	3	6	4	43	8	24	1	89

ｂ．会社

チェック方法 / 照会内容	規定外	記入なし・不備	前年値	他調査・報告	通常値	表内不整合	不明	その他	合計
名称			1	1					2
目的		1	5					1	7
資本金・払込金			6						6
社債	5				1		4		10
所在地		1	3						4
所有者名		1							1
積立金		2	6		1				9
設立・創業時期			11						11
損益金					26	2			28
配当金・率	11				1	9			21
未報告		1	14	7					22
その他			1		3	1			5
合計	16	6	47	8	32	12	4	1	126

にまとめてみた。

この表によると、工場・会社ともにチェック方法としては「前年値」との比較が最も多く、工場では「表内不整合」が、会社では「通常値」が、それぞれ続く。「前年値」によるチェックは、「設立・創業時期」（工場会社とも）、「未報告」（会社）に関して、主に行われている。また、工場で「表内不整合」が多いのは、「原動機」に関して、原動機台数もしくは馬力数の

一方にのみ記入があって、もう一方が欠落しているという趣旨の照会が多く含まれるためである。会社に関して前項で問題にした「損益金」は、主に「通常値」との対比でチェックされている。いいかえると、「報告の内容は、常識的に考えておかしいが、どうなっているのか」という趣旨の問い合わせが多い。

つぎに、県によるチェック方法と、これに対する郡市の回答についてまとめたのが、表４・１５である。

まず、工場や会社（形式的には郡市）が、自己の報告を正当だと主張しているか、それとも県の指摘を入れて訂正ないし情報の加除をしているかという点に着目すると、工場では８９件のうち４４件が、また会社では１２６件のうち５２件が自己の報告を正当だと主張している。チェック方法との関係で言うと、「前年値」によるものは、回答が双方にまたがってあらわれる。

表４・１５　県によるチェック方法と郡市の回答（件数）

a．工場

回答＼チェック方法	規定外	規定人数未満	記入なし・不備	前年値	通常値	表内不整合	不明	合計
正当（説明あり）			1	12		7		20
正当（説明なし）				18	6			24
追加説明				2				2
訂正・追加	3	6	2	10	2	17	1	41
無回答・不明			1	1				2
合計	3	6	4	43	8	24	1	89

b．会社

回答＼チェック方法	規定外	記入なし・不備	前年値	他調査・報告	通常値	表内不整合	不明	その他	合計
正当（説明あり）		3	14		9	1			27
正当（説明なし）			7		16	2			25
追加説明			10	1				1	12
訂正・追加	16	3	16	7	5	9	4		60
無回答・不明					2				2
合計	16	6	47	8	32	12	4	1	126

これは、調査項目の中に、「設立・創業時期」のように、本来変化せず、従って前年度の報告との対比で効率的に誤りを発見できる事項と、「生産高・価額」などのように、毎年変動する性質のものとの両方が存在するためである。これに対して、「通常値」によるものは、工場会社ともに、報告の正当なことを主張するばあいが多く、逆に「表内不整合」によるものは、県の指摘を入れて訂正ないし情報の加除をしているばあいが多い。前者の多くは会社の「損益金」に関するものであり、異常値に見えても、個々の会社の事情によって、実態を反映した報告をしていたことが多かったのであろう。後者は原動機の台数・馬力数に関するものと職工賃銭に関するものが中心である。

県の担当者が工場票・会社票の報告内容をチェックする方法は、分布に多少の違いはあるものの、すでに見た農商務統計一般に関するチェックの方法と、あまり大きくは変わらない。したがって、農商務統計一般に関する検討の際に指摘した、県担当者によるチェックの限界に関する問題は、工場票・会社票にも当てはまる。

本節のまとめ

a．会社票・工場票の資料としての特性

ここで、本節で見いだしたことを簡単にまとめておこう。工場票・会社票に関する県担当者の基本的な姿勢は、前項「県によるチェックの基準」でも触れたとおり、すでに取り上げた農商務系の調査一般に関するものと同様であった。すなわち、彼らは、自らの入手できる情報の範囲内で、可能な限り正確な、内部整合性の保たれた数値を編成することに尽力していた。しかし、入手された情報の形づくる世界で不整合がないということと、その情報が、工場なり会社なりの実態をどの程度反映しているかということとは、自ずから別の問題である。この点については、農商務統計一般について論じた際に詳しく述べたので、ここでは繰り返さないことにする。

以下では、工場票・会社票に固有の事情を考慮に入れながら、これまでに発見した事実の総括を試みたい。

農商務統計一般と比較したとき、工場票・会社票に固有の事情は、調査に回答する主体が、私たちにとってはっきりしていることである。この点について少し詳しく述べておこう。農商務系の一般の調査では、最終的には直接生産者

が何らかの形で調査事項に関して回答しているとしても、これを集計して郡に報告するのは町村の吏員であり、県はこれをさらに郡レベルで集計したものに対して照会を発することになる。この結果、県と直接対峙するのは、郡ないし町村止まりであり、個々の経済主体の姿は、私たちの目には見えてこないのが普通である。これと対照的に、工場票・会社票の調査では、県の照会は、形式上は郡市に対して行われるが、実態としては、郡市は調査対象である工場や会社に問い合わせをし、その回答を待って県に回答している。つまり、工場票・会社票のばあい、個々の工場主ないし会社所有者と県とが、実質的なやりとりをしているのである。したがって、そこからは、当時工場ないし会社を所有していた人々という、その属性を比較的明確に定義できる人間集団について、調査に対する反応を窺うことができるのである。

そこで、ここでは、工場票・会社票に含まれる調査事項に関して、工場主あるいは会社経営者たちが、どのような理解のもとに回答していたか、あるいは、彼らの理解と、県の担当者の理解との間にどのような食い違いが見られたかという点に着目し、その特徴点についてまとめておくことにしたい。統計データの利用者にとって、その統計の調査上の定義を明確に理解することは当然であるが、これと同時に、あるいはこれ以上に、その定義を調査の客体がどう理解して回答したかについて知ることは、重要である。それにもかかわらず、資料の制約から、後者の点に関しては、なかなか実行できない。本稿では、さいわい、すでに見たような形で、不充分ながらもこの問題に切り込むことができたわけである。

b.県の担当者の発想

はじめに、県の官吏がどのような点に注意して調査を実施したかについて、簡単に振り返っておこう。

まず、各種の産業のうち、何に注意が向けられていたかという点であるが、工場では明らかに足利地方の染織産業（「織物業」や「染色整理其他の加工業」を中心とする）に照会が集中している。また、会社に関しては、金融関係（「銀行業」と「金銭貸付等」が中心）に照会が多いほか、織物業、醸造業などにも比較的多くの照会がみられる。農商務統計一般について見た際にも述べたことであるが、県の官吏の注意は、県経済の対外収支バランスに大きな影響力を持つ産業に向けられていた。また、金融業はこうした産業に資金を融通す

る部門として、独自の法規制の対象となっていたと共に、県の官吏は、調査にあたっても細心の注意を払っていたことがうかがわれる。

これは、彼らの間に、県経済を単位に一種の勘定体系[32]を想定し、その収支バランスを改善しようとする発想があったであろうことを考えるとき、ある意味で当然の行動である。彼らによって作成されたデータの利用者である私たちとしては、農商務統計一般について見た際と同様、工場・会社に関する個票調査の結果表を見る際にも、こうしたことを念頭に置くべきである。すなわち、特定の産業に属した工場・会社については、県の官吏によって、より入念なチェックが行われた点である。

ただ、県内で特に規模の大きい工場・会社でも、県の報告例が定めた調査上の定義に基づかない回答をする傾向があったことを、改めて指摘しておきたい。こうした「誤解」は、おそらく当時、回答者の日常的な実感と、調査上の用語の定義との間に乖離があったために生じたものである。先にも述べたことであるが、私たちは、ともすれば、小規模な工場や会社は「前近代的」であり、調査設計時に想定できなかったような実態が多く存在するために、大規模な工場や会社と比較したときに、不規則な回答が多く、したがって照会の対象ともなりやすいという思いこみを抱きがちであるが、本節で見た事例に限っていうなら、この予想は当たらないようである。この点については、次項で詳説する。

さいごに、県の官吏の姿勢として、農商務系の調査一般についてみられたのと同様の姿を示唆するのが、工場会社に対する「設立、創業時期」に関する照会である。事例として掲げた中にも、当時から見て７０年以上前の天保年間に創業した会社について、創業月が１１月か２月かなどというものがあり、各種の調査項目の中で何が重要で何がそうでないかということに関する感覚が、少なくとも今日の私たちと、当時の県の官吏とでは大きく異なっていたことを窺わせている[33]。彼らの中には、おそらく、上記のように県の経済にとって重要な調査対象を重点的に精査するという発想と、前年度の調査や他の調査などとの整合性にこだわる発想とが同居していた。前者が、地域レベルの、いわばマクロ経済政策立案者としての発想であるとすれば、後者は、明らかに官僚特有の発想である。すなわち、ある業務がルーティンワークとなるや、その業務の本来の意義づけとは切り離されたところで、その業務自体を自己目的化し、か

つ業務の結果がいかなる形であれ問題化することを、何を措いても避けるというメンタリティーである。

c．工場主・会社経営者の理解

次に、工場主や会社の経営者たちが、工場票・会社票による調査をどのように理解し、回答したかについても、まとめることにしよう。結論を先に述べると、資料の利用者としての私たちの観点から見て、いくつかの重要な点で、彼らの理解は県報告例の定義から逸脱する傾向があったのである。

工場に関していうと、その「逸脱」は、原動機や労働の編成などをめぐる点にあらわれた。すなわち、原動機に関係する点としては、①蒸気機関に動力を得る以外のもの（蒸気そのものを利用するなど）が混在していたり、②石炭消費高の中に生産工程に投入されないものが混在している点、また、③日本形水車に関しては馬力数を計測するという観念を欠いていたらしいこと、④電動機（他より電力の供給を受けるもの）に関して、一部ではこれを「原動機」と見なさない回答が見られたことなどである。まず、①②に関していうと、おそらく、当時の工場主たちの意識としては、自己の工場で用いられるものは総て、工場をやりくりするために使っているという点で、何ら選ぶところがなかったのであろう。それを「直接生産に用いるもの」と、それ以外のものに峻別せよといわれたばあい、即物的な定義を与えられる限り、自覚的な努力の結果としては可能であったかもしれない。しかし、同時にそれは、彼らの日常生活から来る実感とは、そぐわないものだったに違いない。結果、①②に見たような「逸脱」が、傾向的に生じることになったのである。③は、伝統的な発想と技術に基づいて作られているものを、その発想にない尺度で測ろうとするために生じる矛盾であり、日本形水車の「馬力数」を計測しようとするところでは、どこでも生じえた現象である。④は、どう解釈して良いか、筆者も判断できずにいる。とりあえず、「動力革命」を担う技術として注目されることが多い電動機に関して、このような問題を含む回答が見られるという例示である。

労働の編成をめぐる点としては、⑤「労働人夫」と「直接作業従事者」[34]の区分があいまいである点、⑥賃金に「賄い」分を含めないものが多く見られる点などがある。⑤は、工場主の感覚としては①②と同じものに基づくと考えられる。⑥は、労働編成における徒弟制や、契約方法としての年季奉公などの伝統的な制度に、その制度が根ざしている伝統的な発想に存在しない物差しを当

てた結果生じた現象である点で、上記の③と基本的には同じ性質の問題である。工場主たちは、県によって即物的な形で注意を促されれば、その限りで県の求めるとおりに「正しく」回答することはできた。しかし、それは彼らの実感とは異なるものであるため、彼らの回答は、放っておけば県の求める「正しさ」から逸れていく傾向をもったのである。

会社票に関しては、損益計算書や貸借対照表にかかわる事項、すなわち「損益金」「配当金、配当率」「社債」など、会社に関する統計を利用するばあいに核心をなす重要な調査事項に関して、いくつかの逸脱傾向が見られた。⑦最も特徴的なのは、損益金を記入すべき欄に、貸借対照表上の「借方」「貸方」を記入したり、収益金と支出金を相殺せずに両方とも記入してしまうもので、これは、一般の会社ばかりではなく、資本規模で県内でも有数の規模を誇るいくつかの銀行についてすら、観察された。⑧配当金に関しても、年間を通じた報告を求められているにもかかわらず、半年や４ヶ月など、決算期に関する報告をした例が見られる。⑨社債に関しては、商法上の規定によらない借金まで「社債」として回答した例が多く見られる。このうち⑦⑨は、法的な概念、あるいは西欧的な発想に基づく簿記上の概念に基づいて回答を求めた県に対し、会社経営者の側が、彼らの日常用語に基づいた、あるいは伝統的な会計システムに基づいた回答をしているために生じた現象であろう。⑧も、おそらく同質の問題であるが、これは、当時の回答者が、県の報告例（調査規程）にどれほど注意を払っていたかという疑問を私たちに抱かせる。調査は面倒くさいが、「お上」の調査であるから仕方がない、そこそこに答えておけという、ある意味でおざなりの姿勢が窺われるのではないだろうか。

さて、県の定義からのこのような逸脱の傾向は、伝統的な常識に基づくものであるだけに、おそらく、工場や会社の規模の大小を問わず、また産業のいかんを問わず、ごく一般的に生じていたと思われる。これに対して、県の担当者が、ある特定の産業に相対的により入念なチェックをしていたとすると、調査の結果表の段階では、このような逸脱は、チェックが相対的に手薄な部分に、より強く残存することになる。すなわち、産業分類でいうと、どちらかといえば伝統的な、あるいは域内供給を目的とした部分が、これにあたる[35]。栃木県のばあいは、明らかに足利織物関連産業と、金融業について、丹念なチェックが行われ、結果として多くの照会が発せられているのである。

４・４　補論：郡による情報の吟味

問題の所在と対象の限定

本節の目的は、郡による照会を検討することを通じ、町村レベルでの調査の実態にいくぶんたりとも近づくと同時に、第３章で武茂村の事例に見たような調査のあり方が、郡レベルではどのように認識されていたかについて調べることにある。

すでに述べたとおり、栃木県庁の行政文書「地方門統計　産業（二）ノ二　大正五年」[36]には、県と各郡市との間で交わされた往復文書とならんで、米麦表について、郡と各町村との間での照会・回答のやりとりを記録した資料が綴じ込まれている。本節では、前節の議論を受け、郡レベルで町村の報告に対してどのようなチェックを行ったか、また町村がこれに対してどのような対応をしたかという点についてみることにする。理由は、県の担当者に比較して、郡の担当者は、個々の町村における調査の実態についてより詳細に把握しているはずであり、町村からの報告に対して、県の担当者が郡の報告について行ったよりも、より実態に即したチェックを実施し得たはずだからである。

本節で取り扱う対象は、前節でも触れたとおり、米表および麦表について、河内郡が管下の町村に対して行った照会と、これに対する町村の回答に限定する。理由は、すでに述べたとおり、郡による照会の内容が照会票という形で具体的に判明するのが河内郡の米麦のみであり、他の郡については米麦について町村の回答が残されているだけであるという、資料上の制約による。

照会の分布と主な事例

具体的な例をあげる前に、これら２調査項目について、河内郡が行った照会が、どのような分布を見せるかについて概観しておこう。

表４・１６a.によると、これらの項目に関して河内郡が行った照会の件数は５１件であり、調査項目別の内訳を見ると、麦が３９件、米が１２件で、麦の方が３倍強と多くなっている。照会の内容別に見ると、単位当生産量（米麦表のばあいは、反当収量ないし反当生産価額）が２１件で最も多く、これに次いで記入方法に関するもの１０件、計算違いの指摘８件などとなっ

ている[37]。照会内容ごとの分布の傾向には、米と麦との間で、事例数の違いを除き、明確な差異は認められない。また、町村別の分布は、本節末の照会一覧表に譲ることとして、ここには表示しないが、篠井村（８件）、国本村、富屋村（各５件）、薬師寺村（４件）などがやや目立つ程度で、さほどの分布の偏りは見られない。町村レベルにまでおりると、本稿第２～３章で触れたような町村ごとの調査方法の違いにくわえて、統計調査の取りまとめを担当する吏員（多くのばあいは書記）の個人的な資質によって、報告の精度が左右される可能性があるが、表４・１６では事例数が少なく、そうした事実を明確に指摘することはできなかった。

表４・１６　河内郡による照会件数

a.照会内容・調査項目別

	照会内容							合計
	記入方法	計算違い	生産規模	生産量	単位当生産量	単価	調査方法	
41　麦	8	7	4	1	15	4		39
51　米	2	1	1	1	6		1	12
合計	10	8	5	2	21	4	1	51

b.チェックの基準別・照会内容別

		チェックの基準							合計
		記載事項	前年値	他町村	他調査	通常値	表内不整合	不明	
照会内容	記入方法	7						3	10
	計算違い						8		8
	生産規模				5				5
	生産量					1		1	2
	単位当生産量	1	2	4			11	3	21
	単価						1	3	4
	調査方法	1							1
合計		9	2	4	5	1	20	10	51

つぎに、同表b.に、郡によるチェック基準を見ると、「表内不整合」によるものが２０件と最も多く、照会内容との関係でいうと、主として「単位当生産量」「計算違い」の２箇所に集中してあらわれる。これに次ぐのが記載事項自体に不備があったケースで、９件ある。なお、「他調査」の５件は、すべて予想収穫高調査と、確定値の調査である米麦表との間で作付面積が異なっているというもので、調査項目別には麦４件、米１件である。県ないし

郡の定義によるならば、予想収穫高調査の作付面積と、生産調査による作付面積とは一致しているべきものである。事例が少ないので確定的なことは述べられないが、この事項で麦の方が郡のチェックに相対的に多くかかる傾向が見られるとすれば、それは、表作としての米と、その裏作として栽培される麦との間に、生産者ないし町村当局者レベルで重きの置き方が異なり、これにしたがって、報告規程に対する「熟読」の度合いが違っていたことを暗示するかもしれない。いずれにしても、町村レベルでの、郡ないし県の調査規程に対する理解の不足があったことは、充分に考えられる。このことを窺わせる事例を、つぎに掲げる。

事例１「作付反別の曩に報告の予想高表の実際作付反別と符合する筈なるに本表の作付反別は符合せず右は何れか誤調なり再調せられたし（実際作付反別の符合したる筈に付調査相成度）」（郡）
「大正五年六月十五日十六日暴風雨ありたるに因り予想より畑小麦減」（富屋村・麦）

郡ないし県の調査規程では、予想収穫高調査は、その時期の播種が終了し、作付面積が確定した時点以降に実施された。その後災害等によって作物が全滅した耕地に関しては、被害調査によって別途把握し、生産高調査では無収穫の作付地も含めて作付面積とし、これによって反当収量を計算することになっていたはずである。ところが、事例１の富屋村の回答は、この規程に反し、風水害による被害面積を、生産高調査の作付面積から除外したと述べているのである。町村レベルの担当者の、調査規程に対する認識は、この村の例のように顕在化しないまでも、似かよったものであったろうことは想像に難くない。

続いて、前節と同様、照会の内容ごとに事例をあげながら、郡による照会の特徴点について述べておくことにしよう。

まず、もっとも照会件数が多い「単位当生産量」（２１件）のうち１１件は、町村の報告に計算違いがあることを指摘する内容であり、残る１０件のうち６件が前年値ないし他町村との照合である。残る４件はチェック方法が判明しなかった。計算違いの指摘で、つぎのような文言が見られる点は示唆

的である。

事例２「算出相違の点あり再調のこと収穫高は各委員より報告の合計を掲上し
一反歩当りは作付反別を以て除したる数なるにより一、七〇〇合又は
一、二〇〇合と割り切れるは以上の方法によらざるものなるべし
六月九日河庶第三、二九七号通牒は熟覧相成度」（郡）
「（回答なし）」（姿川村・麦）

郡の担当者は、町村の報告をチェックする際、郡の報告規程にある方法（調査委員の報告の総計を作付反別で除す）を採るならば、必ず１斗未満の端数が出るはずだとの常識的な判断基準によった。おそらく、このような方法は、郡の吏員たちによって、ごく普通に用いられていたと考えてよい。この基準から見て、１７００合とか１２００合などのようにラウンド・ナンバーを報告してきたこの村は、ちゃんと規程通りの調査をしていないだろうと指摘したわけである。これに対する村の回答は、残念ながら見ることができない。別紙による報告が行われたかもしれないが、郡から県に送られた書類を見る限り、その結果は保存されていないからである。それはともあれ、当時、町村役場の書記が、役場の自分の机の前に座したまま「筆をなめ」て報告書を作成することは、ごく普通に行われていたと考えられる。この村のケースでは、それが麦という、郡や県が特に重視した生産物であったことと、報告書の作成にあたって、村の担当者が自己の方法にいささか「正直」過ぎて、斗の位で割り切れるようなおおざっぱな数値を進達したのが「間違い」であった。

同様なケースがこの村だけではないことを示す事例を、一つあげておこう。

事例３「一反歩当り一石三斗八升は少量なり四隣町村は一石七、八斗なり再調
相成度候調査員の報告の一反歩当り各別に承知致度候」（郡）
「（回答なし）」（横川村・米）

チェックの方法は事例２と異なり、近隣町村の通常の値と比較して過少だと

いうものであったが、郡はここでも村が規程通りの調査を行っているか否かについて疑念を抱き、調査員ひとりひとりの報告内容をしらせろとまで要求している。郡の担当者が、町村レベルの調査について、規程通りに行われていないという疑いを強く抱いていたことが窺われる。

ここで見出した点には、統計利用者である私たちも留意する必要があろう。事例２のようにラウンド・ナンバーでもなく、事例３のように近隣町村の水準とも大きくかけ離れていない限り、町村からの報告は、たといそれが規程通りの調査方法を採っておらず、あるいはその町村の実態とは異なっていても、郡や県のチェックから洩れてしまうからである[38]。逆説的な言い方をすると、このような事情が存在する以上、報告されてきた数値は、同時代人であり、自己の管轄下にある２０ないし３０程度の町村を見渡している郡の担当者の眼から見て「どう見ても虚偽だ」とは映らない程度の「真実らしさ」を持った数値だということになる。調査担当者による「筆なめ」は、町村の吏員レベルだけではなく、各町村の統計調査委員のレベルでも起こっていた可能性があるが、これについては、今のところ検証することができない。ただ、第３章にも見たとおり、この時期に調査委員に選任されるのは、多くのばあい、江戸時代以来の社会的人間関係を基礎とした地域編成である大字ないし「区」の有力者であったと考えられることから、仮に実地調査を行わなくても、それなりの精度をもって実態を把握していたという可能性がある。しかし、それと同時に、町村レベルの生産調査は、この時期にあっては課税、特に地方税である「戸数割」の賦課額に直接に結びつくことから、これら有力者が、自己の所属する大字ないし「区」の不利にならないよう、生産量を過少申告する可能性もある。おそらく、どちらの要因も存在するが、時期により社会条件が異なるに従い、いずれかがより強く作用するのであろう。町村レベルの調査委員の報告の正確さというこの論点は、別途実証的に追求されるべき課題である。

つぎに「記入方法」１０件のうち７件は、報告値末位の四捨五入を求めるものである。県による照会の事例５も、事実上四捨五入を求めたものであったが、河内郡の事例を見ると、町村からの報告の多くがこの処理を怠っており、郡の担当者がその周知徹底のために腐心している様子が窺われる。

事例４「統計は総て四捨五入のこと」（郡）
「（表中に直接訂正）」（羽黒村・麦）

このような文言が、「記入方法」と分類した照会以外にもしばしば見られるのである。町村の担当者レベルで「四捨五入」という処理方法があまり一般的でなく、県の照会の事例５のように切り捨て等の処置を行っていた可能性もある。たとえば、生産量に単価を乗じたものが「生産価額」として報告されていたとして、その基礎となる「単価」でこのような定義の不統一があり、かつ、河内郡に２０以上の町村があることを考慮すると、「生産価額」の誤差は郡集計で下２桁に達しうる。県レベルでの集計では、この誤差の規模（桁数）は更に拡大する可能性がある。

これに続いて件数の多い「単位当生産量」の事例は、すでに事例１としてとりあげたので省略する。つぎに多いのは「単価」であるが、これも、内容的には県によってなされた照会とほぼ同様である。ただ、つぎの事例には、当時の統計担当者による用語法の問題が含まれているので、注意を促しておきたい。

事例５「一石に付価格は銭位にして厘位は四捨五入とすべし而して得たる一石の価格を総石数に乗じ価格を算出するものとす但し本表記載通り円止めとすること（四捨五入のこと）
以上再調のこと」（郡）
「（別紙による訂正あり、省略）」（城山村・麦）

ここでは、単価の算出方法として厘位を四捨五入すべきことが指示されているが、こうして得た単価を「総石数」に乗じて得た「価格」とは、本来「価額」と言うべきところであろう。この例に限らず、また、町村レベルのみならず、郡市レベル、時には県の担当者に至るまで、「価格」と「価額」の用語法上の混乱が非常にしばしば見られる[39]。本稿で用いた行政文書からは、この混乱によってデータ上の重大な問題が発生したケースは発見されなかったが、おそらくこのような混乱は全国に一般的な現象であり、それに起因するデータ上の混乱も発生している可能性が高いと推測できる。

[1]照会は、郡市からの進達原稿の欄外に直接書き込む、付箋を貼ってそこに書き込む、専用の照会表を添付するなどの方法でなされている。本節の作業では、これらいずれの方法を採っているばあいでも、県による照会と見なした。
[2]利用できるのがもっぱら県の行政文書であるという事柄の性格上、これはあくまで、県の官吏の基準というフィルターを通して見た姿である。したがって、同じ調査対象に対して、かりに今日の私たちが、調査を実施できたと仮定したときに判明するであろう内容とは、異なっているはずである。しかし、作業を通じて県の官吏の判断基準も、わずかずつではあっても明らかになっていくことで、そこに写し出された郡市町村レベルの人々の姿も、おいおい再構成することが可能になろう。
[3]いずれも栃木県立文書館所蔵の資料であり、末尾の数字は文書館の請求記号である。
[4]文書館によってこれらの資料に与えられた請求記号は、簿冊の内容から見た順序とは一致しない。文書館学的な整理は、出所原則とならんで、原秩序保存の原則を重視して行われることが多いため、このような現象は、この例に限らずしばしば発生する。
[5]県報告例の位置づけに関しては、本稿第２章を参照のこと。このときの改訂にあたって、栃木県は全国の各道府県に照会を発し、それぞれの道府県で独自の項目を追加しているか否か、また追加があるばあいにはどのような項目かなどについて調査をし、同時に県の報告例などがあるばあいにはそれを寄贈するよう求めている。これに対しては、４５道府県からの回答があり、照会文と共に１冊にまとめられている。栃木県による改訂はこうした資料を基に行われたが、その内容は農商務省による報告規程の改定を先取りするようなものであった。以上の点については、稿を改めて詳しく論じる予定である。
[6]この区分は、いうまでもなく筆者による便宜的なものであり、県によって与えられたものではない。
[7]ここで河内郡を選んだのは、同郡による照会が、県によるものと同様、専用の照会票によって行われ、照会内容の書かれた付箋もよく保存されているためである。これ以外の郡では、たいていのばあい、専用の照会票を用いておらず、その上付箋も失われて、町村による訂正が報告された原稿の上に残されているのを見ることができるだけである。それらの訂正から窺われる郡の照会事項は、河内郡のばあいとほとんど変わらない。そこで、河内郡をひとつの典型として取り上げることにした。また、米麦表を対象としたのは、県の行政文書のなかに、郡と町村とのやりとりまでおりて資料が収集されている調査項目が、これら以外に存在しないという、単純な理由による。
[8]照会事項のカウントの仕方には、若干のばらつきがある。基本的には、同一の文書で照会がなされていても、照会の対象が異なるときには、それぞれを１件とカウントした。このような例は、たとえば「各種工産物」などにしばしばみられる。しかし、同一項目のなかに含まれる類似の品目について一括して照会しているばあいには、全体として１件とカウントしたばあいもある。これらの扱いを厳密に区別する基準はないので、資料操作の仕方によっては、照会の件数や、以下に述べるその属性事項別の分布も、本稿で前提としているものとは変わる可能性がある。本稿の議論は、その程

度の精度でおこなわれている点には、ここで注意を促しておきたい。なお、筆者のカウントによる照会件数の一覧表を、本章末尾に付しておいたので、参照されたい。

[9]米麦表に関して、県が町村別の報告を規定したのは、明治３７年栃木県訓令第４２号による。

[10]ここにいう照会内容とは、筆者が事後的に整理分類したものである。原資料では、照会はそれぞれの項目について自然語でなされており、資料作成の目的からいっても、照会事項を分類するような意図は全く働いていない。例をあげておくと、宇都宮市に対する照会のなかに「本表各項を前年に比し鉄製鍋類は四倍余刃物は二倍余、売薬は五倍余皮革製品は新に四万二千円の増産ありしも各其事由県報告例総則第六条に依り備考附記報告せられたし云々」という記述がある。これは「各種工産物表」に関する宇都宮市からの進達に対して、県の担当者が行ったものであるが、当然のことながら、質問は、ここにみるような記述体でなされているのみで、何に関する質問かという分類はない。本稿では、これを鉄製鍋類、刃物、売薬、皮革製品の各々に関する「生産量」の照会として分類し、４件としてカウントした。なお、「生産量」には、物の量で計ったもの（生産高）も、貨幣で計ったもの（生産価額）も、共に含めてある。

[11]以上のように照会内容と調査項目についてみた際に、特定の郡に偏りが生じるということは、これらの地域の生産や市場の条件のあり方、または郡の統計担当者の資質の問題などによるのかもしれないが、本稿ではこの点に関して明らかにすることはできなかった。

[12]事例１、２ともに、栃木県行政資料（栃木県立文書館所蔵）２４４７。但し、原文はほぼ正字体カタカナ書きであるが、便宜上、常用漢字体ひらがな書きに改めた。以下、栃木県行政資料の本稿での引用は、総て同様である。

[13]事例３、４ともに、栃木県行政資料（栃木県立文書館所蔵）８６８

[14]栃木県行政資料（栃木県立文書館所蔵）８６８

[15]栃木県行政資料（栃木県立文書館所蔵）２４４７

[16]栃木県行政資料（栃木県立文書館所蔵）８６８

[17]栃木県行政資料（栃木県立文書館所蔵）２４４７

[18]事例９～１２はすべて、栃木県行政資料（栃木県立文書館所蔵）２４４７。ただし、引用文中「／」は、引用者によるもので、原文では改行である。

[19]ただし、彼らが把握していた物価が、どの価格段階のものであるかは、明らかでないのが普通である。

[20]栃木県行政資料（栃木県立文書館所蔵）２４４７

[21]松田【１９７８】参照

[22]栃木県行政資料２４４７（栃木県立文書館所蔵）

[23]第２章で触れた「問屋制家内工業」に類する問題が、最も発生しやすいのは、このような部分であろう。しかし、栃木県行政資料には、この問題に関してより詳しい情報を与えてくれるような資料は、残念ながら見あたらなかった。今後の課題としたい。

[24]この点については、松田【１９８１】を参照。

[25]調査の対象となった水車には、日本形水車の他にも、タービン式水車、ペルトン式水車などがある。
[26]絹織物生産地域で力織機化が進むのは、一般には１９２０年代からといわれるが、これに先行して、日本形水車による水系依存型の工場が広範に存在した。この点に関しては、松田・佐藤・有田【１９８４】を参照。
[27]この表現はもちろん、筆者が今日の観点から整理した言い方であって、当時の工場主がこのような言葉で表現したということではない。
[28]この点については、佐藤正広【１９９０】を参照のこと。
[29]当時の銀行には、たいてい土蔵か石蔵があった。これはいうまでもなく、担保品を火災等から守るための建築物である。兼営業務の中にしめる倉庫業務が大きいという、当時の銀行のこのような実態を反映し、このころの地方銀行の中には、「○○倉庫銀行」などの名称を用いる例も、しばしばみられる。
[30]ここで施した分類も、工場票に関する照会と同様、筆者による事後的なものである。
[31]巻末に掲載された会社の一覧リストには記載されている。
[32]当時の地方知識人に、県を単位とする経済勘定体系の発想があったことについては、佐藤正広【１９８９】を参照のこと
[33]県の担当者がこのような「些末な」ことがらにこだわったことを、今日の眼から最大限好意的に解釈するなら、彼らは、工場名・会社名や所在地、所有社名などとならんで、設立・創業時期を、調査対象を特定するためのキーとして位置づけていたのかもしれない。ただし、この推測がどこまで当たっているかは、はなはだ疑わしい。
[34]「直接作業従事者」「労働人夫」は、いずれも農商務統計様式に定義された用語で、前者は生産工程に関与する者で、いわゆる「職工」に相当する。また、後者は生産工程に関わるのではなく、「職工」等の賄いや掃除、風呂焚き等、雑役に従事する者を指す。
[35]これは、見方によってはごく常識的な結論ではあるが、しかし、これまではその常識的な事実すら、資料の制約から、実証的かつ具体的に論じられることは、ほとんどなかったのである。
[36]栃木県行政資料（栃木県立文書館所蔵）８６８。以下、河内郡の事例に関する引用は、すべてこの資料による。
[37]照会内容の「計算違い」は、県の照会を分類した際には、「何に関する」計算違いであるかによって、すべて「生産量」「単位当生産量」「単価」その他の照会内容に格付けた。河内郡から町村に対する照会では、単に「計算違の点あり訂正相成度候」のように、計算違いの事実のみ指摘されていて、何に関する計算が違っているのかの指摘がない例が多い。そのため、表４・１６ｂの分類では、たとえば「一、一反歩当り算出相違あり訂正のこと」のように計算違いの箇所について指摘のあるばあいはその項目に格付け（この例では「単位当生産量」）し、そうでないばあいに関しては「計算違い」の分類を立ててここに格付けた。
[38]県による照会の事例３には、この可能性が示唆されている。
[39]経済学の用語法としては、この両者の区分は、言うまでもなくもっとも初歩的な

もののひとつである。しかし、日常用語では、この区分は普通は明確でない。さらに、両者は音としても似かよっているため、今日でも、経済学に親しみのない人々によって、しばしば混同して用いられる。１９１６年当時の郡市レベルの書記等の間で、この用語法上の区分が明確な概念規定と共に守られていたとは考えがたい。

付表４・１

県から郡への照会一覧

（工場・会社以外の分）

	照会の摘要	チェック基準	回答の摘要
家禽			
	鶏卵単価(安すぎる)	通常値	誤りに付訂正
	鶏卵の数(過多)	通常値	誤りに付訂正
	鶏鳥の産卵個数(過多)	通常値	誤りに付訂正
	(判読できず)	不明	鶏卵の個数及び価格訂正
果実			
	蜜柑一本当たり収量(過小)	前年値	隔年結実の結果
	日本梨一本当たり収量(過大)	通常値	過大ではない
	桃一本当たり収量(過小)	通常値	不作のため
	西洋梨一本当たり収量(過大)	通常値	前年の誤記
	生柿一本当たり収量(過小)	前年値	隔年結実の結果
	生柿の食用・渋用の価格差	通常値	誤りに付訂正
	生柿に対する乾柿の歩留まり率	記入洩れ	追加報告あり
	生柿に対する乾柿の歩留まり率	通常値	追加報告あり
	生柿に対する乾柿の歩留まり率	記入洩れ	追加報告あり
	渋用生柿の単価(高すぎる)	通常値	誤りに付訂正
	栗一本当たり収量(過小)	通常値	不作のため
	乾柿の単価(安すぎる)	通常値	誤りに付訂正
	(枇杷一本当たり収量、過大)	通常値	過大ではない
	(西洋梨の価額)	不明	誤りに付訂正
	(生柿に対する乾柿の歩留まり率)	不明	追加報告あり
	(リンゴの収量過小)	不明	事実の通り
	(なし)	不明	追加報告あり
各種工産物			
	煉瓦生産消滅の事由	前年値	製造中止
	煉瓦生産額急増の事由	前年値	杉皮の減収と火災予防
	売薬減少の事由	前年値	「方」の解釈の間違いによる
	売薬の価格騰貴	前年値	間違いない旨の回答
	製品価格(石灰)	前年値	製品の質が低下したため
	生産の増減(木製品)	前年値	生産者の増加による
	生産の増減(木製品)	前年値	需要の増
	生産の増減(味噌)	前年値	多量の在庫による
	生産の増減(味噌)	前年値	前年の誤りと自家生産の増
	生産の増減(味噌)	前年値	製造戸数の減による
	生産の増減(麻製品)	前年値	売れ行きの増による
	生産の増減(皮革製品)	前年値	誤りに付訂正
	生産の増減(皮革製品)	前年値	原料価格騰貴による
	生産の増減(売薬)	前年値	前年調査洩れ
	生産の増減(売薬)	前年値	生産減による
	生産の増減(売薬)	前年値	前年度の誤りによる
	生産の増減(鉄製鍋釜、鉄瓶類)	前年値	生産増
	生産の増減(竹製品)	前年値	製造戸数の減(農家副業)
	生産の増減(石灰)	前年値	売れ行き順調による生産増
	生産の増減(刃物類)	前年値	自然増
	生産の増減(刃物類)	前年値	生産増
	生産の増減(黍箒)	前年値	多量の在庫による
	生産の増減(骸炭)	前年値	ガスの供給源(骸炭は副産物)
	生産の増減(壊炉灰)	前年値	競争に敗退
	職工数(工場表と不一致)	他調査	誤りに付訂正
	産額の急増(皮革製品)	前年値	前年度報告洩れ
	産額の急増(売薬)	前年値	価格上昇と需要増大による
	産額の急増(鉄製鍋釜、鉄瓶類)	前年値	価格上昇と増産による
	産額の急増(刃物類)	前年値	価格上昇による
機械製麦粉			
	小麦粉の単価	通常値	間違いなし。自家消費分を含む
	小麦粉の単価	通常値	誤りに付訂正
漁業戸数及漁業者			
	現住戸数職業別表との不一致	他調査	間違いなき旨回答
桑苗			
	作付け反別(予想と不一致)	他調査	誤りに付訂正
	桑苗単価(高すぎる)	通常値	誤りに付訂正
工業用薬品			
	木精の単位	記入方法	誤りに付訂正

	照会の摘要	チェック基準	回答の摘要
	該当なしの真偽(工場表と不一致)	他調査	粗製品のため報告せず
蚕糸類及真綿			
	熨斗糸の単価(高すぎる)	通常値	誤りに付訂正
	備考欄未記入	記入洩れ	原料等に付追加記入
	備考欄記載洩れ	記入洩れ	追加記載(原料仕入先、製品販売先)
	備考欄記載洩れ	記入洩れ	記入あり
	備考欄記載洩れ	記入洩れ	追加報告あり
	備考記載洩れ	記入洩れ	他に輸出せず
	製糸数量(釜数に比し過少)	通常値	自家用生産のため
	製糸数量(釜数に比し過少)	通常値	自家用生産のため
	生糸単価、数量	通常値	誤りに付訂正
	生糸価格(計算と不一致)	表内不整合	誤りに付訂正
	生糸の単価(座繰は安い、玉糸は高い)	通常値	糸の取引が少なく、相場なし
	生糸の単価(計算値と不一致)	通常値	誤りに付訂正
	生糸の数量記載なし	記入洩れ	誤りに付訂正
	生糸と屑物の量の不均衡	通常値	事実の通り
	生糸と屑物の産額不均衡	通常値	誤りに付訂正
	真綿価額(計算値と相違)	表内不整合	四捨五入による
	座繰生糸単価(安すぎる)	通常値	品質が低いため
	玉糸の生産高(釜数に比し過少)	通常値	製糸期間が短いため
	釜数(計算合わず)	表内不整合	記載洩れ訂正
	該当なしの真偽(前年報告あり)	前年値	誤りに付訂正
	(照会なし)	記入洩れ	屑物の価額記載漏れに付訂正
漆液			
	前年度報告あり、今年度なし	前年値	製造者の消滅
	生産量が前年と同じ	前年値	間違いない旨回答
重要品県外輸出入			
	挽材輸入減の事由	前年値	需要の減
	内国米輸出減の事由	前年値	生産減、米価下落のため持越
	内国米単価(安すぎる)	通常値	相場に比し妥当
	内国米の単価(高すぎる)	通常値	誤りに付訂正
	内国米の単価(安すぎる)	通常値	回答なし
	内国米の単価(安すぎる)	通常値	正当の価格
	大麦輸出高減少の事由	前年値	作付け減、精麦として輸出
	大麦単価(高すぎる)	通常値	輸入訂正。輸出は正当
	大麦単価(高すぎる)	通常値	誤りに付訂正
	石油輸出消失の真偽	前年値	貨車の不足
	小麦輸入増の事由	前年値	日清製粉が使用
	小麦輸出入量の増減	前年値	小麦価格上昇のため製粉せず輸出
	小麦粉輸出消失の真偽	前年値	県内で販売
	酒類単価(安すぎる)	通常値	誤りに付訂正
	絹織物輸出入の増減	前年値	誤りに付訂正
	丸・角材輸入減の事由	前年値	需要の減
	丸・角材の増減	前年値	誤りに付訂正
春蚕			
	一戸当たり掃き立て枚数	通常値	誤りに付訂正
織物			
	製造戸数(工場表と不一致)	他調査	誤りに付訂正
	生産総額(同業組合調査と不一致)	他調査	調査地域の定義の違いによる
	生産総価額(同業組合調査と不一致)	他調査	調査対象地区の違いによる
	生産高の急増	前年値	動力使用の結果生産増
	生産額(工場表と不一致)	他調査	誤りに付訂正
	職工数(工場表との不一致)	他調査	誤りに付訂正
	小幅広幅の内訳	記入洩れ	それぞれの反数・価額の報告あり
	機業戸数、生産価額(工場表と不一致)	他調査	誤りに付訂正
	機業戸数、生産価額(工場表と不一致)	他調査	誤りに付訂正
	機業戸数(工場表と不一致)	他調査	誤りに付訂正
食用及特用農産物			
	楮、三椏の反当収量(過小)	通常値	誤りに付訂正
	葉藍の反当収量(前年より減収の事由)	通常値	前年が過大
	麻実の単価(高すぎる)	通常値	誤りに付訂正
	蕃椒の反当収量、単価(過小、高すぎる)	通常値	誤りに付訂正
	蕃椒の単価(低すぎる)	通常値	誤りに付訂正

	照会の摘要	チェック基準	回答の摘要
	蕃椒の単価(高すぎる)	前年値	誤りに付訂正
	蕃椒の単価(高すぎる)	通常値	生産量少なきため
	馬鈴薯の反当収量(過小)	通常値	誤りに付訂正
	馬鈴薯の単価(高すぎる)	通常値	狭い市場圏内での地方相場
	大豆の反当収量(多すぎる)	通常値	誤りに付訂正
	総計欄に記入なし	記入洩れ	誤りに付訂正
	生薑の単価(安すぎる)	通常値	誤りに付訂正
	生薑、葱の作付け減の事由	前年値	転作
	人参の単価(安すぎる)	通常値	誤りに付訂正
	実綿の単価(高すぎる)	通常値	誤りに付訂正
	実綿の単価(高すぎる)	通常値	表中に訂正あり
	糸瓜の単価(安すぎる)	通常値	製品粗悪なため
	菜種の単価(高すぎる)	通常値	誤りに付訂正
	蕎麦、玉蜀黍単価(安すぎる)	通常値	誤りに付訂正
	粟、稗、黍の単価(高すぎる)	通常値	地方相場の通りに報告
製革			
	生産の激減	前年値	注文及び原料の減
造林用苗木			
	扁柏苗の激増	前年値	前年杉枯死のため
	扁柏苗の激増	前年値	誤りに付訂正
	圃場面積、苗本数の記載内容と合計の不一	表内不整合	誤りに付訂正
	圃場単位面積当たりの苗木数の過多	通常値	誤りに付訂正
	圃場単位面積当たりの苗木数の過多	通常値	誤りに付訂正
	苗木商人数記載漏れ	記入洩れ	誤りに付訂正
	苗木商人数記載洩れ	記入洩れ	誤りに付訂正
	杉苗の激増	前年値	前年枯死による
	杉苗の激増	前年値	誤りに付訂正
	栗苗木の出現(前年なし)	前年値	誤りに付訂正
屠殺			
	牝馬一頭当の肉量	通常値	小さな個体を屠殺
	馬肉の単価	通常値	誤りに付訂正
	馬肉の単価	通常値	表を訂正
	豚肉の単価	通常値	相場の通り
	豚肉の単価	通常値	誤りに付訂正
	豚肉の単価	通常値	誤りに付訂正
	豚肉の単価	通常値	間違いでない旨の回答
	豚肉の単価	通常値	表を訂正
	屠殺頭数(警察調査との相違)	他調査	誤りに付訂正
	牛肉の単価	通常値	報告の通り
	牛肉の単価	通常値	誤りに付訂正
	牛肉の単価	通常値	業者から聴取したままである
	牛肉の単価	通常値	表を訂正
	牛肉の単価	通常値	誤りに付訂正
	牛肉の単価	通常値	調査の間違い
	牛肉の単価	通常値	間違いでない旨の回答
	牛肉の単価	通常値	間違いない旨回答あり
乳牛			
	乳牛頭数(警察調査と不一致)	他調査	事実の通り
	乳牛頭数(家畜表と不一致)	他調査	当歳子を計上したため
	家畜表と不一致	他調査	誤りに付訂正
	(なし)	不明	不備の点を発見、訂正
米			
	陸稲糯米単価(計算違い)	表内不整合	誤りに付訂正
	無収穫地(計算違い)	表内不整合	誤りに付訂正
	米単価(時価でなく平均価格)	通常値	誤りに付訂正
	米単価(高すぎる)	通常値	誤りに付訂正
	米単価(高すぎる)	通常値	報告の通り相違なし
	米単価(高すぎる)	通常値	誤りに付訂正
	米単価(高すぎる)	通常値	誤りに付訂正
	反当収量(計算違い)	通常値	誤りに付訂正
	反当収量(過多)	通常値	坪刈りによる実収高
	(不分明)	不明	誤りに付訂正
	(内容不明)	不明	誤りに付訂正

照会の摘要	チェック基準	回答の摘要
麻糸紡績		
機関数増加と馬力数の不変	前年値	作業上馬力数の増加は不要
民有林野人工造林		
補植面積に対する本数の過多(松)	通常値	誤りに付訂正
伐採跡地の処置について	前年値	天然造林のみ
新植面積に対する本数の過多(落葉松)	通常値	誤りに付訂正
新植面積に対する本数の過多(竹)	通常値	誤りに付訂正
新植面積に対する本数の過多(竹)	通常値	誤りに付訂正
新植面積に対する本数の過多(竹)	通常値	報告の通り相違なし
新植面積に対する本数の過多(松)	通常値	枯死を見越しての密植
新植面積に対して本数の過多(松)	通常値	報告の通り相違なし
民有林野天然造林		
前年度と相違の事由	前年値	天然造林の減少。調査対象の違い
前年度との相違	前年値	誤りに付訂正
民有林野伐採		
闊葉樹単価(高すぎる)	前年値	表中に訂正あり
用材面積当たり材積(過多)	通常値	古木多きため
用材単価(扁柏、高すぎる)	通常値	誤りに付訂正
用材単価(杉、安すぎる)	通常値	誤りに付訂正
用材単価(桑、高すぎる)	通常値	誤りに付訂正
用材単価(安すぎる)	通常値	表中に訂正あり
用材針葉樹単価(安すぎる)	通常値	誤りに付訂正
面積当たり用材材積の過小	通常値	誤りに付訂正
面積当たり生産高(薪炭材、過多)	通常値	誤りに付訂正
面積当たり薪炭材産出量(過多)	通常値	誤りに付訂正
面積当たり材積(社寺有と私有に大差)	通常値	誤りに付訂正
面積当たり材積(過多)	通常値	密集した森林を伐採のため
面積当たり材積(過小)	通常値	誤りに付訂正
面積に対する材積の不均衡	通常値	正当(伐採時期、成育状況により差異
伐採面積等記入漏れ	記入洩れ	誤りに付訂正
伐採面積記入漏れ	記入洩れ	追加報告あり
伐採面積記入漏れ	記入洩れ	点状択伐による
伐採面積の記入法	記入方法	誤りに付訂正
伐採総面積の脱落	記入洩れ	追加報告あり
内容と合計の不一致(用材針葉樹)	表内不整合	誤りに付訂正
竹林伐採面積(過小)	通常値	報告の通り相違なし
杉の単価(高すぎる)	通常値	表中に訂正あり
薪炭材単価(高すぎる)	通常値	誤りに付訂正
薪炭材単価(安すぎる)	通常値	交通不便の地で伐採のため
薪炭材の単価(高すぎる)	通常値	炭でなく薪として取引のため
種別の計と総計の不一致	表内不整合	誤りに付訂正
油類		
投入産出の不均衡	他調査	誤りに付訂正
投入産出の不均衡	通常値	誤りに付訂正
投入産出の不均衡	他調査	誤りに付訂正
生産量(肥料調査所の値と相違)	他調査	誤りに付訂正
生産の急減	前年値	原料不足
職工数減	前年値	動力使用の結果生産増
産出高(肥料製造所の値と相違)	他調査	誤りに付訂正
緑肥用作物		
反当収量(過大)	通常値	誤りに付訂正
作付け反別(農会調査と不一致)	他調査	判読不能
林野産物		
赤目の単価(黒消に比し安価)	通常値	地域間価格差による
製造業者数、竈数	記入洩れ	報告あり
生産減少の事由(酢酸石灰、木タール，椎茸)	前年値	原料不足
生産急減の理由(白炭)	前年値	原料不足
黒炭の単価(白炭に比し高価)	通常値	需給関係による
黒消の単価	通常値	誤りに付訂正
和紙		
生産の有無(前年との不一致)	前年値	誤りに付訂正

付表４・２

工場票に関する県の照会

問題の種類	チェック方法	回答の摘要	工場通番
名称			
工場名不記入	記入なし・不備	訂正・追加	23
工場名不記入	記入なし・不備	訂正・追加	20
工場名称	前年値	訂正・追加	70
工場名称	前年値	訂正・追加	67
未報告			
未報告	不明	訂正・追加	47
賃金			
職工平均賃銭記載漏れ(最高最低のみあり)	規定外	訂正・追加	82
職工賃銭不記入	表内不整合	訂正・追加	37
職工賃銭不記入	表内不整合	正当(説明あり)	36
職工賃銭不記入	表内不整合	正当(説明あり)	35
職工賃銭の未記入	表内不整合	訂正・追加	7
職工賃銭の減額	前年値	正当(説明あり)	32
職工賃銭の急減	前年値	訂正・追加	29
職工賃銭の急減	前年値	正当(説明あり)	28
職工賃銭(男女欄誤記入)	表内不整合	訂正・追加	53
職工賃銭(男女欄誤記入)	表内不整合	訂正・追加	13
女工賃金率の激減	前年値	正当(説明なし)	3
設立・創業時期			
創業年月	前年値	正当(説明あり)	72
創業年月	前年値	訂正・追加	71
創業年月	前年値	正当(説明なし)	70
創業年月	前年値	正当(説明なし)	69
創業年月	前年値	正当(説明なし)	68
創業年月	前年値	訂正・追加	56
創業年月	前年値	正当(説明なし)	55
創業年月	前年値	正当(説明なし)	54
創業年月	前年値	訂正・追加	33
創業年月	前年値	訂正・追加	31
創業年月	前年値	訂正・追加	27
創業年月	前年値	訂正・追加	9
創業年月	前年値	正当(説明なし)	8
創業年月	前年値	正当(説明なし)	7
創業年月	前年値	正当(説明なし)	4
創業年月	前年値	正当(説明なし)	2
石炭消費高			
石炭消費高	前年値	正当(説明あり)	58
石炭消費高	前年値	訂正・追加	30
製品価格			
綿糸価格の急落	前年値	正当(説明あり)	62
製品価格	前年値	説明	66
製品価格	前年値	正当(説明なし)	60
製品価格	前年値	正当(説明あり)	59
生産高・価額			
綿織物製造高の急減	前年値	無回答・不明	59
製造高の激減	前年値	正当(説明あり)	48
製造高の急減	前年値	正当(説明なし)	61
製造高および価額の不均衡な変化	前年値	正当(説明あり)	14
製造高および価額の減少	前年値	正当(説明なし)	57
製造高・価額共に前年と同一	前年値	正当(説明なし)	65
生産高の変動	前年値	正当(説明あり)	42
所有者名			
工場主名(個人所有か法人所有か)	表内不整合	訂正・追加	5
工場主名	前年値	正当(説明あり)	27
工場主名	記入なし・不備	無回答・不明	24

問題の種類	チェック方法	回答の摘要	工場通番
従業員数			
労働人夫の使用の有無	記入なし・不備	正当(説明あり)	1
賃銭及び職工数の未記入	表内不整合	訂正・追加	11
職工数合計不記入	表内不整合	訂正・追加	21
職工数10人未満	規定人数未満	訂正・追加	22
職工数10人未満	規定人数未満	訂正・追加	20
職工数10人未満	規定人数未満	訂正・追加	19
職工数10人未満	規定人数未満	訂正・追加	18
職工数10人未満	規定人数未満	訂正・追加	17
職工数10人未満	規定人数未満	訂正・追加	16
職工数、労働人夫数	通常値	正当(説明なし)	52
職工数、労働人夫数	通常値	正当(説明なし)	51
職工数、労働人夫数	通常値	正当(説明なし)	50
職工数、労働人夫数	通常値	正当(説明なし)	49
職工数、労働人夫数	通常値	正当(説明なし)	26
職工数、労働人夫数	通常値	訂正・追加	21
職工数、労働人夫数	通常値	正当(説明なし)	23
職工数(女)誤記入	表内不整合	訂正・追加	77
就業日数			
年間就業日数の急減	前年値	正当(説明なし)	61
就業日数の急減と製造高の不変	前年値	正当(説明あり)	63
就業日数(過大申告か)	通常値	訂正・追加	31
原動機			
発動機使用の有無	前年値	正当(説明あり)	1
日本形水車の馬力	表内不整合	訂正・追加	34
日本形水車の馬力	表内不整合	正当(説明あり)	15
電動機の実馬力	前年値	正当(説明なし)	10
調査対象とならない蒸気機関	規定外	訂正・追加	25
原動機馬力数不記入	表内不整合	訂正・追加	78
原動機馬力数不記入	表内不整合	訂正・追加	77
原動機馬力数不記入	表内不整合	正当(説明あり)	61
原動機馬力数不記入	表内不整合	訂正・追加	62
原動機馬力数不記入	表内不整合	正当(説明あり)	64
原動機馬力数不記入	表内不整合	正当(説明あり)	74
原動機馬力数不記入	表内不整合	正当(説明あり)	73
原動機馬力数の単位誤記入、台数誤記入	規定外	訂正・追加	76
原動機台数記載漏れ	表内不整合	訂正・追加	81
原動機台数記載漏れ	表内不整合	訂正・追加	80
原動機台数記載漏れ	表内不整合	訂正・追加	79
原動機台数記載漏れ	表内不整合	訂正・追加	56
原動機台数記載漏れ	表内不整合	訂正・追加	75
原動機の有無	前年値	正当(説明なし)	6
その他			
労働投入の増大と生産高の関係	前年値	正当(説明なし)	1
抜染と形付の相違点	前年値	説明	64

付表４・３

会社票に関する県の照会

付表４・３　会社票に関する照会一覧

	問題の種類	チェック方法	回答摘要	会社通番
その他				
	支店不記入	前年値	訂正・追加	40
	少額の配当金	通常値	正当(説明なし)	92
	記入の不備	通常値	無回答・不明	128
	記入の不備	通常値	訂正・追加	134
	会社種類	表内不整合	訂正・追加	159
資本金・払込金				
	資本増加	前年値	正当(説明なし)	114
	資金／払込金の増加	前年値	正当(説明なし)	120
	資本金の減少	前年値	正当(説明あり)	136
	資本金の減少	前年値	訂正・追加	145
	資本金の増加	前年値	正当(説明あり)	153
	資本金の減少	前年値	正当(説明あり)	155
社債				
	社債発行の事情	通常値	訂正・追加	107
	社債の誤記	不明	訂正・追加	113
	社債の有無	規定外	訂正・追加	130
	社債の有無	規定外	訂正・追加	131
	社債の有無	規定外	訂正・追加	132
	社債の有無	規定外	訂正・追加	117
	社債の有無	不明	訂正・追加	122
	社債の誤記	不明	訂正・追加	160
	社債の誤記	不明	訂正・追加	161
	社債記入の不要	規定外	訂正・追加	178
所在地				
	支店の所在地	記入なし・不備	訂正・追加	85
	本店所在地	前年値	訂正・追加	86
	本店所在地	前年値	説明	88
	本社所在地	前年値	訂正・追加	93
所有者名				
	工場主名	記入なし・不備	訂正・追加	121
積立金				
	積立金減少の事由	記入なし・不備	正当(説明あり)	89
	積立金の減少	前年値	正当(説明なし)	90
	積立金減少の事由	前年値	説明	107
	積立金減少の事由	前年値	訂正・追加	116
	積立金未記入	前年値	正当(説明なし)	117
	積立金の有無	前年値	説明	135
	積立、利益、配当金の過多	通常値	正当(説明あり)	148
	積立金以下不記入	記入なし・不備	正当(説明あり)	149
	積立金の消失	前年値	正当(説明あり)	170
設立・創業時期				
	設立年月	前年値	正当(説明なし)	38
	設立年月	前年値	訂正・追加	39
	設立年月	前年値	訂正・追加	41
	設立年月	前年値	訂正・追加	118
	設立年月	前年値	訂正・追加	124
	設立年月	前年値	訂正・追加	151
	設立年月	前年値	訂正・追加	152
	設立年月	前年値	正当(説明なし)	167
	設立年月	前年値	訂正・追加	168
	設立年月	前年値	訂正・追加	172
	設立年月	前年値	正当(説明なし)	173
損益金				
	年々損失を計上	通常値	正当(説明なし)	83

	問題の種類	チェック方法	回答摘要	会社通番
	利益金の過小	通常値	正当(説明なし)	84
	多額の損失金	通常値	正当(説明なし)	87
	多額の損失金	通常値	正当(説明なし)	91
	多額の損失金	通常値	正当(説明あり)	102
	多額の損失金	通常値	正当(説明あり)	103
	多額の損失金	通常値	正当(説明あり)	104
	多額の利益金	通常値	正当(説明あり)	105
	多額の利益金	通常値	正当(説明あり)	106
	多額の損失金	通常値	正当(説明なし)	99
	利益金と損失金の併記	表内不整合	訂正・追加	107
	利益金と損失金の併記	表内不整合	訂正・追加	115
	多額の損失金	通常値	無回答・不明	121
	多額の損失金	通常値	正当(説明なし)	123
	多額の損失金	通常値	正当(説明なし)	121
	多額の利益金	通常値	訂正・追加	138
	多額の利益金	通常値	訂正・追加	139
	利益金があって無配当	通常値	正当(説明あり)	140
	多額の損失金	通常値	正当(説明あり)	141
	多額の損失金	通常値	正当(説明なし)	142
	多額の損失金	通常値	正当(説明なし)	146
	多額の損失金	通常値	正当(説明あり)	147
	多額の利益金	通常値	訂正・追加	150
	多額の利益金	通常値	正当(説明なし)	152
	多額の損失金	通常値	正当(説明なし)	157
	多額の損失金	通常値	正当(説明なし)	158
	多額の利益金	通常値	正当(説明なし)	171
	多額の利益金	通常値	正当(説明なし)	163
配当金・率				
	配当金の過小	通常値	正当(説明なし)	95
	配当金が利益金を超過	表内不整合	訂正・追加	112
	配当率の計算	表内不整合	訂正・追加	125
	配当率の計算	表内不整合	訂正・追加	126
	配当率の計算	表内不整合	訂正・追加	127
	配当金が利益金を超過	表内不整合	正当(説明あり)	127
	配当金の不要	規定外	訂正・追加	137
	配当率の過小	表内不整合	正当(説明なし)	143
	配当率の計算	表内不整合	訂正・追加	151
	配当率の訂正	表内不整合	訂正・追加	151
	配当率の計算	表内不整合	正当(説明なし)	152
	配当率不要	規定外	訂正・追加	162
	配当金の不要	規定外	訂正・追加	163
	配当金の不要	規定外	訂正・追加	165
	配当金の不要	規定外	訂正・追加	166
	配当金の不要	規定外	訂正・追加	167
	配当金の不要	規定外	訂正・追加	169
	配当金の不要	規定外	訂正・追加	171
	配当金の不要	規定外	訂正・追加	178
	配当金の不要	規定外	訂正・追加	179
	配当金の不要	規定外	訂正・追加	180
未報告				
	未報告	前年値	正当(説明あり)	43
	未報告	前年値	正当(説明あり)	44
	未報告	前年値	正当(説明あり)	45
	未報告	前年値	正当(説明あり)	46
	会社票未提出	他調査・報告	訂正・追加	94
	会社票未提出	他調査・報告	訂正・追加	95

	問題の種類	チェック方法	回答摘要	会社通番
	会社票未提出	他調査・報告	訂正・追加	96
	会社票未提出	他調査・報告	訂正・追加	97
	会社票未提出	他調査・報告	訂正・追加	98
	会社票未提出	他調査・報告	訂正・追加	99
	会社票未提出	前年値	説明	100
	会社票未提出	前年値	説明	101
	会社票未提出	他調査・報告	説明	108
	未報告	前年値	説明	110
	未報告	前年値	説明	111
	会社票未提出	前年値	説明	129
	未報告	前年値	説明	129
	会社票未提出	前年値	正当(説明あり)	174
	会社票未提出	前年値	正当(説明あり)	175
	会社票未提出	前年値	正当(説明あり)	176
	会社票未提出	前年値	正当(説明あり)	177
	会社票未提出	記入なし・不備	正当(説明あり)	168
名称				
	会社名称	他調査・報告	訂正・追加	109
	会社名称	前年値	訂正・追加	122
目的				
	会社の目的	記入なし・不備	訂正・追加	119
	会社の目的	前年値	説明	144
	会社の目的	前年値	訂正・追加	153
	会社の目的	前年値	正当(説明あり)	154
	会社の目的	前年値	訂正・追加	156
	会社の目的	前年値	正当(説明あり)	164
	会社の目的	その他	説明	166

付表４・４

河内郡から各町村への照会

（米・麦）

	照会の摘要	チェック基準	回答の摘要	照会通番
麦				
羽黒村				
	計算方法(四捨五入)	記載事項	表中に訂正あり	46
	計算違い	表内不整合	表中に訂正あり	47
横川村				
	計算違い	表内不整合	表中に訂正あり	13
	裸麦単価(高すぎる)	不明	表中に訂正あり	14
吉田村				
	計算違い	表内不整合	表中に訂正あり	22
絹島村				
	計算違い(反当収量)	表内不整合	表中に訂正あり	48
	計算方法(四捨五入)	記載事項	表中に訂正あり	49
古里村				
	計算違い(反当収量、価額？)	表内不整合	表中に訂正あり	50
国本村				
	作付反別(予想表と不一致)	他調査	予想報告が誤り	32
	計算方法(反当収量)	不明	表中に訂正あり	33
	計算違い	表内不整合	表中に訂正あり	34
姿川村				
	計算方法(反当収量)	記載事項	回答なし	29
篠井村				
	計算方法(四捨五入)	不明	表中に訂正あり	41
	計算違い(反当収量)	表内不整合	表中に訂正あり	42
	計算違い(単価)	表内不整合	表中に訂正あり	43
	記入方法(抹消箇所の扱い)	記載事項	表中に訂正あり	45
上三川町				
	計算違い	表内不整合	表中に訂正あり	21
城山村				
	計算方法(単価及び価額)	不明	別紙訂正あり	30
	反当収量(計算方法)	表内不整合	別紙訂正あり	31
瑞穂野村				
	作付反別(予想表と不一致)	他調査	表中に訂正あり	16
	収穫高、反当収量の記載方法	不明	表中に訂正あり	18
	反当収量(過小)	他町村	水不足と施肥不足	19
雀宮村				
	計算方法(四捨五入)	記載事項	表中に訂正あり	27
	計算違い	表内不整合	表中に訂正あり	28
大沢村				
	計算違い(反当収量)	表内不整合	表中に訂正あり	39
田原村				
	計算違い(反当収量)	表内不整合	表中に訂正あり	51
富屋村				
	作付反別(予想表と不一致)	他調査	暴風雨のため作付け減	35
	計算方法(四捨五入)	不明	表中に訂正あり	36
	計算方法(四捨五入)	記載事項	表中に訂正あり	37
	計算方法(反当収量)	不明	表中に訂正あり	38
	計算方法(価額)	不明	表中に訂正あり	53
平石村				
	計算違い	表内不整合	表中に訂正あり	15
豊岡村				
	計算違い(反当収量？)	表内不整合	表中に訂正あり	40
豊郷村				
	計算違い(反当収量)	表内不整合	表中に訂正あり	52
本郷村				
	計算違い(反当収量)	表内不整合	表中に訂正あり	20

		照会の摘要	チェック基準	回答の摘要	照会通番
米	明治村				
		計算方法(反当収量)	不明	表中に訂正あり	25
		作付反別(予想表と不一致)	他調査	表中に訂正あり	26
	薬師寺村				
		計算違い(反当生産価額)	表内不整合	表中に訂正あり	23
		裸麦単価(安すぎる)	不明	品質劣等による	24
	横川村				
		反当収量(過小)	他町村	回答なし	1
	国本村				
		計算違い(反当収量)	表内不整合	表中に訂正あり	6
		反当収量の増加	前年値	表中に訂正あり	7
	姿川村				
		反当収量減少	前年値	冷害、洪水による	4
		反当収量(過小)	他町村	冷害、洪水による	5
	篠井村				
		作付反別(予想表と不一致)	他調査	表中に訂正あり	9
		生産量(過小)	通常値	表中に訂正あり	10
		生産量調査方法	記載事項	回答なし	11
		計算方法(四捨五入)	記載事項	回答なし	12
	大沢村				
		計算違い	表内不整合	表中に訂正あり	8
	薬師寺村				
		記載の単位	記載事項	回答なし	2
		反当収量(過小)	他町村	回答なし	3

5　本稿のまとめ

はじめに

本稿の最後に、これまで各章で見いだしたことの歴史的位置づけについて触れておくことにしよう。第１章でも述べたとおり、本稿は、大正期の国家諸機関による統計編成業務の流れを概観（第２章）したうえで、栃木県を例にとり、①県の制度としての「報告例」が、実査を行う町村レベルではどう運用されていたか（第３章）、②その結果として報告されてきたデータを、県はどう扱ったか（第４章）という観点から、県統計書の編纂過程を見てきた。

本章では、上記の各章で見いだした事柄を、「国家による住民把握技術としての統計調査」という観点から再整理してみたい。

佐藤【１９９７】にも触れたとおり、いやしくも国家が成立している社会においては、その国家が、自己の支配下にある人間および彼らが行う諸活動に関して、必要とする限りで、その数量と属性とを把握しようとすることは、自明の現象であろう。このことは、いわゆる「近代国民国家」であろうと、それ以外の国家類型であろうと違いはない。しかし、それでは、ある国家が具体的にいかなる方法を採用するかということになると、これは様々である。その国家がどのような原理に基づいて支配下にある人々を組織しているか、さらには人々がどのような生活習慣や常識に従って暮らしているかによって、必要とされる情報の種類も、精度も、また実際に得られる情報の質も、情報を得るための方法も異なってくるからである。

住民把握原理の時代変化

例えば、江戸時代の日本について述べるなら、人々は身分別の編成にしたがって支配され、かつ、徴税その他の行政事務は村や株仲間などの中間団体を通じて行われていた。これに対応して、江戸時代の人口把握の方法には、今日の方法と比較して、著しい違いがある。いくつかの点を例示しよう。当時の人口把握は、武士とそれ以外の身分とに分けて行われた。農村でも都市でも、人口を計上する際の定義（乳幼児の扱い、本籍地主義か現住地主義かなど）は各地の慣習に任され、全国的に統一されてはいなかった。江戸時代の人口把握に見られるこのような特徴は、当時の課税の直接の対象が個人ではなく、村や株仲間などの中間団体であったこととも関係する。江戸時代の支配者たちにとっ

て、個人を直接に把握するインセンティブは、現代に比較してはるかに弱かったのである。さらに、この時代の国家制度において、武士階級が軍事力を独占し、これ以外の身分のものには兵役が課せられていなかったことも、この傾向を押し進めたと考えられる。

明治以降の日本においては、これらの条件が大きく変化する。課税も、兵役も、また教育その他の種々の行政事務も、原則として個人を対象とすることが、法制上のたてまえとなった。このため、国家は直接に、あるいは「イエ」制度を通じて、支配下の人間の数とその属性、さらにはその活動をも正確に把握しなくてはならなくなった。

これは、明治国家の指導者たちが、その国家運営の根幹をなす諸制度を構築するにあたって、モデルを西洋の「近代国民国家」に求めたことの直接の結果である。自己の支配下にある人々および諸事象をより厳密に把握するための技術として、統計という考え方が輸入されたのも、この一環である。すなわち、明治以降の日本国家は、他の西洋起源の方法とならんで、統計という技術によっても、日本社会を把握しようとしたのである。

この業務を遂行するために形成された装置が、第２章で見たような、諸官庁・団体を含む組織であった。この組織は、徴税や兵事、学事など、他の行政事務の必要に伴って形成されたものを、統計編成業務のために転用した部分と、統計編成業務のために新たに形成された部分との双方を含む。県レベルの「報告例」は、県が、地方官庁の立場で、統計編成業務のためのこの装置を、いかに機能させるかについて定めた、いわば、設計図兼運転仕様書にあたる。

そこで問題となるのは、この装置の運転に誰が関わり、その結果として何が生み出されたかである。

江戸と明治－連続か断絶か

明治以降の日本国家の諸組織を、江戸時代と断絶したものとして捉えるのか、あるいは連続したものとして捉えるのかは、論者によって評価の分かれるところである。おそらく、中央諸官庁ないし道府県等にかかる制度史のレベルで見る傾向が強ければ強いほど、断絶説が優勢となろう。先にも述べたとおり、明治期の指導者たちは、自分たちの国家建設の直接のモデルを、江戸時代の日本にではなく、西欧近代にとったのであるから、これはある意味で当然の帰結といえる。しかし、統計調査という限られた範囲ではあるが、本稿で、村

レベルの調査の実態や、県と郡市町村とのやりとりの内容に立ち入って検討をした結果は、これと違う方向を示している。西欧から移植された統計調査という技術は、江戸時代以来の人的結合関係の中に暮らし、かつ、江戸時代以来の生活習慣や物の見方をいまだ抜き去りがたく残した人々によって、彼らなりの理解に基づいて、運用されざるをえなかったのである。

具体的に述べるなら、第３章で見たように、統計調査を町村レベルで直接になう人々は、系譜的には江戸時代の五人組の「組親」に連なる「伍長」を中心としていた。そこで彼らの情報収集能力であるが、これは、今日の私たちが想像する以上に高いものであった。なぜなら、彼らは、統計調査業務の遂行にあたって、江戸時代の「村請制」下で培われた日本的農村共同体の、いうなれば「相互監視機能」を下敷きにしていたと考えられるからである。この情報収集能力を基盤として、彼らは、隣人たちの個体情報（経営内容、家族構成など）を容易に知ることができた。第３章で見た武茂村の例では、比較的早い時期から個体情報記入方式の表式調査が行われており、国家が個票による統計調査を導入する際にもあまり抵抗なく（従って精度の大きな変化を伴わずに）この方式に移行できた可能性がある。これは明らかに、「近代的」な制度である個票に基づくセンサス型の調査が、江戸時代以来の人間関係に支えられて初めて有効に機能したことを示唆するものである。

この点に関連して、別な事例も掲げておこう。筆者による調査の結果、大正９年に実施された国勢調査の調査員も、第３章の例とほぼ同じ社会層が担っていたことが判明している。また、統計調査ではないが、地方税の一種である「戸数割」（今日の住民税の前身）は、道府県が町村を単位として賦課額を通知し、これを受けた町村が、個々の住民の資産や所得などを勘案して、各世帯に適宜按分するという制度であった。これは明らかに、「村請制」の徴税システムをそのまま踏襲するものであり、個々の村民に対する賦課額を決定するのは、やはり旧村役人層を中心とする「所得調査委員」や、村会議員であるばあいが多かったのである。

このように、統計調査を実施するにあたって、日本近代国家は、いわば「あり合わせの」人材と組織に依拠することを強いられたのであるが、このことは、調査の結果得られるデータの質にも影響をおよぼさずにはいなかった。調査の設計は、基本的には西洋起源の概念によっている。しかし、これを実際に

運用し、またはこれに回答することを求められた人々は、江戸時代以来の物の見方や人間関係を引きずっている。結果、第4章に見たとおり、人々の回答は、調査の設計を担う人々が想定した西洋起源の概念規定から、しばしば逸脱する傾向を持った。しかし、実際に調査を担う人々が、上に述べたような社会的位置にある関係上、ある種の項目に関しては、かなり正確な情報を得られるという側面もあった。また、逆に、共同体の代表としての彼らが、調査に関して、共同体的利害に反すると判断したばあいには、同じ要因が、得られるデータを不正確にする方向に作用する可能性があることも、同時に指摘しておこう。

以上のようにして得られる情報に対して、県の官吏の接し方は二面的であった。すなわち、一面では県の経済勘定に大きな影響をおよぼす項目や調査対象に重点的にチェックをかけ、これらの情報に関して、調査設計上の定義に基づく正確なデータを入手しようと腐心するとともに、他面では、調査業務自体を自己目的化し、他者（民間人ではなく、官僚組織内の上位者を中心とする）から、データの不整合や、業務の遅れなどに関して指摘を受けることを避けるために汲々とするところもあった。地方官吏もまた地域経済を数量化して把握しようとする「近代的」な側面と、江戸時代以来、官僚機構に属するものに固有の自己保身や、経常業務の自己目的化などの行動様式とを、ふたつながら合わせ持っていたのである。

むすび

以上、本稿で見いだした事実は、日本の近代を考える上で避けて通ることのできない一面を提示している。明治以降、近代的な諸制度や思想が輸入され定着したのは周知の事実である。しかし、それらのものごとが、なんの「媒介項」もなく、そのままの形で、日本社会の隅々までを掴みきったわけではない。むしろ、これら近代的なものごとが支障なく機能するためには、江戸時代以来の人間関係や物の見方の存在が、必要不可欠だったのである。この状況を言い表すのに、陳腐な言い回しであることを承知の上で、明治期の表現をあえて借りるなら「和魂洋才」ということになろう。もちろんこの「人間関係や物の見方」には、西洋の近代社会を支えた人間関係や物の見方とは異なる面が多い。従って、これが下支えになること自体が、同じ制度が西洋社会で機能したばあいとは異なる機能の仕方、機能の結果を生み出すことにもつながった。資

料利用者としての私たちは、こうした現象を、可能な限りその具体性において把握し、この結果生み出される偏倚の存在について、充分に理解しておく必要がある。

しかし、全体としてみるなら、この両者の関係はうまく行ったとみて良いのではないだろうか。例えば、今日の発展途上国と比較したとき、明治大正期の日本の行政組織は、大きな問題なく機能したといい得るし、統計編成業務もその例外ではない。本稿で指摘したような様々な問題を含みながらも、この時期における日本の官庁統計の精度は高いと、筆者は考えている。いいかえると、日本国家による国民把握は、その是非に関する評価は措くとして、やはり隅々まで行き渡っていたのである。

そこで改めて問われるべきは、もう少し詳細に立ち入った国民把握の質の問題である。ここでは、本稿における事例研究を、この問題への第一着手として位置づけて、筆を擱くことにしたい。

(1997年12月16日)

引　用　・　参　考　文　献

（著者名のアルファベット順）

相原茂・鮫島龍行編【１９７１】『統計日本経済―経済発展を通してみた日本統計史』筑摩書房（経済学全集、２８巻）

有賀喜左衛門【１９６８】『村の生活組織』（有賀喜左衛門著作集Ⅴ）未来社

群馬県立文書館【１９８７】『群馬県行政文書件名目録　第１集（明治期地方編１）』群馬県立文書館（以後の時期および内容についても続刊中）

原政司【１９８０】『農業統計発達史』日本経済評論社（農林省統計調査部【１９６８】の再版）

北垣増蔵【１９２１】『農商務統計様式解説』兵庫県知事官房統計課

清川雪彦【１９９５】『日本の経済発展と技術普及』東洋経済新報社

松田芳郎【１９７８】『データの理論－統計調査のデータ構造の歴史的展開－』（一橋大学経済研究叢書３０）岩波書店

――――【１９８１】『明治中後期企業・工場統合データベース編成技法－「勧業年報」によるデータベース編成事業報告書(3)－』統計資料シリーズ２０、一橋大学経済研究所附属日本経済統計文献センター

――――・佐藤正広・有田富美子【１９８４】「明治後期の工場生産－動力機と経営形態の分析－」『一橋論叢』第９２巻第３号

南亮進【１９７６】『動力革命と技術進歩－戦前期製造業の分析－』東洋経済新報社

――――・清川雪彦編【１９８７】『日本の工業化と技術発展』東洋経済新報社

――――【１９９６】『日本の経済と所得分布』（一橋大学経済研究叢書４５）岩波書店

農林大臣官房統計課【１９３２】『明治二年以降農林省統計関係法規輯覧』東京統計協会

農林省農林経済局統計調査部編【１９５８】『昭和二〇年八月以前農林水産統計調査関係法規輯覧』（農林水産統計調査史編集資料 編ノ五）農林省

及川章夫【１９９３】『日本農業統計調査史』農林統計協会

佐藤正広【１９８７】「明治期生産統計における自給的農産物の取扱いについて－明治３９・４０年『富山県経済的民力調査』を素材として－」『経済研究』第３８巻第４号

――――【１９８９】「明治期地方知識人の経済思想－加工統計『越中生産』の推計方法と精度の検討－」『一橋論叢』第９８巻第３号

――――【１９９０】「工場生産の実態と明治４２年工場統計個票の検討」（松田・佐藤・木村【１９９０】『明治期製造業における工場生産の構造』統計資料

シリーズ３６、一橋大学経済研究所附属日本経済統計情報センター　所収）

――――【１９９２】「戸数割税務資料の特性と精度について－資料論的覚え書き－」『経済研究』第４３巻第３号

沢本健三【１９３４】『市町村別　日本国勢総覧』帝国公民教育協会

栃木県史編さん委員会【１９７４】『栃木県史 史料編 近現代４』栃木県

栃木県史編さん委員会【１９８３】『栃木県史 通史編６ 近現代１』栃木県

東京都公文書館【１９９２】『東京都公文書館所蔵行政文書目録　学事編・明治２８～２９年』東京都公文書館（以後の年次についても続刊中）

和田尋常高等小学校内郷土研究部【１９３２】『郷土読本』和田小学校

Ⅱ　目録

資料目録凡例

1．文書の特性

当センター所蔵の近・現代資料は、購入によるものであるため、資料の旧蔵者の特定を行い難い場合が多い。従ってそれぞれの資料群に対して　旧蔵者の名称をもって資料群名を与えるのは困難である。本書目録に採録した資料は　おおむね役場資料であるため、作成者である村役場名をもって資料群名とした。ただし、農会・青年団等村役場の関係団体作成の資料は、便宜的に当該役場資料とし、近隣村の歳入出予算決算書の類は、武茂村あるいは境村役場の旧蔵資料と推定されるが、旧蔵者の特定が不可能のため、作成者であるそれぞれの村役場を一括し資料群名とした。

2．配列

資料群別にそれぞれの資料群内の年代順に配列した。
各資料（簿冊等）には資料群番号と、資料群内での通し番号を与えた。（4．記載例参照）
なお資料群番号は下記の通りである。

1　武茂村役場資料
2　境村役場資料
3　その他の町村役場資料（下江川村、荒川村、烏山町、七合村）

3．文字と記号
原則として、常用漢字とアラビア数字を用いた。常用漢字表にないものは正字（『大字典』による）を用い、表記（表紙に書かれた）の数字は常用漢字表による漢数字を用いた。

記号の主なものは下記の通りとした。
【　　】　資料の表題
〔　　〕　見出し語
［　　］　推定・補記

4．記載例（仮設例）

目録上の記載例		記載例についての説明
1-115		・資料群番号－資料番号（資料群中の年代順）
【土地異動書類綴】		・資料の表題
〔年代〕	明治二十六年ヨリ・甲	・年代・巻号
〔点数〕	綴り有り　1　綴り無し　1	・綴りの有無と数量
〔作成〕	那須郡西武茂村役場	・表記された作成者（機関）
〔備考〕	・学校敷地に変換、免税扱いとなる土地に関するもの	・簡単な解題
	・収録期間：明治２６年のみ	・収録期間が表記と異なる場合の注記
	・西武茂村は明治２８年、武茂村と改称	・記述についての注記
	・一部膠着	・形態についての注記（表紙欠、欠落あり再綴、孔版、手書き、小口書き等）

件名目録凡例

1．採録の基準

・統計表作成を目的に収集した調査報告を採録することを原則とした。
・明治初期の調査にしばしば見られる統計表の形をとらない書き上げ調査（箇条書きによる）を含む。
・各町村の歳入出予算決算書は除外した。

2．税関係の統計について

・税賦課に関する資料（戸数割・営業税・雑種税）は、税関係として独立させた。
・課税の異動を示す異動報告や随時営業税の類は除外した。
・徴税事務に関する統計調査は統計に収録した。

3．配列

簿冊内での統計関係資料の出現順とした。

4．文字と記号
原則として、常用漢字とアラビア数字を用いた。常用漢字表にないものは正字（『大字典』よる）を用いた。

記号は下記の通りとした。
【　　】　統計の題名
〔　　〕　見出し語（照会状以下目次までの見出し語の有無は、それに対応するものの有無を示す。またそれらは受信・発信・報告期限等の情報源でもある。　例えば〔未記入表〕には得るべき情報がないため見出し語のみとなる。
［　　］　推定・補記

5．記載例（仮設例）
①統計関係

記載例	記載例についての説明
1-132-003	・資料群番号－資料（簿冊等）番号－簿冊内の統計関係資料の出現順番号
統計関係綴　　T10	・資料（簿冊等）名　資料の年代
【第９０　民有林伐採】	・様式番号　調査表名
〔対象年〕　T10.10.1	・調査対象年月日
〔照会状〕　郡役所→村役場	・調査依頼状（１通の照会状に複数の調査依頼の場合がある）　発信者→受信者
発信年月日　T10.9.25	・照会状等の日付
報告期限　T10.10.10	・照会状に記載された報告期限
〔雛形〕	・照会状等に記載または添付されている調査票の型見本
〔調査方法〕	・照会状や雛形に付随しない独立した調査方法

〔送り状１〕	村長→郡長	・調査者が依頼者に宛てた調査記入表に添付した送付状（１通の送り状に複数の調査表の場合がある。また、記入表に記載された送付状の文言も送り状に含める） 発信者→受信者
	発信年月日　T10.10.8	・送り状等の日付
〔送り状２〕	村長→郡長	・調査対象となる事実がない旨の進達書 発信者→受信者
	発信年月日　T10.10.8	・送り状等の日付
〔記入表〕		・送付した調査記入表の控、又は受理した調査表
	報告期限　T10.10.10	・記入表に印刷されている報告期限
〔未記入表〕		・調査用紙に数値等の情報が全く記入されていないもの（該当事項のない場合、未記入の調査用紙が残ることがある）
〔目次〕		・簿冊の本文が散逸したために調査に関する手がかりが目次（簿冊の索引）にのみ残されている場合に限り採録。発信者、受信者、発信年月日が記されている場合があるが、これは備考欄に記入した。
〔国の様式〕	［Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号農商務統計報告規則第９０］に関連	・産業統計を中心に、中央省庁の省令、統計規則、様式番号をあげ、村役場の簿冊に綴じられた調査表の様式と様式番号との対比を行った。両者が全く同じ様式の場合「対応」とし、一部相違のある場合を「関連」とした。
（相違点）	表頭から削除：落葉松、花柏 表側から削除：面積、価額	・中央省庁の様式にはあるが、村の調査表にはない調査項目
	表頭に追加　：椅桐 表側に追加　：	・中央省庁の様式にない調査項目
〔備考〕	［Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号農商務統計報告規則第９０表と同表名	・国の様式と対比した際に表名のみが明示され、具体的な様式が不明の場合、同表名であるか、類似表名であるかを示した。 ・その他の記述についての注記

②税関係

記載例	記載例についての説明
2-144-023	・資料群番号－資料（簿冊等）番号－簿冊内の課税関係資料の出現順番号
租税関係綴（県税）　T10	・資料（簿冊等）名　資料の年代
【戸数割等級課額表】	・課税関係資料名
〔記入表〕　［村役場］	・記入表の控（［　］内は推定される作成者）
〔時期〕　T10　年度後期	・課税対象時期
〔税種〕　県税戸数割	・県税、村税の別　戸数割・戸別割・営業税・雑種税等

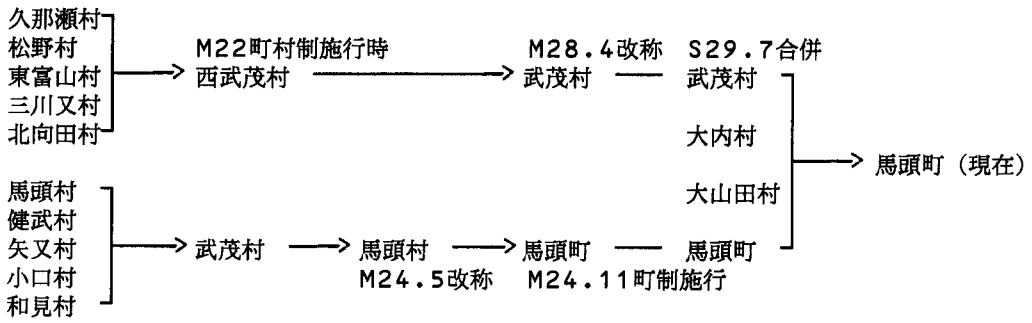
〔等級〕　　１～２２等級　　・賦課等級
〔賦課額〕　　・賦課額の記入ありを示す
〔備考〕　　・その他の記述についての注記

目録中の＊印の語句については、現在使われていない文字や表現であるため、一般的な用語に書き改めた。

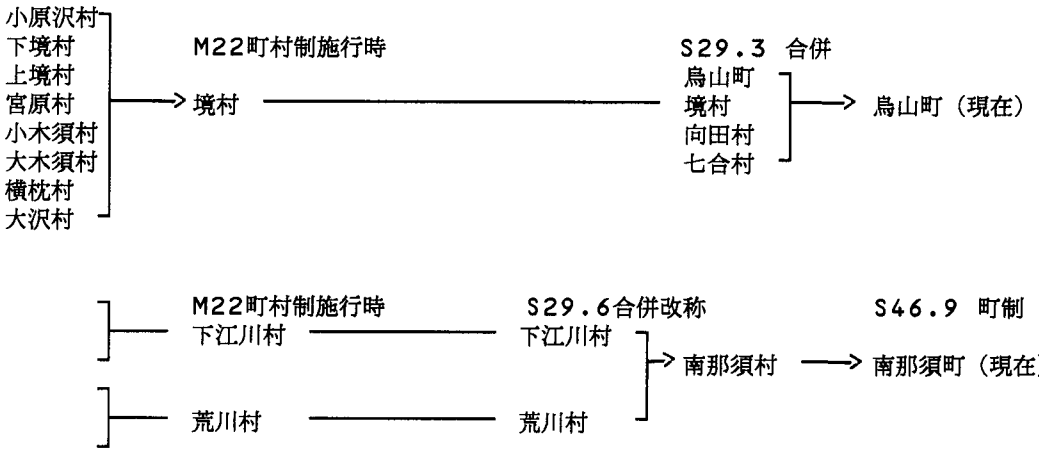
＊１　七島藺　＝芒苡
＊２　林檎　　＝苹果
＊３　キョウ蛆＝蟭蛆
＊４　イヌ槐　＝櫰槐

関係町村の変遷

武茂村役場資料関係



境村役場資料・その他の町村役場資料関係



栃木県史編纂委員会【1983】による

Ⅱ－１　資料目録

武茂村役場資料

1－001
【栃木県地籍編製順序及手続】
〔年代〕　［明治１７年］
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　那須郡松野村
〔備考〕・地籍編成にかかる布達類　丈量帳、地籍簿、土地変換簿等の書式　調査方法等の具体的手続き等を編集した刊本
・松野村は明治２２年町村制施行により合併して西武茂村となり、明治２８年武茂村と改称
・刊本に手製の表紙をつけたもの

1－002
【諸願伺届控綴】
〔年代〕　明治十九年改
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　那須郡松野村
〔備考〕・濁酒製造者控、県庁移転費寄付、秣場関係、山林の官民有区分、煙草作付、村協議費等にかかる諸書類

1－003
【土地異動書類綴】
〔年代〕　明治二十六年ヨリ
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　那須郡西武茂村役場
〔備考〕・学校敷地に変換、免税扱いとなる土地に関するもの
・収録期間：明治２６年のみ
・西武茂村は明治２８年武茂村と改称
・一部脱着

1－004
【［学事関係綴］】
〔年代〕　［明治３５年］
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［武茂村役場］
〔備考〕・校舎の建設、コースの設置、学齢簿等諸帳簿の取扱、行事の報告、教員人事、統計の記入表等
・表紙欠　欠落あり　綴じ破損の為、当センターにて再綴

1－005
【［学事関係綴］】
〔年代〕　［明治３６年］
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［武茂村役場］
〔備考〕・学齢簿等諸帳簿の取扱、行事の報告、教員人事、就学猶予、欠席児童

の取扱、統計の記入表等
・表紙欠　綴じ破損の為、当センターにて再綴

1－006
【［那須郡衛生関係通牒綴］】
〔年代〕　［明治３８～大正９年］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　［武茂村役場］
〔備考〕・伝染病予防、墓地火葬、死産の処理、蠅の駆除、獣疫等、衛生関係の通牒　索引あり
・綴じ破損の為、当センターにて再綴

1－007
【［学事関係綴］】
〔年代〕　［明治３９年］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　［武茂村役場］
〔備考〕・学齢簿等諸帳簿の取扱、行事の報告、教員人事、就学猶予、欠席児童の取扱、統計の記入表等
・小学校組合会　小学校清潔法施行に関する通牒等あり
・表紙欠　一部欠落

1－008
【脚夫差立簿】
〔年代〕　明治三拾九年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　武茂村役場
〔備考〕・公用の書類（議会召集令状、税金督促状など）を届けるための使丁の出張記録ならびに日当支払記録

1－009
【宿直日誌】
〔年代〕　明治三十九年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　武茂村役場
〔備考〕・日付、曜日、天気、宿直者氏名の他、ごくまれに文書の受け取り等の業務内容に関する記録あり

1－010
【脚夫差立簿】
〔年代〕　明治四拾壱年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　武茂村役場

〔備考〕・公用の書類（議会召集令状、税金督促状など）を届けるための使丁の出張記録ならびに日当支払記録

1－011
【農工商ニ関スル文書綴】
〔年代〕　明治四十二年
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　武茂村役場
〔備考〕・統計記入表の他、講習会、勧業諸会、衛生（獣疫を含む）等の通牒類

1－012
【［学事関係綴］】
〔年代〕　［明治４２年］
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［武茂村役場］
〔備考〕・学齢簿等諸帳簿の取扱、行事の報告、教員人事、就学猶予、欠席児童の取扱、青年会、統計の記入表等
・表紙欠　綴じ破損の為、当センターにて再綴

1－013
【［郡長訓示等綴］】
〔年代〕　［明治４３～４５年］
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　武茂村役場
〔備考〕・郡長の訓示　内容は多岐にわたるが、納税、町村事務の刷新、地租名寄帳等の帳簿の整備などを含む
・表紙欠　綴じ破損の為、当センターにて再綴

1－014
【農工商ニ関スル文書綴】
〔年代〕　大正四年
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　武茂村役場
〔備考〕・統計記入表の他、講習会、勧業諸会、衛生（獣疫を含む）統計調査委員に関する通牒類　索引あり
・一部欠落か

1－015
【諸統計報告書綴】
〔年代〕　大正六年
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　武茂村役場
〔備考〕・人口、農商務、学事、衛生等に関する統計調査の記入表　進達控　索

引あり

1－016
【［統計報告書綴］】
〔年代〕　［大正７年］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　武茂村役場
〔備考〕・人口、農商務、学事、衛生等に関する統計調査の記入表　進達控　索引あり
・表紙欠　一部欠落　綴じ破損の為、当センターにて再綴

1－017
【勧業関係綴】
〔年代〕　大正七年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　武茂村役場
〔備考〕・統計記入表の他、講習会、勧業諸会、衛生（獣疫を含む）等の通牒類
索引あり

1－018
【［会計関係綴］】
〔年代〕　［大正７年］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　［武茂村役場］
〔備考〕・県令達、痘苗、消防団等行政的な費用にかかる請求書、注文書等
・表紙欠　欠落あり　綴じ破損の為、当センターにて再綴

1－019
【［統計関係綴］】
〔年代〕　［大正８年］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　武茂村役場
〔備考〕・報告した数値に関する郡から村への照会と、それに対する回答　また村長から各区長への調査依頼と書式
・表紙欠

1－020
【［租税関係綴］】
〔年代〕　［大正８年］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　［武茂村役場］
〔備考〕・所得税（個人別賦課額）、他に遊興税、町村税等
・残簡１２枚のみ　綴じ破損の為、当センターにて再綴

資料目録（武茂）

1－021
【町村基本財産表】
〔年代〕　大正九年三月三十一日
〔点数〕　綴り無し　1
〔作成〕　武茂村役場
〔備考〕・町村基本財産表の記入表　統計報告書綴りの断簡と思われる

1－022
【［勧業関係綴］】
〔年代〕　［大正９年］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　武茂村役場
〔備考〕・統計記入表の他、照会と回答、講習会、勧業諸会、衛生　（獣疫を含む）、助成金、債券等に関わる通牒類　索引あり
・表紙欠

1－023
【［統計報告書綴］】
〔年代〕　［大正１０年］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　武茂村役場
〔備考〕・人口、農商務、学事、衛生等に関する統計調査の記入表　進達控　索引あり
・表紙欠　一部欠落　綴じ破損の為、当センターにて再綴

1－024
【勧業関係綴】
〔年代〕　大正十年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　武茂村役場
〔備考〕・統計記入表の他、照会と回答、講習会、勧業諸会、衛生　（獣疫を含む）、助成金、債券等に関わる通牒類　索引あり
・農商務統計様式改正要項あり

1－025
【［統計報告書綴］】
〔年代〕　［大正１１年］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　武茂村役場
〔備考〕・人口、農商務、学事、衛生等に関する統計調査の記入表　進達控　索引あり
・表紙欠　９～１２月分欠落　綴じ破損

資料目録（武茂）

1－026
【［勧業関係綴］】
〔年代〕　［大正１１年］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　武茂村役場
〔備考〕・統計、講習会、勧業諸会、衛生（獣疫含む）、助成金、債券等に関わる通牒類　索引あり
・表紙欠　欠落多し　綴じ破損の為、当センターにて再綴

1－027
【［那須郡農会経費収支予算及決算書綴］】
〔年代〕　［大正１１，１２，１４，１５年度］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　［武茂村農会］
〔備考〕・郡農会の歳出入予決算書綴
・刊本６冊を当センターにて合綴したもの
１．大正十一年度那須郡農会経費歳入歳出決算書（活版）
２．大正十二年度那須郡農会経費収支予算書（活版）
３．大正十二年度那須郡農会経費収支決算書（孔版）
４．大正十四年度那須郡農会経費収支予算書（活版）
５．大正十四年度那須郡農会経費収支決算書（活版）
６．大正十五年度那須郡農会経費収支予算書（活版）

1－028
【通付簿】
〔年代〕　自大正十二年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　武茂村役場
〔備考〕・未記入の用紙のみ

1－029
【［統計報告書綴］】
〔年代〕　［大正１３年］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　武茂村役場
〔備考〕・人口、農商務、学事、衛生等に関する統計調査の記入表　進達控　索引あり
・欠落多し　綴じ破損の為、当センターにて再綴

1－030
【勧業関係綴】
〔年代〕　大正十三年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　武茂村役場

〔備考〕・統計記入表の他、照会と回答、講習会、勧業諸会、衛生　（獣疫を含む）、助成金、債券等に関わる通牒類　索引あり

1－031
【［雑書類綴］】
〔年代〕　［大正１３年］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　［武茂村役場］
〔備考〕・町村諸規程、恩給年金、戸籍、財政緊縮、簡易保険積立金運用など、雑多な事項が綴られている
・表紙欠　１～５１欠落　綴じ破損の為、当センターにて再綴

1－032
【［統計関係綴］】
〔年代〕　［大正１４年］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　武茂村役場
〔備考〕・統計調査員の設置、教育、調査方法にかかる通牒　調査員による調査の様式
・表紙欠　７～１２月分欠落　綴じ破損の為、当センターにて再綴

1－033
【［租税関係綴］】
〔年代〕　［大正１４年］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　［武茂村役場］
〔備考〕・国税、地方税に関する調査、報告、賦課額表、滞納、完納等に関する書類　索引あり
・表紙欠　２～４、９４～１７０欠落　綴じ破損の為、当センターにて再綴

1－034
【［財政関係綴］】
〔年代〕　［大正１４，昭和１１年］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　［武茂村役場］
〔備考〕・予算調、伝染病予防費等の請求書等
・表紙欠　欠落あり　綴じ破損の為、残簡を一括して当センターにて再綴

1－035
【［統計報告書綴］】
〔年代〕　［大正１５年］

〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　武茂村役場
〔備考〕・人口、農商務、学事、衛生等に関する統計調査の記入表　進達控　索引なし
・表紙欠　欠落あり　綴じ破損の為、当センターにて再綴

1－036
【［学事関係綴］】
〔年代〕　［大正１５年］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　武茂村役場
〔備考〕・教員人事、就学猶予、欠席児童の取扱、母の会、統計の記入表等
・表紙欠　１～６月分欠落　綴じ破損の為、当センターにて再綴

1－037
【［自作農創設維持資金関係綴］】
〔年代〕　［大正１５年］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　［武茂村役場］
〔備考〕・自創資金貸付規則（県令第５３号）に関する通牒、借り入れ申請書、財産調書、土地売渡予約書等の様式および記入済み書類
・表紙欠　欠落あり　綴じ破損の為、当センターにて再綴

1－038
【［統計報告書綴］】
〔年代〕　［昭和２年］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　武茂村役場
〔備考〕・人口、農商務、学事、衛生等に関する統計調査の記入表　進達控　索引あり
・表紙欠　綴じ破損の為、当センターにて再綴

1－039
【［学事関係綴］】
〔年代〕　［昭和２，５，７，８年］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　［武茂村役場］
〔備考〕・教員人事、児童編入の取扱、統計の記入表等
・欠落多し　綴じ破損の為、残簡を数年に亙って一括して当センターにて再綴

1－040
【［衛生関係綴］】

〔年代〕　［昭和２年］
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［武茂村役場］
〔備考〕・人口動態、衛生関係統計記入表、予防注射、伝染病処理、害虫駆除、衛生組合、医師薬剤師資格等に関する書類等　索引あり
・表紙欠　欠落あり　綴じ破損の為、当センターにて再綴

1－041
【［租税関係綴］】
〔年代〕　［昭和２年］
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［武茂村役場］
〔備考〕・国税、地方税に関する調査、報告、賦課額表、滞納、完納等に関する書類
・表紙欠　１、２７～３３、４４～５０欠落　綴じ破損の為、当センターにて再綴

1－042
【［青年団等団体関係文書綴］】
〔年代〕　［昭和２～４，６，８年］
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［武茂村役場］
〔備考〕・諸団体に関する調査、幹部講習会、団体一覧表提出等
・綴じ破損の為、残簡を数年に亙って一括して当センターにて再綴

1－043
【［統計報告書綴］】
〔年代〕　［昭和３年］
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　武茂村役場
〔備考〕・人口、農商務、学事、衛生等に関する統計調査の記入表　進達控　索引なし
・表紙欠　欠落あり　綴じ破損の為、当センターにて再綴

1－044
【［勧業関係綴］】
〔年代〕　［昭和３年］
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　武茂村役場
〔備考〕・統計のほか、講習会、勧業諸会等に関わる通牒類
・表紙欠　欠落あり　綴じ破損の為、当センターにて再綴

1－045
【教育関係綴】
〔年代〕　昭和三年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　武茂村役場
〔備考〕・統計記入表、就学、教員人事、奨学金、諸帳簿取扱など　索引あり

1－046
【［選挙関係綴］】
〔年代〕　［昭和３年］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　［武茂村役場］
〔備考〕・昭和３年衆議院議員選挙関係書類（投票録、選挙人名簿の扱い、投票資格調査、投票立会人選定等）
・表紙欠　欠落あり　綴じ破損の為、当センターにて再綴

1－047
【［投票］受附簿・北向田，久那瀬分】
〔年代〕　［昭和３年］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　［武茂村役場］
〔備考〕・昭和３年選挙の投票受付簿（選挙人番号、到着番号、住所、氏名、生年月日、備考）
・投票者数により昭和３年１０月３１日執行の県会議員補欠選挙の際のものと推定される

1－048
【［投票］受附簿・松野，富山分】
〔年代〕　［昭和３年］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　［武茂村役場］
〔備考〕・昭和３年選挙の投票受付簿（選挙人番号、到着番号、住所、氏名、生年月日、備考）
・投票者数により昭和３年１０月３１日執行の県会議員補欠選挙の際のものと推定される

1－049
【［水源涵養造林事業終了届綴］】
〔年代〕　［昭和４年］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　［武茂村役場］
〔備考〕・施業単位ごとの施業箇所、事業種別、面積、樹木本数、経費、施業期間等
・表紙欠　欠落あり　綴じ破損の為、当センターにて再綴

資料目録（武茂）

1－050
【［選挙関係綴］】
〔年代〕　［昭和４年］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　［武茂村役場］
〔備考〕・村会議員選挙関係（受付簿、得票数報告、事務任務分担等）、貴族院多額納税者議員互選人名簿関係、衆議院関係
・表紙欠　綴じ破損の為、当センターにて再綴

1－051
【統計関係綴　学事】
〔年代〕　自昭和五年至同六年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　武茂村役場
〔備考〕・学事統計の記入表

1－052
【［統計報告書綴］】
〔年代〕　［昭和７年］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　武茂村役場
〔備考〕・人口、農商務、学事、衛生等に関する統計調査の記入表　進達控　索引なし
・表紙欠　一部欠落　綴じ破損の為、当センターにて再綴

1－053
【［租税関係綴］】
〔年代〕　［昭和７～１２，１６年］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　［武茂村役場］
〔備考〕・国税、地方税に関する調査、報告、賦課額表、滞納、完納等に関する書類
・戸数割賦課資料あり
・綴じ破損の為、残簡を数年次に亙って一括して当センターにて再綴

1－054
【［勧業関係等書類綴］】
〔年代〕　［昭和８年］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　武茂村役場
〔備考〕・統計の他、講習会、勧業諸会等に関わる通牒類
・表紙欠　欠落多し　綴じ破損の為、当センターにて再綴

資料目録（武茂）

1－055
【［統計関係綴　学事］】
〔年代〕　［昭和９年］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　［武茂村役場］
〔備考〕・学事統計の記入表
・表紙欠　欠落あり　綴じ破損の為、当センターにて再綴

1－056
【［統計関係綴　学事］】
〔年代〕　［昭和１０年］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　［武茂村役場］
〔備考〕・学事統計の記入表
・表紙欠　欠落あり　綴じ破損の為、当センターにて再綴

1－057
【［統計関係綴　学事］】
〔年代〕　［昭和１１年］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　［武茂村役場］
〔備考〕・学事統計の記入表
・表紙欠　欠落あり　綴じ破損の為、当センターにて再綴

1－058
【［煙草耕作関係文書綴］】
〔年代〕　［昭和１１年］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　［武茂村煙草耕作組合］
〔備考〕・功績者調査、生産にかかる諸調査、収穫量検査日程等
・綴じ破損の為、当センターにて再綴

1－059
【［学事関係綴］】
〔年代〕　［昭和１２年］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　［武茂村役場］
〔備考〕・就学事務、統計記入表等の学事関係資料
・表紙欠　欠落あり　綴じ破損の為、当センターにて再綴

1－060
【管内往復文書綴】
〔年代〕　自昭和十三年至同十四年

〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　武茂村煙草耕作組合
〔備考〕・会議通知、耕作反別割当（大字単位）表、品評会、苗の保管、量目検査、講習会、肥料資金借り入れ等

1－061
【［自作農創設維持資金関係綴］】
〔年代〕　［昭和１４～１７年］
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［武茂村役場］
〔備考〕・自創資金貸付に関する通牒、借り入れ申請書、財産調書、土地売渡予約書等の様式　記入表はなし
・「購入資金貸付予定」「維持資金貸付予定」原簿用紙あり
・表紙欠　欠落あり　綴じ破損の為、残簡を数年次に亙って一括して当センターにて再綴

1－062
【軍用干草供出関係［綴］】
〔年代〕　［昭和１５年度］
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［武茂村役場］
〔備考〕・協議会記録、県の通達、個人別納入数量および価額等

1－063
【［雑書類綴］】
〔年代〕　［昭和１５～２０年］
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［武茂村役場］
〔備考〕・配給、身元証明（多い）、映画会、学校の施設使用などの雑書類
・綴じ破損の為、残簡を数年に亙って一括して当センターにて再綴

1－064
【［農会関係綴］】
〔年代〕　［昭和１６年］
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［武茂村農会］
〔備考〕・書籍の購入、技師の顕彰等
・綴じ破損の為、当センターにて再綴

境村役場資料

2－001
【備荒儲公蓄金徴収簿】
〔年代〕　明治十七年十一月
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　下境村戸長役場
〔備考〕・小原沢村、小木須村、上境村分もあり

2－002
【入寄留主見出帳】
〔年代〕　［明治１７～大正３年］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・入寄留者名簿

2－003
【村会聯合会評決書綴】
〔年代〕　明治１７年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　栃木県那須郡下境村上境村小原沢村戸長役場
〔備考〕・各戸長役場作成の聯合村会及び各村の歳入歳出予算等の綴
・「聯合会村会精議案綴　明治十七年度　栃木県那須郡小木須村外二ケ村戸長役場」と合綴されている

2－004
【営業雑種人員調査表】
〔年代〕　明治十八年七月一日現在
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　栃木県那須郡下境村外六ヶ村戸長役場
〔備考〕・職種別営業雑種人員調査記入表

2－005
【町村会聯合会評決書綴】
〔年代〕　明治十八年自三月
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　栃木県那須郡下境村外六ヶ村戸長役場
〔備考〕・戸長役場、聯合村会及び各村の歳入歳出予算、決算
・収録期間：３月～７月

2－006
【村会議書類】
〔年代〕　明治二十二年自一月二十三年至三月
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　那須郡境村役場

〔備考〕・「明治二十二年度境村歳入出統計予算」「明治二十二年度境村教育費歳入出予算表」「明治二十三年度歳入予算表」等

2－007
【境村々会議事録】
〔年代〕　明治廿四年三月
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　那須郡境村役場
〔備考〕・「明治二十四年度歳出入予算議案戸数等級ノ件」「明治二十二年度歳出入決算報告」等

2－008
【勧業費】
〔年代〕　明治二十五年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［境村役場］
〔備考〕・品評会出品物運搬賃受取証２通のみ

2－009
【会議費】
〔年代〕　［明治］二十五年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［境村役場］
〔備考〕・村会議書記日当等諸費用

2－010
【村会議書類】
〔年代〕　明治二十六年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　那須郡境村役場
〔備考〕・明治２６、２７年村会議事録、戸数等級調等

2－011
【諸伺上申及指令綴】
〔年代〕　自明治二十七年一月至
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・税務、兵事、役場人事、救恤、災害、戸籍、村会等種々に関する文書（原議、上申控、村長への申請等雑多）
・収録期間：明治２７年２月～３４年２月
・表紙に「自明治二十七年一月至同二十八年」とあるが「同二十八年」の上には白紙が貼られている

資料目録（境）

2－012
【境村会議員二級撰挙人名縦覧原簿】
〔年代〕　明治二十八年四月
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　那須郡境村役場
〔備考〕・表題の一綴と「二級村会議員選挙原簿」が合綴されている

2－013
【村会議書綴】
〔年代〕　明治三十三年
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　那須郡境村役場
〔備考〕・村会議事録、戸数等級表等

2－014
【民有地諸願届綴】
〔年代〕　明治参拾五年
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　那須郡境村役場
〔備考〕・宇都宮税務管理局宛の地目変換届　荒地免租年季明地価査定額等
・裏表紙なし

2－015
【［通牒照会書等綴］】
〔年代〕　［明治３６年］
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・税務、町村事務整理、諸選挙、赤十字、勧銀融資、統計調査等に関する郡の通牒類
・綴じ破損の為、当センターにて再綴
・コンニャク版

2－016
【国有原野立木払下願書類綴】
〔年代〕　明治三十八年
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　那須郡境村役場
〔備考〕・凶作罹災民自家用薪炭材所要額調　凶作救済戸数人口調等の記入表あり
・収録期間：明治３８～４０年
・裏表紙なし

資料目録（境）

2－017
【税務署往答綴】
〔年代〕　明治三十九年
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　那須郡境村役場
〔備考〕・納額異動報告、納額仕訳書、塩務局別塩製造高等級歩合表等記入表及び通牒類

2－018
【凱旋軍人歓迎会書類】
〔年代〕　明治三十九年
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　那須郡境村
〔備考〕・凱旋式の予算及び負担額、出征軍人帰郷者調等
・表紙には「観迎」とある

2－019
【郡長達綴】
〔年代〕　明治四十年
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・郡会関係（歳出入、議員）、教育、害虫駆除、徴税、統計調査等にかかる郡の通牒類

2－020
【諸願伺上申書綴】
〔年代〕　明治四十年
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・学事、土木等種々に関する文書（原議、上申控、村長への申請等雑多な形式のもの）

2－021
【土木関係書綴】
〔年代〕　明治四十年
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・工事請負請書、請負金請求書、落成届、道路掃除出来届等

2－022
【税務署往答綴】
〔年代〕　明治四拾年
〔点数〕　綴り有り　　1

〔作成〕　那須郡境村役場
〔備考〕・納額異動報告、養蚕掃立枚数調、役員吏員報酬及び給料調等記入表及び通牒類

2－023
【役場吏員学校職員ニ関スル書類綴】
〔年代〕　明治四十年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・諸届及び請書、辞令等

2－024
【愛国婦人会関係綴】
〔年代〕　自明治四十年一月至同
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村委員
〔備考〕・愛国婦人会栃木支部町村委員部規程、愛国婦人会栃木支部年醵金収入規程等
・収録期間：明治３９～大正５年

2－025
【郡長達綴】
〔年代〕　明治四十一年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・郡会関係（歳出入、議員）、教育、害虫駆除、徴税、統計調査等にかかる郡の通牒類

2－026
【諸願伺上申書綴】
〔年代〕　明治四十一年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・学事、農会、土木等種々に関する文書（原議、上申控、村長への申請等雑多な形式のもの）

2－027
【他町村農会往答綴】
〔年代〕　明治四拾壱年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　那須郡境村農会
〔備考〕・品評会審査員嘱託依頼書等

2－028
【諸調書綴】
〔年代〕　明治四十二年
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・諸統計調査の進達控　農商務、戸口、学事、税務その他
・小口書に「四十二年諸調綴」とあり

2－029
【衆議院議員選挙関係書類】
〔年代〕　明治四十二年
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・衆議院議員選挙失格者調、投票立会人候補者内申の雛形、記入表及び通牒類

2－030
【既往五ヶ年納税其他調綴】
〔年代〕　明治四十三年一月
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・税徴収、教育、勧業、兵事、衛生、財務整理、村経営事業の施行、青年会組織等に関する調査　記述体

2－031
【役場限達綴】
〔年代〕　明治四十三年
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・徴税、調査、村会、学事、神社等　各区長あての書類
・後欠

2－032
【税務署往答綴】
〔年代〕　明治四十三年
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・納額報告、町村各別基本財産表などの記入表、雛形及び通牒類

2－033
【取得税課税標準綴】
〔年代〕　明治四拾参年四月起
〔点数〕　綴り有り　　1

〔作成〕　境村役場
〔備考〕・不動産取得税課税標準綴
・収録期間：明治４３、４４年

2－034
【村会議関係書類綴】
〔年代〕　明治四十三年一月
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・明治４２、４３年度歳入出予算表、村会議事報告等
・収録期間：明治４２年４月～４３年１０月

2－035
【那須郡地主会来書綴】
〔年代〕　明治四十三年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村
〔備考〕・小作人表彰、小作米品評会、麦品評会等につき郡地主会から境村幹事宛の文書
・収録期間：明治４３～大正５年

2－036
【郡長達綴】
〔年代〕　明治四十四年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・郡会関係（歳出入、議員）、吏員俸給、教育、害虫駆除、徴税、統計調査等にかかる郡の通牒類

2－037
【市町村会議員選挙人名簿及同選挙録式】
〔年代〕　明治四十四年十一月十日
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・栃木県訓令甲第５２号（県報第１０５３号の綴じ込み）　様式ならびに選挙事務にかかる条項

2－038
【漂流物拾揚届書綴】
〔年代〕　明治四十四年七月以降
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・収録期間：明治４４～大正５年

・裏表紙なし

2－039
【青年会雑書綴】
〔年代〕　明治四十四年
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村青年会
〔備考〕・青年会発会式に関する文書、境村青年会々則等

2－040
【文書往復綴】
〔年代〕　自明治四十四年至大正二年
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村青年会
〔備考〕・境村青年会各支会事業報告

2－041
【発輸綴】
〔年代〕　明治四十三年十一月起
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　帝国在郷軍人会境村分会
〔備考〕・堤村分会景況報告等
・収録期間：明治４４～大正２年

2－042
【他町村往答綴】
〔年代〕　明治四十四年
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村農会
〔備考〕・「養蚕業其ノ他調査回報ノ件」等

2－043
【村道改修工事書類】
〔年代〕　大正元年九月
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・工事着手届、工事竣功届、改修費補助願等
・収録期間：大正元年～３年、同６年３月
・後欠

2－044
【土木関係綴】

〔年代〕　明治四十五年一月
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　那須郡境村役場
〔備考〕・工事請負人、桟道図面、道路掃除日割表等

2－045
【歳出内訳簿】
〔年代〕　大正元年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・項目ごとの出金月計簿

2－046
【［境村歳出決算証拠書類綴］】
〔年代〕　［明治４５～大正４年］
〔点数〕　綴り有り　3
〔作成〕　［境村役場］
〔備考〕・１．第二款　　会議費（大正３、４年）
　　２．第三款三項　教育費（明治４５～大正２年）
　　３．第四款　　衛生費（明治４５～大正２年）

2－047
【別会計綴】
〔年代〕　大正元年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・行旅病・死亡人に係る雑費等

2－048
【現在金日計表】
〔年代〕　大正元年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・国税、県税、町村税の入出金簿
　　・収録期間：明治４５年４月～大正２年３月

2－049
【税務署往答綴】
〔年代〕　明治四十五年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・納額報告、徴収成績表等通牒類

2－050
【県税課往答綴】
〔年代〕　明治四十五年　大正元年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・徴税に関する記入表及び通牒類

2－051
【随時村税営業税雑種税割徴収簿】
〔年代〕　明治四十五年度　大正元年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場

2－052
【郡長達綴】
〔年代〕　大正二年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・郡会関係（歳出入、議員）、選挙、教育、害虫駆除、徴税、統計調査等にかかる郡の通牒類

2－053
【県税賦課則改正要項　市町村財務取扱規程要項】
〔年代〕　［大正２，３年］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・大正２年栃木県訓令第９号栃木県税賦課規則、大正３年栃木県訓令甲第７号栃木県市町村財務取扱規程
・大正２年３月１２日栃木県報号外と大正３年３月１７日栃木県報第１６１号が合綴されたもの

2－054
【土木関係綴】
〔年代〕　大正二年ヨリ同三年ニ至ル
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・工事請負人、桟道図面、道路掃除日割表等
・後欠

2－055
【現在金日計表】
〔年代〕　大正二年度
〔点数〕　綴り有り　1

〔作成〕　境村役場
〔備考〕・国税、県税、町村税の入出金簿

2－056
【村税ニ関スル書類】
〔年代〕　大正二年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・徴税に関する記入表及び通牒類

2－057
【県税ニ関スル書類】
〔年代〕　大正二年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・徴税に関する記入表及び通牒類

2－058
【国税ニ関スル書類】
〔年代〕　大正二年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・徴税に関する記入表及び通牒類

2－059
【戸数割戸別割徴税原簿】
〔年代〕　大正二年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税

2－060
【随時徴税原簿】
〔年代〕　大正二年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税、随時営業税　随時雑種税　不動産取得税
・表紙に「第九号式ノ三」（徴税原簿の用紙の形式）とあり

2－061
【村会議員選挙人名簿下調】
〔年代〕　大正二年二月十七日現在

〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　那須郡境村役場
〔備考〕・字別にまとめた有権者名簿

2－062
【村吏員ニ関スル書類綴】
〔年代〕　大正二年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・諸届及び請書、辞令等

2－063
【［境村歳出決算証拠書類綴］】
〔年代〕　大正三年度
〔点数〕　綴り有り　7　　綴り無し　1
〔作成〕　［境村役場］
〔備考〕・1．第一款第四項　需用費　1綴
2．第一款第五項　修繕費　1綴
3．第一款第六項　雑費　1綴
4．第四款第二項　小木須学校費　1綴
5．第四款第三項　大木須学校費　1綴
6．第四款第七項　教育委託費　1綴
7．第四款第七項　雑費　1綴
8．基本財産造成費銀行預金内訳　1通

2－064
【例月検査表】
〔年代〕　大正三年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・月別の税の受払調と月別歳入出表

2－065
【物品購入簿】
〔年代〕　大正三年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・購入品名、数量、価格、単価、納入者名等項目あり
・表紙並びに用紙版心に「第十五号様式」とあり

2－066
【出納ニ関スル参考書綴】
〔年代〕　大正三年度

〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・徴税、諸収入に関する指示及び注意事項等

2－067
【村税ニ関スル書類】
〔年代〕　大正三年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・徴税に関する記入表及び通牒類

2－068
【国税ニ関スル書類】
〔年代〕　大正三年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・徴税に関する記入表及び通牒類

2－069
【地租地価割徴収原簿】
〔年代〕　大正三年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　那須郡境村役場
〔備考〕・県税　村税

2－070
【戸数割戸別割徴収原簿】
〔年代〕　大正三年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　那須郡境村役場
〔備考〕・県税　村税

2－071
【営業税雑種税徴税原簿】
〔年代〕　大正三年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税

2－072
【随時徴税原簿】
〔年代〕　大正三年度

〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税、営業税　雑種税　不動産取得税

2－073
【徴収原簿】
〔年代〕　大正三年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・「財産ヨリ生スル収入」及び戸籍謄本、抄本、諸証明書、戸籍閲覧等の手数料等
・表紙に「第二号様式ノ一」とあり

2－074
【文書往復綴】
〔年代〕　自大正三年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村青年会
〔備考〕・各支会事業報告等
・収録期間：大正３～５年

2－075
【雑件書類綴】
〔年代〕　大正四年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・選挙、御大典、徴税、土木、高齢者調、興行、人口など雑多な書類

2－076
【那須郡第三部小学校組合会ニ関スル書類】
〔年代〕　大正四年起
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　組合幹事
〔備考〕・予算、文庫目録、会議、研究発表等
・収録期間：大正４～昭和１２年

2－077
【栃木県那須郡境村歳入歳出決算】
〔年代〕　大正四年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　［境村役場］
〔備考〕・村会議案として作成されたもので、一般的な形式
・後筆にて「大正八年度那須郡境村歳入出決算原稿」とあり、また朱筆

にて大正八年度のデータ記入あり

2－078
【［境村歳出決算証拠書類綴］】
〔年代〕　［大正４年度］
〔点数〕　綴り有り　15
〔作成〕　［境村役場］
〔備考〕・１．　第一款第二項　　給料
２．　第一款第三項　　雑給
３．　第一款第五項　　修繕費
４．　第一款第六項　　雑費
５．　第二款　　会議費
６．　［第四款第二項　小木須小学校費］
７．　第四款第三項　　大木須小学校費
８．　第四款第四項　　上境小学校費
９．　第九款第二項　　郡費負担
１０．第十款　　神社費
１１．第十一款　　補助費
１２．第十二款第一項　繰替支弁費
１３．第十四款　　基本財産繰戻金
１４．第十五款　　村有林紀念積立金
１５．第十六款　　雑支出

2－079
【歳入出例月検査表】
〔年代〕　大正四年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・月別の税の受払調と月別歳入出表
・収録期間：大正４年４月～５年６月

2－080
【国税ニ関スル書類】
〔年代〕　大正四年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　那須郡境村役場
〔備考〕・徴税に関する記入表及び通牒類

2－081
【地租割地価割徴収原簿】
〔年代〕　大正四年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税

資料目録（境）

2－082
【漁業税畜馬税随時営業雑種税徴税原簿】
〔年代〕　大正四年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　那須郡境村役場
〔備考〕・県税　村税

2－083
【不動産取得税徴税原簿】
〔年代〕　大正四年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税

2－084
【［境村歳出決算証拠書類綴］】
〔年代〕　［大正５年度］
〔点数〕　綴り有り　2
〔作成〕　［境村役場］
〔備考〕・１．第一款［役場費］
　　２．第四款 教育費

2－085
【特別会計簿】
〔年代〕　大正五年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・歩兵聯隊宿舎料及び其他雑費、明治神宮奉賛会寄付等の帳簿

2－086
【県税ニ関スル書類】
〔年代〕　大正五年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・徴税に関する記入表及び通牒類

2－087
【国税ニ関スル書類】
〔年代〕　大正五年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・徴税に関する記入表及び通牒類

資料目録（境）

2－088
【戸数割戸別割徴税原簿】
〔年代〕　大正五年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税

2－089
【営業税雑種税徴税原簿】
〔年代〕　大正五年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税
・虫損甚し

2－090
【県税営業税雑種税届書綴】
〔年代〕　大正五年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・開業届、物件所有届、飼養届、廃業届などの諸届綴

2－091
【下境耕地整理組合関係書綴】
〔年代〕　大正五年以降
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・組合費徴収及び滞納督促に関する書類
・収録期間：大正５～昭和６年
・裏表紙なし

2－092
【境村役場建築委員出頭簿】
〔年代〕　大正五年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場

2－093
【事務日誌】
〔年代〕　自大正五年九月至同年十二月
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場

2－094
【町村処務規程準則】
〔年代〕　大正六年四月一日ヨリ施行
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・大正６年栃木県訓令甲第１号町村役場処務規程準則　（諸帳簿の様式等）
・栃木県報第４４３号　（大正６年２月２日）

2－095
【申請上申関係綴】
〔年代〕　大正六年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・各種団体補助、教員採用・給与、諸寄付などに関する県知事あて申請上申書等

2－096
【雑件書類綴】
〔年代〕　大正六年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・選挙、行啓行幸、徴税、土木、役場移転、興行、人口、統計諸調査など雑多な書類

2－097
【学籍送付ニ関スル書類】
〔年代〕　自大正六年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・就学の通知、住所届出、転入出等
・収録期間：大正６～１１年

2－098
【土木関係綴】
〔年代〕　大正六年同七年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・渡船・渡船場、道路掃除日割、住民請負総代人承認申請書、諸図面等
・後欠

2－099
【栃木県那須郡境村歳入歳出決算表】

〔年代〕　大正六年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［境村役場］
〔備考〕・村会議案として作成されたもので、一般的な形式

2－100
【栃木県那須郡境村歳入出決算】
〔年代〕　大正六年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［境村役場］
〔備考〕・村会議案として作成されたもので、一般的な形式
・手書き原稿

2－101
【［境村歳出決算証拠書類綴］】
〔年代〕　［大正６年度］
〔点数〕　綴り有り　　2
〔作成〕　［境村役場］
〔備考〕・１．第四款教育費　第一項　下境小学校費
２．第四款教育費　第二項　小木須小学校費

2－102
【支払費目流用予備費支出命令書綴】
〔年代〕　大正六年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・事務員給、雇人料、修繕費、旅費、備品費、印刷費等支出命令書

2－103
【県税ニ関スル書類】
〔年代〕　大正六年
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・徴税に関する記入表及び通牒類

2－104
【地租割地価割徴税原簿】
〔年代〕　大正六年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　那須郡境村役場
〔備考〕・県税　村税

資料目録（境）

2－105
【戸数割戸別割徴税原簿】
〔年代〕　大正六年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税

2－106
【営業税雑種税徴税原簿】
〔年代〕　大正六年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　那須郡境村役場
〔備考〕・県税　村税

2－107
【漁業税畜馬税随時徴税原簿】
〔年代〕　大正六年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税、営業税　雑種税

2－108
【不動産取得税徴税原簿】
〔年代〕　大正六年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税

2－109
【選挙関係綴】
〔年代〕　大正六年二月
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・衆議院議員及び村会議員選挙に関する雛形、記入表及び通牒類

2－110
【村会議員選挙人名簿】
〔年代〕　大正六年二月二十三日現在
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　那須郡境村役場
〔備考〕・１級、２級別にまとめた有権者名簿

2－111
【人事関係綴】
〔年代〕　大正六年四月
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・区長、衛生組合委員、統計調査委員等の届書

2－112
【赤十字社愛国婦人会関係往答綴】
〔年代〕　大正六年起大正十四年終
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村委員部
〔備考〕・赤十字社有功及特別社員並愛国婦人会有功会員調等

2－113
【申請上申関係綴】
〔年代〕　大正七年ヨリ
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・各種団体補助、教員採用・給与などに関する県知事あて申請、上申書等
・収録期間：大正７、９年

2－114
【雑件書類綴】
〔年代〕　大正七年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・選挙、徴税、土木、興行、人口、統計諸調査、報徳会、諸人事、補助金など雑多な書類

2－115
【栃木県那須郡境村歳入出予算表】
〔年代〕　大正七年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　［境村役場］
〔備考〕・村会議案として作成されたもので、一般的な形式

2－116
【［境村歳出決算証拠書類綴］】
〔年代〕　［大正７年度］
〔点数〕　綴り有り　11
〔作成〕　［境村役場］

〔備考〕・１．　［第一款役場費］
　　２．　第二款　　会議費
　　３．　第四款　　教育費
　　４．　第五款　　伝染病予防費
　　５．　第六款　　救助費
　　６．　第八款　　警備費
　　７．　第九款　　諸税及負担
　　８．　第十款　　神社費
　　９．　第十一款　補助費
　　１０．第十二款　国有地払下費
　　１１．第十三款　国有地払下諸費

2－117
【特別会計簿】
〔年代〕　大正七年
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・徴兵費繰替支弁、恩賜金、廉売米、日本特志者寄付金の帳簿

2－118
【支払費目流用予備費支出命令書】
〔年代〕　大正七年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・事務員給、雇人料、修繕費、旅費、備品費、印刷費等支出命令書

2－119
【租税ニ関スル書類県税】
〔年代〕　大正七年
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　那須郡境村役場
〔備考〕・徴税に関する記入表及び通牒類

2－120
【地租割地価割徴税原簿】
〔年代〕　大正七年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　那須郡境村役場
〔備考〕・県税　村税

2－121
【戸数割戸別割徴税原簿】
〔年代〕　大正七年度

〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税

2－122
【営業税雑種税徴税原簿】
〔年代〕　大正七年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税

2－123
【随時営業税雑種税徴税原簿】
〔年代〕　大正七年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税、営業税　雑種税　鉱業税附加税

2－124
【漁業税畜牛馬税徴税原簿】
〔年代〕　大正七年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税

2－125
【不動産取得税徴税原簿】
〔年代〕　大正七年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税

2－126
【地租割戸数割納期内納入歩合表】
〔年代〕　大正七年度前期
〔点数〕　綴り無し　1
〔作成〕　［那須郡役所］
〔備考〕・那須郡３１町村の納税成績記入表
・孔版

2－127
【徴収原簿】

〔年代〕　大正七年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・「財産ヨリ生スル収入」及び戸籍謄本、抄本、諸証明書、戸籍閲覧等の手数料等

2－128
【［雑件書類］】
〔年代〕　［大正７～９年］
〔点数〕　綴り有り　　2　　綴り無し　　8
〔作成〕　［境村役場］
〔備考〕・林野特売掲示ノ件（大正７年）、苗木買受申込書（大正９年）、煙草耕作総代会協議事項（大正９年）、証明書類等

2－129
【雑件書類綴】
〔年代〕　大正八年
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・選挙、徴税、土木、興行、人口、統計諸調査、諸免許など雑多な書類

2－130
【土木関係綴】
〔年代〕　大正八年　大正九年
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・渡船・渡船場、道路掃除日割、工事地元請負人承認申請書、住民請負総代人承認申請書、電信電話線路建設に関する通牒等

2－131
【栃木県那須郡境村歳入歳出予算表】
〔年代〕　大正八年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［境村役場］
〔備考〕・村会議案として作成されたもので、一般的な形式
・朱筆訂正あり

2－132
【那須郡境村歳入出予算】
〔年代〕　大正八年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［境村役場］

〔備考〕・村会議案として作成されたもので、一般的な形式
・手書き原稿

2－133
【那須郡境村歳入出決算】
〔年代〕　大正八年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　［境村役場］
〔備考〕・村会議案として作成されたもので、一般的な形式
・孔版

2－134
【那須郡境村歳入出決算】
〔年代〕　大正八年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　［境村役場］
〔備考〕・村会議案として作成されたもので、一般的な形式
・大正８年度の同一文書（文書番号１３３）に朱筆にて訂正を加えたもの
・孔版

2－135
【那須郡境村歳入出決算】
〔年代〕　大正八年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　［境村役場］
〔備考〕・村会議案として作成されたもので、一般的な形式
・手書き原稿

2－136
【［境村歳出決算証拠書類綴］】
〔年代〕　［大正八年度］
〔点数〕　綴り有り　3
〔作成〕　［境村役場］
〔備考〕・１．［第一款第四項　需用費のうち第二項］
２．第四款二項　［小木須小学校費］
３．第七款　基本財産造成費

2－137
【例月検査表綴】
〔年代〕　自大正八年四月至
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　那須郡境村役場

〔備考〕・月別の税の受払調と月別歳入出表
・収録期間：大正８年４月～９年６月

2－138
【物品購入簿】
〔年代〕　大正八年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・購入品名、数量、価格、単価、納入者名等項目あり

2－139
【支払費目流用予備費支出命令書綴】
〔年代〕　大正八年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・事務員給、雇人料、修繕費、旅費、備品費、印刷費等支出命令書

2－140
【租税関係綴県税】
〔年代〕　大正八年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・徴税に関する記入表及び通牒類
・表紙に朱筆で「第二種」とあり

2－141
【地租割追加徴税原簿】
〔年代〕　大正八年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税

2－142
【戸数割戸別割徴税原簿】
〔年代〕　大正八年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　那須郡境村役場
〔備考〕・県税　村税

2－143
【営業税雑種税徴税原簿】
〔年代〕　大正八年度

〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　那須郡境村役場
〔備考〕・県税　村税

2－144
【随時営業税雑種税徴税原簿】
〔年代〕　大正八年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税、営業税　雑種税　鉱業税

2－145
【漁業税畜牛馬税徴税原簿】
〔年代〕　大正八年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　那須郡境村役場
〔備考〕・県税　村税

2－146
【随時不動産取得税徴税原簿】
〔年代〕　大正八年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税

2－147
【徴収原簿】
〔年代〕　大正八年
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・「財産ヨリ生スル収入」及び戸籍謄本、抄本、諸証明書、戸籍閲覧等
　　の手数料等
　　・収録期間：大正８年４月～９年３月

2－148
【郡会議員選挙関係綴】
〔年代〕　大正八年七月調整
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　那須郡境村役場
〔備考〕・選挙に関する通牒類

2－149
【県会議員選挙人名簿対照済人名簿】
〔年代〕　大正八年九月二十二日
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　那須郡境村
〔備考〕・氏名のいろは順に記載された有権者名簿

2－150
【郡会議員選挙人名下調】
〔年代〕　大正八年八月二十五日現在
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・字別にまとめた有権者名簿

2－151
【境村事務報告】
〔年代〕　大正八年
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［境村役場］
〔備考〕・孔版

2－152
【境村事務報告】
〔年代〕　大正八年
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［境村役場 ］
〔備考〕・硬筆

2－153
【発翰綴】
〔年代〕　大正八年ヨリ大正十一年迄四ヶ年間
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［帝国在郷軍人会］境村分会
〔備考〕・歳入出予算決算書、帝国在郷軍人会境村分会射的組合規約等
・裏表紙破損

2－154
【農会経費歳入出予算歳入出決算書関係】
〔年代〕　自大正八年度至昭和九年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村農会
〔備考〕・表題の他に「附施設事業方法及施行報告」とあり

2－155
【雑件書類綴】
〔年代〕　大正九年
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・選挙、徴税、土木、興行、人口、統計諸調査など雑多な書類

2－156
【那須郡境村歳入出予算】
〔年代〕　大正九年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［境村役場］
〔備考〕・村会議案として作成されたもので、一般的な形式
・孔版、朱筆訂正あり

2－157
【境村歳入歳出決算】
〔年代〕　大正九年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［境村役場］
〔備考〕・村会議案として作成されたもので、一般的な形式
・孔版

2－158
【例月検査表綴】
〔年代〕　自大正九年四月至
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　那須郡境村役場
〔備考〕・月別の税の受払調と月別歳入出表
・収録期間：大正９年４月～１０年６月

2－159
【支払費目流用予備費支出命令書綴】
〔年代〕　大正九年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　那須郡境村役場
〔備考〕・事務員給、雇人料、修繕費、旅費、備品費、印刷費等支出命令書

2－160
【租税関係綴県税】
〔年代〕　大正九年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場

〔備考〕・徴税に関する記入表及び通牒類

2－161
【地租割地価割徴税原簿】
〔年代〕　大正九年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　那須郡境村役場
〔備考〕・県税　村税

2－162
【戸数割戸別割徴税原簿】
〔年代〕　大正九年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　那須郡境村役場
〔備考〕・県税　村税

2－163
【営業税雑種税徴税原簿】
〔年代〕　大正九年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　那須郡境村役場
〔備考〕・県税　村税

2－164
【随時営業税雑種税徴税原簿】
〔年代〕　大正九年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税、営業税　雑種税　鉱業税

2－165
【漁業税徴税原簿】
〔年代〕　大正九年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税

2－166
【随時不動産取得税徴税原簿】
〔年代〕　大正九年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場

〔備考〕・県税　村税

2－167
【県税追加戸数割賦課額等級課額表】
〔年代〕　大正九年度
〔点数〕　綴り無し　1
〔作成〕　［境村役場］
〔備考〕・１等から２３等までの等級及び課額表
・孔版

2－168
【徴収原簿】
〔年代〕　大正九年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・「財産ヨリ生スル収入」及び戸籍謄本、抄本、諸証明書、戸籍閲覧等の手数料等
・収録期間：大正９年４月～１０年３月

2－169
【収受及発送簿　兵事ノ部】
〔年代〕　大正九年　大正十年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・在留地簡閲点呼許可願、在留届等諸届書の収受及び発送書類

2－170
【衆議院議員選挙名簿下調】
〔年代〕　大正九年三月十日現在
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・字別にまとめた有権者名簿

2－171
【国勢調査講話資料】
〔年代〕　［大正９年］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　［境村役場］
〔備考〕・国勢調査の趣旨方法等を解説するための手引き書

2－172
【［国勢調査員監督指導分担区域書］】

〔年代〕　［大正９年］
〔点数〕　綴り無し　　1
〔作成〕　［境村役場］
〔備考〕・字別の担当者氏名書

2－173
【国勢調査申告書［雛形］】
〔年代〕　大正九年
〔点数〕　綴り無し　　1
〔備考〕・「内務時報第十七号附録　大正九年二月四日　（内閣告示第一号　別紙）」と欄外にあり

2－174
【［大日本武徳会への寄附及び会員募集に関する綴］】
〔年代〕　［大正９年］
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［境村役場］
〔備考〕・大日本武徳殿及び演武場改築の寄附

2－175
【［消防義会設立に関する綴］】
〔年代〕　［大正９年］
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［境村役場］
〔備考〕・設立計画書、基本金寄附配当額一覧表及び会則

2－176
【消防義会寄附名簿】
〔年代〕　大正九年十一月
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村

2－177
【土木関係綴】
〔年代〕　大正十年度　十一年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・交通取締、道路橋梁復旧工事、渡船・渡船場、道路掃除等
・道路構造令（内務省令第２４号大正８年１１月６日公布）あり

2－178
【［村道路橋梁工事関係書類綴］】

〔年代〕　［大正１０～１１年］
〔点数〕　綴り有り　　3
〔作成〕　［境村役場］
〔備考〕・村道橋梁掛け替え工事に関するもの
・契約書　林道及橋梁工事（大正１０年）　竣工届　林道路工事（大正１０～１１年）　竣工届　橋梁工事（大正１０～１１年）等
・３冊の内１冊は綴じ破損の為、当センターにて再綴

2－179
【予算】
〔年代〕　大正十年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　大沢尋常小学校
〔備考〕・大沢尋常小学校長にあてた小学校校費予算書
・筆書きによる正本

2－180
【予算】
〔年代〕　大正十年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　大木須尋常小学校
〔備考〕・小学校校費予算書

2－181
【予算請求書】
〔年代〕　大正十年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　上境尋常小学校
〔備考〕・小学校の予算請求書
・手書き

2－182
【境村教育費予算書】
〔年代〕　大正十年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［境村役場］
〔備考〕・教育費予算に関する村会議案として作成されたもの
・孔版

2－183
【例月検査表綴】
〔年代〕　自大正十年四月
〔点数〕　綴り有り　　1

〔作成〕　境村役場
〔備考〕・月別の税の受払調と月別歳入出表
　　・収録期間：大正１０年４月～１１年５月

2－184
【租税関係綴県税】
〔年代〕　大正拾年
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・徴税に関する記入表及び通牒類

2－185
【租税関係綴国税】
〔年代〕　大正十年
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・徴税に関する記入表及び通牒類

2－186
【県税営業税雑種税願届書綴】
〔年代〕　大正十年
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　那須郡境村役場
〔備考〕・開業届、物件所有届、飼養届、廃業届などの諸届綴

2－187
【境村農会施行事業概要】
〔年代〕　大正十年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［境村農会］
〔備考〕・孔版

2－188
【境村農会経費歳入出決算書】
〔年代〕　大正十年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村農会
〔備考〕・孔版

2－189
【雑件綴】
〔年代〕　大正十一年度

〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・選挙、徴税、土木、興行、人口、統計諸調査、行幸行啓、「建碑調査簿」衛生、消費節約講習会など雑多な書類

2－190
【境村歳入出決算】
〔年代〕　大正十一年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　［境村役場］
〔備考〕・村会議案として作成されたもので、一般的な形式
・手書き原稿

2－191
【租税関係綴県税】
〔年代〕　大正十一年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・徴税に関する記入表及び通牒類

2－192
【租税関係綴国税】
〔年代〕　大正十一年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・徴税に関する記入表及び通牒類

2－193
【漁業税徴税原簿】
〔年代〕　大正十一年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税

2－194
【戸数割賦課資料綴】
〔年代〕　大正十一年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・府県税戸数割に関する通牒、雛形及び記入表

2－195
【［境村基本財産蓄積ニ関スル書類綴］】
〔年代〕　［大正１１年］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　［境村役場］
〔備考〕・境村尋常高等小学併置校建築費に充当の為、村基本財産蓄積金繰り入れ繰り戻し金方法に関する議決書

2－196
【村会議決書綴】
〔年代〕　大正十一年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・大正１１年度歳入出予算表、村税戸数割附加税賦課額表等

2－197
【［境村教育費予算書］】
〔年代〕　大正十二年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　［境村役場］
〔備考〕・下境尋常小学校、小木須尋常小学校、大木須尋常小学校、大澤尋常小学校
・手書き原稿

2－198
【地租割徴税原簿】
〔年代〕　大正十二年・甲
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税、字別（下境　上境　宮原　大沢）

2－199
【地租割徴税原簿】
〔年代〕　大正十二年・乙
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税、字別（大木須　小木須　横枕　小原沢　他町村）
・字別一覧表

2－200
【戸数割同附加税徴税原簿】
〔年代〕　大正十二年度
〔点数〕　綴り有り　1

〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税
　　・表紙裏面に「村税課率」あり

2－201
【営業税雑種税徴税原簿】
〔年代〕　大正十二年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税

2－202
【不動産取得税徴税原簿】
〔年代〕　大正十二年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税

2－203
【宅地租徴収元帳】
〔年代〕　大正十二年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場

2－204
【授業料徴収原簿】
〔年代〕　大正十二年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・収録期間：大正１２年４月～１３年３月

2－205
【境村公有林下草刈人部帳】
〔年代〕　大正十二年五月二十八日
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村　大谷谷丸
〔備考〕・収録期間：５月２８日～７月２６日

2－206
【町村長会議事項綴】
〔年代〕　自大正十二年度至大正十五年度
〔点数〕　綴り有り　1

〔作成〕　那須郡境村役場
〔備考〕・郡役所編の町村長会議事項、知事訓示その他那須郡内の町村長会議関係書類綴

2－207
【発翰綴】
〔年代〕　大正十二年起
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［帝国在郷軍人会］境村分会
〔備考〕・在郷軍人会境村分会勤倹貯蓄実行規約、歳入出予算書等
・収録期間：大正１２～１４年

2－208
【境村農会処務細則】
〔年代〕　［大正１２年］
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［境村農会］
〔備考〕・大正１２年１月１日より実施される農会々則、農区は次の８区である
第１農区　大字下境　　第２農区　大字上境
第３農区　大字小木須　第４農区　大字大木須
第５農区　大字横枕　　第６農区　大字大沢
第７農区　大字宮原　　第８農区　大字小原沢
・孔版

2－209
【境村農会総代会議事規則】
〔年代〕　［大正１２年］
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［境村農会］
〔備考〕・大正１２年１月１日より実施される議事規則
・孔版

2－210
【農商務統計綴】
〔年代〕　大正十三年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・統計調査の記入表

2－211
【土木関係綴】
〔年代〕　大正十三年度
〔点数〕　綴り有り　　1

〔作成〕　境村役場
〔備考〕・道路に関する調査、道路掃除日割、府県道路線認定、渡船・渡船場、道路工事費補助、住民請負総代人等

2－212
【土木関係綴】
〔年代〕　大正十三年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・目次付き　道路改修新設、軌道、渡船・渡船場、土木費補助、道路掃除、住民請負総代等

2－213
【歳出内訳簿】
〔年代〕　大正十三年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・項目ごとの出金月計簿

2－214
【境村歳出決算証拠書類】
〔年代〕　大正十三年度
〔点数〕　綴り有り　34　　綴り無し　4
〔作成〕　［境村役場］
〔備考〕・1．　［出納処理審査願］　1通
2．　境村歳入出決算　1通
3．　歳出　1通
4．　第一款一項　（役場費）　1綴
5．　第一款二項　（給料費）　1綴
6．　第一款三項一目（雑給費）　1綴
7．　第一款三項二目（旅費）　1綴
8．　第一款三項三目（使丁給費）　1綴
9．　第一款三項四目（賞与費）　1綴
10．第一款三項五目（雇人給）　1綴
11．第一款三項六目（退職給与金）　1綴
12．第一款三項七目（区長手当費）　1綴
13．第一款四項一目（備品費）　1綴
14．第一款四項二目（消耗品費）　1綴
15．第一款四項三目（印刷費）　1綴
16．第一款四項四目（通信・運搬費）　1綴
17．第一款四項五目（賄費）　1綴
18．第一款五項　（修繕費）　1綴
19．第一款六項　（雑費）　1綴
20．第二款一項　（会議費・費用弁償額）　1綴
21．第二款三項　（需用費）　1綴

２２．第三款　（土木費）　１綴
２３．第四款　（教育費）　１綴
２４．第四款二項　（教育費・下境校費）　１綴
２５．第四款三項　（教育費・小木須学校費）　１綴
２６．第四款四項　（教育費・大木須学校費）　１綴
２７．第四款五項　（教育費・大沢学校費）　１綴
２８．第四款六項　（教育費・実業補習学校費）　１綴
２９．第五款　（学事諸費）　１綴
３０．第六款　（伝染病予防費）　１綴
３１．第八款　（基本財産造成費）　１綴
３２．第九款　（警備費）　１綴
３３．第十款　（諸税負担費）　１綴
３４．第十一款　（神社費）　１綴
３５．第十二款　（補助金）　１綴
３６．第十三款一項　（軍人送別費）　１綴
３７．臨時部　１綴
３８．［表題及年度を記した包紙］　１通

2－215
【租税関係綴国税】
〔年代〕　大正十三年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・徴税に関する記入表及び通牒類

2－216
【地租割徴税原簿】
〔年代〕　大正十三年度・甲
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税、字別（下境　上境　宮原　大沢）

2－217
【地租割徴税原簿】
〔年代〕　大正十三年度・乙
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税、字別（大木須　小木須　小原沢　横枕　他町村）

2－218
【戸数割同附加税徴税原簿】
〔年代〕　大正十三年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場

〔備考〕・県税　村税
・表紙裏面に「村税課率」あり

2－219
【営業税雑種税徴税原簿】
〔年代〕　大正十三年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税

2－220
【随時徴税原簿】
〔年代〕　大正十三年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税、営業税　雑種税　鉱業税

2－221
【漁業税船税徴税原簿】
〔年代〕　大正十三年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税

2－222
【不動産取得税徴税原簿】
〔年代〕　大正十三年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税

2－223
【納税取扱交付金台帳】
〔年代〕　自大正十三年至大正　年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・納額に対する交付金及び令書に対する交付金
・収録期間：大正１３～昭和２年

2－224
【［営業税雑種税］徴税名簿】
〔年代〕　大正十三年起

〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　那須郡境村役場
〔備考〕・巻末に「県税課税外名簿」あり
　　・収録期間：大正１３～昭和２年度

2－225
【馬匹関係綴】
〔年代〕　大正十三年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・馬籍法施行規則による届書、馬買受届、地方馬検査受検に関する注意事項、出場馬連名簿等

2－226
【所得調査員及補闕員選挙関係綴】
〔年代〕　大正十三年　大正十四年
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　那須郡境村役場
〔備考〕・所得調査委員選挙便覧及び大田原税務署よりの通牒類

2－227
【雑件書類綴】
〔年代〕　大正十四年
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・選挙、徴税、土木、興行、人口、地方財政、耕地協会など雑多な書類

2－228
【土木関係綴】
〔年代〕　大正十四年
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・道路掃除、渡船・渡船場、土木費補助、住民請負総代人等

2－229
【歳入内訳簿】
〔年代〕　大正十四年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・項目ごとの入金月計簿

2－230
【租税関係綴県税】
〔年代〕　大正十四年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・督促状、送達書、徴税に関する記入表及び通牒類

2－231
【租税関係綴国税】
〔年代〕　大正十四年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・徴税に関する記入表及び通牒類

2－232
【相続税法第十二條報告書綴】
〔年代〕　自大正十四年七月至昭和拾年十二月迄
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・相続税法第１２条及び２３条報告書綴

2－233
【地租割徴税原簿】
〔年代〕　大正十四年度・甲
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税、字別（下境　上境　大沢　小原沢）

2－234
【地租割徴税原簿】
〔年代〕　大正十四年度・乙
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税、字別（大木須　小木須　横枕　宮原　他町村）

2－235
【戸数割同附加税徴税原簿】
〔年代〕　大正十四年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税

2－236
【随時徴税原簿】
〔年代〕　大正十四年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税、営業税　雑種税　狩猟税

2－237
【期税漁船漁業徴税原簿】
〔年代〕　大正十四年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税

2－238
【不動産取得税徴税原簿】
〔年代〕　大正十四年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税
・裏表紙なし

2－239
【戸数割賦課資料書類綴】
〔年代〕　大正十四年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・府県税戸数割に関する通牒、雛形及び記入表
・裏表紙なし

2－240
【戸数割賦課表】
〔年代〕　自大正十四年度至昭和元年度迄
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・収録期間：大正１４～昭和２年
・綴じ破損
・孔版

2－241
【徴収原簿】
〔年代〕　大正十四年度
〔点数〕　綴り有り　1

〔作成〕　境村役場
〔備考〕・「財産ヨリ生スル収入」及び戸籍謄本、抄本、諸証明書、戸籍閲覧等の手数料等
・収録期間：大正１４年４月～１５年３月

2－242
【家賃月税徴収原簿】
〔年代〕　大正十四年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・駐在所の家賃収入簿

2－243
【馬匹関係綴】
〔年代〕　大正十四年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・馬籍法施行規則による届書、馬出生及死亡届、第１９回栃木県産馬共進会規則等

2－244
【議事関係書類綴】
〔年代〕　大正十四年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・明治１３、１４年度歳入出予算表、県税戸数割賦課額表等
・表紙に「第二種」と朱筆あり

2－245
【境村農会経費歳入出予算書】
〔年代〕　大正十四年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村農会
〔備考〕・孔版

2－246
【学籍ニ関スル書類綴】
〔年代〕　大正十五年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・就学の通知、住所届出、転入出等

2－247
【歳入内訳簿】
〔年代〕　大正十五年度（昭和元年度）
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・項目ごとの入金月計簿

2－248
【例月検査表綴】
〔年代〕　大正十五年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・月別の税の受払調と月別歳入出表
・収録期間：大正１５年４月～昭和２年４月

2－249
【県税収納整理簿】
〔年代〕　大正十五年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・地租割　戸数割　営業税　雑種税　国税営業税附加税　所得税附加税
随時営業税　随時雑種税　不動産取得税　特別地税

2－250
【反別割徴税元帳】
〔年代〕　大正十五年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・宅地　田　畑　山林原野

2－251
【県会議員衆議院議員選挙人名簿下調】
〔年代〕　県　大正十五年九月十五日現在　　衆　大正十五年十月一日現在
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　那須郡境村役場

2－252
【衆議院議員選挙人名簿】
〔年代〕　大正十五年十月一日現在
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　栃木県那須郡境村
〔備考〕・字別にまとめた有権者名簿

2－253
【青年訓練所ニ関スル綴】
〔年代〕　大正十五年起
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・青年訓練所規程施行細則、境青年訓練所規則等
・収録期間：大正１５～昭和２年

2－254
【諸会議事項綴】
〔年代〕　自大正十五年
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・収録期間：大正１５、昭和５年
・「市町村庶務主任会議事項」及び衆議院議員選挙事務関係書類

2－255
【雑件書類綴】
〔年代〕　昭和二年
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・選挙、御大喪、恐慌に伴う諸措置、徴税、土木、興行、人口、地方財政など雑多な書類

2－256
【土地拡張補助ニ関スル綴】
〔年代〕　昭和二年九月
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・水害被害地の改修・拡張　補助金請求書、図面、補助申請書等
・収録期間：昭和２年、３年
・後欠

2－257
【土木関係綴】
〔年代〕　昭和二年
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・水害調査、道路掃除、住民請負総代人、土木費補助等

2－258
【村道災害工事書類綴】
〔年代〕　昭和二年十二月

〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・工事設計書、着手届、竣功届、工事施行方法書等

2－259
【歳出内訳簿】
〔年代〕　昭和弐年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・項目ごとの出金月計簿

2－260
【［境村歳出決算証拠書類綴］】
〔年代〕　［昭和２年度］
〔点数〕　綴り無し　　2
〔作成〕　［境村役場］
〔備考〕・第五款第五項（教育費）の２通
・綴じ穴あり

2－261
【租税関係綴国税】
〔年代〕　昭和二年
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・徴税に関する記入表及び通牒類

2－262
【地租附加税反別割徴税原簿】
〔年代〕　昭和二年度・甲
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税、字別（下境　上境　大沢　宮原　小原沢）

2－263
【地租附加税反別割徴税原簿】
〔年代〕　昭和二年度・乙
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税、字別（大木須　小木須　横枕　他町村）

2－264
【家屋税家屋税附加税徴税原簿】

〔年代〕　昭和二年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税

2－265
【特別税戸数割徴税原簿】
〔年代〕　昭和弐年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・村税

2－266
【営業税雑種税徴税原簿】
〔年代〕　昭和弐年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税

2－267
【不動産取得税徴税原簿】
〔年代〕　昭和二年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税

2－268
【戸数割賦課資料綴】
〔年代〕　自大正十五年度至昭和
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・村税特別税戸数割資料綴
・収録期間：昭和２～６年度

2－269
【営業税雑種税諸願書綴】
〔年代〕　昭和二年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税営業税廃業届、県税納税地変更届、県税名義変更届などの諸届綴

2－270
【衆議院議員選挙人名簿】
〔年代〕　昭和二年九月十五日現在調
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　栃木県那須郡境村
〔備考〕・字別にまとめた有権者名簿

2－271
【衆議院議員選挙人名簿】
〔年代〕　昭和二年十月一日現在
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　栃木県那須郡境村
〔備考〕・字別にまとめた有権者名簿

2－272
【雑件書類綴】
〔年代〕　昭和三年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・選挙、御大典、高齢者調、部落協議費、徴税、土木、興行、人口、地方財政など雑多な書類

2－273
【土木ニ関スル綴】
〔年代〕　昭和三年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・水害調査、道路掃除、住民請負総代人、土木費補助等

2－274
【歳出内訳簿】
〔年代〕　昭和三年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・項目ごとの出金月計簿

2－275
【地租附加税反別割徴税原簿】
〔年代〕　昭和三年度・甲
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税、字別（下境　上境　大沢　宮原）

2－276
【地租附加税反別割徴税原簿】
〔年代〕　昭和三年度・乙
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税、字別（大木須　小木須　横枕　小原沢　他町村）
・巻末に徴税収入命令あり

2－277
【特別地税徴税原簿】
〔年代〕　昭和三年度 四年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税

2－278
【家屋税同附加税徴税原簿】
〔年代〕　昭和三年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税
・巻末に「徴税収入命令」あり

2－279
【特別税戸数割徴税原簿】
〔年代〕　昭和三年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・村税
・巻末に「徴税収入命令」あり

2－280
【営業税同附加税徴税原簿】
〔年代〕　昭和三年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税
・巻末に「徴税収入命令」あり

2－281
【雑種税同附加税徴税原簿】
〔年代〕　昭和三年度
〔点数〕　綴り有り　1

〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税
・巻末に「徴税収入命令」あり

2－282
【随時徴税原簿】
〔年代〕　昭和三年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税、営業税　雑種税
・巻末に「徴税収入命令」あり

2－283
【資本利子税営業収益税同附加税徴税原簿】
〔年代〕　昭和三年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・国税　県税　村税
・巻末に「徴税収入命令」あり

2－284
【不動産取得税徴税原簿】
〔年代〕　昭和三年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税
・巻末に「徴税収入命令」あり

2－285
【県税歳入集計書綴】
〔年代〕　自昭和三年度 至
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・家屋税配当標準調、手数料及弁償金調停額収入額員数調等
・収録期間：昭和３～１４年度
・挿入文書「歳入集計書記載例」あり

2－286
【選挙ニ関スル綴】
〔年代〕　昭和三年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・衆議院議員　県会議員　村会議員等の選挙関係書類

2－287
【衆議院議員選挙人名簿】
〔年代〕　昭和三年九月十五日現在調
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　栃木県那須郡境村
〔備考〕・字別にまとめた有権者名簿

2－288
【支部事業報告書綴】
〔年代〕　昭和三年四月
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村青年団
〔備考〕・収録期間：昭和３～８年
・表紙左肩に「永久保存」と朱筆あり

2－289
【雑件書類綴】
〔年代〕　昭和四年
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・選挙、徴税、土木、興行、人口、地方財政、部落協議費、陸軍特別大演習など雑多な書類

2－290
【土木関係綴】
〔年代〕　昭和四年
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・水害調査、道路掃除、住民請負総代人、土木費補助等

2－291
【家屋税同附加税徴税原簿】
〔年代〕　昭和四年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税
・巻末に「徴税収入命令」「引継現在［表］」あり

2－292
【馬匹関係綴】
〔年代〕　昭和四年
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場

〔備考〕・馬籍法施行規則による届書、地方馬検査計画表、馬検査告知書用紙、出場馬連名簿等

2－293
【選挙関係綴】
〔年代〕　昭和四年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・衆議院議員　県会議員　村会議員等の選挙関係書類

2－294
【歳入内訳簿】
〔年代〕　昭和五年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・項目ごとの入金月計簿

2－295
【地租附加税特別税反別割徴税原簿】
〔年代〕　昭和五年度・甲
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税、字別（下境　上境　大沢　宮原）

2－296
【地租附加税特別税反別割徴税原簿】
〔年代〕　昭和五年度・乙
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税、字別（大木須　小木須　横枕　小原沢　他町村）
・巻末に「徴税収入命令」「昭和五年度地租附加税同年度村税特別税反別割（上半期）」「昭和五年度下半期地租附加税同反別割各字別集計表」あり

2－297
【特別地税徴税原簿】
〔年代〕　昭和五年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税
・巻末に「徴税収入命令」「昭和五年度県税特別地税字別調」あり

2－298
【特別税戸数割徴税原簿】
〔年代〕　昭和五年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・村税
・巻末に「徴税収入命令」「昭和五年度特別税戸数割各字集計表」あり

2－299
【随時徴税原簿】
〔年代〕　昭和五年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税、営業税　雑種税　鉱業税
・巻末に「徴税収入命令」あり

2－300
【不動産取得税徴税原簿】
〔年代〕　昭和五年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税
・巻末に「徴税収入命令」あり

2－301
【馬匹関係綴】
〔年代〕　昭和五年
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・馬籍法施行規則による届書、軍馬購買施行に関する通牒等
・収録期間：昭和５、６年
・裏表紙なし

2－302
【歳出内訳簿】
〔年代〕　昭和六年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・項目ごとの出金月計簿

2－303
【歳出証書】
〔年代〕　昭和六年度

〔点数〕　綴り有り　23　　綴り無し　1
〔作成〕　［境村役場］
〔備考〕・１．　境村歳出歳入決算
２．　第一款　　神社費
３．　第二款　　会議費
４．　第三款　　役場費　一項
５．　第三款　　役場費　二項
６．　第三款　　役場費　三項
７．　第三款　　役場費　四項
８．　第三款　　役場費　五項
９．　第三款　　役場費　六項
１０．第四款　　土木費
１１．第五款　　教育費　一項
１２．第五款　　教育費　二項
１３．第五款　　教育費　三項
１４．第五款　　教育費　四項
１５．第五款　　教育費　五項
１６．第五款　　教育費　六項
１７．第六款　　学事諸費
１８．第七款　　伝染病予防費
１９．第九款　　警備費
２０．第十一款　諸税及負担費
２１．第十二款　雑支出費
２２．臨時部　　第二款～五款
２３．［月別領収証合計綴］
２４．包紙

2－304
【例月検査表綴】
〔年代〕　昭和六年度　昭和七年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・月別の税の受払調と月別歳入出表
・収録期間：昭和６年４月～８年５月

2－305
【地租附加税地租割徴税原簿】
〔年代〕　昭和六年度・乙
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税、字別（大木須　小木須　横枕　小原沢　他町村）
・巻末に「昭和六年度県税上半期地租附加税同附加税賦課額表」「徴税収入命令」あり

2－306
【家屋税附加税徴税原簿】
〔年代〕　昭和六年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税
・巻末に「徴税収入命令」「昭和六年度家屋税同附加税各字別集計表」あり

2－307
【営業税雑種税徴税原簿】
〔年代〕　昭和六年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税
・巻末に「徴税収入命令」　「昭和六年度県税営業税同附加税課額集計表」「昭和六年度県税雑種税同附加税各字別集計表」あり

2－308
【随時徴税原簿】
〔年代〕　昭和六年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税、営業税　雑種税
・巻末に「徴税収入命令」あり

2－309
【税務協議会事項綴】
〔年代〕　昭和六年起
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［境村役場］五味渕収入役
〔備考〕・大田原税務署作成の税務協議会協議注意事項、塩那税務研究会議書
・収録期間：昭和６～９年
・孔版

2－310
【雑件書類綴】
〔年代〕　昭和七年
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・選挙、徴税、土木、興行、人口、地方財政、官吏教員給与、開墾、金銭債務調停など雑多な書類

資料目録（境）

2－311
【就労者出役点検表】
〔年代〕　昭和七年十二月
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［境村］大字下境
〔備考〕・農村振興土木事業の出勤簿　工程別、個人別
・表紙に（甲号）とあり

2－312
【就労者出役点検表】
〔年代〕　昭和七年十二月
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［境村］大字大木須
〔備考〕・農村振興土木事業の出勤簿　工程別、個人別
・表紙に（甲号）とあり

2－313
【歳出証書】
〔年代〕　昭和七年度
〔点数〕　綴り有り　21　　綴り無し　1
〔作成〕　［境村役場］
〔備考〕・１．　第一款　　神社費
２．　第二款　　会議費
３．　第三款　　役場費一項
４．　第三款　　役場費二項
５．　第三款　　役場費三項
６．　第三款　　役場費四項
７．　第四款　　土木費
８．　第五款　　教育費一項
９．　第五款　　教育費二項
１０．第五款　　教育費三項
１１．第五款　　教育費四項
１２．第五款　　教育費五項
１３．第五款　　教育費六項
１４．第六款　　学事諸費
１５．第七款　　伝染病予防費
１６．第八款　　社会事業費
１７．第九款　　警備費
１８．第十款　　諸税負担費
１９．第十一款　雑支出費
２０．臨時部　　第二款～六款
２１．［月別領収証合計綴］
２２．包紙

2－314
【地租附加税地租割徴税原簿】
〔年代〕　昭和七年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税
・巻末に「昭和七年度上半期県税地租附加税同村税集計書」「徴税収入命令（村税）」あり

2－315
【家屋税同附加税徴税原簿】
〔年代〕　昭和七年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税
・巻末に「昭和七年度県税家屋税同村税附加税集計書」　「徴税収入命令」あり

2－316
【特別税戸数割徴税原簿】
〔年代〕　昭和七年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・村税
・「昭和七年度特別税戸数割各字別集計表」あり

2－317
【営業税雑種税徴税原簿】
〔年代〕　昭和七年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税
・巻末に「昭和七年度県税営業税同附加税課額集計表」「昭和七年度県税雑種税同附加税課額集計表」「徴税収入命令」あり

2－318
【歳出内訳簿】
〔年代〕　昭和七年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境用水普通水利組合

2－319
【雑件書類綴】

〔年代〕　昭和八年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・時局対策、開墾、収入役事務引継、興行、満州事変、選挙、徴税、土木、興行、人口、地方財政など雑多な書類

2－320
【雑書綴】
〔年代〕　昭和八年十二月
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・諸証明書、請求書、帳簿整理、農村振興土木補助等雑多な書類
・収録期間：昭和８年１２月～１０年１月

2－321
【農村振興土木事業関係綴】
〔年代〕　昭和八年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・青写真、工事設計書、単価表、工費内訳書、竣功届、就労者使役状況報告、県の通達等

2－322
【就労者出役点検表】
〔年代〕　昭和八年一月
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［境村］大字下境
〔備考〕・農村振興土木事業の出勤簿　工程別、個人別
・表紙に（乙号）とあり

2－323
【就労者使役状況報告綴】
〔年代〕　昭和八年
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・農村振興土木事業各請負人から村長宛の就業者数届出
・収録期間：昭和８年１１月～９年３月

2－324
【就労者台帳】
〔年代〕　昭和八年十一月
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場

〔備考〕・農村振興土木事業就業者の名簿　氏名、年齢、住所、交付月日、工事の名称等

2－325
【歳入内訳簿】
〔年代〕　昭和八年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・項目ごとの入金月計簿

2－326
【歳出内訳簿】
〔年代〕　昭和八年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・項目ごとの出金月計簿

2－327
【例月検査表綴】
〔年代〕　昭和八年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・月別の税の受払調と月別歳入出表
・収録期間：昭和８年４月～９年５月

2－328
【衛生月報綴】
〔年代〕　昭和十年起
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・「学校衛生月報」の記入表の綴り
・収録期間：昭和９年１２月～１２年４月
・後欠

2－329
【農村振興土木事業関係綴】
〔年代〕　昭和九年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・陳情書、請願書、工事計画書、地元請負総代人、着手届、就労者出役点検表等

2－330
【歳入内訳簿】
〔年代〕　昭和九年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・項目ごとの入金月計簿

2－331
【特別地税同附加税徴税原簿】
〔年代〕　昭和九年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税
・巻末に「昭和九年度県税特別地税同村附加税各字別集計表」「徴税収入命令」あり

2－332
【家屋税同附加税徴税原簿】
〔年代〕　昭和九年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税
・巻末に「昭和九年度県税家屋税同村税附加税各字別集計表」「徴税収入命令」あり

2－333
【特別税戸数割徴税原簿】
〔年代〕　昭和九年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・村税
・巻末に「昭和九年度村税特別税戸数割各字別集計表」　「徴税収入命令」あり

2－334
【営業税雑種税徴税原簿】
〔年代〕　昭和九年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税
・巻末に「昭和九年度県税雑種税同村税付加税課額集計表」「徴税収入命令」あり

2－335
【営業収益税同県村附加税国税金収納簿】
〔年代〕　昭和九年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・国税　県税　村税
・巻末に「徴税収入命令」あり

2－336
【随時徴税原簿】
〔年代〕　昭和九年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税、営業税　雑種税　狩猟税

2－337
【議事関係綴】
〔年代〕　昭和九年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・昭和７年度歳入出予算表、昭和９年度歳入出予算表、村税特別税戸数割賦課額表等
・表紙に「第二種」と朱筆あり

2－338
【学事関係書綴】
〔年代〕　昭和十年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・諸行事、青年学校・実業補習学校、給食、学校組合、入学、　教員人事・給与、諸統計等

2－339
【歳入内訳簿】
〔年代〕　昭和拾年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・項目ごとの入金月計簿

2－340
【特別会計自作農創設維持資金歳出内訳簿】
〔年代〕　昭和十年度
〔点数〕　綴り有り　1

〔作成〕　境村役場
〔備考〕・項目ごとの出金月計簿

2－341
【地租附加税地租割徴税［原簿］】
〔年代〕　昭和十年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［境村役場］
〔備考〕・県税　村税
・巻末に「昭和十年度県税地租附加税村税地租割集計表」「徴税収入命令」あり
・表紙一部欠

2－342
【特別地税同附加税徴税原簿】
〔年代〕　昭和十年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税
・巻末に「昭和十年度県税特別地税同村税附加税各字別集計表」「徴税収入命令」あり

2－343
【家屋税同附加税徴税原簿】
〔年代〕　昭和十年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税
・巻末に「昭和十年度県税家屋税同村税附加税各字別集計表」「徴税収入命令」「正誤表」あり

2－344
【特別税戸数割徴税原簿】
〔年代〕　昭和十年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・村税
・巻末に「昭和十年度村税特別税戸数割課額集計表」「徴税収入命令」あり

2－345
【営業税雑種税徴税原簿】
〔年代〕　昭和十年度

〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税
・巻末に「昭和十年度県税雑種税付加税課額集計表」「徴税収入命令」あり

2－346
【随時徴税原簿】
〔年代〕　昭和十年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税、営業税　雑種税　狩猟税

2－347
【歳入内訳簿】
〔年代〕　昭和十一年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・項目ごとの入金月計簿

2－348
【歳出内訳簿】
〔年代〕　昭和十一年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・項目ごとの出金月計簿

2－349
【特別会計負債整理事業資金歳出内訳簿】
〔年代〕　昭和十一年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・項目ごとの出金月計簿

2－350
【地租附加税地租割徴税原簿】
〔年代〕　昭和十一年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税
・巻末に「昭和十一年度県税地租付加税村税地租割各字別集計表」「正誤表」「徴税収入命令」あり

2－351
【鑑札再下附教員検定手数料徴収簿】
〔年代〕　昭和十一年度　十二年度　十三年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・収録期間：昭和１１～１４年度

2－352
【救護ニ関スル綴】
〔年代〕　昭和十二年起
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・救護費国庫補助、軍人軍属遺族調、調査、医療保護事業、実施状況等
・収録期間：昭和１２～２１年

2－353
【歳出内訳簿】
〔年代〕　昭和十二年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・項目ごとの出金月計簿

2－354
【徴収原簿】
〔年代〕　自昭和十二年度・（負組）
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・負債整理資金の償還金徴収簿
・収録期間：昭和１２年７月～２１年２月
・表記の負組は負債の誤記か

2－355
【警防協議会関係綴】
〔年代〕　昭和十二年十月起
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・警防協議会設置趣旨、会則等
・収録期間：昭和１２年９月、１０月

2－356
【歳入内訳簿】
〔年代〕　昭和拾参年度
〔点数〕　綴り有り　　1

〔作成〕　境村役場
〔備考〕・項目ごとの入金月計簿

2－357
【特別地税同附加税徴税原簿】
〔年代〕　昭和十三年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税
・巻末に「昭和十三年度特別地税組合別集計表」「徴税収入命令」あり

2－358
【地租附加税村税地租割徴税原簿】
〔年代〕　昭和十四年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税
・巻末に組合別「地租附加税」集計表、「徴税収入命令」未記入用紙あり

2－359
【特別地税同附加税徴税原簿】
〔年代〕　昭和十四年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税
・巻末に「徴税収入命令」「特別地税組合別集計表」あり

2－360
【不動産取得税徴税原簿】
〔年代〕　昭和十四年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税
・裏表紙なし

2－361
【議事関係綴】
〔年代〕　昭和十四年
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・昭和１２年度歳入出決算説明書、昭和１３年度歳入出追加予算、村税特別税戸数割賦課額表等

・表紙に「第二種」と朱筆あり

2－362
【不動産取得税徴税原簿】
〔年代〕　昭和十五年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税
・裏表紙なし

2－363
【自作農創設維持資金償還金徴収原簿】
〔年代〕　昭和十五年度　昭和十六年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・巻末に「集計表」あり

2－364
【例月検査表綴】
〔年代〕　昭和十六年度ヨリ
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・月別の税の受払調と月別歳入出表
・収録期間：昭和１６年４月～２２年４月

2－365
【不動産取得税徴税原簿】
〔年代〕　昭和十六年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税
・裏表紙なし

2－366
【軍用保護馬保険関係綴】
〔年代〕　昭和十六年起
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・傷害保険契約特約証書、家畜保険に関する調書等
・収録期間：昭和１５～２０年

2－367
【軍用保護馬経費関係綴】
〔年代〕　自昭和十六年至昭和十九年
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・普通鍛錬出場調書及び出場手当請求書、飼養補助金交付申請書等

2－368
【荷車税自転車税金庫税犬税徴税原簿】
〔年代〕　昭和十七年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・村税
・巻末に「組合別集計表」「徴税収入命令」あり

2－369
【県税電柱税自動車税漁業権税村税同附加税徴税原簿】
〔年代〕　昭和十七年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税

2－370
【精米設備所有届綴】
〔年代〕　昭和十七年九月
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・村長より那須地方事務所烏山出張所宛の届紙

2－371
【軍用保護馬普通鍛錬施行報告書綴】
〔年代〕　自昭和十七年至昭和［　］年
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・軍馬資源保護法施行規則第４１條による報告書
・収録期間：昭和１７～２０年１０月

2－372
【［体力検査］被管理者届［綴］】
〔年代〕　［昭和１７年］
〔点数〕　綴り有り　　2
〔作成〕　［境村役場］
〔備考〕・国民体力法第６條による届書綴り

2－373
【［県通牒綴］】
〔年代〕　［昭和１８年度］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　［境村役場］
〔備考〕・町村吏員俸給、公有財産の取扱等に関する県内政部長の通達等
・活版

2－374
【立木伐採税徴税原簿】
〔年代〕　昭和十八年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税

2－375
【村民税徴税原簿】
〔年代〕　昭和十八年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・巻末に［組合別集計表］「徴税収入命令」あり

2－376
【県税村税家屋税附加税徴税原簿】
〔年代〕　昭和十九年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・巻末に［組合別県税村税人員集計表］「徴税収入命令」あり

2－377
【随時徴税原簿】
〔年代〕　昭和十九年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・県税　村税、狩猟者税、鉱区税附加税、自転車税

2－378
【村民税徴税原簿】
〔年代〕　昭和十九年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・巻末に［組合別集計表］あり

2－379
【租税関係綴国税】
〔年代〕　昭和二十年
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・徴税に関する記入表及び通牒類で「戦時緊急措置法ニ基ク税制ノ適正化ニ関スル件」及び「戦時災害国税減免法ニ依ル地租及家屋税ノ免除申請ニ関スル件」等

2－380
【県税村税電柱税漁業権税徴税原簿】
〔年代〕　昭和二十年度　二十一年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・自動車税

2－381
【村道路橋梁復旧工事設計書】
〔年代〕　［不明］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・村道路橋梁復旧工事の設計書綴

2－382
【［境村の歳入に関する下書］】
〔年代〕　［不明］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　［境村役場］
〔備考〕・決算に関する鉛筆によるメモ書き　項目ごとの予決算の対照等

2－383
【［境村尋常小学校教員給与表］】
〔年代〕　［不明］
〔点数〕　綴り無し　1
〔作成〕　［境村役場］
〔備考〕・手書きのメモ

2－384
【賃貸価格ノ合計金額一円未満ノ調査簿　田之部】
〔年代〕　［不明］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・巻末に「賃貸価格一円未満各字別調表」あり

2－385
【賃貸価格ノ合計金額一円未満ノ調査簿　畑之部】
〔年代〕　［不明］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・巻末に「賃貸価格一円未満各字別集計表」あり

2－386
【賃貸価格ノ合計金額一円未満ノ調査簿　山林原野之部】
〔年代〕　［不明］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・巻末に「賃貸価格一円未満各字別調」あり

2－387
【境村部落有財産評価表】
〔年代〕　［不明］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　［境村役場］
〔備考〕・村有地評価額の一覧表
・末尾に手書きで村道路及橋梁災害復旧工事費の記載あり
・孔版

2－388
【徴発馬匹出場名簿】
〔年代〕　［不明］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・全頁にわたり消し込みあり

2－389
【馬匹徴発告知書交付順序連名簿】
〔年代〕　［不明］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・第一区から第八区までの８冊を合綴

2－390
【馬匹徴発諸報告通知書】
〔年代〕　［昭和］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　栃木県那須郡境村役場
〔備考〕・馬匹移動表、配当馬補充不能報告書、馬匹不応徴事由調査表等諸報告

通知書の用紙綴　未使用

2－391
【第一国民兵名簿】
〔年代〕　［明治］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　那須郡境村役場
〔備考〕・明治１９～３５年入隊者につき同３７、３８年の補筆あり
・表紙に「明治卅七年」と記された上に白紙が貼られている
・表紙　左上に「㊙」と朱筆あり

2－392
【第二国民兵名簿】
〔年代〕　［明治］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・明治４１年の補筆あり

2－393
【在郷軍人名簿】
〔年代〕　［明治］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　那須郡境村役場
〔備考〕・「明治２６～３８年徴集」の口取あり
・表紙に「第一師団」「㊙」と朱筆あり

2－394
【在郷軍人名簿】
〔年代〕　［明治］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　那須郡境村役場
〔備考〕・表紙に「第七師団」と朱筆あり

2－395
【在郷軍人名簿】
〔年代〕　［明治］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　那須郡境村役場
〔備考〕・表紙に「近衛」と朱筆あり
・表記の在郷に×が付されている
・表紙右部に「明治卅七年度」とあり上に白紙が貼られている

2－396
【第一区令状交付順序連名簿】
〔年代〕　［不明］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　境村役場
〔備考〕・表紙に上境、宮原、大沢との朱筆あり

2－397
【境村治功績表彰規程】
〔年代〕　［大正］
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　［境村役場］
〔備考〕・末尾に「大正　年　月　日」と記述あり

その他の町村役場資料

3－001
【栃木県那須郡下江川村歳入出予算表】
〔年代〕　大正六年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　［下江川村役場］

3－002
【栃木県那須郡下江川村歳入出決算表】
〔年代〕　大正八年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　［下江川村役場］

3－003
【栃木県那須郡下江川村歳入出決算表】
〔年代〕　昭和八年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　［下江川村役場］

3－004
【栃木県那須郡下江川村歳入出決算説明書】
〔年代〕　昭和八年度
〔点数〕　綴り有り　2
〔作成〕　［下江川村役場］
〔備考〕・同一本２綴あり

3－005
【栃木県那須郡下江川村歳入出決算表】
〔年代〕　昭和九年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　［下江川村役場］
〔備考〕・活版

3－006
【栃木県那須郡下江川村歳入出決算説明書】
〔年代〕　昭和九年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　［下江川村役場］

3－007
【特別会計下江川村自作農創設維持資金歳入出決算表】
〔年代〕　昭和九年度
〔点数〕　綴り有り　1

〔作成〕　［下江川村役場］

3－008
【栃木県那須郡下江川村歳入出決算表】
〔年代〕　昭和十年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［下江川村役場］

3－009
【栃木県那須郡下江川村歳入出決算説明書】
〔年代〕　昭和十年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［下江川村役場］

3－010
【栃木県那須郡下江川村歳入出決算表】
〔年代〕　昭和十一年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［下江川村役場］

3－011
【栃木県那須郡下江川村歳入出決算説明書】
〔年代〕　昭和十一年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［下江川村役場］

3－012
【特別会計下江川村自作農創設維持資金歳入出決算表】
〔年代〕　昭和十一年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［下江川村役場］

3－013
【栃木県那須郡下江川村歳入出決算表】
〔年代〕　昭和十二年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［下江川村役場］
〔備考〕・表紙に「議案第一号」とあり

3－014
【栃木県那須郡下江川村歳入出決算説明書】

〔年代〕　昭和十二年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［下江川村役場］
〔備考〕・表紙に鉛筆にて過年度繰越金の記述あり

3－015
【栃木県那須郡下江川村歳入出決算説明書】
〔年代〕　昭和十三年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［下江川村役場］
〔備考〕・表紙に鉛筆にて過年度繰越金の記述あり

3－016
【［臨時出納検査関係書類綴］】
〔年代〕　［昭和十三年］
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［下江川村役場］
〔備考〕・昭和１３年１２月１９日執行の臨時出納検査の立会申請書及同検査の
　　調書

3－017
【国税県税村税収納整理簿】
〔年代〕　大正二年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［荒川村役場］主任鈴木
〔備考〕・表紙に「号外」と朱筆あり

3－018
【整理補助簿】
〔年代〕　大正四年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［荒川村役場］主任鈴木
〔備考〕・税収納整理簿

3－019
【整理補助簿】
〔年代〕　大正五年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［荒川村役場］
〔備考〕・税収納整理簿

資料目録（その他町村）

3－020
【歳入内訳簿】
〔年代〕　大正八年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　荒川村役場

3－021
【歳出内訳簿】
〔年代〕　大正八年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　荒川村役場

3－022
【［支払領収証綴］】
〔年代〕　大正九年度五月分
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　［荒川村役場］

3－023
【歳入内訳簿】
〔年代〕　大正十三年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　荒川村役場

3－024
【歳入内訳簿】
〔年代〕　大正十三年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　荒川村農会

3－025
【歳入内訳簿】
〔年代〕　昭和二年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　荒川村役場

3－026
【歳出内訳簿】
〔年代〕　昭和二年度
〔点数〕　綴り有り　1
〔作成〕　荒川村役場

資料目録（その他町村）

3－027
【応召従軍軍人地租減軽申請書綴】
〔年代〕　昭和十三年起
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　荒川村役場財務係
〔備考〕・収録期間：昭和１２年１０月～１５年３月

3－028
【栃木県那須郡烏山町歳入出予算表】
〔年代〕　大正五年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［烏山町役場］

3－029
【栃木県那須郡七合村歳入出予算表】
〔年代〕　大正九年度
〔点数〕　綴り有り　　1
〔作成〕　［七合村役場］

Ⅱ－２　件名目録

（統計・税関係）

武茂村役場資料

1－001－001
栃木県地籍編製順序及手続　M17
【地籍編製順序】
〔照会状〕　県令→
発信年月日　M17.5.21
報告期限　M17.[11].10
〔雛形〕

1－001－002
栃木県地籍編製順序及手続　M17
【地籍編製手続】
〔照会状〕　県令→郡役所
発信年月日　M17.6.27

1－001－003
栃木県地籍編製順序及手続　M17
【地籍編製心得書】
〔照会状〕　県令→郡役所、戸長役場
発信年月日　M17.7.11
〔雛形〕
〔調査方法〕

1－001－004
栃木県地籍編製順序及手続　M17
【地租改正ニ付人民心得書】
〔照会状〕　県令→区正副戸長
発信年月日　M8.11
〔調査方法〕

1－001－005
栃木県地籍編製順序及手続　M17
【山林原野改租ニ付人民心得書】
〔照会状〕　県令→
発信年月日　M12.2.1
〔調査方法〕

1－002－001
諸願伺届控綴　M19
【自家用料酒仕込帳】
〔照会状〕　県知事→［戸長役場］
発信年月日　M19.10.25
〔雛形〕

1－002－002
諸願伺届控綴　M19
【［自家用料酒仕込帳］】
〔照会状〕　戸長役場→北向田村惣代
発信年月日　M19.10.27

1－002－003
諸願伺届控綴　M19
【官有秣場立木区分調】
〔送り状１〕松野村担当人→戸長役場
発信年月日　M17.6.24
〔記入表〕
〔備考〕　・Ｍ１７．６．２５付提出の同表あり

1－002－004
諸願伺届控綴　M19
【自家用料醤油製造石高［調］】
〔送り状２〕松野村→

1－002－005
諸願伺届控綴　M19
【［村協議費取調］】
〔対象年〕　M18.7～M19.3
〔送り状１〕松野村惣代→戸長
発信年月日　M20.2
〔記入表〕

1－002－006
諸願伺届控綴　M19
【公共事件支弁協議費調】
〔対象年〕　M18，M19年度
〔記入表〕　松野村人民惣代→戸長
発信年月日　M20.8.22

1－002－007
諸願伺届控綴　M19
【自家用料酒製造種目及見込石数】
〔対象年〕　M20，１期
〔記入表〕　届人惣代→郡長
発信年月日　M9.9.26

1－002－008
諸願伺届控綴　M19
【甲号　煙草作付反別】
〔照会状〕　県知事→郡役所、戸長役場
発信年月日　M22.3.28
報告期限　[M22].8.15
〔雛形〕

1－002－009
諸願伺届控綴　M19
【煙草収穫乾上葉量】
〔照会状〕　県知事→郡役所、戸長役場
発信年月日　M22.3.28
報告期限　〔M22〕.3.31
〔雛形〕

1－002－010
諸願伺届控綴　M19
【農産物損害調】
〔対象年〕　M22.9.11
〔送り状１〕第３区長→村長
発信年月日　M22.9.16
〔記入表〕
〔備考〕　・明治２２年９月１１日の烈風雨の損害分
・明治２２年武茂村は西武茂村と称した為　本文書の受取は西武茂村長である

1－002－011
諸願伺届控綴　M19
【村協議費】
〔対象年〕　M21.4～M22.3.31
〔送り状１〕第３区長→村長
発信年月日　M23.1.20
〔記入表〕

1－002－012
諸願伺届控綴　M19
【農産物損害届調】
〔送り状１〕［第３区長］→［村役場］
〔記入表〕
〔備考〕　・「去ル六日大雨之タメ損害及無害共－－（中略）御届申候也」とあり　年月不明

1－002－013
諸願伺届控綴　M19
【水害調】
〔送り状１〕［第３区長］→［村役場］
〔記入表〕
〔備考〕　・「去ル六日大雨之タメ」とあり　年月不明

1－004－001
［学事関係綴］　〔M35〕
【学事年報　丙号表１】
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　M35.4.2

1－004－002
［学事関係綴］　〔M35〕
【学事年報　丙号表２】
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　M35.4.2

1－004－003
［学事関係綴］　〔M35〕
【学事年報　丙号表】
〔送り状１〕久那瀬尋常小学校→村長
発信年月日　M35.4.16
〔備考〕　・送り状に２通送付とあるが表の控はなし

1－004－004
［学事関係綴］　〔M35〕
【村立小学校教員履歴書調査】
〔対象年〕　M35.4.1現在
〔照会状〕　郡長→村役場
発信年月日　M35.4.16
報告期限　M35.4.30

1－004－005
［学事関係綴］　〔M35〕
【村立小学校教員履歴書調査】
〔対象年〕　M35.4.1現在
〔照会状〕　村長→学校長
発信年月日　M35.4.21
報告期限　M35.4.29

1－004－006
［学事関係綴］　〔M35〕
【学事年報　甲号表　１、第１学事統計表（乙）】
〔対象年〕　M34年度
〔送り状１〕村長→
発信年月日　M35.5.27
〔記入表〕
〔備考〕　・「第一学事統計表（甲）ハ郡役所、同（乙）ハ市役所町村役場ニテ調整スベキモノナリ」とあり

1－004－007
［学事関係綴］　［M35］
【学事年報　乙号表　1、学級別市町村立小学校】
〔対象年〕　［M34年度］
〔送り状1〕村長→
発信年月日　M35.5.27
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｍ３４．２．１２文部省訓令第1号　乙号表1］に対応

1－004－008
［学事関係綴］　［M35］
【学事年報　乙号表　2、加設科目ヲ課スル市町村立私立小学校表】
〔対象年〕　［M34年度］
〔送り状2〕村長→
発信年月日　M35.5.27
〔未記入表〕
〔国の様式〕［Ｍ３４．２．１２文部省訓令第1号　乙号表2］に対応

1－004－009
［学事関係綴］　［M35］
【学事年報　乙号表　3、市町村立小学校教員俸給別表】
〔対象年〕　［M34年度］
〔送り状1〕村長→
発信年月日　M35.5.27
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｍ３４．２．１２文部省訓令第1号　乙号表3］に対応

1－004－010
［学事関係綴］　［M35］
【学事年報　乙号表　4、市町村立小学校授業料表】
〔対象年〕　［M34年度］
〔送り状2〕村長→
発信年月日　M35.5.27
〔未記入表〕
〔国の様式〕［Ｍ３４．２．１２文部省訓令第1号　乙号表4］に対応

1－004－011
［学事関係綴］　［M35］
【学事年報　乙号表　6、学齢児童中盲唖者表】
〔対象年〕　［M34年度］
〔送り状2〕村長→
発信年月日　M35.5.27
〔未記入表〕
〔国の様式〕［Ｍ３４．２．１２文部省訓令第1号　乙号表7］に対応

1－004－012
［学事関係綴］　［M35］
【学事年報　乙号表　7、学校医表（第1）】
〔対象年〕　［M34年度］
〔送り状1〕村長→
発信年月日　M35.5.27
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｍ３４．２．１２文部省訓令第1号　乙号表8］に関連
（相違点）表側から削除：師範学校、高等女学校、専門学校、各種学校

1－004－013
［学事関係綴］　［M35］
【学事年報　乙号表　8、学校医表（第2）】
〔対象年〕　［M34年度］
〔送り状1〕村長→
発信年月日　M35.5.27
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｍ３４．２．１２文部省訓令第1号　乙号表9］に対応

1－004－014
［学事関係綴］　［M35］
【学事年報　乙号表　4、公私立小学校表】
〔対象年〕　［M34年度］
〔送り状1〕村長→
発信年月日　M35.5.27
〔記入表〕　報告期限　［M35.4.30］
〔備考〕　・Ｍ３４．２．１２文部省訓令第1号乙号表に関連表なし、また4－10と様式番号は一致するが調査表名は違う

1－004－015
［学事関係綴］　［M35］
【学事年報　乙号表4（乙）　小学校授業料月額及児童数調】
〔送り状2〕村長→
発信年月日　M35.5.27
〔未記入表〕

1－004－016
［学事関係綴］　［M35］
【学事年報　乙号表４（乙）　小学校調３】
〔対象年〕　M35.3.1現在
〔送り状１〕村長→
　　発信年月日　M35.5.27
〔記入表〕

1－004－017
［学事関係綴］　［M35］
【生徒身体検査統計表】
〔照会状〕　郡役所第一課長→村長
　　発信年月日　M35.6.6
　　報告期限　M35.6.10
〔送り状１〕役場→第一課長
　　発信年月日　M35.11.26
〔国の様式〕明治３３年３月文部省令第４号
〔備考〕　・記入表の控えはなし
　　・麻疹流行による欠席者多数のため身体検査未結了、６月３０日までには進達致し度き旨の村長より第一課長あての回答書あり　（Ｍ３５．６．１６付）

1－004－018
［学事関係綴］　［M35］
【小学校教科用図書需用数調　尋常（高等）科ノ分】
〔照会状〕　郡役所第一課長→村長
　　発信年月日　M35.7.15
　　報告期限　M35.7.25
〔雛形〕

1－004－019
［学事関係綴］　［M35］
【就学不就学報告】
〔照会状〕　郡役所第一課長→村長
　　発信年月日　M35.9.23
　　報告期限　M35.6末

1－004－020
［学事関係綴］　［M35］
【学事年報　丁号表　１．公学費表】
〔対象年〕　M34年度
〔照会状〕　郡役所第一課→村役場
　　発信年月日　M35.8.30
　　報告期限　M35.9.30
〔送り状１〕村役場→郡役所第一課
　　発信年月日　M35.10.14
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｍ３４．２．１２文部省訓令第１号　丁号表１］に関連
（相違点）表側から削除：小学校実業学校以外の項目
　　表頭から削除：学校長園長館長俸給、舎監俸給他２項目

1－004－021
［学事関係綴］　［M35］
【学事年報　丁号表　２、公学資産表】
〔対象年〕　M34年度
〔照会状〕　郡役所第一課→村役場
　　発信年月日　M35.8.30
　　報告期限　M35.9.30
〔送り状１〕村役場→郡役所第一課
　　発信年月日　M35.10.14
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｍ３４．２．１２文部省訓令第１号　丁号表２］に関連
（相違点）表側から削除：小学校実業学校以外の項目

1－004－022
［学事関係綴］　［M35］
【学事年報　丁号表　３、公立諸学校幼稚園図書館収支表】
〔対象年〕　M34年度
〔照会状〕　郡役所第一課→村役場
　　発信年月日　M35.8.30
　　報告期限　M35.9.30
〔送り状１〕村役場→郡役所第一課
　　発信年月日　M35.10.14
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｍ３４．２．１２文部省訓令第１号　丁号表３］に対応

1－004－023
［学事関係綴］　［M35］
【学事年報　丁号表　４、市町村立小学校教員加俸表】
〔対象年〕　M34年度
〔照会状〕　郡役所第一課→村役場
　　発信年月日　M35.8.30
　　報告期限　M35.9.30
〔送り状１〕村役場→郡役所第一課
　　発信年月日　M35.10.14
〔記入表〕

〔国の様式〕［Ｍ３４．２．１２文部省訓令第１号　丁号表６］に対応

1－004－024
［学事関係綴］　〔M35〕
【風水害ニ関シ被害ノ向取調、小学校被害調】
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
発信年月日　M35.10.6
〔雛形〕

1－004－025
［学事関係綴］　〔M35〕
【学校医調】
〔照会状〕　郡役所第一課長→村長
発信年月日　M35.9.3
報告期限　M35.9.10
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→［郡役所］第一課
発信年月日　M35.9.25
〔備考〕　・４－１２、１３の学校医表とは異なる表である

1－004－026
［学事関係綴］　〔M35〕
【学齢児童就学不就学報告】
〔対象年〕　M35年度
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　M35.10
〔記入表〕

1－004－027
［学事関係綴］　〔M35〕
【小学校被害ニ関スル取調　暴風雨各学校被害表　其ノ１】
〔対象年〕　M35.9.28
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
発信年月日　M35.10.21
報告期限　至急
〔雛形〕
〔送り状２〕村役場→郡役所第一課
発信年月日　M35.10.26

1－004－028
［学事関係綴］　〔M35〕
【小学校被害ニ関スル取調　暴風雨各学校被害表　其ノ２】
〔対象年〕　M35.9.28
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
発信年月日　M35.10.21
〔雛形〕
〔送り状２〕村役場→郡役所第一課
発信年月日　M35.10.26

1－004－029
［学事関係綴］　〔M35〕
【小学校被害ニ関スル取調　暴風雨各学校被害表　其ノ３】
〔対象年〕　M35.9.28
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
発信年月日　M35.10.21
〔雛形〕
〔送り状２〕村役場→郡役所第一課
発信年月日　M35.10.26

1－004－030
［学事関係綴］　〔M35〕
【小学校付属地調　農業実習地樹栽地等ヲ有スルモノ反別取調】
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
発信年月日　M35.11.21
報告期限　M35.11.28
〔雛形〕
〔送り状２〕村長→［郡役所］第一課長
発信年月日　M35.11.26

1－004－031
［学事関係綴］　〔M35〕
【御影奉蔵学校調】
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
発信年月日　M35.11.24
報告期限　M35.12.5
〔雛形〕
〔送り状２〕村長→［郡役所］第一課長
発信年月日　M35.12.3

1－005－001
［学事関係綴］　〔M36〕
【入学生徒男女調査】
〔対象年〕　M36年度
〔記入表〕
〔備考〕　・久那瀬、北向田、松野、富山の各小学校男女別人数表

1－005－002
［学事関係綴］　［M36］
【小学校生徒身体検査表】
〔照会状〕　郡役所第一課長→村長
発信年月日　M36.6.1
報告期限　M36.5.31
〔送り状１〕村役場→郡役所第一課
発信年月日　M36.6.6

1－005－003
［学事関係綴］　［M36］
【栃木県学事年報】
〔対象年〕　M34年度
〔送り状１〕郡役所第一課→村役場
発信年月日　M36.5.28

1－005－004
［学事関係綴］　［M36］
【栃木県学事年報】
〔対象年〕　M34年度
〔送り状１〕村役場→各小学校
発信年月日　M36.6.2

1－005－005
［学事関係綴］　［M36］
【学事年報　乙号表】
〔照会状〕　郡役所第一課長→村長
発信年月日　M36.5.11
報告期限　M36.4.30
〔備考〕　・５月１５日迄に提出する様にとの督促状

1－005－006
［学事関係綴］　［M36］
【学事年報　丙号表】
〔照会状〕　郡役所第一課長→村長
発信年月日　M36.5.11
報告期限　M36.5.15
〔備考〕　・乙号表とともに５月１５日迄に丙号表（各小学校分）をとりまとめて提出する様にとの照会状

1－005－007
［学事関係綴］　［M36］
【学事年報　甲号表（乙）　学令及就学児童数調】
〔対象年〕　M36.3.31現在
〔照会状〕　郡役所第一課長→村長
発信年月日　M36.6.10
報告期限　M36.5末日
〔記入表〕
〔備考〕　・記入表の送状はなし

1－005－008
［学事関係綴］　［M36］
【学事年報　乙号表４（乙）　小学校授業料月額及児童数調】
〔対象年〕　M36.3.31現在
〔照会状〕　郡役所第一課長→村長
発信年月日　M36.6.10
報告期限　M36.5末日
〔未記入表〕

1－005－009
［学事関係綴］　［M36］
【学事年報　丙号表４（乙）　小学校調３】
〔対象年〕　M36.3.31現在
〔照会状〕　郡役所第一課長→村長
発信年月日　M36.6.10
報告期限　M36.5末日
〔記入表〕
〔備考〕　・小学校医の調査

1－005－010
［学事関係綴］　［M36］
【小学校一覧表】
〔対象年〕　M36.4.30現在
〔記入表〕　富山尋常高等小学校→［村役場］
〔備考〕　・用紙右上に第９号式とあり

1－005－011
［学事関係綴］　［M36］
【小学校一覧表】
〔対象年〕　M36.4.30現在
〔記入表〕　松野尋常高等小学校→［村役場］
〔備考〕　・用紙右上に第９号式とあり

1－005－012
［学事関係綴］　［M36］
【小学校一覧表】
〔対象年〕　M36.4.30現在
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→［村役場］
〔備考〕　・用紙右上に第９号式とあり

1－005－013
［学事関係綴］　〔M36〕
【小学校一覧表】
〔対象年〕　M36.4.30現在
〔記入表〕　北向田尋常小学校→［村役場］
〔備考〕　・用紙右上に第９号式とあり

1－005－014
［学事関係綴］　〔M36〕
【学齢児童就学不就学報告】
〔対象年〕　M36年度
〔照会状〕　［郡役所］第一課→村役場
発信年月日　M36.6.23
報告期限　M36.6.10
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　M36.7.31
〔記入表〕

1－005－015
［学事関係綴］　〔M36〕
【通学区域内における学齢児童数】
〔対象年〕　M36.3現在
〔送り状１〕村役場→北向田尋常小学校
発信年月日　M36.6.6
〔記入表〕

1－005－016
［学事関係綴］　〔M36〕
【通学区域内における学齢児童数】
〔対象年〕　M36.3現在
〔送り状１〕村役場→久那瀬尋常小学校
発信年月日　M36.6.6
〔記入表〕

1－005－017
［学事関係綴］　〔M36〕
【通学区域内における学齢児童数】
〔対象年〕　M36.3現在
〔送り状１〕村役場→松野尋常小学校
発信年月日　M36.6.6
〔記入表〕

1－005－018
［学事関係綴］　〔M36〕
【通学区域内における学齢児童数】
〔対象年〕　M36.3現在
〔送り状１〕村役場→富山尋常小学校
発信年月日　M36.6.6
〔記入表〕

1－005－019
［学事関係綴］　〔M36〕
【公立高等小学校生徒数調】
〔対象年〕　M36.10.1現在
〔照会状〕　［郡役所］第一課→村役場
発信年月日　M36.9.28
報告期限　M36.10.5
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→［郡役所］第一課
発信年月日　M36.11.5
〔記入表〕
〔備考〕　・Ｍ３６．１０．２９付「第一課へ照会案」とし訓令第６３号は当役場見当たらず調査様式がわからないので至急御回示を願う旨の記述あり
・雛形はＭ３６．１１．２付を以て郡第一課長より役場宛に送付されたもの

1－005－020
［学事関係綴］　〔M36〕
【学事年報　丁号表ノ１　公学費表】
〔対象年〕　M35
〔照会状〕　［郡役所］第一課→村役場
発信年月日　M36.9.16
報告期限　M36.9.30
〔送り状１〕村役場→［郡役所］第一課
発信年月日　M36.12.1
〔記入表〕
〔備考〕　・用紙左端に「町村歳出総額」を記入する欄があり数字記入あり
・４通（１０／７、１０／２８、１１／１７、１１／３０）督促状あり

1－005－021
［学事関係綴］　〔M36〕
【学事年報　丁号表ノ２　公学費資産表】
〔対象年〕　M35
〔照会状〕　［郡役所］第一課→村役場
発信年月日　M36.9.16
報告期限　M36.9.30
〔送り状１〕村役場→［郡役所］第一課
発信年月日　M36.12.1
〔記入表〕
〔備考〕　・５通（１０／７、１０／２８、１１／２５、１１／２７、１１／３０）

督促状あり

1－005－022
［学事関係綴］　〔M36〕
【小学校生徒身体検査表】
〔照会状〕　［郡役所］第一課→村役場
発信年月日　M36.10.28
〔備考〕　・３通（１２／１２、１２／２、１１／２４）督促状あり

1－005－023
［学事関係綴］　〔M36〕
【小学校生徒身体検査表】
〔照会状〕　村役場→松野尋常小学校
発信年月日　M36.12.12

1－005－024
［学事関係綴］　〔M36〕
【小学校生徒身体検査表】
〔照会状〕　村役場→北向田小学校長
発信年月日　M36.12.12

1－006－001
［那須郡衛生関係通牒綴］　M38-T09
【第１号　赤痢及腸室扶斯予防液注射人名簿】
〔照会状〕　郡役所庶務課長→村長
発信年月日　T6.5.15
〔雛形〕

1－006－002
［那須郡衛生関係通牒綴］　M38-T09
【第２号　赤痢及腸室扶斯予防液注射成績［町村大字別］】
〔照会状〕　郡役所庶務課長→村長
発信年月日　T6.5.15
〔雛形〕

1－006－003
［那須郡衛生関係通牒綴］　M38-T09
【第３号　赤痢及腸室扶斯予防液注射成績［年齢別］】
〔照会状〕　郡役所庶務課長→村長
発信年月日　T6.5.15
〔雛形〕

1－007－001
［学事関係綴］　〔M39〕
【童話伝説俗謡調】
〔送り状１〕村長→郡役所第一課
発信年月日　M39.4.5
〔備考〕　・記入表の控なし

1－007－002
［学事関係綴］　〔M39〕
【童話伝説俗謡調】
〔送り状１〕北向田尋常小学校→村役場
発信年月日　M39.2.3
〔備考〕　・記入表の控なし

1－007－003
［学事関係綴］　〔M39〕
【童話伝説俗謡調】
〔送り状１〕久那瀬尋常小学校→村役場
発信年月日　M39.3.7
〔備考〕　・記入表の控なし

1－007－004
［学事関係綴］　〔M39〕
【学事年報表】
〔照会状〕　郡役所第一課→村役場
発信年月日　M39.4.26
報告期限　M39.5.5

1－007－005
［学事関係綴］　〔M39〕
【生徒身体検査統計表】
〔送り状１〕村長→郡第一課
発信年月日　M39.6.13
〔備考〕　・記入表の控なし

1－007－006
［学事関係綴］　〔M39〕
【小学校一覧表】
〔対象年〕　M39年度
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
発信年月日　M39.7.7
報告期限　M39.7.5
〔送り状１〕村長→［郡役所］第一課
発信年月日　M39.7.3
〔備考〕　・一覧表は、直接各校より送付の旨の記述が村よりの送り状にあり

1－007－007
［学事関係綴］　〔M39〕
【学校職員出勤表（５月分）】
〔対象年〕　M39.5
〔送り状１〕村役場→［郡役所］第一課
発信年月日　M39.7.3
〔備考〕　・記入表の控なし

1－007－008
［学事関係綴］　〔M39〕
【職員出勤表（７月分）】
〔対象年〕　M39.7現在
〔送り状１〕村長→［郡役所］第一課長
発信年月日　M39.8.25
〔備考〕　・記入表の控なし

1－007－009
［学事関係綴］　〔M39〕
【基本財産に関する件調査】
〔送り状２〕富山尋常高等小学校→村役場
発信年月日　M39.10.9

1－011－001
農工商ニ関スル文書綴　M42
【米作表】
〔対象年〕　M41
〔照会状〕　郡役所第二課→村役場
発信年月日　M41.12.28
報告期限　M41.12.25
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.1.7
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｍ３７．９．３０農商務省訓令第１１号　農商務統計様式第１］に対応
〔備考〕　・表頭は村名のみであるが農商務省の様式では　国、郡市である

1－011－002
農工商ニ関スル文書綴　M42
【［第６号］　食用及特用農産物表】
〔対象年〕　M41
〔照会状〕　郡役所第二課→村役場
発信年月日　M42.1.11
報告期限　M42.1.20
〔送り状１〕村役場→郡役所
発信年月日　M42.1.19
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｍ３９　９．３０農商務省訓令第１１号　農商務統計様式第３］に関連
（相違点）表頭に追加　：菜豆、胡麻、荏、山葵、干瓢、黄蓮、ウド、里芋、葱、慈姑、茄子、蓮根、蕪青、甘藍、漬菜
表側に追加　：単価
〔備考〕　・明治３７年の農商務省の様式より明治４１年の様式に近い、明治４１年の様式に対しては
表頭に追加　：菜豆からウドまでの７品目及び菜
表頭から削除：葱頭、蕃茄、亜麻、刺美、漬菜
表側に追加　：単価
である

1－011－003
農工商ニ関スル文書綴　M42
【［第７号］　果実】
〔対象年〕　M41
〔照会状〕　郡役所第二課→村役場
発信年月日　M42.1.11
報告期限　M42.1.20
〔送り状１〕村役場→郡役所
発信年月日　M42.1.19
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｍ３７．９．３０農商務省訓令第１１号　農商務統計様式第４］に関連
（相違点）表頭に追加　：柚、橙、金柑、李、柘榴、枇杷、無花果、栗
表側に追加　：単価
〔備考〕　・枇杷、栗、無花果は明治４１年様式に採用されれている

1－011－004
農工商ニ関スル文書綴　M42
【［第１２号］　蚕糸類及真綿】
〔対象年〕　M41
〔照会状〕　郡役所第二課→村役場
発信年月日　M42.1.11
報告期限　M42.1.20
〔送り状１〕村役場→郡役所
発信年月日　M42.1.19
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｍ３７．９．３０農商務省訓令第１１号　農商務統計様式第９］に対応

1－011－005
農工商ニ関スル文書綴　M42
【［第１７号］　家畜市場表】
〔照会状〕　郡役所第二課→村役場
発信年月日　M42.1.11
報告期限　M42.1.20
〔送り状２〕村役場→郡役所
発信年月日　M42.1.19
〔備考〕　・Ｍ３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第１４と同表名

1－011－006
農工商ニ関スル文書綴　M42
【第１号　総戸数及各業別戸数】
〔対象年〕　M41
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.2.20
報告期限　M42.2月中
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　M42.3.2
〔記入表〕

1－011－007
農工商ニ関スル文書綴　M42
【第２号　各業別人口】
〔対象年〕　M41
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.2.20
報告期限　M42.2月中
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　M42.3.2
〔記入表〕

1－011－008
農工商ニ関スル文書綴　M42
【第３号　兼業戸数】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.2.20
報告期限　M42.2月中
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　M42.3.2
〔記入表〕

1－011－009
農工商ニ関スル文書綴　M42
【第１４号　家畜】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.2.20
報告期限　M42.2月中
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　M42.3.2
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｍ３７．９．３０農商務省訓令第１１号　農商務統計様式第１１］に対応

1－011－010
農工商ニ関スル文書綴　M42
【第１６号　牛乳】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.2.20
報告期限　M42.2月中
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　M42.3.2
〔備考〕　・Ｍ３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第１３と同表名

1－011－011
農工商ニ関スル文書綴　M42
【第１８号　屠殺】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.2.20
報告期限　M42.2月中
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　M42.3.2
〔備考〕　・Ｍ３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第１５と同表名

1－011－012
農工商ニ関スル文書綴　M42
【第１９号　会社　［益子廻漕合資会社個票］】
〔対象年〕　M41
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.2.20
報告期限　M42.2月中
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　M42.3.2
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｍ３７．９．３０農商務省訓令第１１号　農商務統計様式第１６］に対応
〔備考〕　・農商務省段階では報告期翌年３月限となっている

1－011－013
農工商ニ関スル文書綴　M42
【第１９号　会社　［小幡製麺合資会社個票］】
〔対象年〕　M41
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.2.20
報告期限　M42.2月中
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　M42.3.2
〔記入表〕
〔国の様式〕［M３７．９．３０農商務省訓令第１１号　農商務統計様式第１６］に対応

1－011－014
農工商ニ関スル文書綴　M42
【第２１号　織物】
〔対象年〕　M41
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.2.20
報告期限　M42.2月中
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　M42.3.2
〔備考〕　・M３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第１８と同表名

1－011－015
農工商ニ関スル文書綴　M42
【第２９号　漆液】
〔対象年〕　M41
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.2.20
報告期限　M42.2月中
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　M42.3.2
〔記入表〕
〔国の様式〕［M３７．９．３０農商務省訓令第１１号　農商務統計様式第２５］に対応

1－011－016
農工商ニ関スル文書綴　M42
【第５３号　工場】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.2.24
報告期限　M42.2月中
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　M42.3.2
〔備考〕　・これは督促状で、明治４１年１２月７日農商務省訓令第３３号により改正された第４９号様式によって提出するよう記されている

1－011－017
農工商ニ関スル文書綴　M42
【第５４号　石炭消費高】
〔照会状〕　郡役所第二課→村長
発信年月日　M42.2.20
報告期限　M42.2月中
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　M42.3.2
〔備考〕　・M３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第４６と同表名

1－011－018
農工商ニ関スル文書綴　M42
【第５５号　漁船】
〔対象年〕　M41
〔照会状〕　郡役所第二課→村長
発信年月日　M42.2.20
報告期限　M42.2月中
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　M42.3.2
〔記入表〕
〔国の様式〕［M４１．１２．７農商務省訓令第３３号　農商務統計様式中改正　第５１］に対応
〔備考〕　・照会状にはM３７．１２．２０県訓令第４２号によると明記されているが、様式はこの訓令に準拠せず、M４１．１２．７農商務省訓令第３３号様式を採用している　栃木県は漁船表に関しては、この頃様式改正を行ったものと考えられる

1－011－019
農工商ニ関スル文書綴　M42
【第５６号　難破漁船】
〔照会状〕　郡役所第二課→村長
発信年月日　M42.2.20
報告期限　M42.2月中
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　M42.3.2
〔備考〕　・M３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第４８と同表名

1－011－020
農工商ニ関スル文書綴　M42
【５７　漁獲物】
〔対象年〕　M41
〔照会状〕　郡役所第二課→村長
発信年月日　M42.2.20
報告期限　M42.2月中
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　M42.3.2
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｍ３７．９．３０農商務省訓令第１１号　農商務統計様式第４９］に関連
（相違点）表頭から削除：介類、其他水産物、藻類

1－011－021
農工商ニ関スル文書綴　M42
【第５８号　水産製造高】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.2.20
報告期限　M42.2月中
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　M42.3.2
〔備考〕　・Ｍ３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第５４と類似表名

1－011－022
農工商ニ関スル文書綴　M42
【第５９号　水産養殖】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.2.20
報告期限　M42.2月中
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　M42.3.2
〔備考〕　・Ｍ３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第５２と同表名

1－011－023
農工商ニ関スル文書綴　M42
【第６１号　公有社寺有私有林被害】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.2.20
報告期限　M42.2月中
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　M42.3.2
〔備考〕　・Ｍ３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第５７　公有社寺私有林被害と類似表名

1－011－024
農工商ニ関スル文書綴　M42
【第６６号　織物指定特別調査】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.2.20
報告期限　M42.2月中
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　M42.3.2
〔備考〕　・Ｍ３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第６１と同表名

1－011－025
農工商ニ関スル文書綴　M42
【会社】
〔対象年〕　M41.6現在
〔送り状１〕益子廻漕合資会社→村役場
発信年月日　M42.2.27
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｍ３７．９．３０農商務省訓令第１１号　農商務統計様式第１６］に対応

1－011－026
農工商ニ関スル文書綴　M42
【［苗木培養販売者取調］】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.1.24
〔送り状２〕村役場→第二課
発信年月日　M42.3.3

1－011－027
農工商ニ関スル文書綴　M42
【［馬匹去勢法実施準備に関し取調］　第１表　明ケ３才牡馬頭数】
〔照会状〕　第二課長→村長
発信年月日　M42.2.16
報告期限　M42.2末日
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→第二課長
発信年月日　M42.3.3
〔記入表〕

1－011－028
農工商ニ関スル文書綴　M42
【［馬匹去勢法実施準備に関し取調］　第２表　去勢所送回里程】
〔照会状〕　第二課長→村長
発信年月日　M42.2.16
報告期限　M42.2末日
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→第二課長
発信年月日　M42.3.3
〔記入表〕

1－011－029
農工商ニ関スル文書綴　M42
【林産物品製造業者資格調表】
〔対象年〕　M41.12末日現在
〔照会状〕　郡役所第二課→村長
発信年月日　M42.3.4
報告期限　M42.3.20
〔雛形〕
〔調査方法〕
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.6

1－011－030
農工商ニ関スル文書綴　M42
【［林産及森林教育に関する統計調査］　１　主要材種生産高調】
〔照会状〕　郡役所第二課→村長
発信年月日　M41.12.26
報告期限　M42.2末日
〔雛形〕
〔調査方法〕
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.20
〔記入表〕

1－011－031
農工商ニ関スル文書綴　M42
【［林産及森林教育に関する統計調査］　２－１　木材其他林産物輸出高調】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M41.12.26
報告期限　M42.2末日
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.20
〔記入表〕

1－011－032
農工商ニ関スル文書綴　M42
【［林産及森林教育に関する統計調査］　２－２　木材其他林産物輸入高調】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M41.12.26
報告期限　M42.2末日
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.20
〔記入表〕

1－011－033
農工商ニ関スル文書綴　M42
【［林産及森林教育に関する統計調査］　３　森林教育ニ関スル件調査表】
〔対象年〕　毎年１２月末日現在
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M41.12.26
報告期限　M42.2末日
〔雛形〕
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.20

1－011－034
農工商ニ関スル文書綴　M42
【勧業諮会ニ関スル事項調査】
〔対象年〕　M41，M42
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.2.24
報告期限　M42.3末日
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.22
〔記入表〕

1－011－035
農工商ニ関スル文書綴　M42
【６０　公有社寺私有林野所有別】
〔対象年〕　M42.3末日現在
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.10
報告期限　M42.3.20
〔送り状１〕村長→［郡役所］第二課長
発信年月日　M42.4.15
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｍ３７．９．３０農商務省訓令第１１号　農商務統計様式第５４］に関連

（相違点）表頭に追加　：各所有別に森林、草山
表側に追加　：営林方法既定、未定の別
〔備考〕　・表側に関してはＭ４１．１２．７農商務省訓令第３３号による改正様式第５７に近い

1－011－036
農工商ニ関スル文書綴　M42
【［第６２号］公有社寺私有林植栽】
〔対象年〕　M42
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.10
報告期限　M42.3.20
〔送り状１〕村長→［郡役所］第二課長
発信年月日　M42.4.15
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｍ３７．９．３０農商務省訓令第１１号　農商務統計様式第５８］に関連
（相違点）表頭に追加　：花柏、楢、樅、栂
表側に追加　：公有、社寺、私有それぞれに面積、数量、経費の項目を設けている
〔備考〕　・Ｍ４１．１２．７農商務省訓令　第３３号　農商務統計様式第６２　公有社寺私有林野植栽により近似の様式である
明治４１年の様式に対しては
表頭に追加　：花柏、楢
表頭から削除：椹
表側から削除：計
である

1－011－037
農工商ニ関スル文書綴　M42
【［第６４号］林産動物類】
〔対象年〕　M42
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.10
報告期限　M42.3.20
〔送り状１〕村長→［郡役所］第二課長
発信年月日　M42.4.15
〔記入表〕

1－011－038
農工商ニ関スル文書綴　M42
【［第６５号］林産物雑類】
〔対象年〕　M42
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.10
報告期限　M42.3.20
〔送り状１〕村長→［郡役所］第二課長
発信年月日　M42.4.15
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｍ３７．９．３０農商務省訓令第１１号　農商務統計様式第６０］に関連
（相違点）表頭に追加　：薪、鳥獣剥製品、木炭の種類別

1－011－039
農工商ニ関スル文書綴　M42
【甲号　公有林野所有別個所面積調】
〔対象年〕　M40末現在
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.18
報告期限　M42.4.10
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所第二課長
発信年月日　M42.4.16
〔記入表〕

1－011－040
農工商ニ関スル文書綴　M42
【乙号　公有林野無立木地面積調】
〔対象年〕　M41末現在
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.18
報告期限　M42.4.10
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所第二課長
発信年月日　M42.4.16
〔記入表〕

1－011－041
農工商ニ関スル文書綴　M42
【丙号　公有林野施業ニ関スル概況調】
〔対象年〕　M41末現在
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.18
報告期限　M42.4.10
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所第二課長
発信年月日　M42.4.16
〔記入表〕

1－011－042
農工商ニ関スル文書綴　M42
【丁号　林野所有無所有ノ郡市以下自治団体数調】
〔対象年〕　M41末現在
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.18
報告期限　M42.4.10
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所第二課長
発信年月日　M42.4.16
〔記入表〕

1－011－043
農工商ニ関スル文書綴　M42
【戊号　自治団体借地等面積調】
〔対象年〕　M40年度現在
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.18
報告期限　M42.4.10
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所第二課長
発信年月日　M42.4.16
〔記入表〕

1－011－044
農工商ニ関スル文書綴　M42
【［公共団体による］植林地反別調査表】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.4.10
報告期限　M42.4.20
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.4.17
〔記入表〕

1－011－045
農工商ニ関スル文書綴　M42
【養蚕掃立枚数調】
〔対象年〕　M42年度
〔雛形〕　［大田原税務署］→［村役場］
〔送り状１〕［村役場］→［大田原税務署］
発信年月日　M42.5.10
〔備考〕　・独立した送り状はないが、大田原税務署宛の他の送り状の余白及び富山区記入表の余白に５月１０日回答済みの旨の記述がある

1－011－046
農工商ニ関スル文書綴　M42
【養蚕掃立枚数調】
〔対象年〕　M42年度
〔照会状〕　村役場→区長
発信年月日　M42.4.22
〔記入表〕　久那瀬区→村役場

1－011－047
農工商ニ関スル文書綴　M42
【養蚕掃立枚数調】
〔対象年〕　M42年度
〔照会状〕　村役場→区長
発信年月日　M42.4.22
〔送り状１〕北向田区長→村役場主任
発信年月日　M42.5.1
〔記入表〕

1－011－048
農工商ニ関スル文書綴　M42
【養蚕掃立枚数調】
〔対象年〕　M42年度
〔照会状〕　村役場→区長
発信年月日　M42.4.22
〔記入表〕　松野区→村役場

1－011－049
農工商ニ関スル文書綴　M42
【養蚕掃立枚数調】
〔対象年〕　M42年度
〔送り状１〕小幡繁→第三区長
発信年月日　M42.4.24
〔記入表〕

1－011－050
農工商ニ関スル文書綴　M42
【養蚕掃立枚数調】
〔対象年〕　M42年度
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　M42.4.22
〔記入表〕　富山区→村役場

1－011－051
農工商ニ関スル文書綴　M42
【作付反別表】
〔照会状〕　大田原税務署→村長
発信年月日　M42.4.17

報告期限　M42.4.25
〔雛形〕
〔記入表〕
〔備考〕　・記入表は税務署よりの照会状に書かれた雛形に記入したもの

1－011－052
農工商ニ関スル文書綴　M42
【役場吏員区長報酬及給料調】
〔照会状〕　大田原税務署→村長
発信年月日　M42.4.17
〔記入表〕
〔備考〕　・「所得調査上必要につき」と照会状にあり

1－011－053
農工商ニ関スル文書綴　M42
【小学校職員給料調】
〔照会状〕　大田原税務署→村長
発信年月日　M42.4.17
〔記入表〕
〔備考〕　・「所得調査上必要につき」と照会状にあり

1－011－054
農工商ニ関スル文書綴　M42
【年金受領者調】
〔照会状〕　大田原税務署→村長
発信年月日　M42.4.17
〔記入表〕
〔備考〕　・「所得調査上必要につき」と照会状にあり

1－011－055
農工商ニ関スル文書綴　M42
【米麦１石当相場調】
〔対象年〕　M41年中
〔記入表〕

1－011－056
農工商ニ関スル文書綴　M42
【国有林野ノ払下ヲ為シタル林野ノ現況調書】
〔対象年〕　M41.3末日現在
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.6.18
報告期限　M42.6.27
〔雛形〕
〔調査方法〕
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.6.21

1－011－057
農工商ニ関スル文書綴　M42
【麦作表】
〔対象年〕　M42
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.7.12
報告期限　M42.7.20
〔送り状１〕村長→第二課長
発信年月日　M42.7.16
〔記入表〕
〔国の様式〕［M３７．９．３０農商務省訓令第１１号　農商務統計様式第２］に対応

1－011－058
農工商ニ関スル文書綴　M42
【［第８号］桑畑及茶畑表】
〔対象年〕　M42.6.30現在
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.7.12
報告期限　M42.7.20
〔送り状１〕村長→第二課長
発信年月日　M42.7.16
〔記入表〕
〔国の様式〕［M３７．９．３０農商務省訓令第１１号　農商務統計様式第５］に対応

1－011－059
農工商ニ関スル文書綴　M42
【［第９号］春蚕表】
〔対象年〕　M42
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.7.12
報告期限　M42.7.20
〔送り状１〕村長→第二課長
発信年月日　M42.7.16
〔記入表〕
〔国の様式〕［M３７．９．３０農商務省訓令第１１号　農商務統計様式第６］に関連
（相違点）表側に追加　：１戸当収繭量、１枚当収繭量

1－011－060
農工商ニ関スル文書綴　M42
【［第１５号］家禽表】
〔対象年〕　M42.6.30現在
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.7.12
報告期限　M42.7.20
〔送り状１〕村長→第二課長
発信年月日　M42.7.16
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｍ３７．９．３０農商務省訓令第１１号　農商務統計様式第１２］に関連
（相違点）表頭に追加　：雑種
表側に追加　：成禽、雛別の価格

1－011－061
農工商ニ関スル文書綴　M42
【馬匹伝染病ニ関シ取調】
〔照会状〕　第二課長→村長
発信年月日　M42.7.16
〔送り状２〕村長→第二課長
発信年月日　M42.7.21

1－011－062
農工商ニ関スル文書綴　M42
【生産物並ニ其ノ消費額】
〔照会状〕　東京大林区署山林技手→村長
発信年月日　M42.7.25
報告期限　M42.7末日
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→東京大林区署山林技手
発信年月日　M42.7.31
〔記入表〕

1－011－063
農工商ニ関スル文書綴　M42
【民公有山林ノ状況】
〔照会状〕　東京大林区署山林技手→村長
発信年月日　M42.7.25
報告期限　M42.7末日
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→東京大林区署山林技手
発信年月日　M42.7.31
〔記入表〕

1－011－064
農工商ニ関スル文書綴　M42
【所有別山林原野反別】
〔照会状〕　東京大林区署山林技手→村長
発信年月日　M42.7.25
報告期限　M42.7末日
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→東京大林区署山林技手
発信年月日　M42.7.31
〔記入表〕

1－011－065
農工商ニ関スル文書綴　M42
【職業別戸口男女別】
〔照会状〕　東京大林区署山林技手→村長
発信年月日　M42.7.25
報告期限　M42.7末日
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→東京大林区署山林技手
発信年月日　M42.7.31
〔記入表〕

1－011－066
農工商ニ関スル文書綴　M42
【林産物産出額】
〔照会状〕　東京大林区署山林技手→村長
発信年月日　M42.7.25
報告期限　M42.7末日
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→東京大林区署山林技手
発信年月日　M42.7.31
〔記入表〕

1－011－067
農工商ニ関スル文書綴　M42
【牛馬頭数並ニ産出額】
〔照会状〕　東京大林区署山林技手→村長
発信年月日　M42.7.25
報告期限　M42.7末日
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→東京大林区署山林技手
発信年月日　M42.7.31
〔記入表〕

1－011－068
農工商ニ関スル文書綴　M42
【水稲正條植ヲナシタル人員反別取調】
〔照会状〕　郡役所第二課→村役場
発信年月日　M42.8.7
〔送り状１〕村役場→第二課

発信年月日　M42.8.19
〔記入表〕

1－011－069
農工商ニ関スル文書綴　M42
【所有地反別取調表】
〔対象年〕　M42.8現在
〔照会状〕　第二課→村長
発信年月日　M42.8.5
〔雛形〕
〔送り状２〕村長→第二課長
発信年月日　M42.8.19
〔備考〕　・本郡地主会組織上必要につき、５０町歩以上の所有者取調

1－011－070
農工商ニ関スル文書綴　M42
【公有林野造林調査】
〔照会状〕　第二課→村長
発信年月日　M42.9.8
〔送り状１〕村長→第二課
発信年月日　M42.9.30
〔記入表〕
〔備考〕　・調査内容は、最近３ケ年　（３９、４０、４１年分）の町村其他部落ノ所有ニ属スル林野ノ造林（人工）各年分面積

1－011－071
農工商ニ関スル文書綴　M42
【［第１０号］夏蚕】
〔対象年〕　M42
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.10.6
報告期限　M42.10.20
〔送り状１〕村役場→第二課
発信年月日　M42.11.2
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｍ３７．９．３０農商務省訓令第１１号　農商務統計様式第７］に関連
（相違点）表側に追加　：１戸当り収繭量、１枚当り収繭量

1－011－072
農工商ニ関スル文書綴　M42
【［第１１号］秋蚕】
〔対象年〕　M42
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.10.6
報告期限　M42.10.20
〔送り状１〕村長→第二課長
発信年月日　M42.11.2
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｍ３７．９．３０農商務省訓令第１１号　農商務統計様式第８］に関連
（相違点）表側に追加　：１戸当り収繭量、１枚当り収繭量

1－011－073
農工商ニ関スル文書綴　M42
【［第１３号］茶】
〔対象年〕　M42
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.10.6
報告期限　M42.10.20
〔送り状１〕村長→第二課長
発信年月日　M42.11.2
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｍ３７．９．３０農商務省訓令第１１号　農商務統計様式第１０］に対応

1－011－074
農工商ニ関スル文書綴　M42
【［第３５号］製藍】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.10.6
報告期限　M42.9.20
〔送り状２〕村長→第二課長
発信年月日　M42.11.2
〔備考〕　・１８－７１、７２、７３の照会状（同一の照会状）に本調査に関する督促あり
・Ｍ３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第２８と同表名

1－011－075
農工商ニ関スル文書綴　M42
【［陸軍大演習需用物品及び運搬用馬車等調査］】
〔対象年〕　M42.10
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　M42.10.24
報告期限　M42.10.26正午
〔雛形〕

1－011－076
農工商ニ関スル文書綴　M42
【馬匹頭数報告表】
〔対象年〕　M42
〔送り状１〕村役場→郡衛第二課
発信年月日　M42.11.24
〔記入表〕

1－011－077
農工商ニ関スル文書綴　M42
【［里程、人口及び木炭、木材産出額調］】
〔対象年〕　M42
〔照会状〕　郡役所第二課→村役場
発信年月日　M42.10.21
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→第二課
発信年月日　M42.12.4
〔記入表〕

1－011－078
農工商ニ関スル文書綴　M42
【建築用木材調査】
〔照会状〕　郡役所第二課→村長
発信年月日　M42.11.27
〔備考〕　・大蔵省臨時建築部の依頼による調査

1－011－079
農工商ニ関スル文書綴　M42
【樹木ノ集団地取調】
〔照会状〕　第二課長→村長
発信年月日　M42.6.30
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡衛第二課長
発信年月日　M42.12.6
〔記入表〕
〔備考〕　・立木に関する法律公布の為の調査
（杉、檜、赤松、黒松、椚、落葉松）

1－011－080
農工商ニ関スル文書綴　M42
【樹木ノ集団地取調】
〔照会状〕　村役場→区長
発信年月日　M42.7.16
報告期限　M42.7.22
〔雛形〕
〔送り状１〕

1－011－081
農工商ニ関スル文書綴　M42
【楮】
〔照会状〕　第二課長→村長
発信年月日　M42.12.15
報告期限　M42.12.20
〔送り状１〕村役場→第二課
発信年月日　M42.12.25
〔記入表〕
〔備考〕　・愛知県主催聯合共進会製糸原料出品願書記載事項（楮１ケ年産額、販路ノ消長、栽培ノ状況、改良ノ方法）

1－011－082
農工商ニ関スル文書綴　M42
【水稲苗代】
〔対象年〕　M42年度
〔照会状〕　第二課長→村長
発信年月日　M42.11.8
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡衛第二課長
発信年月日　M42.12.21
〔記入表〕

1－011－083
農工商ニ関スル文書綴　M42
【第４号　米】
〔対象年〕　M42
〔照会状〕　第二課長→村長
発信年月日　M42.11.30
報告期限　M42.12.25
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→第二課
発信年月日　M42.12.25
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｍ３７．９．３０農商務省訓令第１１号　農商務統計様式第１］に関連
〔備考〕　・雛形は２枚送られてきており、１枚は控で村で保管　１枚は郡へ送るものと但書あり

1－011－084
農工商ニ関スル文書綴　M42
【山林伐採高調】
〔対象年〕　M41年中
〔送り状２〕村役場→大田原税務署
発信年月日　M42.3.3
〔備考〕　・「所得調査上必要」と照会状にあり

1－012－001
［学事関係綴］　〔M42〕
【国定教科書供給状況取調】
〔対象年〕　M42年度　前期　M42.4.15現在
〔照会状〕　村長→尋常小学校長
発信年月日　M42.4.9
報告期限　M42.4.20
〔雛形〕

1－012－002
［学事関係綴］　〔M42〕
【国定教科書供給状況取調】
〔対象年〕　M42年度　前期　M42.4.15現在
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
発信年月日　M42.4.7
報告期限　M42.4.20
〔雛形〕

1－012－003
［学事関係綴］　〔M42〕
【小学校生徒「トラホーム」患者調】
〔対象年〕　M41
〔照会状〕　村長→尋常小学校長
発信年月日　M42.3.8
〔雛形〕
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　M42.3.20
〔記入表〕

1－012－004
［学事関係綴］　〔M42〕
【小学校生徒「トラホーム」患者調】
〔対象年〕　M41
〔照会状〕　村長→尋常小学校長
発信年月日　M42.3.8
〔雛形〕
〔送り状１〕久那瀬尋常小学校長→村長
発信年月日　M42.3.10
〔記入表〕

1－012－005
［学事関係綴］　〔M42〕
【小学校生徒「トラホーム」患者調】
〔対象年〕　M41
〔照会状〕　村長→尋常小学校長
発信年月日　M42.3.8
〔雛形〕
〔送り状１〕松野尋常小学校長→村長
発信年月日　M42.3.10
〔記入表〕

1－012－006
［学事関係綴］　〔M42〕
【小学校生徒「トラホーム」患者調】
〔対象年〕　M41
〔照会状〕　村長→尋常小学校長
発信年月日　M42.3.8
〔雛形〕
〔送り状１〕富山尋常小学校長→村長
発信年月日　M42.3.11
〔記入表〕

1－012－007
［学事関係綴］　〔M42〕
【小学校生徒「トラホーム」患者調】
〔対象年〕　M41
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
発信年月日　M42.2.27
報告期限　M42.3.10
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→［郡役所］第一課長
発信年月日　M42.3.23
〔記入表〕
〔備考〕　・記入表は各小学校のもので合計表はなし

1－012－008
［学事関係綴］　〔M42〕
【青年会及夜学会ニ関スル調】
〔照会状〕　村長→尋常小学校長
発信年月日　M42.3.8
〔雛形〕
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　M42.3.20
〔記入表〕

1－012－009
［学事関係綴］　〔M42〕
【青年会及夜学会ニ関スル調】
〔照会状〕　村長→尋常小学校長
発信年月日　M42.3.8
〔雛形〕
〔送り状１〕久那瀬尋常小学校長→村長
発信年月日　M42.3.10
〔記入表〕

1－012－010
［学事関係綴］　［M42］
【青年会及夜学会ニ関スル調】
〔照会状〕　村長→尋常小学校長
発信年月日　M42.3.8
〔雛形〕
〔送り状１〕松野尋常小学校長→村長
発信年月日　M42.3.12
〔記入表〕

1－012－011
［学事関係綴］　［M42］
【青年会及夜学会ニ関スル調】
〔照会状〕　村長→尋常小学校長
発信年月日　M42.3.8
〔雛形〕
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→村長
発信年月日　M42.3.11
〔記入表〕

1－012－012
［学事関係綴］　［M42］
【青年会及夜学会ニ関スル調】
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
発信年月日　M42.2.13
報告期限　M42.2.20
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→［郡役所］第一課長
発信年月日　M42.3.23
〔記入表〕

1－012－013
［学事関係綴］　［M42］
【学校ノ状況及手工科ノ種類】
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
発信年月日　M42.4.15
〔送り状１〕村長→［郡役所］第一課長
発信年月日　M42.4.17
〔記入表〕

1－012－014
［学事関係綴］　［M42］
【手工科ノ種類調】
〔照会状〕　村長↔北向田校長
発信年月日　M42.4.17
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　M42.4.17
〔記入表〕

1－012－015
［学事関係綴］　［M42］
【尋常小学校ニ関スル取調　日々在籍児童累計数】
〔対象年〕　M41　学年末現在
〔照会状〕　村長→尋常小学校長
発信年月日　M42.4.9
報告期限　M42.4.13
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　M42.4.14
〔記入表〕

1－012－016
［学事関係綴］　［M42］
【尋常小学校ニ関スル取調　日々出席児童累計数】
〔対象年〕　M41　学年末現在
〔照会状〕　村長→尋常小学校長
発信年月日　M42.4.9
報告期限　M42.4.13
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　M42.4.14
〔記入表〕

1－012－017
［学事関係綴］　［M42］
【尋常小学校ニ関スル取調　在籍児童百人ニ対スル日々出席平均児童数】
〔対象年〕　M41　学年末現在
〔照会状〕　村長→尋常小学校長
発信年月日　M42.4.9
報告期限　M42.4.13
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　M42.4.14
〔記入表〕

1－012－018
［学事関係綴］　［M42］
【尋常小学校ニ関スル取調　日々在籍児童累計数】
〔対象年〕　M41　学年末現在
〔照会状〕　村長→尋常小学校長
発信年月日　M42.4.9
報告期限　M42.4.13
〔送り状１〕久那瀬尋常小学校長→村長
発信年月日　M42.4.13
〔記入表〕

1－012－019
［学事関係綴］　［M42］
【尋常小学校ニ関スル取調　日々出席児童累計数】

〔対象年〕　M41　学年末現在
〔照会状〕　村長→尋常小学校長
　　発信年月日　M42.4.9
　　報告期限　M42.4.13
〔送り状１〕久那瀬尋常小学校長→村長
　　発信年月日　M42.4.13
〔記入表〕

1－012－020
［学事関係綴］　［M42］
【尋常小学校ニ関スル取調　在籍児童百人ニ対スル日々出席平均児童数】
〔対象年〕　M41　学年末現在
〔照会状〕　村長→尋常小学校長
　　発信年月日　M42.4.9
　　報告期限　M42.4.13
〔送り状１〕久那瀬尋常小学校長→村長
　　発信年月日　M42.4.13
〔記入表〕

1－012－021
［学事関係綴］　［M42］
【尋常小学校ニ関スル取調　日々在籍児童累計数】
〔対象年〕　自M41.4.4至M42.3.22
〔照会状〕　村長→尋常小学校長
　　発信年月日　M42.4.9
　　報告期限　M42.4.13
〔送り状１〕松野尋常小学校長→村長
　　発信年月日　M42.4.13
〔記入表〕

1－012－022
［学事関係綴］　［M42］
【尋常小学校ニ関スル取調　日々出席児童累計数】
〔対象年〕　自M41.4.4至M42.3.22
〔照会状〕　村長→尋常小学校長
　　発信年月日　M42.4.9
　　報告期限　M42.4.13
〔送り状１〕松野尋常小学校長→村長
　　発信年月日　M42.4.13
〔記入表〕

1－012－023
［学事関係綴］　［M42］
【尋常小学校ニ関スル取調　在籍児童百人ニ対スル日々出席平均児童数】
〔対象年〕　自M41.4.4至M42.3.22
〔照会状〕　村長→尋常小学校長
　　発信年月日　M42.4.9
　　報告期限　M42.4.13
〔送り状１〕松野尋常小学校長→村長
　　発信年月日　M42.4.13
〔記入表〕

1－012－024
［学事関係綴］　［M42］
【尋常小学校ニ関スル取調　日々在籍児童累計数】
〔対象年〕　M41　学年末現在
〔照会状〕　村長→尋常小学校長
　　発信年月日　M42.4.9
　　報告期限　M42.4.13
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→村長
　　発信年月日　M42.4.12
〔記入表〕

1－012－025
［学事関係綴］　［M42］
【尋常小学校ニ関スル取調　日々出席児童累計数】
〔対象年〕　M41　学年末現在
〔照会状〕　村長→尋常小学校長
　　発信年月日　M42.4.9
　　報告期限　M42.4.13
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→村長
　　発信年月日　M42.4.12
〔記入表〕

1－012－026
［学事関係綴］　［M42］
【尋常小学校ニ関スル取調　在籍児童百人ニ対スル日々出席平均数】
〔対象年〕　M41　学年末現在
〔照会状〕　村長→尋常小学校長
　　発信年月日　M42.4.9
　　報告期限　M42.4.13
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→村長
　　発信年月日　M42.4.12
〔記入表〕

1－012－027
［学事関係綴］　［M42］
【市町村ニ関スル取調　１、全村内ニ於ケル就学ノ始期ニ達シタル学齢児童数】
〔対象年〕　M41　学年末現在
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
　　発信年月日　M42.4.8
　　報告期限　M42.4.18

〔記入表〕

1－012－028
［学事関係綴］　〔M42〕
【市町村ニ関スル取調　2、就学児童】
〔対象年〕　M41　学年末現在
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
発信年月日　M42.4.8
報告期限　M42.4.18
〔記入表〕

1－012－029
［学事関係綴］　〔M42〕
【市町村ニ関スル取調　3、就学歩合】
〔対象年〕　M41　学年末現在
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
発信年月日　M42.4.8
報告期限　M42.4.18
〔記入表〕

1－012－030
［学事関係綴］　〔M42〕
【市町村ニ関スル取調　4、1ケ年間ニ於ケル全村内ノ尋常小学校】
〔対象年〕　自M41.4至M42.3
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
発信年月日　M42.4.8
報告期限　M42.4.18
〔記入表〕
〔備考〕　・細項目　日々在籍児童累計数、日々出席児童累計数、在籍児童百人ニ対スル日々出席平均児童数

1－012－031
［学事関係綴］　〔M42〕
【尋常小学校ニ関スル取調】
〔対象年〕　M41　学年末現在
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
発信年月日　M42.4.8
報告期限　M42.4.18
〔雛形〕

1－012－032
［学事関係綴］　〔M42〕
【学事年報調査】
〔照会状〕　村長→学校長
発信年月日　M42.4.30

1－012－033
［学事関係綴］　〔M42〕
【学事年報調査】
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
発信年月日　M42.4.26
〔備考〕　・M42．4．30付照会状に明治41年5月県訓令第19号啞学齢児童中盲者調表取落候とあり

1－012－034
［学事関係綴］　〔M42〕
【学事年報調査ニ関スル注意事項　甲号表学齢児童ノ部】
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
発信年月日　M42.4.20
〔調査方法〕

1－012－035
［学事関係綴］　〔M42〕
【学事年報調査ニ関スル注意事項　乙号表1、2、4】
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
発信年月日　M42.4.20
〔調査方法〕

1－012－036
［学事関係綴］　〔M42〕
【戊申詔書実行ニ関スル団体組織取調】
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
発信年月日　M42.4.30
報告期限　M42.5.5
〔送り状2〕村長→［郡役所］第一課長
発信年月日　M42.6.16

1－012－037
［学事関係綴］　〔M42〕
【小学校一覧表　学齢児童総数】
〔対象年〕　M42.5.31現在
〔照会状〕　村役場→学校
発信年月日　M42.6.17
〔送り状1〕松野尋常小学校長→村長
発信年月日　M42.5.27
〔記入表〕

1－012－038
［学事関係綴］　〔M42〕
【小学校一覧表　就学児童】

〔対象年〕　M42.5.31現在
〔照会状〕　村役場→学校
　　発信年月日　M42.6.17
〔送り状１〕久那瀬尋常小学校→村長
　　発信年月日　M42.5.31
〔記入表〕

1－012－039
［学事関係綴］　［M42］
【小学校一覧表　学齢児童数】
〔対象年〕　M42.5.31現在
〔照会状〕　村役場→学校
　　発信年月日　M42.6.17
〔記入表〕　［北向田尋常小学校長］→［村役場］

1－012－040
［学事関係綴］　［M42］
【小学校一覧表　学齢児童数】
〔照会状〕　村役場→学校
　　発信年月日　M42.6.17
〔送り状１〕富山尋常小学校長→村役場
　　発信年月日　M42.6.8
〔記入表〕

1－012－041
［学事関係綴］　［M42］
【就学不就学児童調】
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
　　発信年月日　M42.6.5
　　報告期限　M42.6.10
〔備考〕　・６月１７日「報告スミ」と記述あり

1－012－042
［学事関係綴］　［M42］
【小学校生徒身体検査統計表】
〔送り状１〕村長→［郡役所］第一課長
　　発信年月日　M42.6.21

1－012－043
［学事関係綴］　［M42］
【小学校教員住宅建築ニ関スル調　本年度内ニ建築スベキモノ】
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
　　発信年月日　M42.6.21
〔雛形〕
〔送り状２〕村長→［郡役所］第一課長
　　発信年月日　M42.6.26

1－012－044
［学事関係綴］　［M42］
【小学校教員住宅建築ニ関スル調　来年度ニ於テ建築見込ノモノ】
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
　　発信年月日　M42.6.21
〔雛形〕
〔送り状２〕村長→［郡役所］第一課長
　　発信年月日　M42.6.26

1－012－045
［学事関係綴］　［M42］
【青年団ニ関スル調査】
〔照会状〕　助役→小学校長
　　発信年月日　M42.5.27

1－012－046
［学事関係綴］　［M42］
【青年団ニ関スル調査　青年会台帳】
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
　　発信年月日　M42.4.29
　　報告期限　M42.5.15
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→［郡役所］第一課長
　　発信年月日　M42.7.1

1－012－047
［学事関係綴］　［M42］
【学齢児童就学及出席状況取調】
〔照会状〕　村長→小学校長
　　発信年月日　M42.8.11
〔備考〕　・照会状は上記調査につき、栃木県属（判任官）が村役場に出張して来るので、学籍簿や出席簿等の必要書類を携帯して出頭するようにと、各小学校長へあてた通知である

1－012－048
［学事関係綴］　［M42］
【学齢児童就学及出席状況取調】
〔照会状〕　栃木県属→村長
　　発信年月日　M42.8.10
〔備考〕　・照会状は１２－４７と同様の目的で栃木県属より村長へあてた通知である

1－012－049
［学事関係綴］　〔M42〕
【学事年報丙号表】
〔照会状〕　村役場→学校
発信年月日　M42.9.11

1－012－050
［学事関係綴］　〔M42〕
【学事年報丙号表】
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
発信年月日　M42.9.7
報告期限　M42.9.30

1－012－051
［学事関係綴］　〔M42〕
【国定教科書供給状況調】
〔対象年〕　M42.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　M42.10.11

1－012－052
［学事関係綴］　〔M42〕
【国定教科書供給状況調】
〔対象年〕　M42.10.1現在　后期分
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
発信年月日　M42.10.1
報告期限　M42.10.10
〔雛形〕

1－012－053
［学事関係綴］　〔M42〕
【公立小学校男生徒調】
〔対象年〕　M42.10.1
〔照会状〕　村長→富山尋常高等小学校長
発信年月日　M42.10.11
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→村長
発信年月日　M42.10.14
〔記入表〕

1－012－054
［学事関係綴］　〔M42〕
【高等小学男子生徒調　公私立小学校男生徒調】
〔対象年〕　M42.10.1現在
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
発信年月日　M42.10.1
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　M42.10.16
〔記入表〕

1－012－055
［学事関係綴］　〔M42〕
【青年団体ニ付調査　北向田青年団ニ関スル調査】
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
発信年月日　M42.10.27
報告期限　M42.11.20
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→［郡役所］第一課長
発信年月日　M42.12.20
〔記入表〕

1－012－056
［学事関係綴］　〔M42〕
【青年団体ニ付調査　久那瀬青年同志会ニ関スル調査】
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
発信年月日　M42.10.27
報告期限　M42.11.20
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→［郡役所］第一課長
発信年月日　M42.12.20
〔記入表〕

1－012－057
［学事関係綴］　〔M42〕
【青年団体ニ付調査　松野青年会ニ関スル調査】
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
発信年月日　M42.10.27
報告期限　M42.11.20
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→［郡役所］第一課長
発信年月日　M42.12.20
〔記入表〕

1－012－058
［学事関係綴］　〔M42〕
【青年団体ニ付調査　富山同窓会ニ関スル調査】
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
発信年月日　M42.10.27
報告期限　M42.11.20
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→［郡役所］第一課長
発信年月日　M42.12.20
〔記入表〕

1－012－059
［学事関係綴］　［M42］
【青年団ニ関スル調査　北向田青年団ニ関スル調査】
〔照会状〕　村長→尋常小学校長
発信年月日　M42.11.3
報告期限　M42.11.15
〔雛形〕
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　M42.11.15
〔記入表〕
〔備考〕　・青年団則及び明治４１年度収支書が添付されている

1－012－060
［学事関係綴］　［M42］
【青年団ニ関スル調査　久那瀬青年同志会】
〔照会状〕　村長→尋常小学校長
発信年月日　M42.11.3
報告期限　M42.11.15
〔雛形〕
〔送り状１〕久那瀬尋常小学校長→村長
発信年月日　M42.11.15
〔記入表〕
〔備考〕　・Ｍ４２．１１．１２付送り状に青年同志会々則あり

1－012－061
［学事関係綴］　［M42］
【青年団ニ関スル調査　松野青年会】
〔照会状〕　村長→尋常小学校長
発信年月日　M42.11.3
報告期限　M42.11.15
〔雛形〕
〔送り状１〕松野尋常小学校長→村長
発信年月日　M42.11.13
〔記入表〕
〔備考〕　・添付書類　青年会々則

1－012－062
［学事関係綴］　［M42］
【青年団ニ関スル調査　富山同窓会】
〔照会状〕　村長→尋常小学校長
発信年月日　M42.11.3
報告期限　M42.11.15
〔雛形〕
〔送り状１〕富山尋常小学校長→村長
発信年月日　M42.11.15
〔記入表〕
〔備考〕　・添付書類　同窓会々則

1－013－001
［郡長訓示等綴］　M43-M45
【那須郡委員部社員統計数及年醵金未納額調査表】
〔対象年〕　M43.1.20現在
〔記入表〕
〔備考〕　・赤十字に関する統計か

1－013－002
［郡長訓示等綴］　M43-M45
【部落有財産現在調　部落有ニ属スル部】
〔照会状〕　［郡長］→［村長］
発信年月日　M43.11.15
報告期限　M43.9末
〔雛形〕

1－013－003
［郡長訓示等綴］　M43-M45
【部落有財産現在調　部落有財産ニシテ居住民共有若クハ個人ニ属スル部】
〔照会状〕　［郡長］→［村長］
発信年月日　M43.11.15
報告期限　M43.9末
〔雛形〕

1－013－004
［郡長訓示等綴］　M43-M45
【第３３表式　就学不就学児童調査表】
〔照会状〕　［郡長］→［村長］
発信年月日　M44.4.29
報告期限　M44.6.10

1－013－005
［郡長訓示等綴］　M43-M45
【村税滞納額及整理期報告】
〔対象年〕　M44.4.30現在
〔照会状〕　［郡長］→［村長］
発信年月日　M44.4.29
報告期限　M44.5.10
〔雛形〕

1－013－006
［郡長訓示等綴］　M43-M45
【人口統計小票調査報告ニ関スル件】
〔照会状〕　［郡長］→［村長］

発信年月日　M44.9.16

1－013－007
［郡長訓示等綴］　M43-M45
【米表ノ件】
〔照会状〕　［郡長］→［村長］
発信年月日　T1.11.20
報告期限　T1.12.25

1－014－001
農工商ニ関スル文書綴　T04
【蕃殖牝馬名簿】
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T3.12.25
〔雛形〕
〔備考〕　・明治４１年５月県令第４５号蕃殖用牝馬飼養料補給規程第２条に該当すべき牝馬調査

1－014－002
農工商ニ関スル文書綴　T04
【蕃殖牝馬名簿】
〔照会状〕　下野産馬組合→村役場
発信年月日　T3.12.24
〔雛形〕
〔備考〕　・明治４１年５月県令第４５号蕃殖用牝馬飼養料補給規程第２条に該当すべき牝馬調査

1－014－003
農工商ニ関スル文書綴　T04
【蕃殖牝馬名簿】
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T4.1.4
〔雛形〕

1－014－004
農工商ニ関スル文書綴　T04
【購入セシ物品調査　備品調】
〔対象年〕　T3.1～12
〔照会状〕　大田原税務署→村長
発信年月日　T3.11.27
〔送り状１〕村長→大田原税務署
発信年月日　T4.1.8
〔記入表〕

1－014－005
農工商ニ関スル文書綴　T04
【購入セシ物品調査　消耗品調】
〔対象年〕　T3.1～12
〔照会状〕　大田原税務署→村長
発信年月日　T3.11.27
〔送り状１〕村長→大田原税務署
発信年月日　T4.1.8
〔記入表〕

1－014－006
農工商ニ関スル文書綴　T04
【狩猟ニ関スル調査】
〔照会状〕　庶務課長→村長
発信年月日　T4.2.2
報告期限　T4.2.20
〔送り状２〕村長→庶務課長
発信年月日　T4.2.15

1－014－007
農工商ニ関スル文書綴　T04
【糧秣調査】
〔目次〕
〔備考〕　・目次によると　照会状は庶務課長より村長あて（Ｔ４．２．５受取）、送り状は村長より庶務課長あて（Ｔ４．２．１７発信）である

1－014－008
農工商ニ関スル文書綴　T04
【会社票】
〔対象年〕　T4
〔照会状〕　村長→益子廻漕合資会社
発信年月日　T4.2.1
〔記入表〕
〔備考〕　・照会状の宛先は上記の外に小幡製麺合資会社が連記されているが記入表はない

1－014－009
農工商ニ関スル文書綴　T04
【部落有林野面積異動調】
〔目次〕
〔備考〕　・目次によると　照会状は庶務課長より村長あて（Ｔ４．３．３受取）、送り状は村長より庶務課長あて（Ｔ４．３．８発信）である

1－014－010
農工商ニ関スル文書綴　T04
【県費補助ニ依ラス造林シタル町村有大字区有地調査】
〔目次〕
〔備考〕　・目次によると　照会状は庶務課長より村長あて（T4．3．11受取）、送り状は村長より庶務課長あて（T4．3．13発信）である

1－014－011
農工商ニ関スル文書綴　T04
【［第24号］　陶磁器】
〔照会状〕　庶務課長→村長
発信年月日　T4.3.9
報告期限　T4.3.20

1－014－012
農工商ニ関スル文書綴　T04
【［第25号］　煉瓦及瓦】
〔照会状〕　庶務課長→村長
発信年月日　T4.3.9
報告期限　T4.3.20

1－014－013
農工商ニ関スル文書綴　T04
【［第32号］　味噌】
〔照会状〕　庶務課長→村長
発信年月日　T4.3.9
報告期限　T4.3.20

1－014－014
農工商ニ関スル文書綴　T04
【［第33号］　油類及酢】
〔照会状〕　庶務課長→村長
発信年月日　T4.3.9
報告期限　T4.3.20

1－014－015
農工商ニ関スル文書綴　T04
【［第38号］　和紙】
〔照会状〕　庶務課長→村長
発信年月日　T4.3.9
報告期限　T4.3.20

1－014－016
農工商ニ関スル文書綴　T04
【［第44号］　製革】
〔照会状〕　庶務課長→村長
発信年月日　T4.3.9
報告期限　T4.3.20

1－014－017
農工商ニ関スル文書綴　T04
【［第45号］　人造肥料】
〔照会状〕　庶務課長→村長
発信年月日　T4.3.9
報告期限　T4.3.20

1－014－018
農工商ニ関スル文書綴　T04
【［第31号］　製氷】
〔照会状〕　庶務課長→村長
発信年月日　T4.3.9
報告期限　T4.3.20

1－014－019
農工商ニ関スル文書綴　T04
【基本財産表】
〔目次〕
〔備考〕　・目次によると　照会状は庶務課長より村長あて（T4．4．1受取）である

1－014－020
農工商ニ関スル文書綴　T04
【馬匹現在届】
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T4.4.9
報告期限　T4.4.20
〔雛形〕
〔備考〕　・伍長用の雛形で組内を調査記入し、区長が取りまとめて村役場に提出するもの

1－014－021
農工商ニ関スル文書綴　T04
【町村基本財産台帳】
〔目次〕
〔備考〕　・目次によると　照会状は庶務課長より村長あて（T4．4．10受取）送り状は村長より庶務課長あて

（Ｔ４．４．２９発信）である

1－014－022
農工商ニ関スル文書綴　T04
【馬匹現在届】
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T4.4.9
報告期限　T4.4.20
〔雛形〕
〔備考〕　・伍長用の雛形で組内を調査記入し、区長が取りまとめて村役場に提出するもの

1－014－023
農工商ニ関スル文書綴　T04
【養蚕飼育者ノ養蚕掃立枚数調】
〔対象年〕　T4
〔照会状〕　大田原税務署→村長
発信年月日　T4.4.15
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→大田原税務署
発信年月日　T4.5.21
〔記入表〕

1－014－024
農工商ニ関スル文書綴　T04
【蒟蒻畑作付反別及地主並ニ耕作主ノ氏名調】
〔対象年〕　T4
〔照会状〕　大田原税務署→村長
発信年月日　T4.4.15
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→大田原税務署
発信年月日　T4.5.21
〔記入表〕

1－014－025
農工商ニ関スル文書綴　T04
【蒟蒻畑作付反別及地主並ニ耕作主ノ氏名調】
〔対象年〕　T4
〔照会状〕　村長→第四区長
発信年月日　T4.4.28
〔雛形〕

1－014－026
農工商ニ関スル文書綴　T04
【第１期馬匹健康診断報告】
〔対象年〕　T4
〔送り状１〕村長→庶務課長
発信年月日　T4.5.18
〔記入表〕
〔備考〕　・記入表は５月６日付で獣医より知事宛に提出と記されている

1－014－027
農工商ニ関スル文書綴　T04
【統計調査委員報告】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T4.5.31
〔記入表〕　報告期限　T4.5末

1－014－028
農工商ニ関スル文書綴　T04
【麦作収穫高予想表】
〔照会状〕　郡役所　村役場
勧業統計主任→勧業統計主任
発信年月日　T4.5.15
報告期限　T4.5.18

1－014－029
農工商ニ関スル文書綴　T04
【春蚕景況調査表】
〔照会状〕　郡役所　村役場
勧業統計主任→勧業統計主任
発信年月日　T4.5.15
報告期限　T4.5.24

1－014－030
農工商ニ関スル文書綴　T04
【水産製品及漁業ニ関スル調査　鮎ノ粕漬、塩漬、スシ漬類ノ製造時期及主ナル製造者ノ住所氏名並ニ屋号１ケ年ノ生産高】
〔照会状〕　庶務課長→村長
発信年月日　T4.6.8
報告期限　T4.7.5
〔送り状２〕村長→庶務課長
発信年月日　T4.7.3

1－014－031
農工商ニ関スル文書綴　T04
【水産製品及漁業ニ関スル調査　風向ニ関スル漁業者間ノ俗称】
〔照会状〕　庶務課長→村長
発信年月日　T4.6.8
報告期限　T4.7.5

〔送り状２〕村長→庶務課長
発信年月日　T4.7.3

1－014－032
農工商ニ関スル文書綴　T04
【水産製品及漁業ニ関スル調査　漁具ノ製作又ハ販売スル主ナル者ノ住所氏名及屋号１ケ年ノ生産高】
〔照会状〕　庶務課長→村長
発信年月日　T4.6.8
報告期限　T4.7.5
〔送り状２〕村長→庶務課長
発信年月日　T4.7.3

1－014－033
農工商ニ関スル文書綴　T04
【水産製品及漁業ニ関スル調査　魚市場及主ナル魚問屋名称及住所】
〔照会状〕　庶務課長→村長
発信年月日　T4.6.8
報告期限　T4.7.5
〔送り状２〕村長→庶務課長
発信年月日　T4.7.3

1－014－034
農工商ニ関スル文書綴　T04
【水産製品及漁業ニ関スル調査　鮎ノ粕漬、塩漬、スシ漬類ノ製造時期及主ナル製造者ノ住所氏名並ニ屋号１ケ年ノ生産高】
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T4.6.15
報告期限　T4.6.30

1－014－035
農工商ニ関スル文書綴　T04
【水産製品及漁業ニ関スル調査　風向ニ関スル漁業者間ノ俗称】
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T4.6.15
報告期限　T4.6.30

1－014－036
農工商ニ関スル文書綴　T04
【水産製品及漁業ニ関スル調査　漁具ノ製作又ハ販売スル主ナル者ノ住所氏名及屋号１ケ年ノ生産高】
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T4.6.15
報告期限　T4.6.30

1－014－037
農工商ニ関スル文書綴　T04
【水産製品及漁業ニ関スル調査　魚市場及主ナル魚問屋名称及住所】
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T4.6.15
報告期限　T4.6.30

1－014－038
農工商ニ関スル文書綴　T04
【肥料配合組合調】
〔送り状２〕村長→庶務課長
発信年月日　T4.6.15
〔備考〕　・「未ダ肥料配合組合設立無之候条」とあり

1－014－039
農工商ニ関スル文書綴　T04
【麦】
〔対象年〕　T4
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T4.6.24
報告期限　T4.7.10
〔雛形〕
〔国の様式〕［T３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第２］と関連
（相違点）表側から削除：１段歩収穫高、価額、１石ニ付価格
〔備考〕　・伍長用の雛形（表頭に氏名欄あり）
・表頭、表側が逆転している
・照会状に調査心得あり

1－014－040
農工商ニ関スル文書綴　T04
【春蚕】
〔対象年〕　T4
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T4.6.24
報告期限　T4.7.10
〔雛形〕
〔国の様式〕［T３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第１０］に関連
（相違点）表側から削除：１石ニ付価格

〔備考〕　・伍長用の雛形（表頭に氏名欄あり）
・照会状に調査心得あり

1－014－041
農工商ニ関スル文書綴　T04
【桑畑及茶畑】
〔対象年〕　T4.6.30
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T4.6.24
報告期限　T4.7.10
〔雛形〕
〔国の様式〕［T3．11．21農商務省訓令第13号　農商務統計様式第9］に関連
（相違点）表側に追加　：桑苗数量、価額
〔備考〕　・伍長用の雛形（表頭に氏名欄あり）
・照会状に調査心得あり

1－014－042
農工商ニ関スル文書綴　T04
【40様式　桑苗】
〔対象年〕　T3.7～T4.6
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T4.6.24
報告期限　T4.7.10
〔雛形〕
〔備考〕　・様式番号はT4．7．1付郡役所よりの通牒より採用
〔備考〕　・伍長用の雛形（表頭に氏名欄あり）
・照会状に調査心得あり
・伍長用の雛形
・14－41の桑畑及茶畑表の表側に桑苗数量、価額が加わった表で、T3．11．21農商務省訓令　第13号　農商務統計様式の第7表とは様式が全く異なる

1－014－043
農工商ニ関スル文書綴　T04
【家禽】
〔対象年〕　T3.7～T4.6
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T4.6.24
報告期限　T4.7.10
〔雛形〕
〔国の様式〕［T3．11．21農商務省訓令第13号　農商務統計様式第18］に関連
（相違点）表頭から削除：鵞
表側から削除：飼養戸数
〔備考〕　・伍長用の雛形.（表頭に氏名欄あり）
・照会状に調査心得あり

1－014－044
農工商ニ関スル文書綴　T04
【40様式　桑苗表】
〔照会状〕　郡役所　村役場
勧業統計主任→勧業統計主任
発信年月日　T4.7.1

1－014－045
農工商ニ関スル文書綴　T04
【79様式　澱粉】
〔照会状〕　郡役所　村役場
勧業統計主任→勧業統計主任
発信年月日　T4.7.1

1－014－046
農工商ニ関スル文書綴　T04
【麦表】
〔照会状〕　郡役所　村役場
勧業統計主任→勧業統計主任
発信年月日　T4.7.1
〔調査方法〕

1－014－047
農工商ニ関スル文書綴　T04
【春蚕】
〔照会状〕　郡役所　村役場
勧業統計主任→勧業統計主任
発信年月日　T4.7.1
〔調査方法〕

1－014－048
農工商ニ関スル文書綴　T04
【家禽】
〔照会状〕　郡役所　村役場
勧業統計主任→勧業統計主任
発信年月日　T4.7.1
〔調査方法〕

1－014－049
農工商ニ関スル文書綴　T04
【桑畑茶畑】
〔照会状〕　郡役所　村役場
勧業統計主任→勧業統計主任

発信年月日　T4.7.1
〔調査方法〕

1－014－050
農工商ニ関スル文書綴　T04
【移入淡水魚ノ種類】
〔照会状〕　郡役所庶務課長→村長
発信年月日　T4.6.28
報告期限　T4.7.10
〔送り状２〕村長→郡役所庶務課長
発信年月日　T4.7.3

1－014－051
農工商ニ関スル文書綴　T04
【移入淡水魚ノ種類別数量及移入先】
〔照会状〕　郡役所庶務課長→村長
発信年月日　T4.6.28
報告期限　T4.7.10
〔送り状２〕村長→郡役所庶務課長
発信年月日　T4.7.3

1－014－052
農工商ニ関スル文書綴　T04
【移入当時ニ於ケル１貫匁ノ価格】
〔照会状〕　郡役所庶務課長→村長
発信年月日　T4.6.28
報告期限　T4.7.10
〔送り状２〕村長→郡役所庶務課長
発信年月日　T4.7.3
〔備考〕　・移入淡水魚ノ価格調査

1－014－053
農工商ニ関スル文書綴　T04
【水産製品及漁業ニ関スル調査】
〔送り状２〕村長→郡役所庶務課長
発信年月日　T4.7.3

1－014－054
農工商ニ関スル文書綴　T04
【米実際作付反別】
〔照会状〕　郡役所庶務課長→村長
発信年月日　T4.7.7
報告期限　T4.8.10
〔雛形〕

1－014－055
農工商ニ関スル文書綴　T04
【米実際作付反別】
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T4.7.20
報告期限　T4.7.31
〔雛形〕

1－014－056
農工商ニ関スル文書綴　T04
【緑肥用作物表】
〔照会状〕　郡役所　村役場
勧業統計主任→勧業統計主任
発信年月日　T4.8.6
報告期限　T4.8.20
〔調査方法〕

1－014－057
農工商ニ関スル文書綴　T04
【米作収穫高予想表（壱反当）】
〔対象年〕　T4
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T4.8.24
報告期限　T4.8.26
〔雛形〕

1－014－058
農工商ニ関スル文書綴　T04
【製茶】
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T4.9.7
報告期限　T4.9.20
〔雛形〕

1－014－059
農工商ニ関スル文書綴　T04
【稲架干実行反別調　其１　水稲ノ部】
〔対象年〕　T4年度
〔照会状〕　庶務課長→村長
発信年月日　T4.9.13
報告期限　T4.11末
〔雛形〕

1－014－060
農工商ニ関スル文書綴　T04
【稲架干実行反別調　其２　陸稲ノ部】
〔対象年〕　T4年度

〔照会状〕　庶務課長→村長
発信年月日　T4.9.13
報告期限　T4.11末
〔雛形〕

1－014－061
農工商ニ関スル文書綴　T04
【米作収穫高第２回予想表（壱反当）】
〔対象年〕　T4
〔照会状〕　村長→区統計調査委員
発信年月日　T4.9.20
報告期限　T4.9.22
〔雛形〕

1－014－062
農工商ニ関スル文書綴　T04
【夏秋蚕収繭表】
〔対象年〕　T4
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T4.10.4
報告期限　T4.10.20
〔雛形〕
〔国の様式〕［T３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第１１　夏蚕、第１３　秋蚕］に関連
（相違点）表頭、表側の項目が逆である
〔備考〕　・注意事項あり
・表側に氏名あり

1－014－063
農工商ニ関スル文書綴　T04
【稲架干実行反別調、其１　水稲ノ部】
〔対象年〕　T4年度
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T4.10.26
報告期限　T4.11.15
〔雛形〕
〔備考〕　・区長用雛形

1－014－064
農工商ニ関スル文書綴　T04
【稲架干実行反別調、其２　陸稲ノ部】
〔対象年〕　T4年度
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T4.10.26
報告期限　T4.11.15
〔雛形〕
〔備考〕　・区長用雛形

1－014－065
農工商ニ関スル文書綴　T04
【林業上調査　１　木材特殊工芸品製作者調査表】
〔対象年〕　T4
〔照会状〕　郡役所庶務課→村役場
発信年月日　T4.11.3
報告期限　T4.11.12
〔雛形〕
〔送り状２〕村長→庶務課長
発信年月日　T4.11.11

1－014－066
農工商ニ関スル文書綴　T04
【林業上調査　２　重ナル木竹、薪炭、樹実商調査表】
〔対象年〕　T4
〔照会状〕　郡役所庶務課→村役場
発信年月日　T4.11.3
報告期限　T4.11.12
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→庶務課長
発信年月日　T4.11.11
〔記入表〕

1－014－067
農工商ニ関スル文書綴　T04
【馬匹健康診断報告】
〔対象年〕　T4　第２期
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T4.11.8
〔記入表〕

1－014－068
農工商ニ関スル文書綴　T04
【玄米】
〔対象年〕　T4年度
〔照会状〕　村長→統計調査委員
発信年月日　T4.11.8
報告期限　T4.11.20
〔雛形〕
〔備考〕　・統計調査委員用雛形

1－014－069
農工商ニ関スル文書綴　T04
【稲実際作付反別】
〔対象年〕　T4
〔照会状〕　郡役所庶務課長→村長
発信年月日　T4.11.5

報告期限　T4.11末
〔調査方法〕
〔記入表〕
〔備考〕　・米表作成にあたっての参考資料として、調査方法及び那須郡下各町村の稲実際作付反別表が郡役所より送付されたものである

1－014－070
農工商ニ関スル文書綴　T04
【輸入馬匹調】
〔対象年〕　T2～4
〔照会状〕　郡役所庶務課→村役場
発信年月日　T4.11.17
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所庶務課
発信年月日　T4.11.27
〔記入表〕

1－014－071
農工商ニ関スル文書綴　T04
【輸入馬匹調】
〔対象年〕　T2～4
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T4.11.19
報告期限　T4.11.25
〔雛形〕

1－014－072
農工商ニ関スル文書綴　T04
【食用及特用農産物調】
〔対象年〕　［T4］
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T4.12.26
報告期限　T5.1.10
〔雛形〕
〔国の様式〕［T３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第３］に関連
（相違点）表頭から削除：玉ネギ外１６項目
表側から削除：価額
〔備考〕　・表側に氏名欄あり

1－014－073
農工商ニ関スル文書綴　T04
【蕃殖牝馬名簿】
〔照会状〕　庶務課長→村長
発信年月日　T4.12.25
〔雛形〕

1－015－001
諸統計報告書綴　T06
【第３６号様式　食用及特用農産物】
〔対象年〕　T5
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.1.17
〔記入表〕　報告期限　T6.1.20
〔国の様式〕［T３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第３］に関連
（相違点）表頭に追加　：扁蒲（千瓢）
表頭から削除：人参、薄荷、芋麻、亜麻、黄麻、葉藍、杞柳、蘭、七島蘭（＊１）

1－015－002
諸統計報告書綴　T06
【第３８号様式　果実】
〔対象年〕　T5
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.1.17
〔記入表〕　報告期限　T6.1.20
〔国の様式〕［T３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第５］に関連
（相違点）表頭から削除：蜜柑、ネーブルオレンジ、夏橙

1－015－003
諸統計報告書綴　T06
【第４７号様式　蚕糸類及真綿】
〔対象年〕　T5
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.1.17
〔記入表〕　報告期限　T6.1.20
〔国の様式〕［T３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第１４］に対応

1－015－004
諸統計報告書綴　T06
【［第４様式］　町村会議員及選挙有権者調表】
〔対象年〕　T5.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.1.19
〔記入表〕

1－015－005
諸統計報告書綴　T06
【［第３様式］　町村吏員表】
〔対象年〕　T5.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.1.19
〔記入表〕
〔備考〕　・調書心得１～４あり

1－015－006
諸統計報告書綴　T06
【［第５様式］　町村吏員退隠料受領人員及金額表】
〔対象年〕　T5.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.1.19
〔記入表〕

1－015－007
諸統計報告書綴　T06
【衆議院議員選挙人員調】
〔対象年〕　T3.10.1現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.1.19
〔記入表〕

1－015－008
諸統計報告書綴　T06
【第２４表　県会議員選挙被選挙権ヲ有スル人員表】
〔対象年〕　T3.9.15現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.1.19
〔記入表〕

1－015－009
諸統計報告書綴　T06
【町村会議員及公民数調】
〔対象年〕　T3.12.1現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.1.19
〔記入表〕

1－015－010
諸統計報告書綴　T06
【第１期種痘成績表】
〔対象年〕　T5
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.1.19
〔記入表〕　報告期限　T6.1.10
〔国の様式〕［Ｔ２．７．２８内務省訓令第１６号　内務報告例第９８］に関連
（相違点）表側に追加　：公種痘の細項目、要種痘人員、種痘ヲ受ケサル人員、種痘猶予人員
表側から削除：未種痘人員

1－015－011
諸統計報告書綴　T06
【第２期種痘成績表】
〔対象年〕　T5
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.1.19
〔記入表〕　報告期限　T6.1.10
〔国の様式〕［Ｔ２．７．２８内務省訓令第１６号　内務報告例第９８］に関連
（相違点）表側に追加　：公種痘の細項目、要種痘人員、種痘ヲ受ケサル人員、種痘猶予人員
表側から削除：未種痘人員

1－015－012
諸統計報告書綴　T06
【第３９様式　肥料共同購入高調】
〔対象年〕　T5
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.1.27
〔記入表〕　報告期限　T6.1末
〔備考〕　・調査心得あり
・記入表欄外には第３９様式とあるが第１３９様式の誤りと推定

1－015－013
諸統計報告書綴　T06
【第１４０号式　販売肥料使用高調】
〔対象年〕　T5
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.1.27
〔記入表〕　報告期限　T6.1末
〔備考〕　・調査心得あり

1－015－014
諸統計報告書綴　T06
【第１４２様式　石灰施用量調】
〔対象年〕　T5

〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.1.27
〔記入表〕　報告期限　　T6.1末
〔備考〕　・調査心得あり

1－015－015
諸統計報告書綴　T06
【災害表　武茂川流域水害表、那須郡武茂村暴風被害表】
〔対象年〕　T5
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.1.27
〔記入表〕　報告期限　　T6.2.15
〔国の様式〕［Ｔ２．７．２８内務省訓令第１６号　内務報告例第１０１］に関連
（相違点）表頭から削除：水道、港湾及海岸、橋梁の細目、国道県道、里道

1－015－016
諸統計報告書綴　T06
【［第１４５様式］　人口動態表】
〔対象年〕　T5
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.1.29
〔記入表〕　報告期限　　T6.1末日
〔備考〕　・調査心得あり

1－015－017
諸統計報告書綴　T06
【第４９号　家畜】
〔対象年〕　T5
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.2.17
〔記入表〕　報告期限　　T6.2.20
〔国の様式〕［Ｔ３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第１６］に対応

1－015－018
諸統計報告書綴　T06
【会社票】
〔対象年〕　T5.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.2.17
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第２１］に関連
（相違点）該当事項がないために様式の一部が省略されているので確認出来ない

1－015－019
諸統計報告書綴　T06
【［第５８様式］　織物ノ１】
〔対象年〕　T5
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.2.17
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第２５］に対応

1－015－020
諸統計報告書綴　T06
【第９５号　漁業戸数及漁業者】
〔対象年〕　T5
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.2.17
〔記入表〕　報告期限　　T6.2.20
〔国の様式〕［Ｔ３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第６０］に対応

1－015－021
諸統計報告書綴　T06
【［第９６様式］　漁船】
〔対象年〕　T5
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.2.17
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第６１］に関連
（相違点）表頭から削除：動力ヲ有セサルモノ２０噸又ハ２００石以上

1－015－022
諸統計報告書綴　T06
【第９８号　漁獲物】
〔対象年〕　T5
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.2.17
〔記入表〕　報告期限　　T6.2.20
〔国の様式〕［Ｔ３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第６３］に関連

（相違点）表頭から削除：魚類２０項目、貝類全項目、其ノ他ノ水産動物９項目、藻類全項目

1－015－023
諸統計報告書綴　T06
【［第９様式］　市町村出入人口及現住戸口表】
〔対象年〕　T5.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.2.17
〔記入表〕　報告期限　T6.2.20
〔備考〕　・調査心得あり

1－015－024
諸統計報告書綴　T06
【［第１１様式］　現住戸数職業別表】
〔対象年〕　T5.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.2.17
〔記入表〕　報告期限　T6.2.20
〔備考〕　・様式番号は１５－２０「漁業戸数及漁業者」に記載されている
・調査心得あり

1－015－025
諸統計報告書綴　T06
【死亡者年齢区別表】
〔対象年〕　T5.12.1現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.2.22
〔記入表〕　報告期限　T6.2尽日
〔備考〕　・「尽日」は月の末日のこと

1－015－026
諸統計報告書綴　T06
【第５５号　［綿糸紡績］】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T6.3.20
〔備考〕　・提出年月日はＴ５．３．２０とあるが、同時に送付された他の記入表対象年（Ｔ５．１２現在）より大正６年と訂正した

1－015－027
諸統計報告書綴　T06
【第５６号　［絹糸紡績］】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T6.3.20
〔備考〕　・提出年月日はＴ５．３．２０とあるが、同時に送付された他の記入表対象年（Ｔ５．１２現在）より大正６年と訂正した

1－015－028
諸統計報告書綴　T06
【第５７号　［麻糸紡績］】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T6.3.20
〔備考〕　・提出年月日はＴ５．３．２０とあるが、同時に送付された他の記入表対象年（Ｔ５．１２現在）より大正６年と訂正した

1－015－029
諸統計報告書綴　T06
【第６３号　［莫大小］】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T6.3.20
〔備考〕　・提出年月日はＴ５．３．２０とあるが、同時に送付された他の記入表対象年（Ｔ５．１２現在）より大正６年と訂正した

1－015－030
諸統計報告書綴　T06
【第６４号　［陶磁器］】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T6.3.20
〔備考〕　・提出年月日はＴ５．３．２０とあるが、同時に送付された他の記入表対象年（Ｔ５．１２現在）より大正６年と訂正した

1－015－031
諸統計報告書綴　T06
【第６５号　［煉瓦、瓦及土管］】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T6.3.20
〔備考〕　・提出年月日はＴ５．３．２０とあるが、同時に送付された他の記入表対象年（Ｔ５．１２現在）より大正６年と訂正した

1－015－032
諸統計報告書綴　T06
【第６６号　［漆器］】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T6.3.20
〔備考〕　・提出年月日はＴ５．３．２０とあるが、同時に送付された他の記入表対象年（Ｔ５．１２現在）より大正６年と訂正した

1－015－033
諸統計報告書綴　T06
【第６７号　［畳表、莫蓙及花莚］】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T6.3.20
〔備考〕　・提出年月日はＴ５．３．２０とあるが、同時に送付された他の記入表対象年（Ｔ５．１２現在）より大正６年と訂正した

1－015－034
諸統計報告書綴　T06
【第６８号　［工業用薬品］】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T6.3.20
〔備考〕　・提出年月日はＴ５．３．２０とあるが、同時に送付された他の記入表対象年（Ｔ５．１２現在）より大正６年と訂正した

1－015－035
諸統計報告書綴　T06
【第６９号　［漆液］】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T6.3.20
〔備考〕　・提出年月日はＴ５．３．２０とあるが、同時に送付された他の記入表対象年（Ｔ５．１２現在）より大正６年と訂正した

1－015－036
諸統計報告書綴　T06
【第７０号　［油類］】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T6.3.20
〔備考〕　・提出年月日はＴ５．３．２０とあるが、同時に送付された他の記入表対象年（Ｔ５．１２現在）より大正６年と訂正した

1－015－037
諸統計報告書綴　T06
【第７１号　［木蠟］】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T6.3.20
〔備考〕　・提出年月日はＴ５．３．２０とあるが、同時に送付された他の記入表対象年（Ｔ５．１２現在）より大正６年と訂正した

1－015－038
諸統計報告書綴　T06
【第７２号　［蠟燭］】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T6.3.20
〔備考〕　・提出年月日はＴ５．３．２０とあるが、同時に送付された他の記入表対象年（Ｔ５．１２現在）より大正６年と訂正した

1－015－039
諸統計報告書綴　T06
【第７４号　［薄荷］】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T6.3.20
〔備考〕　・提出年月日はＴ５．３．２０とあるが、同時に送付された他の記入表対象年（Ｔ５．１２現在）より大正６年と訂正した

1－015－040
諸統計報告書綴　T06
【第７５号　［石鹸］】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T6.3.20
〔備考〕　・提出年月日はＴ５．３．２０とあるが、同時に送付された他の記入表対象年（Ｔ５．１２現在）より大正６年と訂正した

1－015－041
諸統計報告書綴　T06
【第７６号　［和紙］】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T6.3.20

〔備考〕　・提出年月日はＴ５．３．２０とあるが、同時に送付された他の記入表対象年（Ｔ５．１２現在）より大正６年と訂正した

1－015－042
諸統計報告書綴　T06
【第７７号　［西洋紙］】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T6.3.20
〔備考〕　・提出年月日はＴ５．３．２０とあるが、同時に送付された他の記入表対象年（Ｔ５．１２現在）より大正６年と訂正した

1－015－043
諸統計報告書綴　T06
【第８１号　［缶詰］】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T6.3.20
〔備考〕　・提出年月日はＴ５．３．２０とあるが、同時に送付された他の記入表対象年（Ｔ５．１２現在）より大正６年と訂正した

1－015－044
諸統計報告書綴　T06
【第８３号　［燐寸］】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T6.3.20
〔備考〕　・提出年月日はＴ５．３．２０とあるが、同時に送付された他の記入表対象年（Ｔ５．１２現在）より大正６年と訂正した

1－015－045
諸統計報告書綴　T06
【第８４号　［製革］】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T6.3.20
〔備考〕　・提出年月日はＴ５．３．２０とあるが、同時に送付された他の記入表対象年（Ｔ５．１２現在）より大正６年と訂正した

1－015－046
諸統計報告書綴　T06
【第８５号　［麦稈、経木及麻真田］】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T6.3.20
〔備考〕　・提出年月日はＴ５．３．２０とあるが、同時に送付された他の記入表対象年（Ｔ５．１２現在）より大正６年と訂正した

1－015－047
諸統計報告書綴　T06
【第８６号　［時計］】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T6.3.20
〔備考〕　・提出年月日はＴ５．３．２０とあるが、同時に送付された他の記入表対象年（Ｔ５．１２現在）より大正６年と訂正した

1－015－048
諸統計報告書綴　T06
【第８７号　［硝子製品］】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T6.3.20
〔備考〕　・提出年月日はＴ５．３．２０とあるが、同時に送付された他の記入表対象年（Ｔ５．１２現在）より大正６年と訂正した

1－015－049
諸統計報告書綴　T06
【第８８号　［刷子及刷毛］】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T6.3.20
〔備考〕　・提出年月日はＴ５．３．２０とあるが、同時に送付された他の記入表対象年（Ｔ５．１２現在）より大正６年と訂正した

1－015－050
諸統計報告書綴　T06
【第８９号　［帽子］】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T6.3.20
〔備考〕　・提出年月日はＴ５．３．２０とあるが、同時に送付された他の記入表対象年（Ｔ５．１２現在）より大正６年と訂正した

1－015－051
諸統計報告書綴　T06
【第９０号　［鉦鉦］】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T6.3.20
〔備考〕　・提出年月日はＴ５．３．２０とあるが、同時に送付された他の記入表対象年（Ｔ５．１２現在）より大正６年と訂正した

1－015－052
諸統計報告書綴　T06
【第１０６号　［民有林野被害］】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T6.3.20
〔備考〕　・提出年月日はＴ５．３．２０とあるが、同時に送付された他の記入表対象年（Ｔ５．１２現在）より大正６年と訂正した

1－015－053
諸統計報告書綴　T06
【第１１２号　［諸市場］】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T6.3.20
〔備考〕　・提出年月日はＴ５．３．２０とあるが、同時に送付された他の記入表対象年（Ｔ５．１２現在）より大正６年と訂正した

1－015－054
諸統計報告書綴　T06
【第７８号　機械製麦粉】
〔対象年〕　T5
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.3.20
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第４３］に対応
〔備考〕　・提出年月日はＴ５．３．２０とあるが、同時に送付された他の記入表対象年（Ｔ５．１２現在）より大正６年と訂正した

1－015－055
諸統計報告書綴　T06
【第８２号　菓子】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.3.20
〔記入表〕　報告期限　T6.3.20
〔備考〕　・提出年月日はＴ５．３．２０とあるが、同時に送付された他の記入表対象年（Ｔ５．１２現在）より大正６年と訂正した

1－015－056
諸統計報告書綴　T06
【第９１号　各種工産物】
〔対象年〕　T5
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.3.20
〔記入表〕　報告期限　T6.3.20
〔国の様式〕［Ｔ３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第５６］に関連
（相違点）表頭に追加　：味噌、売薬
表頭から削除：銅器、青銅器及真鍮器　外１７項目
〔備考〕　・提出年月日はＴ５．３．２０とあるが、同時に送付された他の記入表対象年（Ｔ５．１２現在）より大正６年と訂正した

1－015－057
諸統計報告書綴　T06
【第１０３号　造林用苗木】
〔対象年〕　T5.12末現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.3.20
〔記入表〕　報告期限　T6.3.20
〔国の様式〕［Ｔ３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第７１］に関連
（相違点）表頭から削除：樟
表側から削除：道府県、郡、森林組合
〔備考〕　・提出年月日はＴ５．３．２０とあるが記入表対象年（Ｔ５．１２現在）より大正６年と訂正した

1－015－058
諸統計報告書綴　T06
【第１０８号　林野産物】
〔対象年〕　T5
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.3.20

〔記入表〕　報告期限　　T6.3.20
〔国の様式〕［Ｔ３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第７６］に関連
（相違点）表頭に追加　：木炭（白炭、黒炭、其他）
〔備考〕　・提出年月日はＴ５．３．２０とあるが、同時に送付された他の記入表対象年（Ｔ５．１２現在）より大正６年と訂正した

1－015－059
諸統計報告書綴　T06
【第１１１［号］　地方重要生産物特別調査】
〔対象年〕　T5
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.3.20
〔記入表〕
〔備考〕　・提出年月日はＴ５．３．２０とあるが、同時に送付された他の記入表対象年（Ｔ５．１２現在）より大正６年と訂正した

1－015－060
諸統計報告書綴　T06
【第１１３号　質屋】
〔対象年〕　T5
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.3.20
〔記入表〕　報告期限　　T6.3.20
〔備考〕　・提出年月日はＴ５．３．２０とあるが、同時に送付された他の記入表対象年（Ｔ５．１２現在）より大正６年と訂正した

1－015－061
諸統計報告書綴　T06
【第１１４号　重要品県外輸出入】
〔対象年〕　T5
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.3.20
〔記入表〕　報告期限　　T6.3.20
〔備考〕　・提出年月日はＴ５．３．２０とあるが、同時に送付された他の記入表対象年（Ｔ５．１２現在）より大正６年と訂正した

1－015－062
諸統計報告書綴　T06
【第１１５号様式１　勧業諮会　其１】
〔対象年〕　T5
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.3.20
〔記入表〕　報告期限　　T6.3.20
〔備考〕　・提出年月日はＴ５．３．２０とあるが、同時に送付された他の記入表対象年（Ｔ５．１２現在）より大正６年と訂正した

1－015－063
諸統計報告書綴　T06
【第１１５号様式２　勧業諮会　其２】
〔対象年〕　T5
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.3.20
〔記入表〕　報告期限　　T6.3.20
〔備考〕　・提出年月日はＴ５．３．２０とあるが、同時に送付された他の記入表対象年（Ｔ５．１２現在）より大正６年と訂正した

1－015－064
諸統計報告書綴　T06
【麦作実際作付反別】
〔対象年〕　T6
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.3.26
〔記入表〕

1－015－065
諸統計報告書綴　T06
【［第１２１様式］　土木費統計表】
〔対象年〕　T4年度決算
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.3.26
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ２．７．２６内務省訓令第１６号　内務報告例第４８］に関連
（相違点）表側に追加　：町村事業、水利組合事業
表側から削除：庁府県事業、都市区事業、雑支出ノ部

1－015－066
諸統計報告書綴　T06

【児童対照表】
〔対象年〕　［T5年度］
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.4.15
〔記入表〕
〔備考〕　・尋常科児童数は３月１日現在、尋常小学教科ヲ修ムル者は３月３１日現在

1－015－067
諸統計報告書綴　T06
【甲号表１　学齢児童表】
〔対象年〕　T6.3.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.4.15
〔記入表〕
〔備考〕　・明治３３年文部省令第１４号　小学校令施行規則　参照

1－015－068
諸統計報告書綴　T06
【乙号表５　授業料ヲ徴収スル市町村立小学校表】
〔対象年〕　T6.3.1現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.4.15
〔記入表〕
〔備考〕　・明治３３年文部省令第１４号　小学校令施行規則　参照

1－015－069
諸統計報告書綴　T06
【乙号表１１　学齢児童中盲者聾唖者表】
〔対象年〕　T6.3.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.4.15
〔記入表〕

1－015－070
諸統計報告書綴　T06
【第１０４号　民有林野人工造林】
〔対象年〕　T5
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.4.17
〔記入表〕　報告期限　T6.4.20
〔国の様式〕［T３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第７２］に関連
（相違点）表頭から削除：針葉樹林中の落葉松、花柏、羅漢柏　濶葉樹林中の樟以外の４種類

1－015－071
諸統計報告書綴　T06
【第１０５号　民有林野天然造林】
〔対象年〕　T5
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.4.17
〔記入表〕　報告期限　T6.4.20
〔国の様式〕［T３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第７３］に関連
（相違点）表側から削除：下種、萌芽

1－015－072
統計報告書綴　T06
【第１０７号　民有林伐採】
〔対象年〕　T5
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.4.17
〔記入表〕　報告期限　T6.4.20
〔国の様式〕［T３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第７５］に関連
（相違点）表頭から削除：針葉樹中の杉、扁柏、松以外９種類　濶葉樹中の欅、樫、栗、楢、厚皮樫、桐以外の２６種
表頭に追加　：薪炭材の細目

1－015－073
諸統計報告書綴　T06
【８０号様式　寒天】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T6.4.17
〔備考〕　・T３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第４６と同表名

1－015－074
諸統計報告書綴　T06
【［第６様式］　村基本財産表】
〔対象年〕　T6.3.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.4.29
〔記入表〕

1－015－075
諸統計報告書綴　T06
【村学校基本財産表】
〔対象年〕　T6.3.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.4.29
〔記入表〕

1－015－076
諸統計報告書綴　T06
【罹災救助資金表】
〔対象年〕　T6.3.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.4.29
〔記入表〕

1－015－077
諸統計報告書綴　T06
【［第１４４様式］　諸車】
〔対象年〕　T6.3.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.4.29
〔記入表〕

1－015－078
諸統計報告書綴　T06
【［１４３様式］　小船】
〔対象年〕　T6.3.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.4.29
〔記入表〕

1－015－079
諸統計報告書綴　T06
【１２５号　水道表】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T6.4.29
〔備考〕　・Ｔ２．７．２６内務省訓令第１６号　内務報告例第１２５　水道表があるが確認出来ない

1－015－080
諸統計報告書綴　T06
【［第３２様式］　麦作収穫高予想表】
〔対象年〕　５月１５日ノ状況ニ依ル
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.5.18
〔記入表〕

1－015－081
諸統計報告書綴　T06
【［第３３様式］　春蚕景況調査表】
〔対象年〕　T6.5.22現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.5.23
〔記入表〕　報告期限　T6.5.24

1－015－082
諸統計報告書綴　T06
【就学不就学児童調査表】
〔対象年〕　T6.5.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.6.8
〔記入表〕　報告期限　T6.6.10

1－015－083
諸統計報告書綴　T06
【第３５　麦】
〔対象年〕　T6
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.7.19
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第２］に対応

1－015－084
諸統計報告書綴　T06
【第４２　桑畑及茶畑】
〔対象年〕　T6.6末現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.7.19
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第９］に関連
（相違点）表頭に追加　：桑畑の欄の細目（総数、右ノ内夏秋蚕専用）

1－015－085
諸統計報告書　T06
【第４３　春蚕】
〔対象年〕　T6
〔送り状１〕村長→郡長

発信年月日　T6.7.19
〔記入表〕
〔国の様式〕［T３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第１０］に関連
（相違点）表側に追加　：養蚕戸数、蚕種掃立枚数の欄にかぎり　１０枚以上、５枚以上１０枚未満、１枚以上５枚未満、１枚未満、計

1－015－086
諸統計報告書　T06
【第５１　家禽】
〔対象年〕　T6.6.30現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.7.19
〔記入表〕
〔国の様式〕［T３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第１８］に対応

1－015－087
諸統計報告書　T06
【第４０様式　桑苗表】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T6.7.19
〔備考〕　・T３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第７と同表名

1－015－088
諸統計報告書　T06
【第４１様式　苗木定期調査表】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T6.7.19
〔備考〕　・T３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第８と同表名

1－015－089
諸統計報告書　T06
【第７９様式　澱粉表】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T6.7.19
〔備考〕　・T３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第４４と同表名

1－015－090
諸統計報告書　T06
【米作実際作付反別】
〔対象年〕　T6
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.8.4
〔記入表〕　報告期限　T6.8.5
〔備考〕　・「生産統計調査委員ヲシテ調査スルコト」と注意書にあり

1－015－091
諸統計報告書　T06
【［第３９様式］　緑肥用作物】
〔対象年〕　T6
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.8.18
〔記入表〕
〔国の様式〕［T３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第６］に対応

1－015－092
諸統計報告書綴　T06
【第７３様式　製藍表】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T6.8.22
〔備考〕　・T３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第３８と同表名

1－015－093
諸統計報告書綴　T06
【トラホーム患者治療成績表】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.7.25
〔記入表〕

1－015－094
諸統計報告書綴　T06
【学事年報　丙号表１　公学費収支表】
〔対象年〕　T5
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.8.29
〔記入表〕

1－015－095
諸統計報告書綴　T06

【学事年報　丙号表２　公学資産表】
〔対象年〕　T6.3.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T6.8.29
〔記入表〕

1－015－096
諸統計報告書綴　T06
【学事年報　丙号表４　郡市町村立学校及図書館職員退職給与金支出表】
〔対象年〕　T5年度
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T6.8.29
〔記入表〕

1－015－097
諸統計報告書綴　T06
【米第１回予想収穫高表】
〔対象年〕　T6.9.20状況
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T6.9.21
〔記入表〕　報告期限　T6.9.23
〔国の様式〕［Ｔ６．７．２３農商務省訓令第５号　米第１回予想収穫高］に関連
（相違点）表頭に追加　：水稲陸稲の別、粳米糯米の別
　　表側に追加　：実際作付反別
　　表側から削除：前年収穫高、平年収穫高、増減（前年収穫高ニ比シ、平年収穫高ニ比シ）

1－015－098
諸統計報告書綴　T06
【［第４８様式］　製茶】
〔対象年〕　T6
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T6.9.22
〔記入表〕　報告期限　T6.9末日
〔国の様式〕［Ｔ３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第１５］に対応

1－015－099
諸統計報告書綴　T06
【第１３７様式（丙号）　農作物被害反別及被害見積高［１］】
〔対象年〕　T6.10.1
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T6.10.5
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｍ４３．９．２１農務局長通牒農第１３８５９号　農事被害報告様式丙号様式ノ１］に関連
（相違点）表側に追加　：田畑の別
　　表頭から削除：麦、菜種、大豆
〔備考〕　・１０月１日洪水ノ害ニ因ル分

1－015－100
諸統計報告書綴　T06
【第１３７様式（丙号）　農作物被害段別及被害見積高［２］】
〔対象年〕　T6.10.1
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T6.10.5
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｍ４３．９．２１農務局長通達農第１３８５９号　農事被害報告様式丙号様式ノ１］に関連
（相違点）表側に追加　：田畑の別
　　表頭に追加　：蕎麦
　　表頭から削除：流失又ハ埋没シタルモノ
〔備考〕　・１０月１日暴風ノ害ニ因ル分

1－015－101
諸統計報告書綴　T06
【第１７４号　被害調書　家屋、橋梁】
〔対象年〕　T6.10.1
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T6.10.2
〔記入表〕

1－015－102
諸統計報告書綴　T06
【第１３７様式（乙号）１　農作物被害段別及被害見積高概数】
〔対象年〕　T6.10.1
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T6.10.2
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｍ４３．９．２１農務局長通牒農第１３８５９号　農事被害報告様式乙号様式ノ１］に対応
〔備考〕　・１０月１日暴風雨ノ害ニ因ル分

1－015－103
諸統計報告書綴　T06
【第１３７様式（乙号）２　農作物被害段別及被害見積高概数】
〔対象年〕　[T6].10.1
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.10.2
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｍ４３．９．２１農務局長通牒農第１３８５９号　農事被害報告様式　乙号様式ノ１］に対応
〔備考〕　・１０月１日洪水ノ害ニ因ル分

1－015－104
諸統計報告書綴　T06
【国定教科書供給状況調】
〔対象年〕　T6年度　後期
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.10.20
〔記入表〕
〔備考〕　・各小学校の記入表４枚を合計したもの

1－015－105
諸統計報告書綴　T06
【国定教科書供給状況調】
〔対象年〕　T6年度　後期
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→
発信年月日　T6.10.19
〔記入表〕

1－015－106
諸統計報告書綴　T06
【国定教科書供給状況調】
〔対象年〕　T6年度　後期
〔送り状１〕松野尋常小学校長→
発信年月日　T6.10.20
〔記入表〕

1－015－107
諸統計報告書綴　T06
【国定教科書供給状況調】
〔対象年〕　T6年度　後期
〔送り状１〕久那瀬尋常小学校→
発信年月日　T6.10.19
〔記入表〕

1－015－108
諸統計報告書綴　T06
【国定教科書供給状況調】
〔対象年〕　T6年度　後期
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→郡長
発信年月日　T6.10.19
〔記入表〕

1－015－109
諸統計報告書綴　T06
【第４４号　夏蚕】
〔対象年〕　T6
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.10.25
〔記入表〕　報告期限　T6.10末日
〔国の様式〕［Ｔ３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第１１］に関連
（相違点）表側に追加　：１０枚以上、５枚以上１０枚未満、１枚以上５枚未満、１枚未満、計（表頭の養蚕戸数、養種掃立枚数のみ）

1－015－110
諸統計報告書綴　T06
【第４５号　秋蚕】
〔対象年〕　T6
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.10.25
〔記入表〕　報告期限　T6.10末日
〔国の様式〕［Ｔ３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第１２］に関連
（相違点）表側に追加　：１０枚以上、５枚以上１０枚未満、１枚以上５枚未満、１枚未満、計（表頭の養蚕戸数、養種掃立枚数のみ）

1－015－111
諸統計報告書綴　T06
【第４６号　養蚕戸数】
〔対象年〕　T6
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.10.25
〔記入表〕　報告期限　T6.10末日
〔国の様式〕［Ｔ３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第１３］に関連
（相違点）表頭に追加　：春蚕飼育、春夏蚕飼

育、春秋蚕飼育　その他組合せにより全７項目
表側に追加　：１０枚以上、５枚以上１０枚未満、他２項目

1－015－112
諸統計報告書綴　T06
【米第２回予想収穫高表】
〔対象年〕　T6.10.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.11.1
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ６．７．２３農商務省訓令第５号　米第２回予想収穫高］に関連
（相違点）表頭に追加　：水稲陸稲の別、糀米糯米の別
表側から削除：第１回予想収穫高、前年収穫高、平年収穫高、増減（第１回予想収穫高ニ比シ、前年収穫高ニ比シ、平年収穫高ニ比シ）

1－015－113
諸統計報告書綴　T06
【第３４号　米】
〔対象年〕　T6
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.11.28
〔記入表〕　報告期限　T6.11末日
〔国の様式〕［Ｔ３．１１．２１農商務省令第１３号　農商務統計様式第１］に関連
（相違点）表頭に追加　：糀米、糯米（陸稲、水稲の細目）

1－015－114
諸統計報告書綴　T06
【稲架乾実行反別調】
〔対象年〕　T6
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.11.28
〔記入表〕　報告期限　T6.11末日

1－015－115
諸統計報告書綴　T06
【１反歩当肥料使用量定期調査】
〔対象年〕　T6
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.12.29
〔記入表〕

1－016－001
［統計報告書綴］　T07
【第１期種痘成績表】
〔対象年〕　T6
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.1.14
報告期限　T7.1.10
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ２．７．２６内務省訓令第１６号　第９８］に関連
（相違点）表側に追加　：公種痘中の要種痘人員、種痘猶予人員
〔備考〕　・Ｍ４３．４．１県訓令第１６号による報告期限

1－016－002
［統計報告書綴］　T07
【第２期種痘成績表】
〔対象年〕　T6
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.1.14
報告期限　T7.1.10
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ２．７．２６内務省訓令第１６号　第９８］に関連
（相違点）表側に追加　：公種痘中の要種痘人員、種痘猶予人員
〔備考〕　・Ｍ４３．４．１県訓令第１６号による報告期限

1－016－003
［統計報告書綴］　T07
【［第４様式］　町村会議員及選挙有権者調表】
〔対象年〕　T6.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.1.14
〔記入表〕

1－016－004
［統計報告書綴］　T07
【町村吏員表】
〔対象年〕　T6.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.1.14
〔記入表〕

1－016－005
［統計報告書綴］　T07

【［第５様式］　町村吏員退隠料受領人員及金額表】
〔対象年〕　T6.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.1.14
〔記入表〕

1－016－006
［統計報告書綴］　T07
【衆議院議員選挙人［員］調】
〔対象年〕　T4.10.1現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.1.14
〔記入表〕
〔備考〕　・郡統計材料

1－016－007
［統計報告書綴］　T07
【県会議員選挙権被選挙権ヲ有スル人員表】
〔対象年〕　T4.9.15現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.1.14
〔記入表〕
〔備考〕　・郡統計材料

1－016－008
［統計報告書綴］　T07
【町村会議員及公民数調】
〔対象年〕　T4.12.1現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.1.14
〔記入表〕
〔備考〕　・郡統計材料

1－016－009
［統計報告書綴］　T07
【［第３６様式］　食用及特用農産物表】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.1.19
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第３表と同表名

1－016－010
［統計報告書綴］　T07
【［第３７様式］　食用及特用農産物定期調査】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.1.19
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第４表　食用農産物定期調査と類似表名

1－016－011
［統計報告書綴］　T07
【［第３８様式］　果実表】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.1.19
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第５と同表名

1－016－012
［統計報告書綴］　T07
【［第４７様式］　蚕糸類及真綿】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.1.19
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第１４と同表名

1－016－013
［統計報告書綴］　T07
【［第１４５様式］　人口動態表】
〔目次〕　発信年月日　T7.1.25

1－016－014
［統計報告書綴］　T07
【トラホーム患者治療成績表】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.1.25
〔記入表〕

1－016－015
［統計報告書綴］　T07
【死亡者年齢類別表】
〔対象年〕　T6
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.1.25
〔記入表〕　報告期限　T7.1末日
〔備考〕　・「本表ノ総数ハ県報告例第１４５様式　人口動態表ト符合スルヲ要ス」とあり

1－016－016
［統計報告書綴］　T07
【［第１２４様式］　災害表】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.1.29

1－016－017
［統計報告書綴］　T07
【［第１３９様式］　肥料共同購入高調】
〔対象年〕　T6
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.1.29
〔記入表〕

1－016－018
［統計報告書綴］　T07
【［第１４０様式］　販売肥料使用高調】
〔対象年〕　T6
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.1.29
〔記入表〕

1－016－019
［統計報告書綴］　T07
【［第１４２様式］　石灰施用量調】
〔対象年〕　T6
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.1.29
〔記入表〕

1－016－020
［統計報告書綴］　T07
【［第１１様式］　現住戸数職業別表】
〔対象年〕　T6.12.31現在
〔記入表〕　報告期限　T7.2.20
〔備考〕　・「要２通」とあり
・様式番号は１６－２４の記入表欄外に記載されているものを採用

1－016－021
［統計報告書綴］　T07
【［第９様式］　市町村出入人口及現住戸口表】
〔対象年〕　T6.12.31現在
〔記入表〕　報告期限　T7.2.20
〔備考〕　・「要２通」とあり

1－016－022
［統計報告書綴］　T07
【第４９号様式　家畜】
〔対象年〕　T6
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.2.29
〔記入表〕　報告期限　T7.2.20
〔国の様式〕［Ｔ３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第１６］に関連
（相違点）表側に追加　：年内出産の項目中牝牡それぞれの価額

1－016－023
［統計報告書綴］　T07
【［第５８様式］　織物表　織物ノ１】
〔対象年〕　T6
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.2.29
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第２５　織物ノ１］に対応

1－016－024
［統計報告書綴］　T07
【第９５号様式　漁業戸数及漁業者】
〔対象年〕　T6
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.2.29
〔記入表〕　報告期限　T7.2.20
〔国の様式〕［Ｔ３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第６０］に対応

1－016－025
［統計報告書綴］　T07
【［第９６様式］　漁船表】
〔対象年〕　T6
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.2.29
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第６１］に関連
（相違点）表頭から削除：「２０噸又ハ２００石以上」

1－016－026
［統計報告書綴］　T07
【［第９８様式］　漁獲物】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.2.29

1－016－027
［統計報告書綴］　T07
【［第５０様式］　乳牛】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T7.2.29
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第１７表と同表名

1－016－028
［統計報告書綴］　T07
【［第５２様式］　屠殺】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T7.2.29
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第１９表と同表名

1－016－029
［統計報告書綴］　T07
【［第５３様式］　乳肉製品】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T7.2.29
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第２０表と同表名

1－016－030
［統計報告書綴］　T07
【［第５４様式］　会社】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T7.2.29
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第２１表と同表名

1－016－031
［統計報告書綴］　T07
【［第５９様式］　織物ノ２】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T7.2.29
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第２５表と同表名

1－016－032
［統計報告書綴］　T07
【［第６０様式］　織物ノ３】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T7.2.29
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第２５表と同表名

1－016－033
［統計報告書綴］　T07
【［第６２様式］　染物定期調査】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T7.2.29
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第２７表と同表名

1－016－034
［統計報告書綴］　T07
【［第９２様式］　工場】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T7.2.29
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第５７表と同表名

1－016－035
［統計報告書綴］　T07
【［第９３様式］　石炭消費高】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T7.2.29
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第５８表と同表名

1－016－036
［統計報告書綴］　T07
【［第９７様式］　難破漁船】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T7.2.29
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第６２表と

同表名

1－016－037
［統計報告書綴］　T07
【［第９９様式］　水産製造物】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T7.2.29
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第６４表と同表名

1－016－038
［統計報告書綴］　T07
【［第１００様式］　水産養殖表】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T7.2.29
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第６５表と同表名

1－016－039
［統計報告書綴］　T07
【［第７８様式］　機械製麦紛表】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.3.16
報告期限　T7.3.20
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第４３表と同表名

1－016－040
［統計報告書綴］　T07
【［第８２様式］　菓子表】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.3.16
報告期限　T7.3.20

1－016－041
［統計報告書綴］　T07
【［第９１様式］　各種工産物表】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.3.16
報告期限　T7.3.20
〔備考〕　・記入表欠落
・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第５６表と同表名

1－016－042
［統計報告書綴］　T07
【［第１０３様式］　造林用苗木表】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.3.16
報告期限　T7.3.20
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第７１表と同表名

1－016－043
［統計報告書綴］　T07
【［第１０８様式］　林野産物表】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.3.16
報告期限　T7.3.20
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第７６表と同表名

1－016－044
［統計報告書綴］　T07
【第１１１様式　地方重要生産物特別調査表】
〔対象年〕　T6
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.3.16
報告期限　T7.3.20
〔記入表〕

1－016－045
［統計報告書綴］　T07
【［第１１３様式］　質屋表】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.3.16
報告期限　T7.3.20

1－016－046
［統計報告書綴］　T07
【［第１１４様式］　重要品県外輸出入表】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.3.16
報告期限　T7.3.20

1－016－047
［統計報告書綴］　T07
【［第１１５様式］　勧業諮会表】
〔送り状１〕村長→郡長

発信年月日　T7.3.16
報告期限　T7.3.20

1－016－048
［統計報告書綴］　T07
【［第１２１様式］　土木費総計表】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.3.30

1－016－049
［統計報告書綴］　T07
【麦作実際作付反別】
〔対象年〕　T7
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.3.30
〔記入表〕

1－016－050
［統計報告書綴］　T07
【学事年報表　児童数対照表】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.4.11
〔目次〕

1－016－051
［統計報告書綴］　T07
【学事年報表　学齢児童表】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.4.11
〔目次〕

1－016－052
［統計報告書綴］　T07
【学事年報表　授業料ヲ徴収スル市町村立小学校表】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.4.11
〔目次〕

1－016－053
［統計報告書綴］　T07
【学事年報表　学齢児童中盲者聾唖者表】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.4.11
〔目次〕

1－016－054
［統計報告書綴］　T07
【［第１０４様式］　民有林野人工造林表】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第７２表と同表名

1－016－055
［統計報告書綴］　T07
【［第１０５様式］　民有林野天然造林表】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第７３表と同表名

1－016－056
［統計報告書綴］　T07
【［第１０７様式］　民有林野伐採表】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第７５表と同表名

1－016－057
［統計報告書綴］　T07
【［第６様式］　村基本財産表】
〔対象年〕　T7.3.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.4.23
〔記入表〕

1－016－058
［統計報告書綴］　T07
【村小学校基本財産表】
〔対象年〕　T7.3.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.4.23
〔記入表〕

1－016－059
［統計報告書綴］　T07
【村罹災救助資金表】
〔対象年〕　T7.3.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.4.23
〔記入表〕

1－016－060
［統計報告書綴］　T07
【［第１４３様式］　小船表】
〔対象年〕　T7.3.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.4.29
〔記入表〕

1－016－061
［統計報告書綴］　T07
【［第１４４様式］　諸車表】
〔対象年〕　T6.3.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.4.29
〔記入表〕

1－016－062
［統計報告書綴］　T07
【第１期種痘成績表】
〔対象年〕　T7
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.5.3
報告期限　T7.5.10
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ２．７．２６内務省訓令第１６号　第９８］に関連
（相違点）表側に追加　：公種痘中の要種痘人員、種痘猶予人員
〔備考〕　・Ｔ７．３．６那庶甲第４２６号により５月１０日までに到着する様に進達のこととあり

1－016－063
［統計報告書綴］　T07
【第２期種痘成績表】
〔対象年〕　T7
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.5.3
報告期限　T7.5.10
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ２．７．２６内務省訓令第１６号　第９８］に関連
（相違点）表側に追加　：公種痘中の要種痘人員、種痘猶予人員
〔備考〕　・Ｔ７．３．６那庶甲第４２６号により５月１０日までに到着する様に進達のこととあり

1－016－064
［統計報告書綴］　T07
【第３２様式　麦予想収穫高表】
〔対象年〕　T7.5.20状況
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.5.20
報告期限　T7.5.23
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ６．７．２３農商務省訓令第５号　麦予想収穫高］に関連
（相違点）表頭に追加　：田畑の項目
表側に追加　：実際作付反別

1－016－065
［統計報告書綴］　T07
【第３３様式　春蚕生育ノ景況及予想収繭高表】
〔対象年〕　T7.5.25状況
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.5.24
報告期限　T7.5.27
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ６．７．２３農商務省訓令第５号　春蚕生育ノ景況及予想収繭高］に対応

1－016－067
［統計報告書綴］　T07
【就学不就学児童調査表】
〔対象年〕　T7.5.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.6.8
〔記入表〕　報告期限　T7.6.10

1－016－068
［統計報告書綴］　T07
【国定教科書供給状況調表】
〔対象年〕　T7年度　前期分
〔目次〕

1－016－069
［統計報告書綴］　T07
【町村税滞納処分調表】
〔対象年〕　T6年度
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.7.10
〔記入表〕

1－016－070
［統計報告書綴］　T07
【町村税滞納処分調表（２）】
〔対象年〕　T6年度
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.7.10
〔記入表〕

1－016－071
［統計報告書綴］　T07
【［第３５様式］　麦表】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.7.16
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第２表と同表名

1－016－072
［統計報告書綴］　T07
【［第４２様式］　桑畑及茶畑表】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.7.16
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第９表と同表名

1－016－073
［統計報告書綴］　T07
【［第４３様式］　春蚕表】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.7.16
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第１０表と同表名

1－016－074
［統計報告書綴］　T07
【［第５１様式］　家禽表】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.7.16
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第１８表と同表名

1－016－075
［統計報告書綴］　T07
【［第４０様式］　桑苗表】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T7.7.16
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第７表と同表名

1－016－076
［統計報告書綴］　T07
【［第７９様式］　澱粉表】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T7.7.16
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第４４表と同表名

1－016－077
［統計報告書綴］　T07
【トラホーム患者治療成績表】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.7.30
〔記入表〕

1－016－078
［統計報告書綴］　T07
【学事年報表　丙号表１　公学費収支表】
〔対象年〕　T6年度
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.9.16
〔記入表〕

1－016－079
［統計報告書綴］　T07
【学事年報表　丙号表２　公学資産表】
〔対象年〕　T7.3.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.9.16
〔記入表〕

1－016－080
［統計報告書綴］　T07
【学事年報　丙号表４　郡市町村立学校及図書館職員退職給与金支出表】
〔対象年〕　T6年度
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.9.16
〔記入表〕

1－016－081
［統計報告書綴］　T07
【米第１回予想収穫高表】
〔対象年〕　T7.9.20状況
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.9.21
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ６．７．２３農商務省訓令第５号　米第１回予想収穫高］と関連
（相違点）表頭に追加　：水稲陸稲の別、糀米糯米の別
表側に追加　：実際作付反別
表側から削除：前年収穫高、平年収穫高、増減（前年収穫高ニ比シ、平年収穫高ニ比シ）

1－016－082
［統計報告書綴］　T07
【［第４８様式］　製茶表】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.9.21
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第１５と同表名

1－016－083
［統計報告書綴］　T07
【被害調書・家屋】
〔対象年〕　T7.9.24
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.9.25
〔記入表〕
〔備考〕　・９月２４日の暴風雨に因る被害

1－016－084
［統計報告書綴］　T07
【農作物被害段別及被害見積高概数】
〔対象年〕　T7.9.24
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.9.25
〔記入表〕
〔備考〕　・９月２４日の暴風雨に因る被害

1－016－085
［統計報告書綴］　T07
【農作物被害段別及被害見積高】
〔対象年〕　T7.9.24
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.9.30
〔記入表〕
〔備考〕　・９月２４日の暴風雨に因る被害

1－016－086
［統計報告書綴］　T07
【国定教科書供給状況調】
〔目次〕

1－016－087
［統計報告書綴］　T07
【［第４４様式］　夏蚕表】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第１１と同表名

1－016－088
［統計報告書綴］　T07
【［第４５様式］　秋蚕表】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第１２と同表名

1－016－089
［統計報告書綴］　T07
【［第４６様式］　養蚕戸数表】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第１３と同表名

1－016－090
［統計報告書綴］　T07
【米第２回予想収穫高表】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ６．７．２３農商務省訓令第５号　米第２回予想収穫高と同表名

1－016－091
［統計報告書綴］　T07
【［第３４様式］　米表】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第１と同表

名

1－016－092
［統計報告書綴］　T07
【稲架干実行反別調表】
〔対象年〕　T7
〔目次〕

1－017－001
勧業関係綴　T07
【杉苗木需給並ニ赤枯病駆除予防ノ状況】
〔対象年〕　T1～6
〔照会状〕　郡役所庶務課長→村長
発信年月日　T7.2.19
報告期限　T7.3.1
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所庶務課長
発信年月日　T7.2.27
〔記入表〕

1－017－002
勧業関係綴　T07
【肥料製造高届】
〔対象年〕　T6
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T7.3.20
報告期限　T7.2.28
〔雛形〕
〔備考〕　・雛形は製造者用個票で届出先は知事
・記入表はないが照会状に朱筆で肥料売買廃業届、業者死亡届　各１通を郡へ提出（Ｔ６．３．３０）したとある

1－017－003
勧業関係綴　T07
【［肥料］製造ノ原料ニ供シタル肥料高届】
〔対象年〕　T6
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T7.3.20
報告期限　T7.2.28
〔雛形〕
〔備考〕　・雛形は製造者用個票で届出先は知事
・記入表はないが照会状に朱筆で肥料売買廃業届、業者死亡届　各１通を郡へ提出（Ｔ６．３．３０）したとある

1－017－004
勧業関係綴　T07
【県外ヨリ肥料購入高届】
〔対象年〕　T6
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T7.2.19
報告期限　T7.2.28
〔雛形〕
〔備考〕　・雛形は製造者用個票で届出先は知事
・記入表はないが照会状に朱筆で２通郡へ提出（Ｔ６．３．３０）したとある

1－017－005
勧業関係綴　T07
【馬匹第１期健康診断報告】
〔対象年〕　T7
〔送り状１〕馬頭町獣医→県知事
発信年月日　T7.5.5
〔記入表〕
〔備考〕　・記入表欄外に大正７年５月９日郡へ送付とある

1－017－006
勧業関係綴　T07
【軍用干草配当表】
〔対象年〕　T7
〔送り状１〕郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T7.4.9
〔記入表〕
〔備考〕　・送り状は郡下各村の納入割宛量（記入表）に応じて、干草を納入する様にとの通牒

1－017－007
勧業関係綴　T07
【馬ニ関スル病名調査】
〔対象年〕　T5.3～T7.4
〔送り状１〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T7.5.17
〔記入表〕

1－017－008
勧業関係綴　T07
【那須郡産業組合一覧】
〔対象年〕　T6.12.31
〔送り状１〕郡役所勧業課→村役場
発信年月日　T7.5.30

〔記入表〕

1－017－009
勧業関係綴　T07
【木材木炭及薪発送状況調表】
〔対象年〕　T6
〔照会状〕　県内務部→村役場
発信年月日　T7.5.30
報告期限　T7.6.15
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→県内務部
発信年月日　T7.6.12
〔記入表〕
〔備考〕　・県よりの照会状に「統計資料蒐集上必要有之」とあり

1－017－010
勧業関係綴　T07
【農業資金供給状況】
〔対象年〕　T6
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T7.6.25
報告期限　T7.7.10
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T7.7.3
〔記入表〕
〔備考〕　・照会状に「調査上必要ノ旨ヲ以テ本県ヨリ照会ノ次第モ有之」とあり、数項目に亙る調査で統計とは言い難いが、農業資金の借入先を示すものであるので採用した

1－017－011
勧業関係綴　T07
【干瓢火力乾燥ニ関シ調査】
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T7.7.10
報告期限　T7.7.25
〔雛形〕
〔送り状２〕村長→勧業課長
発信年月日　T7.7.12

1－017－012
勧業関係綴　T07
【［１０石以上ノ内地米］所有米報告書】
〔対象年〕　T7.7.31
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T7.7.20
報告期限　T7.8.3
〔雛形〕
〔調査方法〕
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.8.2
〔記入表〕
〔国の様式〕Ｔ７．４．２７官報外国米管理規則第６条
〔備考〕　・雛形は個票で農商務大臣宛
・記入表は村作成の集計表

1－017－013
勧業関係綴　T07
【［１０石以上ノ内地米］所有米報告書】
〔対象年〕　T7.7.31
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T7.7.24
報告期限　T7.8.1
〔雛形〕
〔送り状１〕第１区長→村長
発信年月日　T7.8.1
〔国の様式〕Ｔ７．４．２７官報外国米管理規則第６条
〔備考〕　・雛形は個票で宛先は農商務大臣

1－017－014
勧業関係綴　T07
【［１０石以上ノ内地米］所有米報告書】
〔対象年〕　T7.7.31
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T7.7.24
報告期限　T7.8.1
〔雛形〕
〔送り状２〕第４区長→村長
発信年月日　T7.8.1
〔国の様式〕Ｔ７．４．２７官報外国米管理規則第６条
〔備考〕　・雛形は個票で宛先は農商務大臣

1－017－015
勧業関係綴　T07
【移民数調】
〔対象年〕　T6
〔照会状〕　郡役所勧業課→村役場
発信年月日　T7.8.10
〔雛形〕
〔送り状２〕村役場→郡役所勧業課
発信年月日　T7.8.15

1－017－016
勧業関係綴　T07
【馬匹第２期健康診断報告】
〔対象年〕　T7
〔送り状１〕馬頭町獣医→県知事
発信年月日　T7.10.22
〔記入表〕
〔備考〕　・記入表作成は獣医、宛先は知事で村役場、郡役所を経て県に送付されたもので、この記入表は「写」と朱筆されている

1－017－017
勧業関係綴　T07
【［煙草］耕作反別比較表　其１】
〔対象年〕　T7，T8
〔送り状１〕茂木専売支局馬頭出張所長→村長
発信年月日　T7.12.2
〔記入表〕
〔備考〕　・記入表の対象年　大正７年は実績反別、大正８年は公示反別
・記入表対象範囲　馬頭出張所管内６ケ町村

1－017－018
勧業関係綴　T07
【［煙草］耕作反別比較表　其２】
〔対象年〕　T7，T8
〔送り状１〕茂木専売支局馬頭出張所長→村長
発信年月日　T7.12.2
〔記入表〕
〔備考〕　・記入表の対象年　大正７年は実績反別、大正８年は公示反別
・記入表対象範囲　武茂村内大字４区

1－017－019
勧業関係綴　T07
【那須郡勢要覧】
〔対象年〕　T6
〔送り状１〕郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T7.12.9

1－017－020
勧業関係綴　T07
【那須郡勢要覧】
〔対象年〕　T6
〔送り状１〕村長→小学校、農会
発信年月日　T7.12.13

1－017－021
勧業関係綴　T07
【去勢馬匹現在届】
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T7.12.21
報告期限　T8.1.10
〔調査方法〕

1－019－001
［統計関係綴］　T08
【楮調査表】
〔対象年〕　T7
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T8.1.4
報告期限　T8.1.13
〔雛形〕
〔送り状１〕第一区長→村長
発信年月日　T8.1.15

1－019－002
［統計関係綴］　T08
【食用及特用農産物表単価】
〔対象年〕　［T7］
〔照会状〕　郡役所　村役場
勧業課主任→勧業統計主任
発信年月日　T8.1.9
報告期限　T8.1.20
〔調査方法〕
〔備考〕　・調査品目の単価表
・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第３食用及特用農産物の品目に比較すると、追加されたものは扁蒲、麻実、削除されたものは葱頭、除虫菊、人参、苧麻、亜麻、黄麻、葉監、櫨、杞柳、蘭、七島藺（＊１）等である

1－019－003
［統計関係綴］　T08
【果実表単価】
〔対象年〕　［T7］
〔照会状〕　郡役所　村役場
勧業課主任→勧業統計主任
発信年月日　T8.1.9
〔調査方法〕
〔備考〕　・調査品目の単価表
・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第５の品目より桜桃、蜜柑、ネーブルオレンジ、

夏橙が削除されている

1－019－004
［統計関係綴］　T08
【［第１３９様式］　肥料共同購入高】
〔対象年〕　［T7］
〔照会状〕　郡役所　　村役場
勧業課主任→勧業統計主任
発信年月日　T8.1.9
報告期限　T8.1.20
〔調査方法〕

1－019－005
［統計関係綴］　T08
【［第１４０様式］　販売肥料使用高調】
〔対象年〕　［T7］
〔照会状〕　郡役所　　村役場
勧業統計主任→勧業統計主任
発信年月日　T8.1.9
報告期限　T8.1.20
〔調査方法〕

1－019－006
［統計関係綴］　T08
【家畜調査表】
〔対象年〕　T7.12末日現在
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T8.2.1
報告期限　T8.2.10
〔雛形〕
〔国の様式〕［T３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第１６］に関連
（相違点）表頭から削除：牛種別、豚種別
表側から削除：年内出産、年内斃死

1－019－007
［統計関係綴］　T08
【木炭生産高調査表】
〔対象年〕　T7
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T8.2.1
報告期限　T8.2.10
〔雛形〕

1－019－008
［統計関係綴］　T08
【造林用苗木調査表】
〔対象年〕　T7.12末現在
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T8.2.1
報告期限　T8.2.10
〔雛形〕
〔国の様式〕［T３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第７１］に関連
（相違点）表頭：杉、扁柏、檜のみ

1－019－009
［統計関係綴］　T08
【藁細工生産高表】
〔対象年〕　T7
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T8.2.1
報告期限　T8.2.10
〔雛形〕

1－019－010
［統計関係綴］　T08
【漁獲物】
〔対象年〕　T7
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T8.2.1
報告期限　T8.2.10
〔雛形〕
〔国の様式〕［T３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第６３］に関連
（相違点）表頭：鮭、鱒、鮎、鯉、鰻、其ノ他のみ

1－019－011
［統計関係綴］　T08
【機械製麦粉】
〔対象年〕　T7
〔照会状〕　村長→高野八十助他９名
発信年月日　T8.2.1
報告期限　T8.2.10
〔雛形〕
〔国の様式〕［T３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第４３］に関連
（相違点）表頭から削除：原料産地別
〔備考〕　・個票を製麦業者に配布し、各人が村長に報告する様指示あり

1－019－012
［統計関係綴］　T08
【［第５０様式］　乳牛】
〔照会状〕　郡役所　　村役場
勧業統計主任→勧業統計主任
発信年月日　T8.2.15
報告期限　　T8.2.20
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第１７と同表名
・「予メ所轄警察署ニ就キ調査セラレ度」と注意書あり

1－019－013
［統計関係綴］　T08
【［第５２様式］　屠殺】
〔照会状〕　郡役所　　村役場
勧業統計主任→勧業統計主任
発信年月日　T8.2.15
報告期限　　T8.2.20
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第１９と同表名
・「予メ所轄警察署ニ就キ調査セラレ度」と注意書あり

1－019－014
［統計関係綴］　T08
【織物】
〔照会状〕　郡役所　　村役場
勧業統計主任→勧業統計主任
発信年月日　T8.2.15
報告期限　　T8.2.20
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第２５と同表名

1－019－015
［統計関係綴］　T08
【［第９３様式］　石炭消費高】
〔照会状〕　郡役所　　村役場
勧業統計主任→勧業統計主任
発信年月日　T8.2.15
報告期限　　T8.2.20
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第５８と同表名

1－019－016
［統計関係綴］　T08
【林野産物調査表】
〔対象年〕　T7
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T8.2.27
報告期限　　T8.3.10
〔雛形〕
〔送り状２〕第一区長→村長
発信年月日　T8.3.14
〔備考〕　・調査表名はＴ３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第７６号表と同じだが、表頭（品名）表側（単位）ともに異なる

1－019－017
［統計関係綴］　T08
【［第６４様式］　陶磁器表】
〔照会状〕　郡勧業主任→村役場勧業主任
発信年月日　T8.3.10
報告期限　　T8.3.20
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第２９と同表名

1－019－018
［統計関係綴］　T08
【［第７０様式］　油類】
〔照会状〕　郡勧業主任→村役場勧業主任
発信年月日　T8.3.10
報告期限　　T8.3.20
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第３５と同表名

1－019－019
［統計関係綴］　T08
【［第１１１様式］　地方重要生産物特別調査】
〔照会状〕　郡勧業主任→村役場勧業主任
発信年月日　T8.3.10
報告期限　　T8.3.20

1－019－020
［統計関係綴］　T08
【［第６９様式］　漆液】
〔照会状〕　郡勧業主任→村役場勧業主任
発信年月日　T8.3.10
報告期限　　T8.3.20

〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第３４と同表名

1－019－021
［統計関係綴］　T08
【［第１１２様式］　諸市場】
〔照会状〕　郡勧業主任→村役場勧業主任
発信年月日　T8.3.10
報告期限　T8.3.20

1－019－022
［統計関係綴］　T08
【［第６５様式］　煉瓦及土管】
〔照会状〕　郡勧業主任→村役場勧業主任
発信年月日　T8.3.10
報告期限　T8.3.20
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第３０　煉瓦、瓦及土管と類似表名

1－019－023
［統計関係綴］　T08
【［第８９様式］　帽子】
〔照会状〕　郡勧業主任→村役場勧業主任
発信年月日　T8.3.10
報告期限　T8.3.20
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第５４と同表名

1－019－024
［統計関係綴］　T08
【［第７６様式］　和紙】
〔照会状〕　郡勧業主任→村役場勧業主任
発信年月日　T8.3.10
報告期限　T8.3.20
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第４１と同表名

1－019－025
［統計関係綴］　T08
【［第１０２様式］　学校林定期調査】
〔照会状〕　郡勧業主任→村役場勧業主任
発信年月日　T8.3.10
報告期限　T8.3.20
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第６９と同表名

1－019－026
［統計関係綴］　T08
【第６様式　基本財産表】
〔照会状〕　郡役所庶務課長→村長
発信年月日　T8.3.26

1－019－027
［統計関係綴］　T08
【第１１９　用悪水路表】
〔照会状〕　郡役所庶務課長→村長
発信年月日　T8.4.8
報告期限　T8.4.30

1－019－028
［統計関係綴］　T08
【１２２号　道路延長幅員及勾配表】
〔照会状〕　郡役所庶務課長→村長
発信年月日　T8.4.8
報告期限　T8.4.30

1－019－029
［統計関係綴］　T08
【第１２３号　橋梁表】
〔照会状〕　郡役所庶務課長→村長
発信年月日　T8.4.8
報告期限　T8.4.30

1－019－030
［統計関係綴］　T08
【貯金票】
〔対象年〕　T8.3.31
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T8.4.21
報告期限　T8.5.5
〔雛形〕
〔備考〕　・雛形は個票で伍長が取り纏める様、個票の余白に指示あり
・この調査に関連し、村役場より郡下６銀行に対し村民の預金高並びに件数の照合をし回答を得ている

1－019－031
［統計関係綴］　T08
【春蚕状況其他調査表　1　春蚕状況　イ．春蚕掃立状況】
〔対象年〕　T8
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T8.4.25
報告期限　T8.5.5
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→［郡役所］勧業課長
発信年月日　T8.5.4
〔記入表〕
〔備考〕　・表番号は郡作成の雛形の記入表による
・雛形は郡作成のものと村作成の統計調査委員用のものの２種あり

1－019－032
［統計関係綴］　T08
【春蚕状況其他調査表　1　春蚕状況　ロ．桑樹発育状況】
〔対象年〕　T8
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T8.4.25
報告期限　T8.5.5
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→［郡役所］勧業課長
発信年月日　T8.5.4
〔記入表〕
〔備考〕　・表番号は郡作成の雛形及び村作成の記入表による
・雛形は郡作成のものと村作成の統計調査委員用のものの２種あり

1－019－033
［統計関係綴］　T08
【春蚕状況其他調査表　1　春蚕状況　ハ．養蚕人夫ノ状況】
〔対象年〕　T8
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T8.4.25
報告期限　T8.5.5
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→［郡役所］勧業課長
発信年月日　T8.5.4
〔記入表〕
〔備考〕　・表番号は郡作成の雛形及び村作成の記入表による
・雛形は郡作成のものと村作成の生産統計調査委員用のものの２種あり

1－019－034
［統計関係綴］　T08
【春蚕状況其他調査表　2　過剰春蚕種ノ状況　大正７年製造春蚕種過剰見込数量】
〔対象年〕　T8
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T8.4.25
報告期限　T8.5.5
〔雛形〕
〔送り状２〕村長→［郡役所］勧業課長
発信年月日　T8.5.4

1－019－035
［統計関係綴］　T08
【春蚕状況其他調査表　1　春蚕掃立状況】
〔対象年〕　T8
〔照会状〕　村長→生産統計調査委員
発信年月日　T8.4.29
報告期限　T8.5.2
〔雛形〕

1－019－036
［統計関係綴］　T08
【春蚕状況其他調査表　2　桑樹発育状況】
〔対象年〕　T8
〔照会状〕　村長→生産統計調査委員
発信年月日　T8.4.29
報告期限　T8.5.2
〔雛形〕

1－019－037
［統計関係綴］　T08
【春蚕状況其他調査表　3　養蚕人夫ノ状況】
〔対象年〕　T8
〔照会状〕　村長→生産統計調査委員
発信年月日　T8.4.29
報告期限　T8.5.2
〔雛形〕

1－019－038
［統計関係綴］　T08
【貯金調】
〔対象年〕　T7.12末現在
〔照会状〕　村長→為替貯金局
発信年月日　T8.5.5
〔送り状１〕為替貯金局→村役場
発信年月日　T8.5.14
〔備考〕　・武茂村長より為替貯金局に対し大正

８年３月３１日現在の村民貯金高の問い合わせをしたが、８月にならなければ判明しないため対象年記述の「最近調査済」のデータが送付された

1－019－039
［統計関係綴］　T08
【春蚕調査表】
〔照会状〕　村長→生産統計調査委員
発信年月日　T8.5.9
報告期限　T8.5.16
〔雛形〕
〔備考〕　・農商務統計の春蚕とは様式が異なる

1－019－040
［統計関係綴］　T08
【麦予想収穫高表】
〔対象年〕　T8.5.18
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T8.5.17
報告期限　T8.5.23

1－019－041
［統計関係綴］　T08
【春蚕生育ノ景況及予想収繭高表】
〔対象年〕　T8.5.22
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T8.5.17
報告期限　T8.5.27

1－019－042
［統計関係綴］　T08
【麦予想収穫高表】
〔対象年〕　T8.5.18状況
〔照会状〕　村長→生産統計調査委員
発信年月日　T8.5.15
報告期限　T8.5.19
〔雛形〕
〔国の様式〕［Ｔ６．７．２３農商務省訓令　第５］に関連
（相違点）表頭に追加　：種別（田、畑）
表側　：１段歩の収穫高のみあり

1－019－043
［統計関係綴］　T08
【春蚕生育ノ景況及予想収繭高表】
〔対象年〕　T8.5.22
〔照会状〕　村長→生産統計調査委員
発信年月日　T8.5.19
報告期限　T8.5.23
〔雛形〕
〔国の様式〕［Ｔ６．７．２３農商務省訓令第５　春蚕生育ノ景況及予想収繭高表］に関連
（相違点）表頭に追加　：蚕種

1－019－044
［統計関係綴］　T08
【家禽調査】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第１８と同表名

1－019－045
［統計関係綴］　T08
【児童出席歩合報告】
〔対象年〕　T7年度
〔目次〕
〔備考〕　・「富山校」とあり

1－019－046
［統計関係綴］　T08
【町村勢要覧　酒醤油産額表】
〔対象年〕　T6，T7
〔送り状１〕郡役所勧業課→村役場
発信年月日　T8.6.10
〔記入表〕
〔備考〕　・郡下２２町村の産額表

1－019－047
［統計関係綴］　T08
【村勢一覧表】
〔備考〕　・村勢一覧表調整打合せ会召集の通知（Ｔ８．５．２６庶務課長発）、その意義と留意点につき通牒（Ｔ８．６．４庶務課長発）及びこの一覧表（要覧とあり）に用いる酒、醤油の生産高表（記入表）が郡から村に送られている（１９－４６）　またこの額に対し、村より税務署で調べた額と異なる旨の照会があった様で、郡より税務署のものは販売額である

ので採用せず、一覧表には郡通知の生産額を記入する様にとの回答である

1－019－048
［統計関係綴］T8　T08
【桑畑茶畑調査表】
〔対象年〕　T8.6.30現在
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T8.6.19
報告期限　T8.7.5
〔雛形〕
〔国の様式〕［T３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第９］に対応
〔備考〕　・村内各区別調査であり、氏名欄が設けられている

1－019－049
［統計関係綴］　T08
【国有林野面積】
〔照会状〕　［郡］勧業課長→村長
発信年月日　T8.6.17
〔雛形〕
〔記入表〕
〔備考〕　・雛形に記入

1－019－050
［統計関係綴］　T08
【御料地面積】
〔照会状〕　［郡］勧業課長→村長
発信年月日　T8.6.17
〔雛形〕
〔記入表〕

1－019－051
［統計関係綴］　T08
【麦収穫高表】
〔対象年〕　T8
〔照会状〕　村長→生産統計調査委員
発信年月日　T8.6.28
報告期限　T8.7.10
〔雛形〕
〔国の様式〕［T３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第２］に関連
（相違点）表側から削除：作付け反別、収穫高、価額

1－019－052
［統計関係綴］　T08
【春蚕収繭高表】
〔対象年〕　T8
〔照会状〕　村長→生産統計調査委員
発信年月日　T8.6.28
報告期限　T8.7.10
〔雛形〕
〔国の様式〕［T３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第１０　春蚕］に関連
（相違点）表頭から削除：蚕種掃立枚数、養蚕戸数
表側から削除：１石ニ付価格
〔備考〕　・村内各調査区別の調査であり、氏名欄が設けられている

1－019－053
［統計関係綴］　T08
【諸作物作付反別調】
〔対象年〕　T8
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T8.6.30
報告期限　T8.7.15
〔雛形〕
〔備考〕　・雛形は個票で、区長が取り纏め村へ提出する

1－019－054
［統計関係綴］　T08
【武茂村地籍国有林名】
〔照会状〕　村役場→東京大林区署森林主事
発信年月日　T8.6.16
〔送り状１〕大田原小林区馬頭保護区→村役場
発信年月日　T8.7.24
〔記入表〕

1－019－055
［統計関係綴］　T08
【種別春蚕繭生産額概数調】
〔対象年〕　T8
〔照会状〕　郡勧業課→村長
発信年月日　T8.7.10
報告期限　T8.7.31
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→勧業課長
発信年月日　T8.7.16
〔記入表〕

1－019－056
［統計関係綴］　T08
【夏蚕調査表】
〔対象年〕　T8
〔照会状〕　村長→生産統計調査委員
発信年月日　T8.8.5
報告期限　T8.8.15
〔雛形〕

1－019－057
［統計関係綴］　T08
【秋蚕調査表】
〔対象年〕　T8
〔照会状〕　村長→生産統計調査委員
発信年月日　T8.8.14
報告期限　T8.8.25
〔雛形〕

1－019－058
［統計関係綴］　T08
【夏蚕収繭高表】
〔対象年〕　T8
〔照会状〕　村長→生産統計調査委員
発信年月日　T8.8.14
報告期限　T8.8.25
〔雛形〕
〔国の様式〕［Ｔ３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第１１　夏蚕］に関連
（相違点）表頭から削除：蚕種掃立枚数
表側から削除：価格
〔備考〕　・村内調査であり、氏名欄が設けられている

1－019－059
［統計関係綴］　T08
【米表　米実際作付段別調】
〔対象年〕　T8
〔照会状〕　郡勧業課長→村長
発信年月日　T8.8.8
報告期限　T8.9.5
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T8.8.25
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第１　米］に関連
（相違点）表側から削除：収穫高、１段歩収穫高、価額、１石ニ付価格

1－019－060
［統計関係綴］　T08
【製茶表】
〔対象年〕　T8
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T8.8.26
報告期限　T8.9.5
〔雛形〕
〔国の様式〕［Ｔ３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第１５］に関連
（相違点）表頭から削除：玉露、紅茶、烏龍茶、紅茶粉、烏龍茶粉
表側から削除：価額、１貫ニ付価格
〔備考〕　・各区内調査であり、氏名欄が設けられている

1－019－061
［統計関係綴］　T08
【秋蚕収繭高表】
〔対象年〕　T8
〔照会状〕　村長→生産統計調査委員
発信年月日　T8.9.1
報告期限　T8.9.10
〔雛形〕
〔国の様式〕［Ｔ３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第１２　秋蚕］に関連
（相違点）表頭から削除：蚕種掃立枚数、養蚕戸数
表側から削除：１石ニ付価格
〔備考〕　・村内調査区調査であり、氏名欄が設けられている

1－019－062
［統計関係綴］　T08
【晩秋蚕調査表】
〔対象年〕　T8
〔照会状〕　村長→生産統計調査委員
発信年月日　T8.9.1
報告期限　T8.9.10
〔雛形〕

1－019－063
［統計関係綴］　T08
【米第１回予想収穫高表】
〔対象年〕　T8.9.19
〔照会状〕　村長→生産統計調査委員
発信年月日　T8.9.15

報告期限　T8.9.20
〔雛形〕
〔国の様式〕［T６．７．２３農商務省訓令第５号　米第１回予想収穫高］に関連
（相違点）表頭に追加　：水稲陸稲の別、糀米糯米の別
表側　：１段歩当収穫高のみ

1－019－064
［統計関係綴］　T08
【米第１回予想収穫高表】
〔対象年〕　T8.9.20現在
〔照会状〕　郡勧業課長→村長
発信年月日　T8.9.16
報告期限　T8.9.23

1－019－065
［統計関係綴］　T08
【［第１３７様式］　暴風雨及洪水ニヨル農作物災害調】
〔対象年〕　T8.9.14～16
〔照会状〕　郡勧業課長→村長
発信年月日　T8.9.17
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T8.9.19
〔備考〕　・大正８年９月１４～１６日の暴風雨及び洪水被害調査

1－019－066
［統計関係綴］　T08
【［第１２０様式］　暴風雨ニ依ル被害】
〔対象年〕　T8.9.14～16
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T8.9.17
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T8.9.19
〔備考〕　・大正８年９月１４～１６日の暴風雨及び洪水被害調査

1－019－067
［統計関係綴］　T08
【晩秋蚕収繭高】
〔対象年〕　［T8］
〔照会状〕　村長→生産統計調査委員
発信年月日　T8.9.25
報告期限　T8.10.5
〔雛形〕
〔国の様式〕［T３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第１２　秋蚕］に関連
（相違点）表頭から削除：蚕種掃立枚数、養蚕戸数
表側から削除：１石ニ付価格
〔備考〕　・農商務統計では秋蚕に関して１回の報告であるが　秋蚕、晩秋蚕と２回に分けて調査している

1－019－068
［統計関係綴］　T08
【蕎麦及秋小豆栽培段別調査表】
〔対象年〕　T8
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T8.9.15
報告期限　T8.9.25
〔雛形〕

1－019－069
［統計関係綴］　T08
【養蚕戸数】
〔対象年〕　［T8］
〔照会状〕　郡役所　村役場
勧業統計主任→勧業統計主任
発信年月日　T8.10.15
報告期限　T8.8末日
〔調査方法〕
〔備考〕　・養蚕戸数を正確に調査記入する為の図解入

1－019－070
［統計関係綴］　T08
【夏秋蚕種別繭産額表】
〔対象年〕　T8
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T8.10.6
報告期限　T8.10末日
〔送り状１〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T8.10.23
〔記入表〕

1－019－071
［統計関係綴］　T08
【米第２回予想収穫高表】
〔対象年〕　T8.10.31
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T8.10.28
報告期限　T8.11.3

〔備考〕　・Ｔ６．７．２３農商務省訓令第５号米第２回予想収穫高と同表名

1－019－072
［統計関係綴］　T08
【米第２回予想収穫高表】
〔対象年〕　T8.10.30
〔照会状〕　村長→生産統計調査委員
発信年月日　T8.10.25
報告期限　T8.10.31
〔雛形〕
〔国の様式〕［Ｔ６．７．２３農商務省訓令第５号　米第２回予想収穫高］に関連
（相違点）表側　：１反歩当収穫高のみ
表頭に追加　：陸稲、水稲　夫々に糀、糯米の別
〔備考〕　・雛形は生産統計調査委員用

1－019－073
［統計関係綴］　T08
【養蚕調査表】
〔対象年〕　T8年度
〔照会状〕　県蚕業取締所宇都宮支所→村役場
発信年月日　T8.11.5
報告期限　T8.11末
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→県蚕業取締所宇都宮支所
発信年月日　T8.11.21
〔記入表〕

1－019－074
［統計関係綴］　T08
【米表】
〔対象年〕　［T8］
〔照会状〕　郡役所　村役場
勧業統計主任→勧業統計主任
発信年月日　T8.11.8
〔調査方法〕
〔備考〕　・調査方法中「１石ニ付価額」について県報告例第３章第２１条６項に基づく旨の記述あり
・那須郡役所が県に進達した「大正７年那須郡米表」が、調査方法の参考として添付されている

1－019－075
［統計関係綴］　T08
【麦作付段別調査小票】
〔対象年〕　T8年度
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T8.11.15
報告期限　T8.11.25
〔雛形〕
〔備考〕　・個票を１１月２２日迄に伍長に提出し、更に区長が取り纏めて役場に提出する様にとの指示あり

1－019－076
［統計関係綴］　T08
【米収穫高表】
〔対象年〕　T8
〔照会状〕　村長→生産統計調査委員
発信年月日　T8.11.20
報告期限　T8.11.25
〔雛形〕
〔国の様式〕［Ｔ３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第１　米］に関連
（相違点）表側から削除：作付段別、収穫高、価額

1－019－077
［統計関係綴］　T08
【稲架乾実行反別調】
〔対象年〕　T8
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T8.11.21
報告期限　T8.11.25
〔雛形〕

1－019－078
［統計関係綴］　T08
【果実及農産物調査　果実調査小票】
〔対象年〕　T8
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T8.12.10
報告期限　T8.12.20
〔雛形〕
〔国の様式〕［Ｔ３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第５　果実］に関連
（相違点）表頭から削除：桜桃、林檎（＊２）、蜜柑、ネーブルオレンジ、夏橙
表側から削除：価額
〔備考〕　・個票を各戸へ配布し、区長が取り纏め村役場に提出する様にとの指示あり

1－019－079
［統計関係綴］　T08
【果実及農産物調査　食用及特用農産物収穫高調査小票】
〔対象年〕　T8
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T8.12.10
報告期限　T8.12.20
〔雛形〕
〔国の様式〕［T３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第３　食用及特用農産物、第４　食用農産物定期調査］に関連
（相違点）表側から削除：作付反別、価額、備考
表頭　：この雛形１３品目中６品目は第３と一致、２品目は第４と一致
表頭に追加　：５品目（コンニャク他）
〔備考〕・個票を各戸へ配布し、区長が取り纏め村役場に提出する様にとの指示あり
・T３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第３及第４の調査品目を混合して、２枚の個票に分けて調査している

1－019－080
［統計関係綴］　T08
【果実及農産物調査　食用及特用農産物収穫高調査小票】
〔対象年〕　T8
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T8.12.10
報告期限　T8.12.20
〔雛形〕
〔国の様式〕［T３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第３　食用及特用農産物、第４　食用農産物定期調査］に関連
（相違点）表頭　：この雛形１６品目中１１品目は第４表と一致、６品目は第３と一致
表頭に追加　：３品目（大根他）
〔備考〕・個票を各戸へ配布し、区長が取り纏め村役場に提出する様にとの指示あり

1－020－001
［租税関係綴］　T08
【町村税ニ関スル調】
〔対象年〕　T7年度
〔照会状〕　郡役所庶務課長→村長
発信年月日　T8.9.27
報告期限　T8.10.5
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所庶務課長
発信年月日　T8.10.4
〔記入表〕

1－020－002
［租税関係綴］　T08
【臨時手当支給月額調】
〔対象年〕　T8.11末
〔送り状１〕村長→郡役所庶務課長
発信年月日　T8.12.4
〔記入表〕

1－021－001
［統計関係綴・断簡］　〔T09〕
【［第６様式］　町村基本財産表】
〔対象年〕　T9.3.31現在
〔記入表〕　［村役場］→
〔備考〕・綴じ穴らしきものがあり、もとは綴じられていたものと推定されるが現在は１枚のみ

1－022－001
［勧業関係綴］　T09
【民設製材工場調査】
〔対象年〕　T8
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T9.1.15
報告期限　T9.1.25
〔雛形〕
〔送り状２〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T9.1.18

1－022－002
［勧業関係綴］　T09
【肥料共同配合調】
〔対象年〕　T8
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T9.1.20
報告期限　T9.2.15
〔雛形〕

〔送り状２〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T9.2.7

1－022－003
［勧業関係綴］　T09
【杉挿木苗ニ関スル件】
〔対象年〕　［T8］
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T9.3.20
報告期限　T9.3.31
〔雛形〕
〔送り状２〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T9.3.23

1－022－004
［勧業関係綴］　T09
【煙草耕作改良所要経費予算調】
〔対象年〕　T9年度
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T9.4.12
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T9.5.12
〔記入表〕

1－022－005
［勧業関係綴］　T09
【耕地拡張見込地ノ件】
〔対象年〕　T9
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T9.4.28
報告期限　T9.5.20
〔雛形〕
〔送り状２〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T9.5.6

1－022－006
［勧業関係綴］　T09
【馬匹第１期健康診断報告】
〔対象年〕　T9
〔送り状１〕馬頭町獣医→県知事
発信年月日　T9.5.11
〔記入表〕
〔備考〕　・この記入表は村役場、郡役所を経て県に送付されたもので「写」と記述あり

1－022－007
［勧業関係綴］　T09
【那須郡煙草耕作実績表】
〔対象年〕　T8
〔送り状１〕郡役所勧業課→村役場
発信年月日　T9.6.1
〔記入表〕

1－022－008
［勧業関係綴］　T09
【土地戸数人口ニ関スル調査　甲　山林原野耕地反別】
〔対象年〕　T8.12.31
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T9.5.3
報告期限　T9.5.31
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T9.6.7
〔記入表〕

1－022－009
［勧業関係綴］　T09
【土地戸数人口ニ関スル調査　乙　戸数並ニ人口】
〔対象年〕　T8.12.31
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T9.5.3
報告期限　T9.5.31
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T9.6.7
〔記入表〕

1－022－010
［勧業関係綴］　T09
【土地戸数人口ニ関スル調査　丙　将来開拓シ得ベキ見込反別】
〔対象年〕　T8.12.31
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T9.5.3
報告期限　T9.5.31
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T9.6.7
〔記入表〕

1－022－011
［勧業関係綴］　T09

【土地戸数人口ニ関スル調査　丁　池沼利用程度】
〔対象年〕　T8.12.31
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
　　発信年月日　T9.5.3
　　報告期限　T9.5.31
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所勧業課長
　　発信年月日　T9.6.7
〔記入表〕

1－022－012
［勧業関係綴］　T09
【村勢要覧】
〔対象年〕　T8年度
〔照会状〕　県内務部長→村役場
　　発信年月日　T9.5.21
〔送り状１〕村役場→県内務部林務課
　　発信年月日　T9.6.17

1－022－013
［勧業関係綴］　T09
【実業組合現況調査】
〔対象年〕　［T9］
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
　　発信年月日　T9.6.3
　　報告期限　T9.6.20
〔雛形〕
〔送り状２〕村長→郡役所勧業課長
　　発信年月日　T9.6.29

1－022－014
［勧業関係綴］　T09
【林業調査　１号様式　拾町歩以上山林原野所有者調】
〔対象年〕　T9.6
〔照会状〕　下野山林会長→村長
　　発信年月日　T9.5.28
　　報告期限　T9.6.30
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→下野山林会長
　　発信年月日　T9.6.29
〔記入表〕

1－022－015
［勧業関係綴］　T09
【林業調査　２号様式甲　主ナル竹林所有者】
〔対象年〕　T9.6
〔照会状〕　下野山林会長→村長
　　発信年月日　T9.5.28
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→下野山林会長
　　発信年月日　T9.6.29
〔記入表〕

1－022－016
［勧業関係綴］　T09
【林業調査　２号様式乙　主ナル竹林篤志者】
〔対象年〕　T9.6
〔照会状〕　下野山林会長→村長
　　発信年月日　T9.5.28
〔雛形〕
〔送り状２〕村長→下野山林会長
　　発信年月日　T9.6.29

1－022－017
［勧業関係綴］　T09
【山林調査　３号様式　山林用苗木桐苗木養成者調】
〔対象年〕　T9.6
〔照会状〕　下野山林会長→村長
　　発信年月日　T9.5.28
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→下野山林会長
　　発信年月日　T9.6.29
〔記入表〕

1－022－018
［勧業関係綴］　T09
【甘藷及馬鈴薯［作付見込面積調］】
〔対象年〕　T9.7.1
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
　　発信年月日　T9.6.24
　　報告期限　T9.7.5
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所勧業課長
　　発信年月日　T9.6.29
〔記入表〕

1－022－019
［勧業関係綴］　T09
【水稲苗代害虫駆除成績調】
〔対象年〕　T9
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
　　発信年月日　T9.7.14
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長

発信年月日　T9.7.21
〔記入表〕

1－022－020
［勧業関係綴］　T09
【（1）　牛馬商ノ員数及前1ケ年間ノ増減】
〔対象年〕　T9.6.30
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T9.7.28
報告期限　T9.8.15
〔雛形〕
〔送り状1〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T9.7.29
〔記入表〕

1－022－021
［勧業関係綴］　T09
【（2）　牛馬商ノ教育程度】
〔対象年〕　T9.6.30
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T9.7.28
報告期限　T9.8.15
〔雛形〕
〔送り状1〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T9.7.29
〔記入表〕

1－022－022
［勧業関係綴］　T09
【（3）　牛馬商ノ資産調】
〔対象年〕　T9.6.30
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T9.7.28
報告期限　T9.8.15
〔雛形〕
〔送り状1〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T9.7.29
〔記入表〕

1－022－023
［勧業関係綴］　T09
【（4）　牛馬商組合】
〔対象年〕　T9.6.30
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T9.7.28
報告期限　T9.8.15
〔雛形〕
〔送り状2〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T9.7.29

1－022－024
［勧業関係綴］　T09
【（5）　牛馬商ニシテ羊豚ノ売買交換周旋ヲ兼ヌル者及専ラ羊豚ノ売買交換周旋ヲ業トスル者ノ員数】
〔対象年〕　T9.6.30
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T9.7.28
報告期限　T9.8.15
〔雛形〕
〔送り状2〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T9.7.29

1－022－025
［勧業関係綴］　T09
【商業ニ従事スル女子調】
〔対象年〕　［T9］
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T9.8.6
報告期限　T9.8.25
〔雛形〕
〔調査方法〕郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T9.8.9
〔送り状2〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T9.8.18
〔備考〕　・照会状に「第1回国際労働総会ニ於テ採択セラレタル国際条約案ニ関聯シ」とあり

1－022－026
［勧業関係綴］　T09
【商業使用人休日調　（1）　週休制度ヲ設クルモノ】
〔対象年〕　［T9］
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T9.8.11
報告期限　T9.8.20
〔雛形〕
〔送り状2〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T9.8.18
〔備考〕　・照会状に「国際労働問題関聯シ」とあり

1－022－027
［勧業関係綴］　T09
【商業使用人休日調　（2）　其他ノ定休日ヲ設

クルモノ】
〔対象年〕　［T9］
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T9.8.11
報告期限　T9.8.20
〔雛形〕
〔送り状２〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T9.8.18
〔備考〕　・照会状に「国際労働問題関聯シ」とあり

1－022－028
［勧業関係綴］　T09
【商業使用人休日調　（３）　一定ノ休日制度ヲ設ケズ地方在来ノ慣習ニ依ルモノ】
〔対象年〕　［T9］
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T9.8.11
報告期限　T9.8.20
〔雛形〕
〔送り状２〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T9.8.18
〔備考〕　・照会状に「国際労働問題関聯シ」とあり

1－022－029
［勧業関係綴］　T09
【桑園調査　１　桑樹種類別栽培反別】
〔対象年〕　T9.6.30
〔照会状〕　郡勧業課長→村長
発信年月日　T9.8.5
報告期限　T9.8.31
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡勧業課長
発信年月日　T9.8.30
〔記入表〕

1－022－030
［勧業関係綴］　T09
【桑園調査　２　早中晩生別桑園反別】
〔対象年〕　T9.6.30
〔照会状〕　郡勧業課長→村長
発信年月日　T9.8.5
報告期限　T9.8.31
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡勧業課長
発信年月日　T9.8.30
〔記入表〕

1－022－031
［勧業関係綴］　T09
【桑園調査　３　収穫時期別桑園反別】
〔対象年〕　T9.6.30
〔照会状〕　郡勧業課長→村長
発信年月日　T9.8.5
報告期限　T9.8.31
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡勧業課長
発信年月日　T9.8.30
〔記入表〕

1－022－032
［勧業関係綴］　T09
【桑園調査　４　仕立法別桑園反別】
〔対象年〕　T9.6.30
〔照会状〕　郡勧業課長→村長
発信年月日　T9.8.5
報告期限　T9.8.31
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡勧業課長
発信年月日　T9.8.30
〔記入表〕

1－022－033
［勧業関係綴］　T09
【桑園調査　５　稚蚕共同桑園反別】
〔対象年〕　T9.6.30
〔照会状〕　郡勧業課長→村長
発信年月日　T9.8.5
報告期限　T9.8.31
〔雛形〕
〔送り状２〕村長→郡勧業課長
発信年月日　T9.8.30

1－022－034
［勧業関係綴］　T09
【桑園調査　６　間作桑園反別】
〔対象年〕　T8.7～T9.6
〔照会状〕　郡勧業課長→村長
発信年月日　T9.8.5
報告期限　T9.8.31
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡勧業課長
発信年月日　T9.8.30
〔記入表〕

1－022－035
［勧業関係綴］　T09
【貯金組合調】
〔対象年〕　T9.8.31
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T9.8.26
報告期限　T9.9.5
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T9.9.2
〔記入表〕

1－022－036
［勧業関係綴］　T09
【副業品販売路調査】
〔目次〕
〔備考〕　・目次に記入表をＴ９．９．２０に送付した旨の記述あり

1－022－037
［勧業関係綴］　T09
【那珂川潅漑耕地調】
〔対象年〕　［T9］
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T9.9.14
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T9.9.27
〔記入表〕

1－022－038
［勧業関係綴］　T09
【第１　農業労働者ノ数ニ関スル調査】
〔対象年〕　［T9］
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T9.10.12
報告期限　T9.11.1
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T9.10.28
〔記入表〕
〔備考〕　・照会状に「国際労働総会ニ附議セラルベキ農業労働問題ノ対策ニ資シ度趣ヲ以テ」とあり

1－022－039
［勧業関係綴］　T09
【第１　農業労働者ノ数ニ関スル調査　僕婢調】
〔対象年〕　［T9］
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T9.10.12
報告期限　T9.11.1
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T9.10.28
〔記入表〕
〔備考〕　・照会状に「国際労働総会ニ附議セラルベキ農業労働問題ノ対策ニ資シ度趣ヲ以テ」とあり

1－022－040
［勧業関係綴］　T09
【第２　使用者ノ数ニ関スル調査　（１）　定雇労働者ヲ使用スル者ニ関スル調査】
〔対象年〕　T9.10.1現在
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T9.10.12
報告期限　T9.11.1
〔送り状１〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T9.10.28
〔記入表〕
〔備考〕　・照会状に「国際労働総会ニ附議セラルベキ農業労働問題ノ対策ニ資シ度趣ヲ以テ」とあり

1－022－041
［勧業関係綴］　T09
【第２　使用者ノ数ニ関スル調査　（２）　農業最繁忙ナル時期ニ於テ最多ク日雇及季節労働者ヲ使用スル者ニ関スル調査】
〔対象年〕　［T9］
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T9.10.12
報告期限　T9.11.1
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T9.10.28
〔記入表〕
〔備考〕　・照会状に「国際労働総会ニ附議セラルベキ農業労働問題ノ対策ニ資シ度趣ヲ以テ」とあり

1－022－042
［勧業関係綴］　T09
【第３　技術者管理人其他之ニ準スヘキ者ノ数ニ関スル調査】
〔対象年〕　T9.10.1

〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T9.10.12
報告期限　T9.11.1
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T9.10.28
〔記入表〕
〔備考〕　・照会状に「国際労働総令ニ附議セラルヘキ農業労働問題ノ対策ニ資シ度趣ヲ以テ」とあり

1－022－043
［勧業関係綴］　T09
【棕梠ニ関スル調】
〔対象年〕　T8
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T9.10.20
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T9.11.1
〔記入表〕

1－022－044
［勧業関係綴］　T09
【林産物消費調査　燃材（薪炭）消費調】
〔対象年〕　T8
〔照会状〕　［郡役所］→［村役場勧業主任］
発信年月日　［T9.10.28］
報告期限　T9.11.31
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T9.11.30
〔記入表〕
〔備考〕　・照会状に「本県林業ノ発展ヲ期スル為メ」とあり

1－022－045
［勧業関係綴］　T09
【林産物消費調査　包装材樽桶材調査】
〔対象年〕　T8
〔照会状〕　［郡役所］→［村役場勧業主任］
発信年月日　［T9.10.28］
報告期限　T9.11.31
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T9.11.30
〔記入表〕
〔備考〕　・照会状に「本県林業ノ発展ヲ期スル為メ」とあり

1－022－046
［勧業関係綴］　T09
【林産物消費調査　木竹品生産資材需要量調査】
〔対象年〕　T8
〔照会状〕　［郡役所］→［村役場勧業主任］
発信年月日　［T9.10.28］
報告期限　T9.11.31
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T9.11.30
〔記入表〕
〔備考〕　・照会状に「本県林業ノ発展ヲ期スル為メ」とあり

1－022－047
［勧業関係綴］　T09
【林産物消費調査　土木請負業者及営業税調】
〔対象年〕　T8
〔照会状〕　［郡役所］→［村役場勧業主任］
発信年月日　［T9.10.28］
報告期限　T9.11.31
〔雛形〕
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T9.11.30
〔備考〕　・照会状に「本県林業ノ発展ヲ期スル為メ」とあり

1－022－048
［勧業関係綴］　T09
【林産物消費調査　造船車輌用材】
〔対象年〕　T8
〔照会状〕　［郡役所］→［村役場勧業主任］
発信年月日　［T9.10.28］
報告期限　T9.11.31
〔雛形〕
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T9.11.30
〔備考〕　・照会状に「本県林業ノ発展ヲ期スル為メ」とあり

1－022－049
［勧業関係綴］　T09
【馬匹牛第２期健康診断報告】
〔対象年〕　T9
〔送り状１〕馬頭町獣医→県知事
発信年月日　T9.11.7
〔記入表〕
〔備考〕　・記入表は村役場、郡役所を経て県へ提出されたもので「写」と記述あり

1－022－050
［勧業関係綴］　T09
【優良貯金組合状況調】
〔照会状〕　郡勧業課長→村長
発信年月日　T9.11.18
報告期限　T9.12.5
〔送り状２〕村長→郡勧業課長
発信年月日　T9.12.10

1－022－051
［勧業関係綴］　T09
【養蚕調査表】
〔対象年〕　T9年度
〔照会状〕　県蚕業取締所宇都宮支所→村役場
発信年月日　T9.11.26
報告期限　T9.12.15
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→県蚕業取締所宇都宮支所
発信年月日　T9.12.28
〔記入表〕

1－022－052
［勧業関係綴］　T09
【［県下各郡］簡易生命保険普及状況】
〔対象年〕　T9.9末
〔送り状１〕郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T9.12.10
〔記入表〕

1－022－053
［勧業関係綴］　T09
【林業労働者ノ数ニ関スル調査】
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T9.12.11
報告期限　T9.12.25
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T9.12.23
〔記入表〕

1－023－001
［統計報告書綴］　T10
【［第１４６様式］　林業講習】
〔対象年〕　T9
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T10.1.15
〔記入表〕

1－023－002
［統計報告書綴］　T10
【［第４様式］　町村会議員及選挙有権者調表】
〔対象年〕　T9.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T10.1.17
〔記入表〕

1－023－003
［統計報告書綴］　T10
【町村吏員表】
〔対象年〕　T9.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T10.1.17
〔記入表〕

1－023－004
［統計報告書綴］　T10
【［第５様式］　町村吏員退隠料受領人員及金額表】
〔対象年〕　T9.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T10.1.17
〔記入表〕

1－023－005
［統計報告書綴］　T10
【実費弁償並旅費額表】
〔対象年〕　T9.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T10.1.17
〔記入表〕

1－023－006
［統計報告書綴］　T10
【地方公共団体所有国債調】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T10.1.17

1－023－007
［統計報告書綴］　T10
【［第１４様式］　済貧恤窮施行表】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T10.1.17

1－023－008
［統計報告書綴］　T10
【［第１５様式］　養育ニ関スル棄児表】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T10.1.17

1－023－009
［統計報告書綴］　T10
【［第１６～２７様式］　救済事業調査表】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T10.1.17

1－023－010
［統計報告書綴］　T10
【［第３６様式］　食用及特用農産物表】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T10.1.20

1－023－011
［統計報告書綴］　T10
【［第３８様式］　果実表】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T10.1.20

1－023－012
［統計報告書綴］　T10
【［第４７様式］　蚕糸類及真綿表】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T10.1.20

1－023－013
［統計報告書綴］　T10
【［第３７様式］　食用及特用農産物定期調査表】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T10.1.20

1－023－014
［統計報告書綴］　T10
【［第１４５様式］　人口動態表】
〔目次〕

1－023－015
［統計報告書綴］　T10
【［第１２１様式］　土木費総計表　新築改築工事之部】
〔対象年〕　T9年度
〔記入表〕

1－023－016
［統計報告書綴］　T10
【［第１２１様式］　土木費総計表　修繕復旧工事之部】
〔記入表〕

1－023－017
［統計報告書綴］　T10
【学事年報　児童数対照表】
〔目次〕

1－023－018
［統計報告書綴］　T10
【［第３２様式］　麦作収穫高予想表】
〔目次〕

1－023－020
［統計報告書綴］　T10
【村勢一覧】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T10.5.30
〔目次〕

1－023－021
［統計報告書綴］　T10
【春蚕予想収繭高】
〔対象年〕　T10.6.15現況
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T10.6.15
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号農商務統計報告規則第１５］に対応

1－023－022
［統計報告書綴］　T10
【第５１様式　家禽】
〔対象年〕　T10.6.30現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T10.7.9
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第１８］に

対応

1－023－023
［統計報告書綴］　T10
【町村税滞納処分調表】
〔対象年〕　T9年度
〔送り状1〕村長→郡長
発信年月日　T10.7.16
〔記入表〕

1－023－024
［統計報告書綴］　T10
【麦】
〔対象年〕　T10
〔送り状1〕村長→郡長
発信年月日　T10.7.18
〔記入表〕
〔国の様式〕［T3．11．21農商務省訓令第13号　農商務統計様式第2］に対応

1－023－025
［統計報告書綴］　T10
【第43様式　春蚕】
〔対象年〕　T10
〔送り状1〕村長→郡長
発信年月日　T10.7.8
〔記入表〕　報告期限　T10.7.20
〔国の様式〕［T3．11．21農商務省訓令第13号　農商務統計様式第10］に関連
（相違点）表側に追加　：（養蚕戸数、掃立枚数に関して）掃立枚数の区分

1－023－026
［統計報告書綴］　T10
【第42様式　桑畑及茶畑】
〔対象年〕　T10.6末現在
〔送り状1〕村長→郡長
発信年月日　T10.7.8
〔記入表〕　報告期限　T10.7.20
〔国の様式〕［T3．11．21農商務省訓令第13号　農商務統計様式第9］に関連
（相違点）表頭に追加　：（桑畑に関して）夏秋蚕専用

1－023－027
［統計報告書綴］　T10
【学事年報　丙号表1　公学費収支表】
〔対象年〕　T9年度
〔送り状1〕村長→郡長
発信年月日　T10.8.18
〔記入表〕

1－023－028
［統計報告書綴］　T10
【学事年報　丙号表2　公学費資産表】
〔対象年〕　T10.3.31現在
〔送り状1〕村長→郡長
発信年月日　T10.8.18
〔記入表〕

1－023－029
［統計報告書綴］　T10
【学事年報　丙号表4　郡市町村立学校及図書館職員退職給与金支出表】
〔対象年〕　T9年度
〔送り状1〕村長→郡長
発信年月日　T10.8.18
〔記入表〕

1－023－030
［統計報告書綴］　T10
【水稲作況】
〔対象年〕　T10.8.15状況
〔送り状1〕村長→郡長
発信年月日　T10.8.15
〔記入表〕
〔国の様式〕［T6．7．23農商務省訓令第5号　1．水稲作況］に対応
〔備考〕　・T10．6．28農商務省令第19号　農商務統計報告規則はT10．7．1施行であるがこれに伴い栃木県は農商務統計様式改正要項を出している　（T10．9．3訓令甲第27号　－未確認－）従って9月までは旧様式（大正6年）によると考えられる

1－023－031
［統計報告書綴］　T10
【緑肥用作物】
〔対象年〕　T10
〔送り状1〕村長→郡長

発信年月日　T10.8.18
〔記入表〕
〔国の様式〕［T３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第６］に関連
（相違点）表頭：紫雲英のみ

1－023－032
［統計報告書綴］　T10
【製藍】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T10.9.6

1－023－033
［統計報告書綴］　T10
【水害報告　農作物被害段別及被害見積高】
〔対象年〕　T10.9.7,8
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T10.9.9
〔記入表〕
〔国の様式〕［M４３．９．２１農第１３８５９号　農事被害報告様式　丙号様式ノ１］に関連か
（相違点）表頭から削除：麦、菜種
表側に追加　：田、畑　（桑園ヲ除ク）の別
〔備考〕　・９月７、８日の水害に因る被害

1－023－034
［統計報告書綴］　T10
【水害報告　土地ノ被害段別及被害見積高】
〔対象年〕　T10.9.7,8
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T10.9.9
〔記入表〕
〔備考〕　・９月７、８日の水害に因る被害
・土地そのものの被害調査は農商務省の農事被害報告に含まれていない

1－023－035
［統計報告書綴］　T10
【製茶】
〔目次〕

1－023－036
［統計報告書綴］　T10
【園芸農産物】
〔目次〕

1－023－037
［統計報告書綴］　T10
【工芸農産物調査表】
〔目次〕

1－023－038
［統計報告書綴］　T10
【夏秋蚕調査表】
〔目次〕

1－023－039
［統計報告書綴］　T10
【米第１回予想収穫高表】
〔対象年〕　T10.9.20現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T10.9.21
〔記入表〕
〔国の様式〕［T１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則第２米第１回予想収穫高］に関連
（相違点）表側に追加　：実際作付反別と水稲、陸稲、糠、糯の別

1－023－040
［統計報告書綴］　T10
【米第２回予想収穫高】
〔対象年〕　T10.10末現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T10.11.1
〔記入表〕
〔国の様式〕［T１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則第３米第２回予想収穫高］に関連
（相違点）表側に追加　：水陸稲及び糠糯の別
表側から削除：第１回予想収穫高及びその増減

1－023－041
［統計報告書綴］　T10
【園芸農産物、蔬菜及花草第２】
〔対象年〕　［T10］
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T10.11.18
〔記入表〕
〔国の様式〕［T１０．６．２８農商務省令　第

１９号　農商務統計報告規則第８
園芸農産物蔬菜及花卉第２］に関連
（相違点）表頭：胡瓜、南瓜、西瓜、茄のみ

1－023－042
［統計報告書綴］　T10
【道路延長幅員及勾配表】
〔対象年〕　T10.12.31現在
〔記入表〕

1－023－043
［統計報告書綴］　T10
【橋梁表】
〔対象年〕　T10.12.31現在
〔記入表〕　［村役場］→

1－024－001
勧業関係綴　T10
【栃木県家禽統計書】
〔送り状１〕村長→小学校長
発信年月日　T10.1.25
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第１８と同表名

1－024－002
勧業関係綴　T10
【精米麦ニ関スル調査　精米機ニ関スル調表】
〔照会状〕　［郡役所］勧業課長→村長
発信年月日　T10.1.28
〔雛形〕
〔送り状２〕村長→［郡役所］勧業課長
発信年月日　T10.2.3

1－024－003
勧業関係綴　T10
【精米麦ニ関スル調査　精米機ニ関スル調】
〔照会状〕　［郡役所］勧業課長→村長
発信年月日　T10.1.28
〔雛形〕
〔送り状２〕村長→［郡役所］勧業課長
発信年月日　T10.2.3

1－024－004
勧業関係綴　T10
【郡勢要覧】
〔送り状１〕村長→小学校長

1－024－005
勧業関係綴　T10
【包装箱材樽材生産数量及価額】
〔照会状〕　［郡役所］勧業課長→村長
発信年月日　T10.1.19
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→［郡役所］勧業課長
発信年月日　T10.2.19
〔記入表〕

1－024－006
勧業関係綴　T10
【製材工場調査表】
〔対象年〕　T9
〔照会状〕　郡役所→村役場
発信年月日　T10.3.25
報告期限　T10.4.3
〔雛形〕
〔送り状２〕村役場→郡役所
発信年月日　T10.3.28

1－024－007
勧業関係綴　T10
【園芸加工品ニ関スル調査】
〔照会状〕　郡役所→村役場
発信年月日　T10.4.15
報告期限　T10.4.25
〔雛形〕
〔送り状２〕村役場→郡役所
発信年月日　T10.5.10

1－024－008
勧業関係綴　T10
【計量器ノ販売免許願ニ関スル調査】
〔照会状〕　郡役所→村役場
発信年月日　T10.4.6
〔雛形〕
〔備考〕　・欄外に朱筆で「４月２９日該当者ナキ旨回答」と記述あり

1－024－009
勧業関係綴　T10
【春蚕雇人ニ関スル調査　１　養蚕戸数】
〔対象年〕　T10
〔照会状〕　郡役所→村役場

発信年月日　T10.4.16
報告期限　T10.6.5
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所
発信年月日　T10.6.2
〔記入表〕

1－024－010
勧業関係綴　T10
【春蚕雇人ニ関スル調査　２　雇人数　（イ）日傭、季節雇、年雇別】
〔対象年〕　T10
〔照会状〕　郡役所→村役場
発信年月日　T10.4.16
報告期限　T10.6.5
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所
発信年月日　T10.6.2
〔記入表〕

1－024－011
勧業関係綴　T10
【春蚕雇人ニ関スル調査　２　雇人数　（ロ）老若別】
〔対象年〕　T10
〔照会状〕　郡役所→村役場
発信年月日　T10.4.16
報告期限　T10.6.5
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所
発信年月日　T10.6.2
〔記入表〕

1－024－012
勧業関係綴　T10
【春蚕雇人ニ関スル調査　労銀】
〔対象年〕　T10
〔照会状〕　郡役所→村役場
発信年月日　T10.4.16
報告期限　T10.6.5
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所
発信年月日　T10.6.2
〔記入表〕

1－024－013
勧業関係綴　T10
【商業使用人ノ数　第１表　５人未満】
〔対象年〕　T10.4末日現在
〔照会状〕　郡役所→村役場
発信年月日　T10.4.19
報告期限　T10.5.30
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所
発信年月日　T10.5.18
〔記入表〕

1－024－014
勧業関係綴　T10
【商業使用人ノ数　第２表　１０人未満（５人以上）】
〔対象年〕　T10.4末日現在
〔照会状〕　郡役所→村役場
発信年月日　T10.4.19
報告期限　T10.5.30
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所
発信年月日　T10.5.18
〔記入表〕

1－024－015
勧業関係綴　T10
【商業使用人ノ数　第３表　１０人以上】
〔対象年〕　T10.4末日現在
〔照会状〕　郡役所→村役場
発信年月日　T10.4.19
報告期限　T10.5.30
〔雛形〕
〔送り状２〕

1－024－016
勧業関係綴　T10
【商業使用人ノ数　第４表　総計】
〔対象年〕　T10.4末日現在
〔照会状〕　郡役所→村役場
発信年月日　T10.4.19
報告期限　T10.5.30
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所
発信年月日　T10.5.18
〔記入表〕

1－024－017
勧業関係綴　T10
【商業使用人ノ休日状態】
〔照会状〕　郡役所→村役場

発信年月日　T10.4.19
報告期限　T10.5.30
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所
発信年月日　T10.5.18
〔記入表〕

1－024－018
勧業関係綴　T10
【肥料取扱運送業者並倉庫業者ニ関スル調査　1　住所、氏名（名称、商号）】
〔照会状〕　郡役所→村役場
発信年月日　T10.5.27
報告期限　T10.6.8
〔送り状２〕村役場→郡役所
発信年月日　T10.5.31

1－024－019
勧業関係綴　T10
【肥料取扱運送業者並倉庫業者ニ関スル調査　2　肥料取扱数量】
〔対象年〕　最近３か年
〔照会状〕　郡役所→村役場
発信年月日　T10.5.27
報告期限　T10.6.8
〔送り状２〕村役場→郡役所
発信年月日　T10.5.31

1－024－020
勧業関係綴　T10
【肥料取扱運送業者並倉庫業者ニ関スル調査　3　肥料保管ノ倉庫ノ位置、数量】
〔照会状〕　郡役所→村役場
発信年月日　T10.5.27
報告期限　T10.6.8
〔送り状２〕村役場→郡役所
発信年月日　T10.5.31

1－024－021
勧業関係綴　T10
【屑繭整理ニ関スル調　（１）屑繭ノ産額】
〔対象年〕　T9
〔照会状〕　郡役所→村役場
発信年月日　T10.5.6
報告期限　T10.5末
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所
発信年月日　T10.5.30
〔記入表〕
〔備考〕　・県に送付された記入表控の数字と雛形に記入された数字は一致しない

1－024－022
勧業関係綴　T10
【屑繭整理ニ関スル調　（２）－１　屑繭整理ノ従業戸数及人員】
〔対象年〕　T9
〔照会状〕　郡役所→村役場
発信年月日　T10.5.6
報告期限　T10.5末
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所
発信年月日　T10.5.30
〔記入表〕
〔備考〕　・県に送付された記入表控の数字と雛形に記入された数字は一致しない

1－024－023
勧業関係綴　T10
【屑繭整理ニ関スル調　（２）－２　屑繭整理主業別副業戸数及人員】
〔対象年〕　T9
〔照会状〕　郡役所→村役場
発信年月日　T10.5.6
報告期限　T10.5末
〔備考〕　・雛形に数字は記入されているが、送り状控がないため記入表は県に送付されていないのではないかと考えられる

1－024－024
勧業関係綴　T10
【屑繭整理ニ関スル調　（３）　製品ノ産額及其仕向先】
〔対象年〕　T9
〔照会状〕　郡役所→村役場
発信年月日　T10.5.6
報告期限　T10.5末
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所
発信年月日　T10.5.30
〔記入表〕
〔備考〕　・県に送付された記入表控の数字と雛形に記入された数字は一致しない

1－024－025
勧業関係綴　T10
【1、新設前ノ状態別桑園新設段別】
〔対象年〕　T9.7.1～T10.6末
〔照会状〕　郡役所→村役場
発信年月日　T10.6.27
報告期限　T10.7.15
〔雛形〕
〔送り状1〕村役場→郡役所
発信年月日　T10.7.14
〔記入表〕

1－024－026
勧業関係綴　T10
【2、廃止後ノ状態桑園廃止段別】
〔対象年〕　T9.7.1～T10.6末
〔照会状〕　郡役所→村役場
発信年月日　T10.6.27
報告期限　T10.7.15
〔雛形〕
〔送り状1〕村役場→郡役所
発信年月日　T10.7.14
〔記入表〕

1－024－027
勧業関係綴　T10
【桑園新設廃止反別調】
〔対象年〕　T9.7.1～T10.6末
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T10.7.5
報告期限　T10.7.10
〔雛形〕
〔備考〕　・雛形は24－25、24－26の調査についての村内調査用で、各組で取りまとめて区長に報告するもの

1－024－028
勧業関係綴　T10
【村勢一覧】
〔送り状1〕村役場→馬頭町役場
発信年月日　T10.7.2

1－024－029
勧業関係綴　T10
【副業品製作用器具機械調】
〔照会状〕　郡役所→村役場
発信年月日　T10.7.5
報告期限　T10.7末
〔雛形〕
〔送り状1〕村役場→郡役所
発信年月日　T10.7.27
〔記入表〕

1－024－030
勧業関係綴　T10
【1、会社事務員解雇状況調】
〔対象年〕　[T10].6
〔照会状〕　郡役所→村役場
発信年月日　T10.7.9
報告期限　[T10.7].5
〔雛形〕
〔備考〕　・内務省社会局長よりの通牒による毎月調査

1－024－031
勧業関係綴　T10
【2、会社事務員採用状況調】
〔対象年〕　[T10].6
〔照会状〕　郡役所→村役場
発信年月日　T10.7.9
報告期限　[T10.7].5
〔雛形〕

1－024－032
勧業関係綴　T10
【倉庫調査】
〔照会状〕　[郡役所]庶務課長→村長
発信年月日　T10.8.26
報告期限　T10.9.5
〔雛形〕
〔送り状1〕村長→郡長
発信年月日　T10.9.5
〔記入表〕

1－024－033
勧業関係綴　T10
【倉庫調】
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T10.8.27
報告期限　T10.9.1
〔雛形〕
〔備考〕　・24－32の調査についての村内調査で、各組で取りまとめて区長に報告するもの

1－024－034
勧業関係綴　T10
【木炭ノ産額及需給調　木炭産額】
〔対象年〕　T10
〔照会状〕　郡役所→村長
発信年月日　T10.9.12
報告期限　T10.9.25
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所
発信年月日　T10.9.24
〔記入表〕

1－024－035
勧業関係綴　T10
【国有林野ニ関スル件】
〔照会状〕　郡長→村長
発信年月日　T10.9.30
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T10.10.18
〔記入表〕

1－024－036
勧業関係綴　T10
【鯉児成育状況調】
〔照会状〕　郡役所→村長
発信年月日　T10.10.3
報告期限　T10.10.20
〔送り状２〕村役場→郡役所
発信年月日　T10.10.13

1－024－037
勧業関係綴　T10
【有用鉱物調査表】
〔対象年〕　T9
〔照会状〕　郡役所→村役場
発信年月日　T10.10.22
報告期限　T10.11.5
〔雛形〕
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T10.10.25

1－024－038
勧業関係綴　T10
【大小豆ニ関スル調　品種別作付面積収穫高反当収量並ニ総価額】
〔対象年〕　T10
〔照会状〕　郡役所→村長
発信年月日　T10.11.29
報告期限　T10.12.20
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所
発信年月日　T10.12.20
〔記入表〕

1－024－039
勧業関係綴　T10
【大小豆ニ関スル調　用途別消費見込高調】
〔対象年〕　T10
〔照会状〕　郡役所→村長
発信年月日　T10.11.29
報告期限　T10.12.20
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所
発信年月日　T10.12.20
〔記入表〕

1－024－040
勧業関係綴　T10
【大小豆ニ関スル調　需給状況】
〔対象年〕　T10
〔照会状〕　郡役所→村長
発信年月日　T10.11.29
報告期限　T10.12.20
〔送り状１〕村長→郡役所
発信年月日　T10.12.20

1－024－041
勧業関係綴　T10
【大小豆ニ関スル調　将来ニ於ケル栽培面積ノ増減】
〔対象年〕　T10
〔照会状〕　郡役所→村長
発信年月日　T10.11.29
報告期限　T10.12.20
〔送り状１〕村長→郡役所
発信年月日　T10.12.20

1－024－042
勧業関係綴　T10
【大小豆ニ関スル調　特ニ優秀ナリト認ムル品種】
〔対象年〕　T10
〔照会状〕　郡役所→村長
発信年月日　T10.11.29
報告期限　T10.12.20
〔送り状１〕村長→郡役所

発信年月日　T10.12.20

1－024－043
勧業関係綴　T10
【米穀用途別消費見込高表ノ１】
〔対象年〕　T9.11.1～T10.10末
〔照会状〕　郡役所→村役場
発信年月日　T10.11.24
報告期限　T10.12末
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所
発信年月日　T10.12.28
〔記入表〕

1－024－044
勧業関係綴　T10
【米穀用途別消費見込高表ノ２】
〔対象年〕　T9.11.1～T10.10末
〔照会状〕　郡役所→村役場
発信年月日　T10.11.24
報告期限　T10.12末
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所
発信年月日　T10.12.28
〔記入表〕

1－024－045
勧業関係綴　T10
【優良農具調】
〔対象年〕　T10
〔照会状〕　郡役所→村役場
発信年月日　T10.11.22
報告期限　T10.12.10
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所
発信年月日　T10.12.8
〔記入表〕

1－024－046
勧業関係綴　T10
【養蚕調査表】
〔対象年〕　T10年度
〔照会状〕　蚕業取締所宇都宮支所→村役場
発信年月日　T10.12.16
報告期限　T10.12末
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→蚕業取締所宇都宮支所
発信年月日　T10.12.30
〔記入表〕

1－024－047
勧業関係綴　T10
【製材工場調査表】
〔照会状〕　郡役所→村長
発信年月日　T10.12.27
報告期限　T11.1.20
〔雛形〕
〔送り状２〕村長→郡役所
発信年月日　T10.12.31

1－025－001
［統計報告書綴］　T11
【第１期種痘成績表】
〔対象年〕　T10
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.1.10
報告期限　T11.1.10
〔記入表〕
〔国の様式〕［T２．７．２６内務省訓令第１６号　第９８］に関連
（相違点）表側に追加　：公種痘中の要種痘人員、種痘猶予人員

1－025－002
［統計報告書綴］　T11
【第２期種痘成績表】
〔対象年〕　T10
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.1.10
〔記入表〕
〔国の様式〕［T２．７．２６内務省訓令第１６号　第９８］に関連
（相違点）表側に追加　：公種痘中の要種痘人員、種痘猶予人員

1－025－003
［統計報告書綴］　T11
【町村会議員及選挙有権者調表】
〔対象年〕　T10.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.1.［10］
〔記入表〕

1－025－004
［統計報告書綴］　T11

【町村吏員表】
〔対象年〕　T10.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T11.1.〔10〕
〔記入表〕

1－025－005
〔統計報告書綴〕　T11
【町村吏員退隠料受領人員及金額表】
〔対象年〕　T10.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T11.1.〔10〕
〔記入表〕

1－025－006
〔統計報告書綴〕　T11
【実費弁償並旅費額表】
〔対象年〕　T10.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T11.1.〔10〕
〔記入表〕

1－025－007
〔統計報告書綴〕　T11
【人口動態表】
〔対象年〕　T10
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T11.1.17
〔記入表〕　報告期限　T11.1末

1－025－008
〔統計報告書綴〕　T11
【死亡者年齢類別表】
〔対象年〕　T10
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T11.1.25
〔記入表〕

1－025－009
〔統計報告書綴〕　T11
【第３６様式　食用及特用農産物】
〔対象年〕　T10
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T11.1.19
　　報告期限　T11.1.20
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第３］に関連
（相違点）表頭に追加　：扁蒲、大麻中の麻実

1－025－010
〔統計報告書綴〕　T11
【第３８様式　果実】
〔対象年〕　T10
〔送り状１〕村長→［郡長］
　　発信年月日　T11.1.19
　　報告期限　T11.1.20
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第５］に対応

1－025－011
〔統計報告書綴〕　T11
【第４７様式　蚕糸類及真綿】
〔対象年〕　T10
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T11.1.19
　　報告期限　T11.1.20
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第１４］に対応

1－025－012
〔統計報告書綴〕　T11
【行旅病人表】
〔送り状２〕村長→郡長
　　発信年月日　T11.1.23

1－025－013
〔統計報告書綴〕　T11
【第９号式　第３号　市町村出入人口及現住戸口表】
〔対象年〕　T10.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T11.2.18
〔記入表〕

1－025－014
〔統計報告書綴〕　T11
【第９号式　第３号　市町村出入人口及現住戸口表　附録第１　本市町村ニ住所寄留ヲ為ス者ノ

内更ニ他市町村へ住所外】
【寄留ヲ為ス者】
〔対象年〕　T10.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.2.18
〔未記入表〕

1－025－015
［統計報告書綴］　T11
【第９号式　第３号　市町村出入人口及現住戸口表　附表第２　本籍ナキ者、本籍分明ナラサル者及内地人以外ノ者】
〔対象年〕　T10.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.2.18
〔未記入表〕

1－025－016
［統計報告書綴］　T11
【第１１様式　現住戸口職業別表】
〔対象年〕　T10.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.2.18
報告期限　T11.2.20
〔記入表〕

1－025－017
［統計報告書綴］　T11
【第１４０様式　販売肥料使用高調】
〔対象年〕　T10
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.1.31
報告期限　T11.1.31
〔記入表〕

1－025－018
［統計報告書綴］　T11
【第１４２様式　石灰施用量調】
〔対象年〕　T10
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.1.31
報告期限　T11.1.31
〔記入表〕

1－025－019
［統計報告書綴］　T11
【肥料共同購入高調】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T11.1.31

1－025－020
［統計報告書綴］　T11
【第４９様式　家畜】
〔対象年〕　T10.12末現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.2.20
報告期限　T11.2.20
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第１６］に対応

1－025－021
［統計報告書綴］　T11
【第９５様式　漁業戸数及漁業者】
〔対象年〕　T10.12末現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.2.20
報告期限　T11.2.20
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第６０］に対応

1－025－022
［統計報告書綴］　T11
【第９８様式　漁獲物】
〔対象年〕　T10
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.2.20
報告期限　T11.2.20
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第６３］に関連
（相違点）表頭から削除：魚類中、鰊より秋刀魚まで、貝類、藻類の種別、其の他の水産動物エビ以外

1－025－023
［統計報告書綴］　T11
【漁船】
〔対象年〕　T10
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.2.20

報告期限　T11.2.20
〔記入表〕
〔国の様式〕［T3．11．21農商務省訓令第13号　農商務統計様式第61］に関連
（相違点）動力ヲ有セザルモノ（5噸又ハ50石未満）のみ

1－025－024
［統計報告書綴］　T11
【第58様式　織物ノ1】
〔対象年〕　T10
〔送り状1〕村長→郡長
発信年月日　T11.2.20
報告期限　T11.2.20
〔記入表〕
〔国の様式〕［T3．11．21農商務省訓令第13号　農商務統計様式第25］に対応

1－025－025
［統計報告書綴］　T11
【晒及染物表】
〔送り状2〕村長→郡長
発信年月日　T11.2.20
〔備考〕　・T10．6．28農商務省令第19号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第42と同表名

1－025－026
［統計報告書綴］　T11
【水産養殖表】
〔送り状2〕村長→郡長
発信年月日　T11.2.20
〔備考〕　・T3．11．21農商務省訓令　第13号　農商務統計様式第65、T10．6．28農商務省令第19号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第82と同表名

1－025－027
［統計報告書綴］　T11
【屠殺表】
〔送り状2〕村長→郡長
発信年月日　T11.2.20
〔備考〕　・T3．11．21農商務省訓令　第13号　農商務統計様式第19、T10．6．28農商務省令第19号　農商務統計報告規則第33と同表名

1－025－028
［統計報告書綴］　T11
【乳牛表】
〔送り状2〕村長→郡長
発信年月日　T11.2.20
〔備考〕　・T3．11．21農商務省訓令　第13号　農商務統計様式第17と同表名

1－025－029
［統計報告書綴］　T11
【有用土石及鑛水表】
〔送り状2〕村長→郡長
発信年月日　T11.2.20
〔備考〕　・T10．6．28農商務省令第19号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第75と同表名

1－025－030
［統計報告書綴］　T11
【石材表】
〔送り状2〕村長→郡長
発信年月日　T11.2.20
〔備考〕　・T10．6．28農商務省令第19号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第74と同表名

1－025－031
［統計報告書綴］　T11
【麺類】
〔対象年〕　T10
〔送り状1〕村長→郡長
発信年月日　T11.3.18
報告期限　T11.3.20
〔記入表〕
〔国の様式〕［T10．6．28農商務省令　第19号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第60］に対応

1－025－032
［統計報告書綴］　T11
【民有林野面積】
〔対象年〕　T10
〔送り状1〕村長→郡長

発信年月日　T11.3.18
報告期限　T11.3.20
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第８４］に関連
（相違点）表頭から削除：道府県有、郡有、市有

1－025－033
［統計報告書綴］　T11
【基本財産林模範林学校林】
〔対象年〕　T10
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.3.18
報告期限　T11.3.20
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第８５］に関連
（相違点）表側から削除：道府県有、郡有、市有及官立

1－025－034
［統計報告書綴］　T11
【第１０８様式　林野産物】
〔対象年〕　T10
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.3.18
報告期限　T11.3.20
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第７６］に関連
（相違点）表頭に追加　：木炭（白炭、黒炭、其他）

1－025－035
［統計報告書綴］　T11
【第９１様式　各種工産物】
〔対象年〕　T10
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.3.18
報告期限　T11.3.20
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第５６］に関連
（相違点）表頭に追加　：麻製品、懐炉灰、石灰、黍箒、酢、味噌、売薬

1－025－036
［統計報告書綴］　T11
【造林用苗木】
〔対象年〕　T10末現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.3.18
報告期限　T11.3.20
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第８７］に関連
（相違点）表側から削除：道府県、郡

1－025－037
［統計報告書綴］　T11
【工芸農産物第３】
〔対象年〕　T11.1～2
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.3.18
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第９　工芸農産物第３］に対応

1－025－038
［統計報告書綴］　T11
【林野産物定期調査】
〔対象年〕　T10
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.3.18
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第７７］に関連
（相違点）表頭：樹実（栗）、樹皮（　杉、棕櫚）、松茸のみ

1－025－039
［統計報告書綴］　T11
【和紙表】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T11.3.18
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第４１、Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９

号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第４８と同表名

1－025－040
［統計報告書綴］　T11
【漆器表】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T11.3.18
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第３１、Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第５０と同表名

1－025－041
［統計報告書綴］　T11
【陶磁器表】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T11.3.18
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第２９、Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第４５と同表名

1－025－042
［統計報告書綴］　T11
【油類表】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T11.3.18
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第３５と同表名

1－025－043
［統計報告書綴］　T11
【蚕網表】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T11.3.18
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第６９と同表名

1－025－044
［統計報告書綴］　T11
【薬製品表】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T11.3.18
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第７０と同表名

1－025－045
［統計報告書綴］　T11
【民有林野開墾】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T11.3.18
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第７０、Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第８６と同表名

1－025－046
［統計報告書綴］　T11
【民有林野被害表】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T11.3.18
〔備考〕　・Ｔ３．１１．２１農商務省訓令　第１３号　農商務統計様式第７４、Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第９３と同表名

1－025－047
［統計報告書綴］　T11
【諸車】
〔対象年〕　T11.3.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.4.20
〔記入表〕

1－025－048
［統計報告書綴］　T11
【小船表】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T11.4.20

1－025－049
［統計報告書綴］　T11
【第１１５様式１　勧業諸会其１】
〔対象年〕　T10
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.4.24

報告期限　T11.3.20
〔記入表〕

1－025－050
［統計報告書綴］　T11
【第１１５様式２　勧業諸会其２】
〔対象年〕　T10
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.4.24
報告期限　T11.3.20
〔記入表〕

1－025－051
［統計報告書綴］　T11
【第１０４様式　民有林野人工造林】
〔対象年〕　T10
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.4.27
報告期限　T11.4.20
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第８８］に関連
（相違点）表頭の樹種の一部が未記入、空欄となっている

1－025－052
［統計報告書綴］　T11
【第１０７様式　民有林伐採】
〔対象年〕　T10
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.4.27
報告期限　T11.4.20
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ３．１１．２１農商務省訓令第１３号　農商務統計様式第７５］に関連
（相違点）表頭から削除：樟
表頭に追加　：薪炭材の樹種

1－025－053
［統計報告書綴］　T11
【麦作付反別調】
〔対象年〕　［T11］
〔送り状１〕村長→郡勧業課長
発信年月日　T11.4.27
〔記入表〕

1－025－054
［統計報告書綴］　T11
【村基本財産表】
〔対象年〕　T11.3.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.4.27
〔記入表〕

1－025－055
［統計報告書綴］　T11
【小学校基本財産表】
〔対象年〕　T11.3.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.4.27
〔記入表〕

1－025－056
［統計報告書綴］　T11
【罹災救助資金基本財産表】
〔対象年〕　T11.3.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.4.27
〔記入表〕

1－025－057
［統計報告書綴］　T11
【水道表】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T11.4.27

1－025－058
［統計報告書綴］　T11
【春蚕掃立予想】
〔対象年〕　T11.4末現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.5.2
報告期限　T11.5.4
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第１４］に対応

1－025－059
［統計報告書綴］　T11
【学事年報　児童数対照表】
〔対象年〕　［T10］
〔送り状１〕村長→郡長

発信年月日　T11.5.18
〔記入表〕

1－025－060
［統計報告書綴］　T11
【学事年報　甲号表１　学齢児童表】
〔対象年〕　T11.3.31
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.5.18
〔記入表〕

1－025－061
［統計報告書綴］　T11
【学事年報　乙号表５　授業料ヲ徴収スル市町村立小学校表】
〔対象年〕　T11.3.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.5.18
〔記入表〕

1－025－062
［統計報告書綴］　T11
【学事年報　乙号表１１　学齢児童中盲者聾唖者表】
〔対象年〕　［T11］.3.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.5.18
〔記入表〕

1－025－063
［統計報告書綴］　T11
【麦予想収穫高表】
〔対象年〕　［T11］
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.5.20
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第５］に関連
（相違点）表側：田畑別予想収穫高のみ

1－025－064
［統計報告書綴］　T11
【第１１６様式、各種県税営業者】
〔対象年〕　T10年度
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.5.22
報告期限　T11.5末
〔記入表〕
〔備考〕　・税目別等級、人員、税額あり

1－025－065
［統計報告書綴］　T11
【春蚕予想収繭高】
〔対象年〕　T11.6.15現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.6.15
報告期限　T11.6.20
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第１５］に対応

1－025－066
［統計報告書綴］　T11
【果樹苗】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T11.7.3
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第１１と同表名

1－025－067
［統計報告書綴］　T11
【桑苗】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T11.7.3
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第１２と同表名

1－025－068
［統計報告書綴］　T11
【蕎】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T11.7.3
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第３０と同表名

1－025－069
［統計報告書綴］　T11
【澱粉】
〔送り状２〕村長→郡長

発信年月日　T11.7.3
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第５９と同表名

1－025－070
［統計報告書綴］　T11
【七面鳥】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T11.7.3
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第３１と同表名

1－025－071
［統計報告書綴］　T11
【桑畑】
〔対象年〕　T11.6末現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.7.3
報告期限　T11.7.20
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第１２］に対応

1－025－072
［統計報告書綴］　T11
【茶畑】
〔対象年〕　T11.6末日現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.7.3
報告期限　T11.7.20
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第２１］に対応

1－025－073
［統計報告書綴］　T11
【鶏】
〔対象年〕　T11.6末日現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.7.5
報告期限　T11.7.20
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第２９］に対応

1－025－074
［統計報告書綴］　T11
【麦】
〔対象年〕　［T11］
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.7.15
報告期限　T11.7.20
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第６］に対応

1－025－075
［統計報告書綴］　T11
【春蚕】
〔対象年〕　［T11］
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.7.15
報告期限　T11.7.20
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第１６］に対応

1－025－076
［統計報告書綴］　T11
【緑肥用作物】
〔対象年〕　［T11］
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.8.19
報告期限　T11.8.20
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第１０］に関連
（相違点）表頭：紫雲英、青刈大豆のみ

1－025－077
［統計報告書綴］　T11
【園芸農作物　果実　第３】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T11.8.19
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第８と同表名

1－025－078
［統計報告書綴］　T11
【製藍】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T11.8.19
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第５７と同表名

1－025－079
［統計報告書綴］　T11
【米作付反別調】
〔対象年〕　T11
〔送り状１〕村長→郡勧業課長
発信年月日　T11.8.21
〔記入表〕

1－025－080
［統計報告書綴］　T11
【学事年報　丙号表１　公学費収支表】
〔対象年〕　T10年度
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.8.25
〔記入表〕

1－025－081
［統計報告書綴］　T11
【学事年報　丙号表２　公学費資産表】
〔対象年〕　T11.3.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.8.25
〔記入表〕

1－025－082
［統計報告書綴］　T11
【学事年報　丙号表４　郡市町村立学校図書館職員退職給与金支出表】
〔対象年〕　T10年度
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.8.25
〔記入表〕

1－025－083
［統計報告書綴］　T11
【町村税滞納処分調書】
〔対象年〕　T10年度
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.7.26
〔記入表〕

1－026－001
［勧業関係綴］　T11
【小作慣行調査】
〔照会状〕　郡役所→村役場
発信年月日　T11.1.18
報告期限　T11.1末
〔送り状１〕村役場→郡役所
発信年月日　T11.3.31
〔備考〕　・大正１０年１１月２１日照会があり以後度々督促あり

1－026－002
［勧業関係綴］　T11
【［東京大林区署管内］春季山行苗過剰調】
〔対象年〕　T11
〔送り状１〕郡役所→村長
発信年月日　T11.2.2
〔記入表〕

1－026－003
［勧業関係綴］　T11
【水車用電気モータ調】
〔対象年〕　T8，T9，T10
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T11.3.12
報告期限　T11.3.25
〔送り状２〕村長→勧業課長
発信年月日　T11.3.20

1－026－004
［勧業関係綴］　T11
【馬匹頭数調】
〔目次〕

1－029－001
［統計報告書綴］　T13
【第１期種痘成績表】
〔対象年〕　T13.1
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.1.7
〔記入表〕　報告期限　T13.1.10

1－029－002
［統計報告書綴］　T13
【第２期種痘成績表】
〔対象年〕　T12.1
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.1.7
〔記入表〕　報告期限　T13.1.10

1－029－003
［統計報告書綴］　T13
【町村会議員及選挙有権者調表】
〔対象年〕　T12.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.1.10
報告期限　T13.1.15
〔記入表〕

1－029－004
［統計報告書綴］　T13
【町村吏員表】
〔対象年〕　T12.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.1.10
報告期限　T13.1.15
〔記入表〕

1－029－005
［統計報告書綴］　T13
【町村吏員退隠料受領人員及金額表】
〔対象年〕　T12.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.1.10
報告期限　T13.1.15
〔記入表〕

1－029－006
［統計報告書綴］　T13
【実費弁償並旅費額表】
〔対象年〕　T12.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.1.10
報告期限　T13.1.15
〔記入表〕
〔備考〕　・２９－５の附表

1－029－007
［統計報告書綴］　T13
【地方公共団体所有国債調表】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T13.1.12

1－029－008
［統計報告書綴］　T13
【天蚕糸及柞蚕糸】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T13.1.12
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第２０と同表名

1－029－009
［統計報告書綴］　T13
【蜜蜂】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T13.1.12
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第３２と同表名

1－029－010
［統計報告書綴］　T13
【緬羊】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T13.1.12
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第２７と同表名

1－029－011
［統計報告書綴］　T13
【山羊】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T13.1.12
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第２８と同表名

1－029－012
［統計報告書綴］　T13
【屠殺】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T13.1.12
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統

計様式第３３と同表名

1－029－013
［統計報告書綴］　T13
【会社】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T13.1.12
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第３４と同表名

1－029－014
［統計報告書綴］　T13
【撚糸】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T13.1.12
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第３５と同表名

1－029－015
［統計報告書綴］　T13
【味噌】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T13.1.12
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第５８と同表名

1－029－016
［統計報告書綴］　T13
【船舶燃料消費高】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T13.1.12
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第７３と同表名

1－029－017
［統計報告書綴］　T13
【製材工場】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T13.1.12

1－029－018
［統計報告書綴］　T13
【貿易関係林産品】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T13.1.12

1－029－019
［統計報告書綴］　T13
【牛乳】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T13.1.12
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第２４と同表名
・Ｔ２．７．２６内務省訓令第１６号内務報告例第８４と同表名
・上記の２調査があるが雛形がないため詳細不明

1－029－020
［統計報告書綴］　T13
【肥料共同購入高調】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T13.1.12

1－029－021
［統計報告書綴］　T13
【済貧恤窮施行表】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T13.1.12
〔備考〕　・Ｔ２．７．２６内務省訓令第１６号内務報告例第６１と同表名

1－029－022
［統計報告書綴］　T13
【養育ニ係ル棄児表】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T13.1.12
〔備考〕　・Ｔ２．７．２６内務省訓令第１６号内務報告例第６２と同表名

1－029－023
［統計報告書綴］　T13
【救済事業調査表】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T13.1.12
〔備考〕　・Ｔ２．７．２６内務省訓令第１６号内務報告例第１１１～１２２　救済事業調査表と同表名

1－029－024
［統計報告書綴］　T13
【行旅病人表】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T13.1.12
〔備考〕　・Ｔ２．７．２６内務省訓令第１６号　内務報告例第６３と同表名

1－029－025
［統計報告書綴］　T13
【食用農産物】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第７と同表名

1－029－026
［統計報告書綴］　T13
【園芸農産物　果実第２】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第８　園芸農産物果実第２と同表名

1－029－027
［統計報告書綴］　T13
【工芸農産物第２】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第９　工芸農産物第２と同表名

1－029－028
［統計報告書綴］　T13
【蚕糸類及真綿】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第１０と同表名

1－029－029
［統計報告書綴］　T13
【共進会品評会】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第９５　博覧会、共進会、品評会と一部同表名

1－029－030
［統計報告書綴］　T13
【牛表】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第２３と同表名

1－029－031
［統計報告書綴］　T13
【馬表】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第２５と同表名

1－029－032
［統計報告書綴］　T13
【豚表】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第２６と同表名

1－029－033
［統計報告書綴］　T13
【販売肥料使用高調】
〔目次〕

1－029－034
［統計報告書綴］　T13
【石灰施用料調】
〔目次〕

1－029－035
［統計報告書綴］　T13
【人口動態表】
〔目次〕

1－029－036
［統計報告書綴］　T13

【現住戸数職業別表】
〔目次〕

1－029－037
［統計報告書綴］　T13
【園芸農産物、蔬菜及花草第３】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第８　園芸農産物蔬菜及花卉第３と類似表名

1－029－038
［統計報告書綴］　T13
【水産業者】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第７６と同表名

1－029－039
［統計報告書綴］　T13
【漁船】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第７７と同表名

1－029－040
［統計報告書綴］　T13
【漁獲物】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第８０と同表名

1－029－041
［統計報告書綴］　T13
【死者年齢類別表】
〔目次〕

1－029－042
［統計報告書綴］　T13
【麺類】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第６０と同表名

1－029－043
［統計報告書綴］　T13
【木製品】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第６３と同表名

1－029－044
［統計報告書綴］　T13
【竹製品】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第６４と同表名

1－029－045
［統計報告書綴］　T13
【各種工産物】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第７２と同表名

1－029－046
［統計報告書綴］　T13
【民有林野面積】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第８４と同表名

1－029－047
［統計報告書綴］　T13
【造林用苗木】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第８７と同表名

1－029－048
［統計報告書綴］　T13
【林野産物】

〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第９１と同表名

1－029－049
［統計報告書綴］　T13
【重要品県外輸出入】
〔目次〕

1－029－050
［統計報告書綴］　T13
【土木費総計表】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ２．７．２６内務省訓令第１６号第４８と同表名

1－029－051
［統計報告書綴］　T13
【基本財産表】
〔目次〕

1－029－052
［統計報告書綴］　T13
【民有林野人工造林】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第８８と同表名

1－029－053
［統計報告書綴］　T13
【民有林野天然造林】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第８９と同表名

1－029－054
［統計報告書綴］　T13
【民有林伐採】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第９０と同表名

1－029－055
［統計報告書綴］　T13
【工芸農産物第３】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第９　工芸農産物第３と同表名

1－029－056
［統計報告書綴］　T13
【学事年報表】
〔目次〕
〔備考〕　・各小学校分

1－029－057
［統計報告書綴］　T13
【麦作付反別調】
〔目次〕

1－029－058
［統計報告書綴］　T13
【諸車】
〔目次〕

1－029－059
［統計報告書綴］　T13
【春蚕掃立予想調】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第１４と同表名

1－029－060
［統計報告書綴］　T13
【道路延長幅員及勾配表】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ２．７．２６内務省訓令第１６号内務報告例第５１と同表名

1－029－061
［統計報告書綴］　T13
【橋梁表】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ２．７．２６内務省訓令第１６号内務報告例第５２と同表名

1－029－062
［統計報告書綴］　T13
【各種県税営業者表】
〔目次〕

1－029－063
［統計報告書綴］　T13
【児童身体検査統計表】
〔目次〕

1－029－064
［統計報告書綴］　T13
【麦予想収穫高表】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第５と同表名

1－029－065
［統計報告書綴］　T13
【春蚕予想収繭高】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第１５と同表名

1－029－066
［統計報告書綴］　T13
【町村税滞納処分表】
〔目次〕

1－029－067
［統計報告書綴］　T13
【鶏】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第２９と同表名

1－029－068
［統計報告書綴］　T13
【鵞】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第３０と同表名

1－029－069
［統計報告書綴］　T13
【桑畑】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第１２と同表名

1－029－070
［統計報告書綴］　T13
【茶畑】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第２１と同表名

1－029－071
［統計報告書綴］　T13
【麦表】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第６と同表名

1－029－072
［統計報告書綴］　T13
【春蚕】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第１６と同表名

1－029－073
［統計報告書綴］　T13
【稲作付反別調】
〔目次〕

1－029－074
［統計報告書綴］　T13
【緑肥用作物】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第１０と同表名

1－029－075
［統計報告書綴］　T13
【水稲作況】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第１と同表名

1－029－076
［統計報告書綴］　T13
【学事年報　丙号表】
〔目次〕

1－029－077
［統計報告書綴］　T13
【製茶】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第２２と同表名

1－029－078
［統計報告書綴］　T13
【［園芸農産物］　蔬菜及花草　第１】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第８　園芸農産物蔬菜及花卉第１と類似表名

1－029－079
［統計報告書綴］　T13
【米第１回予想収穫高表】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第２と同表名

1－029－080
［統計報告書綴］　T13
【天蚕及柞蚕】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第１８と同表名

1－029－081
［統計報告書綴］　T13
【民有林野放牧】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第９２と同表名

1－029－082
［統計報告書綴］　T13
【夏秋蚕】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第１７と同表名

1－029－083
［統計報告書綴］　T13
【工芸農産物第１】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第９と同表名

1－029－084
［統計報告書綴］　T13
【園芸農産物　果実第１】
〔目次〕
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第８と同表名

1－030－001
勧業関係綴　T13
【木炭製造販売業者調】
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T13.1.15
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T13.1.22
〔記入表〕
〔備考〕　・照会状に「重要物産同業組合法ニヨリ木炭同業組合設置上必要」とあり

1－030－002
勧業関係綴　T13
【農用機械所有者調】

〔対象年〕　T13.3.31
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
　　発信年月日　T13.3.15
　　報告期限　T13.4.7
〔雛形〕
〔送り状２〕村長→郡役所勧業課長
　　発信年月日　T13.4.1

1－030－003
勧業関係綴　T13
【［繭乾燥所調］】
〔対象年〕　［T12］
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
　　発信年月日　T13.3.20
　　報告期限　T13.3.31
〔雛形〕
〔送り状２〕村長→郡長
　　発信年月日　T13.3.22
〔備考〕　・照会状に「改良農具ノ奨励上ノ参考ニ供シ度」とあり

1－030－004
勧業関係綴　T13
【特殊畑、煙草畑ヲ除キ耕作者、耕作反別調】
〔照会状〕　大田原税務署→村長
　　発信年月日　T13.4.15
〔雛形〕
〔備考〕　・参照：特殊畑には梨子畑、葡萄畑、蒟蒻畑、桃畑、桑畑等がある

1－030－005
勧業関係綴　T13
【麦作予想収穫高】
〔対象年〕　T13.5.20
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
　　発信年月日　T13.5.8
　　報告期限　T13.5.24
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第５］と同表名

1－030－006
勧業関係綴　T13
【自作農地創定ニ関スル調　甲　管内ニ住所ヲ有スル者（法人ヲモ含ム）ニシテ５０町歩以上ノ耕地ヲ所有スル者】
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
　　発信年月日　T13.5.2
　　報告期限　T13.5.20
〔雛形〕
〔送り状２〕村長→郡役所勧業課長
　　発信年月日　T13.5.16

1－030－007
勧業関係綴　T13
【自作農地創定ニ関スル調　乙　他府県ニ住所ヲ有スル者（法人ヲモ含ム）ニシテ管下ニ２０町歩以上ノ耕地ヲ所有スルモノ】
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
　　発信年月日　T13.5.2
　　報告期限　T13.5.20
〔雛形〕
〔送り状２〕村長→郡役所勧業課長
　　発信年月日　T13.5.16

1－030－008
勧業関係綴　T13
【桑園及養蚕被害高】
〔対象年〕　T13.5.13
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
　　発信年月日　T13.5.13
〔雛形〕
〔国の様式〕［Ｍ４３．９．２１農第１３８５９号　農事被害報告様式　丙号様式ノ２］に対応
〔備考〕　・５月１３日の降霜による被害調

1－030－009
勧業関係綴　T13
【農作物被害反別及被害見積高】
〔対象年〕　T13.5.13
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
　　発信年月日　T13.5.13
〔雛形〕
〔国の様式〕［Ｍ４３．９．２１農第１３８５９号　農事被害報告様式　丙号様式ノ１］に関連
（相違点）表頭：被害作物名のみ
〔備考〕　・５月１３日の降霜による被害調

1－030－010
勧業関係綴　T13
【稲実際作付反別】
〔対象年〕　T13
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
　　発信年月日　T13.6.5

報告期限　T13.7.10
〔雛形〕

1－030－011
勧業関係綴　T13
【低廉賃銀労働調査】
〔照会状〕　郡長→村長
発信年月日　T13.6.12
報告期限　T13.7.20
〔雛形〕
〔調査方法〕
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T13.7.1

1－030－012
勧業関係綴　T13
【養鶏ニ関スル団体調査】
〔対象年〕　T13.6.30
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T13.6.14
報告期限　T13.7.10
〔雛形〕
〔送り状２〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T13.6.16

1－030－015
勧業関係綴　T13
【金銭貸付業状況調　1　金銭貸付業者調】
〔対象年〕　T12.12.31
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T13.7.4
報告期限　T13.7.15
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T13.7.21
〔記入表〕

1－030－016
勧業関係綴　T13
【金銭貸付業状況調　2　金銭貸付業者組織別員数】
〔対象年〕　T12.12.31
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T13.7.4
報告期限　T13.7.15
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T13.7.21
〔記入表〕

1－030－017
勧業関係綴　T13
【金銭貸付業状況調　3　金銭貸付業者資本金額別調】
〔対象年〕　T12.12.31
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T13.7.4
報告期限　T13.7.15
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T13.7.21
〔記入表〕

1－030－018
勧業関係綴　T13
【金銭貸付業状況調　4　金銭貸付業者兼業種類別調】
〔対象年〕　T12.12.31
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T13.7.4
報告期限　T13.7.15
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T13.7.21
〔記入表〕

1－030－019
勧業関係綴　T13
【金銭貸付業状況調　5　金銭貸付業者資本調達方法調】
〔対象年〕　T12.12.31
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T13.7.4
報告期限　T13.7.15
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T13.7.21
〔記入表〕

1－030－020
勧業関係綴　T13
【金銭貸付業状況調　6　貸付金額調】
〔対象年〕　T12
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T13.7.4
報告期限　T13.7.15

〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T13.7.21
〔記入表〕

1－030－021
勧業関係綴　T13
【金銭貸付業状況調　７　貸付金額現在高】
〔対象年〕　T12.12.31
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T13.7.4
報告期限　T13.7.15
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T13.7.21
〔記入表〕

1－030－022
勧業関係綴　T13
【金銭貸付業状況調　８　貸付金種類別調】
〔対象年〕　T12.12.31
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T13.7.4
報告期限　T13.7.15
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T13.7.21
〔記入表〕

1－030－023
勧業関係綴　T13
【金銭貸付業状況調　９　貸付方法別調】
〔対象年〕　T12.12.31
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T13.7.4
報告期限　T13.7.15
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T13.7.21
〔記入表〕

1－030－024
勧業関係綴　T13
【金銭貸付業状況調　１０　直接貸、間接貸調】
〔対象年〕　T12.12.31
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T13.7.4
報告期限　T13.7.15
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T13.7.21
〔記入表〕

1－030－025
勧業関係綴　T13
【金銭貸付業状況調　１１　貸付金金額別調】
〔対象年〕　T12.12.31
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T13.7.4
報告期限　T13.7.15
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T13.7.21
〔記入表〕

1－030－026
勧業関係綴　T13
【金銭貸付業状況調　１２　担保種類別調】
〔対象年〕　T12.12.31
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T13.7.4
報告期限　T13.7.15
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T13.7.21
〔記入表〕

1－030－027
勧業関係綴　T13
【金銭貸付業状況調　１３　貸付金用途別調】
〔対象年〕　T12.12.31
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T13.7.4
報告期限　T13.7.15
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T13.7.21
〔記入表〕

1－030－028
勧業関係綴　T13
【金銭貸付業状況調　１４　貸付金期限調】
〔対象年〕　T12.12.31
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T13.7.4
報告期限　T13.7.15

〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T13.7.21
〔記入表〕

1－030－029
勧業関係綴　T13
【金銭貸付業状況調　１５　貸付金利率調】
〔対象年〕　T12.12.31
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T13.7.4
報告期限　T13.7.15
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T13.7.21
〔記入表〕

1－030－030
勧業関係綴　T13
【金銭貸付業状況調　１６　借受人職業別調】
〔対象年〕　T12.12.31
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T13.7.4
報告期限　T13.7.15
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T13.7.21
〔記入表〕

1－030－031
勧業関係綴　T13
【金銭貸付業状況調　１７　口入師等周旋人ノ徴スル手数料調】
〔対象年〕　T12.12.31
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T13.7.4
報告期限　T13.7.15
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T13.7.21
〔記入表〕

1－030－032
勧業関係綴　T13
【金銭貸付業状況調　１８　金融業者ノ現在及将来】
〔対象年〕　T12.12.31
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T13.7.4
報告期限　T13.7.15
〔送り状１〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T13.7.21
〔記入表〕
〔備考〕　・金融貸付業状況調のうち、本調査のみ雛形がない

1－030－033
勧業関係綴　T13
【旱魃調査ニ関スル件　甲　旱魃ノ為被害水田見込面積】
〔対象年〕　最近ノ状況
〔照会状〕　郡勧業課長→村長
発信年月日　T13.9.2
報告期限　T13.9.20
〔雛形〕
〔備考〕　・この調査に対する回答の表名は「旱害ニ依ル作物減収見込調」である（３０－３６参照）

1－030－034
勧業関係綴　T13
【旱魃調査ニ関スル件　乙　水田ノ旱害ニ対スル救荒施設】
〔照会状〕　郡勧業課長→村長
発信年月日　T13.9.2
報告期限　T13.9.20
〔雛形〕

1－030－035
勧業関係綴　T13
【旱魃調査ニ関スル件　丙　旱害ノ畑作ニ及ホシタル影響ノ概況】
〔照会状〕　郡勧業課長→村長
発信年月日　T13.9.2
報告期限　T13.9.20
〔雛形〕
〔備考〕　・この調査に対する回答の表名は「畑作減収見込歩合」である（３０－３７参照）

1－030－036
勧業関係綴　T13
【旱魃調査ニ関スル件　旱害ニ依ル作物減収見込調】
〔送り状１〕村長→郡勧業課長
発信年月日　T13.9.19

〔記入表〕
〔備考〕　・３０－３３に対する回答

1－030－037
勧業関係綴　T13
【旱魃調査ニ関スル件　畑作減収見込歩合】
〔送り状１〕村長→郡勧業課長
発信年月日　T13.9.19
〔記入表〕
〔備考〕　・３０－３５に対する回答

1－030－038
勧業関係綴　T13
【鯉児育成状況】
〔対象年〕　T13
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T13.10.9
報告期限　T13.11.10
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T13.10.14
〔記入表〕

1－030－039
勧業関係綴　T13
【米収穫予想第１回】
〔対象年〕　T13.9.20現在
〔照会状〕　郡勧業課長→村長
発信年月日　T13.9.13
報告期限　T13.9.24
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第２　米第１回予想収穫高に類似表名

1－030－040
勧業関係綴　T13
【米収穫予想第２回】
〔対象年〕　T13.10末現在
〔照会状〕　郡勧業課長→村長
発信年月日　T13.9.13
報告期限　T13.11.4
〔備考〕　・Ｔ１０．７．１農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第３　米第２回予想収穫高に類似表名

1－030－041
勧業関係綴　T13
【茶ニ関スル調】
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T13.11.20
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T13.12.3
〔記入表〕

1－031－001
［雑書類綴］　T13
【国有林野下戻申請ケ所面積等取調表】
〔照会状〕　大田原小林区馬頭保護区官舎→村役場
発信年月日　T13.4.8
〔雛形〕

1－031－002
［雑書類綴］　T13
【部落協議費調】
〔対象年〕　T12年度
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T13.7.28
報告期限　T13.8.5
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡庶務課長
発信年月日　T13.8.5
〔記入表〕

1－031－003
［雑書類綴］　T13
【部落協議費（区費）調】
〔対象年〕　T12年度
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T13.7.31
報告期限　T13.8.2
〔雛形〕
〔送り状１〕第三区長→村長
発信年月日　T13.8
〔記入表〕

1－031－004
［雑書類綴］　T13
【部落協議費（区費）調】
〔対象年〕　T12年度
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T13.7.31
報告期限　T13.8.2

〔雛形〕
〔送り状１〕［第四区長］→村長
発信年月日　T13.8
〔記入表〕

1－031－005
［雑書類綴］　T13
【部落協議費（区費）調】
〔対象年〕　T12年度
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T13.7.31
報告期限　T13.8.2
〔雛形〕
〔送り状１〕
〔記入表〕　第二区長→村役場

1－031－006
［雑書類綴］　T13
【部落協議費（区費）調】
〔対象年〕　T12年度
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T13.7.31
報告期限　T13.8.2
〔雛形〕
〔送り状１〕第一区長→村長
発信年月日　T13.8
〔記入表〕

1－031－007
［雑書類綴］　T13
【逓信省所管電柱調】
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T13.5.7
報告期限　T13.6.15
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.6.5
〔記入表〕
〔備考〕　・電柱敷地手当金交付台帳のための調査

1－031－008
［雑書類綴］　T13
【逓信省所管電信電話柱調】
〔照会状〕　村長→第二区長
発信年月日　T13.5.23
報告期限　T13.5.31
〔雛形〕
〔送り状１〕第二区長→村役場
発信年月日　T13.6.5
〔記入表〕

1－031－009
［雑書類綴］　T13
【部落別戸数人口調】
〔照会状〕　馬頭郵便局→村役場
発信年月日　T13.9.8
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郵便局
発信年月日　T13.10.3
〔記入表〕
〔備考〕　・大字別、小字別の調査

1－031－010
［雑書類綴］　T13
【部落別戸数人口調】
〔対象年〕　T13.9.15現在
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T13.9.19
報告期限　T13.9.25
〔雛形〕

1－031－011
［雑書類綴］　T13
【町村予算調】
〔対象年〕　T13年度
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T13.10.1
報告期限　T13.10.15
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡庶務課長
発信年月日　T13.10.10
〔記入表〕

1－031－012
［雑書類綴］　T13
【郡勢一覧】
〔送り状１〕郡長→村長
発信年月日　T13.10.16

1－032－001
［統計関係綴］　T14
【県勢要覧】
〔送り状１〕郡役所→村長
発信年月日　T14.1.22

1－032－002
［統計関係綴］　T14
【民有林野人工造林調】
〔対象年〕　T13
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T14.2.1
報告期限　T14.2.15
〔雛形〕
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第８８］に関連
（相違点）表頭：杉、桧、槙のみ
表側：公有、社寺有、私有の別なし　氏名欄あり
〔備考〕　・雛形は調査区調査員用
・農商務省の様式は大正３年と１０年ともに同じである

1－032－003
［統計関係綴］　T14
【民有林野天然造林調】
〔対象年〕　T13
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T14.2.1
報告期限　T14.2.15
〔雛形〕
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第８９］に関連
（相違点）表側から削除：公有、社寺有、私有
〔備考〕　・雛形は調査区調査員用で氏名欄あり
・表頭に樹林地種別（伐採跡地、無立木地）があるが、この雛形の注意書に「伐採跡地ノ最初ノ年ノ天然造林反別ヲ記入スルコト」とあり、伐採跡地のみを対象としている

1－032－004
［統計関係綴］　T14
【民有林伐採調】
〔対象年〕　T13
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T14.2.1
報告期限　T14.2.15
〔雛形〕
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第９０］に関連
（相違点）表頭　：杉、桧、松のみ
表側から削除：面積、価額
〔備考〕　・雛形は調査区調査員用

1－032－005
［統計関係綴］　T14
【木炭生産高調】
〔対象年〕　T13
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T14.2.1
報告期限　T14.2.15
〔雛形〕
〔備考〕　・雛形は調査区調査員用

1－032－006
［統計関係綴］　T14
【造林用苗木調】
〔対象年〕　T13
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T14.2.1
報告期限　T14.2.15
〔雛形〕
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第８７］に関連
（相違点）表頭：杉苗、桧苗のみ　小苗、山行苗別の項目あり
〔備考〕　・雛形は調査区調査員用　（氏名欄あり）

1－032－007
［統計関係綴］　T14
【桑畑、茶畑、楮畑調】
〔対象年〕　［T13］
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T14.3.1
報告期限　T14.3.15
〔雛形〕
〔備考〕　・桑畑はＴ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第１２桑畑に関連　茶畑はＴ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第２１茶畑に対応しているが、楮畑を加えた三畑同一項目としては農商務統計報告規則にはない
・雛形は調査区調査員用

1－032－008
［統計関係綴］　T14

【椿及三桠調】
〔対象年〕　T14.1～2
〔照会状〕　村長→区長
　　発信年月日　T14.3.1
　　報告期限　T14.3.15
〔雛形〕
〔備考〕　・雛形は調査区調査員用

1－032－009
［統計関係綴］　T14
【世帯数人口廣表調査】
〔対象年〕　T13.12.31現在
〔照会状〕　宇都宮地方専売局馬頭出張所→村役場
　　発信年月日　T14.3.25
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→宇都宮地方専売局馬頭出張所
　　発信年月日　T14.3.30
〔記入表〕
〔備考〕　・専売局より葉書にて照会状

1－032－010
［統計関係綴］　T14
【統計調査区並調査員手当支給額調】
〔対象年〕　T14
〔照会状〕　郡長→村長
　　発信年月日　T14.3.28
　　報告期限　T14.4.10
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T14.4.1
〔記入表〕
〔備考〕　・対象年は調査区及調査員数については大正１４年４月１日現在　調査手当総額については大正１４年度予算
　　・調査員名簿あり

1－032－011
［統計関係綴］　T14
【春蚕掃立予想調】
〔対象年〕　T14.4.22現在
〔照会状〕　村長→区長
　　発信年月日　T14.4.13
　　報告期限　T14.4.27
〔雛形〕
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第１４］に関連
　（相違点）表側から削除：前年掃立枚数
〔備考〕　・雛形は調査区調査員用

1－032－012
［統計関係綴］　T14
【春蚕掃立予想】
〔照会状〕　郡勧業課長→村長
　　発信年月日　T14.4.23
　　報告期限　T14.5.4
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第１４と同表名

1－032－013
［統計関係綴］　T14
【春蚕掃立調】
〔照会状〕　村長→区長
　　発信年月日　T14.5.5
　　報告期限　T14.5.15
〔雛形〕
〔備考〕　・雛形は調査区調査員用

1－032－014
［統計関係綴］　T14
【武茂村主要農産物一覧表】
〔対象年〕　T13
〔記入表〕
〔備考〕　・孔版刷

1－032－015
［統計関係綴］　T14
【麦予想収穫高調】
〔対象年〕　T14.5.12状況
〔照会状〕　村長→区長
　　発信年月日　T14.5.5
　　報告期限　T14.5.17
〔雛形〕
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第５］に関連
　（相違点）表頭に追加　：田畑別
　　表側　　：１反歩当予想収穫高のみ（単位は合）
〔備考〕　・雛形は調査区調査員用

1－032－016
［統計関係綴］　T14
【村勢一覧】
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T14.5.12

1－032－017
［統計関係綴］　T14
【竹材加工製品調】
〔対象年〕　［最近１か年］
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T14.5.1
報告期限　T14.5.20
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T14.5.12
〔記入表〕
〔備考〕　・照会状に「竹材の加工製品奨励上参考トシテ必要」とあり、更に「本調査ノ数量ヲ価額ニ見積ルトキハ農商務統計様式第６４号調査ト近似スベキモノトス」とあり

1－032－018
［統計関係綴］　T14
【果樹苗木購入調】
〔対象年〕　T13　秋期～T14　春期
〔照会状〕　郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T14.5.15
報告期限　T14.6.10
〔雛形〕
〔送り状２〕村長→郡役所勧業課長
発信年月日　T14.5.27
〔備考〕　・照会状に「果樹類の病虫害防除上必要」とあり

1－032－019
［統計関係綴］　T14
【春蚕予想収繭高】
〔照会状〕　［郡］勧業課長→村長
発信年月日　T14.5.22
〔備考〕　・Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第１５と同表名

1－032－020
［統計関係綴］　T14
【家禽調査】
〔調査方法〕郡役所勧業課長→村長
発信年月日　T14.6.6
〔備考〕　・大正８年以来家禽調査は小学校児童に調査させて国勢調査前の統計思想普及に役立ったが、今回も十分に成果をあげるようにという旨の通牒

1－032－021
［統計関係綴］　T14
【春蚕収繭高調】
〔対象年〕　T14
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T14.6.25
報告期限　T14.7.10
〔雛形〕
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則　農商務統計様式第１６　春蚕］に関連
（相違点）表側から削除：１貫ニ付価格、白繭種、黄繭種
〔備考〕　・雛形は各調査区調査員用

1－032－022
［統計関係綴］　T14
【作付反別調】
〔対象年〕　T14
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T14.6.25
報告期限　T14.7.10
〔雛形〕
〔備考〕　・雛形は個票

1－033－001
［租税関係綴］　T14
【県税所得税附加税賦課額報告】
〔対象年〕　T13年度　第３期
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T14.1.15
〔記入表〕

1－033－002
［租税関係綴］　T14
【地価地租納額報告［宅地租］】
〔対象年〕　第２期　T14.1.15現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T14.1.15
〔記入表〕

1－033－003
［租税関係綴］　T14
【地価地租納額報告［田租］】
〔対象年〕　第２期　T14.2.12現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T14.2.12
〔記入表〕

1－033－004
［租税関係綴］　T14
【地租１人別納額人員】
〔対象年〕　T14.1.1現在
〔照会状〕　大田原税務署→村役場
発信年月日　T14.2.9
報告期限　T14.2.20
〔備考〕　・「税務統計調査上必要」とあり

1－033－005
［租税関係綴］　T14
【直接国税百円以上ヲ納ムル者ニ関スル調】
〔対象年〕　T14.2.21現在
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T14.2.22
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所庶務課長
発信年月日　T14.2.23
〔記入表〕
〔備考〕　・雛形に送り状の文言とデータが記入されている

1－033－006
［租税関係綴］　T14
【県税所得税附加税賦課額報告】
〔対象年〕　T13年度　第４期
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T14.3.7
〔記入表〕

1－033－007
［租税関係綴］　T14
【地価地租納額報告［田租］】
〔対象年〕　第３期　T14.3.14現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T14.3.14
〔記入表〕

1－033－008
［租税関係綴］　T14
【第１４様式　県税戸数割賦課１人別税額調】
〔対象年〕　T13
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　T14.4.4
報告期限　T14.4.20
〔雛形〕

1－033－009
［租税関係綴］　T14
【大字毎ノ田及畑反別調】
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　T14.4.8
報告期限　T14.4.13
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T14.4.13
〔記入表〕

1－033－010
［租税関係綴］　T14
【地租総額及地租附加税賦課額報告】
〔対象年〕　前期　T14.4.1
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T14.4.14
〔記入表〕

1－033－011
［租税関係綴］　T14
【国税徴収費調】
〔対象年〕　T13年度
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　T14.4.14
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T14.4.21
〔記入表〕

1－033－012
［租税関係綴］　T14
【各種県税営業者調】
〔照会状〕　郡財務課長→村長
発信年月日　T14.5.1
報告期限　T14.5.31

1－033－013
［租税関係綴］　T14
【地価地租納額報告［田租］】
〔対象年〕　第４期　T14.5.13
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T14.5.13
〔記入表〕

1－033－014
［租税関係綴］　T14

【国税完納継続年数調】
〔対象年〕　T4～13年度
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
　　発信年月日　T14.5.14
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
　　発信年月日　T14.5.19
〔記入表〕
〔備考〕　・後出３３－１６同名の調査と様式が異なる

1－033－015
［租税関係綴］　T14
【町村納税施設調】
〔対象年〕　［T13］
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
　　発信年月日　T14.5.14
〔雛形〕
〔送り状２〕村長→大田原税務署長
　　発信年月日　T14.5.19

1－033－016
［租税関係綴］　T14
【国税完納継続年数調】
〔対象年〕　T3～13年度
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
　　発信年月日　T14.5.14
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
　　発信年月日　T14.5.19
〔記入表〕
〔備考〕　・前出３３－１４同名の調査と様式が異なる

1－033－019
［租税関係綴］　T14
【直接国県税々額並ニ納税義務者数報告】
〔照会状〕　郡財務課長→村長
　　発信年月日　T14.6.6
　　報告期限　T14.6.15
〔備考〕　・戸数割規則第４條ニ依ル報告

1－033－021
［租税関係綴］　T14
【国税徴収ニ関スル功労者調】
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
　　発信年月日　T14.6.11
　　報告期限　T14.6.15
〔雛形〕

1－035－001
［統計報告書綴］　T15
【緬羊】
〔送り状２〕村長→郡長
　　発信年月日　T15.1.29

1－035－002
［統計報告書綴］　T15
【山羊】
〔送り状２〕村長→郡長
　　発信年月日　T15.1.29

1－035－003
［統計報告書綴］　T15
【職工異動調】
〔対象年〕　［T15］１月分
〔送り状２〕村長→郡長
　　発信年月日　T15.2.1

1－035－004
［統計報告書綴］　T15
【現住戸数職業別表】
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T15.2.6
〔備考〕　・記入表欠落

1－035－005
［統計報告書綴］　T15
【牛乳】
〔送り状２〕村長→郡長
　　発信年月日　T15.2.13

1－035－006
［統計報告書綴］　T15
【屠殺】
〔送り状２〕村長→郡長
　　発信年月日　T15.2.13

1－035－007
［統計報告書綴］　T15
【遭難漁船】
〔送り状２〕村長→郡長
　　発信年月日　T15.2.13

1－035－008
［統計報告書綴］　T15
【遠洋漁業】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T15.2.13

1－035－009
［統計報告書綴］　T15
【水産養殖】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T15.2.13

1－035－010
［統計報告書綴］　T15
【水産製造物】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T15.2.13

1－035－011
［統計報告書綴］　T15
【綿織物】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T15.2.13

1－035－012
［統計報告書綴］　T15
【絹織物及絹綿交織物】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T15.2.13

1－035－013
［統計報告書綴］　T15
【麻織物及麻交織物】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T15.2.13

1－035－014
［統計報告書綴］　T15
【毛織物及毛交織物】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T15.2.13

1－035－015
［統計報告書綴］　T15
【晒及染物】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T15.2.13

1－035－016
［統計報告書綴］　T15
【石材】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T15.2.13

1－035－017
［統計報告書綴］　T15
【土石及鉱水】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T15.2.13

1－035－018
［統計報告書綴］　T15
【陶磁器】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T15.2.13

1－035－019
［統計報告書綴］　T15
【職工異動調】
〔対象年〕　［T15］２月分
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T15.3.2

1－035－020
［統計報告書綴］　T15
【和紙】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T15.3.18

1－035－021
［統計報告書綴］　T15
【漆液】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T15.3.18

1－035－022
［統計報告書綴］　T15
【漆器】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T15.3.18

1－035－023
［統計報告書綴］　T15
【製革製品】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T15.3.18

1－035－024
［統計報告書綴］　T15
【薄荷】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T15.3.18

1－035－025
［統計報告書綴］　T15
【植物油】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T15.3.18

1－035－026
［統計報告書綴］　T15
【乳肉製品及缶詰】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T15.3.18

1－035－027
［統計報告書綴］　T15
【簗製品】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T15.3.18

1－035－028
［統計報告書綴］　T15
【杞柳製品】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T15.3.18

1－035－029
［統計報告書綴］　T15
【刷子及刷毛】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T15.3.18

1－035－030
［統計報告書綴］　T15
【畳表、莫蓙、花莚及野草莚】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T15.3.18

1－035－031
［統計報告書綴］　T15
【蚕網】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T15.3.18

1－035－032
［統計報告書綴］　T15
【薬製品】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T15.3.18

1－035－033
［統計報告書綴］　T15
【麦稈、経木及麻真田】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T15.3.18

1－035－034
［統計報告書綴］　T15
【民有林野開墾】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T15.3.18

1－035－035
［統計報告書綴］　T15
【民有林野被害】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T15.3.18

1－035－036
［統計報告書綴］　T15
【メリヤス製品】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T15.3.18

1－035－037
［統計報告書綴］　T15
【帽子】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T15.3.18

1－035－038
［統計報告書綴］　T15
【陶磁器】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T15.3.18

1－035－039
［統計報告書綴］　T15
【瓦及土管】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T15.3.18

1－035－040
［統計報告書綴］　T15
【菓子】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T15.3.18

1－035－041
［統計報告書綴］　T15
【地方重要生産物特別調査】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T15.3.18

1－035－042
［統計報告書綴］　T15
【諸市場】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T15.3.18

1－035－043
［統計報告書綴］　T15
【質屋】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T15.3.18

1－035－044
［統計報告書綴］　T15
【土木費総計表　修繕復旧工事之部】
〔対象年〕　T13年度
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T15.3.25
〔記入表〕

1－035－045
［統計報告書綴］　T15
【職工異動調】
〔対象年〕　［T13］３月分
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T15.4.1

1－035－046
［統計報告書綴］　T15
【硝子製品】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T15.4.19

1－035－047
［統計報告書綴］　T15
【木蠟】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T15.4.19

1－035－048
［統計報告書綴］　T15
【蠟燭】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T15.4.19

1－035－049
［統計報告書綴］　T15
【寒天】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T15.4.19

1－035－050
［統計報告書綴］　T15
【小船】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T15.4.19

1－035－051
［統計報告書綴］　T15
【児童数対照表】
〔対象年〕　［T14年度］
〔記入表〕　村役場→

1－035－052
［統計報告書綴］　T15

【甲号表１　学齢児童表】
〔対象年〕　T15.3.31現在
〔記入表〕　村役場→

1－035－053
［統計報告書綴］　T15
【乙号表５　授業料ヲ徴収スル市町村立小学校表】
〔対象年〕　T15.3.1現在
〔記入表〕　村役場→

1－035－054
［統計報告書綴］　T15
【乙号表１１　学齢児童中盲者聾唖者表】
〔対象年〕　T15.3.31現在
〔記入表〕　村役場→

1－035－055
［統計報告書綴］　T15
【甲号表１７　図書館表】
〔対象年〕　T14年度
〔記入表〕　［村役場］→

1－035－056
［統計報告書綴］　T15
【職工異動調】
〔対象年〕　［T15］４月分
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T15.5.3

1－035－057
［統計報告書綴］　T15
【基本財産表】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T15.5.10
〔備考〕　・記入表欠落

1－035－058
［統計報告書綴］　T15
【職工異動調】
〔対象年〕　［T15］５月分
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T15.6.3

1－035－059
［統計報告書綴］　T15
【児童身体検査統計表】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T15.6.30
〔備考〕　・記入表欠落

1－035－060
［統計報告書綴］　T15
【農作物被害票】
〔対象年〕　T15.7.2
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　T15.7.3
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ１４．１２．２９農林省訓令第８号　農作物等ノ被害報告規定第１号］に対応

1－035－061
［統計報告書綴］　T15
【果樹苗】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　T15.7.3

1－035－062
［統計報告書綴］　T15
【桑苗】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　T15.7.3

1－035－063
［統計報告書綴］　T15
【七面鳥】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　T15.7.3

1－035－064
［統計報告書綴］　T15
【鵞】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　T15.7.3

1－035－065
［統計報告書綴］　T15
【澱粉】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　T15.7.3

1－035－066
［統計報告書綴］　T15
【扇蒲】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　T15.7.3

1－035－067
［統計報告書綴］　T15
【職工異動調】
〔対象年〕　［T15］６月分
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　T15.7.3

1－035－068
［統計報告書綴］　T15
【公益質屋調】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　T15.7.3

1－035－069
［統計報告書綴］　T15
【職工異動調】
〔対象年〕　［T15］７月分
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　T15.8.4

1－035－070
［統計報告書綴］　T15
【町村税滞納処分調書】
〔対象年〕　T14年度
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　T15.8.5
〔記入表〕

1－035－071
［統計報告書綴］　T15
【園芸農産物　果実ノ２】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　T15.8.12

1－035－072
［統計報告書綴］　T15
【園芸農産物　蔬菜及花草ノ１】
〔対象年〕　［T15］
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　T15.9.10
報告期限　T15.9.20
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第９］に関連
（相違点）表頭：エンドウ、ソラマメのみあり

1－035－073
［統計報告書綴］　T15
【学事年報、丙号表１　公学費収支表】
〔対象年〕　T14年度
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　T15.9.12
〔記入表〕

1－035－074
［統計報告書綴］　T15
【学事年報、丙号表２　公学費資産表】
〔対象年〕　T15.3.31現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　T15.9.12
〔記入表〕

1－035－075
［統計報告書綴］　T15
【学事年報、丙号表４　郡市町村立学校及図書館職員退職給与金支出表】
〔対象年〕　［T14］
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　T15.9.12
〔記入表〕

1－035－076
［統計報告書綴］　T15
【第２１　夏秋蚕予想収繭高】
〔対象年〕　T15.9.25現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　T15.9.28
報告期限　T15.9.29
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第２１］に対応

1－035－077
［統計報告書綴］　T15
【第３　米第１回予想収穫高】

〔対象年〕　T15.9.20現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　T15.9.21
報告期限　T15.9.24
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第３］に対応

1－035－078
［統計報告書綴］　T15
【第１４　製茶】
〔対象年〕　T15
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　T15.10.11
報告期限　T15.10.20
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第１４］に対応

1－035－079
［統計報告書綴］　T15
【第１０　工芸農作物其ノ２】
〔対象年〕　T15
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　T15.10.11
報告期限　T15.10.20
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第１０　工芸農産物其ノ２］に対応

1－035－080
［統計報告書綴］　T15
【第９　園芸農産物　果実ノ３】
〔対象年〕　T15
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　T15.10.11
報告期限　T15.10.20
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第９　園芸農産物果実ノ３］に対応

1－035－081
［統計報告書綴］　T15
【第４　米第２回予想収穫高】
〔対象年〕　T15.10末現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　T15.11.1
報告期限　T15.11.4
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第４］に対応

1－035－082
［統計報告書綴］　T15
【２３　天蚕及柞蚕】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　T15.11.19
報告期限　T15.11.20

1－035－083
［統計報告書綴］　T15
【第２２　夏秋蚕】
〔対象年〕　T15
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　T15.11.19
報告期限　T15.11.20
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第２２］に関連
（相違点）表頭に追加　：中繭

1－035－084
［統計報告書綴］　T15
【第９　園芸農産物蔬菜及花卉ノ２】
〔対象年〕　T15
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　T15.11.19
報告期限　T15.11.20
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第９　園芸農産物蔬菜及花卉ノ２］に対応

1－035－085
［統計報告書綴］　T15
【第５　米】

〔対象年〕　T15
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　T15.11.22
　　報告期限　　T15.11.25
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第５］に対応

1－035－086
［統計報告書綴］　T15
【罹災救助資金基本財産表】
〔対象年〕　T15.3.31現在
〔記入表〕　［村役場］→

1－035－087
［統計報告書綴］　T15
【小学校基本財産表】
〔対象年〕　T15.3.31現在
〔記入表〕　［村役場］→

1－035－088
［統計報告書綴］　T15
【図書館基金】
〔対象年〕　T15.3.31現在
〔記入表〕　［村役場］→

1－036－001
［学事関係綴］　T15
【中学校高等女学校実科高等女学校第１学年入学状況調】
〔対象年〕　T15.5.1
〔照会状〕　村長→小学校長
　　発信年月日　T15.7.14
　　報告期限　　T15.7.17
〔雛形〕
〔記入表〕　北向田尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－036－002
［学事関係綴］　T15
【中学校高等女学校実科高等女学校第１学年入学状況調】
〔対象年〕　T15.5.1
〔照会状〕　村長→小学校長
　　発信年月日　T15.7.14
　　報告期限　　T15.7.17
〔雛形〕
〔記入表〕　松野尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－036－003
［学事関係綴］　T15
【中学校高等女学校実科高等女学校第１学年入学状況調】
〔対象年〕　T15.5.1
〔照会状〕　村長→小学校長
　　発信年月日　T15.7.14
　　報告期限　　T15.7.17
〔雛形〕
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→村長
　　発信年月日　T15.7.17
〔記入表〕

1－036－004
［学事関係綴］　T15
【中学校高等女学校実科高等女学校第１学年入学状況調】
〔対象年〕　T15.5.1
〔照会状〕　村長→小学校長
　　発信年月日　T15.7.14
　　報告期限　　T15.7.17
〔雛形〕
〔送り状１〕久那瀬尋常高等小学校→県知事
　　発信年月日　T15.7.17
〔記入表〕

1－036－005
［学事関係綴］　T15
【中学校高等女学校実科高等女学校第１学年入学状況調】
〔対象年〕　T15.5.1
〔送り状１〕村長→県学務部長
　　発信年月日　T15.7.17
〔記入表〕

1－036－006
［学事関係綴］　T15
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　T15　１学期
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　T15.9.9
〔記入表〕

1－036－007
［学事関係綴］　T15
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　T15　1学期
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　T15.8.17
〔雛形〕
〔送り状1〕富山尋常高等小学校長→村長
発信年月日　T15.8.20
〔記入表〕

1－036－008
［学事関係綴］　T15
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　T15　1学期
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　T15.8.17
〔雛形〕
〔送り状1〕松野小学校長→村長
発信年月日　T15.9.6
〔記入表〕

1－036－009
［学事関係綴］　T15
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　T15　1学期
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　T15.8.17
〔雛形〕
〔送り状1〕久那瀬尋常小学校長→村長
発信年月日　T15.8.20
〔記入表〕

1－036－010
［学事関係綴］　T15
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　T15　1学期
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　T15.8.17
〔雛形〕
〔送り状1〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　T15.8.23
〔記入表〕

1－036－011
［学事関係綴］　［T15］
【学事年報丙号表】
〔対象年〕　T14年度
〔照会状〕　県知事官房主事→村長
発信年月日　T15.8.20
報告期限　T15.8末日
〔調査方法〕

1－036－012
［学事関係綴］　T15
【尋6以上男女生徒数調】
〔対象年〕　T15.10.1現在
〔送り状1〕富山尋常高等小学校長→村長
発信年月日　T15.10.20
〔記入表〕

1－036－013
［学事関係綴］　T15
【尋常科6学年以上男生徒調】
〔対象年〕　T15.10.1現在
〔送り状1〕松野尋常小学校長→村長
発信年月日　T15.10.16
〔記入表〕

1－036－014
［学事関係綴］　T15
【尋常小学校第6学年以上女生徒児童ニ関スル調】
〔対象年〕　T15.10.1現在
〔送り状1〕松野尋常小学校長→村長
発信年月日　T15.10.4
〔記入表〕

1－036－015
［学事関係綴］　T15
【尋常科第6学年生徒数調】
〔対象年〕　［T15.10.1］
〔送り状1〕久那瀬尋常小学校長→村長
発信年月日　T15.10.18
〔記入表〕

1－036－016
［学事関係綴］　T15
【尋常科第6学年以上男生徒調】
〔対象年〕　［T15.10.1］
〔送り状1〕北向田尋常小学校長→県知事
発信年月日　T15.9.12
〔記入表〕

1－036－017
［学事関係綴］　T15
【尋常科第６学年以上女生徒調】
〔対象年〕　［T15.10.1］
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　T15.10.12
〔記入表〕

1－036－018
［学事関係綴］　T15
【尋常小学校第６学年以上女児童ニ関スル調】
〔対象年〕　T15.10.1現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　T15.10.18
〔記入表〕

1－036－019
［学事関係綴］　T15
【小学校［第６学年以上］男生徒数調】
〔対象年〕　T15.10.1現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　T15.10.18
〔記入表〕

1－036－020
［学事関係綴］　T15
【日曜学校其他調査】
〔照会状〕　県学務部長→村長
発信年月日　T15.10.16
〔雛形〕
〔送り状２〕村長→県学務部長
発信年月日　T15.10.27

1－036－021
［学事関係綴］　T15
【就学不就学児童調査表】
〔照会状〕　県学務部長→村長
〔送り状１〕村長→県学務部長
〔備考〕　・県よりの照会状には発信日の日付は無し、村役場のＴ１５．１０．２１付の受付印あり

1－036－022
［学事関係綴］　T15
【小学校教員恩給基金ニ関スル調】
〔送り状１〕村長→県学務部長
発信年月日　T15.11.18
〔記入表〕

1－038－001
［統計報告書綴］　S02
【種痘成績表　第１期】
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.1.9
〔記入表〕

1－038－002
［統計報告書綴］　S02
【種痘成績表　第２期】
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.1.9
〔記入表〕

1－038－003
［統計報告書綴］　S02
【町村会議員及選挙有権者調表】
〔対象年〕　S1.12.31現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.1.10
報告期限　S2.1.15
〔記入表〕

1－038－004
［統計報告書綴］　S02
【町村吏員表】
〔対象年〕　S1.12.31現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.1.10
〔記入表〕

1－038－005
［統計報告書綴］　S02
【町村吏員退隠料受領人員及金額表】
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.1.10
〔記入表〕
〔備考〕　・対象年は「大正１２年１２月３１日現在」と印刷されているが、古い用紙を利用していると考えられる

1－038－006
［統計報告書綴］　S02
【実費弁償旅費額表】

〔対象年〕　S1.12.31現在
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S2.1.10
〔記入表〕

1－038－007
［統計報告書綴］　S02
【人口動態表】
〔対象年〕　T15・S1
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S2.1.12
〔記入表〕

1－038－008
［統計報告書綴］　S02
【天蚕糸及柞蚕糸】
〔送り状２〕村長→県知事
　　発信年月日　S2.1.12
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８農林省令第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第２６と同表名

1－038－009
［統計報告書綴］　S02
【蚕糸類】
〔送り状２〕村長→県知事
　　発信年月日　S2.1.12
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８農林省令第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第２４と同表名

1－038－010
［統計報告書綴］　S02
【園芸農産物　果実ノ１】
〔送り状２〕村長→県知事
　　発信年月日　S2.1.12
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８農林省令第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第９　園芸農産物果実ノ１と同表名

1－038－011
［統計報告書綴］　S02
【蜜蜂】
〔送り状２〕村長→県知事
　　発信年月日　S2.1.12
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８農林省令第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第３７と同表名

1－038－012
［統計報告書綴］　S02
【会社票】
〔送り状２〕村長→県知事
　　発信年月日　S2.1.12
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８商工省令第１２号　会社統計規則会社票と同表名

1－038－013
［統計報告書綴］　S02
【工場票】
〔送り状２〕村長→県知事
　　発信年月日　S2.1.12
〔備考〕　・Ｔ１２．１２．１１農商務省令臨第１５号　工場統計規則工場票と同表名

1－038－014
［統計報告書綴］　S02
【済貧恤窮施行表】
〔送り状２〕村長→県知事
　　発信年月日　S2.1.12
〔備考〕　・Ｔ２．７．２６内務省訓令第１６号　内務報告例第６１と同表名

1－038－015
［統計報告書綴］　S02
【養育ニ係ル棄児表】
〔送り状２〕村長→県知事
　　発信年月日　S2.1.12
〔備考〕　・Ｔ２．７．２６内務省訓令第１６号　内務報告例第６２と同表名

1－038－016
［統計報告書綴］　S02
【救済事業調査表】
〔送り状２〕村長→県知事
　　発信年月日　S2.1.12
〔備考〕　・Ｔ２．７．２６内務省訓令第１６号　内務報告例第１１１～１２２と同表名

1－038－017
［統計報告書綴］　S02
【行旅病人表】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S2.1.12
〔備考〕　・Ｔ２．７．２６内務省訓令第１６号
内務報告例第６３と同表名

1－038－018
［統計報告書綴］　S02
【第１０　工芸農産物　其ノ３】
〔対象年〕　T15
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.1.12
〔記入表〕　報告期限　〔S2〕.1.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第１０　工芸農産物其ノ３］に対応

1－038－019
［統計報告書綴］　S02
【第２５　真綿】
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.1.12
〔記入表〕　報告期限　〔S2〕.1.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第５］に対応

1－038－020
［統計報告書綴］　S02
【第９　園芸農産物果実ノ４】
〔対象年〕　T15
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.1.12
〔記入表〕　報告期限　〔S2〕.1.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第９　園芸農産物果実ノ４］に対応

1－038－021
［統計報告書綴］　S02
【第８　食用農産物】
〔対象年〕　T15
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.1.12
〔記入表〕　報告期限　〔S2〕.1.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第８］に対応

1－038－022
［統計報告書綴］　S02
【第１　耕地面積】
〔対象年〕　T15
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.1.12
〔記入表〕　報告期限　〔S2〕.1.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第１］に対応

1－038－023
［統計報告書綴］　S02
【第１４７号様式其ノ２　死亡者死因年齢別表】
〔対象年〕　S1
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.1.12
〔記入表〕　報告期限　〔S2〕.1末日

1－038－024
［統計報告書綴］　S02
【第１４７号様式其ノ１　死亡者死因月別表】
〔対象年〕　S1
〔調査方法〕
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.1
〔記入表〕　報告期限　〔S2〕.1末日

1－038－025
［統計報告書綴］　S02
【現住戸数職業別表】
〔対象年〕　S1.12.31現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.1.25
〔記入表〕

1－038－026
［統計報告書綴］　S02
【緬羊】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S2.2.15
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８農林省令第２５

号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第３３と同表名

1－038－027
［統計報告書綴］　S02
【山羊】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S2.2.15
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８農林省令第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第３４と同表名

1－038－028
［統計報告書綴］　S02
【屠殺】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S2.2.15
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８農林省令第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第３８と同表名

1－038－029
［統計報告書綴］　S02
【遭難漁船】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S2.2.15
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８農林省令第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第４２と同表名

1－038－030
［統計報告書綴］　S02
【遠洋漁業】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S2.2.15
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８農林省令第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第４４と同表名

1－038－031
［統計報告書綴］　S02
【水産養殖】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S2.2.15
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８農林省令第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第４５と同表名

1－038－032
［統計報告書綴］　S02
【水産製造物】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S2.2.15
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８農林省令第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第４６と同表名

1－038－033
［統計報告書綴］　S02
【綿織物】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S2.2.15
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８商工省令第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第１と同表名

1－038－034
［統計報告書綴］　S02
【絹織物及絹交織物】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S2.2.15

1－038－035
［統計報告書綴］　S02
【麻織物及麻交織物】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S2.2.15
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８商工省令第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第３と同表名

1－038－036
［統計報告書綴］　S02
【毛織物及毛交織物】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S2.2.15
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８商工省令第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第４と同表名

1－038－037
［統計報告書綴］　S02
【晒及染物】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S2.2.15

〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８商工省令第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第５と同表名

1－038－038
［統計報告書綴］　S02
【石材土石及鉱水】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S2.2.15
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８商工省令第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第２３と同表名

1－038－039
［統計報告書綴］　S02
【牛乳】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S2.2.15
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８商工省令第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第３０と同表名

1－038－040
［統計報告書綴］　S02
【沿岸漁獲物】
〔対象年〕　T15
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.2.15
〔記入表〕　報告期限　〔S2〕.2.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第４３］に関連
（相違点）表頭から削除：ニシン以下計３４品目

1－038－041
［統計報告書綴］　S02
【第４０　水産業者】
〔対象年〕　T15末現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.2.15
〔記入表〕　報告期限　〔S2〕.2.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第４０］に対応

1－038－042
［統計報告書綴］　S02
【第３１　馬】
〔対象年〕　T15
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.2.15
〔記入表〕　報告期限　〔S2〕.2.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第３１］に対応

1－038－043
［統計報告書綴］　S02
【第３２　豚】
〔対象年〕　T15
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.2.15
〔記入表〕　報告期限　〔S2〕.2.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第３２］に対応

1－038－044
［統計報告書綴］　S02
【第２９　牛】
〔対象年〕　T15
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.2.15
〔記入表〕　報告期限　〔S2〕.2.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第２９］に対応

1－038－045
［統計報告書綴］　S02
【漁船】
〔対象年〕　T15
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.2.15
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第４１］に関連
（相違点）表頭から削除：動力ヲ有セサル漁船中５噸以上、動力ヲ有スル漁船

1－038－046
［統計報告書綴］　S02

【蚕網】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S2.3.17
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８農林省令第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第２７と同表名

1－038－047
［統計報告書綴］　S02
【藁製品】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S2.3.17
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８農林省令第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第２８と同表名

1－038－048
［統計報告書綴］　S02
【乳肉製品及缶詰】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S2.3.17
〔記入表〕
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８農林省令第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第３９と同表名

1－038－049
［統計報告書綴］　S02
【公私有造林用苗木】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S2.3.17
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８農林省令第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第４９と同表名

1－038－050
［統計報告書綴］　S02
【公私有林野被害】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S2.3.17
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８農林省令第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第５５と同表名

1－038－051
［統計報告書綴］　S02
【メリヤス製品】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S2.3.17
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８商工省令第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第６と同表名

1－038－052
［統計報告書綴］　S02
【帽子】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S2.3.17
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８商工省令第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第７と同表名

1－038－053
［統計報告書綴］　S02
【陶磁器】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S2.3.17
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８商工省令第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第８と同表名

1－038－054
［統計報告書綴］　S02
【瓦及土管】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S2.3.17
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８商工省令第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第９と同表名

1－038－055
［統計報告書綴］　S02
【漆器】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S2.3.17
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８商工省令第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第１０と同表名

1－038－056
［統計報告書綴］　S02
【製革】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S2.3.17

〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８商工省令第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第１１と同表名

1－038－057
［統計報告書綴］　S02
【皮革製品】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S2.3.17
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８商工省令第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第１２と同表名

1－038－058
［統計報告書綴］　S02
【植物油】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S2.3.17
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８商工省令第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第１４と同表名

1－038－059
［統計報告書綴］　S02
【籐製品】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S2.3.17
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８商工省令第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第１８と同表名

1－038－060
［統計報告書綴］　S02
【杞柳製品】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S2.3.17
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８商工省令第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第１９と同表名

1－038－061
［統計報告書綴］　S02
【刷子及刷毛】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S2.3.17
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８商工省令第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第２０と同表名

1－038－062
［統計報告書綴］　S02
【麦稈、経木及麻真田】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S2.3.17
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８商工省令第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第２１と同表名

1－038－063
［統計報告書綴］　S02
【畳表、莫蓙及花莚】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S2.3.17
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８商工省令第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第２２と同表名

1－038－064
［統計報告書綴］　S02
【諸市場】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S2.3.17

1－038－065
［統計報告書綴］　S02
【質屋】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S2.3.17

1－038－066
［統計報告書綴］　S02
【地方重要生産物特別調査】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S2.3.17

1－038－067
［統計報告書綴］　S02
【菓子】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S2.3.17

1－038－068
［統計報告書綴］　S02
【土木費総計表】
〔対象年〕　T14年度
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S2.3.17
〔記入表〕
〔国の様式〕Ｔ２．７．２６内務省訓令第１６号　内務報告例第４８に対応

1－038－069
［統計報告書綴］　S02
【第１６　木製品】
〔対象年〕　T15
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S2.3.17
〔記入表〕　報告期限　［S2］.3.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８商工省令　第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第１６］に対応

1－038－070
［統計報告書綴］　S02
【第１７　竹製品】
〔対象年〕　T15
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S2.3.17
〔記入表〕　報告期限　［S2］.3.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８商工省令　第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第１７］に対応

1－038－071
［統計報告書綴］　S02
【第９　園芸農産物蔬菜及花卉ノ３】
〔対象年〕　T15
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S2.3.17
〔記入表〕　報告期限　［S2］.3.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第９　園芸農産物蔬菜及花卉ノ３］に対応

1－038－072
［統計報告書綴］　S02
【第５３　林野産物】
〔対象年〕　T15
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S2.3.17
〔記入表〕　報告期限　［S2］.3.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第５３］に対応

1－038－073
［統計報告書綴］　S02
【重要品県外移出入】
〔対象年〕　T15
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S2.3.17
〔記入表〕　報告期限　［S2］.3.20

1－038－074
［統計報告書綴］　S02
【公私有林野面積】
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S2.3.17
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第４８］に対応
〔備考〕　・表番号が付けられていないのは、表式が手書きの為と考えられる

1－038－075
［統計報告書綴］　S02
【学事年報　児童数対照表】
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S2.4.12
〔記入表〕

1－038－076
［統計報告書綴］　S02
【学事年報　甲号表１　学齢児童数】
〔対象年〕　S2.3.31現在
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S2.4.12
〔記入表〕

1－038－077
［統計報告書綴］　S02
【学事年報　乙号表５　授業料ヲ徴収スル市町村立小学校表】
〔対象年〕　S2.3.1現在

〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.4.12
〔記入表〕

1－038－078
［統計報告書綴］　S02
【学事年報　乙号表１１　学齢児童中盲者聾唖者表】
〔対象年〕　S2.3.31現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.4.12
〔記入表〕

1－038－079
［統計報告書綴］　S02
【学事年報　甲号表１７　図書館表】
〔対象年〕　S1年度
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.4.12
〔記入表〕

1－038－080
［統計報告書綴］　S02
【寒天】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S2.4.15
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８農林省令第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第４７と同表名

1－038－081
［統計報告書綴］　S02
【小船】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S2.4.15

1－038－082
［統計報告書綴］　S02
【諸市場】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S2.4.15

1－038－083
［統計報告書綴］　S02
【第１０　工芸農産物其ノ１】
〔対象年〕　T14.3～S2.2
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.4.15
〔記入表〕　報告期限　［S2］.4.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第１０　工芸農産物其ノ１］に対応

1－038－084
［統計報告書綴］　S02
【販売肥料使用高調】
〔対象年〕　T15
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.4.15
〔記入表〕

1－038－085
［統計報告書綴］　S02
【石灰施用量調】
〔対象年〕　T15
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.4.15
〔記入表〕

1－038－086
［統計報告書綴］　S02
【第５１　公私有林野天然造林】
〔対象年〕　T15
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.4.15
〔記入表〕　報告期限　［S2］.4.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第５１］に対応

1－038－087
［統計報告書綴］　S02
【第５０　公私有林野人工造林】
〔対象年〕　T15
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.4.15
〔記入表〕　報告期限　［S2］.4.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第５０］に対応

1－038－088
［統計報告書綴］　S02
【第５２　公私有林伐採】
〔対象年〕　T15
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.4.15
〔記入表〕　報告期限　［S2］.4.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第５２］に対応

1－038－089
［統計報告書綴］　S02
【諸車】
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.4.15
〔記入表〕

1－038－090
［統計報告書綴］　S02
【第１７　春蚕予想掃立枚数】
〔対象年〕　S2.4末現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.4.30
〔記入表〕　報告期限　［S2］.5.4
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第１７］に対応

1－038－091
［統計報告書綴］　S02
【麦予想収穫高表】
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.5.21
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第６］に関連
（相違点）表頭に追加　：合計
表側に追加　：平年収穫高、平年収穫高ニ比シ増減

1－038－092
［統計報告書綴］　S02
【第１８　春蚕予想収繭高】
〔対象年〕　S2.6.15現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.6.17
〔記入表〕　報告期限　［S2］.6.19
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第１８］に対応

1－038－093
［統計報告書綴］　S02
【桑苗】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S2.6.18
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８農林省令第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第１６と同表名

1－038－094
［統計報告書綴］　S02
【１段歩当肥料使用量定期調査】
〔対象年〕　T15・S1
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.6.24
〔記入表〕　報告期限　［S1］.12末日

1－038－095
［統計報告書綴］　S02
【肥料共同購入高調】
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.6.24
〔記入表〕　報告期限　［S2］.1末日

1－038－096
［統計報告書綴］　S02
【町村税滞納処分調表】
〔対象年〕　T15・S1
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.6.24
〔記入表〕

1－038－097
［統計報告書綴］　S02
【桐林面積調査】
〔送り状２〕村長→県内務部
発信年月日　S2.6.10

1－038－098
［統計報告書綴］　S02
【澱粉】

〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S2.7.14
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８商工省令第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第１５と同表名

1－038－099
［統計報告書綴］　S02
【果樹苗】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S2.7.14
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８農林省令第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第１２と同表名

1－038－100
［統計報告書綴］　S02
【蚕】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S2.7.14
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８農林省令第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第３６と同表名

1－038－101
［統計報告書綴］　S02
【茶畑】
〔対象年〕　S2.6末現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.7.14
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第１３］に対応

1－038－102
［統計報告書綴］　S02
【桑畑】
〔対象年〕　S2.6末現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.7.14
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第１５］に対応

1－038－103
［統計報告書綴］　S02
【鶏】
〔対象年〕　S2.6末現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.7.14
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第３５］に対応

1－038－104
［統計報告書綴］　S02
【第１９　春蚕】
〔対象年〕　S2
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.7.18
〔記入表〕　報告期限　［S2］.7.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第１９］に対応

1－038－105
［統計報告書綴］　S02
【麦】
〔対象年〕　S2
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.7.19
〔記入表〕　報告期限　［S2］.7.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第７］に対応

1－038－106
［統計報告書綴］　S02
【児童身体検査統計表】
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.7.21

1－038－107
［統計報告書綴］　S02
【基本財産表　村基本財産表】
〔対象年〕　S2.3.31現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.7.26
〔記入表〕

1－038－108
［統計報告書綴］　S02
【基本財産表　小学校基本財産表】
〔対象年〕　S2.3.31現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.7.26
〔記入表〕

1－038－109
［統計報告書綴］　S02
【基本財産表　図書館基金】
〔対象年〕　S2.3.31現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.7.26
〔記入表〕

1－038－110
［統計報告書綴］　S02
【基本財産表　罹災救助資金基本財産表】
〔対象年〕　S2.3.31現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.7.26
〔記入表〕

1－038－111
［統計報告書綴］　S02
【園芸農産物　果実ノ２】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S2.8.17
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８農林省令第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第９　園芸農産物果実ノ２と同表名

1－038－112
［統計報告書綴］　S02
【第２　水稲作況】
〔対象年〕　S2.8.15現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.8.17
〔記入表〕　報告期限　［S2］.8.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第２］に対応

1－038－113
［統計報告書綴］　S02
【第１１　緑肥用作物】
〔対象年〕　S2
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.8.17
〔記入表〕　報告期限　［S2］.8.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第１１］に対応

1－038－114
［統計報告書綴］　S02
【学事年報　丙号表１　公学費収支表】
〔対象年〕　T15・S1
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.9.2
〔記入表〕

1－038－115
［統計報告書綴］　S02
【丙号表２　公学資産表】
〔対象年〕　S2.3.31現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.9.2
〔記入表〕

1－038－116
［統計報告書綴］　S02
【第２０　夏秋蚕予想掃立枚数】
〔対象年〕　S2.9.1現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.9.5
〔記入表〕　報告期限　［S2］.9.5
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第２０］に対応

1－038－117
［統計報告書綴］　S02
【水害取調表】
〔対象年〕　S2.9.14
〔送り状１〕村長→県土木課
発信年月日　S2.9.16
〔記入表〕

1－038－118
［統計報告書綴］　S02
【災害表】

〔対象年〕　S2.9.14
〔送り状1〕村長→県知事
　　発信年月日　S2.9.17
〔記入表〕

1－038－119
［統計報告書綴］　S02
【製藍】
〔送り状1〕村長→県知事
　　発信年月日　S2.9.19
〔記入表〕　報告期限　［S2］.9.20
〔備考〕　・T14．10．28商工省令第11号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第13と同表名
　　・欄外に「右該当事項無之候也」と記入あり

1－038－120
［統計報告書綴］　S02
【第9　園芸農産物　蔬菜及花卉ノ1】
〔対象年〕　S2
〔送り状1〕村長→県知事
　　発信年月日　S2.9.19
〔記入表〕　報告期限　［S2］.9.20
〔国の様式〕［T14．10．28農林省令　第25号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第9］に対応

1－038－121
［統計報告書綴］　S02
【第3　米第1回予想収穫高】
〔対象年〕　S2.9.20現在
〔送り状1〕村長→県知事
　　発信年月日　S2.9.21
〔記入表〕　報告期限　［S2］.9.24
〔国の様式〕［T14．10．28農林省令　第25号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第3］に対応

1－038－122
［統計報告書綴］　S02
【第21　夏秋蚕予想収繭高】
〔対象年〕　S2.9.25現在
〔送り状1〕村長→県知事
　　発信年月日　S2.9.27
〔記入表〕　報告期限　［S2］.9.29
〔国の様式〕［T14．10．28農林省令　第25号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第21］に対応

1－038－123
［統計報告書綴］　S02
【第10　工芸農作物其ノ2】
〔送り状1〕村長→県知事
　　発信年月日　S2.10.18
〔記入表〕　報告期限　［S2］.10.20
〔国の様式〕［T14．10．28農林省令　第25号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第10　工芸農産物其ノ2］に対応

1－038－124
［統計報告書綴］　S02
【公私有林野放牧】
〔送り状2〕村長→県知事
　　発信年月日　S2.10.18
〔備考〕　・T14．10．28農林省令第25号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第54と同表名

1－038－125
［統計報告書綴］　S02
【第14　製茶】
〔対象年〕　S2
〔送り状1〕村長→県知事
　　発信年月日　S2.10.18
〔記入表〕
〔国の様式〕［T14．10．28農林省令　第25号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第14］に対応

1－038－126
［統計報告書綴］　S02
【第9　園芸農産物　果実ノ3】
〔対象年〕　S2
〔送り状1〕村長→県知事
　　発信年月日　S2.10.18
〔記入表〕　報告期限　［S2］.10.20
〔国の様式〕［T14．10．28農林省令　第25号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第9　園芸農産物果実ノ3］に対応

1－038－127
［統計報告書綴］　S02

【第４　米第２回予想収穫高】
〔対象年〕　S2.10末現在
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S2.11.1
〔記入表〕　報告期限　　〔S2〕.11.4
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第４］に対応

1－038－128
［統計報告書綴］　S02
【２３　天蚕及柞蚕】
〔対象年〕　S2.11.18
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S2.11.18
〔記入表〕　報告期限　　〔S2〕.11.20

1－038－129
［統計報告書綴］　S02
【第９　園芸農産物　蔬菜及花卉ノ２】
〔対象年〕　S2
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S2.11.18
〔記入表〕　報告期限　　〔S2〕.11.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第９　園芸農産物蔬菜及花卉ノ２］に対応

1－038－130
［統計報告書綴］　S02
【第２２　夏秋蚕】
〔対象年〕　S2
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S2.11.18
〔記入表〕　報告期限　　〔S2〕.11.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第２２］に対応

1－038－131
［統計報告書綴］　S02
【第５　米】
〔対象年〕　S2
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S2.11.22
〔記入表〕　報告期限　　〔S2〕.11.25
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第５］に対応

1－038－132
［統計報告書綴］　S02
【乙表　１段歩当施肥量各年調査】
〔対象年〕　S2
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S2.12.16
〔記入表〕

1－039－001
［学事関係綴］　〔S02，S05，S07，S08〕
【農村用教科書ニ関スル件　農村用教科書使用ノ小学校及児童数】
〔照会状〕　県学務部長→村長
　　発信年月日　S2.10.1
　　報告期限　　S2.10.31
〔送り状１〕村長→県学務部長
　　発信年月日　S2.10.19

1－039－002
［学事関係綴］　〔S02，S05，S07，S08〕
【農村用教科書ニ関スル件　農村用教科書使用ノ小学校及児童数】
〔照会状〕　村長→富山小学校長
　　発信年月日　S2.10.8
　　報告期限　　S2.10.20
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→村長
　　発信年月日　S2.10.18

1－039－003
［学事関係綴］　〔S02，S05，S07-S08〕
【尋常６学年以上男女児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S2.10.1現在
〔照会状〕　県学務部長→村長
　　発信年月日　S2.9.30
　　報告期限　　S2.10.10

1－039－004
［学事関係綴］　〔S02，S05，S07-S08〕
【小学校教員恩給基金ニ関スル調】
〔対象年〕　〔S2年度　前期〕
〔照会状〕　県学務部長→村長
　　発信年月日　S2.10.14
　　報告期限　　S2.10.15
〔送り状１〕村長→県知事

発信年月日　S2.10.15
〔記入表〕

1－040－001
［衛生関係綴］　〔S02〕
【人口動態表】
〔対象年〕　T6～S1
〔照会状〕　県警察部長→村長
発信年月日　S2.1.6
報告期限　S2.1.20
〔送り状１〕村長→県警察部長
発信年月日　S2.1.15
〔記入表〕
〔備考〕　・「人口ハ大正九年以降ハ国勢調査ノ人口ヲ記載シ、大正九年以前ハ現住人口ヲ記載スルコト」と備考欄にあり
・「保健、防疫施設施行上参考ニ資スル為」と照会状にあり

1－040－002
［衛生関係綴］　〔S02〕
【乳幼児学齢児死亡調査】
〔対象年〕　T6～S1
〔照会状〕　県警察部長→村長
発信年月日　S2.1.6
報告期限　S2.1.20
〔送り状１〕村長→県警察部長
発信年月日　S2.1.15
〔記入表〕

1－040－003
［衛生関係綴］　〔S02〕
【青壮年者死亡調査】
〔対象年〕　T6～S1
〔照会状〕　県警察部長→村長
発信年月日　S2.1.6
報告期限　S2.1.20
〔送り状１〕村長→県警察部長
発信年月日　S2.1.15
〔記入表〕

1－040－004
［衛生関係綴］　〔S02〕
【生産死産調査】
〔対象年〕　T6～S1
〔照会状〕　県警察部長→村長
発信年月日　S2.1.6
報告期限　S2.1.20
〔送り状１〕村長→県警察部長
発信年月日　S2.1.15
〔記入表〕

1－040－005
［衛生関係綴］　〔S02〕
【死因調査】
〔対象年〕　T6～S1
〔照会状〕　県警察部長→村長
発信年月日　S2.1.6
報告期限　S2.1.20
〔送り状１〕村長→県警察部長
発信年月日　S2.1.15
〔記入表〕

1－040－006
［衛生関係綴］　〔S02〕
【腸チブス予防液接種成績表】
〔対象年〕　S2.9
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.9.15
〔記入表〕
〔備考〕　・第１回接種（８月３１日）と第２回接種（９月６日）の成績表

1－040－007
［衛生関係綴］　〔S02〕
【第１回予防接種成績表】
〔対象年〕　S2.11.12
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.11.14
〔記入表〕

1－040－008
［衛生関係綴］　〔S02〕
【腸チブス予防液接種成績表】
〔対象年〕　S2.11
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.11.22
〔記入表〕
〔備考〕　・第１回接種（１１月１２日）と第２回接種（１１月１９日）の成績表

1－040－009
［衛生関係綴］　〔S02〕
【「トラホーム」患者対全治者百分率小学校（及

分教場）別成績】
〔対象年〕　S2　上半期
〔記入表〕
〔備考〕　・郡市別ガリ版刷りのもの

1－040－010
［衛生関係綴］　〔S02〕
【小学児童「トラホーム」患者対全治者百分率郡市成績】
〔対象年〕　S2　上半期
〔記入表〕
〔備考〕　・郡市別成績順ガリ版刷りのもの

1－040－011
［衛生関係綴］　〔S02〕
【小学児童「トラホーム」治療成績表】
〔対象年〕　S2.1～6
〔記入表〕
〔備考〕　・郡市別ガリ版刷りのもの

1－040－012
［衛生関係綴］　〔S02〕
【伝染病予防関係員旅費額調査表】
〔送り状１〕村長→県警察部長
発信年月日　S2.12.12
〔記入表〕

1－041－001
［租税関係綴］　〔S02〕
【県税所得税附加税賦課額報告】
〔対象年〕　S2年度　第３期
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.1.18
〔記入表〕

1－041－002
［租税関係綴］　〔S02〕
【地価地租納額報告［宅地租］】
〔対象年〕　第２期　S2.1.15
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　S2.1.18
〔記入表〕

1－041－003
［租税関係綴］　〔S02〕
【田租地価地租納額報告書】
〔対象年〕　S2　第２期分　S2.2.12現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　S2.2.12
〔記入表〕

1－041－004
［租税関係綴］　〔S02〕
【定期月税何月分雑種税課額報告】
〔対象年〕　T15年度
〔照会状〕　県内務部長→村長
発信年月日　S2.3.6
〔雛形〕

1－041－005
［租税関係綴］　〔S02〕
【定期月税何月分営業税課額報告】
〔対象年〕　T15年度
〔照会状〕　県内務部長→村長
発信年月日　S2.3.6
〔雛形〕

1－041－006
［租税関係綴］　〔S02〕
【田租地価地租納額報告書】
〔対象年〕　S2　第３期分　S2.3.10現在
〔照会状〕　村長→大田原税務署長
発信年月日　S2.3.14
〔記入表〕

1－041－007
［租税関係綴］　〔S02〕
【地租総額及地租附加税賦課額報告】
〔対象年〕　前期　S2.4.1現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.4.16
〔記入表〕

1－041－008
［租税関係綴］　〔S02〕
【県税特別地税賦課額報告】
〔対象年〕　前期　S2.4.1現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.4.16
〔記入表〕

1－041－009
［租税関係綴］　［S02］
【県税送納額調】
〔対象年〕　T15.4.1～S2.3.31
〔送り状１〕村長→県内務部長
発信年月日　S2.4.18
〔記入表〕

1－041－010
［租税関係綴］　［S02］
【国税納税告知書発付数調】
〔対象年〕　T15.10.1～S2.3.31
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　S2.4.18
〔記入表〕

1－041－011
［租税関係綴］　［S02］
【自転車台数調査】
〔対象年〕　S2.4.1
〔送り状１〕村長→県内務部長
発信年月日　S2.4.18
〔記入表〕

1－041－012
［租税関係綴］　［S02］
【宅地地価額及戸数】
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.4.22
〔記入表〕
〔備考〕　・県税徴収細則第１０條ノ３に依る報告

1－041－015
［租税関係綴］　［S02］
【第１表　営業税賦課員数調】
〔対象年〕　S1年度
〔照会状〕　県内務部長→村長
発信年月日　S2.6.9
報告期限　S2.6.20
〔雛形〕

1－041－016
［租税関係綴］　［S02］
【第２表　雑種税賦課員数調】
〔対象年〕　S1年度
〔照会状〕　県内務部長→村長
発信年月日　S2.6.9
報告期限　S2.6.20
〔雛形〕

1－042－001
［青年団等団体関係文書綴］　S02-S04，S06，S08
【［各種団体に関する調査］】
〔対象年〕　S2.11.30
〔照会状〕　県内務部長→村長
発信年月日　S2.11.26
報告期限　S2.12.25
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→県内務部長
発信年月日　S2.11.30
〔記入表〕

1－042－002
［青年団等団体関係文書綴］　S02-S04，S06，S08
【青年団（少年団、処女会）状況調】
〔対象年〕　S3.3末現在
〔照会状〕　県学務部長→村長
発信年月日　S3.4.5
報告期限　S3.4.30
〔雛形〕
〔送り状１〕［村長］→［県学務部長］
発信年月日　S3.4.27
〔記入表〕
〔備考〕　・雛形にデータその他の記入あり

1－042－003
［青年団等団体関係文書綴］　S02-S04，S06，S08
【青年団処女会状況調】
〔照会状〕　村長→青年団長
発信年月日　S3.4.11
報告期限　S3.4.20

1－042－004
［青年団等団体関係文書綴］　S02-S04，S06，S08
【青年団処女会状況調】
〔照会状〕　村長→処女会長
発信年月日　S3.4.11
報告期限　S3.4.20

1－042－005
［青年団等団体関係文書綴］　S02-S04，S06，S08
【青年団処女会一覧表】
〔対象年〕　S3.4末現在

〔照会状〕　県学務部長→村長
発信年月日　S3.5.25
報告期限　S3.6.10
〔送り状１〕村長→県学務部長
発信年月日　S3.6.11

1－042－006
［青年団等団体関係文書綴］　S02-S04，S06，S08
【青年団処女会一覧表】
〔照会状〕　村長→青年団長
発信年月日　S3.5.28
報告期限　S3.6.3

1－042－007
［青年団等団体関係文書綴］　S02-S04，S06，S08
【青年団処女会一覧表】
〔照会状〕　村長→処女会長
発信年月日　S3.5.28
報告期限　S3.6.3

1－042－008
［青年団等団体関係文書綴］　S02-S04，S06，S08
【青年団処女会一覧表】
〔照会状〕　県学務部長→村長
発信年月日　S4.5.15

1－042－009
［青年団等団体関係文書綴］　S02-S04，S06，S08
【婦人団体調】
〔照会状〕　村長→北向田主婦会長
発信年月日　S6.3.13
報告期限　S6.3.17
〔雛形〕
〔送り状１〕北向田主婦会長→村長
発信年月日　S6.3.16
〔記入表〕

1－042－010
［青年団等団体関係文書綴］　S02-S04，S06，S08
【婦人団体調】
〔照会状〕　村長→県学務部長
発信年月日　S6.3.17
〔記入表〕

1－042－011
［青年団等団体関係文書綴］　S02-S04，S06，S08
【婦人団体状況調】
〔照会状〕　村長→北向田主婦会副会長
発信年月日　S6.6.4
〔雛形〕
〔送り状１〕北向田主婦会副会長→村長
発信年月日　S6.6.5
〔記入表〕

1－042－012
［青年団等団体関係文書綴］　S02-S04，S06，S08
【婦人団体状況調】
〔送り状１〕村長→県学務部長
発信年月日　S6.6.16
〔記入表〕

1－042－013
［青年団等団体関係文書綴］　S02-S04，S06，S08
【少年団調査】
〔送り状１〕村長→県学務部長
発信年月日　S6.6.16
〔記入表〕

1－043－001
統計報告書綴　S03
【定期種痘成績表】
〔対象年〕　S2　第１期
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S3.1.6
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ２．７．２６内務省訓令第１６号　内務報告例第９９］に対応

1－043－002
統計報告書綴　S03
【定期種痘成績表】
〔対象年〕　S2　第２期
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S3.1.6
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ２．７．２６内務省訓令第１６号　内務報告例第９９］に対応

1－043－003
統計報告書綴　S03
【市町村吏員表】
〔対象年〕　S2.12末現在
〔送り状１〕村長→県知事

発信年月日　S3.1.15
〔記入表〕　報告期限　［S3］.1.15

1－043－004
統計報告書綴　S03
【町村会議員数及選挙有権者調表】
〔対象年〕　S2.12末現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S3.1.15
〔記入表〕　報告期限　［S3］.1.15

1－043－005
統計報告書綴　S03
【町村吏員退隠料受領人員及金額表】
〔対象年〕　S2.12末現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S3.1.15
〔記入表〕　報告期限　［S3］.1.15

1－043－006
統計報告書綴　S03
【人口動態表】
〔対象年〕　S2
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S3.1.17
〔記入表〕　報告期限　［S3］.1末

1－043－007
統計報告書綴　S03
【製材工場調査表】
〔送り状２〕村長→県知事
〔備考〕　・定期報告ノ件と記述あり

1－043－008
統計報告書綴　S03
【蚕糸類】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S3.1.18
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８農林省令第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第２４と同表名

1－043－009
統計報告書綴　S03
【真綿】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S3.1.18
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８農林省令第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第２５と同表名

1－043－010
統計報告書綴　S03
【天蚕糸及柞蚕糸】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S3.1.18
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８農林省令第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第２６と同表名

1－043－011
統計報告書綴　S03
【蜜蜂】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S3.1.18
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８農林省令第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第３７と同表名

1－043－012
統計報告書綴　S03
【工場票】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S3.1.18
〔備考〕　・Ｔ１２．１２．１１農商務省令臨第１５号　工場統計規則工場票と同表名

1－043－013
統計報告書綴　S03
【済貧恤窮施行表】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S3.1.18
〔備考〕　・「定期報告ノ件」と送り状にあり
・内務省調査

1－043－014
統計報告書綴　S03
【養育ニ係ル棄児表】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S3.1.18
〔備考〕　・「定期報告ノ件」と送り状にあり
・内務省調査

1－043－015
統計報告書綴　S03
【救済事業調査表】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S3.1.18
〔備考〕　・「定期報告ノ件」と送り状にあり
・内務省調査

1－043－016
統計報告書綴　S03
【第１４７号様式其ノ２　死亡者死因年齢表】
〔対象年〕　S2
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S3.1.19
〔記入表〕　報告期限　〔S3〕.1末

1－043－017
統計報告書綴　S03
【第１４７号様式其ノ１　死亡者死因月別表】
〔対象年〕　S2
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S3.1.19
〔記入表〕　報告期限　〔S3〕.1末

1－043－018
統計報告書綴　S03
【町村税滞納処分調表】
〔対象年〕　S2
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S3.6.15
〔記入表〕

1－043－019
統計報告書綴　S03
【地方公共団体所有国債地方債社債調表】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S3.1.28

1－043－020
統計報告書綴　S03
【災害表】
〔対象年〕　S2
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S3.1.28
〔記入表〕　報告期限　〔S3〕.1末
〔備考〕　・内務省調査

1－043－021
統計報告書綴　S03
【現住戸数職業別表】
〔対象年〕　S2.12.31現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S3.2.17
〔記入表〕　報告期限　〔S3〕.2.20

1－043－022
統計報告書綴　S03
【重要品県外輸出入】
〔対象年〕　S2
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S3.3.14
〔記入表〕　報告期限　〔S3〕.2.20

1－043－023
統計報告書綴　S03
【蚕網】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S3.3.14
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８農林省令第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第２７と同表名

1－043－024
統計報告書綴　S03
【乳肉製品及缶詰】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S3.3.14
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８農林省令第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第３９と同表名

1－043－025
統計報告書綴　S03
【メリヤス製品】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S3.3.14
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８商工省令第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第６と同表名

1－043－026
統計報告書綴　S03
【帽子】
〔送り状２〕村長→県知事

発信年月日　S3.3.14
〔備考〕　・T14．10．28商工省令第11号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第7と同表名

1－043－027
統計報告書綴　S03
【陶磁器】
〔送り状2〕村長→県知事
発信年月日　S3.3.14
〔備考〕　・T14．10．28商工省令第11号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第8と同表名

1－043－028
統計報告書綴　S03
【瓦及土管】
〔送り状2〕村長→県知事
発信年月日　S3.3.14
〔備考〕　・T14．10．28商工省令第11号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第9と同表名

1－043－029
統計報告書綴　S03
【漆器】
〔送り状2〕村長→県知事
発信年月日　S3.3.14
〔備考〕　・T14．10．28商工省令第11号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第10と同表名

1－043－030
統計報告書綴　S03
【製革】
〔送り状2〕村長→県知事
発信年月日　S3.3.14
〔備考〕　・T14．10．28商工省令第11号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第11と同表名

1－043－031
統計報告書綴　S03
【皮革製品】
〔送り状2〕村長→県知事
発信年月日　S3.3.14
〔備考〕　・T14．10．28商工省令第11号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第12と同表名

1－043－032
統計報告書綴　S03
【植物油】
〔送り状2〕村長→県知事
発信年月日　S3.3.14
〔備考〕　・T14．10．28商工省令第11号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第14と同表名

1－043－033
統計報告書綴　S03
【簾製品】
〔送り状2〕村長→県知事
発信年月日　S3.3.14
〔備考〕　・T14．10．28商工省令第11号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第18と同表名

1－043－034
統計報告書綴　S03
【杞柳製品】
〔送り状2〕村長→県知事
発信年月日　S3.3.14
〔備考〕　・T14．10．28商工省令第11号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第19と同表名

1－043－035
統計報告書綴　S03
【刷毛及刷子】
〔送り状2〕村長→県知事
発信年月日　S3.3.14
〔備考〕　・T14．10．28商工省令第11号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第20と同表名

1－043－036
統計報告書綴　S03
【麦稈経木及麻真田】
〔送り状2〕村長→県知事
発信年月日　S3.3.14
〔備考〕　・T14．10．28商工省令第11号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第21と同表名

1－043－037
統計報告書綴　S03
【畳表莫蓙及花莚】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S3.3.14
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８商工省令第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第２２と同表名

1－043－038
統計報告書綴　S03
【地方重要生産物特別調査】
〔対象年〕　S2
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S3.3.14
〔記入表〕　報告期限　［S3］.3.20

1－043－039
統計報告書綴　S03
【質屋】
〔対象年〕　S2
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S3.3.14
〔記入表〕　報告期限　［S3］.3.30

1－043－040
統計報告書綴　S03
【瓦及土管】
〔対象年〕　S2
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S3.3.14
〔記入表〕　報告期限　［S3］.3.30
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８商工省令　第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第９］に対応
〔備考〕　・斜線で抹消した該当無しの旨の記入表であり、４３－２８の送り状のみが県に送付された

1－043－041
統計報告書綴　S03
【藁製品】
〔対象年〕　S2
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　S3.3.14
〔記入表〕　報告期限　［S3］.3.20

1－043－042
統計報告書綴　S03
【木製品】
〔対象年〕　S2
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S3.3.14
〔記入表〕　報告期限　［S3］.3.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８商工省令　第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第１６］に対応

1－043－043
統計報告書綴　S03
【竹製品】
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S3.3.14
〔記入表〕　報告期限　［S3］.3.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８商工省令　第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第１７］に対応

1－043－044
統計報告書綴　S03
【菓子】
〔対象年〕　S2
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S3.3.14
〔記入表〕　報告期限　［S3］.3.20

1－043－045
統計報告書綴　S03
【公私有林野被害】
〔対象年〕　S2
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S3.3.14
〔記入表〕　報告期限　［S3］.3.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第５５］に対応

1－043－046
統計報告書綴　S03
【土木費総計表】
〔対象年〕　S1年度決算
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S3.3.26
〔記入表〕　報告期限　［S3］.3末日
〔備考〕　・内務省調査

1－043－047
統計報告書綴　S03
【小学校基本財産表】
〔対象年〕　S3.3末現在
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S3.4.18
〔記入表〕　報告期限　〔S3〕.4末

1－043－048
統計報告書綴　S03
【図書館基本財産表】
〔対象年〕　S3.3末現在
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S3.4.18
〔記入表〕　報告期限　〔S3〕.4末

1－043－049
統計報告書綴　S03
【武茂村基本財産表】
〔対象年〕　S3.3末現在
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S3.4.18
〔記入表〕　報告期限　〔S3〕.4末

1－043－050
統計報告書綴　S03
【武茂村罹災救助資金表】
〔対象年〕　S3.3.31現在
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S3.4.18
〔記入表〕

1－043－051
統計報告書綴　S03
【小船】
〔送り状2〕村長→県知事
発信年月日　S3.4.26

1－043－052
統計報告書綴　S03
【諸車】
〔対象年〕　S3.3.31現在
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S3.4.26
〔記入表〕　報告期限　〔S3〕.4末

1－043－053
統計報告書綴　S03
【橋梁表】
〔対象年〕　S2.12.31現在
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S3.4.26
〔記入表〕　報告期限　〔S3〕.4末

1－043－054
統計報告書綴　S03
【青年団体状況調】
〔対象年〕　S3.3末現在
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S3.5.1
〔記入表〕　報告期限　〔S3〕.5.20

1－043－055
統計報告書綴　S03
【男（女）少年団体状況調】
〔対象年〕　S3.3末現在
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S3.5.1
〔記入表〕　報告期限　〔S3〕.5.20

1－043－056
統計報告書綴　S03
【青年団処女会一覧表】
〔対象年〕　S3.5末現在
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S3.6.11
〔記入表〕　報告期限　〔S3〕.6.20

1－043－057
統計報告書綴　S03
【水害取調表】
〔対象年〕　S3.7.18
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S3.7.20
〔記入表〕

1－043－058
統計報告書綴　S03
【第１１９　道路延長幅員及勾配表】
〔対象年〕　S2.12.31現在
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S3.11.20
〔記入表〕

1－044－001
［勧業関係綴］　S03
【製紙工業状況調　1　製産組織状況】
〔対象年〕　S2
〔照会状〕　県内務部長→村長
発信年月日　S3.5.15
報告期限　S3.6.30
〔雛形〕
〔送り状２〕村長→県内務部長
発信年月日　S3.5.22

1－044－002
［勧業関係綴］　S03
【製紙工業状況調　2　製紙製産額】
〔対象年〕　S2
〔照会状〕　県内務部長→村長
発信年月日　S3.5.15
報告期限　S3.6.30
〔雛形〕
〔送り状２〕村長→県内務部長
発信年月日　S3.5.22

1－044－003
［勧業関係綴］　S03
【製紙工業状況調　3　楮三椏産出高】
〔対象年〕　S2
〔照会状〕　県内務部長→村長
発信年月日　S3.5.15
報告期限　S3.6.30
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→県内務部長
発信年月日　S3.5.22
〔記入表〕

1－044－004
［勧業関係綴］　S03
【小作争議表】
〔対象年〕　S2
〔照会状〕　県内務部長→村長
発信年月日　S3.5.18
報告期限　S3.5.31
〔送り状２〕村長→県内務部長
発信年月日　S3.5.22
〔未記入表〕

1－044－005
［勧業関係綴］　S03
【肥料共同購入高、共同配合高及取扱団体名称】
〔対象年〕　T14
〔照会状〕　県内務部長→村長
発信年月日　S3.6.16
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→県内務部長
発信年月日　S3.7.4
〔記入表〕
〔備考〕　・県よりの照会状に「農林省ヨリ照会有之」とあり

1－044－006
［勧業関係綴］　S03
【肥料共同購入高、共同配合高及取扱団体名称】
〔対象年〕　T15・S1
〔照会状〕　県内務部長→村長
発信年月日　S3.6.16
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→県内務部長
発信年月日　S3.7.4
〔記入表〕

1－044－007
［勧業関係綴］　S03
【肥料共同購入高、共同配合高及取扱団体名称】
〔対象年〕　S2
〔照会状〕　県内務部長→村長
発信年月日　S3.6.16
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→県内務部長
発信年月日　S3.7.4
〔記入表〕

1－044－008
［勧業関係綴］　S03
【肥料共同購入及共同配合調】
〔対象年〕　T14，T15・S1，S2
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　S3.6.20
報告期限　S3.6.25
〔雛形〕
〔備考〕　・肥料共同購入高、共同配合高及取扱団体名称の村内調査

1－044－009
［勧業関係綴］　S03
【養鶏団体ニ関スル調査】
〔対象年〕　S3.7.1現在
〔照会状〕　県内務部長→村長

発信年月日　S3.6.28
報告期限　S3.8.10
〔雛形〕
〔送り状２〕村長→県内務部長
発信年月日　S3.7.3
〔備考〕　・雛形は飼養鶏種別羽数に関するもの

1－044－010
［勧業関係綴］　S03
【桑園ノ改良奨励ニ関スル調査　1　桑園　新植、廃止、改植段別】
〔対象年〕　S2.6～S3.5
〔照会状〕　村長→調査員
発信年月日　S3.7.9
報告期限　S3.7.15
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→県内務部長
発信年月日　S3.7.23
〔記入表〕

1－044－011
［勧業関係綴］　S03
【桑園ノ改良奨励ニ関スル調査　2　収穫時期別桑園反別調】
〔対象年〕　S2年度
〔照会状〕　村長→調査員
発信年月日　S3.7.9
報告期限　S3.7.15
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→県内務部長
発信年月日　S3.7.23
〔記入表〕

1－044－012
［勧業関係綴］　S03
【桑園ノ改良奨励ニ関スル調査　3　桑苗植付数量】
〔対象年〕　S2.6～S3.9
〔照会状〕　村長→調査員
発信年月日　S3.7.9
報告期限　S3.7.15
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→県内務部長
発信年月日　S3.7.23
〔記入表〕

1－044－013
［勧業関係綴］　S03
【林野保護組合ニ関スル調査】
〔対象年〕　S2
〔照会状〕　県［内務部長］→村役場
発信年月日　S3.7.19
報告期限　S3.8.15
〔雛形〕
〔備考〕　・他に８月２３日付督促あり

1－044－014
［勧業関係綴］　S03
【農作物害虫発生報告】
〔対象年〕　［S3.6.26］
〔照会状〕　県内務部長→村長
発信年月日　S3.7.20
報告期限　S3.7.26
〔送り状１〕村長→県内務部長
発信年月日　S3.7.27
〔記入表〕

1－044－015
［勧業関係綴］　S03
【農作物病害発生報告】
〔対象年〕　［S3.7.4］
〔照会状〕　県内務部長→村長
発信年月日　S3.7.20
報告期限　S3.7.26
〔送り状１〕村長→県内務部長
発信年月日　S3.7.27
〔記入表〕

1－045－001
教育関係綴　S03
【小学校出席児童数調査表】
〔目次〕

1－045－002
教育関係綴　S03
【教員住宅調】
〔対象年〕　S3年度
〔照会状〕　県学務部長→村長
発信年月日　S3.1.18
報告期限　S3.1末日
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→県学務部長
発信年月日　S3.1.26
〔記入表〕

1－045－003
教育関係綴　S03
【就学前児童身体検査統計表】
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S3.2.6
〔記入表〕

1－045－004
教育関係綴　S03
【就学前児童身体検査統計表】
〔記入表〕　富山尋常高等小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－045－005
教育関係綴　S03
【就学前児童身体検査統計表】
〔記入表〕　松野尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－045－006
教育関係綴　S03
【就学前児童身体検査統計表】
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－045－007
教育関係綴　S03
【就学前児童身体検査統計表】
〔記入表〕　北向田尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－045－008
教育関係綴　S03
【小学校教員恩給基金ニ関スル調】
〔対象年〕　［S2年度　後期］
〔照会状〕　県学務部長→村長
発信年月日　S3.4.10
報告期限　S3.4.15
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S3.4.10
〔記入表〕

1－045－009
教育関係綴　S03
【学級編制届】
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S3.4.10
〔記入表〕

1－045－010
教育関係綴　S03
【学級編制】
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　S3.4.11
〔記入表〕

1－045－011
教育関係綴　S03
【学級編制報告】
〔送り状１〕久那瀬尋常小学校→村長
発信年月日　S3.4.6
〔記入表〕

1－045－012
教育関係綴　S03
【学級編制届】
〔送り状１〕松野尋常小学校長→村長
発信年月日　S3.4.10
〔記入表〕

1－045－013
教育関係綴　S03
【学級編制届】
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→村長
発信年月日　S3.4.10
〔記入表〕

1－045－014
教育関係綴　S03
【学齢児童就学及出席調】
〔対象年〕　S2年度
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S3.5.24
〔記入表〕

1－045－015
教育関係綴　S03
【就学奨励金交付状況調査】
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S3.5.25
〔記入表〕

1－045－016
教育関係綴　S03
【就学奨励金交付状況調査】
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S3.5.21
報告期限　S3.5.25
〔雛形〕
〔記入表〕　富山尋常高等小学校→村役場
〔備考〕　・記入表の受付日付　S３．５．２５

1－045－017
教育関係綴　S03
【就学奨励金交付状況調査】
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S3.5.21
報告期限　S3.5.25
〔雛形〕
〔記入表〕　北向田尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表の受付日付　S３．５．２５

1－045－018
教育関係綴　S03
【就学奨励金交付状況調査】
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S3.5.21
報告期限　S3.5.25
〔雛形〕
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表の受付日付　S３．５．２５

1－045－019
教育関係綴　S03
【就学奨励金交付状況調査】
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S3.5.21
報告期限　S3.5.25
〔雛形〕
〔記入表〕　松野尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表の受付日付　S３．５．２５

1－045－020
教育関係綴　S03
【中学校高等女学校実科高等女学校第１学年入学志願者状況調】
〔対象年〕　S3.5.1
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S3.5.25
〔記入表〕

1－045－021
教育関係綴　S03
【中学校高等女学校実科高等女学校第１学年入学志願者状況調】
〔対象年〕　S3.5.1
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S3.5.21
報告期限　S3.5.25
〔雛形〕
〔記入表〕　富山尋常高等小学校→村役場
〔備考〕　・記入表の受付日付　S３．５．２５

1－045－022
教育関係綴　S03
【中学校高等女学校実科高等女学校第１学年入学志願者状況調】
〔対象年〕　S3.5.1
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S3.5.21
報告期限　S3.5.25
〔雛形〕
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表の受付日付　S３．５．２４

1－045－023
教育関係綴　S03
【中学校高等女学校実科高等女学校第１学年入学志願者状況調】
〔対象年〕　S3.5.1
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S3.5.21
報告期限　S3.5.25
〔雛形〕
〔記入表〕　北向田尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表の受付日付　S３．５．２５

1－045－024
教育関係綴　S03
【中学校高等女学校実科高等女学校第１学年入学志願者状況調】
〔対象年〕　S3.5.1
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S3.5.21
報告期限　S3.5.25
〔雛形〕
〔記入表〕　松野尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表の受付日付　S３．５．２５

1－045－025
教育関係綴　S03
【貧困児童数調】
〔対象年〕　S3.5.31現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S3.6.5
報告期限　S3.6.10
〔雛形〕
〔送り状１〕富山尋常高等小学校→村長
発信年月日　S3.6.10
〔記入表〕

1－045－026
教育関係綴　S03
【貧困児童数調】
〔対象年〕　S3.5.31現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S3.6.5
報告期限　S3.6.10
〔雛形〕
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　S3.6.12
〔記入表〕

1－045－027
教育関係綴　S03
【貧困児童数調】
〔対象年〕　S3.5.31
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S3.6.5
報告期限　S3.6.10
〔雛形〕
〔送り状１〕久那瀬尋常小学校長→村長
発信年月日　S3.6.6
〔記入表〕

1－045－028
教育関係綴　S03
【貧困児童数調】
〔対象年〕　S3.5.31現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S3.6.5
報告期限　S3.6.10
〔雛形〕
〔送り状１〕松野尋常小学校長→村長
発信年月日　S3.6.7
〔記入表〕

1－045－029
教育関係綴　S03
【貧困児童数調】
〔対象年〕　S3.5末
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S3.6.9
〔記入表〕
〔備考〕　・貧困児童就学奨励金交付申請のために児童就学奨励費予算書とともに提出したもの

1－045－030
教育関係綴　S03
【尋常６学年以上小学校男生徒調】
〔対象年〕　［S3］.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S3.10.3
報告期限　S3.10.10
〔雛形〕

1－045－031
教育関係綴　S03
【尋常６学年以上小学校女生徒調】
〔対象年〕　［S3］.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S3.10.3
報告期限　S3.10.10
〔雛形〕

1－045－032
教育関係綴　S03
【第１３７様式　尋常６学年以上男女児童調】
〔対象年〕　S3.10.1現在
〔照会状〕　県学務部長→村長
発信年月日　S3.10.9
報告期限　S3.10.20

1－045－033
教育関係綴　S03
【市町村立小学校教員俸給調　第１号　市町村立小学校教員俸給調】
〔対象年〕　S3.6.1現在
〔照会状〕　県学務部長→村長
発信年月日　S3.11.21
〔送り状１〕村長→県学務部長
発信年月日　S3.11.26
〔記入表〕

1－045－034
教育関係綴　S03
【市町村立小学校教員俸給調　第２号　市町村立小学校長俸給調】
〔対象年〕　S3.6.1現在
〔照会状〕　県学務部長→村長
発信年月日　S3.11.21
〔送り状１〕村長→県学務部長
発信年月日　S3.11.26
〔記入表〕

1－046－001
［選挙関係綴］　S03
【衆議院議員選挙ニ関スル調　第１表　選挙人及棄権者ニ関スル調】
〔照会状〕　県内務部長→村長
発信年月日　S3.2.28
報告期限　S3.3.10
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→県内務部長
発信年月日　S3.3.8
〔記入表〕

1－046－002
［選挙関係綴］　S03
【衆議院議員選挙ニ関スル調　第２表　選挙執行ニ要シタル市町村費】
〔照会状〕　県内務部長→村長
発信年月日　S3.2.28
報告期限　S3.3.10
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→県内務部長
発信年月日　S3.3.8
〔記入表〕

1－046－003
［選挙関係綴］　S03
【衆議院議員選挙ニ関スル調　第３表　投票所ノ紛議等ニ関スル調査】
〔照会状〕　県内務部長→村長
発信年月日　S3.2.28
報告期限　S3.3.10
〔送り状２〕村長→県内務部長
発信年月日　S3.3.8

1－046－004
［選挙関係綴］　〔S03〕
【衆議院議員選挙ニ関スル調　第４表　普通選挙趣旨徹底ノ方法】
〔照会状〕　県内務部長→村長
発信年月日　S3.2.28
報告期限　S3.3.10
〔送り状２〕村長→県内務部長
発信年月日　S3.3.8

1－046－005
［選挙関係綴］　〔S03〕
【衆議院議員選挙ニ関スル調　第５表　選挙執行ノ実際ニ鑑ミ選挙ノ利弊其他規程ノ改正ヲ必要ト認ムル事項】
〔照会状〕　県内務部長→村長
発信年月日　S3.2.28
報告期限　S3.3.10
〔送り状１〕村長→県内務部長
発信年月日　S3.3.8
〔記入表〕

1－046－006
［選挙関係綴］　〔S03〕
【貴族院多額納税者議員互選資格調】
〔照会状〕　県内務部長→村長
発信年月日　S3.12.20
報告期限　S3.12.26
〔雛形〕
〔送り状２〕村長→県内務部長
発信年月日　S3.12.24

1－050－001
［選挙関係綴］　〔S04〕
【村会議員選挙人名簿確定人員調】
〔対象年〕　S3.9.15現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S4.1.10
〔記入表〕

1－050－002
［選挙関係綴］　〔S04〕
【村会議員選挙人名簿謄本】
〔照会状〕　県内務部長→村長
発信年月日　S3.12.26
報告期限　S4.1.10
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S4.1.10

1－050－003
［選挙関係綴］　［S04］
【衆議院議員選挙人名簿謄本】
〔照会状〕　県内務部長→村長
　　発信年月日　S3.12.26
　　報告期限　S4.1.10
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S4.1.10

1－050－004
［選挙関係綴］　［S04］
【衆議院議員選挙人名簿確定人員報告書】
〔照会状〕　県内務部長→村長
　　発信年月日　S4.1.19
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S4.1.23
〔記入表〕

1－050－005
［選挙関係綴］　［S04］
【第１８号様式　村会議員当選者報告】
〔対象年〕　S4.4.26執行
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S4.4.26
〔記入表〕
〔備考〕　・「町村制第２９條第１項に依り選挙録写相添報告に及候」とあり

1－050－006
［選挙関係綴］　［S04］
【村会議員選挙調　第１号表　市町村会議員選挙人調】
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S4.4.30
〔記入表〕

1－050－007
［選挙関係綴］　［S04］
【村会議員選挙調　第２号表　投票ニ関スル調】
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S4.4.30
〔記入表〕

1－050－008
［選挙関係綴］　［S04］
【村会議員選挙調　第３号表ノ１　無効投票ニ関スル調（１）】
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S4.4.30
〔記入表〕

1－050－009
［選挙関係綴］　［S04］
【村会議員選挙調　第３号表ノ２　無効投票ニ関スル調（２）】
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S4.4.30
〔記入表〕

1－050－010
［選挙関係綴］　［S04］
【村会議員選挙調　第４号表　点字投票ニ関スル調】
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S4.4.30
〔記入表〕

1－050－011
［選挙関係綴］　［S04］
【村会議員選挙調　第５号表　仮投票ニ関スル調】
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S4.4.30
〔記入表〕

1－050－012
［選挙関係綴］　［S04］
【村会議員選挙調　第６号表ノ１　当選者ニ関スル調（１）年齢ト教育】
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S4.4.30
〔記入表〕

1－050－013
［選挙関係綴］　［S04］
【村会議員選挙調　第６号表ノ２　当選者ニ関スル調（２）再選ト新選及資産ノ状況】
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S4.4.30
〔記入表〕

1－050－014
［選挙関係綴］　［S04］
【村会議員選挙調　第６号表ノ３　当選者ニ関ス

ル調（３）職業別（其ノ１）】
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S4.4.30
〔記入表〕

1－050－015
［選挙関係綴］　［S04］
【村会議員選挙調　第６号表ノ３　当選者ニ関スル調（３）職業別（其ノ２）】
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S4.4.30
〔記入表〕

1－050－016
［選挙関係綴］　［S04］
【村会議員選挙調　第６号表ノ４　特殊ノ階級ヲ背景トセル当選者ニ関スル調】
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S4.4.30
〔記入表〕

1－050－017
［選挙関係綴］　［S04］
【村会議員選挙調　第７号表　候補者数及落選者等ニ関スル調】
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S4.4.30
〔記入表〕

1－050－018
［選挙関係綴］　［S04］
【村会議員選挙調　第８号表　選挙人名簿ニ対スル異議件数調】
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S4.4.30
〔記入表〕

1－050－019
［選挙関係綴］　［S04］
【村会議員選挙調　第９号表　選挙人名簿調製日数、同費用及選挙執行費用ニ関スル調】
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S4.4.30
〔記入表〕

1－050－020
［選挙関係綴］　［S04］
【村会議員選挙調　第１０号表　改正市制町制ニ依ル選挙ノ利弊】
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S4.4.30
〔記入表〕

1－050－021
［選挙関係綴］　［S04］
【第１９号様式　村会議員当選者報告】
〔対象年〕　S4.4.26執行
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S4.5.1
〔記入表〕

1－050－022
［選挙関係綴］　［S04］
【衆議院議員選挙人名簿登録人員報告】
〔対象年〕　S4.9.15現在
〔照会状〕　県内務部長→村長
発信年月日　S4.10.3
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→県内務部長
発信年月日　S4.11.15
〔記入表〕
〔備考〕　・記入表は名簿登載人員数のみ書上、５０－２３と同内容
・昭和４年１１月１３日督促状あり

1－050－023
［選挙関係綴］　［S04］
【衆議院議員選挙人名簿登録人員報告】
〔対象年〕　S4.9.15現在
〔照会状〕　県内務部長→村長
発信年月日　S4.12.11
報告期限　S4.12.25
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S4.12.24
〔記入表〕

1－050－024
［選挙関係綴］　［S04］
【村会議員選挙人名簿確定人員調】
〔対象年〕　S4.9.15
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S4.12.26

〔記入表〕

1－050－025
［選挙関係綴］　［S04］
【村会議員選挙人名簿謄本】
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S4.12.26

1－050－026
［選挙関係綴］　［S04］
【衆議院議員選挙人名簿謄本】
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S4.12.26

1－051－001
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S4.12
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S5.1.10
〔記入表〕

1－051－002
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S4.12
〔記入表〕　富山尋常高等小学校→役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－003
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S4.12
〔記入表〕　松野尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－004
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S4.12
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－005
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　［S4.12］
〔記入表〕　北向田尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－006
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S4　第２学期
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S5.1.14
〔記入表〕

1－051－007
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S4　第２学期
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→村長
発信年月日　S4.1.3
〔記入表〕

1－051－008
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S4　第２学期
〔送り状１〕松野尋常小学校長→村長
発信年月日　S5.1.10
〔記入表〕

1－051－009
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S4　第２学期
〔送り状１〕久那瀬尋常小学校長→県知事
発信年月日　S4.12.24
〔記入表〕

1－051－010
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S4　第２学期
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→県知事
発信年月日　S5.1.9
〔記入表〕

1－051－011
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.1
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S5.2.17
〔記入表〕

1－051－012
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.1
〔記入表〕　富山尋常高等小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－013
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.1
〔記入表〕　松野尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－014
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.1
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－015
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.1
〔記入表〕　北向田尋常小学校→［村役場］

1－051－016
統計関係綴（学事）　S05-S06
【就学前児童身体検査統計表】
〔対象年〕　［S5年度］
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S5.2.19
〔記入表〕

1－051－017
統計関係綴（学事）　S05-S06
【就学前児童身体検査統計表】
〔対象年〕　［S5年度］
〔記入表〕　松野小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－018
統計関係綴（学事）　S05-S06
【就学前児童身体検査統計表】
〔対象年〕　［S5年度］
〔記入表〕　北向田尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－019
統計関係綴（学事）　S05-S06
【就学前児童身体検査統計表】
〔対象年〕　［S5年度］
〔記入表〕　富山尋常高等小学校→村長
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－020
統計関係綴（学事）　S05-S06
【就学前児童身体検査統計表】
〔対象年〕　［S5年度］
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→村長
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－021
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.2
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S5.3.8
〔記入表〕

1－051－022
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.2
〔記入表〕　富山尋常高等小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－023
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.2
〔記入表〕　松野尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－024
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.2
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－025
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.2
〔記入表〕　北向田尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－026
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.3
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S5.4.7
〔記入表〕

1－051－027
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.3
〔記入表〕　富山尋常高等小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－028
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.3
〔記入表〕　松野尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－029
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.3
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－030
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.3
〔記入表〕　北向田尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－031
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S4　３学期
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S5.4.7
〔記入表〕

1－051－032
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S4　３学期
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→村長
発信年月日　S5.3.25
〔記入表〕

1－051－033
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S4　３学期
〔送り状１〕松野尋常小学校長→村長
発信年月日　S5.4.5
〔記入表〕

1－051－034
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S4　３学期
〔送り状１〕久那瀬尋常小学校長→県知事
発信年月日　S5.3.31
〔記入表〕
〔備考〕　・提出先は県知事と記されているが、村役場が受付けた上で県に送付、他校では村長宛に訂正記入している例もある

1－051－035
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S4　３学期
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　S5.4.7
〔記入表〕

1－051－036
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校教員恩給基金調】
〔対象年〕　［S4　後期］
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S5.4.9
〔記入表〕

1－051－037
統計関係綴（学事）　S05-S06
【実業補習学校教員恩給基金調】
〔対象年〕　［S4　後期］
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S5.4.9
〔記入表〕

1－051－038
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学事年報　児童数対照表】
〔対象年〕　［S5.3］
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S5.4.15
〔記入表〕

1－051－039
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学事年報　甲款取調條項】
〔対象年〕　S4年度
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S5.4.15
〔記入表〕

1－051－040
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学事年報　甲号表１　学齢児童表】
〔対象年〕　S4年度
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S5.4.15
〔記入表〕

1－051－041
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学事年報　乙号表５　授業料ヲ徴収スル市町村立小学校表】
〔対象年〕　S5.3.1
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S5.4.15
〔記入表〕

1－051－042
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学事年報　乙号表１１　学齢児童中盲者聾唖者表】
〔対象年〕　S5.3.1
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S5.4.15
〔記入表〕

1－051－043
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学事年報　乙号表１９　青年団長】
〔対象年〕　［S5.3.1］
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S5.4.15
〔記入表〕

1－051－044
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学事年報　甲号表１７　図書館表】
〔対象年〕　S4年度
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S5.4.15
〔記入表〕

1－051－045
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.4
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S5.5.8
〔記入表〕

1－051－046
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.4
〔記入表〕　富山尋常高等小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－047
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.4

〔記入表〕　松野尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－048
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.4
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－049
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.4
〔記入表〕　北向田尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－050
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.5
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S5.6.10
〔記入表〕

1－051－051
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.5
〔記入表〕　富山尋常高等小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－052
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.5
〔記入表〕　松野尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－053
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.5
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－054
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.5
〔記入表〕　北向田尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－055
統計関係綴（学事）　S05-S06
【奨励金交付状況調】
〔雛形〕
〔記入表〕
〔備考〕　・記入表は村役場作成による４校分のデータ
・５１－７３の同名の調査と数字は全く異なる

1－051－056
統計関係綴（学事）　S05-S06
【貧困児童数調】
〔対象年〕　S5.5末現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S5.6.10
〔記入表〕
〔備考〕　・児童就学奨励金交付申請のため児童就学奨励費予算書とともに提出したもの

1－051－057
統計関係綴（学事）　S05-S06
【貧困児童数調】
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S5.6.5
〔雛形〕
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→村長
発信年月日　S5.6
〔記入表〕

1－051－058
統計関係綴（学事）　S05-S06
【貧困児童数調】
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S5.6.5
〔雛形〕
〔送り状１〕松野尋常小学校長→村長
発信年月日　S5.6.7
〔記入表〕

1－051－059
統計関係綴（学事）　S05-S06
【貧困児童数調】
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S5.6.5
〔雛形〕
〔送り状１〕久那瀬尋常小学校長→村長
発信年月日　S5.6.6
〔記入表〕

1－051－060
統計関係綴（学事）　S05-S06
【貧困児童数調】
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S5.6.5
〔雛形〕
〔送り状１〕北向田小学校長→村長
発信年月日　S5.6.10
〔記入表〕

1－051－061
統計関係綴（学事）　S05-S06
【市町村立小学校教員俸給調　第１表　市町村立小学校教員俸給調】
〔対象年〕　S5.6.1
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S5.6.10
〔記入表〕

1－051－062
統計関係綴（学事）　S05-S06
【市町村立小学校教員俸給調　第２表　市町村立小学校長俸給調】
〔対象年〕　S5.6.1
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S5.6.10
〔記入表〕

1－051－063
統計関係綴（学事）　S05-S06
【市町村義務教育国庫負担法ニ依ル教員数及就学児童数調　第１表　武茂村立小学校教員数及就学児童数調】
〔対象年〕　S5.6.1現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S5.6.10
〔記入表〕

1－051－064
統計関係綴（学事）　S05-S06
【市町村義務教育国庫負担法ニ依ル教員数及就学児童数調　第２表　武茂村立富山尋常高等小学校職員受持学年及学科目調】
〔対象年〕　S5.6.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S5.6.5
〔雛形〕
〔記入表〕　富山尋常高等小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－065
統計関係綴（学事）　S05-S06
【市町村義務教育国庫負担法ニ依ル教員数及就学児童数調　第２表　武茂村立松野尋常小学校職員受持学年及学科目調】
〔対象年〕　S5.6.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S5.6.5
〔雛形〕
〔記入表〕　松野尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－066
統計関係綴（学事）　S05-S06
【市町村義務教育国庫負担法ニ依ル教員数及就学児童数調　第２表　武茂村立久那瀬尋常小学校職員受持学年及学科目調】
〔対象年〕　S5.6.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S5.6.5
〔雛形〕
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－067
統計関係綴（学事）　S05-S06
【市町村義務教育国庫負担法ニ依ル教員数及就学児童数調　第２表　武茂村立北向田尋常小学校職員受持学年及学科目調】
〔対象年〕　S5.6.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S5.6.5
〔雛形〕
〔記入表〕　北向田尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－068
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学齢児童就学及出席調】
〔対象年〕　S4年度
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S5.6.10
〔記入表〕

1－051－069
統計関係綴（学事）　S05-S06
【［児童就学及出席調］】
〔対象年〕　S4年度
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S5.6.5
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→村長
発信年月日　S5.6.7
〔記入表〕

1－051－070
統計関係綴（学事）　S05-S06
【［児童就学及出席調］】
〔対象年〕　S4年度
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S5.6.5
〔送り状１〕松野尋常小学校長→村長
発信年月日　S5.6.6
〔記入表〕

1－051－071
統計関係綴（学事）　S05-S06
【［児童就学及出席調］】
〔対象年〕　S4年度
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S5.6.5
〔送り状１〕久那瀬尋常小学校長→村長
発信年月日　S5.6.6
〔記入表〕

1－051－072
統計関係綴（学事）　S05-S06
【［児童就学及出席調］】
〔対象年〕　S4年度
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S5.6.5
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　S5.6.7
〔記入表〕

1－051－073
統計関係綴（学事）　S05-S06
【児童就学奨励ニ関スル調査　１　奨励金交付状況調査】
〔対象年〕　S4年度
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S5.6.10
〔記入表〕
〔備考〕　・５１－５５の同名の調査表と数字は全く異なる

1－051－074
統計関係綴（学事）　S05-S06
【児童就学奨励ニ関スル調査　２　児童就学奨励経費決算書】
〔対象年〕　S4年度
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S5.6.10
〔記入表〕

1－051－075
統計関係綴（学事）　S05-S06
【児童就学奨励ニ関スル調査　３　児童就学奨励ヲ目的トスル公益団体ニ関スル調査】
〔対象年〕　S4年度
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S5.6.10
〔記入表〕

1－051－076
統計関係綴（学事）　S05-S06
【貧困児童就学奨励交付状況調　奨励金交付状況調】
〔対象年〕　S4年度
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S5.6.5
〔雛形〕
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－077
統計関係綴（学事）　S05-S06
【貧困児童就学奨励交付状況調　奨励金交付状況調】
〔対象年〕　S4年度
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S5.6.5
〔雛形〕

〔記入表〕　富山尋常高等小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－078
統計関係綴（学事）　S05-S06
【貧困児童就学奨励交付状況調　奨励金交付状況調】
〔対象年〕　S4年度
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S5.6.5
〔雛形〕
〔記入表〕　北向田尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－079
統計関係綴（学事）　S05-S06
【貧困児童就学奨励交付状況調　奨励金交付状況調】
〔対象年〕　S4年度
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S5.6.5
〔雛形〕
〔記入表〕　松野尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－080
統計関係綴（学事）　S05-S06
【就学不就学児童調査表】
〔対象年〕　S5.5末現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S5.6.16
〔記入表〕

1－051－081
統計関係綴（学事）　S05-S06
【町村立小学校教員住宅調】
〔対象年〕　S5.7.1現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S5.7.2
〔記入表〕

1－051－082
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.6
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S5.7.8
〔記入表〕

1－051－083
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.6
〔記入表〕　富山尋常高等小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－084
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.6
〔記入表〕　松野尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－085
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.6
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－086
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.6
〔記入表〕　北向田尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－087
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校児童身体検査統計表（男）】
〔対象年〕　S5.4
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S5.7.8
〔記入表〕

1－051－088
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校児童身体検査統計表（女）】
〔対象年〕　S5.4
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S5.7.8
〔記入表〕

1－051－089
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校児童身体検査統計表（男）】
〔対象年〕　S5.4
〔記入表〕　松野尋常小学校→［村役場］

1－051－090
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校児童身体検査統計表（女）】
〔対象年〕　S5.4
〔記入表〕　松野尋常小学校→［村役場］

1－051－091
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校児童身体検査統計表（男）】
〔対象年〕　S5.4
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→［村役場］

1－051－092
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校児童身体検査統計表（女）】
〔対象年〕　S5.4
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→［村役場］

1－051－093
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校児童身体検査統計表（男）】
〔対象年〕　S5.4
〔記入表〕　北向田尋常小学校→［村役場］

1－051－094
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校児童身体検査統計表（女）】
〔対象年〕　S5.4
〔記入表〕　北向田尋常小学校→［村役場］

1－051－095
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.7
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S5.8.6
〔記入表〕

1－051－096
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.7
〔記入表〕　松野尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－097
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.7
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－098
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.7
〔記入表〕　北向田尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－099
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.7
〔記入表〕　富山尋常高等小学校→役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－100
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.8
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S5.9.15
〔記入表〕

1－051－101
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.8
〔記入表〕　富山尋常高等小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－102
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】

〔対象年〕　S5.8
〔記入表〕　松野尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－103
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.8
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり
・複写による控１通あり

1－051－104
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.8
〔記入表〕　北向田尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－105
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S5年度　１学期
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→県知事
発信年月日　S5
〔記入表〕
〔備考〕　・宛先　他校は村長と訂正してある

1－051－106
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S5年度　１学期
〔送り状１〕松野尋常小学校長→村長
発信年月日　S5.9.8
〔記入表〕

1－051－107
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S5年度　１学期
〔送り状１〕久那瀬尋常小学校長→県知事
発信年月日　S5.7.31
〔記入表〕

1－051－108
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S5年度　１学期
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　S5.9.3
〔記入表〕

1－051－109
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S5年度　１学期
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S5.9.16
〔記入表〕

1－051－110
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学事年報　丙号表１　公学費収支表】
〔対象年〕　S4年度
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S5.9.16
〔記入表〕

1－051－111
統計関係綴（学事）　S05-S06
【丙号表２　公学資産表】
〔対象年〕　S5.3.31
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S5.9.16
〔記入表〕

1－051－112
統計関係綴（学事）　S05-S06
【丙号表５　師範学校長勤続加俸及公立学校職員年功加俸表】
〔対象年〕　［S5.3.1］
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S5.9.16
〔未記入表〕

1－051－113
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.9
〔記入表〕　富山尋常高等小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－114
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.9
〔記入表〕　松野尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－115
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.9
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－116
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.9
〔記入表〕　北向田尋常小学校→［村役場］

1－051－117
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.9
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S5.10.6
〔記入表〕

1－051－118
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校卒業児童就業状況　1　卒業（退学）児童就業状況】
〔対象年〕　S5.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S5.9.25
報告期限　S5.10.5
〔雛形〕
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→村長
発信年月日　S5.9.27
〔記入表〕

1－051－119
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校卒業児童就業状況　2　就業者職業別調】
〔対象年〕　［S5.10.1］
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S5.9.25
報告期限　S5.10.5
〔雛形〕
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→村長
発信年月日　S5.9.27
〔記入表〕

1－051－120
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校卒業児童就業状況　1　卒業（退学）児童就業状況】
〔対象年〕　S5.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S5.9.25
報告期限　S5.10.5
〔雛形〕
〔送り状１〕松野尋常小学校長→村長
発信年月日　S5.10.1
〔記入表〕

1－051－121
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校卒業児童就業状況　2　就業者職業別調】
〔対象年〕　［S5.10.1］
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S5.9.25
報告期限　S5.10.5
〔雛形〕
〔送り状１〕松野尋常小学校長→村長
発信年月日　S5.10.1
〔記入表〕

1－051－122
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校卒業児童就業状況　1　卒業（退学）児童就業状況】
〔対象年〕　S5.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S5.9.25
報告期限　S5.10.5
〔雛形〕
〔送り状１〕久那瀬尋常小学校長→村長
発信年月日　S5.10.2
〔記入表〕

1－051－123
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校卒業児童就業状況　2　就業者職業別調】
〔対象年〕　［S5.10.1］

〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S5.9.25
報告期限　S5.10.5
〔雛形〕
〔送り状１〕久那瀬尋常小学校長→村長
発信年月日　S5.10.2
〔記入表〕

1－051－124
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校卒業児童就業状況　1　卒業（退学）児童就業状況】
〔対象年〕　S5.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S5.9.25
報告期限　S5.10.5
〔雛形〕
〔送り状１〕北向田尋常小学校→村長
発信年月日　S5.10.3
〔記入表〕

1－051－125
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校卒業児童就業状況　2　就業者職業別調】
〔対象年〕　［S5.10.1］
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S5.9.25
報告期限　S5.10.5
〔雛形〕
〔送り状１〕北向田尋常小学校→村長
発信年月日　S5.10.3
〔記入表〕

1－051－126
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校卒業児童就業状況　2　就業者職業別調】
〔対象年〕　［S5.10.1］
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S5.10.6
〔記入表〕

1－051－127
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校卒業児童就業状況　1　卒業（退学）児童就業状況】
〔対象年〕　S5.10.1現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S5.10.6
〔記入表〕

1－051－128
統計関係綴（学事）　S05-S06
【尋常科６学年以上男女児童調　1　尋常小学校６学年以上男児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S5.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S5.9.25
報告期限　S5.10.5
〔雛形〕
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→村長
発信年月日　S5.9.27
〔記入表〕

1－051－129
統計関係綴（学事）　S05-S06
【尋常科６学年以上男女児童調　2　尋常小学校６学年以上女児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S5.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S5.9.25
報告期限　S5.10.5
〔雛形〕
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→村長
発信年月日　S5.9.27
〔記入表〕

1－051－130
統計関係綴（学事）　S05-S06
【尋常科６学年以上男女児童調　1　尋常小学校６学年以上男児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S5.10.1
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S5.9.25
報告期限　S5.10.5
〔雛形〕
〔送り状１〕松野尋常小学校長→村長
発信年月日　S5.10.1
〔記入表〕

1－051－131
統計関係綴（学事）　S05-S06
【尋常科６学年以上男女児童調　2　尋常小学校６学年以上女児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S5.10.1
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S5.9.25

報告期限　S5.10.5
〔雛形〕
〔送り状１〕松野尋常小学校長→村長
発信年月日　S5.10.1
〔記入表〕

1－051－132
統計関係綴（学事）　S05-S06
【尋常科６学年以上男女児童調　１　尋常小学校６学年以上男児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S5.10.1
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S5.9.25
報告期限　S5.10.5
〔雛形〕
〔送り状１〕久那瀬尋常小学校長→村長
発信年月日　S5.10.2
〔記入表〕

1－051－133
統計関係綴（学事）　S05-S06
【尋常科６学年以上男女児童調　２　尋常小学校６学年以上女児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S5.10.1
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S5.9.25
報告期限　S5.10.5
〔雛形〕
〔送り状１〕久那瀬尋常小学校長→村長
発信年月日　S5.10.2
〔記入表〕

1－051－134
統計関係綴（学事）　S05-S06
【尋常科６学年以上男女児童調　１　尋常小学校６学年以上男児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S5.10.1
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S5.9.25
報告期限　S5.10.5
〔雛形〕
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　S5.10.3
〔記入表〕

1－051－135
統計関係綴（学事）　S05-S06
【尋常科６学年以上男女児童調　２　尋常小学校６学年以上女児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S5.10.1
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S5.9.25
報告期限　S5.10.5
〔雛形〕
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　S5.10.3
〔記入表〕

1－051－136
統計関係綴（学事）　S05-S06
【尋常科６学年以上男女児童調　１　尋常小学校６学年以上男児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S5.10.1現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S5.10.6
〔記入表〕

1－051－137
統計関係綴（学事）　S05-S06
【尋常科６学年以上男女児童調　２　尋常小学校６学年以上女児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S5.10.1現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S5.10.6
〔記入表〕

1－051－138
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校補習学校教員恩給基金納金調　小学校教員恩給基金調】
〔対象年〕　［S5　前期］
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S5.10.8
〔記入表〕

1－051－139
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校補習学校教員恩給基金納金調　実業補習学校教員恩給基金調】
〔対象年〕　［S5　前期］
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S5.10.8
〔記入表〕

1－051－140
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.10
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S5.11.17
〔記入表〕

1－051－141
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.10
〔記入表〕　松野尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－142
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.10
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－143
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.10
〔記入表〕　富山尋常高等小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－144
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　［S5.10］
〔記入表〕　北向田尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－145
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.11
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S5.12.10
〔記入表〕

1－051－146
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.11
〔記入表〕　富山尋常高等小学校→役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－147
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.11
〔記入表〕　松野尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－148
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.11
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－149
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　［S5.11］
〔記入表〕　北向田尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－150
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.12
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S6.1.10
〔記入表〕

1－051－151
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S5　２学期
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S6.1.10
〔記入表〕

1－051－152
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S5　２学期

〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→県知事
発信年月日　S6.1.4
〔記入表〕

1－051－153
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S5　２学期
〔送り状１〕松野尋常小学校長→村長
発信年月日　S6.1.10
〔記入表〕

1－051－154
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S5　２学期
〔送り状１〕久那瀬尋常小学校長→県知事
発信年月日　S5.12.24
〔記入表〕

1－051－155
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S5　２学期
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→県知事
発信年月日　S5.1.8
〔記入表〕

1－051－156
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.12
〔記入表〕　富山尋常高等小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－157
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.12
〔記入表〕　松野尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－158
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.12
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－159
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S5.12
〔記入表〕　北向田尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－160
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.1
〔記入表〕　富山尋常高等小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－161
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.1
〔記入表〕　松野尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－162
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.1
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－163
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.1
〔記入表〕　北向田尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－164
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.1
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S6.2.4
〔記入表〕

1－051－165
統計関係綴（学事）　S05-S06
【就学前児童身体検査統計表】
〔対象年〕　［S6年度］
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S6.2.4
〔記入表〕

1－051－166
統計関係綴（学事）　S05-S06
【就学前児童身体検査表】
〔対象年〕　［S6年度］
〔記入表〕　富山尋常高等小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－167
統計関係綴（学事）　S05-S06
【就学前児童身体検査表】
〔対象年〕　［S6年度］
〔記入表〕　松野尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－168
統計関係綴（学事）　S05-S06
【就学前児童身体検査統計表】
〔対象年〕　［S6年度］
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－169
統計関係綴（学事）　S05-S06
【就学前児童身体検査統計表】
〔対象年〕　［S6年度］
〔記入表〕　北向田尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－170
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.2
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S6.3.9
〔記入表〕

1－051－171
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.2
〔記入表〕　富山尋常高等小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－172
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.2
〔記入表〕　松野尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－173
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.2
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－174
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.2
〔記入表〕　北向田尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－175
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S5年度　３学期
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S6.4.9
〔記入表〕

1－051－176
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S5年度　３学期
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→県知事
発信年月日　S6.3.25
〔記入表〕

1－051－177
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S5年度　３学期

〔送り状１〕松野尋常小学校長→村長
発信年月日　S6.3.24
〔記入表〕

1－051－178
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S5年度　３学期
〔送り状１〕久那瀬尋常小学校長→県知事
発信年月日　S6.3.31
〔記入表〕

1－051－179
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S5年度　３学期
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　S6.4.4
〔記入表〕

1－051－180
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.3
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S6.4.9
〔記入表〕

1－051－181
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.3
〔記入表〕　富山尋常高等小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－182
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.3
〔記入表〕　松野尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－183
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.3
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－184
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.3
〔記入表〕　北向田尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－185
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校補習学校教員恩給基金納金調　小学校教員恩給基金調】
〔対象年〕　［S5年度　後期］
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S6.4.10
〔記入表〕

1－051－186
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校補習学校教員恩給基金納金調　実業補習学校教員恩給基金調】
〔対象年〕　［S5年度　後期］
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S6.4.10
〔記入表〕

1－051－187
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学事年報　児童数対照表】
〔対象年〕　S5年度
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S6.4.7
〔記入表〕

1－051－188
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学事年報　甲款取調條項】
〔対象年〕　S5年度
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S6.4.7
〔記入表〕

1－051－189
統計関係綴（学事）　S05-S06

【学事年報　甲号表１　学齢児童数】
〔対象年〕　S5年度
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S6.4.7
〔記入表〕

1－051－190
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学事年報　乙号表５　授業料ヲ徴収スル市町村立小学校表】
〔対象年〕　S6.3.1現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S6.4.7
〔記入表〕

1－051－191
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学事年報　乙号表１１　学齢児童中盲者聾唖者表】
〔対象年〕　S6.3.1
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S6.4.7
〔記入表〕

1－051－192
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学事年報　甲号表１７　図書館表】
〔対象年〕　S5年度
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S6.4.7
〔記入表〕

1－051－193
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学事年報　甲号表１９　青年団表】
〔対象年〕　S6.3.1現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S6.4.7
〔記入表〕

1－051－194
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学齢児童就学及出席調】
〔対象年〕　S5年度
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S6.5.6
〔記入表〕

1－051－195
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学齢児童就学及出席調　出席歩合】
〔対象年〕　S5年度
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S6.5.4
〔雛形〕
〔送り状１〕富山尋常小学校長→村長
発信年月日　S6.5.5
〔記入表〕

1－051－196
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学齢児童就学及出席調　出席歩合】
〔対象年〕　S5年度
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S6.5.4
〔雛形〕
〔送り状１〕松野尋常小学校長→村長
発信年月日　S6.5.5
〔記入表〕

1－051－197
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学齢児童就学及出席調　出席歩合】
〔対象年〕　S5年度
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S6.5.4
〔雛形〕
〔送り状１〕久那瀬尋常小学校長→村長
〔記入表〕

1－051－198
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学齢児童就学及出席調　出席歩合】
〔対象年〕　S5年度
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S6.5.4
〔雛形〕
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　S6.5.5
〔記入表〕

1－051－199
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.4
〔送り状１〕村長→県知事

発信年月日　S6.5.6
〔記入表〕

1－051－200
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.4
〔記入表〕　富山尋常高等小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－201
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.4
〔記入表〕　松野尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－202
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.4
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－203
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.4
〔記入表〕　北向田尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－204
統計関係綴（学事）　S05-S06
【市町村立小学校教員俸給調　第１表　市町村立小学校教員俸給調】
〔対象年〕　S6.6.1現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S6.6.11
〔記入表〕

1－051－205
統計関係綴（学事）　S05-S06
【市町村立小学校教員俸給調　第２表　市町村立小学校長俸給調】
〔対象年〕　S6.6.1現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S6.6.11
〔記入表〕

1－051－206
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.5
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S6.6.11
〔記入表〕

1－051－207
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.5
〔記入表〕　富山尋常高等小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－208
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.5
〔記入表〕　松野尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－209
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.5
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－210
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.5
〔記入表〕　北向田尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－211
統計関係綴（学事）　S05-S06
【就学不就学児童調査表】
〔対象年〕　S6.5末現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S6.6.11
〔記入表〕

1－051－212
統計関係綴（学事）　S05-S06
【貧困児童数調】
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S6.6.2
〔雛形〕
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→村長
発信年月日　S6.6.4
〔記入表〕

1－051－213
統計関係綴（学事）　S05-S06
【貧困児童数調】
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S6.6.2
〔雛形〕
〔送り状１〕松野尋常小学校長→村長
発信年月日　S6.6.3
〔記入表〕

1－051－214
統計関係綴（学事）　S05-S06
【貧困児童数調】
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S6.6.2
〔雛形〕
〔送り状１〕久那瀬尋常小学校長→村長
発信年月日　S6.6.4
〔記入表〕

1－051－215
統計関係綴（学事）　S05-S06
【貧困児童数調】
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S6.6.2
〔雛形〕
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　S6.6.13
〔記入表〕

1－051－216
統計関係綴（学事）　S05-S06
【［貧困児童就学］奨励金交付状況調】
〔対象年〕　S5年度
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S6.6.2
〔雛形〕
〔記入表〕　松野尋常小学校→［村役場］

1－051－217
統計関係綴（学事）　S05-S06
【［貧困児童就学］奨励金交付状況調】
〔対象年〕　S5年度
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S6.6.2
〔雛形〕
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→［村役場］

1－051－218
統計関係綴（学事）　S05-S06
【［貧困児童就学］奨励金交付状況調】
〔対象年〕　S5年度
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S6.6.2
〔雛形〕
〔記入表〕　富山尋常高等小学校→［村役場］

1－051－219
統計関係綴（学事）　S05-S06
【［貧困児童就学］奨励金交付状況調査】
〔対象年〕　［S5年度］
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S6.6.2
〔雛形〕
〔記入表〕　北向田尋常小学校→［村役場］

1－051－220
統計関係綴（学事）　S05-S06
【貧困児童数調】
〔対象年〕　S6.5末現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S6.6.17
〔記入表〕
〔備考〕　・貧困児童就学奨励金交付申請のために児童就学奨励費予算書とともに提出したもの

1－051－221
統計関係綴（学事）　S05-S06
【児童就学奨励費予算書】
〔対象年〕　S6年度
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S6.6.17
〔記入表〕

1－051－222
統計関係綴（学事）　S05-S06
【市町村児童就学奨励費経理状況】
〔対象年〕　S5年度
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S6.6.17
〔記入表〕

1－051－223
統計関係綴（学事）　S05-S06
【市町村就学奨励費支出状況調】
〔対象年〕　S5年度
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S6.6.17
〔記入表〕

1－051－224
統計関係綴（学事）　S05-S06
【町村立小学校教員住宅調】
〔対象年〕　S6.7.1
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S6.7.11
〔記入表〕

1－051－225
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.6
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S6.7.10
〔記入表〕

1－051－226
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.6
〔記入表〕　富山尋常高等小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－227
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.6
〔記入表〕　松野尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－228
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.6
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－229
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.6
〔記入表〕　北向田尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－230
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.7
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S6.8.18
〔記入表〕

1－051－231
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.7
〔記入表〕　富山尋常高等小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－232
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.7
〔記入表〕　松野尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－233
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.7
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－234
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】

〔対象年〕　S6.7
〔記入表〕　北向田尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－235
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学事年報　丙号表1　公学費収支表】
〔対象年〕　S5年度
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S6.9.10
〔記入表〕

1－051－236
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学事年報　丙号表2　公学資産表】
〔対象年〕　S6.3.31
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S6.9.10
〔記入表〕

1－051－237
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学事年報　丙号表5　師範学校長勤続加俸及公立学校職員年功加俸表】
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S6.9.10
〔未記入表〕

1－051－238
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校教育費其他状況調】
〔対象年〕　S5年度
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S6.9.10
〔記入表〕

1－051－239
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.8
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S6.9.28
〔記入表〕

1－051－240
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.8
〔記入表〕　北向田尋常小学校→［村役場］
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－241
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.8
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－242
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.8
〔記入表〕　富山尋常高等小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－243
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.8
〔記入表〕　松野尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－244
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S6 1学期
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S6.9.28
〔記入表〕

1－051－245
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S6年度　1学期
〔送り状1〕富山尋常高等小学校長→県知事
発信年月日　S6.8.31
〔記入表〕

1－051－246
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S6年度　1学期

〔送り状１〕松野尋常小学校長→村長
発信年月日　S6.9.4
〔記入表〕

1－051－247
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S6年度　１学期
〔送り状１〕久那瀬尋常小学校長→県知事
発信年月日　S6.7.31
〔記入表〕

1－051－248
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S6年度　１学期
〔記入表〕　北向田尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－249
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校教育恩給基金納金調】
〔対象年〕　S6年度　前期
〔照会状〕　県学務部→村長
発信年月日　S6.10.12
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S6.10.14
〔記入表〕

1－051－250
統計関係綴（学事）　S05-S06
【尋常科６学年以上男女児童調　１表　尋常小学校第６学年以上男児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S6.10.1
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S6.10.15
〔記入表〕　報告期限　S6.10.20

1－051－251
統計関係綴（学事）　S05-S06
【尋常科６学年以上男女児童調　２表　尋常小学校第６学年以上女児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S6.10.1
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S6.10.15
〔記入表〕　報告期限　S6.10.20

1－051－252
統計関係綴（学事）　S05-S06
【尋常科６学年以上男女児童調　１表　尋常小学校第６学年以上男児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S6.10.1
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S6.10.8
報告期限　S6.10.13
〔雛形〕
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→村長
発信年月日　S6.10.9
〔記入表〕

1－051－253
統計関係綴（学事）　S05-S06
【尋常科６学年以上男女児童調　２表　尋常小学校第６学年以上女児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S6.10.1
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S6.10.8
報告期限　S6.10.13
〔雛形〕
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→村長
発信年月日　S6.10.9
〔記入表〕

1－051－254
統計関係綴（学事）　S05-S06
【尋常科６学年以上男女児童調　１表　尋常小学校第６学年以上男児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S6.10.1
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S6.10.8
報告期限　S6.10.13
〔雛形〕
〔記入表〕　松野尋常小学校長→村長
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－255
統計関係綴（学事）　S05-S06
【尋常科６学年以上男女児童調　２表　尋常小学校第６学年以上女児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S6.10.1
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S6.10.8
報告期限　S6.10.13
〔雛形〕
〔記入表〕　松野尋常小学校長→村長
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－256
統計関係綴（学事）　S05-S06
【尋常科６学年以上男女児童調　１表　尋常小学校第６学年以上男児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S6.10.1
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S6.10.8
報告期限　S6.10.13
〔雛形〕
〔送り状１〕久那瀬尋常小学校長→村長
発信年月日　S6.10.9
〔記入表〕
〔備考〕　・校名不明の記入表、内容より久那瀬と推定

1－051－257
統計関係綴（学事）　S05-S06
【尋常科６学年以上男女児童調　２表　尋常小学校第６学年以上女児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S6.10.1
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S6.10.8
報告期限　S6.10.13
〔雛形〕
〔送り状１〕久那瀬尋常小学校長→村長
発信年月日　S6.10.9
〔記入表〕
〔備考〕　・校名不明の記入表、内容より久那瀬と推定

1－051－258
統計関係綴（学事）　S05-S06
【尋常科６学年以上男女児童調　１表　尋常小学校第６学年以上男児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S6.10.1
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S6.10.8
〔雛形〕
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　S6.10.10
〔記入表〕
〔備考〕　・校名不明の記入表、内容より北向田と推定

1－051－259
統計関係綴（学事）　S05-S06
【尋常科６学年以上男女児童調　２表　尋常小学校第６学年以上女児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S6.10.1
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S6.10.8
〔雛形〕
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　S6.10.10
〔記入表〕
〔備考〕　・校名不明の記入表、内容より北向田と推定

1－051－260
統計関係綴（学事）　S05-S06
【１　卒業（退学）児童就業状況】
〔対象年〕　S6.10.1
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S6.10.15
〔記入表〕

1－051－261
統計関係綴（学事）　S05-S06
【２　就業者職業別調】
〔対象年〕　S6.10.1
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S6.10.15
〔記入表〕

1－051－262
統計関係綴（学事）　S05-S06
【１　卒業（退学）児童就業状況】
〔対象年〕　S6.10.1
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S6.10.8
〔雛形〕
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→村長
発信年月日　S6.10.9
〔記入表〕

1－051－263
統計関係綴（学事）　S05-S06
【２　就業者職業別調】
〔対象年〕　S6.10.1
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S6.10.8
〔雛形〕
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→村長
発信年月日　S6.10.9
〔記入表〕

1－051－264
統計関係綴（学事）　S05-S06
【1　卒業（退学）児童就業状況】
〔対象年〕　S6.10.1
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S6.10.8
〔雛形〕
〔記入表〕　松野尋常小学校→村役場

1－051－265
統計関係綴（学事）　S05-S06
【2　就業者職業別調】
〔対象年〕　S6.10.1
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S6.10.8
〔雛形〕
〔記入表〕　松野尋常小学校→村役場

1－051－266
統計関係綴（学事）　S05-S06
【1　卒業（退学）児童就業状況】
〔対象年〕　S6.10.1
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S6.10.8
〔雛形〕
〔送り状1〕久那瀬尋常小学校長→村長
発信年月日　S6.10.9
〔記入表〕

1－051－267
統計関係綴（学事）　S05-S06
【2　就業者職業別調】
〔対象年〕　S6.10.1
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S6.10.8
〔雛形〕
〔送り状1〕久那瀬尋常小学校長→村長
発信年月日　S6.10.9
〔記入表〕

1－051－268
統計関係綴（学事）　S05-S06
【1　卒業（退学）児童就業状況】
〔対象年〕　S6.10.1
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S6.10.8
〔雛形〕
〔送り状1〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　S6.10.10
〔記入表〕

1－051－269
統計関係綴（学事）　S05-S06
【2　就業者職業別調】
〔対象年〕　S6.10.1
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S6.10.8
〔雛形〕
〔送り状1〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　S6.10.9
〔記入表〕

1－051－270
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校児童身体検査統計表（男）】
〔対象年〕　S6.4
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S6.9.9
〔記入表〕

1－051－271
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校児童身体検査統計表（女）】
〔対象年〕　S6.4
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S6.9.9
〔記入表〕

1－051－272
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校児童身体検査統計表（男）】
〔対象年〕　S6.4
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→［村役場］

1－051－273
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校児童身体検査統計表（女）】
〔対象年〕　S6.4
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→［村役場］

1－051－274
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校児童身体検査統計表（男）】
〔対象年〕　S6.4

〔記入表〕　松野尋常小学校→［村役場］

1－051－275
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校児童身体検査統計表（女）】
〔対象年〕　S6.4
〔記入表〕　松野尋常小学校→［村役場］

1－051－276
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校児童身体検査統計表（女）】
〔対象年〕　S6.4
〔記入表〕　北向田尋常小学校→［村役場］

1－051－277
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校児童身体検査統計表（男）】
〔対象年〕　S6.4
〔記入表〕　北向田尋常小学校→［村役場］

1－051－278
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校児童身体検査統計表（女）】
〔対象年〕　S6.4
〔記入表〕　北向田尋常小学校→［村役場］
〔備考〕　・５１－２７６と同一表

1－051－279
統計関係綴（学事）　S05-S06
【小学校児童身体検査統計表（男）】
〔対象年〕　S6.4
〔記入表〕　北向田尋常小学校→［村役場］
〔備考〕　・５１－２７７と同一表

1－051－280
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.9
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S6.10.21
〔記入表〕

1－051－281
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.9
〔記入表〕　富山尋常高等小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－282
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.9
〔記入表〕　松野尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－283
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.9
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－284
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.9
〔記入表〕　北向田尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－285
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.10
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S6.11.10
〔記入表〕

1－051－286
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.10
〔記入表〕　富山尋常高等小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－287
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.10
〔記入表〕　松野尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－288
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.10
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－289
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.10
〔記入表〕　北向田尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－290
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.11
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S6.12.10
〔記入表〕

1－051－291
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.11
〔記入表〕　富山尋常高等小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－292
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.11
〔記入表〕　松野尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－293
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.11
〔記入表〕　北向田尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－051－294
統計関係綴（学事）　S05-S06
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S6.11
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

1－052－001
［統計報告書綴］　S07
【第７　耕地面積】
〔対象年〕　S6
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.1.18
〔記入表〕　報告期限　S7.1.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第１］に対応

1－052－002
［統計報告書綴］　S07
【第１６　工芸農産物　其ノ３】
〔対象年〕　S6
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.1.18
〔記入表〕　報告期限　S7.1.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第１０　工芸農産物其ノ３］に対応

1－052－003
［統計報告書綴］　S07
【第３２　天蚕糸及柞蚕糸】
〔対象年〕　S6
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.1.18
〔記入表〕　報告期限　S7.1.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第２６］に対応

1－052－004
［統計報告書綴］　S07
【第３０　蚕糸類】
〔対象年〕　S6
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.1.18
〔記入表〕　報告期限　S7.1.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第２４］に対応

1－052－005
［統計報告書綴］　S07
【第１５　食用農産物】
〔対象年〕　S6
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.1.18
〔記入表〕　報告期限　S7.1.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第８］に対応

1－052－006
［統計報告書綴］　S07
【第３１　真綿】
〔対象年〕　S6
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.1.18
〔記入表〕　報告期限　S7.1.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第２５］に対応

1－052－007
［統計報告書綴］　S07
【第４３　蜜蜂】
〔対象年〕　S6
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.1.18
〔記入表〕　報告期限　S7.1.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第３７］に対応

1－052－008
［統計報告書綴］　S07
【第１４　園芸農産物　果実ノ４】
〔対象年〕　S6
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.1.18
〔記入表〕　報告期限　S7.1.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第９　園芸農産物果実ノ４］に対応

1－052－009
［統計報告書綴］　S07
【工場統計】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S7.2.12

1－052－010
［統計報告書綴］　S07
【牛乳】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S7.2.17
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８農林省令第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第３０と同表名

1－052－011
［統計報告書綴］　S07
【緬羊】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S7.2.17
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８農林省令第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第３３と同表名

1－052－012
［統計報告書綴］　S07
【屠殺】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S7.2.17
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８農林省令第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第３８と同表名

1－052－013
［統計報告書綴］　S07
【遭難漁船】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S7.2.17
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８農林省令第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第４２と同表名

1－052－014
［統計報告書綴］　S07
【遠洋漁業】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S7.2.17
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８農林省令第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第４４と同表名

1－052－015
［統計報告書綴］　S07
【水産製造物】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S7.2.17
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８農林省令第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第４６と同表名

1－052－016
［統計報告書綴］　S07
【綿織物】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S7.2.17
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８商工省令第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第１と同表名

1－052－017
［統計報告書綴］　S07
【絹織物及絹綿交織物】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S7.2.17
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８商工省令第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第２と同表名

1－052－018
［統計報告書綴］　S07
【麻織物及麻交織物】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S7.2.17
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８商工省令第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第３と同表名

1－052－019
［統計報告書綴］　S07
【毛織物及毛交織物】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S7.2.17
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８商工省令第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第４と同表名

1－052－020
［統計報告書綴］　S07
【晒及染物】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S7.2.17
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８商工省令第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第５と同表名

1－052－021
［統計報告書綴］　S07
【石材土石及鉱水】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S7.2.17
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８商工省令第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第２３と同表名

1－052－022
［統計報告書綴］　S07
【会社票】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S7.2.17

1－052－023
［統計報告書綴］　S07
【第１４　園芸農産物　果実ノ１】
〔対象年〕　S6.2～S7.1
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.2.17
〔記入表〕　報告期限　S7.2.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第９　園芸農産物果実ノ１］に対応

1－052－024
［統計報告書綴］　S07
【第５１　水産養殖】
〔対象年〕　S6
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.2.17
〔記入表〕　報告期限　S7.2.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第４５］に対応

1－052－025
［統計報告書綴］　S07

【第４９　沿岸漁獲物】
〔対象年〕　S6
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.2.17
〔記入表〕　報告期限　　S7.2.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第４３］に関連
（相違点）表頭から削除：魚、貝種類

1－052－026
［統計報告書綴］　S07
【第４０　山羊】
〔対象年〕　S6
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.2.17
〔記入表〕　報告期限　　S7.2.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第３４］に対応

1－052－027
［統計報告書綴］　S07
【第３８　豚】
〔対象年〕　S6
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.2.17
〔記入表〕　報告期限　　S7.2.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第３２］に対応

1－052－028
［統計報告書綴］　S07
【第４７　漁船】
〔対象年〕　S6
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.2.17
〔記入表〕　報告期限　　S7.2.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第４１］に対応

1－052－029
［統計報告書綴］　S07
【第３５　牛】
〔対象年〕　S6
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.2.17
〔記入表〕　報告期限　　S7.2.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第２９］に対応

1－052－030
［統計報告書綴］　S07
【第４６　水産業者】
〔対象年〕　S6.12末現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.2.17
〔記入表〕　報告期限　　S7.2.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第４０］に対応

1－052－031
［統計報告書綴］　S07
【第３７　馬】
〔対象年〕　S6
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.2.17
〔記入表〕　報告期限　　S7.2.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第３１］に対応

1－052－032
［統計報告書綴］　S07
【蚕網】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S7.3.18
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８農林省令第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第２７と同表名

1－052－033
［統計報告書綴］　S07
【薬製品】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S7.3.18
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８農林省令第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第２８と同表名

1－052－034
［統計報告書綴］　S07
【乳肉製品及缶詰】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S7.3.18
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８農林省令第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第３９と同表名

1－052－035
［統計報告書綴］　S07
【メリヤス製品】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S7.3.18
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８商工省令第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第６と同表名

1－052－036
［統計報告書綴］　S07
【帽子】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S7.3.18
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８商工省令第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第７と同表名

1－052－037
［統計報告書綴］　S07
【陶磁器】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S7.3.18
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８商工省令第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第８と同表名

1－052－038
［統計報告書綴］　S07
【漆器】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S7.3.18
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８商工省令第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第１０と同表名

1－052－039
［統計報告書綴］　S07
【製革】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S7.3.18
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８商工省令第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第１１と同表名

1－052－040
［統計報告書綴］　S07
【皮革製品】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S7.3.18
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８商工省令第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第１２と同表名

1－052－041
［統計報告書綴］　S07
【植物油】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S7.3.18
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８商工省令第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第１４と同表名

1－052－042
［統計報告書綴］　S07
【簾製品】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S7.3.18
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８商工省令第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第１８と同表名

1－052－043
［統計報告書綴］　S07
【杞柳製品】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S7.3.18
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８商工省令第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第１９と同表名

1－052－044
［統計報告書綴］　S07
【刷子及刷毛】
〔送り状２〕村長→県知事

発信年月日　S7.3.18
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８商工省令第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第２０と同表名

1－052－045
［統計報告書綴］　S07
【麦稈経木及真田】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S7.3.18
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８商工省令第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第２１と同表名

1－052－046
［統計報告書綴］　S07
【畳表、莫蓙及花莚】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S7.3.18
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８商工省令第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第２２と同表名

1－052－047
［統計報告書綴］　S07
【第８８　地方重要生産物特別調査】
〔対象年〕　S6
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.3.18
〔記入表〕　報告期限　S7.3.20

1－052－048
［統計報告書綴］　S07
【第７８　竹製品】
〔対象年〕　S6
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.3.18
〔記入表〕　報告期限　S7.3.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８商工省令　第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第１７］に対応

1－052－049
［統計報告書綴］　S07
【第７７　木製品】
〔対象年〕　S6
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.3.18
〔記入表〕　報告期限　S7.3.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８商工省令　第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第１６］に対応

1－052－050
［統計報告書綴］　S07
【瓦及土管】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S7.4.15
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８商工省令第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第９と同表名

1－052－051
［統計報告書綴］　S07
【第５５　公私有造林用苗木】
〔対象年〕　S6末現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.3.18
〔記入表〕　報告期限　S7.3.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第４９］に対応

1－052－052
［統計報告書綴］　S07
【第９１　重要品県外移出入】
〔対象年〕　S6
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.3.18
〔記入表〕

1－052－053
［統計報告書綴］　S07
【第６１　公私有林野被害】
〔対象年〕　S6
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.3.18
〔記入表〕　報告期限　S7.3.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第５５］に対応

1－052－054
［統計報告書綴］　S07

【第１４　園芸農産物　蔬菜及花卉ノ３】
〔対象年〕　S6
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.3.18
〔記入表〕　報告期限　　S7.3.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第９　園芸農産物蔬菜及花卉ノ３］に対応

1－052－055
［統計報告書綴］　S07
【第５９　林野産物】
〔対象年〕　S6
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.3.18
〔記入表〕　報告期限　　S7.3.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第５３］に対応

1－052－056
［統計報告書綴］　S07
【第１６　工芸農産物　其ノ１】
〔対象年〕　S6.3～S7.2
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.4.15
〔記入表〕　報告期限　　S7.4.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第１０　工芸農産物其ノ１］に対応

1－052－057
［統計報告書綴］　S07
【第５８　公私有林伐採】
〔対象年〕　S6
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.4.15
〔記入表〕　報告期限　　S7.4.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第５２］に対応

1－052－058
［統計報告書綴］　S07
【第５６　公私有林野人工造林】
〔対象年〕　S6
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.4.15
〔記入表〕　報告期限　　S7.4.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第５０］に対応

1－052－059
［統計報告書綴］　S07
【第５７　公私有林野天然造林】
〔対象年〕　S6
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.4.15
〔記入表〕　報告期限　　S7.4.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第５１］に対応

1－052－060
［統計報告書綴］　S07
【第５３　寒天】
〔対象年〕　S6.4～S7.3
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.4.15
〔記入表〕　報告期限　　S7.4.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第４７］に対応

1－052－061
［統計報告書綴］　S07
【第５４　公私有林野面積】
〔対象年〕　S6末現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.4.15
〔記入表〕　報告期限　　S7.4.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第４］に対応

1－052－062
［統計報告書綴］　S07
【第２３　春蚕予想掃立数量】
〔対象年〕　S7.4末現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.5.1
〔記入表〕　報告期限　　５月４日
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第

２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第１７　春蚕予想掃立枚数］に関連
（相違点）表側：掃立枚数は掃立数量に、単位はグラムに、

1－052－063
［統計報告書綴］　S07
【ナタネ作付反別並作柄】
〔対象年〕　〔S7〕.5.20現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.5.21
〔記入表〕　報告期限　S7.5.24
〔国の様式〕［Ｓ６．３．６統計第１２３号ナタネの調査報告に関する件に付通牒］に対応

1－052－064
［統計報告書綴］　S07
【第１２　麦予想収穫高】
〔対象年〕　S7.5.20現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.5.21
〔記入表〕　報告期限　S7.5.24
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第６］に対応

1－052－065
［統計報告書綴］　S07
【第２４　春蚕予想収繭高】
〔対象年〕　S7.6.15現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.6.16
〔記入表〕　報告期限　S7.6.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第１８］に対応

1－052－066
［統計報告書綴］　S07
【第２２　桑苗】
〔対象年〕　S6.6～S7.5
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.6.16
〔記入表〕　報告期限　S7.6.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第１６］に対応

1－052－067
［統計報告書綴］　S07
【第４１　鶏】
〔対象年〕　S7.6末現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.7.18
〔記入表〕　報告期限　S7.7.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第３５］に対応

1－052－068
［統計報告書綴］　S07
【第２５　春蚕】
〔対象年〕　S7
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.7.18
〔記入表〕　報告期限　S7.7.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第１９］に対応

1－052－069
［統計報告書綴］　S07
【第１３　麦】
〔対象年〕　S7
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.7.18
〔記入表〕　報告期限　S7.7末日
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第７］に対応

1－052－070
［統計報告書綴］　S07
【第４２　鵞】
〔対象年〕　S7.6末現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.7.18
〔記入表〕　報告期限　S7.7.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第３６］に対応

1－052－071
［統計報告書綴］　S07
【第７６　澱粉】
〔対象年〕　S6.7～S7.6
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.7.18
〔記入表〕　報告期限　S7.7.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８商工省令　第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第１５］に対応

1－052－072
［統計報告書綴］　S07
【第２８　果樹苗】
〔対象年〕　S6.7～S7.6
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.7.18
〔記入表〕　報告期限　S7.7.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第１２］に対応

1－052－073
［統計報告書綴］　S07
【第２９　桑畑】
〔対象年〕　S7.6末現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.7.18
〔記入表〕　報告期限　S7.7.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第１５］に対応

1－052－074
［統計報告書綴］　S07
【第１９　茶畑】
〔対象年〕　S7.6末現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.7.18
〔記入表〕　報告期限　S7.7.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第１３］に対応

1－052－075
［統計報告書綴］　S07
【ナタネ】
〔対象年〕　S7
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.7.23
〔記入表〕　報告期限　S7.7末日
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則第１０　其ノ２ナタネ］の項のみに対応
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８農林省令第２５号　農林省統計報告規則第１０　其ノ２は他にゴマなど１０種類あり

1－052－076
［統計報告書綴］　S07
【第１７　緑肥用作物】
〔対象年〕　S7
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.8.17
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第１１］に対応

1－052－077
［統計報告書綴］　S07
【第１４　園芸農産物果実ノ２】
〔対象年〕　S6.8～S7.7
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.8.17
〔記入表〕　報告期限　S7.8.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第９　園芸農産物果実ノ２］に対応

1－052－078
［統計報告書綴］　S07
【第８　水稲作況】
〔対象年〕　S7.8.15現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.8.17
〔記入表〕　報告期限　S7.8.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第２］に対応

1－052－079
［統計報告書綴］　S07
【第２６　夏秋蚕予想掃立数量】
〔対象年〕　S7.9.1現在

〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.9.2
〔記入表〕　報告期限　　S7.9.5
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第２０　夏秋蚕予想掃立枚数］に関 連
（相違点）表側：掃立枚数は掃立数量に、単位はグラムに、

1－052－080
［統計報告書綴］　S07
【製藍】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S7.9.15
〔備考〕　・Ｔ１４．１０．２８商工省令第１１号　商工省統計報告規則　商工省統計様式第１３と同表名

1－052－081
［統計報告書綴］　S07
【第１４　園芸農産物　蔬菜及花卉ノ１】
〔対象年〕　S7
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.9.15
〔記入表〕　報告期限　　S7.9.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第９　園芸農産物蔬菜及花卉ノ１］に対応

1－052－082
［統計報告書綴］　S07
【第９　米第１回予想収穫高】
〔対象年〕　S7.9.20現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.9.21
〔記入表〕　報告期限　　S7.9.24
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第３］に対応

1－052－083
［統計報告書綴］　S07
【第２７　夏秋蚕予想収繭高】
〔対象年〕　S7.9.25現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.9.26
〔記入表〕　報告期限　　S7.9.29
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第２１］に対応

1－052－084
［統計報告書綴］　S07
【工芸農産物其ノ２】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S7.10.14

1－052－085
［統計報告書綴］　S07
【第２０　製茶】
〔対象年〕　S7
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.10.14
〔記入表〕　報告期限　　S7.10.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第１４］に対応

1－052－086
［統計報告書綴］　S07
【第１４　園芸農産物果実ノ３】
〔対象年〕　S7
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.10.14
〔記入表〕　報告期限　　S7.10.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第９　園芸農産物果実ノ３］に対応

1－052－087
［統計報告書綴］　S07
【第１０　米第２回予想収穫高】
〔対象年〕　S7.10末現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.11.2
〔記入表〕　報告期限　　S7.11.4
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第４］に対応

1－052－088
［統計報告書綴］　S07

【第２８　夏秋蚕】
〔対象年〕　S7
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.11.18
〔記入表〕　報告期限　S7.11.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第２２］に関連
（相違点）表側：掃立枚数は掃立数量に、単位はグラムに、

1－052－089
［統計報告書綴］　S07
【第１４　園芸農産物　蔬菜及花卉ノ２】
〔対象年〕　S7
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.11.18
〔記入表〕　報告期限　S7.11.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第９　園芸農産物蔬菜及花卉ノ２］に対応

1－052－090
［統計報告書綴］　S07
【第２９　天蚕及柞蚕】
〔対象年〕　S7
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.11.18
〔記入表〕　報告期限　S7.11.20
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第２３］に対応

1－052－091
［統計報告書綴］　S07
【第１１　米】
〔対象年〕　S7
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.12.9
〔記入表〕　報告期限　S7.12.10
〔国の様式〕［Ｔ１４．１０．２８農林省令　第２５号　農林省統計報告規則　農林省統計様式第５］に対応

1－053－001
［租税関係綴］　［S07-S12，S16］
【年度別市町村税ノ徴収状況調】
〔雛形〕
〔記入表〕
〔備考〕　・雛形に武茂村のデータを記入したもの
・調査上の注意書あり

1－053－002
［租税関係綴］　［S07-S12，S16］
【田租地租納額報告】
〔対象年〕　S8　第１期分　１月１日現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　S9.1.15
〔記入表〕

1－053－003
［租税関係綴］　［S07-S12，S16］
【宅地租地租納額報告】
〔対象年〕　S8　第２期分　１月１日現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　S9.1.15
〔記入表〕

1－053－004
［租税関係綴］　［S07-S12，S16］
【旱害地免租額調査】
〔送り状２〕村長→大田原財務出張所長
発信年月日　S9.2.1

1－053－005
［租税関係綴］　［S07-S12，S16］
【県税滞納表資料報告書】
〔対象年〕　S10年度
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S11.8.16
〔記入表〕

1－053－006
［租税関係綴］　［S07-S12，S16］
【県税滞納表資料報告書】
〔対象年〕　S10年度（過年度分）
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S11.8.16
〔記入表〕

1－054－001
［勧業関係等書類綴］　S08

【養蜂ニ関スル調査　1　外国種ノ種類別飼養箱数】
〔対象年〕　S7末現在
〔照会状〕　村長→高野幸一（養蜂経営者）
　　発信年月日　S8.1.9
〔雛形〕
〔記入表〕
〔備考〕　・雛形に記入

1－054－002
［勧業関係等書類綴］　S08
【養蜂ニ関スル調査　2　飼養箱数及生産額】
〔対象年〕　S7
〔照会状〕　村長→高野幸一（養蜂経営者）
　　発信年月日　S8.1.9
〔雛形〕
〔記入表〕
〔備考〕　・雛形に記入

1－054－003
［勧業関係等書類綴］　S08
【養蜂ニ関スル調査　3　蜂蜜並蜜蠟ノ卸売価格】
〔対象年〕　S7
〔照会状〕　村長→高野幸一（養蜂経営者）
　　発信年月日　S8.1.9
〔雛形〕
〔記入表〕
〔備考〕　・雛形に記入

1－054－004
［勧業関係等書類綴］　S08
【養蜂ニ関スル調査　4　養蜂生産物取扱業者調　蜂蜜、蜜蝋ノ主ナル仕向地】
〔対象年〕　S7末現在
〔照会状〕　村長→高野幸一（養蜂経営者）
　　発信年月日　S8.1.9
〔雛形〕

1－054－005
［勧業関係等書類綴］　S08
【養蜂ニ関スル調査　5　蜂蜜ノ病虫害　（イ）病中害ノ種類】
〔照会状〕　村長→高野幸一（養蜂経営者）
　　発信年月日　S8.1.9
〔雛形〕
〔記入表〕
〔備考〕　・雛形に無しの記述あり

1－054－006
［勧業関係等書類綴］　S08
【養蜂ニ関スル調査　5　蜂蜜ノ病虫害　（ロ）沿革及概況】
〔照会状〕　村長→高野幸一（養蜂経営者）
　　発信年月日　S8.1.9
〔雛形〕

1－054－007
［勧業関係等書類綴］　S08
【養蜂ニ関スル調査　5　蜂蜜ノ病虫害　（ハ）被害ノ概況】
〔照会状〕　村長→高野幸一（養蜂経営者）
　　発信年月日　S8.1.9
〔雛形〕

1－054－008
［勧業関係等書類綴］　S08
【養蜂ニ関スル調査　6　養蜂ノ沿革及概況】
〔照会状〕　村長→高野幸一（養蜂経営者）
　　発信年月日　S8.1.9
〔雛形〕
〔備考〕　・雛形に記入

1－054－009
［勧業関係等書類綴］　S08
【養蜂ニ関スル調査　1　管内ニ於ケル養蜂ノ沿革及概況】
〔送り状１〕村長→県内務部長
　　発信年月日　S8.1.26
〔記入表〕
〔備考〕　・沿革及び概況の記述であり表ではない

1－054－010
［勧業関係等書類綴］　S08
【養蜂ニ関スル調査　2　外国種ノ種類別飼養箱数】
〔対象年〕　S7末現在
〔送り状１〕村長→県内務部長
　　発信年月日　S8.1.26
〔記入表〕

1－054－011
［勧業関係等書類綴］　S08
【養蜂ニ関スル調査　3　主要ナル養蜂経営者】
〔対象年〕　S7末現在

〔送り状１〕村長→県内務部長
発信年月日　S8.1.26
〔記入表〕

1－054－012
［勧業関係等書類綴］　S08
【養蜂ニ関スル調査　4　転地養蜂ノ概況】
〔送り状１〕村長→県内務部長
発信年月日　S8.1.26
〔記入表〕
〔備考〕　・該当なしの旨の記述

1－054－013
［勧業関係等書類綴］　S08
【養蜂ニ関スル調査　5　蜂蜜並蜜蝋ノ卸売価格】
〔対象年〕　S7
〔送り状１〕村長→県内務部長
発信年月日　S8.1.26
〔記入表〕

1－054－014
［勧業関係等書類綴］　S08
【養蜂ニ関スル調査　6　主要ナル養蜂生産物取扱業者】
〔対象年〕　S7末現在
〔送り状１〕村長→県内務部長
発信年月日　S8.1.26
〔記入表〕
〔備考〕　・該当なしの旨の記述

1－054－015
［勧業関係等書類綴］　S08
【養蜂ニ関スル調査　7　養蜂ニ関スル団体】
〔送り状１〕村長→県内務部長
発信年月日　S8.1.26
〔記入表〕
〔備考〕　・該当なしの旨の記述

1－054－016
［勧業関係等書類綴］　S08
【養蜂ニ関スル調査　8　蜜蜂ノ病虫害】
〔送り状１〕村長→県内務部長
発信年月日　S8.1.26
〔記入表〕
〔備考〕　・該当なしの旨の記述

1－054－017
［勧業関係等書類綴］　S08
【養蜂ニ関スル調査　9　市町村ニ於ケル養蜂奨励施設】
〔送り状１〕村長→県内務部長
発信年月日　S8.1.26
〔記入表〕
〔備考〕　・該当者なしの旨の記述

1－054－018
［勧業関係等書類綴］　S08
【春蚕キョウ蛆（＊３）被害調査】
〔対象年〕　S7
〔送り状１〕県内務部→村長
発信年月日　S8.1.24

1－054－019
［勧業関係等書類綴］　S08
【農作物被害調査】
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S8.1.30

1－054－020
［勧業関係等書類綴］　S08
【村勢一覧表】
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S8.6.21

1－054－021
［勧業関係等書類綴］　S08
【米穀販売及購買高ニ関スル調査　1　米穀販売高調査】
〔送り状１〕村長→県内務部長
発信年月日　S8.1.9
〔記入表〕
〔備考〕　・Ｓ７．７．２６付農第２５８１号照会に対する回答

1－054－022
［勧業関係等書類綴］　S08
【米穀販売及購買高ニ関スル調査　2　米穀購買高調査】
〔対象年〕　［S6.11～S7.10］
〔送り状１〕村長→県内務部長
発信年月日　S8.1.9
〔記入表〕
〔備考〕　・Ｓ７．７．２６付農第２５８１号

照会に対する回答

1－054－023
［勧業関係等書類綴］　S08
【米殻販売及購買高ニ関スル調査　3　月別米穀購買高調査】
〔対象年〕　［S6.11～S7.10］
〔送り状1〕村長→県内務部長
発信年月日　S8.1.9
〔記入表〕
〔備考〕　・S7．7．26付農第2581号照会に対する回答

1－054－024
［勧業関係等書類綴］　S08
【メートル法実行調】
〔照会状〕　県内務部長→村長
発信年月日　S8.1.10
〔送り状1〕村長→県内務部長
発信年月日　S8.1.26
〔備考〕　・第1～5号表まであり　第2～5号表は毎年12月末日現在を1月末日迄に報告することとの記述あり

1－054－025
［勧業関係等書類綴］　S08
【農村振興土木事業成績調】
〔対象年〕　S7年度
〔記入表〕

1－054－026
［勧業関係等書類綴］　S08
【農村振興土木事業進捗状況調】
〔対象年〕　［S7.12.25現在］
〔記入表〕

1－055－001
［統計関係綴　学事］　［S09］
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S8　2学期
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S9.1.19
〔記入表〕

1－055－002
［統計関係綴　学事］　［S09］
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S8　2学期
〔送り状1〕富山尋常高等小学校長→県知事
発信年月日　S8.12.31
〔記入表〕

1－055－003
［統計関係綴　学事］　［S09］
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S8　2学期
〔送り状1〕松野尋常小学校長→県知事
発信年月日　S8.12.31
〔記入表〕

1－055－004
［統計関係綴　学事］　［S09］
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S8　2学期
〔送り状1〕久那瀬尋常小学校長→県知事
発信年月日　S9.1.8
〔記入表〕

1－055－005
［統計関係綴　学事］　［S09］
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S8　2学期
〔送り状1〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　S9.1.16
〔記入表〕

1－055－006
［統計関係綴　学事］　［S09］
【第2号様式　学校衛生月報】
〔対象年〕　S8.12
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S9.1.19
〔記入表〕

1－055－007
［統計関係綴　学事］　［S09］
【第2号様式　学校衛生月報】
〔対象年〕　S9.1
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S9.2.9
〔記入表〕

1－055－008
［統計関係綴　学事］　［S09］
【第２号様式　学校衛生月報】
〔対象年〕　S9.2
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.3.13
〔記入表〕

1－055－009
［統計関係綴　学事］　［S09］
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S8　３学期
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.4.6
〔記入表〕

1－055－010
［統計関係綴　学事］　［S09］
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S8　３学期
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→県知事
発信年月日　S9.3.31
〔記入表〕

1－055－011
［統計関係綴　学事］　［S09］
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S8　３学期
〔送り状１〕松野尋常小学校長→県知事
発信年月日　S9.3.24
〔記入表〕

1－055－012
［統計関係綴　学事］　［S09］
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S8　３学期
〔送り状１〕久那瀬尋常小学校長→県知事
発信年月日　S9.4.2
〔記入表〕

1－055－013
［統計関係綴　学事］　［S09］
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S8　３学期
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　S9.4.4
〔記入表〕

1－055－014
［統計関係綴　学事］　［S09］
【第２号様式　学校衛生月報】
〔対象年〕　S9.3
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.4.6
〔記入表〕

1－055－015
［統計関係綴　学事］　［S09］
【就学前児童身体検査統計表】
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.4.6
〔記入表〕

1－055－016
［統計関係綴　学事］　［S09］
【就学前児童身体検査統計表】
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→村役場

1－055－017
［統計関係綴　学事］　［S09］
【就学前児童身体検査統計表】
〔対象年〕　S9年度
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　S9.3.2
〔記入表〕

1－055－018
［統計関係綴　学事］　［S09］
【就学前児童身体検査統計表】
〔記入表〕　松野尋常小学校→村役場

1－055－019
［統計関係綴　学事］　［S09］
【就学前児童身体検査統計表】
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→村長
発信年月日　S9.2.23
〔記入表〕

1－055－020
［統計関係綴　学事］　［S09］
【第１６５様式　小学校教員恩給納金調】
〔対象年〕　S8年度　後期
〔送り状１〕村長→［県知事］
発信年月日　S9.4.6

〔記入表〕　報告期限　S9.4.10

1－055－021
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【学事年報　児童数対照表】
〔対象年〕　S8年度
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.4.11
〔記入表〕

1－055－022
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【学事年報　甲号表１　学齢児童表】
〔対象年〕　S8年度
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.4.11
〔記入表〕

1－055－023
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【学事年報　乙号表５　授業料ヲ徴収スル市町村立小学校表】
〔対象年〕　S9.3.1現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.4.11
〔記入表〕

1－055－024
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【学事年報　乙号表１１　学齢児童中盲者聾唖表】
〔対象年〕　S9.3.1現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.4.11
〔記入表〕

1－055－025
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【学事年報　甲号表１９　青年団表】
〔対象年〕　S9.3.1現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.4.11
〔記入表〕

1－055－026
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【学事年報　甲号表１７　図書館表】
〔対象年〕　S8年度
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.4.11
〔記入表〕

1－055－027
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【学級編制届】
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.4.19
〔記入表〕

1－055－028
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【学級編制報告】
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→村長
発信年月日　S9.4.7
〔記入表〕

1－055－029
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【学級編制報告】
〔対象年〕　S9年度
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　S9.4.14
〔記入表〕

1－055－030
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【学級編制報告】
〔送り状１〕久那瀬尋常小学校長→村長
発信年月日　S9.4.4
〔記入表〕

1－055－031
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【学級編制報告】
〔送り状１〕松野尋常小学校長→村長
発信年月日　S9.4.9
〔記入表〕

1－055－032
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【学校給食臨時施設状況報告　学校給食臨時施設費経理状況】
〔対象年〕　S8.4～S9.3

〔照会状〕　県学務部長→村長
　　発信年月日　S9.4.17
　　報告期限　　S9.4末
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→県学務部長
　　発信年月日　S9.5.3
〔記入表〕

1－055－033
［統計関係綴　学事］　［S09］
【学校給食臨時施設状況報告　学校給食施設状況】
〔対象年〕　S8.4～S9.3
〔照会状〕　県学務部長→村長
　　発信年月日　S9.4.17
　　報告期限　　S9.4末
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→県学務部長
　　発信年月日　S9.5.3
〔記入表〕

1－055－034
［統計関係綴　学事］　［S09］
【学校給食臨時施設費経理状況】
〔対象年〕　S8.4～S9.3
〔記入表〕　富山尋常高等小学校→［村役場］

1－055－035
［統計関係綴　学事］　［S09］
【学校給食施設状況】
〔対象年〕　S8.4～S9.3
〔記入表〕　富山尋常高等小学校→［村役場］

1－055－036
［統計関係綴　学事］　［S09］
【学校給食臨時施設費経理状況】
〔対象年〕　S8.4～S9.3
〔記入表〕　松野尋常小学校→［村役場］

1－055－037
［統計関係綴　学事］　［S09］
【学校給食施設状況】
〔対象年〕　S8.4～S9.3
〔記入表〕　松野尋常小学校→［村役場］

1－055－038
［統計関係綴　学事］　［S09］
【学校給食臨時施設費経理状況】
〔対象年〕　S8.4～S9.3
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→［村役場］

1－055－039
［統計関係綴　学事］　［S09］
【学校給食施設状況】
〔対象年〕　S8.4～S9.3
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→［村役場］

1－055－040
［統計関係綴　学事］　［S09］
【学校給食臨時施設費経理状況】
〔対象年〕　S8.4～S9.3
〔記入表〕　北向田尋常小学校→［村役場］

1－055－041
［統計関係綴　学事］　［S09］
【学校給食施設状況】
〔対象年〕　S8.4～S9.3
〔記入表〕　北向田尋常小学校→［村役場］

1－055－042
［統計関係綴　学事］　［S09］
【第２号様式　学校衛生月報】
〔対象年〕　S9.4
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S9.5.8
〔記入表〕

1－055－043
［統計関係綴　学事］　［S09］
【１表　貧困児童数調】
〔対象年〕　S9年度
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→村長
　　発信年月日　S9.6.1
〔記入表〕

1－055－044
［統計関係綴　学事］　［S09］
【２表　就学奨励金交付状況調】
〔対象年〕　S8年度
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→村長
　　発信年月日　S9.6.1
〔記入表〕

1－055－045
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【３表　出席児童数調】
〔対象年〕　S8年度
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→村長
発信年月日　S9.6.1
〔記入表〕

1－055－046
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【１表　貧困児童数調】
〔対象年〕　S9年度
〔記入表〕　松野尋常小学校→［村役場］

1－055－047
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【２表　就学奨励金交付状況調】
〔対象年〕　S8年度
〔記入表〕　松野尋常小学校→［村役場］

1－055－048
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【３表　出席児童数調】
〔対象年〕　S8年度
〔記入表〕　松野尋常小学校→［村役場］

1－055－049
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【１表　貧困児童数調】
〔対象年〕　S9年度
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→［村役場］

1－055－050
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【２表　就学奨励金交付状況調】
〔対象年〕　S8年度
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→［村役場］

1－055－051
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【３表　出席児童数調】
〔対象年〕　S8年度
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校長→［村役場］

1－055－052
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【１表　貧困児童数調】
〔対象年〕　S9年度
〔記入表〕　北向田尋常小学校→［村役場］

1－055－053
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【２表　就学奨励金交付状況調】
〔対象年〕　S8年度
〔記入表〕　北向田尋常小学校→［村役場］

1－055－054
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【３表　出席児童数調】
〔対象年〕　S8年度
〔記入表〕　北向田尋常小学校→［村役場］

1－055－055
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【市町村税徴収状況調】
〔送り状１〕村長→県学務部長
発信年月日　S9.6.2

1－055－056
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【第２号様式　学校衛生月報】
〔対象年〕　S9.5
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.6.5
〔記入表〕

1－055－057
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【学齢児童就学及出席調】
〔対象年〕　S8.4～S9.3
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.6.5
〔記入表〕

1－055－058
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【第１６７様式第１表　市町村立小学校教員俸給調】
〔対象年〕　S9.6.1現在
〔送り状１〕村長→県知事

発信年月日　S9.6.7
〔記入表〕　報告期限　S9.6.15

1－055－059
［統計関係綴　学事］　［S09］
【第１６７様式第２表　市町村立小学校長俸給調】
〔対象年〕　S9.6.1現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.6.7
〔記入表〕　報告期限　S9.6.15

1－055－060
［統計関係綴　学事］　［S09］
【第１３４様式第１号表　実業補習学校本年度経費予算調】
〔対象年〕　S9.5.1現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.6.7
〔記入表〕

1－055－061
［統計関係綴　学事］　［S09］
【第１３４様式第２号表　実業補習学校前年度教員俸給支出額調】
〔対象年〕　S9.5.1現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.6.7
〔記入表〕

1－055－062
［統計関係綴　学事］　［S09］
【第１３４様式第３号表　実業補習学校前年度教員俸給補助金収支調】
〔対象年〕　S9.5.1現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.6.7
〔記入表〕

1－055－063
［統計関係綴　学事］　［S09］
【第１３４様式第４号表　実業補習教育ニ関スル本年度経費予算調】
〔対象年〕　S9.5.1現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.6.7
〔記入表〕

1－055－064
［統計関係綴　学事］　［S09］
【第１３４様式第５号表　実業補習学校数調】
〔対象年〕　S9.5.1現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.6.7
〔記入表〕

1－055－065
［統計関係綴　学事］　［S09］
【第１３４様式第６号表　実業補習学校教員数調】
〔対象年〕　S9.5.1現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.6.7
〔記入表〕

1－055－066
［統計関係綴　学事］　［S09］
【第１３４様式第７号表　実業補習学校生徒数調】
〔対象年〕　S9.5.1現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.6.7
〔記入表〕

1－055－067
［統計関係綴　学事］　［S09］
【第１３２様式　就学不就学児童調査表】
〔対象年〕　S9.5末現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.6.7
〔記入表〕　報告期限　S9.6.10

1－055－068
［統計関係綴　学事］　［S09］
【第３号様式　市町村児童就学奨励資金管理状況調】
〔対象年〕　S8年度
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.6.9
〔記入表〕

1－055－069
［統計関係綴　学事］　［S09］
【第４号様式　市町村児童就学奨励費経理状況調】
〔対象年〕　S8年度
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.6.9

〔記入表〕

1－055－070
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【第６号様式　児童就学奨励費支出状況調】
〔対象年〕　S8年度
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.6.9
〔記入表〕

1－055－071
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【貧困児童数調】
〔対象年〕　S9.5末現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.6.7
〔記入表〕

1－055－072
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【児童就学奨励費予算書】
〔対象年〕　S9年度
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.6.7
〔記入表〕

1－055－073
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【児童身体検査統計表（男）】
〔対象年〕　S9.4
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.6.20
〔記入表〕

1－055－074
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【児童身体検査統計表（女）】
〔対象年〕　S9.4
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.6.20
〔記入表〕

1－055－075
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【小学校教員支払状況調】
〔対象年〕　S9.4～S9.6
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.7.3
〔記入表〕

1－055－076
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【国庫交付金及其使途調】
〔対象年〕　S9.4～S9.6
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.7.3
〔記入表〕

1－055－077
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【第１２８様式　市町村立小学校教員住宅調】
〔対象年〕　S9.7.1現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.7.3
〔記入表〕　報告期限　S9.7.20

1－055－078
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【第２号様式　学校衛生月報】
〔対象年〕　S9.6
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.7.4
〔記入表〕

1－055－079
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【第２号様式　学校衛生月報】
〔対象年〕　S9.7
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.8.5
〔記入表〕

1－055－080
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【第２号様式　学校衛生月報】
〔対象年〕　S9.8
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.9.5
〔記入表〕

1－055－081
［統計関係綴　学事］　〔S09〕

【学事年報　丙号表１　公学費収支表】
〔対象年〕　S8年度
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.9.5
〔未記入表〕

1－055－082
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【学事年報　丙号表２　私立学校図書館等収支表】
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.9.5
〔記入表〕

1－055－083
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【学事年報　丙号表３　公学資産表】
〔対象年〕　S9.3.31現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.9.5
〔記入表〕

1－055－084
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【学事年報　丙号表６　師範学校長勤続加俸及公立学校職員年功加俸表】
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.9.5
〔未記入表〕

1－055－085
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【学事年報　丙号表７　児童就学奨励費支出状況調表】
〔対象年〕　S8年度
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.9.5
〔記入表〕

1－055－086
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【尋常小学校６学年以上男女児童調　１表　尋常小学校６学年以上男児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S9.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S9.10.2
報告期限　S9.10.8
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→村長
発信年月日　S9.10.4
〔記入表〕

1－055－087
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【尋常小学校６学年以上男女児童調　２表　尋常小学校６学年以上女児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S9.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S9.10.2
報告期限　S9.10.8
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→村長
発信年月日　S9.10.4
〔記入表〕

1－055－088
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【尋常小学校６学年以上男女児童調　１表　尋常小学校６学年以上男児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S9.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S9.10.2
報告期限　S9.10.8
〔送り状１〕松野尋常小学校長→村長
発信年月日　S9.10.6
〔記入表〕

1－055－089
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【尋常小学校６学年以上男女児童調　２表　尋常小学校６学年以上女児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S9.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S9.10.2
報告期限　S9.10.8
〔送り状１〕松野尋常小学校長→村長
発信年月日　S9.10.6
〔記入表〕

1－055－090
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【尋常小学校６学年以上男女児童調　１表　尋常小学校６学年以上男児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S9.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S9.10.2
報告期限　S9.10.8
〔送り状１〕久那瀬尋常小学校長→村長

発信年月日　S9.10.5
〔記入表〕

1－055－091
［統計関係綴　学事］　［S09］
【尋常小学校６学年以上男女児童調　２表　尋常小学校６学年以上女児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S9.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S9.10.2
報告期限　S9.10.8
〔送り状１〕久那瀬尋常小学校長→村長
発信年月日　S9.10.5
〔記入表〕

1－055－092
［統計関係綴　学事］　［S09］
【尋常小学校６学年以上男女児童調　１表　尋常小学校６学年以上男児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S9.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S9.10.2
報告期限　S9.10.8
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　S9.10.3
〔記入表〕

1－055－093
［統計関係綴　学事］　［S09］
【尋常小学校６学年以上男女児童調　２表　尋常小学校６学年以上女児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S9.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S9.10.2
報告期限　S9.10.8
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　S9.10.3
〔記入表〕

1－055－094
［統計関係綴　学事］　［S09］
【小学校卒業児童就業状況調　１　卒業（退学）児童就業状況】
〔対象年〕　S9.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S9.10.2
報告期限　S9.10.8
〔雛形〕
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→村長
発信年月日　S9.10.4
〔記入表〕

1－055－095
［統計関係綴　学事］　［S09］
【小学校卒業児童就業状況調　２　就業者職業別調】
〔対象年〕　S9.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S9.10.2
報告期限　S9.10.8
〔雛形〕
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→村長
発信年月日　S9.10.4
〔記入表〕

1－055－096
［統計関係綴　学事］　［S09］
【小学校卒業児童就業状況調　１　卒業（退学）児童就業状況】
〔対象年〕　S9.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S9.10.2
報告期限　S9.10.8
〔雛形〕
〔送り状１〕松野尋常小学校長→村長
発信年月日　S9.10.6
〔記入表〕

1－055－097
［統計関係綴　学事］　［S09］
【小学校卒業児童就業状況調　２　就業者職業別調】
〔対象年〕　S9.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S9.10.2
報告期限　S9.10.8
〔雛形〕
〔送り状１〕松野尋常小学校長→村長
発信年月日　S9.10.6
〔記入表〕

1－055－098
［統計関係綴　学事］　［S09］
【小学校卒業児童就業状況調　１　卒業（退学）児童就業状況】
〔対象年〕　S9.10.1現在

〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S9.10.2
報告期限　S9.10.8
〔雛形〕
〔送り状１〕久那瀬尋常小学校長→村長
発信年月日　S9.10.5
〔記入表〕

1－055－099
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【小学校卒業児童就業状況調　２　就業者職業別調】
〔対象年〕　S9.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S9.10.2
報告期限　S9.10.8
〔雛形〕
〔送り状１〕久那瀬尋常小学校長→村長
発信年月日　S9.10.5
〔記入表〕

1－055－100
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【小学校卒業児童就業状況調　１　卒業（退学）児童就業状況】
〔対象年〕　S9.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S9.10.2
報告期限　S9.10.8
〔雛形〕
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　S9.10.3
〔記入表〕

1－055－101
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【小学校卒業児童就業状況調　２　就業者職業別調】
〔対象年〕　S9.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S9.10.2
報告期限　S9.10.8
〔雛形〕
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　S9.10.3
〔記入表〕

1－055－102
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【第２号様式　学校衛生月報】
〔対象年〕　S9.9
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.10.11

1－055－103
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【小学校教員俸給支払状況　小学校教員支払状況調】
〔対象年〕　S9.7～S9.9
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.10.11
〔記入表〕

1－055－104
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【小学校教員俸給支払状況　国庫金交付金及其使途調】
〔対象年〕　S9.7～S9.9
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.10.11
〔記入表〕

1－055－105
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【第１表　卒業（退学）児童就業状況】
〔対象年〕　S9.10.1現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.10.11
〔記入表〕

1－055－106
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【第２表　就業者職業別調】
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.10.11
〔記入表〕

1－055－107
［統計関係綴　学事］　〔S09〕
【尋常科６学年以上男女児童調　第１３７様式（１表）　尋常小学校第６学年以上男児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S9.10.1現在
〔送り状１〕村長→県知事

発信年月日　S9.10.11
〔記入表〕

1－055－108
［統計関係綴　学事］　［S09］
【尋常科６学年以上男女児童調　第１３７様式（２表）　尋常小学校第６学年以上女児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S9.10.1現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.10.11
〔記入表〕

1－055－109
［統計関係綴　学事］　［S09］
【第１６５様式　小学校教員恩給納金調】
〔対象年〕　S9年度　前期
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.10.11
〔記入表〕　報告期限　S9.10.10

1－055－110
［統計関係綴　学事］　［S09］
【学校給食臨時施設状況　１　学校給食臨時施設費経理状況】
〔対象年〕　S9.4～S9.9
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.10.25
〔記入表〕

1－055－111
［統計関係綴　学事］　［S09］
【学校給食臨時施設状況　２　学校給食施設状況】
〔対象年〕　S9.4～S9.9
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.10.25
〔記入表〕

1－055－112
［統計関係綴　学事］　［S09］
【学校給食臨時施設状況　１　学校給食臨時施設費経理状況】
〔対象年〕　S9.4～S9.9
〔記入表〕　富山尋常高等小学校→［村役場］

1－055－113
［統計関係綴　学事］　［S09］
【学校給食臨時施設状況　２　学校給食施設状況】
〔対象年〕　S9.4～S9.9
〔記入表〕　富山尋常高等小学校→［村役場］

1－055－114
［統計関係綴　学事］　［S09］
【学校給食臨時施設状況　１　学校給食臨時施設費経理状況】
〔対象年〕　S9.4～S9.9
〔記入表〕　松野尋常小学校→［村役場］

1－055－115
［統計関係綴　学事］　［S09］
【学校給食臨時施設状況　２　学校給食施設状況】
〔対象年〕　S9.4～S9.9
〔記入表〕　松野尋常小学校→［村役場］

1－055－116
［統計関係綴　学事］　［S09］
【学校給食臨時施設状況　１　学校給食臨時施設費経理状況】
〔対象年〕　S9.4～S9.9
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→［村役場］

1－055－117
［統計関係綴　学事］　［S09］
【学校給食臨時施設状況　２　学校給食施設状況】
〔対象年〕　S9.4～S9.9
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→［村役場］

1－055－118
［統計関係綴　学事］　［S09］
【学校給食臨時施設状況　１　学校給食臨時施設費経理状況】
〔対象年〕　S9.4～S9.9
〔記入表〕　北向田尋常小学校→［村役場］

1－055－119
［統計関係綴　学事］　［S09］
【学校給食臨時施設状況　２　学校給食施設状況】
〔対象年〕　S9.4～S9.9
〔記入表〕　北向田尋常小学校→［村役場］

1－055－120
［統計関係綴　学事］　［S09］
【第２号様式　学校衛生月報】
〔対象年〕　S9.10
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.11.9
〔記入表〕

1－055－121
［統計関係綴　学事］　［S09］
【第２号様式　学校衛生月報】
〔対象年〕　S9.11
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S9.12.6
〔記入表〕

1－056－001
［統計関係綴　学事］　［S10］
【小学校教員俸給支払状況　小学校教員支払状況調】
〔対象年〕　S9.10～S9.12
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.1.9
〔記入表〕

1－056－002
［統計関係綴　学事］　［S10］
【小学校教員俸給支払状況　国庫交付金及其使途調】
〔対象年〕　［S9.11～S9.12］
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.1.9
〔記入表〕

1－056－003
［統計関係綴　学事］　［S10］
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S9.12
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.1.18
〔記入表〕
〔備考〕　・用紙右上端に「第二号様式」とあり

1－056－004
［統計関係綴　学事］　［S10］
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S10.1
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.2.12
〔記入表〕
〔備考〕　・用紙右上端に「第二号様式」とあり

1－056－005
［統計関係綴　学事］　［S10］
【就学前児童身体検査統計表】
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→村長
発信年月日　S10.1.25
〔記入表〕

1－056－006
［統計関係綴　学事］　［S10］
【就学前児童身体検査統計表】
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→［村役場］

1－056－007
［統計関係綴　学事］　［S10］
【就学前児童身体検査統計表】
〔記入表〕　北向田尋常小学校→［村役場］

1－056－008
［統計関係綴　学事］　［S10］
【就学前児童身体検査統計表】
〔送り状１〕松野尋常小学校長→村長
発信年月日　S10.1.28
〔記入表〕

1－056－009
［統計関係綴　学事］　［S10］
【小学校教育費決算額其ノ他調】
〔対象年〕　S8年度
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.3.6
〔記入表〕　報告期限　S10.3.3
〔備考〕　・欄外に「市町村義務教育費国庫負担法施行ニ関スル取扱手続」とあり

1－056－010
［統計関係綴　学事］　［S10］
【就学前児童身体検査表】
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.3.6
〔記入表〕

1－056－011
［統計関係綴　学事］　〔S10〕
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S10.2
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.3.6
〔備考〕　・用紙右上端に「第二号様式」とあり

1－056－012
［統計関係綴　学事］　〔S10〕
【学級編制報告】
〔送り状１〕富山尋常高等小学校→村長
発信年月日　S10.4.8
〔記入表〕

1－056－013
［統計関係綴　学事］　〔S10〕
【学級編制報告】
〔送り状１〕松野尋常小学校長→村長
発信年月日　S10.4.15
〔記入表〕

1－056－014
［統計関係綴　学事］　〔S10〕
【学級編制報告】
〔送り状１〕久那瀬尋常小学校長→村長
発信年月日　S10.4.4
〔記入表〕

1－056－015
［統計関係綴　学事］　〔S10〕
【学級編制報告】
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　S10.4.10
〔記入表〕

1－056－016
［統計関係綴　学事］　〔S10〕
【学級編制届】
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.4.16
〔記入表〕

1－056－017
［統計関係綴　学事］　〔S10〕
【学校給食臨時施設状況　学校給食臨時施設費経理状況】
〔対象年〕　S9年度
〔照会状〕　県学務部長→村長
発信年月日　S10.4.5
報告期限　S10.4.20
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.4.16

1－056－018
［統計関係綴　学事］　〔S10〕
【学校給食臨時施設状況　学校給食施設状況】
〔対象年〕　S9年度
〔照会状〕　県学務部長→村長
発信年月日　S10.4.5
報告期限　S10.4.20
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.4.16

1－056－019
［統計関係綴　学事］　〔S10〕
【学校衛生月報】
〔対象年〕　S10.3
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.4.16
〔記入表〕
〔備考〕　・「第二号様式」とあり

1－056－020
［統計関係綴　学事］　〔S10〕
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S9年度
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→県知事
発信年月日　S10.3.31
〔記入表〕

1－056－021
［統計関係綴　学事］　〔S10〕
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S9年度
〔送り状１〕松野尋常小学校長→村長
発信年月日　S10.3.30
〔記入表〕

1－056－022
［統計関係綴　学事］　〔S10〕

【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S9年度
〔送り状１〕久那瀬尋常小学校長→県知事
　　発信年月日　S10.4.5
〔記入表〕

1－056－023
［統計関係綴　学事］　［S10］
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S9年度
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→村長
　　発信年月日　S10.4.11
〔記入表〕

1－056－024
［統計関係綴　学事］　［S10］
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S9年度
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S10.4.16
〔記入表〕

1－056－025
［統計関係綴　学事］　［S10］
【乙号表　国庫交付金及其ノ使途調】
〔対象年〕　S10.1～S10.3
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S10.4.16
〔記入表〕
〔備考〕　・乙号表は甲号表（５６－２６）に添付する旨の注意あり

1－056－026
［統計関係綴　学事］　［S10］
【甲号表　小学校教員俸給支払状況調】
〔対象年〕　S10.1～S10.3
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S10.4.16
〔記入表〕　報告期限　S10.4.5
〔備考〕　・甲号表に乙号表（５６－２５）を添付する旨の注意あり

1－056－027
［統計関係綴　学事］　［S10］
【第１６５様式　小学校教員恩給納金調】
〔対象年〕　S9年度　後期分
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S10.4.16
〔記入表〕　報告期限　S10.4.10

1－056－028
［統計関係綴　学事］　［S10］
【学事年報　児童数対照表】
〔対象年〕　S9年度
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S10.4.17
〔記入表〕

1－056－029
［統計関係綴　学事］　［S10］
【学事年報　甲号表１　学齢児童表】
〔対象年〕　S9年度
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S10.4.17
〔記入表〕

1－056－030
［統計関係綴　学事］　［S10］
【学事年報　乙号表５　授業料ヲ徴収スル市町村立小学校表】
〔対象年〕　S10.3.1現在
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S10.4.17
〔記入表〕

1－056－031
［統計関係綴　学事］　［S10］
【学事年報　乙号表１１　学齢児童中盲者聾唖者表】
〔対象年〕　S10.3.1現在
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S10.4.17
〔記入表〕

1－056－032
［統計関係綴　学事］　［S10］
【学事年報　甲号表１９　青年団長】
〔対象年〕　S10.3.1現在
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S10.4.17
〔記入表〕

1－056－033
［統計関係綴　学事］　［S10］
【学事年報　図書館表】
〔対象年〕　S9年度
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S10.4.17
〔記入表〕

1－056－034
［統計関係綴　学事］　［S10］
【学校給食児童調査表】
〔送り状1〕村長→県学務部長
発信年月日　S10.2.8
〔記入表〕

1－056－035
［統計関係綴　学事］　［S10］
【第167様式　第1表　市町村立小学校教員俸給調】
〔対象年〕　S10.6.1現在
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S10.6.12
〔記入表〕　報告期限　S10.6.15

1－056－036
［統計関係綴　学事］　［S10］
【第167様式　第2表　市町村立小学校長俸給調】
〔対象年〕　S10.6.1現在
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S10.6.12
〔記入表〕

1－056－037
［統計関係綴　学事］　［S10］
【第132様式　就学不就学児童調査表】
〔対象年〕　S10.5末現在
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S10.6.12
〔記入表〕　報告期限　翌年6.10
〔備考〕　・報告期限は当年6月10日の誤植か

1－056－038
［統計関係綴　学事］　［S10］
【第1号様式　市町村貧困児童数調】
〔対象年〕　S10.5末現在
〔照会状〕　県学務部長→村長
発信年月日　S10.6.19
報告期限　S10.6.10
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S10.6.18
〔記入表〕
〔備考〕　・学齢児童就学奨励規程昭和8年2月改正の旨の記述あり

1－056－039
［統計関係綴　学事］　［S10］
【第2号様式　児童就学奨励費予算書】
〔対象年〕　S10年度
〔照会状〕　県学務部長→村長
発信年月日　S10.6.19
報告期限　S10.6.10
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S10.6.18
〔記入表〕

1－056－040
［統計関係綴　学事］　［S10］
【1表　貧困児童数調】
〔対象年〕　S10年度　S10.5末現在
〔記入表〕　富山尋常高等小学校→［村役場］

1－056－041
［統計関係綴　学事］　［S10］
【2表　就学奨励金交付状況調】
〔対象年〕　S9年度
〔記入表〕　富山尋常高等小学校→［村役場］

1－056－042
［統計関係綴　学事］　［S10］
【1表　貧困児童数調】
〔対象年〕　S10年度　S10.5末現在
〔記入表〕　松野尋常小学校→［村役場］

1－056－043
［統計関係綴　学事］　［S10］
【2表　就学奨励金交付状況調】
〔対象年〕　［S9年度］
〔記入表〕　松野尋常小学校→［村役場］

1－056－044
［統計関係綴　学事］　［S10］
【1表　貧困児童数調】

〔対象年〕　S10年度　S10.5末現在
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→［村役場］

1－056－045
［統計関係綴　学事］　［S10］
【2表　就学奨励金交付状況調】
〔対象年〕　S9年度
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→［村役場］

1－056－046
［統計関係綴　学事］　［S10］
【1表　貧困児童数調】
〔対象年〕　S10年度　S10.5末現在
〔記入表〕　北向田尋常小学校→［村役場］

1－056－047
［統計関係綴　学事］　［S10］
【2表　就学奨励金交付状況調】
〔対象年〕　S9年度
〔記入表〕　北向田尋常小学校→［村役場］

1－056－048
［統計関係綴　学事］　［S10］
【第3号様式　市町村児童就学奨励資金管理状況調】
〔対象年〕　S9年度
〔送り状1〕村長→県知事
　　発信年月日　S10.6.18
〔記入表〕

1－056－049
［統計関係綴　学事］　［S10］
【第4号様式　市町村児童就学奨励費経理状況調】
〔対象年〕　S9年度
〔送り状1〕村長→県知事
　　発信年月日　S10.6.18
〔記入表〕

1－056－050
［統計関係綴　学事］　［S10］
【第6号様式　児童就学奨励費支出状況調】
〔対象年〕　S9年度
〔送り状1〕村長→県知事
　　発信年月日　S10.6.18
〔記入表〕

1－056－051
［統計関係綴　学事］　［S10］
【第128様式　市町村立小学校教員住宅調】
〔対象年〕　S10.7.1現在
〔照会状〕　県学務部長→村長
　　発信年月日　S10.7.24
　　報告期限　S10.7.20
〔送り状1〕村長→県知事
　　発信年月日　S10.7.29
〔記入表〕

1－056－052
［統計関係綴　学事］　［S10］
【甲号表　小学校教員俸給支払状況調】
〔対象年〕　S10.4～S10.6
〔送り状1〕村長→県知事
　　発信年月日　S10.7.31
〔記入表〕　報告期限　S10.7.5

1－056－053
［統計関係綴　学事］　［S10］
【乙号表　国庫交付金及其ノ使途調】
〔対象年〕　S10.4～S10.6
〔送り状1〕村長→県知事
　　発信年月日　S10.7.31
〔記入表〕

1－056－054
［統計関係綴　学事］　［S10］
【第134様式第1号表　実業補習学校本年度経費予算調】
〔対象年〕　S10.5.1現在
〔送り状1〕村長→県知事
　　発信年月日　S10.8.16
〔記入表〕
〔備考〕　・第134様式　実業補習学校調査報告規程とあり

1－056－055
［統計関係綴　学事］　［S10］
【第134様式第2号表　実業補習学校前年度教員俸給支出額調】
〔対象年〕　S10.5.1現在
〔送り状1〕村長→県知事
　　発信年月日　S10.8.16
〔記入表〕
〔備考〕　・第134様式　実業補習学校調査報告規程とあり

1－056－056
［統計関係綴　学事］　［S10］
【第１３４様式第３号表　実業補習学校前年度教員俸給補助金収支調】
〔対象年〕　S10.5.1現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.8.16
〔記入表〕
〔備考〕　・第１３４様式　実業補習学校調査報告規程とあり

1－056－057
［統計関係綴　学事］　［S10］
【第１３４様式第４号表　実業補習教育ニ関スル本年度経費予算調】
〔対象年〕　S10.5.1現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.8.16
〔記入表〕
〔備考〕　・第１３４様式　実業補習学校調査報告規程とあり

1－056－058
［統計関係綴　学事］　［S10］
【第１３４様式第５号表　実業補習学校数調】
〔対象年〕　S10.5.1現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.8.16
〔記入表〕
〔備考〕　・第１３４様式　実業補習学校調査報告規程とあり

1－056－059
［統計関係綴　学事］　［S10］
【第１３４様式第６号表　実業補習学校教員数調】
〔対象年〕　S10.5.1現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.8.16
〔記入表〕
〔備考〕　・第１３４様式　実業補習学校調査報告規程とあり

1－056－060
［統計関係綴　学事］　［S10］
【第１３４様式第７号表　実業補習学校生徒数調】
〔対象年〕　S10.5.1現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.8.16
〔記入表〕
〔備考〕　・第１３４様式　実業補習学校調査報告規程とあり

1－056－061
［統計関係綴　学事］　［S10］
【生徒児童身体検査統計集計表（男）】
〔対象年〕　S10.4
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.8.9
〔記入表〕

1－056－062
［統計関係綴　学事］　［S10］
【生徒児童身体検査統計集計表（女）】
〔対象年〕　S10.4
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.8.9
〔記入表〕

1－056－063
［統計関係綴　学事］　［S10］
【学事年報　丙号表１　公学費収支表】
〔対象年〕　S9年度
〔照会状〕　県総務部長→村長
発信年月日　S10.9.7
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.10.2
〔記入表〕

1－056－064
［統計関係綴　学事］　［S10］
【学事年報　丙号表２　公学資産表】
〔対象年〕　S10.3.31現在
〔照会状〕　県総務部長→村長
発信年月日　S10.9.7
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.10.2
〔記入表〕

1－056－065
［統計関係綴　学事］　［S10］
【学事年報　丙号表５　師範学校長勤続加俸及公立学校職員年功加俸表】
〔照会状〕　県総務部長→村長
発信年月日　S10.9.7
〔送り状１〕村長→県知事

発信年月日　S10.10.2
〔未記入表〕

1－056－066
［統計関係綴　学事］　〔S10〕
【学事年報　丙号表６　児童就学奨励費支出状況調表】
〔照会状〕　県総務部長→村長
発信年月日　S10.9.7
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.10.2
〔記入表〕

1－056－067
［統計関係綴　学事］　〔S10〕
【学校給食臨時施設状況報告　１　学校給食臨時施設費ノ経理状況】
〔対象年〕　S10.4～S10.9
〔照会状〕　県総務部長→村長
発信年月日　S10.9.17
報告期限　S10.10.10
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.10.12
〔記入表〕

1－056－068
［統計関係綴　学事］　〔S10〕
【学校給食臨時施設状況報告　２　学校給食施設状況】
〔対象年〕　S10.4～S10.9
〔照会状〕　県総務部長→村長
発信年月日　S10.9.17
報告期限　S10.10.10
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.10.12
〔記入表〕

1－056－069
［統計関係綴　学事］　〔S10〕
【１　学校給食臨時施設費経理状況】
〔対象年〕　S10.4～S10.9
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S10.9.25
報告期限　S10.10.5
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　S10.10.1
〔記入表〕

1－056－070
［統計関係綴　学事］　〔S10〕
【２　学校給食施設状況】
〔対象年〕　S10.4～S10.9
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S10.9.25
報告期限　S10.10.5
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　S10.10.1
〔記入表〕

1－056－071
［統計関係綴　学事］　〔S10〕
【１　学校給食臨時施設費経理状況】
〔対象年〕　S10.4～S10.9
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S10.9.25
報告期限　S10.10.5
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→村役場

1－056－072
［統計関係綴　学事］　〔S10〕
【２　学校給食施設状況】
〔対象年〕　S10.4～S10.9
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S10.9.25
報告期限　S10.10.5
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→村役場

1－056－073
［統計関係綴　学事］　〔S10〕
【１　学校給食臨時施設費経理状況】
〔対象年〕　S10.4～S10.9
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S10.9.25
報告期限　S10.10.5
〔送り状１〕松野尋常小学校長→村長
発信年月日　S10.10.2
〔記入表〕

1－056－074
［統計関係綴　学事］　〔S10〕
【２　学校給食施設状況】
〔対象年〕　S10.4～S10.9
〔照会状〕　村長→小学校長

発信年月日　S10.9.25
報告期限　S10.10.5
〔送り状１〕松野尋常小学校長→村長
発信年月日　S10.10.2
〔記入表〕

1－056－075
［統計関係綴　学事］　［S10］
【１　学校給食臨時施設費経理状況】
〔対象年〕　S10.4～S10.9
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S10.9.25
報告期限　S10.10.5
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→村長
発信年月日　S10.10.1
〔記入表〕

1－056－076
［統計関係綴　学事］　［S10］
【２　学校給食施設状況】
〔対象年〕　S10.4～S10.9
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S10.9.25
報告期限　S10.10.5
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→村長
発信年月日　S10.10.1
〔記入表〕

1－056－077
［統計関係綴　学事］　［S10］
【尋常科６学年以上男女児童調　１表　尋常小学校６学年以上男児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S10.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S10.9.25
報告期限　S10.10.5
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　S10.10.1
〔記入表〕

1－056－078
［統計関係綴　学事］　［S10］
【尋常科６学年以上男女児童調　２表　尋常小学校６学年以上女児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S10.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S10.9.25
報告期限　S10.10.5
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　S10.10.1
〔記入表〕

1－056－079
［統計関係綴　学事］　［S10］
【尋常科６学年以上男女児童調　１表　尋常小学校６学年以上男児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S10.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S10.9.25
報告期限　S10.10.5
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→［村役場］

1－056－080
［統計関係綴　学事］　［S10］
【尋常科６学年以上男女児童調　２表　尋常小学校６学年以上女児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S10.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S10.9.25
報告期限　S10.10.5
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→［村役場］

1－056－081
［統計関係綴　学事］　［S10］
【尋常科６学年以上男女児童調　１表　尋常小学校６学年以上男児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S10.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S10.9.25
報告期限　S10.10.5
〔送り状１〕松野尋常小学校長→村長
発信年月日　S10.10.2
〔記入表〕

1－056－082
［統計関係綴　学事］　［S10］
【尋常科６学年以上男女児童調　２表　尋常小学校６学年以上女児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S10.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S10.9.25
報告期限　S10.10.5
〔送り状１〕松野尋常小学校長→村長
発信年月日　S10.10.2
〔記入表〕

1－056－083
［統計関係綴　学事］　〔S10〕
【尋常科６学年以上男女児童調　１表　尋常小学校６学年以上男児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S10.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S10.9.25
報告期限　S10.10.5
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→村長
発信年月日　S10.10.2
〔記入表〕

1－056－084
［統計関係綴　学事］　〔S10〕
【尋常科６学年以上男女児童調　２表　尋常小学校６学年以上女児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S10.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S10.9.25
報告期限　S10.10.5
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→村長
発信年月日　S10.10.2
〔記入表〕

1－056－085
［統計関係綴　学事］　〔S10〕
【第１３７様式　尋常科６学年以上男女児童調　１表　尋常小学校６学年以上男児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S10.10.1現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.10.10
〔記入表〕　報告期限　S10.10.20

1－056－086
［統計関係綴　学事］　〔S10〕
【第１３７様式　尋常科６学年以上男女児童調　２表　尋常小学校６学年以上女児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S10.10.1現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.10.10
〔記入表〕　報告期限　S10.10.20

1－056－087
［統計関係綴　学事］　〔S10〕
【１　就業状況】
〔対象年〕　S10.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S10.9.25
報告期限　S10.10.5
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　S10.10.1
〔記入表〕

1－056－088
［統計関係綴　学事］　〔S10〕
【２　就業者職業別調】
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S10.9.25
報告期限　S10.10.5
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　S10.10.1
〔記入表〕

1－056－089
［統計関係綴　学事］　〔S10〕
【１　就業状況】
〔対象年〕　S10.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S10.9.25
報告期限　S10.10.5
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→［村役場］

1－056－090
［統計関係綴　学事］　〔S10〕
【２　就業者職業別調】
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S10.9.25
報告期限　S10.10.5
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→［村役場］

1－056－091
［統計関係綴　学事］　〔S10〕
【１　就業状況】
〔対象年〕　S10.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S10.9.25
報告期限　S10.10.5
〔送り状１〕松野尋常小学校長→村長
発信年月日　S10.10.2
〔記入表〕

1－056－092
［統計関係綴　学事］　〔S10〕
【２　就業者職業別調】
〔照会状〕　村長→小学校長

発信年月日　S10.9.25
報告期限　S10.10.5
〔送り状１〕松野尋常小学校長→村長
発信年月日　S10.10.2
〔記入表〕

1－056－093
［統計関係綴　学事］　［S10］
【１　就業状況】
〔対象年〕　S10.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S10.9.25
報告期限　S10.10.5
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→村長
発信年月日　S10.10.1
〔記入表〕

1－056－094
［統計関係綴　学事］　［S10］
【２　就業者職業別調】
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S10.9.25
報告期限　S10.10.5
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→村長
発信年月日　S10.10.1
〔記入表〕

1－056－095
［統計関係綴　学事］　［S10］
【第１表　就業状況】
〔対象年〕　S10.10.1現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.10.10
〔記入表〕

1－056－096
［統計関係綴　学事］　［S10］
【第２表　就業者職業別調】
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.10.10
〔記入表〕

1－056－097
［統計関係綴　学事］　［S10］
【甲号表　小学校教員俸給支払状況調】
〔対象年〕　S10.7～S10.9
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.10.10
〔記入表〕　報告期限　S10.10.5

1－056－098
［統計関係綴　学事］　［S10］
【乙号表　国庫交付金及其ノ使途調】
〔対象年〕　S10.7～S10.9
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.10.10
〔記入表〕
〔備考〕　・甲号表に添付する様にとの注意書あり

1－056－099
［統計関係綴　学事］　［S10］
【第１６５様式　小学校教員恩給納金調】
〔対象年〕　S10年度　前期
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.10.10
〔記入表〕　報告期限　S10.10.10

1－057－001
［統計関係綴　学事］　［S11］
【小学校教員俸給支払状況　小学校教員支払状況調】
〔対象年〕　S10.10～S10.12
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S11.1.7
〔記入表〕

1－057－002
［統計関係綴　学事］　［S11］
【小学校教員俸給支払状況　国庫交付金及其使途調】
〔対象年〕　S10.10～S10.12
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S11.1.7
〔記入表〕

1－057－003
［統計関係綴　学事］　［S11］
【第１６５様式　市町村立小学校及青年学校教員恩給納金調】
〔対象年〕　S10年度　後期
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S11.4.15
報告期限　S11.4.10

〔記入表〕
〔備考〕　・報告期限　前期分は１０月１０日

1－057－004
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S10.4.1～S11.3.31
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→村長
発信年月日　S11.3.31
〔記入表〕

1－057－005
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S10年度
〔送り状１〕松野尋常小学校長→村長
発信年月日　S11.3.25
〔記入表〕

1－057－006
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S10.4.4～S11.3.23
〔送り状１〕久那瀬尋常小学校長→村長
発信年月日　S11.3.31
〔記入表〕

1－057－007
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S10.4.1～S11.3.31
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　S11.4.11
〔記入表〕

1－057－008
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S10年度
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S11.4.15
〔記入表〕

1－057－009
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【甲号表　小学校教員俸給支払状況調】
〔対象年〕　S11.1～S11.3
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S11.4.15
〔記入表〕

1－057－010
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【乙号表　国庫交付金及其ノ使途調】
〔対象年〕　S11.1～S11.3
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S11.4.15
〔記入表〕

1－057－011
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【学事年報　児童数対照表】
〔対象年〕　S10年度
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S11.4.15
〔記入表〕

1－057－012
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【学事年報　甲号表１　学齢児童表】
〔対象年〕　S10年度
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S11.4.15
〔記入表〕

1－057－013
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【学事年報　乙号表５　授業料ヲ徴収スル市町村立小学校表】
〔対象年〕　S11.3.1現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S11.4.15
〔記入表〕

1－057－014
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【学事年報　乙号表１１　学齢児童中盲者聾唖者表】
〔対象年〕　S11.3.1現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S11.4.15
〔記入表〕

1－057－015
［統計関係綴　学事］　［S11］
【学事年報　甲号表１９　常置体育運動施設調表】
〔対象年〕　S10年度
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S11.4.15
〔記入表〕

1－057－016
［統計関係綴　学事］　［S11］
【学事年報　甲号表２０　常置教育的観覧施設調表】
〔対象年〕　S10年度
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S11.4.15
〔記入表〕

1－057－017
［統計関係綴　学事］　［S11］
【学事年報　甲号表１８　青年団表】
〔対象年〕　S11.3.1
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S11.4.15
〔記入表〕

1－057－018
［統計関係綴　学事］　［S11］
【学事年報　甲号表１７　図書館表】
〔対象年〕　S10年度
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S11.4.15
〔記入表〕

1－057－019
［統計関係綴　学事］　［S11］
【学級編制報告】
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→村長
発信年月日　S11.4.8
〔記入表〕

1－057－020
［統計関係綴　学事］　［S11］
【学級編制】
〔送り状１〕松野尋常小学校長→村長
発信年月日　S11.4.15
〔記入表〕

1－057－021
［統計関係綴　学事］　［S11］
【学級編制報告】
〔送り状１〕久那瀬尋常小学校長→村長
発信年月日　S11.4.6
〔記入表〕

1－057－022
［統計関係綴　学事］　［S11］
【学級編制報告】
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　S11.4.10
〔記入表〕

1－057－023
［統計関係綴　学事］　［S11］
【学級編制届】
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S11.4.22
〔記入表〕

1－057－024
［統計関係綴　学事］　［S11］
【学校給食臨時施設状況報告　学校給食臨時施設費経理状況】
〔対象年〕　S10.4～S11.3
〔照会状〕　県学務部長→村長
発信年月日　S11.4.10
報告期限　S11.4.20
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S11.4.22
〔記入表〕

1－057－025
［統計関係綴　学事］　［S11］
【学校給食臨時施設状況報告　学校給食施設状況】
〔対象年〕　S10.4～S11.3
〔照会状〕　県学務部長→村長
発信年月日　S11.4.10
報告期限　S11.4.20
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S11.4.12
〔記入表〕

1－057－026
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【学齢児童調査　1　年齢別学齢児童数】
〔対象年〕　S10年度　S11.3.1現在
〔送り状1〕村長→県学務部長
発信年月日　S11.5.2
〔記入表〕

1－057－027
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【学齢児童調査　2　年齢別学齢児童中盲児童数】
〔対象年〕　S10年度　S11.3.1現在
〔送り状1〕村長→県学務部長
発信年月日　S11.5.2
〔記入表〕

1－057－028
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【学齢児童調査　3　年齢別学齢児童中聾唖児童数】
〔対象年〕　S10年度　S11.3.1現在
〔送り状1〕村長→県学務部長
発信年月日　S11.5.2
〔記入表〕

1－057－029
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【学齢児童調査　4　学齢児童及同中盲聾唖児童ノ就学者数】
〔対象年〕　S11.3.1現在
〔送り状1〕村長→県学務部長
発信年月日　S11.5.2
〔記入表〕

1－057－030
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【学齢児童調査　5　学齢児童中就学免除者数】
〔対象年〕　各年度3.1現在
〔送り状1〕村長→県学務部長
発信年月日　S11.5.2
〔記入表〕

1－057－031
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【学齢児童調査　6　学齢児童中就学猶予者数】
〔対象年〕　各年度3.1現在
〔送り状1〕村長→県学務部長
発信年月日　S11.5.2
〔記入表〕

1－057－032
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【学齢児童調査　7　始メテ就学ノ始期ニ達スル盲聾唖児童数】
〔対象年〕　S11.4.1現在
〔送り状1〕村長→県学務部長
発信年月日　S11.5.2
〔記入表〕

1－057－033
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【1表　貧困児童数調】
〔対象年〕　S11年度　S11.5末現在
〔記入表〕　富山小学校→［村役場］
〔備考〕　・県へ提出したものの控ではない（割印がない）　後出57－41と同様のデータであるが、併記されている第2表に記入不備があるために提出されなかったものと推定

1－057－034
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【2表　就学奨励金交付状況調】
〔対象年〕　S10年度
〔記入表〕　富山尋常小学校→［村役場］
〔備考〕　・県へ提出したものの控ではない（割印がない）　これには記入不備があり後出57－42に正しいデータが記入され提出されたと推定

1－057－035
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【1表　貧困児童数調】
〔対象年〕　S11年度　S11.5末現在
〔記入表〕　松野尋常小学校→［村役場］

1－057－036
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【2表　就学奨励金交付状況調】
〔対象年〕　S10年度
〔記入表〕　松野尋常小学校→［村役場］

1－057－037
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【１表　貧困児童数調】
〔対象年〕　S11年度　S11.5末現在
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→［村役場］

1－057－038
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【２表　就学奨励金交付状況調】
〔対象年〕　S10年度
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→［村役場］

1－057－039
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【貧困児童数調】
〔対象年〕　S11年度　S11.5末現在
〔記入表〕　北向田尋常小学校→［村役場］

1－057－040
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【就学奨励金交付状況調】
〔対象年〕　S10年度
〔記入表〕　北向田尋常小学校→［村役場］

1－057－041
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【１表　貧困児童数調】
〔対象年〕　S11年度　S11.5末現在
〔記入表〕　富山尋常小学校→［村役場］

1－057－042
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【就学奨励金交付状況調】
〔対象年〕　S10年度
〔記入表〕　富山尋常小学校→［村役場］

1－057－043
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【第１号様式　市町村貧困児童数調】
〔対象年〕　S11.5末現在
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S11.6.11
〔記入表〕

1－057－044
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【第２号様式　児童就学奨励費予算書】
〔対象年〕　S11年度
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S11.6.11
〔記入表〕

1－057－045
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【第６号様式　児童就学奨励費支出状況調】
〔対象年〕　S10年度
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S11.6.11
〔記入表〕

1－057－046
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【第４号様式　市町村児童就学奨励費経理状況調】
〔対象年〕　S10年度
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S11.6.11
〔記入表〕

1－057－047
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【第３号様式　市町村児童就学奨励資金管理状況調】
〔対象年〕　S10年度
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S11.6.11
〔記入表〕

1－057－048
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【第１３２様式　就学不就学児童調査表】
〔対象年〕　S11.5末現在
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S11.6.11
〔記入表〕　報告期限　S11.6.10

1－057－049
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【第１６７様式　第２表　市町村立小学校長俸給調】
〔対象年〕　S11.6.1現在
〔送り状１〕村長→県知事

発信年月日　S11.6.11
〔記入表〕　報告期限　S11.6.15

1－057－050
［統計関係綴　学事］　［S11］
【第１６７様式　第１表　市町村立小学校教員俸給調】
〔対象年〕　S11.6.1現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S11.6.11
〔記入表〕　報告期限　S11.6.15

1－057－051
［統計関係綴　学事］　［S11］
【生徒児童身体検査統計集計表（男）】
〔対象年〕　S11.4検査
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S11.6.24
〔記入表〕

1－057－052
［統計関係綴　学事］　［S11］
【生徒児童身体検査統計集計表（女）】
〔対象年〕　S11.4検査
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S11.6.24
〔記入表〕

1－057－053
［統計関係綴　学事］　［S11］
【第１表　学校長及教員数調】
〔対象年〕　S11.4末現在
〔送り状１〕村立青年学校長→県知事
発信年月日　S11.6.21
〔記入表〕

1－057－054
［統計関係綴　学事］　［S11］
【第２表　専任教員数調】
〔未記入表〕［村長］→［県知事］

1－057－055
［統計関係綴　学事］　［S11］
【第３表　専任教員設置情況調】
〔未記入表〕［村長］→［県知事］

1－057－056
［統計関係綴　学事］　［S11］
【第４表　専任教員設置学校数調】
〔未記入表〕［村長］→［県知事］

1－057－057
［統計関係綴　学事］　［S11］
【第５表　生徒数調】
〔対象年〕　S11.4末現在
〔送り状１〕村立青年学校長→県知事
発信年月日　S11.6.21
〔記入表〕

1－057－058
［統計関係綴　学事］　［S11］
【第６表　前年度修了者及卒業者数調】
〔送り状１〕村立青年学校長→県知事
発信年月日　S11.6.21
〔記入表〕

1－057－059
［統計関係綴　学事］　［S11］
【第７表　前年度中途退学者数調】
〔送り状１〕村立青年学校長→県知事
発信年月日　S11.6.21
〔記入表〕

1－057－060
［統計関係綴　学事］　［S11］
【第８表　経理予算額調】
〔対象年〕　S11.4末現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S11

1－057－061
［統計関係綴　学事］　［S11］
【第９表　前年度経費支出額調】
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S11
〔記入表〕

1－057－062
［統計関係綴　学事］　［S11］
【第１０表　課程種別調】
〔対象年〕　S11.4末日
〔送り状１〕村立青年学校長→県知事

発信年月日　S11.6.23
〔記入表〕

1－057－063
［統計関係綴　学事］　［S11］
【第１１表　教授及訓練期間調】
〔対象年〕　S11.4末現在
〔送り状１〕村立青年学校長→県知事
発信年月日　S11.6.21
〔記入表〕

1－057－064
［統計関係綴　学事］　［S11］
【第１２表　設備情況調】
〔対象年〕　S11.4末現在
〔送り状１〕村立青年学校長→県知事
発信年月日　S11.6.21
〔記入表〕

1－057－065
［統計関係綴　学事］　［S11］
【第１３表　前年度青年学校課程修得者数調】
〔送り状１〕村立青年学校長→県知事
発信年月日　S11.6.21
〔記入表〕

1－057－066
［統計関係綴　学事］　［S11］
【青年学校名簿】
〔対象年〕　S11.4末現在
〔送り状１〕村立青年学校→県知事
発信年月日　S11
〔記入表〕

1－057－067
［統計関係綴　学事］　［S11］
【甲号表　小学校教員俸給支払状況調】
〔対象年〕　S11.4～6
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S11.7.7
〔記入表〕　報告期限　S11.7.5

1－057－068
［統計関係綴　学事］　［S11］
【乙号表　国庫交付金及其ノ使途調】
〔対象年〕　S11.4～6
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S11.7.7
〔記入表〕

1－057－069
［統計関係綴　学事］　［S11］
【第１２８様式　市町村立小学校教員住宅調】
〔対象年〕　S11.7.1現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S11.7.22
〔記入表〕　報告期限　S11.7.20

1－057－070
［統計関係綴　学事］　［S11］
【甲号表　小学校教員俸給支払状況調】
〔対象年〕　S11.7～9
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S11.10.3
〔記入表〕　報告期限　S11.10.5

1－057－071
［統計関係綴　学事］　［S11］
【国庫交付金及其使途調】
〔対象年〕　S11.7～9
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S11.10.3
〔記入表〕

1－057－072
［統計関係綴　学事］　［S11］
【第１６５様式　市町村立小学校及青年学校教員恩給納金調】
〔対象年〕　S11年度　前期
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S11.10.5
〔記入表〕　報告期限　S11.10.10

1－057－073
［統計関係綴　学事］　［S11］
【学校給食臨時施設状況報告　１　学校給食臨時施設費経理状況】
〔対象年〕　S11年度　S11.4～9
〔照会状〕　県学務部長→村長
発信年月日　S11.9.25
報告期限　S11.10.15
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→県知事

発信年月日　S11.10.20
〔記入表〕
〔備考〕　・記入表、送り状は数頁後にあり

1－057－074
［統計関係綴　学事］　［S11］
【学校給食臨時施設状況報告　2　学校給食施設状況】
〔対象年〕　S11年度　S11.4～9
〔照会状〕　県学務部長→村長
発信年月日　S11.9.25
報告期限　S11.10.15
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S11.10.20
〔記入表〕
〔備考〕　・記入表、送り状は数頁後にあり

1－057－075
［統計関係綴　学事］　［S11］
【尋常小学校６学年以上男女児童調　１表　尋常小学校６学年以上男児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S11.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S11.10.3
報告期限　S11.10.10
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　S11.10.8
〔記入表〕

1－057－076
［統計関係綴　学事］　［S11］
【尋常小学校６学年以上男女児童調　２表　尋常小学校６学年以上女児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S11.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S11.10.3
報告期限　S11.10.10
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　S11.10.8
〔記入表〕

1－057－077
［統計関係綴　学事］　［S11］
【尋常小学校６学年以上男女児童調　１表　尋常小学校６学年以上男児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S11.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S11.10.3
報告期限　S11.10.10
〔送り状１〕久那瀬尋常小学校長→村長
発信年月日　S11.10.6
〔記入表〕
〔備考〕　・記入表に学校名はないが、送り状より推定

1－057－078
［統計関係綴　学事］　［S11］
【尋常小学校６学年以上男女児童調　２表　尋常小学校６学年以上女児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S11.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S11.10.3
報告期限　S11.10.10
〔送り状１〕久那瀬尋常小学校長→村長
発信年月日　S11.10.6
〔記入表〕

1－057－079
［統計関係綴　学事］　［S11］
【尋常小学校６学年以上男女児童調　１表　尋常小学校６学年以上男児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S11.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S11.10.3
報告期限　S11.10.10
〔記入表〕　松野尋常小学校→［村役場］

1－057－080
［統計関係綴　学事］　［S11］
【尋常小学校６学年以上男女児童調　２表　尋常小学校６学年以上女児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S11.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S11.10.3
報告期限　S11.10.10
〔記入表〕　松野尋常小学校→［村役場］

1－057－081
［統計関係綴　学事］　［S11］
【尋常小学校６学年以上男女児童調　１表　尋常小学校６学年以上男児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S11.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S11.10.3
報告期限　S11.10.10

〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→村長
発信年月日　S11.10.5
〔記入表〕

1－057－082
［統計関係綴　学事］　［S11］
【尋常小学校６学年以上男女児童調　２表　尋常小学校６学年以上女児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S11.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S11.10.3
報告期限　S11.10.10
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→村長
発信年月日　S11.10.5
〔記入表〕

1－057－083
［統計関係綴　学事］　［S11］
【小学校卒業児童就業状況調　１　卒業（退学）児童就業状況】
〔対象年〕　S11.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S11.10.3
報告期限　S11.10.10
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　S11.10.8
〔記入表〕

1－057－084
［統計関係綴　学事］　［S11］
【小学校卒業児童就業状況調　２　就業者職業別調】
〔対象年〕　S11.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S11.10.3
報告期限　S11.10.10
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　S11.10.8
〔記入表〕

1－057－085
［統計関係綴　学事］　［S11］
【小学校卒業児童就業状況調　１　卒業（退学）児童就業状況】
〔対象年〕　S11.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S11.10.3
報告期限　S11.10.10
〔送り状１〕［久那瀬尋常小学校長］→村長
発信年月日　S11.10.6
〔記入表〕
〔備考〕　・記入表に学校名はないが、送り状より推定

1－057－086
［統計関係綴　学事］　［S11］
【小学校卒業児童就業状況調　２　就業者職業別調】
〔対象年〕　S11.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S11.10.3
報告期限　S11.10.10
〔送り状１〕久那瀬尋常小学校長→村長
発信年月日　S11.10.6
〔記入表〕

1－057－087
［統計関係綴　学事］　［S11］
【小学校卒業児童就業状況調　１　卒業（退学）児童就業状況】
〔対象年〕　S11.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S11.10.3
報告期限　S11.10.10
〔記入表〕　松野尋常小学校→［村役場］

1－057－088
［統計関係綴　学事］　［S11］
【小学校卒業児童就業状況調　２　就業者職業別調】
〔対象年〕　S11.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S11.10.3
報告期限　S11.10.10
〔記入表〕　松野尋常小学校→［村役場］

1－057－089
［統計関係綴　学事］　［S11］
【小学校卒業児童就業状況調　１　卒業（退学）児童就業状況】
〔対象年〕　S11.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S11.10.3
報告期限　S11.10.10
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→村長
発信年月日　S11.10.5

〔記入表〕

1－057－090
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【小学校卒業児童就業状況調　2　就業者職業別調】
〔対象年〕　S11.10.1現在
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S11.10.3
報告期限　S11.10.10
〔送り状1〕富山尋常高等小学校長→村長
発信年月日　S11.10.5
〔記入表〕

1－057－091
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【学校給食臨時施設費ノ経理状況調　1　学校給食臨時施設費経理状況】
〔対象年〕　S11年度　S11.4～9
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S11.10.3
報告期限　S11.10.10
〔送り状1〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　S11.10.8
〔記入表〕

1－057－092
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【学校給食臨時施設費ノ経理状況調　2　学校給食施設状況】
〔対象年〕　S11年度　S11.4～9
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S11.10.3
報告期限　S11.10.10
〔送り状1〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　S11.10.8
〔記入表〕

1－057－093
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【学校給食臨時施設費ノ経理状況調　1　学校給食臨時施設費経理状況】
〔対象年〕　S11年度　S11.4～9
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S11.10.3
報告期限　S11.10.10
〔送り状1〕［久那瀬尋常小学校長］→村長
発信年月日　S11.10.6
〔記入表〕
〔備考〕　・記入表に学校名はないが、送り状より推定

1－057－094
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【学校給食臨時施設費ノ経理状況調　2　学校給食施設状況】
〔対象年〕　S11年度　S11.4～9
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S11.10.3
報告期限　S11.10.10
〔送り状1〕久那瀬尋常小学校長→村長
発信年月日　S11.10.6
〔記入表〕

1－057－095
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【学校給食臨時施設費ノ経理状況調　1　学校給食臨時施設費経理状況】
〔対象年〕　S11年度　S11.4～9
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S11.10.3
報告期限　S11.10.10
〔記入表〕　松野尋常小学校→［村役場］

1－057－096
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【学校給食臨時施設費ノ経理状況調　2　学校給食施設状況】
〔対象年〕　S11年度　S11.4～9
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S11.10.3
報告期限　S11.10.10
〔記入表〕　松野尋常小学校→［村役場］

1－057－097
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【学校給食臨時施設費ノ経理状況調　1　学校給食臨時施設費経理状況】
〔対象年〕　S11年度　S11.4～9
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S11.10.3
報告期限　S11.10.10
〔送り状1〕富山尋常高等小学校長→村長
発信年月日　S11.10.5
〔記入表〕

1－057－098
［統計関係綴　学事］　［S11］
【学校給食臨時施設費ノ経理状況調　2　学校給食施設状況】
〔対象年〕　S11年度　S11.4～9
〔照会状〕　村長→小学校長
発信年月日　S11.10.3
報告期限　S11.10.10
〔送り状1〕富山尋常高等小学校長→村長
発信年月日　S11.10.5
〔記入表〕

1－057－099
［統計関係綴　学事］　［S11］
【学事年報　丙号表1　公学費収支表】
〔対象年〕　S10年度
〔照会状〕　県総務部長→村長
発信年月日　S11.9.8
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S11.10.23
〔記入表〕

1－057－100
［統計関係綴　学事］　［S11］
【学事年報　丙号表3　公学資産表】
〔対象年〕　S11.3.31現在
〔照会状〕　県総務部長→村長
発信年月日　S11.9.8
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S11.10.23
〔記入表〕

1－057－101
［統計関係綴　学事］　［S11］
【学事年報　丙号表6　師範学校長勤続加俸及公立学校職員年功加俸表】
〔照会状〕　県総務部長→村長
発信年月日　S11.9.8
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S11.10.23
〔記入表〕

1－057－102
［統計関係綴　学事］　［S11］
【学事年報　丙号表7　児童就学奨励費支出状況調表】
〔対象年〕　S10年度
〔照会状〕　県総務部長→村長
発信年月日　S11.9.8
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S11.10.23
〔記入表〕

1－057－103
［統計関係綴　学事］　［S11］
【第137様式　尋常科6学年以上男女児童調（1表）　尋常小学校第6学年以上男児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S11.10.1現在
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S11.10.20
〔記入表〕

1－057－104
［統計関係綴　学事］　［S11］
【第137様式　尋常科6学年以上男女児童調（2表）　尋常小学校第6学年以上女児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S11.10.1現在
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S11.10.20
〔記入表〕

1－057－105
［統計関係綴　学事］　［S11］
【（第1表）　卒業（退学）児童就業状況】
〔対象年〕　S11.10.1現在
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S11.10.20
〔記入表〕

1－057－106
［統計関係綴　学事］　［S11］
【（第2表）　就業者職業別調】
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S11.10.20
〔記入表〕

1－057－107
［統計関係綴　学事］　［S11］
【就学前児童身体検査統計表】
〔送り状1〕富山尋常高等小学校長→村長
発信年月日　S11.1.28
〔記入表〕

1－057－108
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【就学前児童身体検査統計表】
〔送り状１〕北向田尋常小学校長→村長
発信年月日　S11.2.4
〔記入表〕

1－057－109
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【第３号表　小学校教育費決算額其ノ他調】
〔対象年〕　S9年度
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S11.3.3
〔記入表〕　報告期限　S11.3.3

1－057－110
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【就学前児童身体検査統計表】
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S11.3.3
〔記入表〕

1－057－111
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【就学前児童身体検査統計表】
〔記入表〕　久那瀬尋常小学校→［村役場］

1－057－112
［統計関係綴　学事］　〔S11〕
【就学前児童身体検査統計表】
〔記入表〕　［松野尋常小学校］→［村役場］
〔備考〕　・記入表に学校名はないが、推定

1－058－001
［煙草耕作関係文書綴］　S11
【煙草植付縄現在数調】
〔照会状〕　宇都宮地方専売局　武茂村煙草耕作
馬頭出張所　→組合
発信年月日　S11.6.22
報告期限　S11.6.30
〔雛形〕
〔送り状１〕武茂村煙草耕作　宇都宮地方専売局
組合　→馬頭出張所
発信年月日　S11.6.29
〔記入表〕

1－059－001
［学事関係綴］　〔S12〕
【尋常科６学年在学者調査】
〔対象年〕　S11年度
〔送り状１〕久那瀬尋常小学校長→村長
発信年月日　S12.1.26

1－059－002
［学事関係綴］　〔S12〕
【尋常科６学年在学者調査】
〔対象年〕　S11年度
〔送り状１〕松野尋常小学校長→村長
発信年月日　S12.1.27
〔記入表〕

1－059－003
［学事関係綴］　〔S12〕
【尋常科高等科在学者調】
〔対象年〕　S11年度
〔送り状１〕富山尋常高等小学校長→村長
発信年月日　S12.1.26
〔記入表〕

1－060－001
管内往復文書綴　S13-S14
【煙草耕作申請反別割当表】
〔対象年〕　S13年度
〔記入表〕

1－060－002
管内往復文書綴　S13-S14
【第１回収納成績表】
〔対象年〕　S13
〔記入表〕

1－060－003
管内往復文書綴　S13-S14
【残存葉煙草数量調】
〔照会状〕　［武茂村］煙草耕作組合→耕作総代
発信年月日　S13.11.26
報告期限　S13.12.10
〔雛形〕

1－060－004
管内往復文書綴　S13-S14
【第２回迄ノ収納成績】

〔対象年〕　［S13］
〔送り状１〕武茂村煙草耕作組合→耕作総代
発信年月日　S13.11.26
〔記入表〕

1－060－005
管内往復文書綴　S13-S14
【共同購入肥料異動数量調】
〔対象年〕　S14
〔照会状〕　［武茂村］煙草耕作組合→惣代
発信年月日　S14.2.22
〔雛形〕

1－060－006
管内往復文書綴　S13-S14
【煙草耕作地ニ甘藷栽培ノ件】
〔対象年〕　S14
〔照会状〕　武茂村煙草耕作組合長→耕作惣代
発信年月日　S14.7.31
報告期限　S14.8.10

1－060－007
管内往復文書綴　S13-S14
【残存葉煙草数量調】
〔照会状〕　［武茂村］煙草耕作組合→耕作惣代
発信年月日　S14.12.1
報告期限　S14.12.15
〔雛形〕

1－062－001
軍用干草供出関係［綴］　［S15］
【軍用干草ニ関スル件】
〔照会状〕　県経済部長→村長
発信年月日　S16.1.9
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S16.1.10
〔記入表〕

1－063－001
［雑書類綴］　S15-S20
【戸数人口等調査】
〔対象年〕　T17.9.1
〔照会状〕　馬頭郵便局長→村長
発信年月日　T17.9.9
〔雛形〕
〔記入表〕

〔備考〕　・大字別戸数人口調

境村役場資料

2－005－002
町村会聯合会評決書綴　M18
【戸長役場費賦課壱村額調】
〔記入表〕　［戸長役場］→
〔備考〕　・下境、大木須、横枕、上境、小木須、大沢、小原沢の各村別地価金、営業税、戸数書上

2－011－001
諸伺上申及指令綴　M27－
【米作坪刈成績表】
〔対象年〕　M27
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　M27.10.22
〔記入表〕

2－011－002
諸伺上申及指令綴　M27－
【水害報告】
〔送り状１〕村役場→郡役所
発信年月日　M29.7.23
〔記入表〕

2－011－003
諸伺上申及指令綴　M27－
【戸籍登録税額集計表】
〔対象年〕　M29年度
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　M30.5.13
〔記入表〕

2－011－004
諸伺上申及指令綴　M27－
【大地主名簿調製ニ付資格調】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　M31.6.22
〔記入表〕
〔備考〕　・訓令第６１号により郡制第９条及第１１条に定める大地主の資格を有するもの

2－015－001
［通牒、照会状等綴］　M36
【養蚕種掃立枚数取調】
〔対象年〕　M36年度
〔照会状〕　村役場→区長
発信年月日　M36.6.9

2－015－002
［通牒、照会状等綴］　M36
【養蚕種掃立枚数取調】
〔照会状〕　税務署長→村長
発信年月日　M36.6.7

2－016－001
国有原野立木拂下願書類綴　M38
【凶作ニ関スル調書　本年稲作ニ関スル調】
〔対象年〕　［M38］
〔送り状１〕村長→郡役所第一課長
発信年月日　M38.12.4
〔記入表〕

2－016－002
国有原野立木拂下願書類綴　M38
【凶作ニ関スル調書　［田地価地租調］】
〔対象年〕　［M38］
〔送り状１〕村長→郡役所第一課長
発信年月日　M38.12.4
〔記入表〕

2－016－003
国有原野立木拂下願書類綴　M38
【凶作ニ関スル調　県税戸数割及村税戸別割負担額調】
〔対象年〕　M38
〔送り状１〕村長→郡役所第一課長
発信年月日　M38.12.4
〔記入表〕

2－016－004
国有原野立木拂下願書類綴　M38
【凶作ニ関スル調　凶作ノ為メ救済ヲ要スル戸数及人口調】
〔対象年〕　［M38］
〔送り状１〕村長→郡役所第一課長
発信年月日　M38.12.4
〔記入表〕

2－016－005
国有原野立木拂下願書類綴　M38
【凶作罹災民自家用薪炭材所要額調】
〔対象年〕　［M38］
〔照会状〕　大田原小林区署→村長
発信年月日　M38.12.13
〔雑形〕

〔送り状１〕村長→大田原小林区署
発信年月日　M38.12.22
〔記入表〕

2－016－006
国有原野立木拂下願書類綴　M38
【凶作罹災民稼業用材料所要額調】
〔対象年〕　[M38]
〔照会状〕　大田原小林区署→村長
発信年月日　M38.12.13
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→大田原小林区署
発信年月日　M38.12.22
〔記入表〕

2－016－007
国有原野立木拂下願書類綴　M38
【［凶作ニ付稲作ニ関スル］調書】
〔対象年〕　[M38]
〔送り状１〕村長→［村議会］
発信年月日　M39.4
〔記入表〕

2－016－008
国有原野立木拂下願書類綴　M38
【［凶作ニ付］稲作ニ関スル調】
〔対象年〕　M38
〔記入表〕　［村役場］→［村議会］

2－016－009
国有原野立木拂下願書類綴　M38
【［凶作ニ付稲作ニ関スル］調書】
〔対象年〕　[M38]
〔送り状１〕村長→［村議会］
発信年月日　M39.7.10
〔記入表〕

2－017－001
税務署往答綴　M39
【地租第３期収入歩合表】
〔対象年〕　M38年度
〔送り状１〕大田原税務署長→村長
発信年月日　M39.1.20
〔記入表〕
〔備考〕　・大田原税務署管内３０町村の納税率

2－017－002
税務署往答綴　M39
【地租納額人別調】
〔対象年〕　M39.1.1現在
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　M39.2.10
報告期限　M39.2.20
〔雛形〕
〔送り状１〕役場→大田原税務署
発信年月日　M39.2.28

2－017－003
税務署往答綴　M39
【已往３ケ年間田畑小作料並ニ自作収穫高　田自作収穫高】
〔対象年〕　M36～38
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　M39.4.14
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→大田原税務署
発信年月日　M39.4.17
〔記入表〕
〔備考〕　・雛形に記入されている

2－017－004
税務署往答綴　M39
【已往３ケ年間田畑小作料並ニ自作収穫高　田小作収入高】
〔対象年〕　M36～38
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　M39.4.14
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→大田原税務署
発信年月日　M39.4.17
〔記入表〕

2－017－005
税務署往答綴　M39
【已往３ケ年間田畑小作料並ニ自作収穫高　畑自作収穫高】
〔対象年〕　M36～38
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　M39.4.14
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→大田原税務署
発信年月日　M39.4.17
〔記入表〕

2－017－006
税務署往答綴　M39
【已往３ケ年間田畑小作料並ニ自作収穫高　畑小作料】
〔対象年〕　M36～38
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　M39.4.14
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→大田原税務署
発信年月日　M39.4.17
〔記入表〕

2－017－007
税務署往答綴　M39
【村税賦課率調】
〔対象年〕　M38
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→大田原税務署
発信年月日　M39.4.18
〔記入表〕
〔備考〕　・雛形に記入されている

2－017－008
税務署往答綴　M39
【役場吏員報酬及給料調】
〔対象年〕　M38
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→大田原税務署
発信年月日　M39.4.18
〔記入表〕

2－017－009
税務署往答綴　M39
【山林伐採調】
〔対象年〕　M38
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→大田原税務署
発信年月日　M39.4.18
〔記入表〕
〔備考〕　・雛形に記入されている

2－017－010
税務署往答綴　M39
【養蚕掃立枚数調】
〔対象年〕　M38年度
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→大田原税務署
発信年月日　M39.4.18
〔記入表〕

2－017－011
税務署往答綴　M39
【小学校職員給料調】
〔対象年〕　M38年度
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→大田原税務署
発信年月日　M39.4.18
〔記入表〕

2－017－012
税務署往答綴　M39
【所得税収入歩合表】
〔対象年〕　M38年度　第３期
〔送り状１〕大田原税務署長→村役場
発信年月日　M39.2.10
〔記入表〕
〔備考〕　・大田原税務署管内３０町村の納税率

2－017－013
税務署往答綴　M39
【塩製造場数人員生産見込高表】
〔対象年〕　M39.5.1現在
〔送り状１〕大田原税務署長→村長
発信年月日　M39.5.30
〔記入表〕

2－017－014
税務署往答綴　M39
【塩務局別塩製造高等級歩合表】
〔対象年〕　M38年度
〔送り状１〕大田原税務署長→村長
発信年月日　M39.5.30
〔記入表〕

2－017－015
税務署往答綴　M39
【宇都宮塩務局塩売下価格表】
〔送り状１〕大田原税務署長→村長
発信年月日　M39.5.30
〔記入表〕

2－017－016
税務署往答綴　M39
【［塩の運賃及手数料表］】

〔送り状１〕大田原税務署長→村長
発信年月日　M39.5.30
〔記入表〕

2－017－017
税務署往答綴　M39
【直接国税調定額ニ対スル収入額歩合表】
〔対象年〕　M38年度
〔送り状１〕大田原税務署長→村長
発信年月日　M39.5.16
〔記入表〕

2－017－018
税務署往答綴　M39
【郡村宅地雑地地価地租各納期納額報告】
〔対象年〕　M39.8.17現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署
発信年月日　M39.8.20
〔記入表〕
〔備考〕　・税務署より訂正を求められて返却された報告

2－017－019
税務署往答綴　M39
【田地価地租及各納期納額報告】
〔対象年〕　M39.12.1現在
〔送り状１〕村長→税務署長
発信年月日　M39.12.12
〔記入表〕

2－019－001
郡長達綴　M40
【様式第１号　基本財産林、模範林、学校演習林、学校樹栽林報告】
〔対象年〕　M40.3末日現在
〔照会状〕　郡長→村役場
発信年月日　M40.9.30
報告期限　M40.10.10
（本年限り）
〔雛形〕
〔備考〕　・雛形には「其年４月２０日限報告」とあり

2－019－002
郡長達綴　M40
【様式第２号　樹苗圃ノ箇所坪数】
〔対象年〕　M39.12末日現在
〔照会状〕　郡長→村役場
発信年月日　M40.9.30
報告期限　M40.10.10
（本年限り）
〔雛形〕
〔備考〕　・雛形には「翌年１月２０日限報告」とあり

2－019－003
郡長達綴　M40
【様式第３号　樹苗圃ノ苗木数ノ１】
〔対象年〕　M39.12末日現在
〔照会状〕　郡長→村役場
発信年月日　M40.9.10
報告期限　M40.10.10
（本年限り）
〔雛形〕
〔備考〕　・雛形には「翌年１月２０日限報告」とあり

2－019－004
郡長達綴　M40
【様式第４号　樹苗圃ノ苗木数ノ２】
〔対象年〕　M39.12末日現在
〔照会状〕　郡長→村役場
発信年月日　M40.9.10
報告期限　M40.10.10
（本年限り）
〔雛形〕
〔備考〕　・雛形には「翌年　１月２０日限り報告」とあり

2－019－005
郡長達綴　M40
【様式第５号　林業講習】
〔対象年〕　M39.12末日現在
〔照会状〕　郡長→村役場
発信年月日　M40.9.10
報告期限　M40.10.10
（本年限り）
〔雛形〕
〔備考〕　・雛形には「其年１２月２０日限り報告」とあり

2－022－001
税務署往答綴　M40
【村税滞納処分表】
〔対象年〕　M38年度

〔雛形〕
〔送り状２〕村役場→税務署
発信年月日　M40.4.9

2－022－002
税務署往答綴　M40
【村各別起債表】
〔対象年〕　[M38，39年度]
〔雛形〕
〔送り状２〕村役場→税務署
発信年月日　M40.4.9

2－022－003
税務署往答綴　M40
【村各別基本財産表】
〔対象年〕　[M38，39年度]
〔雛形〕
〔送り状２〕村役場→税務署
発信年月日　M40.4.9

2－022－004
税務署往答綴　M40
【納税上ノ施設良慣例等調書】
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　M40.4.6
報告期限　M40.4.10
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→大田原税務署
発信年月日　M40.4.10
〔記入表〕

2－022－005
税務署往答綴　M40
【役場吏員報酬及給料調】
〔対象年〕　M39年度
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　M40.4.12
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→大田原税務署
発信年月日　M40.4.30
〔記入表〕
〔備考〕　・雛形に記入されている

2－022－006
税務署往答綴　M40
【年金受領者調】
〔対象年〕　M39
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　M40.4.12
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→大田原税務署
発信年月日　M40.4.30
〔記入表〕
〔備考〕　・雛形に記入されている

2－022－007
税務署往答綴　M40
【小学校職員給料調】
〔対象年〕　M39
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　M40.4.12
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→大田原税務署
発信年月日　M40.4.30
〔記入表〕
〔備考〕　・雛形に記入されている

2－022－008
税務署往答綴　M40
【山林立木伐採調】
〔対象年〕　M39
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　M40.4.12
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→大田原税務署
発信年月日　M40.4.30
〔記入表〕
〔備考〕　・雛形に記入されている

2－022－009
税務署往答綴　M40
【養蚕掃立枚数調】
〔対象年〕　M39
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　M40.4.12
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→大田原税務署
発信年月日　M40.4.30
〔記入表〕
〔備考〕　・雛形に記入されている

2－022－010
税務署往答綴　M40
【米麦１石当相場調】
〔対象年〕　M39

〔照会状〕　大田原税務署長→村長
　　発信年月日　M40.4.12
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→大田原税務署
　　発信年月日　M40.4.30
〔記入表〕
〔備考〕　・雛形に記入されている

2－022－011
税務署往答綴　M40
【田租徴収状況一覧】
〔対象年〕　M40年度　第６期
〔送り状１〕大田原税務署長→村長
　　発信年月日　M40.6.8
〔記入表〕

2－022－012
税務署往答綴　M40
【営業税徴収状況一覧】
〔対象年〕　M40年度　前期
〔送り状１〕大田原税務署長→村長
　　発信年月日　M40.6.8
〔記入表〕
〔備考〕　・大田原税務署管内３０町村の納税率

2－022－013
税務署往答綴　M40
【郡村宅地雑地地価地租納期納額報告】
〔対象年〕　M40.8.17現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
　　発信年月日　M40.8.19
〔記入表〕
〔備考〕　・記入表は控、訂正前、訂正後の３枚あり

2－022－014
税務署往答綴　M40
【田地価地租及納額報告】
〔対象年〕　M40.12.1現在
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
　　発信年月日　M40.11.30
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
　　発信年月日　M40.12.4
〔記入表〕
〔備考〕　・欄外に「消滅」とあり

2－022－015
税務署往答綴　M40
【田地価地租及納額報告】
〔対象年〕　M40年度
〔送り状１〕村長→税務署長
　　発信年月日　M40.12.6
〔記入表〕
〔備考〕　・「更ニ報告」とあり、２２－１４の訂正報告か

2－024－001
愛国婦人会関係綴　M40
【愛国婦人会員数調】
〔記入表〕　→［村委員］
〔備考〕　・大田原他３０町村別員数表
　　・孔版刷

2－024－002
愛国婦人会関係綴　M40
【愛国婦人会栃木支部那須郡幹事部会員統計表附人口比例】
〔対象年〕　T3.1.20現在
〔記入表〕　→［村委員］
〔備考〕　・大田原他３０町村につき調査
　　・活版刷

2－024－003
愛国婦人会関係綴　M40
【愛国婦人会栃木支部那須郡幹事部会員数並ニ年醵金未納額調査表】
〔対象年〕　T3.12.12現在
〔記入表〕　→［村委員］
〔備考〕　・大田原他３０町村につき調査
　　・活版刷

2－024－004
愛国婦人会関係綴　M40
【愛国婦人会栃木支部那須郡幹事部会員統計表附婦人人口比例】
〔対象年〕　T4.1.14現在
〔記入表〕　→［村委員］
〔備考〕　・大田原他３０町村につき調査
　　・活版刷

2－028－001
諸調書綴　M42
【第４号　米表】

〔対象年〕　M41年度
〔照会状〕　郡役所第二課→村役場
発信年月日　M41.11.30
報告期限　　毎年１２月２５日
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.1.4
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｍ３７．９．３０農商務省訓令第１１号　農商務統計様式第１］に対応
〔備考〕　・米表と単価表が同一の紙面に記載されている

2－028－002
諸調書綴　M42
【［米］単価表】
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.1.4
〔記入表〕
〔備考〕　・２８－１の附表

2－028－003
諸調書綴　M42
【勤倹貯蓄ニ関スル調査】
〔照会状〕　郡役所第一課長→村長
発信年月日　M42.1.6
〔送り状２〕村役場→郡役所第一課
発信年月日　M42.1.14

2－028－004
諸調書綴　M42
【不要許可町村債現在高調】
〔対象年〕　M41末
〔照会状〕　郡役所第一課長→村長
発信年月日　M42.1.11
報告期限　　M42.1.15
〔雛形〕
〔送り状２〕村役場→郡役所第一課
発信年月日　M42.1.19

2－028－005
諸調書綴　M42
【第６号　食用及特用農産物】
〔照会状〕　郡役所第二課→村役場
発信年月日　M42.1.11
報告期限　　M42.1月中
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.1.18
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｍ３７．９．３０農商務省訓令第１１号　農商務統計様式第３］に関連
（相違点）表側に追加　：単価
表頭に追加　：菜豆、胡麻、荏、山葵、干瓢、黄蓮、ウド、里芋、葱、慈姑、茄子、蓮根、蕪青、甘藍、濱菜
〔備考〕　・武茂村報告の同表と様式は全く同じであり、様式は明治３７年の農商務省様式より明治４１年の様式に近い
明治４１年の様式に対しては
表頭に追加　：菜豆からウドまでの７品目及び菜
表側より削除：葱頭、蕃茄、亞麻、刺美、濱菜
表側に追加　：単価
である

2－028－006
諸調書綴　M42
【第７号　果実】
〔照会状〕　郡役所第二課→村役場
発信年月日　M42.1.11
報告期限　　M42.1月中
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.1.18
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｍ３７．９．３０農商務省訓令第１１号　農商務統計様式第４］に関連
（相違点）表側に追加　：単位（単価）
表頭に追加　：柚、橙、金柑、李、柘榴、枇杷、無花果、栗
〔備考〕　・武茂村報告の同表と、果実の種類、順番、単位等様式は全く同じ
・枇杷、栗、無花果は明治４１年農商務統計様式に採用されている

2－028－007
諸調書綴　M42
【第１２号　蚕糸類及真綿】
〔照会状〕　郡役所第二課→村役場
発信年月日　M42.1.11
報告期限　　M42.1月中
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.1.18
〔備考〕　・Ｍ３７．９．３０農商務省訓令　第１１号農商務統計様式第９と同表名

2－028－008
諸調書綴　M42
【第１７号　家畜市場表】
〔照会状〕　郡役所第二課→村役場
発信年月日　M42.1.11
報告期限　M42.1月中
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.1.18
〔備考〕　・Ｍ３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第１４と同表名

2－028－009
諸調書綴　M42
【給養品調査表】
〔対象年〕　M41.12.31調
〔照会状〕　第一課長→村長
発信年月日　M42.1.8
報告期限　M42.1.15
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所第一課
発信年月日　M42.1.19
〔記入表〕
〔備考〕　・第１４師団長より県を通して調査依頼があり「動員計画上必要」とあり

2－028－010
諸調書綴　M42
【運搬材料及諸職工調査表】
〔対象年〕　M41.12.31調
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
発信年月日　M42.1.8
報告期限　M42.1.15
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所
発信年月日　M42.1.19

2－028－011
諸調書綴　M42
【県会議員撰挙被撰挙権ヲ有スル人員表】
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
発信年月日　M41.12.3
〔送り状１〕村役場→郡役所第一課
〔備考〕　・２８－２５と同調査か
・２８－１１から２１まで同一照会状による調査、それに対する送り状は２８－１７種痘明細表外９表　（Ｍ４２．１．２９付）と２８－１８死亡者年令区別表外１表　（Ｍ４２．２．４付）と２通あるが、どの調査にどの送り状が対応するのか不明

2－028－012
諸調書綴　M42
【公民数調】
〔対象年〕　M41.12.31現在
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
発信年月日　M41.12.3
〔送り状１〕村役場→郡役所第一課
〔記入表〕
〔備考〕　・照会状には「町村公民数調」とあり

2－028－013
諸調書綴　M42
【第３５表　吏員表】
〔対象年〕　M41.12.31現在
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
発信年月日　M41.12.3
〔送り状１〕村役場→郡役所第一課
〔記入表〕
〔備考〕　・照会状には「町村吏員調」とあり

2－028－014
諸調書綴　M42
【町村会議員撰挙調】
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
発信年月日　M41.12.3
〔送り状１〕村役場→郡役所第一課

2－028－015
諸調書綴　M42
【吏員退隠料受領人員及金額表】
〔対象年〕　［M41］.12.31現在
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
発信年月日　M41.12.3
〔送り状１〕村役場→郡役所第一課
〔記入表〕
〔備考〕　・照会状には「町村吏員退隠料受領人員金額調」とあり
・記入内容「０」

2－028－016
諸調書綴　M42
【中毒表】
〔対象年〕　M41
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長

発信年月日　M41.12.3
〔送り状１〕村役場→郡役所第一課
〔記入表〕
〔備考〕　・記入内容「０」

2－028－017
諸調書綴　M42
【種痘明細表】
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
発信年月日　M41.12.3
〔送り状１〕村役場→郡役所第一課
発信年月日　M42.1.29
〔記入表〕

2－028－018
諸調書綴　M42
【死亡者年令区別表】
〔対象年〕　M41.12.31現在
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
発信年月日　M41.12.3
〔送り状１〕村役場→郡役所第一課
発信年月日　M42.2.4
〔記入表〕
〔備考〕　・「死亡者年令区別表外１表」とあるが、綴が前後しているため外１表はどの表か判明せず

2－028－019
諸調書綴　M42
【就籍除籍国籍失踪表】
〔照会状〕　郡役所第一課長→村長
発信年月日　M41.12.3
〔送り状１〕村役場→郡役所第一課
〔備考〕　・調査表名の一字が判読し難いが国と推定した

2－028－020
諸調書綴　M42
【町村税滞納延期及棄損人員金額調】
〔照会状〕　郡役所第一課長→村長
発信年月日　M41.12.3
〔送り状１〕村役場→郡役所第一課

2－028－021
諸調書綴　M42
【町村税滞納処分調】
〔照会状〕　郡役所第一課長→村長
発信年月日　M41.12.3
〔送り状１〕村役場→郡役所第一課

2－028－022
諸調書綴　M42
【書肆営業人調】
〔記入表〕
〔備考〕　・記入内容「０」

2－028－023
諸調書綴　M42
【小学校生徒貯金表】
〔対象年〕　M41.12.31現在
〔記入表〕
〔備考〕　・記入内容「０」

2－028－024
諸調書綴　M42
【第３９表　町村会議員調】
〔対象年〕　［M41］.12.31現在
〔記入表〕

2－028－025
諸調書綴　M42
【第２４表　県会議員及選挙者被選挙者調】
〔対象年〕　M41.12.31現在
〔記入表〕
〔備考〕　・２８－１１と同調査か

2－028－026
諸調書綴　M42
【甲号　徴発物件表】
〔対象年〕　M40.12.31現在
〔記入表〕　村役場→
〔国の様式〕明治３３年１１月陸軍省令第３９号徴発物件表甲号　及び明治３５年４月陸軍省令第１４号による一部改正
〔備考〕　・調査内容　現在戸数、人口、医師、看護婦、職工、舟夫、建物、船舶、官衙公署

2－028－027
諸調書綴　M42
【［乙号］　徴発物件表】
〔対象年〕　M40.12.31調
〔記入表〕　［村役場］→

〔国の様式〕明治３３年１１月陸軍省令第３９号
徴発物件表乙号
〔備考〕　・調査内容　車輌、農産物（収穫高）

2－028－028
諸調書綴　M42
【物資調査材料取調　其１　衛生ニ関スル事項】
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
発信年月日　M42.1.11
報告期限　M42.1末日
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所第一課
発信年月日　M42.1.28
〔記入表〕
〔備考〕　・物資調査材料取調は第１４師団依頼の調査

2－028－029
諸調書綴　M42
【物資調査材料取調　其２　宿営地ノ状況調】
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
発信年月日　M42.1.11
報告期限　M42.1末日
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所第一課
発信年月日　M42.1.28
〔記入表〕

2－028－030
諸調書綴　M42
【物資調査材料取調　其３　銀行、会社、工場ノ状況調】
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
発信年月日　M42.1.11
報告期限　M42.1末日
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所第一課
発信年月日　M42.1.28
〔記入表〕

2－028－031
諸調書綴　M42
【物資調査材料取調　［其４］　町村屠獣場調】
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
発信年月日　M42.1.11
報告期限　M42.1末日
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所第一課
発信年月日　M42.1.28
〔記入表〕

2－028－032
諸調書綴　M42
【物資調査材料取調　其５　林産物調】
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
発信年月日　M42.1.11
報告期限　M42.1末日
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所第一課
発信年月日　M42.1.28
〔記入表〕

2－028－033
諸調書綴　M42
【物資調査材料取調　其６　職工ノ状況調】
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
発信年月日　M42.1.11
報告期限　M42.1末日
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所第一課
発信年月日　M42.1.28
〔記入表〕

2－028－034
諸調書綴　M42
【物資調査材料取調　其７　礦産物調】
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
発信年月日　M42.1.11
報告期限　M42.1末日
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所第一課
発信年月日　M42.1.28
〔記入表〕

2－028－035
諸調書綴　M42
【物資調査材料取調　其８　水産物調】
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
発信年月日　M42.1.11
報告期限　M42.1末日
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所第一課
発信年月日　M42.1.28
〔記入表〕

2－028－036
諸調書綴　M42
【物資調査材料取調　其９　農産物調】
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
発信年月日　M42.1.11
報告期限　M42.1末日
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所第一課
発信年月日　M42.1.28
〔記入表〕

2－028－037
諸調書綴　M42
【物資調査材料取調　其１０　畜産物調】
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
発信年月日　M42.1.11
報告期限　M42.1末日
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所第一課
発信年月日　M42.1.28
〔記入表〕

2－028－038
諸調書綴　M42
【物資調査材料取調　其１１　搗精力調】
〔照会状〕　［郡役所］第一課長→村長
発信年月日　M42.1.11
報告期限　M42.1末日
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所第一課
発信年月日　M42.1.28
〔記入表〕

2－028－039
諸調書綴　M42
【物資調査材料取調　［其１２］　実業組合ノ状況調】
〔照会状〕　［郡役所］第一課→村長
発信年月日　M42.1.11
報告期限　M42.1末日
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所第一課
発信年月日　M42.1.28
〔未記入表〕
〔備考〕　・未記入表は項目もれなどがあり雛形通りではない

2－028－040
諸調書綴　M42
【度量衡器現在高報告】
〔対象年〕　M42.1.1現在
〔送り状１〕村役場→郡役所第一課
発信年月日　M42.1.29
〔記入表〕
〔備考〕　・送り状（別紙）は郡役所第一課宛であるが、記入表の余白に記された宛先は県知事である

2－028－041
諸調書綴　M42
【椚桜松其他ノ苗木培養販売者取調】
〔照会状〕　［郡役所］第二課長→村長
発信年月日　M42.1.24
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.2.26
〔備考〕　・明治４２年２月２３日付督促状あり

2－028－042
諸調書綴　M42
【第２号　樹苗圃ノ箇所坪数】
〔照会状〕　郡役所第一課長→村長
発信年月日　M42.2.22
〔送り状２〕村役場→郡役所第一課
発信年月日　M42.3.2
報告期限　M42.1末日

2－028－043
諸調書綴　M42
【第３号　樹苗圃ノ苗木数ノ１】
〔照会状〕　郡役所第一課長→村長
発信年月日　M42.2.22
〔送り状２〕村役場→郡役所第一課
発信年月日　M42.3.2
報告期限　M42.1末日

2－028－044
諸調書綴　M42
【第５号　樹苗圃苗木数ノ２】
〔照会状〕　郡役所第一課長→村長
発信年月日　M42.2.22
〔送り状２〕村役場→郡役所第一課
発信年月日　M42.3.2
報告期限　M42.1末日

2－028－045
諸調書綴　M42
【第１号　総戸数及各業別戸数】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.2.20
報告期限　M42.2月中
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.4
〔記入表〕

2－028－046
諸調書綴　M42
【第２号　各業別人口】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.2.20
報告期限　M42.2月中
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.4
〔記入表〕

2－028－047
諸調書綴　M42
【第３号　兼業戸数】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.2.20
報告期限　M42.2月中
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.4
〔記入表〕

2－028－048
諸調書綴　M42
【第１４号　家畜】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.2.20
報告期限　M42.2月中
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.4
〔記入表〕
〔国の様式〕［M３７．９．３０農商務省訓令第１１号　農商務統計様式第１１］に対応

2－028－049
諸調書綴　M42
【第１６号　牛乳】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.2.20
報告期限　M42.2月中
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.4
〔備考〕　・M３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第１３と同表名

2－028－050
諸調書綴　M42
【第１８号　屠殺】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.2.20
報告期限　M42.2月中
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.4
〔備考〕　・M３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第１５と同表名

2－028－051
諸調書綴　M42
【第１９号　会社票　［境合資会社個票］】
〔対象年〕　M41.12.25現在
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.2.20
報告期限　M42.2月中
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.4
〔記入表〕
〔国の様式〕［M３７．９．３０農商務省訓令第１１号　農商務統計様式第１６］に対応

2－028－052
諸調書綴　M42
【第２１号　織物表】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.2.20
報告期限　M42.2月中
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.4
〔備考〕　・M３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第１８と同表名

2－028－053
諸調書綴　M42
【第２９号　漆液】

〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.2.20
報告期限　M42.2月中
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.4
〔記入表〕
〔国の様式〕［M３７．９．３０農商務省訓令第１１号　農商務統計様式第２５］に関連
（相違点）表頭から削除：雑液

2－028－054
諸調書綴　M42
【第５３号　工場表】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.2.20
報告期限　M42.2月中
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.2.24
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.4
〔備考〕　・２月２４日付の郡役所よりの照会状に明治４１年農商務省訓令第３３号により改正された第４９様式にのっとって調査する様記されている
・M４１．１２．７農商務省訓令　第３３号　農商務統計様式中改正　第４９と同表名

2－028－055
諸調書綴　M42
【第５４号　石炭消費高】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.2.20
報告期限　M42.2月中
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.4
〔備考〕　・M３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第４６と同表名

2－028－056
諸調書綴　M42
【第５５号　漁船】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.2.20
報告期限　M42.2月中
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.4
〔記入表〕
〔国の様式〕［M３７．９．３０農商務省訓令第１１号　農商務統計様式第４７］に関連
（相違点）表頭から削除：西洋形船の帆船、汽船の別

2－028－057
諸調書綴　M42
【第５６号　難破漁船】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.2.20
報告期限　M42.2月中
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.4
〔備考〕　・M３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第４８と同表名

2－028－058
諸調書綴　M42
【第５７号　漁獲物】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.2.20
報告期限　M42.2月中
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.4
〔記入表〕
〔国の様式〕［M３７．９．３０農商務省訓令第１１号　農商務統計様式第４９］に関連
（相違点）表頭から削除：海産魚介類、水産生物、藻類

2－028－059
諸調書綴　M42
【第５８号　水産製造高】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.2.20
報告期限　M42.2月中
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.4
〔備考〕　・M３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第５０　水産製造物と類似表名

2－028－060
諸調書綴　M42

【第５９号　水産養殖】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.2.20
報告期限　M42.2月中
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.4
〔備考〕　・Ｍ３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第５２と同表名

2－028－061
諸調書綴　M42
【第６１号　公有社寺有私有林被害】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.2.20
報告期限　M42.2月中
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.4
〔備考〕　・Ｍ３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第５７　公有社寺私有林被害と類似表名

2－028－062
諸調書綴　M42
【第６６号　織物指定特別調査】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.2.20
報告期限　M42.2月中
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.4
〔備考〕　・Ｍ３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第６１と同表名

2－028－063
諸調書綴　M42
【［林産及森林教育に関する統計調査］　１　主要ナル材種及主要副産物ノ生産高統計】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M41.12.26
報告期限　M42.2末日
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.12
〔記入表〕

2－028－064
諸調書綴　M42
【［林産及森林教育に関する統計調査］　２－１　木材其他林産物輸出高調】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M41.12.26
報告期限　M42.2末日
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.12
〔記入表〕

2－028－065
諸調書綴　M42
【［林産及森林教育に関する統計調査］　２－２　木材其他林産物輸入高調】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M41.12.26
報告期限　M42.2末日
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.12
〔記入表〕

2－028－066
諸調書綴　M42
【［林産及森林教育に関する調査］　３　森林教育ニ関スル調査表】
〔対象年〕　［M41］.12末日現在
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M41.12.26
報告期限　M42.2末日
〔雛形〕
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.12

2－028－067
諸調書綴　M42
【林産物品製造業者資格調表】
〔対象年〕　M41.12末日現在
〔照会状〕　郡役所第二課→村長
発信年月日　M42.3.4
報告期限　M42.3.20
〔雛形〕
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.12

2－028－068
諸調書綴　M42
【社寺有土地森林原野取調】

〔照会状〕　郡役所第二課→村役場
発信年月日　M42.3.11
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.16
〔記入表〕
〔備考〕　・客年６月２９日照会済のものの再照会状
・Ｍ４１．７．２付回答を訂正し報告している

2－028－069
諸調書綴　M42
【戸口報告表】
〔対象年〕　M41.12末日現在
〔照会状〕　郡役所第一課→村長
発信年月日　M42.2.27
〔送り状１〕村役場→郡役所第一課
発信年月日　M42.3.20
〔記入表〕

2－028－070
諸調書綴　M42
【第２０号　綿糸（絹糸）（麻糸）紡績ノ１】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.10
報告期限　M42.3.20
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.23
〔備考〕　・Ｍ３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第１７と同表名

2－028－071
諸調書綴　M42
【第２１号　綿糸紡績　麻糸紡績　織物表】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.10
報告期限　M42.3.20
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.23

2－028－072
諸調書綴　M42
【第２２号　莫大小表】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.10
報告期限　M42.3.20
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.23
〔備考〕　・Ｍ３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第１９と同表名

2－028－073
諸調書綴　M42
【第２３号　鋳物表】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.10
報告期限　M42.3.20
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.23

2－028－074
諸調書綴　M42
【第２４号　陶器表】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.10
報告期限　M42.3.20
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.23
〔備考〕　・Ｍ３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第２０　陶磁器と類似表名

2－028－075
諸調書綴　M42
【第２５号　煉瓦及瓦表】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.10
報告期限　M42.3.20
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.23
〔備考〕　・Ｍ３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第２１と同表名

2－028－076
諸調書綴　M42
【第２６号　漆器表】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.10
報告期限　M42.3.20
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.23
〔備考〕　・Ｍ３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第２２と同

表名

2－028－077
諸調書綴　M42
【第２７号　畳表莫蓙及莞筵表】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.10
報告期限　M42.3.20
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.23
〔備考〕　・Ｍ３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第２３と同表名

2－028－078
諸調書綴　M42
【第２８号　工業用薬品表】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.10
報告期限　M42.3.20
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.23
〔備考〕　・Ｍ３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第２４と同表名

2－028－079
諸調書綴　M42
【第２９号　漆液】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.10
報告期限　M42.3.20
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.23
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｍ３７．９．３０農商務省訓令第１１号　農商務統計様式第２５］に対応
〔備考〕　・３月４日付で　既に漆液表は提出済（２８－５３）、但し記載された数値は異なる
・武茂村では２月報告分となっている（１１－１５）
・農商務省では翌年３月報告となっている

2－028－080
諸調書綴　M42
【第３０号　菓子】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.10
報告期限　M42.3.20
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.23
〔記入表〕

2－028－081
諸調書綴　M42
【第３１号　製氷】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.10
報告期限　M42.3.20
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.23
〔記入表〕

2－028－082
諸調書綴　M42
【第３２号　味噌】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.10
報告期限　M42.3.20
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.23
〔記入表〕

2－028－083
諸調書綴　M42
【第３３号　油類及酢表】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.10
報告期限　M42.3.20
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.23
〔備考〕　・農商務統計では第２６油類だが県訓令第４２号第３３では油類及酢表となっている　表がないため詳細は不明だが、県は油と酢を同時に調査したのであろう

2－028－084
諸調書綴　M42
【第３４号　木蠟表】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.10
報告期限　M42.3.20

〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.23
〔備考〕　・Ｍ３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第２７と同表名

2－028－085
諸調書綴　M42
【第３５号　製藍表】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.10
報告期限　M42.3.20
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.23
〔備考〕　・Ｍ３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第２８と同表名

2－028－086
諸調書綴　M42
【第３６号　薄荷表】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.10
報告期限　M42.3.20
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.23
〔備考〕　・Ｍ３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第２９と同表名

2－028－087
諸調書綴　M42
【第３７号　石鹸表】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.10
報告期限　M42.3.20
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.23
〔備考〕　・Ｍ３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第２９と同表名

2－028－088
諸調書綴　M42
【第３８号　和紙】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.10
報告期限　M42.3.20
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.23
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｍ３７．９．３０農商務省訓令第１１号　農商務統計様式第３１］に関連
（相違点）表頭に追加　：西ノ内紙

2－028－089
諸調書綴　M42
【第３９号　西洋紙表】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.10
報告期限　M42.3.20
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.23
〔備考〕　・Ｍ３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第３２と同表名

2－028－090
諸調書綴　M42
【第４０号　機械製麦粉表】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.10
報告期限　M42.3.20
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.23
〔備考〕　・Ｍ３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第３３と同表名

2－028－091
諸調書綴　M42
【第４１号　寒天表】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.10
報告期限　M42.3.20
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.23
〔備考〕　・Ｍ３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第３４と同表名

2－028－092
諸調書綴　M42
【第４２号　缶詰表】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長

発信年月日　M42.3.10
報告期限　M42.3.20
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.23
〔備考〕　・Ｍ３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第３５と同表名

2－028－093
諸調書綴　M42
【第４３号　燐寸表】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.10
報告期限　M42.3.20
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.23
〔備考〕　・Ｍ３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第３６と同表名

2－028－094
諸調書綴　M42
【第４４号　製革表】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.10
報告期限　M42.3.20
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.23
〔備考〕　・Ｍ３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第３７と同表名

2－028－095
諸調書綴　M42
【第４５号　人造肥料表】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.10
報告期限　M42.3.20
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.23
〔備考〕　・Ｍ３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第３８と同表名

2－028－096
諸調書綴　M42
【第４６号　麦稈及経木真田表】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.10
報告期限　M42.3.20
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.23
〔備考〕　・Ｍ３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第３９と同表名

2－028－097
諸調書綴　M42
【第４７号　玻璃表】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.10
報告期限　M42.3.20
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.23
〔備考〕　・Ｍ３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第４１　玻璃製品と類似表名

2－028－098
諸調書綴　M42
【第４８号　刷子表】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.10
報告期限　M42.3.20
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.23
〔備考〕　・Ｍ３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第４２と同表名

2－028－099
諸調書綴　M42
【第４９号　釦表】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.10
報告期限　M42.3.20
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.23
〔備考〕　・Ｍ３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第４３と同表名

2－028－100
諸調書綴　M42
【第５０号　履物】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長

発信年月日　M42.3.10
報告期限　M42.3.20
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.23
〔記入表〕

2－028－101
諸調書綴　M42
【第５１号　建具及家具類表】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.10
報告期限　M42.3.20
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.23

2－028－102
諸調書綴　M42
【第５２号　工産物雑類表】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.10
報告期限　M42.3.20
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.23
〔備考〕　・Ｍ３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第４４と同表名

2－028－103
諸調書綴　M42
【第６２号　公有社寺私有林植栽】
〔対象年〕　M41.3末日現在
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.10
報告期限　M42.3.20
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.23
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｍ３７．９．３０農商務省訓令第１１号　農商務統計様式第５８］に関連
（相違点）表頭に追加　：花柏、楢、樅、栂
表側に追加　：公有、社寺、私有、それぞれの面積、数量、経費
〔備考〕　・明治４１年１２月農商務省訓令　第３３号農商務統計様式第６２　公有社寺有私有林野植栽により近似の様式である
相違点は次の通り
表頭に追加　：花柏、楢
表頭から削除：椹
表側から削除：計

2－028－104
諸調書綴　M42
【第６３号　公有社寺有私有林伐採表】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.10
報告期限　M42.3.20
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.23
〔備考〕　・Ｍ３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第５９公有社寺私有林伐採と類似表名

2－028－105
諸調書綴　M42
【第６４表　林産動物類表】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.10
報告期限　M42.3.20
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.23

2－028－106
諸調書綴　M42
【第６５号　林産物雑類】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.10
報告期限　M42.3.20
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.23
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｍ３７．９．３０農商務省訓令第１１号　農商務統計様式第６０］に関連
（相違点）表頭に追加　：薪、木炭の種類別
表頭から削除：樽木、曲輪、包装箱用材、車輌用材、燐寸用木片、竹皮　蔓及莖、香料、染料樹皮、木精、松煙、獣皮、石類、土類

2－028－107
諸調書綴　M42
【第６０号　公有社寺私有林所有別】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.10
報告期限　M42.3.20

〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.23
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｍ３７．９．３０農商務省訓令第１１号　農商務統計様式第５０　公有社寺私有林野所有別］に関連
（相違点）表頭に追加　：各所有別の森林、草山
表側に追加　：営林方法既定、未定の別
〔備考〕　・表側に関してはＭ４１．１２．７農商務省訓令第３３号による改正様式第５７に近い

2－028－108
諸調書綴　M42
【第６６号　織物指定特別調査】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.10
報告期限　M42.3.20
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.3.23
〔備考〕　・Ｍ３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第６１と同表名

2－028－109
諸調書綴　M42
【町村基本財産】
〔対象年〕　M42.3.31現在
〔照会状〕　郡役所第一課長→村長
発信年月日　M42.3.15
報告期限　M42.4末日
〔送り状１〕村役場→郡役所第一課
発信年月日　M42.6.15
〔記入表〕

2－028－110
諸調書綴　M42
【町村内一部一区財産表】
〔対象年〕　［M42］.3末日現在
〔照会状〕　郡役所第一課長→村長
発信年月日　M42.3.15
報告期限　M42.4末日

2－028－111
諸調書綴　M42
【町村立学校基本財産】
〔対象年〕　［M42］.3末日現在
〔照会状〕　郡役所第一課長→村長
発信年月日　M42.3.15
報告期限　M42.4末日

2－028－112
諸調書綴　M42
【第４２表　水害報告年表】
〔対象年〕　M41年度
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.10
報告期限　M42.2.15
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.4.21
〔備考〕　・明治４２年４月１２日付督促状あり

2－028－113
諸調書綴　M42
【［公共団体］植林地反別調査表】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.4.10
報告期限　M42.4.20
〔雛形〕
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.4.21

2－028－114
諸調書綴　M42
【甲号　公有林野所有別箇所面積調】
〔対象年〕　M40末現在
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.18
報告期限　M42.4.10
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.5.5
〔記入表〕

2－028－115
諸調書綴　M42
【乙号　公有林野無立木地面積調】
〔対象年〕　M41末現在
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.18
報告期限　M42.4.10
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.5.5

〔記入表〕

2－028－116
諸調書綴　M42
【丙号　公有林野施業に関スル概況調】
〔対象年〕　M41末現在
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.18
報告期限　M42.4.10
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.5.5
〔記入表〕

2－028－117
諸調書綴　M42
【丁号　林野所有無所有ノ郡市以下自治団体数調】
〔対象年〕　M41末現在
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.18
報告期限　M42.4.10
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.5.5
〔記入表〕

2－028－118
諸調書綴　M42
【戊号　自治団体借地等面積調】
〔対象年〕　M40年度現在
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.3.18
報告期限　M42.4.10
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.5.5
〔記入表〕

2－028－119
諸調書綴　M42
【本籍人口族籍別】
〔対象年〕　M41.12.31現在
〔照会状〕　郡役所第一課長→村長
発信年月日　M42.3.19
報告期限　M42.3.30
〔送り状１〕村役場→郡役所第一課
発信年月日　M42.5.11
〔記入表〕

2－028－120
諸調書綴　M42
【本籍人年齢別表】
〔対象年〕　M41.12.31現在
〔照会状〕　郡役所第一課長→村長
発信年月日　M42.3.19
報告期限　M42.3.30
〔送り状１〕村役場→郡役所第一課
発信年月日　M42.5.11
〔記入表〕

2－028－121
諸調書綴　M42
【出生表】
〔対象年〕　M41年中
〔照会状〕　郡役所第一課長→村役場
発信年月日　M42.3.19
報告期限　M42.3.30
〔送り状１〕村役場→郡役所第一課
発信年月日　M42.5.11
〔記入表〕

2－028－122
諸調書綴　M42
【死亡表】
〔対象年〕　M41年中
〔照会状〕　郡役所第一課長→村役場
発信年月日　M42.3.19
報告期限　M42.3.30
〔送り状１〕村役場→郡役所第一課
発信年月日　M42.5.11
〔記入表〕

2－028－123
諸調書綴　M42
【配偶数及結婚離婚】
〔対象年〕　M41年中
〔照会状〕　郡役所第一課長→村役場
発信年月日　M42.3.19
報告期限　M42.3.30
〔送り状１〕村役場→郡役所第一課
発信年月日　M42.5.11
〔記入表〕

2－028－124
諸調書綴　M42
【毎５年調人口統計表材料　第１号　本籍人口族称別及棄児】

〔対象年〕　M41.12.31現在
〔照会状〕　郡役所第一課長→村役場
　　発信年月日　M42.5.24
　　報告期限　　M42.5末日
〔送り状１〕村役場→郡役所第一課
　　発信年月日　M42.5.27
〔記入表〕
〔国の様式〕明治３１年内閣訓令第１号　甲号人口統計

2－028－125
諸調書綴　M42
【毎５年調人口統計表材料　第２号　本籍人口有配偶者無配偶者生年別】
〔対象年〕　M41.12.31現在
〔照会状〕　郡役所第一課長→村役場
　　発信年月日　M42.5.24
　　報告期限　　M42.5末日
〔送り状１〕村役場→郡役所第一課
　　発信年月日　M42.5.27
〔記入表〕
〔国の様式〕明治３１年内閣訓令第１号　甲号人口統計

2－028－126
諸調書綴　M42
【毎５年調人口統計表材料　第３号　市町村出入人口及現在戸数】
〔対象年〕　M41.12.31現在
〔照会状〕　郡役所第一課長→村役場
　　発信年月日　M42.5.24
　　報告期限　　M42.5末日
〔送り状１〕村役場→郡役所第一課
　　発信年月日　M42.5.27
〔記入表〕
〔国の様式〕明治３１年内閣訓令第１号　甲号人口統計

2－028－127
諸調書綴　M42
【毎５年調人口統計表材料　第４号　就除籍国籍得喪失踪等［調］】
〔対象年〕　M41.12.31
〔照会状〕　郡役所第一課長→村役場
　　発信年月日　M42.5.24
　　報告期限　　M42.5末日
〔送り状１〕村役場→郡役所第一課
　　発信年月日　M42.5.27
〔記入表〕
〔国の様式〕明治３１年内閣訓令第１号　甲号人口統計

2－028－128
諸調書綴　M42
【入会関係アル部落有林調】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
　　発信年月日　M42.4.29
　　報告期限　　M42.5.10
〔雛形〕
〔備考〕　・部落有林荒廃の原因は各種入会権の存在にありとし調査したもの

2－028－129
諸調書綴　M42
【社寺建物并ニ境内立木被害状況調】
〔照会状〕　郡役所第一課長→村長
　　発信年月日　M42.6.19
〔送り状２〕村役場→郡役所第一課
　　発信年月日　M42.6.22
〔備考〕　・客月１７日暴風被害調査

2－028－130
諸調書綴　M42
【立木ニ関スル調査　樹木ノ集団地調査】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
　　発信年月日　M42.6.30
〔雛形〕
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
　　発信年月日　M42.7.14
〔備考〕　・立木に関する法律公布のための調査

2－028－131
諸調書綴　M42
【第５号　麦表】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
　　発信年月日　M42.7.12
　　報告期限　　M42.7.20
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
　　発信年月日　M42.7.20
〔記入表〕
〔国の様式〕［M３７．９．３０農商務省訓令第１１号　農商務統計様式第２］に対応

2－028－132
諸調書綴　M42

【第８号　桑畑及茶畑表】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.7.12
報告期限　M42.7.20
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.7.20
〔記入表〕
〔国の様式〕［M３７．９．３０農商務省訓令第１１号　農商務統計様式第５］に対応

2－028－133
諸調書綴　M42
【第９号　春蚕表】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.7.12
報告期限　M42.7.20
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.7.20
〔記入表〕
〔国の様式〕［M３７．９．３０農商務省訓令第１１号　農商務統計様式第６］に関連
（相違点）表側に追加　：１戸当収繭量、１枚当収繭量

2－028－134
諸調書綴　M42
【第１５号　家禽表】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.7.12
報告期限　M42.7.20
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.7.20
〔記入表〕
〔国の様式〕［M３７．９．３０農商務省訓令第１１号　農商務統計様式第１２］に関連
（相違点）表側に追加　：成禽価額、雛価額
〔備考〕　・農商務統計様式では価額は成禽と雛の合計の額となっている

2－028－135
諸調書綴　M42
【所有地反別取調表】
〔対象年〕　M42.8現在
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.8.5
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.8.12
〔記入表〕
〔備考〕　・本郡地主会組織上必要とあり
・田畑、山林、原野　等合計５０町歩以上の所有者調査

2－028－136
諸調書綴　M42
【水稲正條植ヲナシタル人員、反別、並当業者ノ意嚮調査】
〔照会状〕　郡役所第二課→村役場
発信年月日　M42.8.7
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.8.12

2－028－137
諸調書綴　M42
【公有林野造林調査　最近３ケ年間（３９、４０、４１年分）ニ於ケル町村其他部落ノ所有ニ属スル林野ノ造林（人工）各年別面積】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.9.8
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.9.20

2－028－138
諸調書綴　M42
【死亡総数取調】
〔対象年〕　自３２年至４１年
〔照会状〕　郡役所第一課→村長
発信年月日　M42.9.13
報告期限　M42.9.20
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所第一課
発信年月日　M42.9.18
〔記入表〕

2－028－139
諸調書綴　M42
【不要許可町村債現在高】
〔対象年〕　M42.9末日現在
〔照会状〕　郡役所第一課長→村長
発信年月日　M42.9.27
報告期限　M42.10.1
〔送り状２〕村役場→郡役所第一課
発信年月日　M42.9.30

2－028－140
諸調書綴　M42
【第１０号　夏蚕表】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.10.6
報告期限　M42.10.20
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.11.13
〔記入表〕
〔国の様式〕［M３７．９．３０農商務省訓令第１１号　農商務統計様式第７］に関連
（相違点）表側に追加　：１戸当収繭量、１枚当収繭量

2－028－141
諸調書綴　M42
【第１１号　秋蚕表】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.10.6
報告期限　M42.10.20
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.11.13
〔記入表〕
〔国の様式〕［M３７．９．３０農商務省訓令第１１号　農商務統計様式第８］に関連
（相違点）表側に追加　：１戸当収繭量、１枚当収繭量

2－028－142
諸調書綴　M42
【第１３号　茶表】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.10.6
報告期限　M42.10.20
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.11.13
〔記入表〕
〔国の様式〕［M３７．９．３０農商務省訓令第１１号　農商務統計様式第１０］に対応

2－028－143
諸調書綴　M42
【第３５号　製藍表】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.10.6
報告期限　M42.9.20
〔送り状２〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.11.13
〔備考〕　・M３７．９．３０農商務省訓令　第１１号　農商務統計様式第２８と同表名

2－028－144
諸調書綴　M42
【７０歳以上ノ高齢者取調】
〔照会状〕　郡役所第一課長→村長
発信年月日　M42.9.25
報告期限　M42.10.10
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所第一課
発信年月日　M42.10.23

2－028－145
諸調書綴　M42
【水稲苗代調査　甲表】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.11.8
報告期限　M42.11末日
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.11.22
〔記入表〕
〔備考〕　・主として苗代面積に関する調査

2－028－146
諸調書綴　M42
【水稲苗代調査　乙表】
〔照会状〕　郡役所第二課長→村長
発信年月日　M42.11.8
報告期限　M42.11末日
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.11.22
〔記入表〕
〔備考〕　・主として苗代設置人数に関する調査

2－028－147
諸調書綴　M42
【町村有給吏員俸給額調査】
〔対象年〕　M41年度末日現在
〔照会状〕　郡役所第一課長→村長
発信年月日　M42.11.8
報告期限　M42.11.22
〔雛形〕

〔送り状１〕村役場→郡役所第一課
発信年月日　M42.11.22
〔記入表〕

2－028－148
諸調書綴　M42
【第４号　米表】
〔対象年〕　M42
〔照会状〕　［郡役所］第二課長→村長
発信年月日　M42.11.30
報告期限　M42.12.25
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.12.10
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｍ３７．９．３０農商務省訓令第１１号　農商務統計様式第１］に対応

2－028－149
諸調書綴　M42
【［米］単価表】
〔対象年〕　M42
〔照会状〕　［郡役所］第二課長→村長
発信年月日　M42.11.30
報告期限　M42.12.25
〔送り状１〕村役場→郡役所第二課
発信年月日　M42.12.10
〔記入表〕
〔備考〕　・米表の附表

2－030－001
既往５ケ年納税其他調綴　M43
【既往５ケ年間国税県税村税賦課徴収歩合調】
〔対象年〕　M37～42年度
〔照会状〕　郡第一課長→村長
発信年月日　M43.1.11
報告期限　M43.1.16
〔送り状１〕村長→郡第一課長
〔記入表〕

2－030－002
既往５ケ年納税其他調綴　M43
【既往５ケ年教育費総額及教員俸給平均額】
〔対象年〕　M37～41年度
〔照会状〕　郡役所第一課長→村長
発信年月日　M43.1.11
報告期限　M43.1.16
〔送り状１〕村長→郡役所第一課長
〔記入表〕

2－030－003
既往５ケ年納税其他調綴　M43
【既往５ケ年間毎年就学歩合及出席歩合】
〔対象年〕　M37～41年度
〔照会状〕　郡役所第一課長→村長
発信年月日　M43.1.11
報告期限　M43.1.16
〔送り状１〕村長→郡役所第一課長
〔記入表〕

2－030－004
既往５ケ年納税其他調綴　M43
【既往５ケ年間国税県税村税賦課徴収歩合】
〔対象年〕　M39～43年度
〔記入表〕　村役場→
〔備考〕　・明治４４年６月調査によるもの

2－032－001
税務署往答綴　M43
【有租地反別地価筆数取調】
〔対象年〕　M43.1.1現在
〔照会状〕　大田原税務署→村役場
発信年月日　M43.1.14
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→大田原税務署
発信年月日　M43.1.19
〔記入表〕

2－032－002
税務署往答綴　M43
【地方財政経済調査　第３　町村各別起債額表】
〔対象年〕　M41年度末現在
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　M43.1.11
〔雛形〕

2－032－003
税務署往答綴　M43
【地方財政経済調査　町村各別基本財産表】
〔対象年〕　M41年度末現在
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　M43.1.11
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→大田原税務署
発信年月日　M43.11.19

〔記入表〕

2－032－004
税務署往答綴　M43
【地価地租及納期別納額報告】
〔対象年〕　M43.1.17現在
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　M43.1.21
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　M43.1.31
〔記入表〕

2－032－005
税務署往答綴　M43
【有租地反別地価筆数取調】
〔対象年〕　M43.1.1現在
〔送り状１〕村役場→大田原税務署
発信年月日　M43.2.10
〔記入表〕
〔備考〕　・３２－１の同名の調査表のデータと全く異なる数字が記入されている

2－032－006
税務署往答綴　M43
【地価地租及納期別納額報告】
〔対象年〕　M43.2.14現在
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　M43.2.17
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　M43.2.21
〔記入表〕

2－032－007
税務署往答綴　M43
【地租収納成績表】
〔対象年〕　M42年度　第１期
〔送り状１〕大田原税務署長→村長
発信年月日　M43.2.22
〔記入表〕

2－032－008
税務署往答綴　M43
【地租収納成績表】
〔対象年〕　M42年度　第２期
〔送り状１〕大田原税務署長→村長
発信年月日　M43.2.22
〔記入表〕

2－032－009
税務署往答綴　M43
【所得税収納成績表】
〔対象年〕　M42年度　第１期、第２期
〔送り状１〕大田原税務署長→村長
発信年月日　M43.2.22
〔記入表〕

2－032－010
税務署往答綴　M43
【営業税収納成績表】
〔対象年〕　M42年度　前后期
〔送り状１〕大田原税務署長→村長
発信年月日　M43.2.22
〔記入表〕

2－032－011
税務署往答綴　M43
【農会吏員俸給調】
〔照会状〕　大田原税務署長→農会長
発信年月日　M43.4.8
〔雛形〕
〔記入表〕
〔備考〕　・雛形に記入されている

2－032－012
税務署往答綴　M43
【役場吏員区長及給料調】
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　M43.4.8
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→大田原税務署
発信年月日　M43.4.13
〔記入表〕
〔備考〕　・雛形に記入されている

2－032－013
税務署往答綴　M43
【年金受領者調】
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　M43.4.8
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→大田原税務署
発信年月日　M43.4.13
〔記入表〕
〔備考〕　・雛形に記入されている

2－032－014
税務署往答綴　M43
【小学校職員給料調】
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　M43.4.8
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→大田原税務署
発信年月日　M43.4.13
〔記入表〕
〔備考〕　・雛形に記入されている

2－032－015
税務署往答綴　M43
【養蚕掃立枚数者調】
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　M43.4.8
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→大田原税務署
発信年月日　M43.4.13
〔記入表〕
〔備考〕　・雛形に記入されている

2－032－016
税務署往答綴　M43
【地価地租及納期別納額報告】
〔対象年〕　M43.3.17現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　M43.4.18
〔記入表〕

2－032－017
税務署往答綴　M43
【宅地租畑租雑地租及納額報告】
〔対象年〕　M43.8.17現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　M43.8.17
〔記入表〕
〔備考〕　・「８月２６日再報告」と記述あり、
数字と宛名の訂正あり

2－032－018
税務署往答綴　M43
【町村税賦課額】
〔対象年〕　M42年度
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　M43.9.14
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→税務署長
発信年月日　M43.9.17
〔備考〕　・雛形に記入されている

2－032－019
税務署往答綴　M43
【地価地租及納期別納額報告】
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　M43.11.10
〔記入表〕

2－032－020
税務署往答綴　M43
【地価地租及各納期納額報告】
〔対象年〕　M43.12.1現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　M43.12
〔記入表〕

2－040－001
文書往復綴　M44-T02
【［青年会ニ関スル調査］】
〔照会状〕　青年会長→支会長
発信年月日　T2.11.11
報告期限　T2.11.15
〔雛形〕

2－040－002
文書往復綴　M44-T02
【［青年会ニ関スル調査］】
〔送り状１〕青年会長→村長
発信年月日　T2.11.15
〔記入表〕

2－040－003
文書往復綴　M44-T02
【青年夜学会開始報告】
〔送り状１〕大沢支会長→青年会長
発信年月日　T2.12.20
〔記入表〕

2－041－001
発翰綴　M43
【帝国在郷軍人会境村分会員調査表】
〔対象年〕　M44.12末日調
〔送り状１〕村分会長→宇都宮支部長
発信年月日　M45.2.22

〔記入表〕

2－041－002
発翰綴　M43
【第８様式　村分会景況報告】
〔対象年〕　M45.4.1
〔記入表〕　［村分会長］→

2－041－003
発翰綴　M43
【帝国在郷軍人会境村分会財産調査表】
〔対象年〕　M45.3末調
〔記入表〕　［村分会］→

2－042－001
他町村往答綴　M44
【養蚕業盛衰状況調査　２　最近５ケ年間ニ於ケル春夏秋蚕掃立枚数】
〔対象年〕　M40～M44
〔照会状〕　茂木専売支局烏山出張所→村農会
発信年月日　M44.10.25
〔送り状１〕村農会→茂木専売支局烏山出張所
発信年月日　M44.10.28
〔記入表〕

2－042－002
他町村往答綴　M44
【養蚕業盛衰状況調査　１　最近５ケ年間ニ於ケル桑園増加ノ概況】
〔対象年〕　M40～M44
〔照会状〕　茂木専売支局烏山出張所→村農会
発信年月日　M44.10.25
〔送り状１〕村農会→茂木専売支局烏山出張所
発信年月日　M44.10.28
〔記入表〕

2－049－001
税務署往答綴　M45
【地価地租納期納額報告［宅地租］】
〔対象年〕　M45.1.1現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　M45.1.8
〔記入表〕

2－049－002
税務署往答綴　M45
【地価地租及納期別納額報告［田租］】
〔対象年〕　M45.1.15現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　M45.1.18
〔記入表〕

2－049－003
税務署往答綴　M45
【田租徴収成績表】
〔対象年〕　M44年度　第１期
〔送り状１〕大田原税務署→村長
発信年月日　M45.1.23
〔記入表〕

2－049－004
税務署往答綴　M45
【宅地租第２期及所得税第３期徴収成績表】
〔対象年〕　M44年度
〔送り状１〕大田原税務署→村長
発信年月日　M45.2.8
〔記入表〕

2－049－005
税務署往答綴　M45
【地価地租及納期別納額報告［田租］】
〔対象年〕　M45.2.15現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　M45.2.20
〔記入表〕

2－049－006
税務署往答綴　M45
【国税毎納期徴収町村別成績表】
〔対象年〕　M43，44年度
〔送り状１〕大田原税務署長→村長
発信年月日　M45.4.11
〔記入表〕

2－049－007
税務署往答綴　M45
【地価地租及納期別納額報告［田租］】
〔対象年〕　M45.4.15現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　M45.4.30
〔記入表〕

2－049－008
税務署往答綴　M45
【役場吏員及区長給料調】
〔対象年〕　M45
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　M45.4.24
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　M45.5.9
〔記入表〕

2－049－009
税務署往答綴　M45
【小学校職員給料調】
〔対象年〕　M45
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　M45.4.24
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　M45.5.9
〔記入表〕

2－049－010
税務署往答綴　M45
【恩給年金受領者調】
〔対象年〕　M45
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　M45.4.24
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　M45.5.9
〔記入表〕

2－049－011
税務署往答綴　M45
【養蚕掃立枚数調】
〔対象年〕　M45
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　M45.4.24
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　M45.5.9
〔記入表〕

2－049－012
税務署往答綴　M45
【［田及畑ニ対スル最高最低反金及等級表］】
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　M45.5.14
〔送り状１〕村役場→大田原税務署
発信年月日　M45.5.22
〔記入表〕

2－049－013
税務署往答綴　M45
【地価地租各納期納額報告［宅地租］】
〔対象年〕　M45.6.15現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　M45.6.20
〔記入表〕

2－049－014
税務署往答綴　M45
【地価地租及納期納額報告［畑租・雑地租］】
〔対象年〕　T1.8.15現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T1.9.1
〔記入表〕

2－049－015
税務署往答綴　M45
【町村税調査】
〔対象年〕　M44年度
〔送り状１〕村役場→大田原税務署
発信年月日　T1.9.17
〔記入表〕

2－049－016
税務署往答綴　M45
【町村税調査　第１表　町村税種類別表】
〔対象年〕　M44年度
〔送り状１〕村役場→大田原税務署
発信年月日　T1.9.17
〔記入表〕

2－049－017
税務署往答綴　M45
【町村税調査　第２表　基本財産表】
〔対象年〕　M44年度
〔送り状１〕村役場→大田原税務署
発信年月日　T1.9.17
〔記入表〕

2－049－018
税務署往答綴　M45
【地租所得税各町村徴収成績表】
〔対象年〕　T1年度
〔送り状１〕大田原税務署長→村長
発信年月日　T1.10.8
〔記入表〕

2－049－019
税務署往答綴　M45
【地価地租及納期納額報告［畑租・雑地租］】
〔対象年〕　T1.10.17現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T1.10.31
〔記入表〕

2－049－020
税務署往答綴　M45
【地価地租及納期納額報告［田租］】
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T1.12.10
〔記入表〕

2－049－021
税務署往答綴　M45
【地価地租各納期納額報告［宅地租］】
〔対象年〕　T1.12.20現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T1.12.27
〔記入表〕

2－050－001
県税課往答綴　M45
【地租総額報告】
〔対象年〕　M45.1.1現在
〔照会状〕　郡第三課長→村長
発信年月日　M45.1.15
報告期限　M45.1.31
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　M45.1.24
〔記入表〕

2－050－003
県税課往答綴　M45
【戸数及地租総額報告】
〔対象年〕　M45.4.1現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　M45.4.15
〔記入表〕

2－050－005
県税課往答綴　M45
【［町村税調］】
〔対象年〕　M44年度
〔照会状〕　大田原税務署→村長
〔雛形〕
〔記入表〕　［境村役場］→
〔備考〕　・「税務統計調査上必要」とあり
・雛形に記入されている

2－050－006
県税課往答綴　M45
【第１表　町村税種類別表】
〔対象年〕　M44年度
〔照会状〕　大田原税務署→村長
〔雛形〕
〔記入表〕　［村役場］→
〔備考〕　・「地方財政経済調査上必要」とあり
・雛形に記入されている

2－050－007
県税課往答綴　M45
【第２表　基本財産表】
〔対象年〕　M44年度
〔照会状〕　大田原税務署→村長
〔雛形〕
〔記入表〕　［村役場］→
〔備考〕　・「地方財政経済調査上必要」とあり
・雛形に記入されている

2－050－008
県税課往答綴　M45
【第３表　債表】
〔対象年〕　M44年度
〔照会状〕　大田原税務署→村長
〔雛形〕
〔備考〕　・「地方財政経済調査上必要」とあり
・５０－２と同じ調査表か

2－050－009
県税課往答綴　M45
【町村税滞納処分表】
〔対象年〕　M44年度
〔照会状〕　大田原税務署→村長
〔雛形〕
〔備考〕　・「地方財政経済調査上必要」とあり

2－050－010
県税課往答綴　M45
【戸数及地租総額報告】
〔対象年〕　T1.10.1現在
〔照会状〕　郡第三課長→村長

発信年月日　T1.9.21
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T1.10.12
〔記入表〕

2－054－001
土木関係綴　T02-T03
【土木費総計表】
〔対象年〕　T2年度
〔送り状１〕村役場→郡財務課
発信年月日　T3.4.8
〔記入表〕　報告期限　[T13].4.10

2－056－001
村税ニ関スル書類　T02
【第３７表　町村税其他滞納処分表】
〔対象年〕　M44年度
〔照会状〕　郡役所第一課長→村長
発信年月日　T2.2.12
報告期限　T2.2.18
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所第一課
発信年月日　T2.2.20
〔記入表〕

2－056－002
村税ニ関スル書類　T02
【第３８表　町村税納税延期及収税権棄損人員表】
〔対象年〕　M44年度
〔照会状〕　郡役所第一課長→村長
発信年月日　T2.2.12
報告期限　T2.2.18
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所第一課
発信年月日　T2.2.20
〔記入表〕

2－056－003
村税ニ関スル書類　T02
【町村税滞納額調】
〔対象年〕　T1年度［T2.3.10現在］
〔照会状〕　第一課長→村長
発信年月日　T2.3.10
報告期限　T2.3.17
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T2.3.17
〔記入表〕

2－056－004
村税ニ関スル書類　T02
【各区戸数等級調査】
〔対象年〕　T1年度末現在
〔照会状〕　村長→大字区長
発信年月日　T2.2.20

2－057－001
県税ニ関スル書類　T02
【地租総額及現住戸数】
〔対象年〕　T2.1.1現在
〔照会状〕　郡役所第三課長→村長
発信年月日　T6.1.7
報告期限　T6.1.7
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.1.13
〔記入表〕

2－057－002
県税ニ関スル書類　T02
【郡費送納成績表】
〔対象年〕　［M］45年度
〔記入表〕　→村役場
〔備考〕　・大田原他３０町村成績表

2－057－003
県税ニ関スル書類　T02
【地租割及戸数割収入歩合表】
〔対象年〕　［M］45年度　後期
〔記入表〕　→村役場
〔備考〕　・大田原他３０町村歩合表

2－057－004
県税ニ関スル書類　T02
【諸報告遅速成績表】
〔記入表〕　→村役場
〔備考〕　・大田原他３０町村成績表

2－057－006
県税ニ関スル書類　T02
【雑種税中製材製板ノ円鋸ノ税ニ対スル附加町村税調査】
〔対象年〕　M43～T2年度
〔照会状〕　第一課長→村長
発信年月日　T2.3.18
報告期限　T2.3.23
〔雛形〕

〔送り状１〕村役場→郡役所第一課長
発信年月日　T2.3.20
〔記入表〕

2－057－007
県税ニ関スル書類　T02
【歳入済額歩合表】
〔対象年〕　T1年度　T2年２月中
〔送り状１〕郡役所第三課長→村長
発信年月日　T2.3.18
〔記入表〕

2－057－008
県税ニ関スル書類　T02
【地租総額及地租割総額】
〔対象年〕　T2.4.1現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T2.4.8
〔記入表〕

2－057－009
県税ニ関スル書類　T02
【営業税附加税額報告】
〔対象年〕　T2年度　前期
〔送り状１〕村長代理助役→郡長
発信年月日　T2.5.3
〔記入表〕
〔備考〕　・附加税額のみ報告

2－057－015
県税ニ関スル書類　T02
【町村税ニ関スル調】
〔対象年〕　T1年度
〔照会状〕　郡役所庶務課長→村長
発信年月日　T2.6.26
報告期限　T2.7.8

2－057－016
県税ニ関スル書類　T02
【第３７表　町村税其他滞納処分表】
〔対象年〕　T1年度
〔照会状〕　郡役所庶務課長→村長
発信年月日　T2.7.1
報告期限　T2.7.15
〔送り状１〕村役場→郡役所庶務課長
発信年月日　T2.7.4
〔記入表〕
〔備考〕　・提出年月日は照会状にはＴ１．７．１と記されているが、受付印は大正２年であり誤記と思われるため大正２年を採用した

2－057－017
県税ニ関スル書類　T02
【第３８表　町村税納税延期及収税権棄損人員表】
〔対象年〕　T1年度
〔照会状〕　郡役所庶務課長→村長
発信年月日　T2.7.1
報告期限　T2.7.15
〔送り状１〕村役場→郡役所庶務課長
発信年月日　T2.7.4
〔記入表〕
〔備考〕　・提出年月日は照会状にはＴ１．７．１と記されているが、受付印は大正２年であり誤記と思われるため大正２年を採用した

2－057－018
県税ニ関スル書類　T02
【他市町村住民ニ係ル地租並ニ地租割徴収額及宅地々価額調】
〔対象年〕　T1年度　T2.3.31現在
〔照会状〕　財務課長→村長
発信年月日　T2.8.9
報告期限　T2.8.20
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→財務課
発信年月日　T2.8.18
〔記入表〕

2－057－019
県税ニ関スル書類　T02
【県税戸数割賦課額ニ関スル調査】
〔対象年〕　T2年度　上半期
〔照会状〕　財務課長→村長
発信年月日　T2.9.30
報告期限　T2.10.7
〔雛形〕
〔記入表〕
〔備考〕　・雛形に記入されている

2－057－020
県税ニ関スル書類　T02
【地租総額及賦課額】
〔対象年〕　T2.10.1現在

〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T2.10.8
〔記入表〕

2－057－021
県税ニ関スル書類　T02
【後期営業税附加税及第２期所得税附加税納額報告】
〔送り状１〕村長代理助役→郡長
発信年月日　T2.10.24
〔記入表〕

2－057－022
県税ニ関スル書類　T02
【国税県税町村税納期内徴収額調】
〔対象年〕　T1年度
〔照会状〕　郡役所財務課長→村長
発信年月日　T2.11.13
〔送り状１〕村役場→財務課
発信年月日　T2.11.17
〔記入表〕

2－057－024
県税ニ関スル書類　T02
【国税県税納期内納入歩合】
〔対象年〕　T1年度
〔照会状〕　庶務課長→村長
発信年月日　T2.12.2
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所庶務課長
発信年月日　T2.12.22
〔記入表〕

2－057－025
県税ニ関スル書類　T02
【所得税附加税調定額】
〔対象年〕　T2年度　第３期
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T2.12.23
〔記入表〕

2－058－001
国税ニ関スル書類　T02
【地価地租及納期納額報告［田租］】
〔対象年〕　T1年度　第２期
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T2.1.20
〔記入表〕
〔備考〕　・税期の年度はＴ２．２．２５付の「大正元年第２期田租徴収令書配布ノ件」より採用

2－058－002
国税ニ関スル書類　T02
【地価地租及納期納額報告［田租］】
〔対象年〕　T1年度　第３期
〔送り状１〕村長→大田原税務署
発信年月日　T2.2.18
〔記入表〕
〔備考〕　・税期の年度はＴ２．３．３１付の「大正元年度第３期田租、第４期所得税及県税附加税徴収令書配布」より採用

2－058－003
国税ニ関スル書類　T02
【地価地租及納期納額報告［田租］】
〔対象年〕　T1年度　第４期
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T2.4.19
〔記入表〕
〔備考〕　・税期の年度はＴ２．５．１５付の「徴税伝令書配布ノ件」に「大正元年度第４期田租」とあることより採用

2－058－004
国税ニ関スル書類　T02
【地価地租及納額報告［宅地租］】
〔対象年〕　第１期　T2.6.15現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T2.6.20
〔記入表〕

2－058－005
国税ニ関スル書類　T02
【地価地租及納期納額報告［畑租・雑地租］】
〔対象年〕　第１期　T2.8.15現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T2.8.16
〔記入表〕

2－058－006
国税ニ関スル書類　T02
【水害地調査　荒地調】

〔照会状〕　大田原税務署→村長
発信年月日　T2.10.1
報告期限　T2.10.5
〔雛形〕
〔送り状２〕村役場→大田原税務署
発信年月日　T2.10.30

2－058－007
国税ニ関スル書類　T02
【水害地調査　災害地々租延納調】
〔照会状〕　大田原税務署→村長
発信年月日　T2.10.1
報告期限　T2.10.5
〔雛形〕
〔送り状２〕村役場→大田原税務署
発信年月日　T2.10.30

2－058－008
国税ニ関スル書類　T02
【地価地租納期納額報告［畑租・雑地租］】
〔対象年〕　T2年度　第２期
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T2.10.18
〔記入表〕
〔備考〕　・税期の年度はＴ２．１１．１７付第１１４号による

2－058－009
国税ニ関スル書類　T02
【地価地租及納期納額報告［田租］】
〔対象年〕　T2年度　第１期
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　T2.12.16
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T2.12.17
〔記入表〕
〔備考〕　・税期の年度はＴ２．１２．２０付第１２２号による

2－058－010
国税ニ関スル書類　T02
【地価地租各納期納額報告［宅地租］】
〔対象年〕　第２期　T2.12.15現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T2.12.20
〔記入表〕

2－067－003
村税ニ関スル書類　T03
【町村税総額及納税者総数取調】
〔対象年〕　T2年度
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T3.10.9
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡庶務課
発信年月日　T3.10.14
〔記入表〕

2－075－001
雑件書類綴　T04
【衆議院議員選挙有権者調】
〔対象年〕　T4.1.10現在
〔照会状〕　［郡役所］庶務課長→町村長
発信年月日　T4.1.9
報告期限　T4.1.14
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所庶務課長
発信年月日　T4.1.13
〔記入表〕

2－075－002
雑件書類綴　T04
【町村会議員選挙調】
〔対象年〕　T3.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T4.1.12
〔記入表〕
〔備考〕　・欄外に「年報」とあり

2－075－003
雑件書類綴　T04
【第３４表　公民数調】
〔対象年〕　T3.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T4.1.12
〔記入表〕

2－075－004
雑件書類綴　T04
【第２４表　県会議員選挙被選挙権ヲ有スル人員表】
〔対象年〕　T3.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T4.1.12
〔記入表〕

〔備考〕　・郡統計材料

2－075－005
雑件書類綴　T04
【第３５表　町村吏員表】
〔対象年〕　T3.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T4.1.12
〔記入表〕

2－075－006
雑件書類綴　T04
【第４１表　吏員退隠料受領人員及金額表】
〔対象年〕　T3.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T4.1.12
〔記入表〕

2－075－007
雑件書類綴　T04
【就除籍国籍得喪失踪等調】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T4.1.12

2－075－008
雑件書類綴　T04
【小学校児童貯金調】
〔対象年〕　T3.12末現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T4.1.12
〔記入表〕　報告期限　T4.1.5

2－075－009
雑件書類綴　T04
【済貧恤救施行表】
〔照会状〕　［郡役所］庶務課長→町村長
発信年月日　T4.1.27
報告期限　T4.2.2
〔送り状２〕村役場→郡役所庶務課
発信年月日　T4.1.30

2－075－010
雑件書類綴　T04
【養育二係ル棄児表】
〔照会状〕　［郡役所］庶務課長→町村長
発信年月日　T4.1.27
報告期限　T4.2.2
〔送り状２〕村役場→郡役所庶務課
発信年月日　T4.1.30

2－075－011
雑件書類綴　T04
【行旅病人表】
〔照会状〕　［郡役所］庶務課長→町村長
発信年月日　T4.1.27
報告期限　T4.2.2
〔送り状２〕村役場→郡役所庶務課
発信年月日　T4.1.30

2－075－012
雑件書類綴　T04
【死亡者年令区別表】
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T4.2.23
報告期限　T4.2.3

2－075－013
雑件書類綴　T04
【尚武会、振武会等在郷軍人会類似業務ヲナシアル会ノ種員数調査】
〔照会状〕　［郡役所］庶務課長→村長
発信年月日　T4.4.14
報告期限　T4.4.25
〔送り状２〕村役場→郡役所庶務課
発信年月日　T4.4.20

2－075－014
雑件書類綴　T04
【村基本財産表】
〔対象年〕　T4.3.31現在
〔照会状〕　［郡役所］庶務課長→村長
発信年月日　T4.4.1
報告期限　T4.4末
〔送り状１〕村役場→郡役所庶務課
発信年月日　T4.4.30
〔記入表〕

2－075－015
雑件書類綴　T04
【部落有基本財産表】
〔対象年〕　T4.3.31現在
〔照会状〕　［郡役所］庶務課長→村長
発信年月日　T4.4.9

報告期限　T4.4末
〔送り状１〕村役場→郡役所庶務課長
発信年月日　T4.4.30
〔記入表〕

2−075−016
雑件書類綴　T04
【小学校基本財産表】
〔対象年〕　T4.3.31現在
〔照会状〕　［郡役所］庶務課長→村長
発信年月日　T4.4.9
報告期限　T4.4末
〔送り状１〕村役場→郡役所庶務課
発信年月日　T4.4.30
〔記入表〕

2−075−017
雑件書類綴　T04
【甲　青年団調査表】
〔対象年〕　T4.9.30現在
〔照会状〕　［郡役所］庶務課長→村長
発信年月日　T4.10.7
報告期限　T4.10.20
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所庶務課
発信年月日　T4.10.23
〔記入表〕

2−075−018
雑件書類綴　T04
【乙　被賞青年団ニ関スル調査】
〔対象年〕　T4.9.30現在
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T4.10.7
報告期限　T4.10.20
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所庶務課
発信年月日　T4.10.23
〔記入表〕

2−075−019
雑件書類綴　T04
【公有林野現況調査】
〔対象年〕　T4
〔照会状〕　県内務部→村役場
発信年月日　T4.11.24
〔雛形〕
〔調査方法〕

2−075−020
雑件書類綴　T04
【社寺有林野調】
〔対象年〕　T4
〔照会状〕　県内務部→村役場
発信年月日　T4.11.24
〔雛形〕
〔調査方法〕

2−075−021
雑件書類綴　T04
【人口調査】
〔対象年〕　T4.12.1現在
〔照会状〕　茂木専売支局烏山出張所長→村役場
発信年月日　T4.12.20
〔送り状１〕村役場→茂木専売支局烏山出張所長
発信年月日　T4.12.23
〔記入表〕

2−075−022
雑件書類綴　T04
【土地及直接国府県税調査表】
〔照会状〕　［郡役所］庶務課長→村長
発信年月日　T4.12.18
報告期限　T4.12.27
〔雛形〕
〔送り状２〕村役場→郡役所庶務課長
発信年月日　T4.12.21

2−075−023
雑件書類綴　T04
【田畑惣反別】
〔照会状〕　烏山出張所長→村長
発信年月日　T4.12.20
〔送り状１〕村長→茂木専売支局烏山出張所長
発信年月日　T4.12.21
〔記入表〕

2−075−024
雑件書類綴　T04
【町村吏員表】
〔照会状〕　［郡役所］庶務課長→村長
発信年月日　T4.12.25
報告期限　T5.1.15
〔備考〕　・県報告例に基き吏員表外２表とあるが表名は不詳

2－075－025
雑件書類綴　T04
【郡統計材料追加３表】
〔照会状〕　庶務課長→村長
発信年月日　T4.12.25
報告期限　T5.1.15
〔備考〕　・衆議院議員選挙人調、県会議員選挙権被選挙権ヲ有スル人員表、町村会議員及公民数調の３表か

2－075－026
雑件書類綴　T04
【第１４様式　［済貧恤窮施行表］】
〔照会状〕　庶務課長→村長
発信年月日　T4.12.25

2－075－027
雑件書類綴　T04
【第２７様式　［救済事業調査表（雑）］】
〔照会状〕　庶務課長→村長
発信年月日　T4.12.25

2－086－002
県税ニ関スル書類　T05
【地租総額及賦課総額】
〔対象年〕　T5.1.1現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T5.1.14
〔記入表〕

2－086－004
県税ニ関スル書類　T05
【県税村税成績表】
〔対象年〕　T3年度
〔照会状〕　庶務課長→村長
発信年月日　T5.1.15
報告期限　T5.1.25
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所庶務課
発信年月日　T5.1.26
〔記入表〕

2－086－005
県税ニ関スル書類　T05
【歳入済額歩合表】
〔対象年〕　T4年度　１２月中
〔送り状１〕［郡役所］→村長
〔記入表〕

2－086－006
県税ニ関スル書類　T05
【歳入済額歩合表】
〔対象年〕　T4年度所属　T5年２月中
〔送り状１〕郡役所財務課長→村長
発信年月日　T5.3.31
〔記入表〕

2－086－007
県税ニ関スル書類　T05
【国税営業新規申告者調】
〔対象年〕　T5
〔照会状〕　郡役所→村役場
発信年月日　T5.4.12
〔雛形〕
〔記入表〕

2－086－008
県税ニ関スル書類　T05
【国税営業失格者調】
〔対象年〕　T5
〔照会状〕　郡役所→村役場
発信年月日　T5.4.12
〔雛形〕
〔記入表〕

2－086－009
県税ニ関スル書類　T05
【地租総額及賦課総額】
〔対象年〕　T5.4.1現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T5.4.14
〔記入表〕

2－086－010
県税ニ関スル書類　T05
【県税徴税伝令書発付枚数報告】
〔対象年〕　T3年度
〔照会状〕　郡役所→村長
発信年月日　T5.4.22
報告期限　T5.4末
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所
発信年月日　T5.4.27
〔記入表〕

2－086－022
県税ニ関スル書類　T05
【第１３様式　町村税滞納処分調表】
〔対象年〕　T4年度
〔照会状〕　庶務課長→村長
発信年月日　T5.7.1
報告期限　T5.7末
〔送り状１〕村役場→郡役所庶務課
発信年月日　T5.7.15
〔記入表〕

2－086－023
県税ニ関スル書類　T05
【第３種所得税附加税賦課資料】
〔対象年〕　T5年
〔送り状１〕大田原税務署→村役場
発信年月日　T5.8.17
〔記入表〕
〔備考〕　・個人別所得額及税額

2－086－024
県税ニ関スル書類　T05
【地租総額及賦課総額】
〔対象年〕　T5.10.1現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T5.10.7
〔記入表〕

2－086－025
県税ニ関スル書類　T05
【県税町村税納期内納入成績】
〔照会状〕　庶務課長→村長
発信年月日　T5.10.11
報告期限　T5.10.20
〔雛形〕
〔記入表〕
〔備考〕　・雛形に記入されている

2－086－026
県税ニ関スル書類　T05
【直接国税１０円以上ト１０円未満ヲ納ムル者トノ人員調】
〔照会状〕　庶務課長→村長
発信年月日　T5.10.12
報告期限　T5.10.22
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→庶務課長
発信年月日　T5.10.19
〔記入表〕

2－086－027
県税ニ関スル書類　T05
【鉱業税砂鉱区税及直接国税１０円以上ト１０円未満ヲ納ムル者トノ人員調】
〔照会状〕　庶務課長→村長
発信年月日　T5.10.12
報告期限　T5.10.22
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→庶務課長
発信年月日　T5.10.19
〔記入表〕

2－086－028
県税ニ関スル書類　T05
【県税徴収成績表】
〔対象年〕　T1～T4年度
〔照会状〕　庶務課長→村長
発信年月日　T5.10.19
報告期限　T5.10.21
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→庶務課長
発信年月日　T5.10.20
〔記入表〕
〔備考〕　・定期賦課の県税徴収成績表

2－086－029
県税ニ関スル書類　T05
【町村税徴収成績表】
〔対象年〕　T1，T2，T4年度
〔照会状〕　郡役所庶務課長→村長
発信年月日　T5.10.19
報告期限　T5.10.21
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→庶務課長
〔記入表〕
〔備考〕　・定期賦課の町村税徴収成績表

2－086－030
県税ニ関スル書類　T05
【町村税定期外賦課額調】
〔対象年〕　T1～T4年度
〔照会状〕　庶務課長→村長
発信年月日　T5.10.25
報告期限　T5.10.28
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→庶務課長

発信年月日　T5.10.27
〔記入表〕

2－086－031
県税ニ関スル書類　T05
【村税納期別完納年度調】
〔対象年〕　T1，T2年度
〔送り状１〕村長→郡庶務課長
発信年月日　T5.10.27
〔記入表〕

2－086－032
県税ニ関スル書類　T05
【県税徴収成績表】
〔対象年〕　T1～T4年度
〔照会状〕　郡役所財務課長→村長
発信年月日　T5.10.25
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所財務課
発信年月日　T5.10.27
〔記入表〕
〔備考〕　・定期賦課の県税徴収成績表

2－087－001
国税ニ関スル書類　T05
【国県村税総額及納税者総数取調】
〔送り状１〕村役場→郡庶務課
発信年月日　T4.12.20

2－087－002
国税ニ関スル書類　T05
【地価地租納額報告［田租］】
〔対象年〕　第２期　T5.1.17現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T5.1.20
〔記入表〕

2－087－003
国税ニ関スル書類　T05
【各地目別集計額報告】
〔対象年〕　T5.1.1現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T5.1.24
〔記入表〕

2－087－004
国税ニ関スル書類　T05
【有租地地価総額及其内訳調査表】
〔対象年〕　T5.1.1現在
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　T4.12.18
報告期限　T5.1.31
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T5.1.20
〔記入表〕

2－087－005
国税ニ関スル書類　T05
【他市町村在籍者所有地価額内訳表】
〔対象年〕　［T5.1.1現在］
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　T4.12.18
報告期限　T5.1.31
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T5.1.20
〔記入表〕

2－087－006
国税ニ関スル書類　T05
【［他市町村在籍者所有地価額字別内訳表］
〔対象年〕　［T5.1.1現在］
〔記入表〕　［村役場］→

2－087－007
国税ニ関スル書類　T05
【地価地租納額報告［田租］】
〔対象年〕　第３期　T5.2.15現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T5.2.20
〔記入表〕

2－087－008
国税ニ関スル書類　T05
【地租納額別人員表】
〔対象年〕　T5.1.1現在
〔照会状〕　大田原税務署→村役場
発信年月日　T5.2.27
報告期限　T5.2.15
〔送り状１〕村役場→大田原税務署長
発信年月日　T5.3.1
〔記入表〕

2－087－009
国税ニ関スル書類　T05
【田租第３回収入成績表】
〔対象年〕　T5
〔記入表〕　［大田原税務署］→［村役場］
〔備考〕　・大正４年度田租第１期分納税成績

2－087－010
国税ニ関スル書類　T05
【田租第２回収入成績表】
〔対象年〕　T5
〔記入表〕　［大田原税務署］→［村役場］
〔備考〕　・大正４年度田租第１期分納税成績

2－087－011
国税ニ関スル書類　T05
【地価地租納額報告［田租］】
〔対象年〕　第４期　T5.4.15現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T4.4.25
〔記入表〕

2－087－012
国税ニ関スル書類　T05
【蒟蒻畑作付反別調】
〔対象年〕　T5
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　T5.4.25
〔雛形〕
〔記入表〕　［村役場］→［大田原税務署］

2－087－013
国税ニ関スル書類　T05
【養蚕掃立枚数調書】
〔記入表〕　村役場→

2－087－014
国税ニ関スル書類　T05
【地価地租納額報告［宅地租］】
〔対象年〕　第１期　T5.6.15現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T5.6.15
〔記入表〕

2－087－015
国税ニ関スル書類　T05
【地価地租納期納額報告［畑租・雑地租］】
〔対象年〕　［T5年度］　第１期
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T5.8.26
〔記入表〕
〔備考〕　・畑租、雑地租第１期納額報告

2－087－016
国税ニ関スル書類　T05
【地価地租納額報告［畑租・雑地租］】
〔対象年〕　第２期　T5.10.15現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T5.10.15
〔記入表〕

2－087－017
国税ニ関スル書類　T05
【地価地租納額報告［田租］】
〔対象年〕　第１期　T5.12.1現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T5.12.14
〔記入表〕

2－087－018
国税ニ関スル書類　T05
【地価地租納額報告［宅地租］】
〔対象年〕　第１期　T5.12.18現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T5.12.20
〔記入表〕

2－096－001
雑件書類綴　T06
【［第４様式］　町村会議員及選挙有権者調表】
〔対象年〕　T5.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.1.8
〔記入表〕

2－096－002
雑件書類綴　T06
【町村吏員表】
〔対象年〕　T5.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.1.8
〔記入表〕

2－096－003
雑件書類綴　T06
【［第５様式］　町村吏員退隠料受領人員及金額表】
〔対象年〕　T5.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.1.8
〔記入表〕

2－096－004
雑件書類綴　T06
【衆議院議員選挙人員調】
〔対象年〕　T3.10.1現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.1.8
〔記入表〕
〔備考〕　・郡統計材料

2－096－005
雑件書類綴　T06
【第２４表　県会議員選挙被選挙権ヲ有スル人員表】
〔対象年〕　T3.9.15現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.1.8
〔記入表〕
〔備考〕　・郡統計材料

2－096－006
雑件書類綴　T06
【町村会議員及公民数調】
〔対象年〕　T3.12.1現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.1.8
〔記入表〕
〔備考〕　・郡統計材料

2－096－007
雑件書類綴　T06
【禁治産者取調】
〔対象年〕　T6.2.1現在
〔照会状〕　茂木専売支局烏山出張所→村長
発信年月日　T6.1.31
〔雛形〕
〔送り状２〕村長→茂木専売支局烏山出張所
発信年月日　T6.2.3

2－096－008
雑件書類綴　T06
【町村是実行組合調】
〔照会状〕　［郡役所］庶務課長→村長
発信年月日　T6.1.30
報告期限　T6.2.7
〔雛形〕
〔送り状２〕村役場→郡役所庶務課
発信年月日　T6.2.5
〔備考〕　・大正６年１月１０日付の那須郡庶務課長より村長宛の「町村是実行組合台帳」の雛形と照会状あり

2－096－009
雑件書類綴　T06
【衆議院議員選挙有権者差異取調】
〔照会状〕　［郡役所］庶務課長→村長
発信年月日　T6.2.7
報告期限　T6.2.12
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所庶務課
発信年月日　T6.2.8
〔記入表〕

2－096－010
雑件書類綴　T06
【湯屋浴槽ノ方尺（縦何尺、横何尺）数調、男女別、其他午前ヨリ開場スル湯屋戸数】
〔照会状〕　郡役所→村役場
発信年月日　T6.2.7

2－096－011
雑件書類綴　T06
【石灰竈ノ数】
〔照会状〕　郡役所→村役場
発信年月日　T6.2.7

2－096－012
雑件書類綴　T06
【客間ヲ有セズ単ニ仕出シ料理ノミヲナス料理屋業者数】
〔照会状〕　郡役所→村役場
発信年月日　T6.2.7

2－096－013
雑件書類綴　T06
【発動機ヲ備付タル自転車数】

〔照会状〕　郡役所→村役場
　　発信年月日　T6.2.7

2－096－014
雑件書類綴　T06
【本村民ニシテ貴村内ニ所有スル土地調書】
〔照会状〕　七合村役場→境村役場
　　発信年月日　T6.4.6
〔送り状１〕境村長→七合村長
　　発信年月日　T6.4.12
〔記入表〕

2－096－015
雑件書類綴　T06
【本村民ニシテ貴村内ニ所有スル土地調査】
〔照会状〕　那須郡下江川村役場→境村役場
　　発信年月日　T6.4
〔雛形〕
〔送り状１〕境村役場→下江川村役場
　　発信年月日　T6.4.20
〔記入表〕

2－096－016
雑件書類綴　T06
【境村民ニシテ下江川村内ニ所有スル土地調査】
〔送り状１〕下江川村役場→境村役場
　　発信年月日　T6.4
〔記入表〕

2－096－017
雑件書類綴　T06
【大内村々民ニシテ境村内ニ所有スル土地調】
〔照会状〕　大内村役場→境村役場
　　発信年月日　T6.4.12
〔雛形〕
〔送り状２〕境村役場→大内村役場
　　発信年月日　T6.4.20

2－096－018
雑件書類綴　T06
【第６様式　町村基本財産表】
〔対象年〕　T6.3.31現在
〔照会状〕　郡役所庶務課長→村長
　　発信年月日　T6.4.7
　　報告期限　T6.4末
〔送り状１〕村長→［郡役所］庶務課長
　　発信年月日　T6.4.27
〔記入表〕

2－096－019
雑件書類綴　T06
【部落有基本財産表】
〔対象年〕　T6.3.31現在
〔照会状〕　［郡役所］庶務課長→村長
　　発信年月日　T6.4.7
　　報告期限　T6.4末
〔送り状１〕村長→［郡役所］庶務課長
　　発信年月日　T6.4.27
〔記入表〕

2－096－020
雑件書類綴　T06
【小学校基本財産表】
〔対象年〕　T6.3.31現在
〔照会状〕　［郡役所］庶務課長→村長
　　発信年月日　T6.4.7
　　報告期限　T6.4末
〔送り状１〕村長→［郡役所］庶務課長
　　発信年月日　T6.4.27
〔記入表〕

2－096－021
雑件書類綴　T06
【各大字別人口、戸数調】
〔対象年〕　T6.4.1現在，T5.12.31現在
〔照会状〕　烏山郵便局→村役場
　　発信年月日　T6.4.30
〔送り状１〕村長→烏山郵便局
　　発信年月日　T6.5.2
〔記入表〕
〔備考〕　・戸数は大正６年４月１日現在、人口は大正５年１２月３１日現在調査

2－096－022
雑件書類綴　T06
【八里村民ニシテ境村内ニ所有スル土地調査】
〔対象年〕　T6.4.1現在
〔照会状〕　那珂郡八里村役場→境村役場
　　発信年月日　T6.5.1
　　報告期限　T6.5.15
〔雛形〕
〔送り状２〕［境村役場］→［那珂郡八里村役場］
　　発信年月日　T6.5.7
〔備考〕　・照会状（郵便はがき使用））に「戸数割賦課等級調査上必要につき」と

あり
・はがき宛名面に該当者はない旨の記述あり

2－096－023
雑件書類綴　T06
【町村基本財産現金管理状況取調表】
〔対象年〕　T6.5末現在
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T6.6.4
報告期限　T6.6.10
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→［郡］庶務課長
発信年月日　T6.6.8
〔記入表〕

2－096－024
雑件書類綴　T06
【１　年度別貯金高及人員調】
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T6.5.11
報告期限　T6.5.20
〔雛形〕
〔備考〕　・「要２通」とあり

2－096－025
雑件書類綴　T06
【２　何年度郵便貯金内訳調】
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T6.5.11
報告期限　T6.5.20
〔雛形〕
〔備考〕　・「要２通」とあり

2－096－026
雑件書類綴　T06
【３　何年度郵便貯金払戻額内訳調】
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T6.5.11
報告期限　T6.5.20
〔雛形〕
〔備考〕　・「要２通」とあり

2－096－027
雑件書類綴　T06
【青年団（会）ニ関スル事項調査】
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
発信年月日　T6.6.2
報告期限　T6.6.15
〔送り状１〕村長→［郡］庶務課長
発信年月日　T6.6.13
〔記入表〕
〔備考〕　・正副２通必要の旨、照会状に記述あり

2－096－028
雑件書類綴　T06
【青年会ニ関スル事項調査】
〔照会状〕　村役場→各青年支会長
発信年月日　T6.6.4
報告期限　T6.6.10
〔備考〕　・正副２通必要の旨、照会状に記述あり

2－096－029
雑件書類綴　T06
【町村吏員旅費額実費弁償額調】
〔照会状〕　［郡役所］庶務課長→村長
発信年月日　T6.6.21
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所庶務課
発信年月日　T6.6.23
〔記入表〕

2－096－030
雑件書類綴　T06
【道路ニ関スル事項調査　種類、状況、一般交通ノ状況】
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T6.7.9
〔送り状１〕村長→郡庶務課長
発信年月日　T6.7.23
〔記入表〕

2－096－031
雑件書類綴　T06
【衆議院議員選挙資格ニ関スル調】
〔対象年〕　T6.4.20現在
〔照会状〕　郡役所庶務課長→村長
発信年月日　T6.8.7
報告期限　T6.8.18
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.8.14
〔記入表〕

〔備考〕　・記入表は第１表（国税納額別人員に関するもの）、第２表（年齢、学歴別人員に関するもの）に分かれている
・雛形にも数字が記入されている

2－096－032
雑件書類綴　T06
【国費事業ニ対スル寄附調】
〔照会状〕　郡役所庶務課長→村長
発信年月日　T6.8.18
〔雛形〕
〔送り状２〕村役場→郡役所庶務課
発信年月日　T6.8.24
〔備考〕　・学校、兵営、電信、電話、鉄道、其他ニ対シ、地方公共団体（町村若クハ水利組合等）ニ於テ其建設等ニ際シ寄附シタル金員、土地建物等明治３５年度以降ノ事実ニ就キ取調

2－096－033
雑件書類綴　T06
【漂流物及沈没品取扱表】
〔対象年〕　T5
〔照会状〕　郡役所庶務課長→村長
発信年月日　T6.8.29
報告期限　T6.9.2
〔国の様式〕［Ｔ１．１０．３０逓信省訓令第３号　水難救護法取扱手続第１７条］に関連か

2－096－034
雑件書類綴　T06
【町村吏員報酬給料額人員調】
〔対象年〕　T6.7.1現在
〔照会状〕　郡役所庶務課長→村長
発信年月日　T6.9.8
報告期限　T6.9.15
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所庶務課
発信年月日　T6.9.11
〔記入表〕
〔備考〕　・雛形に数字が記入されている

2－096－035
雑件書類綴　T06
【何府（県）何国何郡（市）何町（村）内註記調書】
〔雛形〕
〔記入表〕
〔備考〕　・表題は雛形によるもので、記入表は「栃木県下野国那須郡境村内註記調書」である　大字小字の人口、戸数、道路、山等村の概要調査である

2－098－001
土木関係綴　T06-T07
【土木費総計表】
〔対象年〕　T4年度決算
〔記入表〕　［村役場］→［郡長］

2－103－001
県税ニ関スル書類　T06
【（１）　町村歳入出決算ニ関スル調】
〔対象年〕　T4年度
〔照会状〕　庶務課長→村長
発信年月日　T6.1.21
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所庶務課長
発信年月日　T6.2.2
〔記入表〕

2－103－002
県税ニ関スル書類　T06
【（２）　町村税其他未収額調】
〔対象年〕　T5年度　T6.2.1現在
〔照会状〕　庶務課長→村長
発信年月日　T6.1.21
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所庶務課長
発信年月日　T6.2.2
〔記入表〕

2－103－003
県税ニ関スル書類　T06
【（３）　納税組合ニ関スル調】
〔対象年〕　T4，T5年度
〔照会状〕　庶務課長→村長
発信年月日　T6.1.21
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→郡役所庶務課長
発信年月日　T6.2.2
〔記入表〕

2－103－004
県税ニ関スル書類　T06
【地租総額及賦課総額】
〔対象年〕　T6.4.1現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.4.12
〔記入表〕

2－103－018
県税ニ関スル書類　T06
【県税納期内納入額調査表】
〔対象年〕　T5年度
〔照会状〕　郡役所財務課長→村長
発信年月日　T6.7.4
報告期限　T6.7.20
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→財務課長
発信年月日　T6.7.7
〔記入表〕

2－103－019
県税ニ関スル書類　T06
【町村税徴収成績表】
〔対象年〕　T3，T4，T5年度
〔照会状〕　庶務課長→村長
発信年月日　T6.7.4
報告期限　T6.7.20
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所庶務課長
発信年月日　T6.7.7
〔記入表〕

2－103－020
県税ニ関スル書類　T06
【県税調定額ニ対スル人員調】
〔対象年〕　T5年度
〔照会状〕　郡役所財務課長→村長
発信年月日　T6.7.5
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→財務課長
発信年月日　T6.7.7
〔記入表〕

2－103－021
県税ニ関スル書類　T06
【町村税滞納処分調表（１）】
〔対象年〕　T5年度
〔照会状〕　郡役所庶務課長→村長
発信年月日　T6.7.7
報告期限　T6.7末
〔送り状１〕村長→庶務課長
発信年月日　T6.7.12
〔記入表〕

2－103－022
県税ニ関スル書類　T06
【町村税滞納処分調表（２）】
〔対象年〕　T5年度
〔照会状〕　郡役所庶務課長→村長
発信年月日　T6.7.7
報告期限　T6.7末
〔送り状１〕村長→庶務課長
発信年月日　T6.7.12
〔記入表〕

2－103－023
県税ニ関スル書類　T06
【地租総額及賦課額報告】
〔対象年〕　T6.10.1現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.10.10
〔記入表〕

2－103－030
県税ニ関スル書類　T06
【町村税徴収成績表】
〔対象年〕　T6年度
〔記入表〕　→［村役場］
〔備考〕　・大田原他３０町村の成績表

2－112－001
赤十字社愛国婦人会関係往答綴　T06-T14
【軍人遺族及廃兵調　遺族ノ部】
〔対象年〕　T6.10.21現在
〔照会状〕　郡委員部→村委員
発信年月日　T6.10.20
報告期限　T6.11.5
〔雛形〕
〔送り状１〕村委員部→郡幹事部
発信年月日　T6.11.8
〔記入表〕

2－112－002
赤十字社愛国婦人会関係往答綴　T06-T14
【軍人遺族及廃兵調、廃兵ノ部】

〔対象年〕　T6.10.2現在
〔照会状〕　郡委員部→村委員
　　発信年月日　T6.10.20
〔雛形〕

2－112－003
赤十字愛国婦人会関係往答綴　T06-T14
【米価騰貴ニ依ル臨時救護ノ件　軍人遺族ノ現況調査書】
〔照会状〕　郡幹事部長→村委員
　　発信年月日　T8.6.7
　　報告期限　T8.6.20
〔送り状１〕村委員→郡幹事部長
　　発信年月日　T8.6.20
〔記入表〕

2－112－004
赤十字社愛国婦人会関係往答綴　T06-T14
【赤十字社有功及特別社員並愛国婦人会有功会員調】
〔記入表〕　→［村委員部］
〔備考〕　・大田原他３０町村につき調査
　　・孔版刷

2－112－005
赤十字愛国婦人会関係往答綴　T06-T14
【軍人遺族及廃兵ニシテ救護ヲ要スル者ノ有無調査】
〔照会状〕　郡幹事部→委員
　　発信年月日　T13.6.13
　　報告期限　T13.6.25
〔送り状１〕村委員→郡幹事部
　　発信年月日　T13.7.4
〔記入表〕

2－114－001
雑件書類綴　T07
【［第３様式］　町村吏員表】
〔対象年〕　T6.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T7.1.8
〔記入表〕

2－114－002
雑件書類綴　T07
【［第４様式］　町村会議員及選挙有権者調表】
〔対象年〕　T6.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T7.1.8
〔記入表〕

2－114－003
雑件書類綴　T07
【［第５様式］　町村吏員退隠料受領人員及金額表】
〔対象年〕　T6.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T7.1.8
〔記入表〕

2－114－004
雑件書類綴　T07
【衆議院議員選挙人員調】
〔対象年〕　T4.10.1現在
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T7.1.8
〔記入表〕
〔備考〕　・郡統計材料

2－114－005
雑件書類綴　T07
【第２４表　県会議員選挙権被選挙権ヲ有スル人員表】
〔対象年〕　T4.9.15現在
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T7.1.8
〔記入表〕
〔備考〕　・郡統計材料

2－114－006
雑件書類綴　T07
【町村会議員及公民数調】
〔対象年〕　T4.12.1現在
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T7.1.8
〔記入表〕
〔備考〕　・郡統計材料

2－114－007
雑件書類綴　T07
【町村是実行組合調】
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
　　発信年月日　T7.1.14
〔雛形〕

〔送り状１〕村長→郡役所庶務課長
発信年月日　T7.1.17
〔記入表〕

2－114－008
雑件書類綴　T07
【町村是実行状況調】
〔照会状〕　［郡役所］庶務課長→村長
発信年月日　T7.1.15
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所庶務課長
発信年月日　T7.1.17
〔記入表〕

2－114－009
雑件書類綴　T07
【第１４様式　［済貧恤窮施行表］】
〔照会状〕　庶務課長→村長
発信年月日　T7.1.25
報告期限　T7.1.20

2－114－010
雑件書類綴　T07
【第１５様式　［養育ニ係ル棄児表］】
〔照会状〕　庶務課長→村長
発信年月日　T7.1.25
報告期限　T7.1.20

2－114－011
雑件書類綴　T07
【名勝、史蹟、古墳墓中管理保存ノ価値アルモノ取調】
〔照会状〕　［郡役所］庶務課長→村長
発信年月日　T7.2.6
報告期限　T7.2.10
〔雛形〕
〔送り状２〕村役場→郡役所庶務課
発信年月日　T7.2.12

2－114－012
雑件書類綴　T07
【行旅病人表】
〔対象年〕　T6.12末現在
〔照会状〕　［郡役所］庶務課長→村長
発信年月日　T7.2.4
報告期限　T7.2.10
〔雛形〕
〔送り状２〕村役場→郡役所庶務課長
発信年月日　T7.2.12

2－114－013
雑件書類綴　T07
【死産ニ関シ附与シタル埋火葬認許証枚数及最終番号調査】
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T7.2.23
報告期限　T7.3.5
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→［郡］庶務課長
発信年月日　T7.2.25
〔記入表〕

2－114－014
雑件書類綴　T07
【人口戸数調】
〔対象年〕　T5末及びT6末
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　T7.3.18
報告期限　T7.3.25
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T7.3.23
〔記入表〕

2－114－015
雑件書類綴　T07
【人口戸数調　大字別人口戸数調】
〔照会状〕　烏山郵便局→村役場
発信年月日　T7.4.17
〔送り状１〕村役場→烏山郵便局
発信年月日　T7.4.22
〔記入表〕

2－114－016
雑件書類綴　T07
【漂流物及沈没品取扱表】
〔照会状〕　［郡役所］庶務課長→村長
発信年月日　T7.5.14
〔送り状２〕村役場→郡役所庶務課
発信年月日　T7.5.15
〔備考〕　・Ｔ１．１０．３０逓信省訓令第３号１７条による
・大正６年分統計表とあり

2－114－017
雑件書類綴　T07
【町村青年団調　1　町村青年団一覧】
〔対象年〕　T7.6.30現在
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T7.7.9
報告期限　T7.7.17
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→［郡］庶務課長
発信年月日　T7.7.15
〔記入表〕

2－114－018
雑件書類綴　T07
【町村青年団調　2　町村優良青年団調】
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T7.7.9
報告期限　T7.7.17
〔雛形〕
〔送り状２〕村長→［郡］庶務課長
発信年月日　T7.7.15

2－114－019
雑件書類綴　T07
【細民部落調査表】
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T7.7.18
報告期限　T7.8.5
〔雛形〕

2－114－020
雑件書類綴　T07
【高齢者調】
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T7.9.12
報告期限　T7.9末
〔送り状１〕村長→［郡］庶務課長
発信年月日　T7.9.25
〔記入表〕

2－114－021
雑件書類綴　T07
【収穫高調】
〔雛形〕
〔備考〕　・雛形のみ

2－114－022
雑件書類綴　T07
【田畑耕作費調】
〔雛形〕
〔備考〕　・雛形のみ

2－119－004
租税ニ関スル書類（県税）　T07
【地租総額及賦課総額報告】
〔対象年〕　T7.4.1現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.4.10
〔記入表〕

2－119－005
租税ニ関スル書類（県税）　T07
【県税戸数賦課戸数及税額調】
〔対象年〕　T6年度
〔照会状〕　郡役所財務課長→村長
発信年月日　T7.4.22
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所財務課長
発信年月日　T7.4.26
〔記入表〕

2－119－018
租税ニ関スル書類（県税）　T07
【他府県居住者ニシテ境村内ニ所有スル土地調】
〔照会状〕　郡役所財務課長→村長
発信年月日　T7.6.20
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所財務課長
発信年月日　T7.6.24
〔記入表〕

2－119－019
租税ニ関スル書類（県税）　T07
【県税調定額ニ対スル人員調】
〔対象年〕　T6年度
〔照会状〕　財務課長→村長
発信年月日　T7.6.24
〔雛形〕
〔記入表〕
〔備考〕　・雛形に記入されている

2－119－020
租税ニ関スル書類（県税）　T07

【県税納期内納入歩合調】
〔対象年〕　T6年度
〔照会状〕　郡役所庶務課長→村長
　　発信年月日　T7.7.9
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→庶務課長
　　発信年月日　T7.7.19
〔記入表〕

2－119－021
租税ニ関スル書類（県税）　T07
【村税納期内納入歩合調】
〔対象年〕　T6年度
〔照会状〕　郡役所庶務課長→村長
　　発信年月日　T7.7.9
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→庶務課長
　　発信年月日　T7.7.19
〔記入表〕

2－119－022
租税ニ関スル書類（県税）　T07
【町村税滞納処分調】
〔対象年〕　T4年度
〔照会状〕　郡役所庶務課長→村長
　　発信年月日　T7.8.17
　　報告期限　T7.8.25
〔雛形〕
〔記入表〕　村役場→

2－119－023
租税ニ関スル書類（県税）　T07
【町村税滞納処分調】
〔対象年〕　T5年度
〔照会状〕　郡役所庶務課長→村長
　　発信年月日　T7.8.17
　　報告期限　T7.8.25
〔雛形〕
〔記入表〕　村役場→

2－119－024
租税ニ関スル書類（県税）　T07
【町村税滞納処分調】
〔対象年〕　T6年度
〔照会状〕　郡役所庶務課長→村長
　　発信年月日　T7.8.14

2－119－025
租税ニ関スル書類（県税）　T07
【地租総額及賦課額報告】
〔対象年〕　T7.10.1現在
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T7.10.10
〔記入表〕

2－129－001
雑件書類綴　T08
【［第４様式］　町村会議員及選挙有権者調表】
〔対象年〕　T7.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T8.1.8
〔記入表〕

2－129－002
雑件書類綴　T08
【［第３様式］　町村吏員表】
〔対象年〕　T7.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T8.1.8
〔記入表〕

2－129－003
雑件書類綴　T08
【［第５様式］　町村吏員退隠料受領人員及金額表】
〔対象年〕　T7.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T8.1.8
〔記入表〕

2－129－004
雑件書類綴　T08
【衆議院議員選挙人調】
〔対象年〕　T7.10.1現在
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T8.1.8
〔記入表〕
〔備考〕　・郡統計材料

2－129－005
雑件書類綴　T08
【第２４表　県会議員選挙権被選挙権ヲ有スル人員表】
〔対象年〕　T7.9.15現在

〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T8.1.8
〔備考〕　・郡統計材料

2－129－006
雑件書類綴　T08
【町村会議員及公民数調】
〔対象年〕　T7.12.1現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T8.1.8
〔記入表〕
〔備考〕　・郡統計材料

2－129－007
雑件書類綴　T08
【救済資金調査】
〔対象年〕　T7.11末現在
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T8.1.6
報告期限　T8.1.12
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→［郡］庶務課長
発信年月日　T8.1.11
〔記入表〕

2－129－008
雑件書類綴　T08
【衆議院議員選挙資格調査】
〔対象年〕　T8.1.7現在
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T8.1.7
報告期限　T8.1.13
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→［郡］庶務課長
発信年月日　T8.1.11
〔記入表〕

2－129－009
雑件書類綴　T08
【衆議院議員選挙資格調】
〔対象年〕　T8.1.10現在
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T8.1.13
報告期限　T8.1.18
〔雛形〕
〔送り状１〕［村役場］→［郡庶務課］
発信年月日　T8.1.17
〔記入表〕
〔備考〕　・「電話ニテ報告ス」と記述あり
・雛形に記入あり

2－129－010
雑件書類綴　T08
【行旅病人表】
〔対象年〕　T7
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T8.1.15
報告期限　T8.1.25
〔雛形〕
〔送り状２〕村長→［郡］庶務課長
発信年月日　T8.1.20

2－129－011
雑件書類綴　T08
【第１４様式　済貧恤窮施行表】
〔対象年〕　T7
〔照会状〕　庶務課長→村長
発信年月日　T8.1.17
報告期限　T8.1.20
〔送り状１〕村長→郡役所庶務課長
発信年月日　T8.1.20
〔記入表〕

2－129－012
雑件書類綴　T08
【衆議院議員選挙資格ニ関スル件　各直接国税ノ種類別有権者数】
〔対象年〕　T7.10.1現在
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T8.1.25
報告期限　T8.1.29
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→［郡］庶務課長
発信年月日　T8.1.28
〔記入表〕
〔備考〕　・納税年限２年

2－129－013
雑件書類綴　T08
【衆議院議員選挙資格ニ関スル件　各直接国税ノ種類別有権者数】
〔対象年〕　T7.10.1現在
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T8.1.25
報告期限　T8.1.29
〔雛形〕

〔送り状１〕村長→［郡］庶務課長
発信年月日　T8.1.28
〔記入表〕
〔備考〕　・納税年限１年

2－129－014
雑件書類綴　T08
【衆議院議員選挙資格ニ関スル件　投票区ニ於ケル衆議院議員選挙資格者数】
〔対象年〕　T7.10.1現在
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T8.1.28
報告期限　T8.1.30
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→［郡］庶務課長
発信年月日　T8.1.31
〔記入表〕

2－129－015
雑件書類綴　T08
【田畑地価調査　１反当収穫高、田畑耕作費、牛馬使用量及員数調査】
〔照会状〕　［大田原税務署長］→［村長］
発信年月日　〔T7.12.14〕
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T8.2.5
〔記入表〕

2－129－016
雑件書類綴　T08
【大字別反当平均小作料収穫高売買価格調査】
〔照会状〕　［大田原税務署長］→［村長］
発信年月日　〔T7.12.17〕
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
〔記入表〕

2－129－017
雑件書類綴　T08
【禁治産者調査書】
〔対象年〕　T8.3.10現在
〔照会状〕　茂木専売支局→村長
発信年月日　T8.3.19
〔雛形〕
〔送り状２〕村役場→茂木専売支局
発信年月日　T8.3.21

2－129－018
雑件書類綴　T08
【（１）　町村書記給料額調】
〔対象年〕　T8.6.1現在
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T8.6.28
報告期限　T8.7.5
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→［郡］庶務課長
発信年月日　T8.6.30
〔記入表〕

2－129－019
雑件書類綴　T08
【（２）　町村吏員職員臨時手当支給額調】
〔対象年〕　T8.6.1現在
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T8.6.28
報告期限　T8.7.5
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→庶務課長
発信年月日　T8.6.30
〔記入表〕

2－129－020
雑件書類綴　T08
【（３）　実費弁償并旅費支給額調】
〔対象年〕　T8.6.1現在
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T8.6.28
報告期限　T8.7.5
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→［郡］庶務課長
発信年月日　T8.6.30
〔記入表〕

2－129－021
雑件書類綴　T08
【貧民戸数及人員其他調】
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T8.7.18
〔送り状２〕村長→［郡］庶務課長
発信年月日　T8.7.23

2－129－022
雑件書類綴　T08
【町村公民数】
〔対象年〕　T8.8.15現在

〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T8.8.14
報告期限　T8.8.20
〔送り状１〕村長→［郡］庶務課長
発信年月日　T8.8.19
〔記入表〕

2－129－023
雑件書類綴　T08
【町村ノ負担ヲ分任スルモ地租其ノ他直接国税２円以上ヲ納メサルタメ公民タラサルモノノ数】
〔対象年〕　T8.8.15現在
〔照会状〕　庶務課長→村長
発信年月日　T8.8.14
報告期限　T8.8.20
〔送り状１〕村長→［郡］庶務課長
発信年月日　T8.8.19
〔記入表〕

2－129－024
雑件書類綴　T08
【小学校教員及役場吏員臨時手当ニ関スル調】
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T8.9.5
報告期限　T8.9.11
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→［郡］庶務課長
発信年月日　T8.9.8
〔記入表〕

2－129－025
雑件書類綴　T08
【地方財政ニ関スル事項調査　財源ノ関係上未タ実行ニ当ラサルモノ】
〔対象年〕　T8年度
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T8.9.5
報告期限　T8.9.13
〔送り状２〕村長→［郡］庶務課長
発信年月日　T8.9.12

2－129－026
雑件書類綴　T08
【地方財政ニ関スル事項調査　法律ノ制定ニ伴ヒ新ニ費用ヲ要スルモノ】
〔対象年〕　T8年度
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T8.9.5
報告期限　T8.9.13
〔送り状２〕村長→［郡］庶務課長
発信年月日　T8.9.12

2－129－027
雑件書類綴　T08
【地方財政ニ関スル事項調査　時局ノ影響ニ因ル必要費用】
〔対象年〕　T8年度
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T8.9.5
報告期限　T8.9.13
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→［郡］庶務課長
発信年月日　T8.9.12
〔記入表〕

2－129－028
雑件書類綴　T08
【地方財政ニ関スル事項調査　時局ノ影響ニ因ル必要費用ニ対スル財源】
〔対象年〕　T8年度
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T8.9.5
報告期限　T8.9.13
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→［郡］庶務課長
発信年月日　T8.9.12
〔記入表〕

2－129－029
雑件書類綴　T08
【町村会議員ニ関スル調査　（１）　町村会議員調】
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T8.10.6
報告期限　T8.10.13
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→［郡］庶務課長
発信年月日　T8.10.15
〔記入表〕
〔備考〕　・対象年に関しては「最近定期改選の結果ニ依ル」とあり

2－129－030
雑件書類綴　T08
【町村会議員ニ関スル調査　（２）　町村会議員投票ノ状況】

〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T8.10.6
報告期限　T8.10.13
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→［郡］庶務課長
発信年月日　T8.10.15
〔記入表〕
〔備考〕　・対象年に関しては「最近定期改選ノ結果ニ依ル」とあり

2－129－031
雑件書類綴　T08
【町村会議員ニ関スル調査　（３）　町村制第１２条第２項、３項ノ選挙人調】
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T8.10.6
報告期限　T8.10.13
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→［郡］庶務課長
発信年月日　T8.10.15
〔記入表〕
〔備考〕　・対象年に関しては「最近定期改選ノ結果ニ依ル」とあり

2－129－032
雑件書類綴　T08
【町村公民調査】
〔照会状〕　庶務課長→村長
発信年月日　T8.11.19
報告期限　T8.11.25
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→［郡］庶務課長
発信年月日　T8.11.21
〔記入表〕

2－129－033
雑件書類綴　T08
【１　直接国税納付人員ニシテ独立ノ生計ヲ営ミ年令２５年以上ノ男子ノ数】
〔対象年〕　T8.10末現在
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T8.11.24
〔送り状１〕村長→［郡］庶務課長
発信年月日　T8.11.27
〔記入表〕

2－129－034
雑件書類綴　T08
【２　直接県税納付人員ニシテ独立ノ生計ヲ営ミ年令２５年以上ノ男子ノ数】
〔対象年〕　T8.10末現在
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T8.11.24
〔送り状１〕村長→［郡］庶務課長
発信年月日　T8.11.27
〔記入表〕

2－130－001
土木関係綴　T08-T09
【水雑救護法取扱手続第１７条ニ依ル統計表】
〔対象年〕　T7
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T8.5.15
〔送り状２〕村長→庶務課長
発信年月日　T8.5.20
〔国の様式〕大正１年逓信省訓令第３号

2－130－002
土木関係綴　T08-T09
【境村［字別］戸数調】
〔対象年〕　T9.6.1
〔記入表〕
〔備考〕　・大字名、台帳字名、現在戸数、俗称通称

2－140－001
租税関係綴（県税）　T08
【町村税徴収成績表】
〔対象年〕　T7年度
〔記入表〕　→［村役場］
〔備考〕　・那須郡下町村別の成績表
・大正８年２月２７日の村役場受印あり

2－140－002
租税関係綴（県税）　T08
【地租額及賦課総額報告】
〔対象年〕　T8.2.1現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T8.2.10
〔記入表〕

2－140－004
租税関係綴（県税）　T08
【地租納額別人員表】

〔対象年〕　T8.2.1現在
〔照会状〕　大田原税務署→村役場
　　発信年月日　T8.2.18
　　報告期限　T8.2.15
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
　　発信年月日　T8.2.22
〔記入表〕

2－140－005
租税関係綴（県税）　T08
【所得税附加税及営業税附加税賦課額報告】
〔対象年〕　T7年度　追徴
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T8.2.14
〔記入表〕

2－140－007
租税関係綴（県税）　T08
【地租総額及賦課額報告】
〔対象年〕　T8.4.1現在
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T8.4.12
〔記入表〕

2－140－008
租税関係綴（県税）　T08
【営業税中職工ニ関スル調査】
〔照会状〕　郡役所財務課→村役場
　　発信年月日　T8.4.5
　　報告期限　T8.4.10
〔送り状１〕村役場→郡役所財務課
　　発信年月日　T8.4.8
〔記入表〕

2－140－013
租税関係綴（県税）　T08
【国税営業税附加税賦課額報告】
〔対象年〕　T8年度　前期
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T8.5.24
〔記入表〕
〔備考〕　・前、後期別境村賦課総額

2－140－018
租税関係綴（県税）　T08
【県税調定額ニ対スル人員調】
〔対象年〕　T7年度
〔照会状〕　郡役所財務課長→村長
　　発信年月日　T8.7.5
　　報告期限　T8.7.15
〔記入表〕

2－140－019
租税関係綴（県税）　T08
【県外居住者所有土地調】
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T8.7.19
〔記入表〕

2－140－021
租税関係綴（県税）　T08
【町村税ニ関スル調】
〔対象年〕　T7年度
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
　　発信年月日　T8.9.27
　　報告期限　T8.10.5
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡庶務課長
　　発信年月日　T8.10.1
〔記入表〕

2－140－022
租税関係綴（県税）　T08
【地租総額及賦課額報告】
〔対象年〕　T8.10.1現在
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T8.10.15
〔記入表〕

2－153－001
発翰綴　T08-T11
【分会現況調書】
〔対象年〕　T9年度
〔記入表〕　村分会→
　　発信年月日　T9.8.20

2－153－002
発翰綴　T08-T11
【附表第３　帝国在郷軍人会会員調査表】
〔対象年〕　4.1調
〔記入表〕　［村分会］→
　　発信年月日　［T10.4.8］
　　報告期限　［T10.4末］

2－153－003
発翰綴　T08-T11
【附表第４　財産調査表】
〔対象年〕　T9年度　３月末調
〔記入表〕　［村分会］→
発信年月日　〔T10.4.8〕
報告期限　〔T10.4末〕

2－153－004
発翰綴　T08-T11
【附表第２　景況報告】
〔対象年〕　T9年度
〔記入表〕　［村分会］→
発信年月日　〔T10.4.8〕
報告期限　〔T10.4末〕

2－153－005
発翰綴　T08-T11
【分会現況調書】
〔対象年〕　T10年度　T10.8.1調
〔記入表〕　［村分会］→

2－153－006
発翰綴　T08-T11
【附表第３　帝国在郷軍人会会員調査表】
〔対象年〕　4.1調
〔記入表〕　［村分会］→
発信年月日　〔T11.4.2〕
報告期限　〔T11.4末〕

2－153－007
発翰綴　T08-T11
【附表第４　財産調査表】
〔対象年〕　T10年度　３月末調
〔記入表〕　村分会→
発信年月日　T11.4.2
報告期限　〔T11〕.4末

2－153－008
発翰綴　T08-T11
【附表第２　景況報告】
〔対象年〕　T10年度
〔記入表〕　［村分会］→
発信年月日　〔T11.4.2〕
報告期限　〔T11.4末〕

2－155－001
雑件書類綴　T09
【１　年齢満２５年以上ノ男子ニシテ独立ノ生計ヲ営ム者ノ数】
〔対象年〕　T8.12末現在
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T8.12.27
報告期限　T9.1.10
〔送り状１〕村長→［郡］庶務課長
発信年月日　T9.1.8
〔記入表〕

2－155－002
雑件書類綴　T09
【２　年齢満２０年以上ノ男子ニシテ独立ノ生計ヲ営ム者ノ数】
〔対象年〕　T8.12末現在
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
発信年月日　T8.12.27
報告期限　T9.1.10
〔送り状１〕村長→［郡］庶務課長
発信年月日　T9.1.8
〔記入表〕

2－155－003
雑件書類綴　T09
【３　町村ノ負担ヲ分任スルモ地租其他ノ直接国税弐円以上ヲ納メサルカ為メ公民タラサル者ノ数】
〔対象年〕　T8.12末現在
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
発信年月日　T8.12.27
報告期限　T9.1.10
〔送り状１〕村長→［郡］庶務課長
発信年月日　T9.1.8
〔記入表〕

2－155－004
雑件書類綴　T09
【３　町村ノ負担ヲ分任スルモ地租其他ノ直接国税弐円以上ヲ納メサルカ為メ公民タラサル者ノ数　（１）　国税営業税附加税ノミヲ納ムル者ノ数】
〔対象年〕　T8.12末現在
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
発信年月日　T8.12.27
報告期限　T9.1.10
〔送り状２〕村長→［郡］庶務課長
発信年月日　T9.1.8

2－155－005
雑件書類綴　T09
【3　町村ノ負担ヲ分任スルモ地租其他ノ直接国税弐円以上ヲ納メサルカ為メ公民タラサル者ノ数　（2）　所得税附加税ノミヲ納ムル者ノ数】
〔対象年〕　T8.12末現在
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
発信年月日　T8.12.27
報告期限　T9.1.10
〔送り状1〕村長→［郡］庶務課長
発信年月日　T9.1.8
〔記入表〕

2－155－006
雑件書類綴　T09
【3　町村ノ負担ヲ分任スルモ地租其他ノ直接国税弐円以上ヲ納メサルカ為メ公民タラサル者ノ数　（3）　鉱業税附加税ノミヲ納ムル者ノ数】
〔対象年〕　T8.12末現在
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
発信年月日　T8.12.27
報告期限　T9.1.10
〔送り状2〕村長→［郡］庶務課長
発信年月日　T9.1.8

2－155－007
雑件書類綴　T09
【3　町村ノ負担ヲ分任スルモ地租其他ノ直接国税弐円以上ヲ納メサルカ為メ公民タラサル者ノ数　（4）　売薬営業税附加税ノミヲ納ムル者ノ数】
〔対象年〕　T8.12末現在
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
発信年月日　T8.12.27
報告期限　T9.1.10
〔送り状2〕村長→［郡］庶務課長
発信年月日　T9.1.8

2－155－008
雑件書類綴　T09
【3　町村ノ負担ヲ分任スルモ地租其他ノ直接国税弐円以上ヲ納メサルカ為メ公民タラサル者ノ数　（5）　以上ノ税2種以上ヲ納ムル者ノ数】
〔対象年〕　T8.12末現在
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
発信年月日　T8.12.27
報告期限　T9.1.10
〔送り状2〕村長→［郡］庶務課長
発信年月日　T9.1.8

2－155－009
雑件書類綴　T09
【3　町村ノ負担ヲ分任スルモ地租其他ノ直接国税弐円以上ヲ納メサルカ為メ公民タラサル者ノ数　（6）　戸数割附加税ノミヲ納ムル者ノ数】
〔対象年〕　T8.12末現在
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
発信年月日　T8.12.27
報告期限　T9.1.10
〔送り状1〕村長→［郡］庶務課長
発信年月日　T9.1.8
〔記入表〕

2－155－010
雑件書類綴　T09
【3　町村ノ負担ヲ分任スルモ地租其他ノ直接国税弐円以上ヲ納メサルカ為メ公民タラサル者ノ数　（7）　県税営業税附加税ノミヲ納ムル者ノ数】
〔対象年〕　T8.12末現在
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
発信年月日　T8.12.27
報告期限　T9.1.10
〔送り状1〕村長→［郡］庶務課長
発信年月日　T9.1.8
〔記入表〕

2－155－011
雑件書類綴　T09
【3　町村ノ負担ヲ分任スルモ地租其他ノ直接国税弐円以上ヲ納メサルカ為メ公民タラサル者ノ数　（8）　雑種税附加税ノミヲ納ムル者ノ数】
〔対象年〕　T8.12末現在
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
発信年月日　T8.12.27
報告期限　T9.1.10
〔送り状1〕村長→［郡］庶務課長
発信年月日　T9.1.8
〔記入表〕

2－155－012
雑件書類綴　T09
【3　町村ノ負担ヲ分任スルモ地租其他ノ直接国税弐円以上ヲ納メサルカ為メ公民タラサル者ノ数　（9）　6乃至8ノ2種以上ヲ納ムル者ノ数】
〔対象年〕　T8.12末現在
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
発信年月日　T8.12.27

報告期限　T9.1.10
〔送り状１〕村長→［郡］庶務課長
発信年月日　T9.1.8
〔記入表〕

2−155−013
雑件書類綴　T09
【３　町村ノ負担ヲ分任スルモ地租其他ノ直接国税弐円以上ヲ納メサルカ為メ公民タラサル者ノ数　（１０）　国税附加税、県税附加税ノ内２種以上ヲ納ムル者ノ数】
〔対象年〕　T8.12末現在
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
発信年月日　T8.12.27
報告期限　T9.1.10
〔送り状１〕村長→［郡］庶務課長
発信年月日　T9.1.8
〔記入表〕

2−155−014
雑件書類綴　T09
【［第４様式］　町村会議員及選挙有権者調表】
〔対象年〕　T8.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T9.1.16
〔記入表〕

2−155−015
雑件書類綴　T09
【［第３様式］　町村吏員表】
〔対象年〕　T8.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T9.1.16
〔記入表〕

2−155−016
雑件書類綴　T09
【［第５様式］　町村吏員退隠料受料人員及金額表】
〔対象年〕　T8.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T9.1.16
〔記入表〕

2−155−017
雑件書類綴　T09
【実費弁償并旅費額表】
〔対象年〕　T8.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T9.1.16
〔記入表〕

2−155−018
雑件書類綴　T09
【第１４様式　済貧恤窮施行表】
〔対象年〕　T8
〔照会状〕　庶務課長→村長
発信年月日　T9.1.15
報告期限　T9.1.20
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T9.2.4
〔記入表〕

2−155−019
雑件書類綴　T09
【第１５様式　養育ニ係ル棄児表】
〔照会状〕　庶務課長→村長
発信年月日　T9.1.15
報告期限　T9.1.20

2−155−020
雑件書類綴　T09
【禁治産者調査書】
〔対象年〕　T9.3.5現在
〔照会状〕　茂木専売支局烏山出張所→村長
発信年月日　T9.3.6
〔雛形〕
〔送り状２〕村長→茂木専売支局烏山出張所
発信年月日　T9.3.9

2−155−021
雑件書類綴　T09
【青年団状況調】
〔照会状〕　郡庶務課長→町村長
発信年月日　T9.7.12
報告期限　T9.7末
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T9.7.21
〔記入表〕

2−155−022
雑件書類綴　T09
【田畑地価調査】
〔照会状〕　大田原税務署長→村長

発信年月日　T7.9.20
〔備考〕　・大正７年１０月１９日、同７年１１月９日の日付の督促状あり

2－155－023
雑件書類綴　T09
【田畑地価調査】
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T7.11.18
報告期限　T7.11.29

2－155－024
雑件書類綴　T09
【田畑所有者中比較的多数所有スル者ニ付小作料調査】
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　T7.12.14
〔備考〕　・田畑地価調査ニ関スル資料

2－155－025
雑件書類綴　T09
【地主小作人ニ対シ奨励米ニ関スル件】
〔照会状〕　村長→農区長
発信年月日　T8.1.20
報告期限　T8.1.28

2－155－026
雑件書類綴　T09
【田畑ニ対スル実際賦課調】
〔対象年〕　M44～T6
〔照会状〕　大田原税務署長→村役場
発信年月日　T7.11.9
〔送り状１〕村役場→大田原税務署長
発信年月日　T8.2.3
〔記入表〕
〔備考〕　・最初の照会状はＴ７．９．２２付であった旨の記事あり

2－155－027
雑件書類綴　T09
【収穫高調　畑ノ部】
〔対象年〕　［M44～T6］
〔記入表〕
〔備考〕　・陸稲、蕎［藁か］の収穫高

2－155－028
雑件書類綴　T09
【収穫高調　畑ノ部】
〔対象年〕　［M44～T6］
〔記入表〕
〔備考〕　・大豆の収穫高

2－155－029
雑件書類綴　T09
【収穫高調　畑ノ部】
〔対象年〕　［M44～T6］
〔記入表〕
〔備考〕　・麦、蕎［藁か］の収穫高

2－155－030
雑件書類綴　T09
【収穫高調　畑ノ部】
〔対象年〕　［M44～T6］
〔記入表〕
〔備考〕　・煙草の収穫高

2－155－031
雑件書類綴　T09
【収穫高調　田ノ部】
〔対象年〕　［M44～T6］
〔雛形〕
〔記入表〕
〔備考〕　・米、大麦、蕎［藁か］の収穫高

2－155－032
雑件書類綴　T09
【田畑耕作費調　田（畑）ノ部】
〔対象年〕　［M44～T6］
〔雛形〕
〔記入表〕
〔備考〕　・種苗代、肥料代、雇人給金、食費

2－155－033
雑件書類綴　T09
【牛馬使用料及ビ員数】
〔対象年〕　［M44～T6］
〔記入表〕

2－155－034
雑件書類綴　T09
【県会議員選挙有権者及直接国税県税納付者】

〔対象年〕　T9.8.1現在
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
　　発信年月日　T9.8.16
　　報告期限　T9.8.27
〔送り状１〕村長→［郡］庶務課長
　　発信年月日　T9.8.26
〔記入表〕
〔備考〕　・記述形式で８項目あり

2－155－035
雑件書類綴　T09
【第１表　町村公民数ニ関スル調】
〔対象年〕　T9.8.1現在
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
　　発信年月日　T9.8.13
　　報告期限　T9.8.27
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→［郡］庶務課長
　　発信年月日　T9.8.26
〔記入表〕

2－155－036
雑件書類綴　T09
【第２表　各種議員選挙人数ト人口トノ割合調】
〔対象年〕　［備考欄参照］
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
　　発信年月日　T9.8.13
　　報告期限　T9.8.27
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→［郡］庶務課長
　　発信年月日　T9.8.26
〔記入表〕
〔備考〕　・衆議院－大正９年５月１０日現在
　　府県会議員－大正８年１２月１５日
　　現在　市町村会議員－大正９年８月
　　１日現在

2－155－037
雑件書類綴　T09
【第３表　地租以外ノ直接国税２円未満納税者数調】
〔対象年〕　T9.8.1現在
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
　　発信年月日　T9.8.13
　　報告期限　T9.8.27
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→［郡］庶務課長
　　発信年月日　T9.8.26
〔記入表〕

2－155－038
雑件書類綴　T09
【町村会議員当選者ノ所属級別調】
〔対象年〕　［M22よりの選挙施行年］
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
　　発信年月日　T9.10.14
　　報告期限　T9.10.25
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→［郡］庶務課長
　　発信年月日　T9.10.21
〔記入表〕
〔備考〕　・調査項目は以下の４項あり
　　（一）一級選挙　（二）二級選挙
　　（三）三級選挙　（四）調査方法

2－155－039
雑件書類綴　T09
【社会事業費調査】
〔対象年〕　T7～T9年度
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
　　発信年月日　T9.12.21
　　報告期限　T9.12.27
〔送り状１〕村長→［郡］庶務課長
　　発信年月日　T9.12.25
〔記入表〕

2－160－001
租税関係綴県税　T09
【納税施設事項調査書】
〔照会状〕　郡役所財務課長→村長
　　発信年月日　T9.2.5
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡財務課長
　　発信年月日　T9.2.10
〔記入表〕

2－160－002
租税関係綴県税　T09
【県税追徴課税額報告　地租額及課税額】
〔対象年〕　T9.2.1現在
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T9.2.19
〔記入表〕

2－160－006
租税関係綴県税　T09
【地租総額及地租割賦課額報告】
〔対象年〕　T9.4.1現在

〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T9.4.10
〔記入表〕

2－160－012
租税関係綴県税　T09
【県外居住者所有土地調】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T9.5
〔記入表〕

2－160－017
租税関係綴県税　T09
【町村税未納調】
〔対象年〕　T9.7.1現在
〔照会状〕　郡役所庶務課長→村長
発信年月日　T9.7.21
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所庶務課長
発信年月日　T9.7.28
〔記入表〕

2－160－018
租税関係綴県税　T09
【決算調】
〔対象年〕　T7年度
〔照会状〕　郡役所庶務課長→村長
発信年月日　T9.7.23
〔雛形〕
〔記入表〕
〔備考〕　・徴税額に関する決算か

2－160－019
租税関係綴県税　T09
【納税成績表】
〔対象年〕　T9.6.30現在
〔照会状〕　郡役所→村役場
発信年月日　T9.8.7
報告期限　T9.7.30
〔送り状１〕村役場→郡役所
発信年月日　T9.8.10
〔記入表〕
〔備考〕　・照会状は督促状

2－160－020
租税関係綴県税　T09
【県税調定額ニ対スル人員調】
〔対象年〕　T8年度
〔照会状〕　郡財務課長→村長
発信年月日　T9.8.24
報告期限　T9.8.30
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡財務課長
発信年月日　T9.8.30
〔記入表〕

2－160－021
租税関係綴県税　T09
【地租総額及地租割賦課額報告】
〔対象年〕　T9.10.1現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T9.10.13
〔記入表〕

2－160－022
租税関係綴県税　T09
【所得税附加税賦課額報告】
〔対象年〕　T9年度　第１期
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T9.10.14
〔記入表〕

2－160－023
租税関係綴県税　T09
【所得税附加税賦課額報告】
〔対象年〕　T9年度　第２期
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T9.10.22
〔記入表〕

2－160－024
租税関係綴県税　T09
【営業税附加税賦課額報告】
〔対象年〕　T9年度　後期
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T9.10.22
〔記入表〕

2－160－025
租税関係綴県税　T09
【各町村ニ於テ設定セル戸数割賦課標準種別調】
〔送り状１〕村長→郡役所庶務課長
発信年月日　T9.11.16
〔記入表〕

〔備考〕　・賦課標準（見立割）及び賦課額議決の方法の他に戸数割及び同附加税の最高・最低額　所得額等の表あり

2－160－032
租税関係綴県税　T09
【県税徴収成績調】
〔対象年〕　T8年度
〔照会状〕　郡役所財務課長→村長
発信年月日　T9.12.1
〔送り状１〕村長→郡役所財務課長
発信年月日　T9.12.4
〔記入表〕

2－160－033
租税関係綴県税　T09
【町村税徴収歩合表】
〔対象年〕　T9年度
〔送り状１〕郡役所庶務課長→村長
発信年月日　T9.12.17
〔記入表〕

2－177－001
土木関係綴　T10-T11
【災害復旧工事費調　道路】
〔記入表〕

2－177－002
土木関係綴　T10-T11
【災害復旧工事費調　橋梁】
〔記入表〕

2－177－003
土木関係綴　T10-T11
【災害復旧費ニ関スル件　財源】
〔対象年〕　T10年度
〔照会状〕　郡庶務課長→村役場
発信年月日　T10.5.3
〔雛形〕
〔送り状１〕村役場→庶務課長
発信年月日　T10.5.9
〔記入表〕

2－177－004
土木関係綴　T10-T11
【道路調】
〔対象年〕　T10.5現在
〔照会状〕　郡役所庶務課長→村長
発信年月日　T10.5.25
報告期限　T10.6.5
〔送り状１〕村長→庶務課長
発信年月日　T10.5.30
〔記入表〕

2－177－005
土木関係綴　T10-T11
【第１２１様式　土木費総計表】
〔対象年〕　T11年度
〔照会状〕　郡書記→村長
発信年月日　T11.7.24
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.7.31
〔記入表〕

2－177－006
土木関係綴　T10-T11
【第１２２様式　道路延長幅員及勾配表】
〔対象年〕　T11.12.31調
〔照会状〕　郡書記→村長
発信年月日　T11.7.24
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.7.31
〔記入表〕

2－177－007
土木関係綴　T10-T11
【第１２３様式　橋梁表】
〔対象年〕　T11.12.31現在
〔照会状〕　郡書記→村長
発信年月日　T11.7.24
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.7.31
〔記入表〕

2－177－008
土木関係綴　T10-T11
【道路物産其他調　郡道馬頭茂木線】
〔記入表〕
〔備考〕　・葉煙草、和紙、米麦、薪炭、木材、其他につき生産高実数
・道路近傍農林産物生産面積
・戸数４５４戸、人口３７４０人

2－184－001
租税関係綴県税　T10
【所得税附加税賦課額報告】
〔対象年〕　T9年度　第3期
〔送り状1〕村長→郡長
発信年月日　T10.1.7
〔記入表〕

2－184－002
租税関係綴県税　T10
【地租総額及地租割賦課額報告】
〔対象年〕　T9年度追徴　T10.3.1現在
〔送り状1〕村長→郡長
発信年月日　T10.3.9
〔記入表〕
〔備考〕　・送り状に「大正九年度追徴地租割賦課額報告ノ件」とあり、税期はこれによる

2－184－003
租税関係綴県税　T10
【所得税附加税賦課額報告】
〔対象年〕　T9年度　第4期
〔送り状1〕村長→郡長
発信年月日　T10.3.14
〔記入表〕

2－184－008
租税関係綴県税　T10
【地租総額及地租割賦課額報告】
〔対象年〕　T10.4.1現在
〔送り状1〕村長→郡長
発信年月日　T10.4.8
〔記入表〕

2－184－009
租税関係綴県税　T10
【鉱業税附加税滞納報告】
〔対象年〕　T9年度
〔送り状1〕村長→郡長
発信年月日　T10.5.2
〔記入表〕

2－184－011
租税関係綴県税　T10
【戸数割附加税賦課率［報告］】
〔対象年〕　T10年度
〔照会状〕　郡役所庶務課長→村長
発信年月日　T10.5.7
〔送り状1〕村長→庶務課長
発信年月日　T10.5.10
〔記入表〕

2－184－016
租税関係綴県税　T10
【租税公課ノ皆納】
〔対象年〕　T10.5.1調
〔記入表〕　［村役場］→
〔備考〕　・大正5年度から大正9年度迄

2－184－020
租税関係綴県税　T10
【県税地租附加税納入調】
〔対象年〕　T9，T10年度　前期
〔送り状1〕村長→財務課長
発信年月日　T10.5.25
〔記入表〕

2－184－021
租税関係綴県税　T10
【県外居住者所有土地調】
〔送り状1〕村長→郡長
発信年月日　T10.5.31
〔記入表〕

2－184－027
租税関係綴県税　T10
【県税地租附加税納入状況】
〔対象年〕　T10年度　上半期
〔記入表〕　［郡役所か］→

2－184－030
租税関係綴県税　T10
【戸数割附加税ヲ負担セルモノ最高最低額調】
〔対象年〕　T9年度
〔照会状〕　郡役所庶務課長→村長
発信年月日　T10.6.21
〔雛形〕
〔送り状1〕村長→庶務課長
発信年月日　T10.6.24
〔記入表〕

2－184－032
租税関係綴県税　T10
【県税納期内納入成績調】
〔対象年〕　T9年度
〔照会状〕　郡役所財務課長→村長
発信年月日　T10.7.4
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→財務課長
発信年月日　T10.7.7
〔記入表〕
〔備考〕　・調定済額、納期内納入済額
・営業税、雑種税、戸数割ほか５税目

2－184－033
租税関係綴県税　T10
【県税調定額ニ対スル人員調】
〔対象年〕　T9年度
〔照会状〕　郡役所財務課長→村長
発信年月日　T10.7.19
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所財務課長
発信年月日　T10.7.28
〔記入表〕
〔備考〕　・前、後期県税ニ対スル人員
・税目（営業税、雑種税、戸数割他）

2－184－034
租税関係綴県税　T10
【納税成績表】
〔対象年〕　T9年度　T10.6.30現在
〔照会状〕　郡役所庶務課長→村長
発信年月日　T10.9.6
〔送り状１〕村長→郡役所庶務課長
発信年月日　T10.9.10
〔記入表〕
〔備考〕　・表頭は国税、県税、村税
・表側は区分、税額

2－184－035
租税関係綴県税　T10
【県税徴収事務ノタメ要シタル一切ノ費用調】
〔対象年〕　T9年度
〔照会状〕　郡長→村長
発信年月日　T10.9.17
報告期限　T10.9.24
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T10.9.20
〔記入表〕

2－184－036
租税関係綴県税　T10
【県税徴税伝令書発付数調】
〔対象年〕　T9年度
〔照会状〕　郡長→村長
発信年月日　T10.9.17
報告期限　T10.9.24
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T10.9.20
〔記入表〕

2－184－037
租税関係綴県税　T10
【第１表　国税附加税調表】
〔対象年〕　T9年度
〔照会状〕　郡役所庶務課長→村長
発信年月日　T10.9.20
報告期限　T10.9末日
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所庶務課長
発信年月日　T10.9.29
〔記入表〕
〔備考〕　・表頭は地租附加税、営業税附加税、所得税附加税、売薬営業税附加税、鉱業税附加税
・表側は課税標準額、賦課額
・村税に関する調査

2－184－038
租税関係綴県税　T10
【第１表ノ１　国税附加税調表】
〔対象年〕　T9年度
〔照会状〕　郡役所庶務課長→村長
発信年月日　T10.9.20
報告期限　T10.9末日
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所庶務課長
発信年月日　T10.9.29
〔記入表〕
〔備考〕　・表頭は第１表（１８４－３７）と同じ
・表側は制限外賦課額、本税１円当り賦課額
・村税に関する調査

2－184－039
租税関係綴県税　T10
【第１表ノ２　特別税調表】
〔対象年〕　T9年度

〔照会状〕　郡役所庶務課長→村長
　　発信年月日　T10.9.20
　　報告期限　　T10.9末日
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所庶務課長
　　発信年月日　T10.9.29
〔記入表〕
〔備考〕　・記入事項なしの旨の斜線記入あり
　　・村税に関する調査

2－184－040
租税関係綴県税　T10
【第２表　県税附加税及特別税調表】
〔対象年〕　T9年度
〔照会状〕　郡役所庶務課長→村長
　　発信年月日　T10.9.20
　　報告期限　　T10.9末日
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所庶務課長
　　発信年月日　T10.9.29
〔記入表〕
〔備考〕　・村税に関する調査

2－184－041
租税関係綴県税　T10
【第１表　県税（国税附加税ノ分）調表】
〔対象年〕　T9年度
〔照会状〕　郡役所財務課長→村長
　　発信年月日　T10.9.22
　　報告期限　　T10.9.30
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所財務課長
　　発信年月日　T10.9.29
〔記入表〕

2－184－042
租税関係綴県税　T10
【第２表　県税調表】
〔対象年〕　T9年度
〔照会状〕　郡役所財務課長→村長
　　発信年月日　T10.9.22
　　報告期限　　T10.9.30
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所財務課長
　　発信年月日　T10.9.29
〔記入表〕

2－184－043
租税関係綴県税　T10
【市町村税滞納処分調表】
〔対象年〕　T9年度
〔照会状〕　郡役所→村役場
　　発信年月日　T10.9.27
〔送り状１〕村役場→郡役所
　　発信年月日　T10.9.30
〔記入表〕

2－184－044
租税関係綴県税　T10
【県税徴収並金庫送納調】
〔対象年〕　T10.9
〔照会状〕　郡長→町村役場
　　発信年月日　T10.10.4
　　報告期限　　毎月５日限
〔雛形〕
〔記入表〕
〔備考〕　・本年９月分は本月１０日迄に報告すべしの旨の記述あり

2－184－045
租税関係綴県税　T10
【地租総額及地租割賦課額報告】
〔対象年〕　T10.10.1現在
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T10.10.13
〔記入表〕

2－184－047
租税関係綴県税　T10
【地租割納期内納入歩合報告】
〔対象年〕　T10年度　後期
〔送り状１〕村役場→郡役所
　　発信年月日　T10.11.1
〔記入表〕

2－184－048
租税関係綴県税　T10
【町村住民直接国税調】
〔対象年〕　T9年度　後期
〔照会状〕　郡役所財務課長→村長
　　発信年月日　T10.10.20
　　報告期限　　T10.11.10
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所財務課長
　　発信年月日　T10.11.3

〔記入表〕

2－184－049
租税関係綴県税　T10
【町村住民直接県税調】
〔対象年〕　T9年度
〔照会状〕　郡財務課長→村長
発信年月日　T10.10.20
報告期限　T10.11.10
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→財務課長
発信年月日　T10.11.3
〔記入表〕

2－184－050
租税関係綴県税　T10
【町村住民住宅坪数（附属建物ヲ含ム）調】
〔対象年〕　T9年度
〔照会状〕　郡役所財務課長→村長
発信年月日　T10.10.20
報告期限　T10.11.10
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所財務課長
発信年月日　T10.11.3
〔記入表〕

2－184－051
租税関係綴県税　T10
【県税滞納ノ状況】
〔対象年〕　T10年度　前期
〔送り状１〕郡役所財務課長→村長
発信年月日　T10.11.4
〔記入表〕

2－189－001
雑件綴　T11
【基本財産報告】
〔対象年〕　T11.3.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.3.31

2－189－002
雑件綴　T11
【社会事業ニ対スル低利資金所要額調　住宅組合建築費所要低利資金調】
〔対象年〕　T11年度
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T11.4.12
報告期限　T11.5.10
〔雛形〕

2－189－003
雑件綴　T11
【社会事業ニ対スル低利資金所要額調　社会事業費所要低利資金額調】
〔対象年〕　T11年度
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T11.4.12
報告期限　T11.5.10
〔雛形〕

2－189－004
雑件綴　T11
【青年団処女会状況調】
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T11.4.17
報告期限　T11.4.28
〔雛形〕

2－189－005
雑件綴　T11
【婦人職業者調査表】
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T11.4.21
報告期限　T11.4.27
〔雛形〕

2－189－006
雑件綴　T11
【青年団処女会一覧表】
〔対象年〕　T11.5末現在
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
報告期限　T11.6.15
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.6.9
〔記入表〕

2－189－007
雑件綴　T11
【青年団図書館文庫ニ関スル調】
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T11.5.30
報告期限　T11.6.30

〔雛形〕

2－189－008
雑件綴　T11
【灌漑反別並ニ同水路取入口位置調査表】
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T11.7.3
報告期限　T11.7.25
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.7.7
〔記入表〕

2－189－009
雑件綴　T11
【写真器調査】
〔対象年〕　T11.6.1現在
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T11.7.1
報告期限　T11.7.20
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.7.7
〔記入表〕

2－189－010
雑件綴　T11
【社会的施設事業状況報告　日用品購買組合調査表】
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T11.8.21
報告期限　〔T12〕.1.1
〔雛形〕

2－189－011
雑件綴　T11
【消費状況調】
〔対象年〕　T10
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T11.8.28
報告期限　T11.9.7
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.9.1
〔記入表〕
〔備考〕　・ビール、下駄草履の消費調査

2－189－012
雑件綴　T11
【宮城県人所有ノ民有有租地反別及地価調】
〔対象年〕　T11.10.1現在
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T11.10.14
報告期限　T11.11.10
〔雛形〕
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T11.10.26

2－191－001
租税関係綴県税　T11
【所得税附加税賦課額報告】
〔対象年〕　T10年度　第３期
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.1.11
〔記入表〕

2－191－002
租税関係綴県税　T11
【町村税課率調】
〔照会状〕　郡役所庶務課長→村長
発信年月日　T11.1.9
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡役所庶務課長
発信年月日　T11.1.13
〔記入表〕

2－191－003
租税関係綴県税　T11
【所得税附加税賦課額報告】
〔対象年〕　T10年度　第４期
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.3.8
〔記入表〕

2－191－007
租税関係綴県税　T11
【直接国税及直接県税ノ税額並ニ大正１０年度始納税義務者数報告】
〔対象年〕　T9年度
〔照会状〕　郡役所財務課長→村長
発信年月日　T11.4.12
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.4.10
〔記入表〕

〔備考〕　・府県税戸数割規則第４條に依る
　　・照会状は督促状

2－191－008
租税関係綴県税　T11
【直接国税】
〔対象年〕　［T9年度］
〔記入表〕　［村役場］→
〔備考〕　・自町村、郡内他町村、県内他郡市、県外別数値
　　・境１９１－７の調査表の基礎になる数値

2－191－009
租税関係綴県税　T11
【直接県税】
〔対象年〕　［T9年度］
〔記入表〕　［村役場］→
〔備考〕　・自町村、郡内他町村、県内他郡市、県外別数値
　　・境１９１－７の調査表の基礎になる数値

2－191－010
租税関係綴県税　T11
【境村民ガ他町村へ納ムル税額】
〔対象年〕　［T9年度］
〔記入表〕　［村役場］→
〔備考〕　・境１９１－７の調査表の基礎になる数値

2－191－011
租税関係綴県税　T11
【町村税課率調】
〔対象年〕　T9年度
〔照会状〕　郡役所庶務課長→村長
　　発信年月日　T11.4.26
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T11.5.4
〔記入表〕

2－191－012
租税関係綴県税　T11
【町村税課率調】
〔対象年〕　T11年度
〔照会状〕　郡役所庶務課長→村長
　　発信年月日　T11.4.26
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T11.5.4
〔記入表〕

2－191－013
租税関係綴県税　T11
【第１１６様式　各種県税営業者】
〔対象年〕　T10年度
〔記入表〕　村役場→

2－191－018
租税関係綴県税　T11
【直接国税及直接県税ノ税額並ニ納税義務者数報告】
〔対象年〕　T10年度，T11年度
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T11.6.20
〔記入表〕
〔備考〕　・「府県税戸数割規則第４條ニ依ル」報告
　　・大正１０年度は国税県税額の対象年
　　大正１１年度は義務者数の対象年

2－191－020
租税関係綴県税　T11
【本村民ガ他町村へ納ムル国県税額】
〔記入表〕　［村役場］→

2－191－021
租税関係綴県税　T11
【県税調定額ニ対スル人員調】
〔対象年〕　T10年度
〔照会状〕　郡財務課長→村長
　　発信年月日　T11.7.20
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T11.8.4
〔記入表〕

2－191－023
租税関係綴県税　T11
【県税調定額ニ対スル人員調】
〔対象年〕　T10年度
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T11.8.4
〔記入表〕

2－191－024
租税関係綴県税　T11
【国税附加税調表】
〔対象年〕　T10
〔照会状〕　郡役所庶務課長、財務課長→村長
発信年月日　T11.7.27
報告期限　T11.8.1
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.8.14
〔記入表〕
〔備考〕　・町村税に関する調表と照会状にあり

2－191－025
租税関係綴県税　T11
【第１表ノ１　国税附加税調表】
〔対象年〕　T10年度
〔照会状〕　郡庶務課長、財務課長→村長
発信年月日　T11.7.27
報告期限　T11.8.1
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.8.14
〔記入表〕
〔備考〕　・町村税に関する調表と照会状にあり
・表番号は照会状により訂正

2－191－026
租税関係綴県税　T11
【第１表ノ２　特別税調表】
〔対象年〕　T10年度
〔照会状〕　郡庶務課長、財務課長→村長
発信年月日　T11.7.27
報告期限　T11.8.1
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.8.14
〔記入表〕
〔備考〕　・町村税に関する調表と照会状にあり

2－191－027
租税関係綴県税　T11
【第２表　県税附加税及特別税調表】
〔対象年〕　T10年度
〔照会状〕　郡庶務課長、財務課長→村長
発信年月日　T11.7.27
報告期限　T11.8.1
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.8.14
〔記入表〕
〔備考〕　・町村税に関する調表と照会状にあり

2－191－034
租税関係綴県税　T11
【町村税課率報告】
〔対象年〕　T11年度
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T11.8.15
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.8.17
〔記入表〕

2－191－036
租税関係綴県税　T11
【第１３号様式　町村税滞納処分調表】
〔対象年〕　T10年度
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T11.9.7
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.9.18
〔記入表〕

2－191－037
租税関係綴県税　T11
【県外居住者所有土地調】
〔対象年〕　T11.5.1現在
〔照会状〕　郡財務課長→村長
発信年月日　T11.9.9
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.9.19
〔記入表〕

2－191－038
租税関係綴県税　T11
【納税成績表】
〔対象年〕　T10年度　T11.6.31現在
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T11.9.7
報告期限　T11.7.31
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.9.28
〔記入表〕
〔備考〕　・水利組合納税成績表
・９月２０、２５、２８日付の督促状あり

2－191－039
租税関係綴県税　T11
【所得税納税者ニシテ他府県ヨリ生ズル税額調】

〔対象年〕　T11
〔照会状〕　郡役所→村役場
　　発信年月日　T11.9.25
〔雛形〕
〔記入表〕
〔備考〕　・雛形に記入されている

2－191－040
租税関係綴県税　T11
【貴町村内ヨリ生ズル所得ニ対シ分配シタル税額１人前調】
〔対象年〕　T11年度
〔送り状１〕大田原税務署→村役場
　　発信年月日　T11.9.23
〔記入表〕
〔備考〕　・「第三種所得税附加資料トシテ」とあり

2－191－041
租税関係綴県税　T11
【所得税附加税賦課額報告】
〔対象年〕　T11年度　第１期
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T11.9.27
〔記入表〕

2－191－042
租税関係綴県税　T11
【地租総額及地租割賦課額報告】
〔対象年〕　T11.10.1現在
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T11.10.10
〔記入表〕

2－191－051
租税関係綴県税　T11
【所得税附加税賦課額報告】
〔対象年〕　T11年度　第２期
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T11.11.4
〔記入表〕

2－206－001
町村長会議事項綴　T12-T15
【町村税未納額調】
〔対象年〕　T11年度　［T12］.5.31現在
〔記入表〕
〔備考〕　・大田原町他３０町村につき調査
　　・孔版刷

2－206－002
町村長会議事項綴　T12-T15
【郷社以下神社数調】
〔記入表〕
〔備考〕　・大田原町他３０町村につき調査
　　・孔版刷

2－206－003
町村長会議事項綴　T12-T15
【学齢児童就学歩合調】
〔対象年〕　T12.5.31現在
〔記入表〕
〔備考〕　・那須郡３１町村につき調査
　　・孔版刷

2－207－001
発翰綴　T12
【附表第３　帝国在郷軍人会々員調査表】
〔対象年〕　T12.4.1調
〔記入表〕　［村分会］→
　　発信年月日　［T12.4.2］
　　報告期限　［T12.4末日］

2－207－002
発翰綴　T12
【附表第４　財産調査表】
〔対象年〕　T11年度　T12.3末日調
〔記入表〕　［村分会］→
　　発信年月日　［T12.4.2］
　　報告期限　［T12.4末日］

2－207－003
発翰綴　T12
【附表第２　景況報告】
〔対象年〕　T11年度
〔記入表〕　［村分会］→
　　発信年月日　［T12.4.2］
　　報告期限　［T12.4末日］

2－207－004
発翰綴　T12
【帝国在郷軍人会会員調査表】
〔対象年〕　４月１日調

〔記入表〕　［村分会］→
発信年月日　〔T13.4.10〕
報告期限　〔T13.4末日〕

2−207−005
発翰綴　T12
【財産調査表】
〔対象年〕　T12年度　4月1日調
〔記入表〕　［村分会］→
発信年月日　〔T13.4.10〕
報告期限　〔T13.4末日〕

2−207−006
発翰綴　T12
【帝国在郷軍人会会員調査表】
〔対象年〕　4月1日調
〔記入表〕　［村分会］→
発信年月日　〔T14.4〕
報告期限　〔T14.4末日〕

2−207−007
発翰綴　T12
【財産調査表】
〔対象年〕　T13年度　T14.4.1調
〔記入表〕　［村分会］→
発信年月日　〔T14.4〕
報告期限　〔T14.4末日〕

2−210−001
農商務統計綴　T13
【1段歩当肥料使用量定期調査】
〔対象年〕　T12
〔送り状1〕村長→郡長
発信年月日　T12.12
〔記入表〕　報告期限　T12.12末

2−210−002
農商務統計綴　T13
【緬羊】
〔対象年〕　T13
〔送り状2〕村長→郡長
発信年月日　T13.1.17
〔未記入表〕報告期限　T13.1末
〔国の様式〕［T10．6．28農商務省令　第19号　農商務統計報告規則農商務統計様式第27］に対応

2−210−003
農商務統計綴　T13
【山羊】
〔対象年〕　T13
〔未記入表〕報告期限　T13.1末
〔国の様式〕［T10．6．28農商務省令　第19号　農商務統計報告規則農商務統計様式第28］に対応

2−210−004
農商務統計綴　T13
【牛乳】
〔対象年〕　T13
〔未記入表〕報告期限　T13.1末
〔国の様式〕［T10．6．28農商務省令　第19号　農商務統計報告規則農商務統計様式第24］に対応

2−210−005
農商務統計綴　T13
【工芸農産物　第2】
〔対象年〕　［T13］
〔未記入表〕報告期限　T13.1.20
〔国の様式〕［T10．6．28農商務省令　第19号　農商務統計報告規則農商務統計様式第9　工芸農産物第2］に関連
（相違点）表頭：実綿のみ

2−210−006
農商務統計綴　T13
【蚕糸類及真綿】
〔対象年〕　T13
〔未記入表〕報告期限　T13.1末
〔国の様式〕［T10．6．28農商務省令　第19号　農商務統計報告規則農商務統計様式第19］に対応
〔備考〕　・調査表名「蚕種類及真綿」とあり、訂正

2−210−007
農商務統計綴　T13
【販売肥料使用高】
〔記入表〕　［村長］→［郡長］
報告期限　〔T13〕.1末

2－210－008
農商務統計綴　T13
【食用農産物】
〔対象年〕　T13
〔記入表〕　［村長］→［郡長］
報告期限　T13.1.20
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第７］に対応

2－210－009
農商務統計綴　T13
【馬】
〔対象年〕　T13
〔記入表〕　［村長］→［郡長］
報告期限　T13.1末
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第２５］に対応

2－210－010
農商務統計綴　T13
【牛】
〔対象年〕　T13
〔記入表〕　［村長］→［郡長］
報告期限　T13.1末
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第２３］に対応

2－210－011
農商務統計綴　T13
【豚】
〔対象年〕　T13
〔記入表〕　［村長］→［郡長］
報告期限　T13.1末
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第２６］に対応

2－210－012
農商務統計綴　T13
【製材工場調査】
〔記入表〕　［村長］→［郡長］
報告期限　［T13］.1末

2－210－013
農商務統計綴　T13
【園芸農産物　果実　第２】
〔対象年〕　T13
〔記入表〕　［村長］→［郡長］
報告期限　T13.1.20
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第８　園芸農産物果実第２］に対応

2－210－014
農商務統計綴　T13
【会社票】
〔対象年〕　T12末現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.2.6
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第３４］に対応
〔備考〕　・内容は２１０－１５と全く同じ

2－210－015
農商務統計綴　T13
【会社票】
〔対象年〕　T12末現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.2.6
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第３４］に対応
〔備考〕　・内容は２１０－１４と全く同じ

2－210－016
農商務統計綴　T13
【［会社］】
〔照会状〕　村役場→宮原製材株式会社
発信年月日　T13.1.29
〔雛形〕
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第３４］に関連
（相違点）表頭から削除：第１段目、第２段目の資本金総額
〔備考〕　・内容は２１０－１４、２１０－１５の会社票の前調査

2－210－017
農商務統計綴　T13
【［会社］】
〔照会状〕　村役場→境製材株式会社
発信年月日　T13.1.29
〔雛形〕
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第３４］に関連
（相違点）表頭から削除：第１段目、第２段目の資本金総額

2－210－018
農商務統計綴　T13
【第１１様式　現住戸数職業別表】
〔対象年〕　T12.10.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.2.19
〔記入表〕　報告期限　T13.2.20

2－210－019
農商務統計綴　T13
【死亡者年齢類別表】
〔対象年〕　S13.2.19
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.2.19
〔記入表〕

2－210－020
農商務統計綴　T13
【蔬菜及草花　第３】
〔対象年〕　［T12］
〔記入表〕　［村長］→［郡長］
報告期限　［T13］.2.20
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第８　園芸農産物蔬菜及花卉第３］に関連
（相違点）表頭から削除：蓮根、慈姑

2－210－021
農商務統計綴　T13
【漁船】
〔対象年〕　T12
〔記入表〕　［村長］→［郡長］
報告期限　［T13］.2.20
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第７７］に関連
（相違点）表頭：動力を有セザルモノ中５噸又ハ５０石未満のみ

2－210－022
農商務統計綴　T13
【第７６　水産業者】
〔対象年〕　［T12］
〔記入表〕　［村長］→［郡長］
報告期限　［T13］.2.20
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第７６］に対応

2－210－023
農商務統計綴　T13
【第１００様式　水産養殖】
〔対象年〕　T12
〔記入表〕　［村長］→［郡長］
報告期限　［T13］.2.20
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第８２］に関連
（相違点）表頭：公共、非公共水面ともに鯉、鱒、鰻、鰌のみ

2－210－024
農商務統計綴　T13
【第９８様式　漁獲物】
〔対象年〕　T12
〔記入表〕　［村長］→［郡長］
報告期限　［T13］.2.20
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第８０］に関連
（相違点）表頭：内水面漁業による漁獲物のみ

2－210－025
農商務統計綴　T13
【晒及染物】
〔対象年〕　T12
〔記入表〕　報告期限　［T13］.2.20
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第４２］に対応

2－210－026
農商務統計綴　T13
【石材】
〔対象年〕　T12
〔記入表〕　報告期限　［T13］.2.20
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第７４］に対応
（相違点）表頭：花崗岩（建築用、装飾用）、安山岩、凝灰岩及灰岩、砂利のみ

2－210－027
農商務統計綴　T13
【有用土石及鉱水】
〔対象年〕　T12
〔記入表〕　報告期限　［T13］.2.20
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第７５］に関連
（相違点）表頭：陶石及陶土、粘土、長石、耐火粘土のみ

2－210－028
農商務統計綴　T13
【第６４様式　陶磁器】
〔記入表〕　報告期限　［T13］.2.20
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第４５］に関連
（相違点）表頭から削除：製造品中碍子

2－210－029
農商務統計綴　T13
【石灰施用量調】
〔対象年〕　T12
〔未記入表〕報告期限　［T13］.1末

2－210－030
農商務統計綴　T13
【肥料共同購入高調】
〔対象年〕　［T12］
〔記入表〕　［村長］→［郡長］
報告期限　［T13］.1末

2－210－031
農商務統計綴　T13
【民有林野面積】
〔対象年〕　T12
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.3.29
〔記入表〕　報告期限　［T13］.3.20
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第８４］に関連

2－210－032
農商務統計綴　T13
【林野産物】
〔対象年〕　T12
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.3.29
〔記入表〕　報告期限　［T13］.3.20
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第９１］に関連
（相違点）表頭から削除：樟、椿、油桐、楮、金松、厚皮楸、化香樹、黄蘗、黐木、肉桂、樟葉、羊歯、酢酸石灰

2－210－033
農商務統計綴　T13
【藁製品】
〔対象年〕　T12
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.3.29
〔記入表〕　報告期限　［T13］.3.20
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第７０］に対応

2－210－034
農商務統計綴　T13
【工芸農産物　第３】
〔対象年〕　［T12］
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.3.29
〔記入表〕　報告期限　［T13］.4.20
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第９　工芸農産物第３］に対応
〔備考〕　・記入表付属の送り状には、提出年月日は大正１４年３月と印刷されているが、誤りか

2－210－035
農商務統計綴　T13
【第８２様式　菓子】
〔対象年〕　［T12］
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.3.29
〔記入表〕　報告期限　［T13］.3.20

2－210－036
農商務統計綴　T13
【麺類】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.3.29
〔記入表〕　報告期限　［T13］.3.20
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第６０］に対応

2－210－037
農商務統計綴　T13
【第７２様式　各種工産物】
〔対象年〕　T12
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.3.29
〔記入表〕　報告期限　［T13］.3.20
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第７２］に関連
（相違点）表頭から削除：七宝以下７品目
表頭に追加　：足袋

2－210－038
農商務統計綴　T13
【第６３様式　木製品】
〔対象年〕　T12
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.3.29
〔記入表〕　報告期限　［T13］.3.20
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第６３］に対応

2－210－039
農商務統計綴　T13
【第１１１様式　地方重要生産物特別調査】
〔対象年〕　［T12］
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.3.29
〔記入表〕　報告期限　［T13］.3.3

2－210－040
農商務統計綴　T13
【第１１４様式　重要品県外輸出入】
〔対象年〕　T12
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.3.29
〔記入表〕　報告期限　［T13］.3.20

2－210－041
農商務統計綴　T13
【第４８様式　和紙】
〔対象年〕　T12
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.3.20
〔記入表〕　報告期限　［T13］.3.20
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第４８］に関連
（相違点）表頭から削除：鳥ノ子紙以下７品目
表頭に追加　：西ノ内、西五把、障子紙

2－210－042
農商務統計綴　T13
【第６５様式　籐製品】
〔対象年〕　T12
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T13.3.29
〔未記入表〕報告期限　［T13］.3末
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T13.4.10
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第６５］に対応

2－210－043
農商務統計綴　T13
【蚕網】
〔対象年〕　T12
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T13.3.29
〔未記入表〕報告期限　［T13］.3.20
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T13.4.10
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務

統計様式第６９］に対応

2－210－044
農商務統計綴　T13
【造林用苗木】
〔対象年〕　［T12末現在］
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T13.3.29
〔未記入表〕報告期限　［T13］.3.20
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T13.4.10
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第８７］に対応

2－210－045
農商務統計綴　T13
【第５２様式　皮革製品】
〔対象年〕　T12
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T13.3.29
〔未記入表〕報告期限　［T13］.3.20
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T13.4.10
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第５２］に関連
（相違点）表頭から削除：馬具、調帯

2－210－046
農商務統計綴　T13
【第６６様式　漆器】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T13.3.29
〔未記入表〕報告期限　［T13］.3.20
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T13.4.10
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第５０］に対応

2－210－047
農商務統計綴　T13
【第９３様式　民有林野被害】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T13.3.29
〔未記入表〕報告期限　［T13］.3.20
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T13.4.10
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第９３］に関連
（相違点）表頭に追加　：火災、煙害
表頭から削除：水害、雪害、其ノ他

2－210－048
農商務統計綴　T13
【第１１３様式　質屋】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T13.3.29
〔未記入表〕報告期限　［T13］.3.20
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T13.4.10

2－210－049
農商務統計綴　T13
【第７０様式　植物油】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T13.3.29
〔未記入表〕報告期限　［T13］.3.20
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T13.4.10
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第５４］に関連
（相違点）表頭に追加　：菜種油粕、大豆油粕

2－210－050
農商務統計綴　T13
【第４９様式　漆液】
〔対象年〕　T12
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T13.3.29
〔未記入表〕報告期限　［T13］.3.20
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T13.4.10
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第４９］に対応

2－210－051
農商務統計綴　T13
【民有林野開墾】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T13.3.29
〔未記入表〕報告期限　［T13］.3.20

〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T13.4.10
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第８６］に対応

2－210－052
農商務統計綴　T13
【現住戸数職業別表】
〔対象年〕　T12.10.31現在
〔照会状〕　郡役所庶務課長→村長
発信年月日　T13.3.13
〔調査方法〕
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.3.18
〔記入表〕
〔備考〕　・飼畜業についての調査の追加要請の照令状と報告書である

2－210－053
農商務統計綴　T13
【味噌】
〔対象年〕　［T12］
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.4.4
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第５８］に対応

2－210－054
農商務統計綴　T13
【村基本財産表】
〔対象年〕　T13.3.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.4.14
〔記入表〕

2－210－055
農商務統計綴　T13
【小学校基本財産表】
〔対象年〕　T13.3.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.4.14
〔記入表〕

2－210－056
農商務統計綴　T13
【第１０５様式　民有林野天然造林】
〔対象年〕　T12
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.4.14
〔記入表〕　報告期限　［T13］.4.20
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第８９］に対応

2－210－057
農商務統計綴　T13
【小船】
〔対象年〕　T13.3.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.4.14
〔記入表〕　報告期限　［T13］.4末日

2－210－058
農商務統計綴　T13
【諸車】
〔対象年〕　T13.3.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.4.14
〔記入表〕　報告期限　［T13］.4末日

2－210－059
農商務統計綴　T13
【第１０４様式　民有林野人工造林】
〔対象年〕　［T12］
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.4
〔記入表〕　報告期限　［T13］.4.20
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第８８］に関連
（相違点）表頭：杉、扁柏、松、槙のみ

2－210－060
農商務統計綴　T13
【民有林伐採】
〔対象年〕　T12
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.4
〔記入表〕　報告期限　［T13］.4.20
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務

統計様式第９０］に関連
（相違点）表頭から削除：樟、白樺
表頭に追加　：槻、イヌ槻（＊４）、楡、アカダモ

2－210－061
農商務統計綴　T13
【［麦作付反別］】
〔照会状〕　郡勧業課長→村長
発信年月日　T13.4.9
報告期限　T13.4末
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.4.30
〔記入表〕

2－210－062
農商務統計綴　T13
【竹製品】
〔対象年〕　［T12］
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第６４］に関連
（相違点）表頭から削除：籃、行李、バスケット

2－210－063
農商務統計綴　T13
【春蚕掃立予想】
〔対象年〕　T13.4末現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.5.1
〔記入表〕　報告期限　［T13］.5.4
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第１４］に対応

2－210－064
農商務統計綴　T13
【麦予想収穫高表】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.5.20
〔記入表〕　報告期限　［T13］.5.24
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第５］に関連
（相違点）表側に追加　：作付反別

2－210－065
農商務統計綴　T13
【農作物被害報告書　乙号其１　農作物被害段別及被害見積高概数】
〔対象年〕　［T13］.5.25
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.5.26
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｍ４３．９．２１農第１３８５９号　農事被害報告様式　乙号様式ノ１］に関連
（相違点）表頭から削除：流失又ハ埋没シタルモノ、滞水ノ為収穫皆無ノモノ
表側から削除：田
〔備考〕　・５月２５日降雹に因る被害

2－210－066
農商務統計綴　T13
【村勢一覧】
〔対象年〕　T12年度
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.5.26
〔記入表〕

2－210－067
農商務統計綴　T13
【丙号其ノ１　農作物被害段別及被害見積高】
〔対象年〕　［T13］.5.25
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.5.30
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｍ４３．９．２１農第１３８５９号　農事被害報告様式　丙号様式ノ１］に関連
〔備考〕　・５月２５日降雹に因る被害

2－210－068
農商務統計綴　T13
【［丙号］其ノ２　桑園及養蚕被害高】
〔対象年〕　［T13］.5.25
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.5.30
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｍ４３．９．２１農第１３８５９号　農事被害報告様式　丙号様式ノ

2］に対応
〔備考〕　・５月２５日降雹に因る被害

2－210－069
農商務統計綴　T13
【春蚕予想収繭高】
〔対象年〕　［T13］.6.15現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.6.16
〔記入表〕　報告期限　［T13］.6.22
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第１５］に対応

2－210－070
農商務統計綴　T13
【麦】
〔対象年〕　［T13］
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.7.9
〔記入表〕　報告期限　［T13］.7.20
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第６］に対応

2－210－071
農商務統計綴　T13
【春蚕】
〔対象年〕　［T13］
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.7.9
〔記入表〕　報告期限　［T13］.7.20
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第１６］に対応

2－210－072
農商務統計綴　T13
【鶏】
〔対象年〕　［T13］.6末現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.7.9
〔記入表〕　報告期限　［T13］.7.20
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第２９］に対応

2－210－073
農商務統計綴　T13
【あひる】
〔対象年〕　［T13］.6末現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.7.9
〔記入表〕　報告期限　［T13］.7.20
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第３０］に対応

2－210－074
農商務統計綴　T13
【七面鳥】
〔対象年〕　［T13］.6末現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.7.9
〔記入表〕　報告期限　［T13］.7.20
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第３１］に対応

2－210－075
農商務統計綴　T13
【桑畑】
〔対象年〕　［T13］.6末現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.7.9
〔記入表〕　報告期限　［T13］.7.20
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第１２］に対応

2－210－076
農商務統計綴　T13
【茶畑】
〔対象年〕　［T13］.6末現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.7.9
〔記入表〕　報告期限　［T13］.7.20
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第２１］に対応

2－210－077
農商務統計綴　T13
【煙草耕作反別調】
〔対象年〕　T13

〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.7.9
〔記入表〕　報告期限　［T13］.7.15

2－210－078
農商務統計綴　T13
【扁蒲作付反別調】
〔未記入表〕［村役場］→
報告期限　［T13］.7.15

2－210－079
農商務統計綴　T13
【害虫駆除成績概況報告】
〔対象年〕　［T13］
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.7.9
〔記入表〕　報告期限　［T13］.6

2－210－080
農商務統計綴　T13
【園芸農産物　果実　第３】
〔対象年〕　［T13］
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.8.11
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第８園芸農産物果実第３］に対応

2－210－081
農商務統計綴　T13
【緑肥用作物】
〔対象年〕　［T13］
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.8.11
〔記入表〕　報告期限　［T13］.8.20
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第１０］に関連
（相違点）表頭：紫雲英、青刈大豆のみ

2－210－082
農商務統計綴　T13
【水稲作況報告】
〔対象年〕　［T13］
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.8.15
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第１　水稲作況］に対応

2－210－083
農商務統計綴　T13
【米第１回予想収穫高表】
〔対象年〕　T13.9.20現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.9.20
〔記入表〕　報告期限　［T13］.9.24
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第２］に関連
（相違点）表側に追加　：実際作付段別（各々に水陸稲の別及び糀糯米の別）
表側から削除：前年収穫高、平年収穫高、増減

2－210－084
農商務統計綴　T13
【米第１回予想収穫高】
〔対象年〕　T13.9.20現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.9
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第２米第１回予想収穫高］に関連
（相違点）表側に追加　：実際作付段別（各々に水陸稲の別及び糀糯米の別）
表側から削除：前年収穫高、平年収穫高ニ比シ増減
〔備考〕　・２１０－８３の同表に比べると、様式の違いの他、備考欄の記入がある

2－210－085
農商務統計綴　T13
【製茶】
〔対象年〕　［T13］
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.9.20
〔記入表〕　報告期限　［T13］.9末
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第２２］に対応

2－210－086
農商務統計綴　T13
【蔬菜及花草　［第１］】
〔対象年〕　［T13］
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.9.20
〔記入表〕
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第８　園芸農産物蔬菜及花卉第１］に関連
（相違点）表頭から削除：苺

2－210－087
農商務統計綴　T13
【園芸農産物　果実　第１】
〔対象年〕　［T13］
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.10.14
〔記入表〕　報告期限　［T13］.10.20
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第８園芸農産物果実第１］に対応

2－210－088
農商務統計綴　T13
【工芸農産物　第１】
〔対象年〕　［T13］
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.10.14
〔記入表〕　報告期限　［T13］.10.20
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第９　工芸農産物第１］に関連
（相違点）表頭から削除：苧麻、亜麻、黄麻、蘭、七島蘭、葉藍

2－210－089
農商務統計綴　T13
【夏秋蚕】
〔対象年〕　［T13］
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.10.14
〔記入表〕　報告期限　［T13］.10末
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第１７］に対応

2－210－090
農商務統計綴　T13
【米第２回予想収穫高】
〔対象年〕　T13.10末現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.11.1
〔記入表〕　報告期限　［T13］.11.4
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第３］に関連
（相違点）表側に追加　：水稲、陸稲及び夫々の糯、糯の別
表側から削除：第１回予想収穫高、前年収穫高、平年収穫高、増減

2－210－091
農商務統計綴　T13
【会社票】
〔調査方法〕郡勧業課長→村長
発信年月日　T13.10.24
〔備考〕　・会社票の個々の内容の公表を禁ずる旨の通牒

2－210－092
農商務統計綴　T13
【蔬菜及草花　第２】
〔対象年〕　T13収穫
〔記入表〕　［村役場］→
報告期限　［T13］.11.20
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第８　園芸農産物蔬菜及花卉第２］に対応

2－210－093
農商務統計綴　T13
【稲架乾実行反別調】
〔対象年〕　［T13］
〔記入表〕　［村役場］→
報告期限　［T13］.11末

2－210－094
農商務統計綴　T13
【米】
〔対象年〕　T13
〔記入表〕　［村役場］→
報告期限　［T13］.11末
〔国の様式〕［Ｔ１０．６．２８農商務省令　第

１９号　農商務統計報告規則農商務統計様式第４］に関連
（相違点）表頭に追加　：陸稲中の糯、糯米の別

2－210－095
農商務統計綴　T13
【農商務統計規則第３条ニ依ル報告】
〔照会状〕　郡勧業課長→村長
発信年月日　T13.11.12
報告期限　T13.11末
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.11.25
〔記入表〕
〔国の様式〕Ｔ１０．６．２８農商務省令第１９号　農商務統計報告規則第３条
〔備考〕　・統計調査区及調査員名の報告

2－212－001
土木関係綴　T13
【土木費総計表】
〔対象年〕　T12年度
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T13.4.25
〔未記入表〕

2－212－002
土木関係綴　T13
【災害表】
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T13.4.25

2－212－003
土木関係綴　T13
【第１２２様式　道路延長幅員及勾配表】
〔対象年〕　T12.12.31現在
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T13.5.7
報告期限　T13.5.20
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.4.25
〔記入表〕

2－212－004
土木関係綴　T13
【第１２３様式　橋梁表】
〔対象年〕　T12.12.31現在
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T13.5.7
報告期限　T13.5.20
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.4.25
〔記入表〕

2－215－001
租税関係綴　T13
【地価地租納額報告［宅地租］】
〔対象年〕　第２期　T13.1.1現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T13.1.7
〔記入表〕

2－215－002
租税関係綴国税　T13
【各地目別集計額報告】
〔対象年〕　T13.1.1現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T13.1.10
〔記入表〕

2－215－003
租税関係綴国税　T13
【地租納額別表】
〔対象年〕　T13.1.1現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T13.1.17
〔記入表〕

2－215－004
租税関係綴国税　T13
【府県市町村税調定及滞納額表】
〔対象年〕　T11年度
〔記入表〕　［村役場］→

2－215－005
租税関係綴国税　T13
【地価地租納額報告［田租］】
〔対象年〕　第２期　T13.2.1現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T13.2.12
〔記入表〕

2－215－006
租税関係綴国税　T13
【地価地租納額報告［田租］】
〔対象年〕　第３期　T13.3.1現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T13.3.30
〔記入表〕

2－215－007
租税関係綴国税　T13
【地価地租納額報告［田租］】
〔対象年〕　第４期　T13.5.1現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T13.5.6
〔記入表〕

2－215－008
租税関係綴国税　T13
【雹害調査】
〔対象年〕　T13.5.25
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　T13.6.4
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T13.6.6
〔記入表〕

2－215－009
租税関係綴国税　T13
【地価地租納額報告［宅地租］】
〔対象年〕　第１期　T13.7.1現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T13.7.11
〔記入表〕

2－215－010
租税関係綴国税　T13
【第１表　国税附加税調表】
〔対象年〕　T12年度
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.8.10
〔記入表〕

2－215－011
租税関係綴国税　T13
【第１表ノ１　国税附加税調表】
〔対象年〕　T12年度
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.8.10
〔記入表〕

2－215－012
租税関係綴国税　T13
【第１表ノ２　特別税調表】
〔対象年〕　T12年度
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.8.10
〔記入表〕

2－215－013
租税関係綴国税　T13
【第２表　県税附加税及特別税調表】
〔対象年〕　T12年度
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T13.8.10
〔記入表〕

2－215－014
租税関係綴国税　T13
【地価地租納額報告［畑租・雑地租］】
〔対象年〕　第１期　T13.9.1現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T13.9.5
〔記入表〕

2－215－015
租税関係綴国税　T13
【地価地租納額報告［畑租・雑地租］】
〔対象年〕　第２期　T13.11.1現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T13.11.4
〔記入表〕

2－215－016
租税関係綴国税　T13
【地価地租納額報告［田租］】
〔対象年〕　第１期　T13.12.1現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T13.12.12
〔記入表〕

2－225－001
馬匹関係綴　T13
【去勢馬匹頭数表】

〔対象年〕　T14年
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T13.12.15
〔記入表〕

2－227－001
雑件書類綴　T14
【［第４様式］　町村会議員及選挙有権者調表】
〔対象年〕　T13.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T14.1.10
　　報告期限　T14.1.15
〔記入表〕

2－227－002
雑件書類綴　T14
【［第３様式］　町村吏員表】
〔対象年〕　T13.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T14.1.10
　　報告期限　T14.1.15
〔記入表〕

2－227－003
雑件書類綴　T14
【［第５様式］　町村吏員退隠料受領人員及金額表】
〔対象年〕　T13.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T14.1.10
　　報告期限　T14.1.15
〔記入表〕

2－227－004
雑件書類綴　T14
【実費弁償旅費額表】
〔対象年〕　T13.12.31現在
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T14.1.10
　　報告期限　T14.1.15
〔記入表〕

2－227－005
雑件書類綴　T14
【直接国税百円以上ヲ納ムル者ニ関スル調】
〔対象年〕　T14.2.21現在
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
　　発信年月日　T14.2.22
〔送り状１〕村長→［郡］庶務課長
　　発信年月日　T14.2.22
〔記入表〕

2－227－006
雑件書類綴　T14
【町村長出張旅費ニ関スル件】
〔対象年〕　T11，T12，T13年度
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
　　発信年月日　T14.2.21
　　報告期限　T14.2.28
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T14.2.25
〔記入表〕

2－227－007
雑件書類綴　T14
【町村会議員選挙ニ関スル件　１　選挙有権者并当選者職業別調】
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
　　発信年月日　T14.4.14
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T14.4.25
〔記入表〕

2－227－008
雑件書類綴　T14
【町村会議員選挙ニ関スル件　２　選挙ノ結果ヨリ見タル改正町村制ノ長所并ニ短所】
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
　　発信年月日　T14.4.14
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T14.4.25
〔記入表〕

2－227－009
雑件書類綴　T14
【町村会議員選挙ニ関スル件　１　町村会議員選挙人調】
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
　　発信年月日　T14.6.16
　　報告期限　T14.6.25
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T14.6.23

〔記入表〕

2－227－010
雑件書類綴　T14
【町村会議員選挙ニ関スル件　2　町村会議員当選者調】
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
発信年月日　T14.6.16
報告期限　T14.6.25
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T14.6.23
〔記入表〕

2－227－011
雑件書類綴　T14
【町村会議員選挙ニ関スル件　3　町村会議員当選者資産状況調】
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
発信年月日　T14.6.16
報告期限　T14.6.25
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T14.6.23
〔記入表〕

2－227－012
雑件書類綴　T14
【町村会議員選挙ニ関スル件　4　町村会議員当選者職業別調】
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
発信年月日　T14.6.16
報告期限　T14.6.25
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T14.6.23
〔記入表〕

2－227－013
雑件書類綴　T14
【町村会議員選挙ニ関スル件　5　町村会議員選挙投票調（新法ニ依ルモノ）】
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
発信年月日　T14.6.16
報告期限　T14.6.25
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T14.6.23
〔記入表〕

2－227－014
雑件書類綴　T14
【町村会議員選挙ニ関スル件　6　選挙違反者調（新法ニ依ルモノ）】
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
発信年月日　T14.6.16
報告期限　T14.6.25
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T14.6.23
〔記入表〕

2－227－015
雑件書類綴　T14
【町村会議員選挙ニ関スル件　5　町村会議員選挙投票調（旧法ニ依ルモノ）】
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
発信年月日　T14.6.16
報告期限　T14.6.25
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T14.6.23
〔記入表〕

2－227－016
雑件書類綴　T14
【町村会議員選挙ニ関スル件　6　選挙違反者調（旧法ニ依ルモノ）】
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
発信年月日　T14.6.16
報告期限　T14.6.25
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T14.6.23
〔記入表〕

2－227－017
雑件書類綴　T14
【町村行政ニ関スル件　第１号表　年齢２５年以上ノ男子ノ数並公民数調】
〔対象年〕　T14.4.1現在
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
発信年月日　T14.6.22
報告期限　T14.6末
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長

発信年月日　T14.6.24
〔記入表〕

2－227－018
雑件書類綴　T14
【町村行政ニ関スル件　第２号表　年齢２５年以上ノ男子ニシテ独立ノ生計ヲ営ム者ノ数調】
〔対象年〕　T14.4.1現在
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
発信年月日　T14.6.22
報告期限　T14.6末
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T14.6.24
〔記入表〕

2－227－019
雑件書類綴　T14
【町村行政ニ関スル件　第３号表ノ１　年齢２５年以上ノ女子ノ数調】
〔対象年〕　T14.4.1現在
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
発信年月日　T14.6.22
報告期限　T14.6末
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T14.6.24
〔記入表〕

2－227－020
雑件書類綴　T14
【町村行政ニ関スル件　第３号表ノ２　年齢３０年以上ノ女子ノ数調】
〔対象年〕　T14.4.1現在
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
発信年月日　T14.6.22
報告期限　T14.6末
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T14.6.24
〔記入表〕

2－227－021
雑件書類綴　T14
【町村行政ニ関スル件　第４号表ノ１　年齢２５年以上ノ女子ニシテ独立ノ生計ヲ営ム者ノ数調】
〔対象年〕　T14.4.1現在
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
発信年月日　T14.6.22
報告期限　T14.6末
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T14.6.24
〔記入表〕

2－227－022
雑件書類綴　T14
【町村行政ニ関スル件　第４号表ノ２　年齢３０年以上ノ女子ニシテ独立ノ生計ヲ営ム者ノ数調】
〔対象年〕　T14.4.1現在
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
発信年月日　T14.6.22
報告期限　T14.6末
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T14.6.24
〔記入表〕

2－227－023
雑件書類綴　T14
【町村行政ニ関スル件　第５号表ノ１　年齢２５年以上ノ女子ニシテ世帯主タル者ノ調】
〔対象年〕　T14.4.1現在
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
発信年月日　T14.6.22
報告期限　T14.6末
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T14.6.24
〔記入表〕

2－227－024
雑件書類綴　T14
【町村行政ニ関スル件　第５号表ノ２　年齢３０年以上ノ女子ニシテ世帯主タル者ノ数】
〔対象年〕　T14.4.1現在
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
発信年月日　T14.6.22
報告期限　T14.6末
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T14.6.24
〔記入表〕

2－227－025
雑件書類綴　T14

【町村行政ニ関スル件　第６号表　父子兄弟タル縁故ヲ以テ町村会議員ノ職ニ在ルコトヲ得サリシ者ノ調】
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
発信年月日　T14.6.22
報告期限　T14.6末
〔雛形〕
〔送り状２〕村長→郡長
発信年月日　T14.6.24

2－227－026
雑件書類綴　T14
【職業用裁縫ミシン台数調査】
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
発信年月日　T14.10.3
報告期限　T14.10.10
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T14.10.6
〔記入表〕

2－227－027
雑件書類綴　T14
【選挙有権者ニ関スル調】
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
発信年月日　T14.11.5
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T14.11.9
〔記入表〕
〔備考〕　・Ｔ１４．１１．７付を以て様式の改正が行われた記述あり

2－227－028
雑件書類綴　T14
【町村滞納整理ニ関スル件　過年度町村税滞納整理状況調】
〔対象年〕　T14.11
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
発信年月日　T14.11.19
報告期限　T14.12.10
〔雛形〕
〔備考〕　・「本月分より毎月報告する様にとの通牒あり」と記述あり

2－227－029
雑件書類綴　T14
【市町村行政ニ関スル件　１　最近行ハレタル町村総選挙ノ直前ノ総選挙ニ於テ選挙セラレタル議員ノ任期中ニ於テ開カレタル各町村会ノ最モ長キ会期調】
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
発信年月日　T14.12.26
報告期限　T14.12.31
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T14.12.28
〔記入表〕

2－227－030
雑件書類綴　T14
【市町村行政ニ関スル件　２　町村会ノ会議ノ規則中町村制第５９条ニ依リ罰則ヲ設ケルモノニ付之カ罰則ノ適用ヲ受ケタルモノノ実例調】
〔対象年〕　T12，T13
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
発信年月日　T14.12.26
報告期限　T14.12.31
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T14.12.28
〔記入表〕

2－227－031
雑件書類綴　T14
【市町村行政ニ関スル件　３　町村会異議ヲ決定ニ付セラレタルトキヨリ決定ヲ為ス迄ニ要セシ最モ長キ期間ノ調】
〔対象年〕　T12，T13
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
発信年月日　T14.12.26
報告期限　T14.12.31
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T14.12.28
〔記入表〕

2－227－032
雑件書類綴　T14
【市町村行政ニ関スル件　４　町村会議員選挙ノ結果調】
〔照会状〕　［郡］庶務課長→村長
発信年月日　T14.12.26
報告期限　T14.12.31
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T14.12.28

〔記入表〕

2－228－001
土木関係綴　T14
【災害表】
〔対象年〕　［T13年度］
〔照会状〕　郡庶務課長→村長
発信年月日　T14.2.13
報告期限　T14.1.31
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T14.2.17
〔記入表〕

2－228－002
土木関係綴　T14
【土木費総計表】
〔対象年〕　［T13年度］
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T14.4.20
〔記入表〕　報告期限　翌々年度３月末

2－228－003
土木関係綴　T14
【土木費総計表】
〔対象年〕　［T14年度］
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T14.4.20
〔記入表〕

2－230－001
租税関係綴県税　T14
【所得税附加税賦課額報告】
〔対象年〕　T13年度　第３期
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T14.1.10
〔記入表〕

2－230－003
租税関係綴県税　T14
【所得税附加税賦課額報告】
〔対象年〕　T13年度　第４期
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T14.3.10
〔記入表〕

2－230－004
租税関係綴県税　T14
【地租総額及地租割賦課額報告】
〔対象年〕　T14.4.1現在
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T14.4.13
〔記入表〕

2－230－007
租税関係綴県税　T14
【町村（水利組合）有免課税土地調】
〔対象年〕　T14.4.1現在
〔照会状〕　郡長→村長
発信年月日　T14.5.18
報告期限　T14.5.23
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T14.5.20
〔記入表〕

2－230－011
租税関係綴県税　T14
【直接国税及直接県税ノ税額及納税義務者報告】
〔対象年〕　T13年度
〔照会状〕　郡役所財務課長→村長
発信年月日　T14.6.6
報告期限　T14.6.15
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T14.6.9
〔記入表〕
〔備考〕　・表名は「府県税戸数割規則第４條ニ依ル大正１３年度直接国税及直接県税ノ税額及大正１３年度始納税義務者報告」と表記されている

2－230－015
租税関係綴県税　T14
【納税成績表】
〔対象年〕　T13年度
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T14.8.10
〔記入表〕
〔備考〕　・国税、県税、町村税、水利組合費
・税額、納税人員

2－230－016
租税関係綴県税　T14
【町村税滞納処分調表】

〔対象年〕　T13年度
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T14.8.10
〔記入表〕

2－230－017
租税関係綴県税　T14
【第１表　国税附加税調表】
〔対象年〕　T13年度
〔照会状〕　郡役所→村長
　　発信年月日　T14.8.29
　　報告期限　T14.8.1
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T14.9.1
〔記入表〕
〔備考〕　・村税に関する調査

2－230－018
租税関係綴県税　T14
【第１表ノ１　国税附加税調表】
〔対象年〕　T13年度
〔照会状〕　郡役所→村長
　　発信年月日　T14.8.29
　　報告期限　T14.8.1
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T14.9.1
〔記入表〕
〔備考〕　・村税に関する調査

2－230－019
租税関係綴県税　T14
【第１表ノ２　特別税調表】
〔対象年〕　T13年度
〔照会状〕　郡役所→村長
　　発信年月日　T14.8.29
　　報告期限　T14.8.1
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T14.9.1
〔記入表〕
〔備考〕　・村税に関する調査

2－230－020
租税関係綴県税　T14
【第２表　県税附加税及特別税調表】
〔対象年〕　T13年度
〔照会状〕　郡役所→村長
　　発信年月日　T14.8.29
　　報告期限　T14.8.1
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T14.9.1
〔記入表〕
〔備考〕　・村税に関する調査

2－230－021
租税関係綴県税　T14
【所得税賦課税賦課額報告】
〔対象年〕　T14年度　第１期
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T14.9.19
〔記入表〕

2－230－022
租税関係綴県税　T14
【第２表　県税調表】
〔対象年〕　T13年度
〔雛形〕
〔記入表〕　［村役場］→

2－230－023
租税関係綴県税　T14
【地租総額及地租割賦課額報告】
〔対象年〕　T14.10.1現在
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T14.10.14
〔記入表〕

2－230－026
租税関係綴県税　T14
【所得税賦課税賦課額報告】
〔対象年〕　T14年度　第２期
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T14.11.15
〔記入表〕

2－230－028
租税関係綴県税　T14
【県税戸数割賦課額賦課報告】
〔対象年〕　T14後期
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T14.12.
〔記入表〕

2－230－029
租税関係綴県税　T14
【県税整理ニ関スル件　［滞納報告書］】
〔対象年〕　T14年度　前期
〔照会状〕　財務課長→村長
発信年月日　T14.12.22
報告期限　T14.12月中
〔送り状1〕村長→郡長
発信年月日　T14.12.21
〔記入表〕

2－231－001
租税関係綴国税　T14
【地価地租納額報告［宅地租］】
〔対象年〕　第1期　T14.1.1現在
〔送り状1〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T14.1.6
〔記入表〕

2－231－002
租税関係綴国税　T14
【各地目別集計額報告】
〔対象年〕　T14.1.1現在
〔送り状1〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T14.1.7
〔記入表〕

2－231－003
租税関係綴国税　T14
【地租納額別人員表】
〔対象年〕　T14.1.1現在
〔照会状〕　大田原税務署→村役場
発信年月日　T14.2.9
報告期限　T14.2.20
〔雛形〕
〔送り状1〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T14.2.17

2－231－004
租税関係綴国税　T14
【地価地租納額報告［田租］】
〔対象年〕　第3期　T14.3.1現在
〔送り状1〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T14.3.16
〔記入表〕

2－231－005
租税関係綴国税　T14
【大字別田及畑反別調】
〔送り状1〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T14.4.13
〔記入表〕

2－231－006
租税関係綴国税　T14
【地価地租納額報告［田租］】
〔対象年〕　第4期　T14.5.1現在
〔送り状1〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T14.5.8
〔記入表〕

2－231－007
租税関係綴国税　T14
【町村納税施設調】
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　T14.5.14
〔雛形〕
〔送り状1〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T14.5.20
〔記入表〕

2－231－008
租税関係綴国税　T14
【国税完納継続年数調】
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　T14.5.14
〔雛形〕
〔送り状1〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T14.5.20
〔記入表〕

2－231－009
租税関係綴国税　T14
【第14様式　県税戸数割賦課1人別税額調】
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　T14.4.4
報告期限　T14.4.20
〔雛形〕

2－231－010
租税関係綴国税　T14
【営業税1人別納額調】
〔対象年〕　T14

〔送り状１〕大田原税務署長→村長
発信年月日　T14.4.10
〔記入表〕

2－231－011
租税関係綴国税　T14
【［税務統計資料調査］】
〔対象年〕　T13年度
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　T14.6.10
報告期限　T14.6.20
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T14.6.20
〔記入表〕

2－231－012
租税関係綴国税　T14
【完納継続年数ニ関スル調】
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　T14.6.11
報告期限　T14.6.15
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T14.6.13
〔記入表〕

2－231－013
租税関係綴国税　T14
【地価地租納額報告［宅地租］】
〔対象年〕　第１期　T14.7.1現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T14.7.2
〔記入表〕

2－231－014
租税関係綴国税　T14
【田畑地価額調査】
〔対象年〕　T14.1.1現在
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　T14.8.8
報告期限　T14.8.15
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T14.8.17
〔記入表〕

2－231－015
租税関係綴国税　T14
【地価地租納額報告［畑租・雑地租］】
〔対象年〕　第１期　T14.9.1現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T14.9.17
〔記入表〕

2－231－016
租税関係綴国税　T14
【酒類販売者人員調査】
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　T14.9.15
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T14.9.31
〔記入表〕

2－231－017
租税関係綴国税　T14
【地価地租納額報告［畑租・雑地租］】
〔対象年〕　第１期　T14.11.1現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T14.11.11
〔記入表〕

2－231－018
租税関係綴国税　T14
【田畑収穫高調査】
〔対象年〕　T14年分
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　T14.11.12
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T14.11.18
〔記入表〕

2－231－019
租税関係綴国税　T14
【営業税滞納報告書】
〔対象年〕　T14年度　後期
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　T14.12.2
〔記入表〕

2－231－020
租税関係綴国税　T14

【所得税滞納報告】
〔対象年〕　T14年度　第２期
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
　　発信年月日　T14.12.2
〔記入表〕

2－231－021
租税関係綴国税　T14
【地価地租納額報告［田租］】
〔対象年〕　第１期　T14.12.1現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
　　発信年月日　T14.12.8
〔記入表〕

2－232－001
相続税法第１２條報告書綴　T14-S10
【非戸主若クハ分家ノ戸主土地買入調】
〔対象年〕　S3.7.1～S4.6末
〔照会状〕　大田原税務署→村役場
　　発信年月日　S4.6.25
　　報告期限　S4.7.8
〔雛形〕
〔備考〕　・照会状に「相続税法第２３条該当資料照会」とあり

2－239－001
戸数割賦課資料書類綴　T14
【田畑１反歩当所得標準率表】
〔対象年〕　T14
〔記入表〕　［村役場］→

2－239－002
戸数割賦課資料書類綴　T14
【煙草作所得標準表】
〔対象年〕　T14
〔記入表〕　［村役場］→
〔備考〕　・「莨作ノ所得ハ総賠償金額」とあるのみ

2－239－003
戸数割賦課資料書類綴　T14
【特殊畑所得標準】
〔対象年〕　T14
〔記入表〕　［村役場］→

2－239－004
戸数割賦課資料書類綴　T14
【商工業其他所得標準率】
〔対象年〕　T14
〔記入表〕　［村役場］→

2－239－005
戸数割賦課資料書類綴　T14
【各種職工所得標準歩合表】
〔対象年〕　［T14］
〔記入表〕　［村役場］→

2－243－001
馬匹関係綴　T14
【獣医蹄鉄工調書】
〔対象年〕　T14.8末現在
〔照会状〕　勧業課長→村長
　　発信年月日　T14.9.16
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T14.9.21
〔記入表〕

2－243－002
馬匹関係綴　T14
【牛馬商取引状況調査　取引状況】
〔対象年〕　T13年度
〔照会状〕　勧業課長→村長
　　発信年月日　T14.9.16
　　報告期限　T14.10.5
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T14.10.2
〔記入表〕

2－243－003
馬匹関係綴　T14
【去勢馬匹頭数表】
〔対象年〕　T15年度
〔送り状１〕村長→郡長
　　発信年月日　T14.12.15
〔記入表〕

2－255－001
雑件書類綴　S02
【町村会議員及選挙有権者調表】
〔対象年〕　S1.12.31現在

〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.1.11
〔記入表〕

2−255−002
雑件書類綴　S02
【町村吏員表】
〔対象年〕　S1.12.31現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.1.11
〔記入表〕

2−255−003
雑件書類綴　S02
【町村吏員退隠料受領人員及金額表】
〔対象年〕　S1.12.31現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.1.11
〔記入表〕

2−255−004
雑件書類綴　S02
【実費弁償旅費額表】
〔対象年〕　S1.12.31現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.1.11
〔記入表〕

2−255−005
雑件書類綴　S02
【部落協議費調】
〔対象年〕　T15年度
〔照会状〕　県内務部長→村長
発信年月日　S2.5.30
報告期限　S2.6.20
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→県内務部長
発信年月日　S2.6.16
〔記入表〕

2−255−006
雑件書類綴　S02
【部落協議費調】
〔対象年〕　T15年度
〔照会状〕　村長→大字区長
発信年月日　S2.6.6
報告期限　S2.6.12
〔雛形〕
〔記入表〕　大澤区→村役場

2−255−007
雑件書類綴　S02
【部落協議費調】
〔対象年〕　T15年度
〔照会状〕　村長→大字区長
発信年月日　S2.6.6
報告期限　S2.6.12
〔雛形〕
〔記入表〕　小原沢区→村役場

2−255−008
雑件書類綴　S02
【部落協議費調】
〔対象年〕　T15年度
〔照会状〕　村長→大字区長
発信年月日　S2.6.6
報告期限　S2.6.12
〔雛形〕
〔記入表〕　上境区→村役場

2−255−009
雑件書類綴　S02
【部落協議費調】
〔対象年〕　T15年度
〔照会状〕　村長→大字区長
発信年月日　S2.6.6
報告期限　S2.6.12
〔雛形〕
〔記入表〕　小木須区→村役場

2−255−010
雑件書類綴　S02
【部落協議費調】
〔対象年〕　T15年度
〔照会状〕　村長→大字区長
発信年月日　S2.6.6
報告期限　S2.6.12
〔雛形〕
〔記入表〕　［区長］→村役場

2−255−011
雑件書類綴　S02
【部落協議費調】
〔対象年〕　T15年度

〔照会状〕　村長→大字区長
発信年月日　S2.6.6
報告期限　S2.6.12
〔雛形〕
〔記入表〕　下境区→村役場

2－255－012
雑件書類綴　S02
【部落協議費調】
〔対象年〕　T15年度
〔照会状〕　村長→大字区長
発信年月日　S2.6.6
報告期限　S2.6.12
〔雛形〕
〔記入表〕　大木須区→村役場

2－257－001
土木関係綴　S02
【第１２４様式　災害表】
〔照会状〕　県内務部長→村長
発信年月日　S2.1.14
報告期限　S2.1末
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→県内務部長
発信年月日　S2.1.31
〔記入表〕

2－257－002
土木関係綴　S02
【水害取調表】
〔対象年〕　S2.4.5
〔照会状〕　県内務部長→村長
発信年月日　S2.4.7
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→県内務部長
発信年月日　S2.4.13
〔記入表〕

2－257－003
土木関係綴　S02
【土木総計表】
〔照会状〕　県内務部長→村長
発信年月日　S2.5.11
報告期限　S2.5.20
〔送り状１〕村長→県内務部長
発信年月日　S2.5.14
〔記入表〕　報告期限　翌々年度３月末

2－257－004
土木関係綴　S02
【水害取調表】
〔対象年〕　S2.9.14
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S2.9.15
〔記入表〕

2－257－005
土木関係綴　S02
【耕地水害調査】
〔送り状１〕村長→県内務部長
発信年月日　S2.9.29
〔記入表〕

2－261－001
租税関係綴国税　S02
【田畑収穫高調】
〔対象年〕　T15
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　S2.1.8
報告期限　S2.1.20
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　S2.1.18
〔記入表〕

2－261－002
租税関係綴国税　S02
【地租納額別人員表】
〔対象年〕　S2.1.1現在
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　S2.1.27
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　S2.1.31
〔記入表〕

2－261－003
租税関係綴国税　S02
【地価地租納額報告［田租］】
〔対象年〕　第４期　S2.5.1現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　S2.5.3
〔記入表〕

2－261－004
租税関係綴国税　S02

【府県市町村税調定及滞納額表】
〔照会状〕　大田原税務署→村役場
発信年月日　T15.8.9
〔雛形〕
〔記入表〕

2－261－005
租税関係綴国税　S02
【地価地租納額報告［宅地租］】
〔対象年〕　第１期　S2.7.1現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　S2.7.18
〔記入表〕

2－261－006
租税関係綴国税　S02
【府県市町村税調】
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　S2.7.4
報告期限　S2.7.12
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　S2.7.18
〔記入表〕

2－261－007
租税関係綴国税　S02
【府県市町村税調定及滞納額表】
〔対象年〕　T15・S1年度
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　S2.8.2
報告期限　S2.8.15
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　S2.8.29
〔記入表〕

2－261－008
租税関係綴国税　S02
【第１表　土地台帳及附属地図ニ関スル調】
〔対象年〕　S2年度
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　S2.11.11
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　S2.11.22
〔記入表〕
〔備考〕　・雛形に記入されている。同名の調査票（２６１－１０）の下書き

2－261－009
租税関係綴国税　S02
【第２表　町村地租附加税及反別割調】
〔対象年〕　S2年度分
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　S2.11.11
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　S2.11.22
〔記入表〕
〔備考〕　・雛形に記入されている。同名の調査票（２６１－１１）の下書きで、数値も異なる

2－261－010
租税関係綴国税　S02
【第３表　町村税地租附加税（段別割ヲ含ム）税率調】
〔対象年〕　S2年度
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　S2.11.11
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　S2.11.22
〔記入表〕
〔備考〕　・雛形に記入されている。同名の調査票（２６１－１２）の下書きで、内容も異なる

2－261－011
租税関係綴国税　S02
【第１表　土地台帳及附属地図ニ関スル調】
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　S2.11.11
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　S2.11.22
〔記入表〕

2－261－012
租税関係綴国税　S02
【第２表　町村税地租附加税及反別割調】
〔対象年〕　S2年度分
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　S2.11.11
〔雛形〕

〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　S2.11.22
〔記入表〕

2－261－013
租税関係綴国税　S02
【第３表　町村税地租附加税（反別割ヲ含ム）税率調】
〔対象年〕　S2年度分
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　S2.11.11
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　S2.11.22
〔記入表〕

2－261－014
租税関係綴国税　S02
【地価地租納額報告［畑租雑地租］】
〔対象年〕　S2年度　第２期分　S2.11.1現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　S2.11.22
〔記入表〕

2－261－015
租税関係綴国税　S02
【地価地租納額報告［田租］】
〔対象年〕　第１期　S2.12.1現在
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　S2.12.21
〔記入表〕

2－272－001
雑件書類綴　S03
【［第２様式］　町村会議員及選挙有権者調表】
〔対象年〕　S2.12.31現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S3.1.13
〔記入表〕

2－272－002
雑件書類綴　S03
【町村吏員表】
〔対象年〕　S2.12.31現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S3.1.13
〔記入表〕

2－272－003
雑件書類綴　S03
【［第３様式］　町村吏員退隠料受領人員及金額表】
〔対象年〕　S3.12.31現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S3.1.13
〔記入表〕

2－272－004
雑件書類綴　S03
【実費弁償旅費額表】
〔対象年〕　S2.12.31現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S3.1.13
〔記入表〕

2－272－005
雑件書類綴　S03
【第１１５様式　地方公共団体所有国債地方債社債調表】
〔照会状〕　県内務部長→村長
発信年月日　S3.1.24
報告期限　S3.1.20
〔送り状２〕村長→県内務部長
発信年月日　S3.1.25
〔備考〕　・督促状

2－272－006
雑件書類綴　S03
【部落協議費調】
〔対象年〕　S2年度
〔照会状〕　県内務部長→村長
発信年月日　S3.6.20
報告期限　S3.7.5
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→県内務部長
発信年月日　S3.7.2
〔記入表〕

2－272－007
雑件書類綴　S03
【部落協議費調】
〔対象年〕　S2年度
〔照会状〕　村長→大字区長
発信年月日　S3.6.21
報告期限　S3.6.30
〔雛形〕

〔記入表〕　宮原区→村役場

2－272－008
雑件書類綴　S03
【部落協議費調】
〔対象年〕　S2年度
〔照会状〕　村長→大字区長
発信年月日　S3.6.21
報告期限　S3.6.30
〔雛形〕
〔記入表〕　大沢区→村役場

2－272－009
雑件書類綴　S03
【部落協議費調】
〔対象年〕　S2年度
〔照会状〕　村長→大字区長
発信年月日　S3.6.21
報告期限　S3.6.30
〔雛形〕
〔記入表〕　横枕区→村役場

2－272－010
雑件書類綴　S03
【部落協議費調】
〔対象年〕　S2年度
〔照会状〕　村長→大字区長
発信年月日　S3.6.21
報告期限　S3.6.30
〔雛形〕
〔記入表〕　下境区→村役場

2－272－011
雑件書類綴　S03
【部落協議費調】
〔対象年〕　S2年度
〔照会状〕　村長→大字区長
発信年月日　S3.6.21
報告期限　S3.6.30
〔雛形〕
〔記入表〕　小木須区→村役場

2－272－012
雑件書類綴　S03
【部落協議費調】
〔対象年〕　S2年度
〔照会状〕　村長→大字区長
発信年月日　S3.6.21
報告期限　S3.6.30
〔雛形〕
〔記入表〕　小原沢区→村役場

2－272－013
雑件書類綴　S03
【部落協議費調】
〔対象年〕　S2年度
〔照会状〕　村長→大字区長
発信年月日　S3.6.21
報告期限　S3.6.30
〔雛形〕
〔記入表〕　大木須区→村役場

2－272－014
雑件書類綴　S03
【部落協議費調】
〔対象年〕　S2年度
〔照会状〕　村長→大字区長
発信年月日　S3.6.21
報告期限　S3.6.30
〔雛形〕
〔記入表〕　上境区→村役場

2－273－001
土木ニ関スル綴　S03
【災害表】
〔対象年〕　S3
〔照会状〕　県内務部長→村長
発信年月日　S3.1.12
報告期限　S3.1末
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S3.1.31
〔記入表〕　報告期限　翌年１月末

2－273－002
土木ニ関スル綴　S03
【土木費総計表】
〔対象年〕　S2年度決算
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S3.3.31
報告期限　翌年度３月末
〔記入表〕

2－273－003
土木ニ関スル綴　S03

【第１１９号様式　道路延長幅員及勾配表】
〔対象年〕　S2.12.31現在
〔照会状〕　内務部長→村長
　　発信年月日　S3.3.22
　　報告期限　　S3.4末
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S3.3.4
〔記入表〕
〔備考〕　・毎３年調

2－273－004
土木ニ関スル綴　S03
【第１２０号様式　橋梁表】
〔対象年〕　S2.13.31現在
〔照会状〕　内務部長→村長
　　発信年月日　S3.3.22
　　報告期限　　S3.4末
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S3.3.4
〔記入表〕
〔備考〕　・毎３年調

2－273－005
土木ニ関スル綴　S03
【水害取調表】
〔対象年〕　S3.7.18
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S3.7.20
〔記入表〕

2－273－006
土木ニ関スル綴　S03
【第１１７様式　水害取調表】
〔対象年〕　S3.10.8
〔照会状〕　県内務部→村長
　　発信年月日　S3.10.10

2－289－001
雑件書類綴　S04
【［第１様式］　市町村吏員表】
〔対象年〕　S3.12末現在
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S4.1.7
〔記入表〕　報告期限　　S4.1.15

2－289－002
雑件書類綴　S04
【［第２様式］　町村会議員数及選挙有権者調表】
〔対象年〕　S3.12末現在
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S4.1.7
〔記入表〕　報告期限　　S4.1.15

2－289－003
雑件書類綴　S04
【［第３様式］　町村吏員退隠料受領人員及金額表】
〔対象年〕　S3.12末現在
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S4.1.7
〔記入表〕　報告期限　　S4.1.15

2－289－004
雑件書類綴　S04
【［第１１５様式］　地方公共団体所有国債地方債社債調表】
〔照会状〕　県内務部長→村長
　　発信年月日　S4.1.29
〔送り状１〕村長→内務部長
　　発信年月日　S4.1.31
〔記入表〕

2－289－005
雑件書類綴　S04
【市町村会議員ノ地主小作ノ割別　市町村会議員中地主又ハ小作者調】
〔照会状〕　県内務部長→村長
　　発信年月日　S4.2.2
　　報告期限　　S4.2.10
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→内務部長
　　発信年月日　S4.2.4
〔記入表〕

2－289－006
雑件書類綴　S04
【市町村会議員ノ地主小作ノ割別　地租ヲ納ムヘキ者（法人ヲ除ク）ノ住所地市町村内ニ於ケル田畑地価ノ合計額其ノ同居家族ノ分ト合算シ２００円未満ノ者ノ数調】
〔照会状〕　県内務部長→村長
　　発信年月日　S4.2.2
　　報告期限　　S4.2.10

〔雛形〕
〔送り状１〕村長→内務部長
発信年月日　S4.2.4
〔記入表〕

2−289−007
雑件書類綴　S04
【地方資金所要額】
〔照会状〕　県内務部長→村長
発信年月日　S4.2.12
報告期限　S4.3.20
〔雛形〕
〔備考〕　・地方資金貸付規定による調査

2−289−008
雑件書類綴　S04
【国有林野所在市町村交付金交付申請書提出　有租地調書】
〔照会状〕　大田原営林署→村長
発信年月日　S4.6.20
〔送り状１〕村長→東京営林局長
発信年月日　S4.6.24
〔記入表〕

2−289−009
雑件書類綴　S04
【部落協議費取調】
〔対象年〕　S3年度
〔照会状〕　県内務部長→村長
発信年月日　S4.6.17
報告期限　S4.6末
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→県内務部長
発信年月日　S4.6.28
〔記入表〕

2−289−010
雑件書類綴　S04
【部落協議費取調】
〔対象年〕　S3年度
〔照会状〕　村長→大字区長
発信年月日　S4.6.21
報告期限　S4.6.27
〔雛形〕
〔記入表〕　下境→［村役場］

2−289−011
雑件書類綴　S04
【部落協議費取調】
〔対象年〕　S3年度
〔照会状〕　村長→大字区長
発信年月日　S4.6.21
報告期限　S4.6.27
〔雛形〕
〔記入表〕　横枕→［村役場］

2−289−012
雑件書類綴　S04
【部落協議費取調】
〔対象年〕　S3年度
〔照会状〕　村長→大字区長
発信年月日　S4.6.21
報告期限　S4.6.21
〔雛形〕
〔記入表〕　大木須→［村役場］

2−289−013
雑件書類綴　S04
【部落協議費取調】
〔対象年〕　S3年度
〔照会状〕　村長→大字区長
発信年月日　S4.6.21
報告期限　S4.6.27
〔雛形〕
〔記入表〕　小木須→［村役場］

2−289−014
雑件書類綴　S04
【部落協議費取調】
〔対象年〕　S3年度
〔照会状〕　村長→大字区長
発信年月日　S4.6.21
報告期限　S4.6.27
〔雛形〕
〔備考〕　・大字名記載もれのため不明

2−289−015
雑件書類綴　S04
【部落協議費取調】
〔対象年〕　S3年度
〔照会状〕　村長→大字区長
発信年月日　S4.6.21
報告期限　S4.6.27
〔雛形〕

〔記入表〕　宮原→［村役場］

2－289－016
雑件書類綴　S04
【部落協議費取調】
〔対象年〕　S3年度
〔照会状〕　村長→大字区長
発信年月日　S4.6.21
報告期限　S4.6.27
〔雛形〕
〔記入表〕　上境→［村役場］

2－289－017
雑件書類綴　S04
【特別大演習施行ニ付人名調査　1　各種褒章受領者】
〔照会状〕　県知事→村長
発信年月日　S4.9.14
〔雛形〕
〔送り状２〕村長→県知事
発信年月日　S4.9.17

2－289－018
雑件書類綴　S04
【特別大演習施行ニ付人名調査　2　金品献納者】
〔照会状〕　県知事→村長
発信年月日　S4.9.14

2－290－001
土木関係綴　S04
【災害表】
〔対象年〕　S4
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S4.1.30
〔記入表〕　報告期限　翌年１月末

2－290－002
土木関係綴　S04
【土木費総計表】
〔対象年〕　S3年度
〔照会状〕　内務部長→村長
発信年月日　S4.3.11
報告期限　S4.3末
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S4.3.27
〔記入表〕

2－290－003
土木関係綴　S04
【［第１２０号様式］　橋梁表】
〔照会状〕　内務部→村長
発信年月日　S4.4.15
報告期限　S4.4末
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S4.4.30
〔記入表〕

2－290－004
土木関係綴　S04
【第１１９様式　道路延長幅員勾配及屈曲表】
〔対象年〕　S3.12.31現在
〔照会状〕　内務部→村長
発信年月日　S4.4.15
報告期限　S4.4末
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S4.4.30
〔記入表〕
〔備考〕　・様式番号は土第１０４５号　昭和４年５月１日内務部よりの照会状より採る

2－290－005
土木関係綴　S04
【第１１７様式　水害取調表】
〔対象年〕　S4.9.10
〔照会状〕　内務部長→村長
発信年月日　S4.9.22
〔雛形〕
〔送り状２〕村長→県内務部長
発信年月日　S4.10.5

2－301－001
馬匹関係綴　S05
【去勢馬匹頭数表】
〔対象年〕　S6
〔照会状〕　県内務部長→村長
〔送り状１〕村長→内務部長
発信年月日　S6.1.20
〔記入表〕

2－301－002
馬匹関係綴　S05
【牛馬廃用頭数調】
〔照会状〕　県内務部長→村長
発信年月日　S6.1.23

報告期限　S7.2.15
〔送り状１〕村長→内務部長
発信年月日　S6.2.12
〔記入表〕

2−310−001
雑件書類綴　S07
【市町村吏員表】
〔対象年〕　S6.12末現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.1.9
〔記入表〕　報告期限　S7.1.15

2−310−002
雑件書類綴　S07
【町村会議員数及選挙有権者調表】
〔対象年〕　S6.12末現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.1.9
〔記入表〕　報告期限　S7.1.15

2−310−003
雑件書類綴　S07
【町村吏員退隠料受領人員及金額表】
〔対象年〕　S6.12末現在
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S7.1.9
〔記入表〕　報告期限　S7.1.15

2−310−004
雑件書類綴　S07
【市町村吏員等寄附ニ関スル件　1　市町村吏員小学校教員等俸給々料寄附額調】
〔対象年〕　S6.12末現在
〔照会状〕　県内務部長→村長
発信年月日　S7.1.29
報告期限　S7.2.5
〔雛形〕
〔送り状２〕村長→県内務部長
発信年月日　S7.2.3

2−310−005
雑件書類綴　S07
【市町村吏員等寄附ニ関スル件　2　俸給令年功加率令等改正ニ伴ヒ其ノ改正前ヨリ為セル寄附願ニ付キ変更セル向アラバ其ノ変更ノ状況具体的詳細［調］】
〔照会状〕　県内務部長→村長
発信年月日　S7.1.29
報告期限　S7.2.5
〔送り状２〕村長→県内務部長
発信年月日　S7.2.3

2−310−006
雑件書類綴　S07
【地方費支弁ニ属スル職員整理ニ関スル調　（1）行政整理ニ依ル退職者ニ関スル調】
〔対象年〕　S7.4.5現在
〔照会状〕　県内務部長→村長
発信年月日　S7.4.12
報告期限　S7.4.18
〔雛形〕

2−310−007
雑件書類綴　S07
【地方費支弁ニ属スル職員整理ニ関スル調　（2）退職賜金、給与金又ハ手当ノ予算ニ関スル調】
〔対象年〕　S7.4.5現在
〔照会状〕　県内務部長→村長
発信年月日　S7.4.12
報告期限　S7.4.18
〔雛形〕

2−310−008
雑件書類綴　S07
【部落協議費調】
〔対象年〕　S6年度
〔照会状〕　県内務部長→村長
発信年月日　S7.5.31
報告期限　S7.6.10
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→県内務部長
発信年月日　S7.6.13
〔記入表〕

2−310−009
雑件書類綴　S07
【部落協議費調】
〔対象年〕　S6年度
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　S7.6.6
報告期限　S7.6.10
〔記入表〕　宮原区→村役場

2－310－010
雑件書類綴　S07
【部落協議費調】
〔対象年〕　S6年度
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　S7.6.6
報告期限　S7.6.10
〔記入表〕　大木須区長→村役場

2－310－011
雑件書類綴　S07
【部落協議費調】
〔対象年〕　S6年度
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　S7.6.6
報告期限　S7.6.10
〔記入表〕　小木須区長→村役場

2－310－012
雑件書類綴　S07
【部落協議費調】
〔対象年〕　S6年度
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　S7.6.6
報告期限　S7.6.10
〔記入表〕　横枕区長→村役場

2－310－013
雑件書類綴　S07
【部落協議費調】
〔対象年〕　S6年度
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　S7.6.6
報告期限　S7.6.10
〔記入表〕　下境区長→村役場

2－310－014
雑件書類綴　S07
【部落協議費調】
〔対象年〕　S6年度
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　S7.6.6
報告期限　S7.6.10
〔記入表〕　大沢区長→村役場

2－310－015
雑件書類綴　S07
【部落協議費調】
〔対象年〕　S6年度
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　S7.6.6
報告期限　S7.6.10
〔記入表〕　上境区長→村役場

2－310－016
雑件書類綴　S07
【部落協議費調】
〔対象年〕　S6年度
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　S7.6.6
報告期限　S7.6.10
〔記入表〕　小原沢区長→村役場

2－310－017
雑件書類綴　S07
【市町村有給吏員調】
〔照会状〕　県内務部長→村長
発信年月日　S7.7.26
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→県内務部長
発信年月日　S7.7.29
〔記入表〕

2－310－018
雑件書類綴　S07
【各種組合法ニ依リ設立セラレタル組合ノ所在地、称号、代表者名等取調　１　市町村組合及町村組合】
〔照会状〕　大田原税務署内預金部
東京支部大田原出張所→村役場
発信年月日　S7.12.20
報告期限　S7.12末

2－310－019
雑件書類綴　S07
【各種組合法ニ依リ設立セラレタル組合ノ所在地、称号、代表者名等取調　２　水利組合】
〔照会状〕　大田原税務署内預金部
東京支部大田原出張所→村役場
発信年月日　S7.12.20
報告期限　S7.12末

2－310－020
雑件書類綴　S07

【各種組合法ニ依リ設立セラレタル組合ノ所在地、称号、代表者名等取調　3　住宅組合】
〔照会状〕　大田原税務署内預金部
東京支部大田原出張所→村役場
発信年月日　S7.12.20
報告期限　S7.12末

2－310－021
雑件書類綴　S07
【各種組合法ニ依リ設立セラレタル組合ノ所在地、称号、代表者名等取調　4　産業組合（信用、販売、購買、利用等）】
〔照会状〕　大田原税務署内預金部
東京支部大田原出張所→村役場
発信年月日　S7.12.20
報告期限　S7.12末

2－310－022
雑件書類綴　S07
【各種組合法ニ依リ設立セラレタル組合ノ所在地、称号、代表者名等取調　5　営利ヲ目的トセザル法人】
〔照会状〕　大田原税務署内預金部
東京支部大田原出張所→村役場
発信年月日　S7.12.20
報告期限　S7.12末

2－310－023
雑件書類綴　S07
【各種組合法ニ依リ設立セラレタル組合ノ所在地、称号、代表者名等取調　6　耕地整理組合】
〔照会状〕　大田原税務署内預金部
東京支部大田原出張所→村役場
発信年月日　S7.12.20
報告期限　S7.12末

2－310－024
雑件書類綴　S07
【各種組合法ニ依リ設立セラレタル組合ノ所在地、称号、代表者名等取調　7　耕地整理共同施行者】
〔照会状〕　大田原税務署内預金部
東京支部大田原出張所→村役場
発信年月日　S7.12.20
報告期限　S7.12末

2－310－025
雑件書類綴　S07
【各種組合法ニ依リ設立セラレタル組合ノ所在地、称号、代表者名等取調　8　森林組合】
〔照会状〕　大田原税務署内預金部
東京支部大田原出張所→村役場
発信年月日　S7.12.20
報告期限　S7.12末

2－310－026
雑件書類綴　S07
【各種組合法ニ依リ設立セラレタル組合ノ所在地、称号、代表者名等取調　9　漁業組合】
〔照会状〕　大田原税務署内預金部
東京支部大田原出張所→村役場
発信年月日　S7.12.20
報告期限　S7.12末

2－310－027
雑件書類綴　S07
【各種組合法ニ依リ設立セラレタル組合ノ所在地、称号、代表者名等取調　10　畜産組合】
〔照会状〕　大田原税務署内預金部
東京支部大田原出張所→村役場
発信年月日　S7.12.20
報告期限　S7.12末

2－310－028
雑件書類綴　S07
【各種組合法ニ依リ設立セラレタル組合ノ所在地、称号、代表者名等取調　11　工業組合】
〔照会状〕　大田原税務署内預金部
東京支部大田原出張所→村役場
発信年月日　S7.12.20
報告期限　S7.12末

2－310－029
雑件書類綴　S07
【各種組合法ニ依リ設立セラレタル組合ノ所在地、称号、代表者名等取調　12　商業組合】
〔照会状〕　大田原税務署内預金部
東京支部大田原出張所→村役場
発信年月日　S7.12.20
報告期限　S7.12末

2－310－030
雑件書類綴　S07

【各種組合法ニ依リ設立セラレタル組合ノ所在地、称号、代表者名等取調　１３　各聯合会】
〔照会状〕　大田原税務署内預金部
東京支部大田原出張所→村役場
発信年月日　S7.12.20
報告期限　S7.12末

2－319－001
雑件書類綴　S08
【市町村吏員互助会ニ関スル件】
〔照会状〕　県内務部長→村長
発信年月日　S8.1.9
報告期限　S8.1.15
〔雛形〕
〔送り状２〕村長→県内務部長
発信年月日　S8.1.12

2－319－002
雑件書類綴　S08
【部落協議費調】
〔対象年〕　S7年度
〔照会状〕　県内務部長→村長
発信年月日　S8.5.26
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→県内務部長
発信年月日　S8.6
〔記入表〕

2－319－003
雑件書類綴　S08
【部落協議費調】
〔対象年〕　S7年度
〔照会状〕　村長→大字区長
発信年月日　S8.6.3
報告期限　S8.6.8
〔記入表〕　大字宮原→村役場

2－319－004
雑件書類綴　S08
【部落協議費調】
〔対象年〕　S7年度
〔照会状〕　村長→大字区長
発信年月日　S8.6.3
報告期限　S8.6.8
〔記入表〕　大字横枕→村役場

2－319－005
雑件書類綴　S08
【部落協議費調】
〔対象年〕　S7年度
〔照会状〕　村長→大字区長
発信年月日　S8.6.3
報告期限　S8.6.8
〔記入表〕　大字下境→村役場

2－319－006
雑件書類綴　S08
【部落協議費調】
〔対象年〕　S7年度
〔照会状〕　村長→大字区長
発信年月日　S8.6.3
報告期限　S8.6.8
〔記入表〕　大字大沢→村役場

2－319－007
雑件書類綴　S08
【部落協議費調】
〔対象年〕　S7年度
〔照会状〕　村長→大字区長
発信年月日　S8.6.3
報告期限　S8.6.8
〔記入表〕　大字大木須→村役場

2－319－008
雑件書類綴　S08
【部落協議費調】
〔対象年〕　S7年度
〔照会状〕　村長→大字区長
発信年月日　S8.6.3
報告期限　S8.6.8
〔記入表〕　大字小原沢→村役場

2－319－009
雑件書類綴　S08
【部落協議費調】
〔対象年〕　S7年度
〔照会状〕　村長→大字区長
発信年月日　S8.6.3
報告期限　S8.6.8
〔記入表〕　大字小木須→村役場

2－319－010
雑件書類綴　S08

【部落協議費調】
〔対象年〕　S7年度
〔照会状〕　村長→大字区長
　　発信年月日　S8.6.3
　　報告期限　S8.6.8
〔記入表〕　大字上境→村役場

2−319−011
雑件書類綴　S08
【町村並大字名調】
〔照会状〕　大田原区裁判所→村長
　　発信年月日　S8.6.19
　　報告期限　S8.6.22
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→大田原区裁判所
　　発信年月日　S8.6.21

2−319−012
雑件書類綴　S08
【水害調査】
〔対象年〕　S8.8.16
〔照会状〕　村役場→大字区長
　　発信年月日　S8.8.16
〔雛形〕

2−319−013
雑件書類綴　S08
【町村吏員在職年数調】
〔対象年〕　S8.12.1現在
〔照会状〕　県内務部長→村長
　　発信年月日　S8.12.12
　　報告期限　S8.12.20
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→県内務部長
　　発信年月日　S8.12.21
〔記入表〕

2−319−014
雑件書類綴　S08
【町村吏員報酬給料額調】
〔対象年〕　S8.12.1現在
〔照会状〕　県内務部長→村長
　　発信年月日　S8.12.12
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→県内務部長
　　発信年月日　S8.12.21
〔記入表〕

2−319−015
雑件書類綴　S08
【町村吏員退隠料、退職給与金、死亡給与金及遺族扶助料調】
〔対象年〕　S8.12.1現在
〔照会状〕　県内務部長→村長
　　発信年月日　S8.12.12
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→県内務部長
　　発信年月日　S8.12.21
〔記入表〕

2−320−001
雑件書類綴　S08-S09
【労働手帳交付状況報告】
〔対象年〕　S8.12月分
〔送り状１〕境村役場→県庁
〔記入表〕

2−328−001
衛生月報綴　S10
【第２号様式　学校衛生月報】
〔対象年〕　S9.12
〔記入表〕　村役場→［県知事］

2−328−002
衛生月報綴　S10
【第１号様式　学校衛生月報】
〔対象年〕　S9.12
〔記入表〕　境尋常高等小学校→村役場

2−328−003
衛生月報綴　S10
【第１号様式　学校衛生月報】
〔対象年〕　S9.12
〔記入表〕　小木須尋常小学校→村役場

2−328−004
衛生月報綴　S10
【第１号様式　学校衛生月報】
〔対象年〕　S9.12
〔記入表〕　大木須小学校→村役場

2−328−005
衛生月報綴　S10
【第１号様式　学校衛生月報】

〔対象年〕　S9.12
〔記入表〕　下境尋常小学校→村役場

2−328−006
衛生月報綴　S10
【第1号様式　学校衛生月報】
〔対象年〕　S9.12
〔記入表〕　大沢尋常小学校→村役場

2−328−007
衛生月報綴　S10
【第2号様式　学校衛生月報】
〔対象年〕　S10.1
〔記入表〕　村役場→

2−328−008
衛生月報綴　S10
【第1号様式　学校衛生月報】
〔対象年〕　S10.1
〔記入表〕　境尋常高等小学校→村役場

2−328−009
衛生月報綴　S10
【第1号様式　学校衛生月報】
〔対象年〕　S10.1
〔記入表〕　小木須尋常小学校→村役場

2−328−010
衛生月報綴　S10
【第1号様式　学校衛生月報】
〔対象年〕　S10.1
〔記入表〕　下境尋常小学校→村役場

2−328−011
衛生月報綴　S10
【第1号様式　学校衛生月報】
〔対象年〕　S10.1
〔記入表〕　大木須小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

2−328−012
衛生月報綴　S10
【第1号様式　学校衛生月報】
〔対象年〕　S10.1
〔記入表〕　大沢尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

2−328−013
衛生月報綴　S10
【第2号様式　学校衛生月報】
〔対象年〕　S10.2
〔記入表〕　村役場→［県知事］

2−328−014
衛生月報綴　S10
【第1号様式　学校衛生月報】
〔対象年〕　S10.2
〔記入表〕　境尋常高等小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

2−328−015
衛生月報綴　S10
【第1号様式　学校衛生月報】
〔対象年〕　S10.2
〔記入表〕　小木須尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

2−328−016
衛生月報綴　S10
【第1号様式　学校衛生月報】
〔対象年〕　S10.2
〔記入表〕　大木須尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

2−328−017
衛生月報綴　S10
【第1号様式　学校衛生月報】
〔対象年〕　S10.2
〔記入表〕　下境尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

2−328−018
衛生月報綴　S10
【第1号様式　学校衛生月報】
〔対象年〕　S10.2
〔記入表〕　大沢尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

2−328−019
衛生月報綴　S10

【第２号様式　学校衛生月報】
〔対象年〕　S10.3
〔記入表〕　村役場→［県知事］

2－328－020
衛生月報綴　S10
【第１号様式　学校衛生月報】
〔対象年〕　S10.3
〔記入表〕　境尋常高等小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

2－328－021
衛生月報綴　S10
【第１号様式　学校衛生月報】
〔対象年〕　S10.3
〔記入表〕　小木須尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

2－328－022
衛生月報綴　S10
【第１号様式　学校衛生月報】
〔対象年〕　S10.3
〔記入表〕　大木須尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

2－328－023
衛生月報綴　S10
【第１号様式　学校衛生月報】
〔対象年〕　S10.3
〔記入表〕　下境尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

2－328－024
衛生月報綴　S10
【第１号様式　学校衛生月報】
〔対象年〕　S10.3
〔記入表〕　大沢尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

2－328－025
衛生月報綴　S10
【学校衛生年報　生徒児童病気欠席調】
〔対象年〕　S10年度
〔記入表〕　境尋常高等小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

2－328－026
衛生月報綴　S10
【学校衛生年報　教員病気欠勤（妊娠、休養）調】
〔対象年〕　S10年度
〔記入表〕　境尋常高等小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

2－328－027
衛生月報綴　S10
【学校衛生年報　生徒児童病気欠席調】
〔対象年〕　S10年度
〔記入表〕　大沢尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

2－328－028
衛生月報綴　S10
【学校衛生年報　生徒児童病気欠席調】
〔対象年〕　S10年度
〔記入表〕　小木須尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

2－328－029
衛生月報綴　S10
【学校衛生年報　教員病気欠勤（妊娠、休養）調】
〔対象年〕　S10年度
〔記入表〕　小木須尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

2－328－030
衛生月報綴　S10
【学校衛生年報　教員病気欠勤（妊娠、休養）調】
〔対象年〕　S10年度
〔記入表〕　下境尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

2－328－031
衛生月報綴　S10
【学校衛生年報　生徒児童病気欠席調】
〔対象年〕　S10年度
〔記入表〕　下境尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

2－328－032
衛生月報綴　S10
【学校衛生年報　生徒児童病気欠席調】
〔対象年〕　S10年度

〔記入表〕　大木須尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

2－328－033
衛生月報綴　S10
【学校衛生年報　教員病気欠勤（妊娠、休養）調】
〔対象年〕　S10年度
〔記入表〕　大木須尋常小学校→［村役場］

2－328－034
衛生月報綴　S10
【学校衛生年報　教員病気欠勤（妊娠、休養）調】
〔対象年〕　S11年度
〔記入表〕　大木須尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

2－328－035
衛生月報綴　S10
【学校衛生年報　生徒児童病気欠席調】
〔対象年〕　［S11年度］
〔記入表〕　大木須尋常小学校→村役場
〔備考〕　・記入表に村役場受付印あり

2－338－001
学事関係書綴　S10
【甲号表　小学校教員俸給支払状況調】
〔対象年〕　S9.10～12月分
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.2.20
〔記入表〕

2－338－002
学事関係書綴　S10
【乙号表　国庫交付金及其ノ使途調】
〔対象年〕　S9.10～12月分
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.2.22
〔記入表〕

2－338－003
学事関係書綴　S10
【第３号表　小学校教育費決算額其ノ他調】
〔対象年〕　S8年度
〔照会状〕　学務部長→村長
発信年月日　S10.3.8
報告期限　S10.3.3
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.3.13
〔記入表〕

2－338－004
学事関係書綴　S10
【甲号表　小学校教員俸給支払状況調】
〔対象年〕　S10.1～3月分
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.4.10
〔記入表〕　報告期限　S10.4.5

2－338－005
学事関係書綴　S10
【乙号表　国庫交付金及其ノ使途調】
〔対象年〕　S10.1～3月分
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.4.10
〔記入表〕

2－338－006
学事関係書綴　S10
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S9年度
〔記入表〕　村役場→県庁

2－338－007
学事関係書綴　S10
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S9年度
〔送り状１〕境尋常高等小学校長→県知事
発信年月日　S10.4.8
〔記入表〕

2－338－008
学事関係書綴　S10
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S9年度
〔送り状１〕下境尋常小学校長→県知事
発信年月日　S10.4.4
〔記入表〕

2－338－009
学事関係書綴　S10
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S9年度

〔送り状１〕小木須尋常小学校長→県知事
発信年月日　S10.4.17
〔記入表〕

2－338－010
学事関係書綴　S10
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S9年度
〔送り状１〕大木須尋常小学校長→村長
発信年月日　S10.4.10
〔記入表〕

2－338－011
学事関係書綴　S10
【小学校出席児童数調査表】
〔対象年〕　S9年度
〔送り状１〕大沢須尋常小学校長→村長
発信年月日　S10.3.31
〔記入表〕

2－338－012
学事関係書綴　S10
【第１６５様式　小学校教員恩給納金調】
〔対象年〕　S9年度　［後期］
〔照会状〕　県学務部長→村長
発信年月日　S10.4.24
〔記入表〕　村役場→
報告期限　S10.4.10

2－338－013
学事関係書綴　S10
【第１６５様式　実業公民学校教員恩給納金調】
〔対象年〕　S9年度　［後期］
〔照会状〕　県学務部長→村長
発信年月日　S10.4.25
〔記入表〕　村役場→
報告期限　S10.4.10

2－338－014
学事関係書綴　S10
【「トラホーム」検診成績表】
〔対象年〕　S10.4.30
〔送り状１〕境尋常高等小学校→県知事
発信年月日　S10.5.6
〔記入表〕
〔備考〕　・同表の控もあり

2－338－015
学事関係書綴　S10
【「トラホーム」検診成績表】
〔対象年〕　S10.4.30
〔送り状１〕下境尋常小学校長→県知事
発信年月日　S10.5.6
〔記入表〕

2－338－016
学事関係書綴　S10
【「トラホーム」検診成績表】
〔対象年〕　S10.4.27
〔送り状１〕大沢尋常小学校長→村長
発信年月日　S10.5.4
〔記入表〕

2－338－017
学事関係書綴　S10
【「トラホーム」検診成績表】
〔対象年〕　S10.5.7
〔送り状１〕小木須尋常小学校長→県知事
発信年月日　S10.5.7
〔記入表〕

2－338－018
学事関係書綴　S10
【学校給食臨時施設状況報告　学校給食臨時施設費経理状況】
〔対象年〕　S9年度
〔照会状〕　県学務部長→村長
発信年月日　S10.4.5
報告期限　S10.4.20
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.5.18
〔記入表〕

2－338－019
学事関係書綴　S10
【学校給食臨時施設状況報告　学校給食施設状況】
〔対象年〕　S9年度
〔照会状〕　県学務部長→村長
発信年月日　S10.4.5
報告期限　S10.4.20
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.5.18
〔記入表〕

2－338－020
学事関係書綴　S10
【就学前児童身体検査統計表】
〔対象年〕　［S10］
〔記入表〕　村役場→

2－338－021
学事関係書綴　S10
【就学前児童身体検査表】
〔対象年〕　［S10］
〔送り状１〕下境尋常小学校長→村長
発信年月日　S10.3.5
〔記入表〕

2－338－022
学事関係書綴　S10
【就学前児童身体検査統計表】
〔対象年〕　［S10］
〔記入表〕　小木須尋常小学校→［村役場］

2－338－023
学事関係書綴　S10
【就学前児童身体検査統計表】
〔対象年〕　［S10］
〔記入表〕　大木須尋常小学校→［村役場］

2－338－024
学事関係書綴　S10
【第３号様式　市町村児童就学奨励資金管理状況調】
〔対象年〕　S9年度
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.6.7
〔記入表〕

2－338－025
学事関係書綴　S10
【第４号様式　市町村児童就学奨励費経理状況調】
〔対象年〕　S9年度
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.6.7
〔記入表〕

2－338－026
学事関係書綴　S10
【第５号様式　市町村ニ於テ補助スル公益団体ノ就学奨励費経理状況調】
〔対象年〕　［S9年度］
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.6.7
〔記入表〕

2－338－027
学事関係書綴　S10
【第６号様式　児童就学奨励費支出状況調】
〔対象年〕　S9年度
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.6.7
〔記入表〕

2－338－028
学事関係書綴　S10
【学校衛生年報】
〔照会状〕　県学務部長→村長
発信年月日　S10.5.24
報告期限　毎年　5.31
〔雛形〕
〔備考〕　・学校衛生月報は学校衛生年報に改正された

2－338－029
学事関係書綴　S10
【学校給食児童調査表】
〔対象年〕　S10.5末日
〔照会状〕　県学務部長→村長
発信年月日　S10.5.24
報告期限　S10.6末日
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→県学務部長
発信年月日　S10.7.15
〔記入表〕

2－338－030
学事関係書綴　S10
【第１号表　市町村立小学校職員受持学年、教科目及在籍児童数調】
〔対象年〕　S10.6.1現在
〔送り状１〕境尋常高等小学校長→村長
発信年月日　S10.6.2
〔記入表〕　報告期限　S10.6.5

2－338－031
学事関係書綴　S10

【第１号表　市町村立小学校職員受持学年、教科目及在籍児童数調】
〔対象年〕　S10.6.1現在
〔送り状１〕小木須尋常小学校長→村長
　　発信年月日　S10.6.4
〔記入表〕

2－338－032
学事関係書綴　S10
【第１号表　市町村立小学校職員受持学年、教科目及在籍児童数調】
〔対象年〕　S10.6.1現在
〔送り状１〕大木須尋常小学校長→村長
　　発信年月日　S10.6.8
〔記入表〕　報告期限　S10.6.5

2－338－033
学事関係書綴　S10
【第１号表　市町村立小学校職員受持学年、教科目及在籍児童数調】
〔対象年〕　S10.6.1現在
〔送り状１〕大沢尋常小学校長→村長
　　発信年月日　S10.6.5
〔記入表〕　報告期限　S10.6.5

2－338－034
学事関係書綴　S10
【第１号表　市町村立小学校職員受持学年、教科目及在籍児童数調】
〔対象年〕　S10.6.1現在
〔送り状１〕下境尋常小学校長→村長
　　発信年月日　S10.6.2
〔記入表〕

2－338－035
学事関係書綴　S10
【第２号表　市町村立小学校教員数及在籍児童数調】
〔対象年〕　S10.6.1現在
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S10.6.13
〔記入表〕　報告期限　S10.6.13

2－338－036
学事関係書綴　S10
【第１６７様式　第１表　市町村立小学校教員俸給調】
〔対象年〕　S10.6.1現在
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S10.6.14
〔記入表〕　報告期限　S10.6.15

2－338－037
学事関係書綴　S10
【第１６７様式　第２表　市町村立小学校長俸給調】
〔対象年〕　S10.6.1現在
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S10.6.14
〔記入表〕

2－338－038
学事関係書綴　S10
【就学不就学児童調査表】
〔対象年〕　S10.5末日現在
〔記入表〕　下境尋常小学校→［村役場］

2－338－039
学事関係書綴　S10
【就学不就学児童調査表】
〔対象年〕　S10.5末日現在
〔記入表〕　小木須境尋常小学校→［村役場］

2－338－040
学事関係書綴　S10
【就学不就学児童調査表】
〔対象年〕　S10.5末日現在
〔記入表〕　併置校長→［村役場］

2－338－041
学事関係書綴　S10
【就学不就学児童調査表】
〔対象年〕　S10.5末日現在
〔送り状１〕大木須尋常小学校→村長
　　発信年月日　S10.6.17
〔記入表〕

2－338－042
学事関係書綴　S10
【就学不就学児童調査表】
〔対象年〕　S10.5末日現在
〔送り状１〕発信年月日　S10.6.17
〔記入表〕　大沢尋常小学校→［村役場］

〔備考〕　・送り状には提出年月日のみ記入されている

2－338－043
学事関係書綴　S10
【第１号様式　市町村貧困児童数調】
〔対象年〕　S10.5末日現在
〔照会状〕　県学務部長→村長
発信年月日　S10.6.19
報告期限　S10.6.10
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.6.21
〔記入表〕

2－338－044
学事関係書綴　S10
【第２号様式　児童就学奨励費予算書】
〔対象年〕　S10年度
〔照会状〕　県学務部長→村長
発信年月日　S10.6.19
報告期限　S10.6.10
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.6.21
〔記入表〕

2－338－045
学事関係書綴　S10
【学校給食児童調査表】
〔照会状〕　県学務部長→村長
発信年月日　S10.7.6
〔送り状１〕村長→県学務部長
発信年月日　S10.7.15
〔記入表〕

2－338－046
学事関係書綴　S10
【学校給食児童調査表】
〔送り状１〕大沢尋常小学校長→村長
発信年月日　S10.7.10
〔記入表〕

2－338－047
学事関係書綴　S10
【学校給食児童調査表】
〔送り状１〕大木須尋常小学校長→村長
発信年月日　S10.7.11
〔記入表〕

2－338－048
学事関係書綴　S10
【学校給食児童調査表】
〔送り状１〕下境尋常小学校長→村長
発信年月日　S10.7.11
〔記入表〕

2－338－049
学事関係書綴　S10
【学校給食児童調査表】
〔送り状１〕小木須尋常小学校長→村長
発信年月日　S10.7.9
〔記入表〕

2－338－050
学事関係書綴　S10
【甲号表　小学校教員俸給支払状況調】
〔対象年〕　S10.4～6月分
〔照会状〕　県学務部長→村長
発信年月日　S10.7.18
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.6.30
〔記入表〕

2－338－051
学事関係書綴　S10
【乙号表　国庫交付金其ノ使途調】
〔対象年〕　S10.4～6月分
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.7.31
〔記入表〕

2－338－052
学事関係書綴　S10
【第１２８様式　市町村立小学校教員住宅調】
〔対象年〕　S10.7.1現在
〔照会状〕　県学務部長→村長
発信年月日　S10.7.24
報告期限　S10.7.20
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.8.2
〔記入表〕

2－338－053
学事関係書綴　S10
【第１３４様式　第１号表　実業補習学校本年度経費予算調】

〔対象年〕　S10.5.1現在
〔照会状〕　県学務部長→村長
　　発信年月日　S10.8.12
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S10.8.17
〔記入表〕

2－338－054
学事関係書綴　S10
【第１３４様式　第２号表　実業補習学校前年度教員俸給支出得額調】
〔対象年〕　S10.5.1現在
〔照会状〕　県学務部長→村長
　　発信年月日　S10.8.12
〔記入表〕　村長→県知事
　　発信年月日　S10.8.17

2－338－055
学事関係書綴　S10
【第１３４様式　第３号表　実業補習学校前年度教員俸給補助金収支調】
〔対象年〕　S10.5.1現在
〔照会状〕　県学務部長→村長
　　発信年月日　S10.8.12
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S10.8.17
〔記入表〕

2－338－056
学事関係書綴　S10
【第１３４様式　第４号表　実業補習教育ニ関スル本年度経費予算調】
〔対象年〕　S10.5.1現在
〔照会状〕　県学務部長→村長
　　発信年月日　S10.8.12
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S10.8.17
〔記入表〕

2－338－057
学事関係書綴　S10
【第１３４様式　第５号表　実業補習学校数調】
〔対象年〕　S10.5.1現在
〔照会状〕　県学務部長→村長
　　発信年月日　S10.8.12
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S10.8.17
〔記入表〕

2－338－058
学事関係書綴　S10
【第１３４様式　第６号表　実業補習学校教員数調】
〔対象年〕　S10.5.1現在
〔照会状〕　県学務部長→村長
　　発信年月日　S10.8.12
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S10.8.17
〔記入表〕

2－338－059
学事関係書綴　S10
【第１３４様式　第７号表　実業補習学校生徒数調】
〔対象年〕　S10.5.1現在
〔照会状〕　県学務部長→村長
　　発信年月日　S10.8.12
〔送り状１〕村長→県知事
　　発信年月日　S10.8.17
〔記入表〕

2－338－060
学事関係書綴　S10
【「トラホーム」患者治療成績表】
〔対象年〕　S10.7.30
〔送り状１〕境尋常高等小学校長→県知事
　　発信年月日　S10.7.31
〔記入表〕

2－338－061
学事関係書綴　S10
【「トラホーム」患者治療成績表】
〔対象年〕　S10.7.5
〔送り状１〕下境尋常小学校長→県知事
　　発信年月日　S10.7.5
〔記入表〕

2－338－062
学事関係書綴　S10
【「トラホーム」患者治療成績表】
〔対象年〕　S9.12.31
〔送り状１〕下境尋常小学校長→県知事
　　発信年月日　S10.7.11
〔記入表〕

2－338－063
学事関係書綴　S10
【「トラホーム」患者治療成績表】
〔対象年〕　S10.7.19
〔送り状１〕大沢尋常小学校長→県知事
発信年月日　S10.7.19
〔記入表〕

2－338－064
学事関係書綴　S10
【就学奨励金交付状況調査報告】
〔対象年〕　S8年度
〔送り状１〕小木須尋常小学校長→村長
発信年月日　S10.6.12
〔記入表〕

2－338－065
学事関係書綴　S10
【境村受托児童報告】
〔対象年〕　S10.3.1現在
〔送り状１〕烏山尋常高等小学校長→村長
発信年月日　S10.4.6
〔記入表〕

2－338－066
学事関係書綴　S10
【市町村調査票調査】
〔対象年〕　S8，S9
〔照会状〕　県学務部長→村長
発信年月日　S10.7.2
〔雛形〕
〔記入表〕
〔備考〕　・市町村義務教育費国庫負担法　第４条、第５條による昭和１０年度特別市町村認定に関する調査
・雛形に数値が記入されている

2－338－067
学事関係書綴　S10
【乙号表　国庫交付金及其ノ使途調】
〔対象年〕　S10.7～9月分
〔照会状〕　県学務部長→村長
発信年月日　S10.10.9
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.10.23
〔記入表〕

2－338－068
学事関係書綴　S10
【甲号表　小学校教員俸給支払状況調】
〔対象年〕　S10.7～9月分
〔照会状〕　県学務部長→村長
発信年月日　S10.10.9
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.10.23
〔記入表〕　報告期限　S10.10.5

2－338－069
学事関係書綴　S10
【尋常科６学年以上男女児童調　尋常小学校第６学年以上女児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S10.10.1
〔送り状１〕大木須尋常小学校長→村長
発信年月日　S10.10.23
〔記入表〕

2－338－070
学事関係書綴　S10
【尋常科６学年以上男女児童調　尋常小学校第６学年以上女児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S10.10.1
〔送り状１〕下境尋常小学校長→村長
発信年月日　S10.10.23
〔記入表〕

2－338－071
学事関係書綴　S10
【尋常科６学年以上男女児童調　尋常小学校第６学年以上女児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S10.10.1
〔送り状１〕境尋常高等小学校長→村長
発信年月日　S10.10.24
〔記入表〕

2－338－072
学事関係書綴　S10
【尋常科６学年以上男女児童調　尋常小学校第６学年以上女児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S10.10.1
〔送り状１〕大沢尋常小学校長→村長
発信年月日　S10.10.22
〔記入表〕

2－338－073
学事関係書綴　S10
【尋常科６学年以上男女児童調　尋常小学校第６学年以上女児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S10.10.1
〔送り状１〕小木須尋常小学校長→村長
発信年月日　S10.10.24
〔記入表〕

2－338－074
学事関係書綴　S10
【尋常科６学年以上男女児童調　尋常小学校第６学年以上男児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S10.10.1
〔送り状１〕大木須尋常小学校長→村長
発信年月日　S10.10.23
〔記入表〕

2－338－075
学事関係書綴　S10
【尋常科６学年以上男女児童調　尋常小学校第６学年以上男児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S10.10.1
〔送り状１〕下境尋常小学校長→村長
発信年月日　S10.10.23
〔記入表〕

2－338－076
学事関係書綴　S10
【尋常科６学年以上男女児童調　尋常小学校第６学年以上男児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S10.10.1
〔送り状１〕境尋常高等小学校長→村長
発信年月日　S10.10.24
〔記入表〕

2－338－077
学事関係書綴　S10
【尋常科６学年以上男女児童調　尋常小学校第６学年以上男児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S10.10.1
〔送り状１〕大沢尋常小学校長→村長
発信年月日　S10.10.22
〔記入表〕

2－338－078
学事関係書綴　S10
【尋常科６学年以上男女児童調　尋常小学校第６学年以上男児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S10.10.1
〔送り状１〕小木須小学校長→村長
発信年月日　S10.10.24
〔記入表〕

2－338－079
学事関係書綴　S10
【第１表　卒業（退学）児童就業状況】
〔対象年〕　S10.10.1現在
〔送り状１〕大木須尋常小学校長→村長
発信年月日　S10.10.23
〔記入表〕

2－338－080
学事関係書綴　S10
【第１表　卒業（退学）児童就業状況】
〔対象年〕　S10.10.1現在
〔記入表〕　［下境尋常小学校］→［村役場］

2－338－081
学事関係書綴　S10
【第１表　卒業（退学）児童就業状況】
〔対象年〕　S10.10.1現在
〔記入表〕　［境尋常高等小学校］→［村役場］

2－338－082
学事関係書綴　S10
【第１表　卒業（退学）児童就業状況】
〔対象年〕　S10.10.1現在
〔送り状１〕大沢尋常小学校→村長
発信年月日　S10.10.22
〔記入表〕

2－338－083
学事関係書綴　S10
【第１表　卒業（退学）児童就業状況】
〔対象年〕　S10.10.1現在
〔送り状１〕［小木須尋常小学校］→［村役場］
発信年月日　S10.10.23
〔記入表〕

2－338－084
学事関係書綴　S10
【第２表　就業者職業別調】

〔送り状１〕大木須尋常小学校長→村長
発信年月日　S10.10.23
〔記入表〕

2－338－085
学事関係書綴　S10
【第２表　就業者職業別調】
〔記入表〕　［下境尋常小学校］→［村役場］

2－338－086
学事関係書綴　S10
【第２表　就業者職業別調】
〔記入表〕　［境尋常高等小学校］→［村役場］

2－338－087
学事関係書綴　S10
【第２表　就業者職業別調】
〔記入表〕　［大沢尋常高等小学校］→［村役場］

2－338－088
学事関係書綴　S10
【第２表　就業者職業別調】
〔記入表〕　［小木須尋常小学校］→［村役場］

2－338－089
学事関係書綴　S10
【第１３７様式　尋常科６学年以上男女児童調１表　尋常小学校第６学年以上男児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S10.10.1
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.10.25
〔記入表〕　報告期限　S10.10.20

2－338－090
学事関係書綴　S10
【第１３７様式　尋常科６学年以上男女児童調２表　尋常小学校第６学年以上女児童ニ関スル調】
〔対象年〕　S10.10.1
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.10.25
〔記入表〕　報告期限　S10.10.20

2－338－091
学事関係書綴　S10
【第１表　卒業（退学）児童就業状況】
〔対象年〕　S10.10.1現在
〔照会状〕　県学務部長→村長
発信年月日　S10.10.15
報告期限　S10.10.10
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.10.25
〔記入表〕

2－338－092
学事関係書綴　S10
【第２表　就業者職業別調】
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S10.10.25
〔記入表〕

2－338－093
学事関係書綴　S10
【第１６５様式　小学校教員恩給納金調】
〔対象年〕　S10年度　［前期］
〔照会状〕　県学務部長→村長
発信年月日　S10.10.23
報告期限　S10.10.10
〔記入表〕

2－338－094
学事関係書綴　S10
【第１６５様式　青年学校教員恩給納金調】
〔対象年〕　S10年度　［前期］
〔照会状〕　県学務部長→村長
発信年月日　S10.10.23
報告期限　S10.10.10
〔記入表〕

2－338－095
学事関係書綴　S10
【中等学校以上ノ学校卒業者調査】
〔対象年〕　T15.5～S10.3
〔照会状〕　県学務部長→村長
発信年月日　S10.10.7
報告期限　S10.10.20
〔送り状１〕村長→県学務部長
発信年月日　S10.10.28
〔記入表〕

2－338－096
学事関係書綴　S10
【学校給食臨時施設状況報告　学校給食臨時施設経理状況】
〔対象年〕　S10.4～9月分
〔照会状〕　県学務部長→村長
発信年月日　S10.9.17
報告期限　S10.10.10
〔送り状１〕村長→県学務部長
発信年月日　S10.10.28
〔記入表〕

2－338－097
学事関係書綴　S10
【学校給食臨時施設状況報告　学校給食施設状況】
〔対象年〕　S10.4～9月分
〔照会状〕　県学務部長→村長
発信年月日　S10.9.17
報告期限　S10.10.10
〔送り状１〕村長→県学務部長
発信年月日　S10.10.28
〔記入表〕

2－338－098
学事関係書綴　S10
【高等小学校授業料調】
〔対象年〕　S10.10末日現在
〔照会状〕　県学務部長→村長
発信年月日　S10.11.5
報告期限　S10.11.10
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→県学務部長
発信年月日　S10.11.27
〔備考〕　・高等小学校授業料免除、減額に関する調査

2－338－099
学事関係書綴　S10
【「トラホーム」検診成績表】
〔対象年〕　S10.11.28
〔送り状１〕境尋常高等小学校長→県知事
発信年月日　S10.12.4
〔記入表〕

2－338－100
学事関係書綴　S10
【「トラホーム」検診成績表】
〔対象年〕　S10.11.21
〔送り状１〕大木須尋常小学校長→県知事
発信年月日　S10.10.21
〔記入表〕

2－338－101
学事関係書綴　S10
【「トラホーム」検診成績表】
〔対象年〕　S10.11.19
〔送り状１〕大沢尋常小学校長→村長
発信年月日　S10.11.19
〔記入表〕

2－338－102
学事関係書綴　S10
【「トラホーム」検診成績表】
〔対象年〕　S10.11.29
〔送り状１〕小木須尋常小学校長→県知事
発信年月日　S10.11.29
〔記入表〕

2－338－103
学事関係書綴　S10
【「トラホーム」検診成績表】
〔対象年〕　S10.11.21
〔送り状１〕下境尋常小学校長→県知事
発信年月日　S10.11.27
〔記入表〕

2－352－001
救護ニ関スル綴　S12
【救護実施状況報告】
〔対象年〕　S11年度
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S12.4.14
〔記入表〕

2－352－002
救護ニ関スル綴　S12
【救護状況調　委員費調】
〔対象年〕　S11年度
〔照会状〕　県学務部長→村長
発信年月日　S12.4.6
報告期限　S12.4.10
〔雛形〕
〔記入表〕

2－352－003
救護ニ関スル綴　S12
【軍人及軍属ノ遺族調】
〔照会状〕　県学務部長→村長
発信年月日　S13.2.8
報告期限　S13.2.20
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→県学務部長
発信年月日　S13.2.17
〔記入表〕

2－352－004
救護ニ関スル綴　S12
【［救護状況調書］】
〔対象年〕　S12年度
〔照会状〕　県学務部長→村長
発信年月日　S12.9.25
報告期限　S12.10.10
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S13.2.17
〔記入表〕

2－352－005
救護ニ関スル綴　S12
【救護実地状況報告】
〔対象年〕　S12.4～12.9月分
〔照会状〕　県学務部長→村長
発信年月日　S12.9.25
報告期限　S12.10.10
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S13.2.17
〔記入表〕

2－352－006
救護ニ関スル綴　S12
【救護実地状況報告】
〔対象年〕　S12年度分
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S13.4.1
〔記入表〕

2－352－007
救護ニ関スル綴　S12
【救護実地状況報告】
〔対象年〕　S13年度
〔照会状〕　県学務部長→村長
発信年月日　S14.5.13
報告期限　S14.4.10
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S14.8.5
〔記入表〕

2－352－008
救護ニ関スル綴　S12
【救護実地状況報告】
〔対象年〕　S14.4～14.9月分
〔照会状〕　県学務部長→村長
発信年月日　S14.10.10
報告期限　S14.10.10
〔送り状１〕村長→県学務部長
発信年月日　S14.12.21
〔記入表〕

2－352－009
救護ニ関スル綴　S12
【母子保護実施状況報告】
〔対象年〕　S14.4～14.9月分
〔照会状〕　県学務部長→村長
発信年月日　S14.10.10
報告期限　S14.10.15
〔記入表〕

2－352－010
救護ニ関スル綴　S12
【救護実施状況報告】
〔対象年〕　S14.10～15.3月分
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S15.4.24

2－352－011
救護ニ関スル綴　S12
【救護実施状況報告】
〔対象年〕　S15.4～15.9月分
〔照会状〕　県学務部長→村長
発信年月日　S15.12.19
報告期限　S15.10.10
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S15.12.23
〔記入表〕

2－352－012
救護ニ関スル綴　S12
【救護実施状況報告】
〔対象年〕　S15.10～16.3月分

〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S16.3.31
〔記入表〕

2−352−013
救護ニ関スル綴　S12
【救護実施状況報告】
〔対象年〕　S16.10〜16.12月分
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S17.1.6
〔記入表〕

2−352−014
救護ニ関スル綴　S12
【救護実施状況報告】
〔対象年〕　S17.1〜17.3月分
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S17.4.1
〔記入表〕

2−352−015
救護ニ関スル綴　S12
【医療券交付状況報告】
〔対象年〕　S17.1〜3月分
〔送り状１〕村長→県学務部長
発信年月日　S17.4.4
〔記入表〕

2−352−016
救護ニ関スル綴　S12
【救護実施状況報告】
〔対象年〕　S16.10〜17.3月分
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S17
〔記入表〕

2−352−017
救護ニ関スル綴　S12
【救護実施状況報告】
〔対象年〕　S16.4〜9月分
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S17.4.4
〔記入表〕

2−352−018
救護ニ関スル綴　S12
【救護実施状況報告】
〔対象年〕　S16.10〜17.3月分
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S17
〔記入表〕

2−352−019
救護ニ関スル綴　S12
【救護実施状況報告】
〔対象年〕　S17.4〜17.9月分
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S17.10.1

2−352−020
救護ニ関スル綴　S12
【救護実施状況報告】
〔対象年〕　S17.10〜18.3月分
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S18.4.1
〔記入表〕

2−352−021
救護ニ関スル綴　S12
【方面委員令施行状況報告】
〔対象年〕　S17年度
〔送り状１〕村長→地方事務所烏山出張所長
発信年月日　S18.5.21

2−352−022
救護ニ関スル綴　S12
【救護実施状況報告】
〔対象年〕　S18.4〜18.9月分
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S18.10.1
〔記入表〕

2−352−023
救護ニ関スル綴　S12
【救護実施状況報告】
〔対象年〕　S17.4〜17.6月分
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S17.7.2
〔記入表〕

2−352−024
救護ニ関スル綴　S12

【医療券交付状況報告】
〔対象年〕　S17.4～17.6月分
〔記入表〕　［村長］→

2－352－025
救護ニ関スル綴　S12
【救護実施状況報告】
〔対象年〕　S18.10～19.3月分
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S19.4.3
〔記入表〕

2－352－026
救護ニ関スル綴　S12
【医療券交付状況報告】
〔対象年〕　S18.10～19.3月分
〔送り状１〕村長代理→県知事
発信年月日　S19.5.1
〔記入表〕

2－352－027
救護ニ関スル綴　S12
【救護実施状況報告】
〔対象年〕　S19.4～19.9月分
〔送り状１〕村長→県知事
発信年月日　S19.10.1
〔記入表〕

2－352－028
救護ニ関スル綴　S12
【救護実施状況報告】
〔対象年〕　S19.4～20.3月分
〔記入表〕　［村役場］→

2－352－029
救護ニ関スル綴　S12
【医療券交付状況報告】
〔対象年〕　S19.4～20.3月分
〔記入表〕　［村役場］→

2－352－030
救護ニ関スル綴　S12
【諸救護法実施状況報告】
〔送り状１〕村長→地方事務所烏山出張所長
発信年月日　S21.7.3

2－352－031
救護ニ関スル綴　S12
【各種援護状況報告】
〔対象年〕　S21.5月分
〔送り状１〕村長→地方事務所烏山出張所長
発信年月日　S21.6.4
〔記入表〕

2－352－032
救護ニ関スル綴　S12
【救護実施状況報告】
〔対象年〕　S21.4～21.9
〔送り状１〕村長→地方事務所烏山出張所長
発信年月日　S21.10.10
〔記入表〕

2－379－001
租税関係綴国税　S20
【家屋税納額報告書】
〔対象年〕　S20分
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　S2.7.17
〔記入表〕

2－379－002
租税関係綴国税　S20
【地租納額別人員表】
〔対象年〕　S20.1.1現在
〔照会状〕　大田原税務署→村役場
発信年月日　S20.8.20
報告期限　S20.9.1
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　S20.9.24
〔記入表〕

2－379－003
租税関係綴国税　S20
【家屋賃貸価格別個数調】
〔対象年〕　S20.1.1現在
〔照会状〕　大田原税務署→村役場
発信年月日　S20.8.20
報告期限　S20.9.1
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　S20.9.24
〔記入表〕

2－379－004
租税関係綴国税　S20
【賃貸価格ノ合計金額５円未満ノ為家屋税ヲ徴集セザルモノノ調】
〔対象年〕　S19年分
〔照会状〕　大田原税務署→村役場
発信年月日　S20.8.20
報告期限　S20.9.1
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　S20.9.24
〔記入表〕

2－379－005
租税関係綴国税　S20
【有租地成調査書】
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　S20.7.21
〔記入表〕

2－379－006
租税関係綴国税　S20
【陸海軍両省所管ノ国有財産調査】
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　S20.10.5
〔記入表〕
〔送り状２〕村長→大田原税務署長
発信年月日　S20.10.18

2－379－007
租税関係綴国税　S20
【納税団体普及状況報告　附表　納税団体種類別調】
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　S20.10.5
報告期限　S20.10.15
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　S20.10.20
〔記入表〕

2－379－008
租税関係綴国税　S20
【納税団体普及状況報告　納税団体普及状況報告書】
〔対象年〕　S20.9末現在
〔照会状〕　大田原税務署長→村長
発信年月日　S20.10.5
報告期限　S20.10.15
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→大田原税務署長
発信年月日　S20.10.20
〔記入表〕

武茂村役場資料

1－016－066
［統計報告書綴］　T07
【［第１１６様式］　各種県税営業者表】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.5.29
〔記入表〕
〔時期〕　T6年度
〔税種〕　県税　営業税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕
〔備考〕　・税額は業種別の合計額

1－023－019
［統計報告書綴］　〔T10〕
【第１１６様式　各種県税営業者】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T10.5.26
〔記入表〕
〔時期〕　T9年度
〔税種〕　県税　営業税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

1－030－013
勧業関係綴　T13
【工業者ノ負担スル県税町村税調　工業者ノ負担スル地方税調】
〔照会状〕　郡役所庶務課長→村長
発信年月日　T13.6.20
報告期限　T13.6.30
〔雛形〕
〔調査方法〕郡役所庶務課長→村長
発信年月日　T13.6.25
〔送り状１〕村長→郡役所庶務課長
発信年月日　T13.6.30
〔記入表〕
〔税種〕　県税　営業税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

1－030－014
勧業関係綴　T13
【工業者ノ負担スル県税町村税調　工業者ノ負担スル村税調】
〔照会状〕　郡役所庶務課長→村長
発信年月日　T13.6.20
報告期限　T13.6.30
〔雛形〕
〔調査方法〕郡役所庶務課長→村長
発信年月日　T13.6.25
〔送り状１〕村長→郡役所庶務課長
発信年月日　T13.6.30
〔記入表〕
〔税種〕　村税　営業税　附加税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

1－033－017
［租税関係綴］　T14
【営業税課額仕訳書】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T14.5.28
〔記入表〕
〔時期〕　T14年度　前期
〔税種〕　営業税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

1－033－018
［租税関係綴］　T14
【雑種税課額仕訳書】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T14.5.28
〔記入表〕
〔時期〕　T14年度　前期
〔税種〕　雑種税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

1－033－020
［租税関係綴］　T14
【県税営業税附加税賦課額報告】
〔照会状〕　郡財務課長→村長
発信年月日　T14.6.6
報告期限　T14.6.10
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T14.6.8
〔記入表〕
〔時期〕　T14年度　前期
〔税種〕　県税　営業税　附加税
〔賦課額〕

1－033－022
［租税関係綴］　T14
【県税営業税附加税賦課額報告】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T14.6.20

〔記入表〕
〔時期〕　T14年度　前期
〔税種〕　県税　営業税　附加税
〔賦課額〕

1－041－013
［租税関係綴］　［S02］
【営業税課額仕訳書】
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S2.6.6
〔記入表〕
〔時期〕　S2年度　前期
〔税種〕　営業税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

1－041－014
［租税関係綴］　［S02］
【雑種税課額仕訳書】
〔送り状1〕村長→県知事
発信年月日　S2.6.6
〔記入表〕
〔時期〕　S2年度　前期
〔税種〕　雑種税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

境村役場資料

2－005－001
町村会聯合会評決書綴　M18
【戸別割等級表】
〔記入表〕　［戸長役場］→
〔税種〕　村税　戸別割
〔等級〕　上、中、下
〔備考〕　・上中下の等級別戸数及び上下等の個人名が記入され、中等の個人名は省略されている

2－006－001
村会議書類　M22-M23
【村費賦課等級】
〔記入表〕　［村役場］→［村議会］
〔時期〕　M22年度
〔税種〕　村税　戸別割
〔等級〕　１～９等級
〔備考〕　・第三次会決、２２年７月１６日開会

2－010－001
村会議書類　M26
【戸数等級調】
〔記入表〕　［村役場］→［村議会］
〔時期〕　M26
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～１０等級

2－013－001
村会議書類　M33
【［戸数等級表］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　M33
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２０等級

2－013－002
村会議書類　M33
【［戸数割等級調］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　M33
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２０等級
〔賦課額〕

2－050－002
県税課往答綴　M45
【戸数割課額等級報告】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　M45.2
〔記入表〕
〔時期〕　M44年度　追徴
〔税種〕　県税　戸数割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕

2－050－004
県税課往答綴　M45
【戸数割課額等級報告】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　M45.4.29
〔記入表〕
〔時期〕　M45年度　前期
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕

2－050－011
県税課往答綴　M45
【県税営業税雑種税賦課仕訳書】
〔送り状１〕村役場→郡第三課
発信年月日　M45.6.4
〔記入表〕
〔時期〕　M45年度
〔税種〕　県税　営業税　雑種税
〔等級〕　種目別等級
〔賦課額〕

2－050－012
県税課往答綴　M45
【戸数割課額等級報告】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T1.10.28
〔記入表〕
〔時期〕　T1年度　後期
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕

2－050－013
県税課往答綴　M45
【県税営業税雑種税賦課仕訳書】
〔送り状１〕［村役場］→郡第三課
発信年月日　T1
〔記入表〕
〔時期〕　T1年度　後期

〔税種〕　県税　営業税　雑種税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－056－005
村税ニ関スル書類　T02
【［戸数割賦課等級課額表］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕

2－056－006
村税ニ関スル書類　T02
【［戸数割賦課等級表］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２２等級

2－056－007
村税ニ関スル書類　T02
【戸数割賦課等級調】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T1年度
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２２等級
〔備考〕　・字別に１綴となっている、字別増戸数、減戸数表あり

2－056－008
村税ニ関スル書類　T02
【［戸数割賦課等級課額表］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕

2－057－005
県税ニ関スル書類　T02
【追加戸数割課額等級報告】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T2.1.24
〔記入表〕
〔時期〕　T1年度　追加
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕

2－057－010
県税ニ関スル書類　T02
【戸数割等級課額報告表】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T2.5.29
〔記入表〕
〔時期〕　T2年度　上半期
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕

2－057－011
県税ニ関スル書類　T02
【［字別戸数割賦課等級表］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２２等級

2－057－012
県税ニ関スル書類　T02
【［字別営業税及雑種税等級表］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔税種〕　営業税　雑種税
〔等級〕　税目別等級

2－057－013
県税ニ関スル書類　T02
【営業税雑種税賦課仕訳書】
〔送り状１〕村役場→郡役所財務課
発信年月日　T2.6.17
〔記入表〕
〔時期〕　T2年度　前半期
〔税種〕　営業税　雑種税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕
〔備考〕　・営業税賦課仕訳書のみ、雑種税は別記（５７－１４）

2－057－014
県税ニ関スル書類　T02
【雑種税賦課仕訳書】
〔送り状１〕村役場→郡役所財務課
発信年月日　T2.6.17
〔記入表〕
〔時期〕　T2年度　前半期
〔税種〕　雑種税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－057－023
県税ニ関スル書類　T02
【戸数割等級課額報告表】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T2.11.20
〔記入表〕
〔時期〕　T2年度　下半期
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕

2－057－026
県税ニ関スル書類　T02
【［字別営業税雑種税等級表］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔税種〕　営業税　雑種税
〔等級〕　税目別等級

2－057－027
県税ニ関スル書類　T02
【営業税課額仕訳書】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T2年度　後期
〔税種〕　営業税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－057－028
県税ニ関スル書類　T02
【雑種税課額仕訳書】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T2年度　後期
〔税種〕　雑種税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－067－001
村税ニ関スル書類　T03
【［戸数割賦課等級課額表］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕

2－067－002
村税ニ関スル書類　T03
【［戸数割賦課等級表］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２２等級
〔備考〕　・異動報告後の朱筆訂正あり、字別に綴られている

2－067－004
村税ニ関スル書類　T03
【戸別割】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　［T3年度］　後期
〔税種〕　村税　戸別割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕

2－086－001
県税ニ関スル書類　T05
【戸数調査】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T5.1.7
〔記入表〕
〔時期〕　T4年度　追徴
〔税種〕　県税　戸数割
〔等級〕　１～２２等級
〔備考〕　・Ｔ５．１．４付役場発区長宛の照会状に「大正４年度追徴県税戸数割賦課戸数等級決定ノタメ必要有之候條　本年８月１日現在戸数精査ノ上（異動増減氏名）１月６日限リ御報告有之ヘク」とあり各区は戸数及び等級の異動報告を行った　これをまとめて村役場が作成したのがこの調査表である　なお、税に関する異動報告は不採用としたため各区作成の報告表は割愛した

2－086－003
県税ニ関スル書類　T05
【県税戸数割等級課額報告表】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T5.1.25
〔記入表〕
〔時期〕　T4年度　追徴
〔税種〕　県税　戸数割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕

2－086－011
県税ニ関スル書類　T05
【［戸数割賦課等級賦課額表］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕

2－086－012
県税ニ関スル書類　T05
【県税戸数割等級課額報告表】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T5.5.19
〔記入表〕
〔時期〕　T5年度　前期
〔税種〕　県税　戸数割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕

2－086－013
県税ニ関スル書類　T05
【［雑種税営業税賦課等級賦課額個人別表］】
〔記入表〕
〔税種〕　営業税　雑種税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－086－014
県税ニ関スル書類　T05
【第１１６様式　各種県税営業者調】
〔照会状〕　郡役所財務課→村役場
発信年月日　T5.5.24
報告期限　T5.5末
〔送り状１〕村役場→郡役所財務課
発信年月日　T5.5.26
〔記入表〕
〔時期〕　T4年度
〔税種〕　県税　営業税　雑種税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－086－015
県税ニ関スル書類　T05
【［字別営業税雑種税等級表］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔税種〕　営業税　雑種税
〔等級〕　税目別等級

2－086－016
県税ニ関スル書類　T05
【各種県税営業者】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T4年度
〔税種〕　県税　営業税　雑種税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－086－017
県税ニ関スル書類　T05
【県税営業税】
〔記入表〕　［村役場］→
〔税種〕　県税　営業税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕
〔備考〕　・人数に関する記述なし

2－086－018
県税ニ関スル書類　T05
【県税雑種税（乙種漁業及畜馬ノ金額ハ除ク）】
〔記入表〕　［村役場］→
〔税種〕　県税　雑種税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕
〔備考〕　・人数に関する記述なし

2－086－019
県税ニ関スル書類　T05
【［村税営業税雑種税］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔税種〕　村税　営業税　雑種税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕
〔備考〕　・人数に関する記述なし

2－086－020
県税ニ関スル書類　T05
【営業税賦課仕訳書】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T5年度　前期
〔税種〕　営業税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－086－021
県税ニ関スル書類　T05

【雑種税賦課仕訳書】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T5年度　前期
〔税種〕　雑種税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－086－033
県税ニ関スル書類　T05
【県税戸数割賦課額等級表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T5年度　前期
〔税種〕　県税　戸数割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕

2－086－034
県税ニ関スル書類　T05
【［戸数割字別等級課額表］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T5年度
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕
〔備考〕　・等級別戸数の記載なし

2－086－035
県税ニ関スル書類　T05
【［戸数割字別等級表］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T5年度
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２２等級

2－086－036
県税ニ関スル書類　T05
【戸数割課額等級表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T5年度　後期
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕

2－086－037
県税ニ関スル書類　T05
【戸数割戸数等級課額表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T5年度　後期
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕
〔備考〕　・孔版刷

2－086－038
県税ニ関スル書類　T05
【営業税賦課仕訳書】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T5年度　後期
〔税種〕　営業税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－086－039
県税ニ関スル書類　T05
【雑種税仕訳書】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T5年度　後期
〔税種〕　雑種税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－086－040
県税ニ関スル書類　T05
【雑種税】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T5年度　後期
〔税種〕　雑種税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－086－041
県税ニ関スル書類　T05
【営業税】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T5年度
〔税種〕　営業税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－086－042
県税ニ関スル書類　T05
【戸数割戸数等級課額表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T5年度　後期

〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕
〔備考〕　・孔版刷

2－086－043
県税ニ関スル書類　T05
【戸数割】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T5年度　後期
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕

2－086－044
県税ニ関スル書類　T05
【戸別割戸数等級課額表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T5年度　後期
〔税種〕　戸別割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕
〔備考〕　・孔版刷

2－086－045
県税ニ関スル書類　T05
【戸別割】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T5年度　後期
〔税種〕　戸別割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕

2－086－046
県税ニ関スル書類　T05
【県税戸数割等級課額報告表】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T5.12.18
〔記入表〕
〔時期〕　T5年度　後期
〔税種〕　県税　戸数割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕

2－086－047
県税ニ関スル書類　T05
【［営業税雑種税字別等級表］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔税種〕　営業税　雑種税
〔等級〕　税目別等級

2－103－005
県税ニ関スル書類　T06
【［字別戸数割等級個人別表］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T6年度
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２２等級

2－103－006
県税ニ関スル書類　T06
【［字別戸数割等級表］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T6年度
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２２等級

2－103－007
県税ニ関スル書類　T06
【［村税字別戸数割等級課額表］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T6年度
〔税種〕　村税　戸数割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕

2－103－008
県税ニ関スル書類　T06
【［県税字別戸数割等級課額表］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T6年度
〔税種〕　県税　戸数割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕

2－103－009
県税ニ関スル書類　T06
【県税戸数割等級賦課額】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.5.21
〔記入表〕
〔時期〕　T6年度　前期
〔税種〕　県税　戸数割
〔等級〕　１～２２等級

〔賦課額〕

2－103－010
県税ニ関スル書類　T06
【戸数割賦課額等級表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T6年度　前期
〔税種〕　県税　戸数割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕

2－103－011
県税ニ関スル書類　T06
【戸別割賦課額等級表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T6年度　前期
〔税種〕　村税　戸別割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕

2－103－012
県税ニ関スル書類　T06
【戸数割戸数等級課額表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T6年度　前期
〔税種〕　県税　戸数割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕
〔備考〕　・孔版刷

2－103－013
県税ニ関スル書類　T06
【戸別割戸数等級課額表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T6年度　前期
〔税種〕　村税　戸別割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕
〔備考〕　・孔版刷

2－103－014
県税ニ関スル書類　T06
【［字別営業税雑種税等級表］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T6年度　前期
〔税種〕　営業税　雑種税
〔等級〕　税目別等級

2－103－015
県税ニ関スル書類　T06
【営業税賦課仕訳書】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T6年度　前期
〔税種〕　営業税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－103－016
県税ニ関スル書類　T06
【雑種税賦課仕訳書】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T6年度　前期
〔税種〕　雑種税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－103－017
県税ニ関スル書類　T06
【第１１６様式　各種県税営業者】
〔照会状〕　郡役所財務課→村役場
発信年月日　T6.6.20
報告期限　T6.5末
〔記入表〕　村役場→
〔時期〕　T5年度
〔税種〕　県税　営業税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－103－024
県税ニ関スル書類　T06
【営業税賦課仕訳書】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T6年度　後期
〔税種〕　営業税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－103－025
県税ニ関スル書類　T06
【雑種税賦課仕訳書】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T6年度　後期
〔税種〕　雑種税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－103－026
県税ニ関スル書類　T06
【［字別営業税雑種税等級表］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔税種〕　営業税　雑種税
〔等級〕　税目別等級

2－103－027
県税ニ関スル書類　T06
【戸別割戸数等級課額表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T6年度　前期後期
〔税種〕　戸別割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕
〔備考〕　・昭和６年５月７日可決の孔版刷表に後期分を書き入れた表

2－103－028
県税ニ関スル書類　T06
【戸数割戸数等級課額表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T6年度　前期後期
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕
〔備考〕　・昭和６年５月７日可決の孔版刷表に後期分を書き入れた表

2－103－029
県税ニ関スル書類　T06
【県税戸数割等級賦課額報告書】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T6.11.24
〔記入表〕
〔時期〕　T6年度　後期
〔税種〕　県税　戸数割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕

2－119－001
租税ニ関スル書類（県税）　T07
【戸数割賦課額】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T6年度　追徴
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕

2－119－002
租税ニ関スル書類（県税）　T07
【県税戸数割等級賦課額報告書】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.2.18
〔記入表〕
〔時期〕　T6年度　追徴
〔税種〕　県税　戸数割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕

2－119－003
租税ニ関スル書類（県税）　T07
【県税戸数割賦課額字別表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T6年度　追徴
〔税種〕　県税　戸数割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕

2－119－006
租税ニ関スル書類（県税）　T07
【戸数割等級課額報告書】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.5.21
〔記入表〕
〔時期〕　T7年度　前期
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕

2－119－007
租税ニ関スル書類（県税）　T07
【各種県税営業者表】
〔記入表〕　［村役場］→
発信年月日　T6.5.27
〔時期〕　T6年度
〔税種〕　県税　営業税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－119－008
租税ニ関スル書類（県税）　T07
【営業税賦課仕訳書】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T7年度　前期
〔税種〕　営業税
〔等級〕　税目別等級

〔賦課額〕

2－119－009
租税ニ関スル書類（県税）　T07
【雑種税［賦課仕訳書］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T7年度　前期
〔税種〕　雑種税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－119－010
租税ニ関スル書類（県税）　T07
【［営業税雑種税賦課員数表］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T7年度　前期
〔税種〕　営業税　雑種税
〔等級〕　税目別等級

2－119－011
租税ニ関スル書類（県税）　T07
【県税営業税賦課集計表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T7年度
〔税種〕　県税　営業税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－119－012
租税ニ関スル書類（県税）　T07
【県税雑種税賦課集計表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T7年度
〔税種〕　県税　雑種税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－119－013
租税ニ関スル書類（県税）　T07
【戸数割等級課額表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T7年度　前期
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕
〔備考〕　・１戸平均１円０２銭

2－119－014
租税ニ関スル書類（県税）　T07
【戸別割賦課等級課額表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T7年度　前期
〔税種〕　戸別割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕
〔備考〕　・１戸平均３円４３銭５厘

2－119－015
租税ニ関スル書類（県税）　T07
【戸別割賦課集計表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T7年度　前期
〔税種〕　戸別割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕

2－119－016
租税ニ関スル書類（県税）　T07
【戸数割賦課集計表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T7年度　前期
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕

2－119－017
租税ニ関スル書類（県税）　T07
【戸数割戸数等級表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T7年度　前期
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２２等級

2－119－026
租税ニ関スル書類（県税）　T07
【戸数割等級課額表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T7年度　後期
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕

2－119－027
租税ニ関スル書類（県税）　T07

【戸別割賦課等級課額［表］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T7年度　後期
〔税種〕　戸別割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕

2－119－028
租税ニ関スル書類（県税）　T07
【営業税賦課仕訳書】
〔記入表〕　村役場→
〔時期〕　T7年度　後期
〔税種〕　営業税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－119－029
租税ニ関スル書類（県税）　T07
【雑種税［賦課仕訳書］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T7年度　後期
〔税種〕　雑種税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－119－030
租税ニ関スル書類（県税）　T07
【［営業税雑種税字別員数表］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T7年度　後期
〔税種〕　営業税　雑種税
〔等級〕　税目別等級

2－119－031
租税ニ関スル書類（県税）　T07
【営業税賦課額集計表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T7年度　後期
〔税種〕　営業税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－119－032
租税ニ関スル書類（県税）　T07
【営業税割賦課額集計表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T7年度　後期
〔税種〕　営業税　附加税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－119－033
租税ニ関スル書類（県税）　T07
【雑種税賦課額集計表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T7年度　後期
〔税種〕　雑種税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－119－034
租税ニ関スル書類（県税）　T07
【雑種税割賦課額集計表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T7年度
〔税種〕　雑種税　附加税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－119－035
租税ニ関スル書類（県税）　T07
【戸数割等級課額報告書】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T7.12.14
〔記入表〕
〔時期〕　T7年度　後期
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕

2－140－003
租税関係綴（県税）　T08
【戸数等級課額表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T7年度　追徴
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕

2－140－006
租税関係綴（県税）　T08
【戸数割等級課額報告】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T8.2.25

〔記入表〕
〔時期〕　T7年度　追徴
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕

2－140－009
租税関係綴（県税）　T08
【戸数割戸数等級表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T8年度　前期
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２２等級

2－140－010
租税関係綴（県税）　T08
【戸数割等級課額表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T8年度　前期
〔税種〕　県税　戸数割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕

2－140－011
租税関係綴（県税）　T08
【戸別割等級課額表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T8年度　前期
〔税種〕　村税　戸別割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕

2－140－012
租税関係綴（県税）　T08
【戸数割等級課額報告書】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T8.5.19
〔記入表〕
〔時期〕　T8年度　前期
〔税種〕　県税　戸数割
〔等級〕　１～２１等級
〔賦課額〕

2－140－014
租税関係綴（県税）　T08
【営業税賦課仕訳書】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T8年度　前期
〔税種〕　営業税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－140－015
租税関係綴（県税）　T08
【雑種税［賦課仕訳書］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T8年度　前期
〔税種〕　雑種税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－140－016
租税関係綴（県税）　T08
【県税営業税賦課集計表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T8年度　前期
〔税種〕　県税　営業税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－140－017
租税関係綴（県税）　T08
【県税雑種税賦課集計表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T8年度　前期
〔税種〕　県税　雑種税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－140－020
租税関係綴（県税）　T08
【各種営業者表】
〔記入表〕　村役場→
〔時期〕　T7年度
〔税種〕　営業税　雑種税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－140－023
租税関係綴（県税）　T08
【戸数割等級課額表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T8年度　後期
〔税種〕　県税　戸数割

〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕

2－140－024
租税関係綴（県税）　T08
【戸別割等級計額表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T8年度　後期
〔税種〕　村税　戸別割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕

2－140－025
租税関係綴（県税）　T08
【戸数割賦課集計表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T8年度　後期
〔税種〕　県税　戸数割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕

2－140－026
租税関係綴（県税）　T08
【戸別割賦課集計表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T8年度　後期
〔税種〕　村税　戸別割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕

2－140－027
租税関係綴（県税）　T08
【営業税及雑種税賦課仕訳書】
〔記入表〕　村役場→
〔時期〕　T8年度　後期
〔税種〕　営業税　雑種税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－140－028
租税関係綴（県税）　T08
【営業税賦課集計表】
〔記入表〕　村役場→
〔時期〕　T8年度　後期
〔税種〕　営業税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－140－029
租税関係綴（県税）　T08
【雑種税賦課集計表】
〔記入表〕　村役場→
〔時期〕　T8年度　後期
〔税種〕　雑種税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－160－003
租税関係綴県税　T09
【戸数割戸数等級表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T8年度　追徴
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２２等級

2－160－004
租税関係綴県税　T09
【県税戸数割等級課額報告書】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T9.3.19
〔記入表〕
〔時期〕　T8年度　追加
〔税種〕　県税　戸数割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕

2－160－005
租税関係綴県税　T09
【県税戸数割等級課額表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T8年度　追徴
〔税種〕　県税　戸数割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕

2－160－007
租税関係綴県税　T09
【県税戸数割等級課額集計表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T9年度　前期
〔税種〕　県税　戸数割
〔等級〕　１～２３等級
〔賦課額〕

2－160－008
租税関係綴県税　T09
【戸数割等級課額表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T9年度　前期
〔税種〕　県税　戸数割
〔等級〕　１～２３等級
〔賦課額〕

2－160－009
租税関係綴県税　T09
【村税戸別割等級課額集計表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T9年度　前期
〔税種〕　村税　戸別割
〔等級〕　１～２３等級
〔賦課額〕

2－160－010
租税関係綴県税　T09
【戸別割等級課額表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T9年度　前期
〔税種〕　村税　戸別割
〔等級〕　１～２３等級
〔賦課額〕

2－160－011
租税関係綴県税　T09
【戸数割等級課額報告表】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T9.5.15
〔記入表〕
〔時期〕　T9年度　前期
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２３等級
〔賦課額〕

2－160－013
租税関係綴県税　T09
【営業税課額仕訳書】
〔記入表〕　村役場→
〔時期〕　T9年度　前期
〔税種〕　営業税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－160－014
租税関係綴県税　T09
【雑種税課額仕訳書】
〔記入表〕　村役場→
〔時期〕　T9年度　前期
〔税種〕　雑種税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－160－015
租税関係綴県税　T09
【［字別営業税等級表］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T9年度　前期
〔税種〕　営業税
〔等級〕　税目別等級
〔備考〕　・調査表名は「営業税課額仕訳書」とあるが誤記

2－160－016
租税関係綴県税　T09
【［字別雑種税等級表］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T9年度　前期
〔税種〕　雑種税
〔等級〕　税目別等級

2－160－026
租税関係綴県税　T09
【戸数割等級課額報告表】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T9.12.16
〔記入表〕
〔時期〕　T9年度　後期
〔税種〕　県税　戸数割
〔等級〕　１～２３等級
〔賦課額〕

2－160－027
租税関係綴県税　T09
【戸別割等級課額表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T9年度　後期
〔税種〕　村税　戸別割
〔等級〕　１～２３等級
〔賦課額〕

2－160－028
租税関係綴県税　T09
【戸数割等級課額表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T9年度　後期
〔税種〕　県税　戸数割
〔等級〕　１～２３等級
〔賦課額〕

2－160－029
租税関係綴県税　T09
【戸数割各字等級別人員表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T9年度　後期
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２３等級

2－160－030
租税関係綴県税　T09
【営業税課額仕訳書】
〔記入表〕　村役場→
〔時期〕　T9年度　後期
〔税種〕　営業税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－160－031
租税関係綴県税　T09
【雑種税課額仕訳書】
〔記入表〕　村役場→
〔時期〕　T9年度　後期
〔税種〕　雑種税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－167－001
県税追加戸数割賦課額等級課額表　T09
【県税戸数割賦課額等級課額表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T9年度　追加
〔税種〕　県税　戸数割
〔等級〕　１～２３等級
〔賦課額〕

2－184－004
租税関係綴県税　T10
【県税戸数割賦課額等級課額表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T9年度　追加
〔税種〕　県税　戸数割
〔等級〕　１～２３等級
〔賦課額〕

2－184－005
租税関係綴県税　T10
【県税戸数割等級各字別人員集計表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T9年度　追加
〔税種〕　県税　戸数割
〔等級〕　１～２３等級

2－184－006
租税関係綴県税　T10
【県税戸数割等級課額報告】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T10.3.19
〔記入表〕
〔時期〕　T9年度　追加
〔税種〕　県税　戸数割
〔等級〕　１～２３等級
〔賦課額〕

2－184－007
租税関係綴県税　T10
【戸数割等級表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T9年度　前期
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２３等級

2－184－010
租税関係綴県税　T10
【第１１６様式　各種県税営業者】
〔送り状１〕村役場→郡役所
発信年月日　T10.5.4
〔記入表〕　報告期限　T10.5末日
〔時期〕　T9年度
〔税種〕　県税　営業税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－184－012
租税関係綴県税　T10
【［戸数割賦課字別等級戸数表］】

〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T10年度
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２３等級

2－184－013
租税関係綴県税　T10
【県税戸数割賦課等級課額表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T10年度　前期
〔税種〕　県税　戸数割
〔等級〕　１～２３等級
〔賦課額〕

2－184－014
租税関係綴県税　T10
【村税戸別割賦課等級課額表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T10年度　前期
〔税種〕　村税　戸別割
〔等級〕　１～２３等級
〔賦課額〕

2－184－015
租税関係綴県税　T10
【県税戸数割等級課額報告】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T10.5.19
〔記入表〕
〔時期〕　T10年度　前期
〔税種〕　県税　戸数割
〔等級〕　１～２３等級
〔賦課額〕

2－184－017
租税関係綴県税　T10
【県税戸数割賦課集計表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T10年度　前期
〔税種〕　県税　戸数割
〔等級〕　１～２３等級
〔賦課額〕

2－184－018
租税関係綴県税　T10
【村税戸別割賦課額集計表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T10年度　前期
〔税種〕　村税　戸別割
〔等級〕　１～２３等級
〔賦課額〕

2－184－019
租税関係綴県税　T10
【営業税附加税賦課額報告】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T10.5.23
〔時期〕　T10年度　前期
〔税種〕　営業税　附加税
〔賦課額〕

2－184－022
租税関係綴県税　T10
【戸数割納期内納入歩合報告】
〔送り状１〕村役場→郡役所
発信年月日　T10.6.1
〔記入表〕
〔時期〕　T10年度　前期
〔税種〕　戸数割
〔賦課額〕

2－184－023
租税関係綴県税　T10
【営業税課額仕訳集計表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T10年度　前期
〔税種〕　営業税
〔等級〕　税目別等級

2－184－024
租税関係綴県税　T10
【県税雑種税賦課標準集計表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T10年度　前期
〔税種〕　県税　雑種税
〔等級〕　税目別等級

2－184－025
租税関係綴県税　T10
【［県税村税営業税雑種税字別課額表］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔税種〕　県税　村税　営業税　雑種税
〔賦課額〕

2－184－026
租税関係綴県税　T10
【戸数割納入成績表】
〔照会状〕　郡役所→村役場庶務主任
発信年月日　T10.6.10
〔記入表〕
〔時期〕　T10年度　前期
〔税種〕　戸数割
〔賦課額〕
〔備考〕　・郡役所作成の孔版刷り

2－184－028
租税関係綴県税　T10
【第４号様式ノ１　営業税課額仕訳書】
〔記入表〕　村役場→
〔時期〕　T10年度　前期
〔税種〕　営業税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－184－029
租税関係綴県税　T10
【第４号様式ノ１　雑種税課額仕訳書】
〔記入表〕　村役場→
〔時期〕　T10年度　前期
〔税種〕　雑種税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－184－031
租税関係綴県税　T10
【諸税納期内納入歩合報告】
〔送り状１〕村役場→郡役所
発信年月日　T10.7.1
〔記入表〕
〔時期〕　T10年度　前期
〔税種〕　営業税　雑種税
〔賦課額〕

2－184－046
租税関係綴県税　T10
【営業税附加税賦課額報告】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T10.10.22
〔記入表〕
〔時期〕　T10年度　後期
〔税種〕　営業税　附加税
〔賦課額〕

2－184－052
租税関係綴県税　T10
【戸数割賦課戸数調表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T10年度　後期
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２３等級

2－184－053
租税関係綴県税　T10
【戸数割賦課等級課額表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T10年度　後期
〔税種〕　県税　戸数割
〔等級〕　１～２３等級
〔賦課額〕

2－184－054
租税関係綴県税　T10
【村税戸別割賦課等級課額表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T10年度　後期
〔税種〕　村税　戸別割
〔等級〕　１～２３等級
〔賦課額〕

2－184－055
租税関係綴県税　T10
【県税戸数割賦課額集計表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T10年度　後期
〔税種〕　県税　戸数割
〔等級〕　１～２３等級
〔賦課額〕

2－184－056
租税関係綴県税　T10
【村税戸別割賦課額集計表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T10年度　後期
〔税種〕　村税　戸別割
〔等級〕　１～２３等級
〔賦課額〕

2－184－057
租税関係綴県税　T10
【営業税課額仕訳書】

〔記入表〕　村役場→
〔時期〕　T10年度　後期
〔税種〕　営業税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－184－058
租税関係綴県税　T10
【雑種税課額仕訳書】
〔記入表〕　村役場→
〔時期〕　T10年度　後期
〔税種〕　雑種税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－184－059
租税関係綴県税　T10
【県税［雑種］税賦課集計表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T10年度　後期
〔税種〕　県税　雑種税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－184－060
租税関係綴県税　T10
【県税［営業］税賦課集計表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T10年度　後期
〔税種〕　営業税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－184－061
租税関係綴県税　T10
【営業税】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T10年度
〔税種〕　営業税
〔等級〕　税目別等級

2－184－062
租税関係綴県税　T10
【雑種税】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T10年度
〔税種〕　雑種税
〔等級〕　税目別等級

2－184－063
租税関係綴県税　T10
【戸数割等級課額報告表】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T10.11.15
〔記入表〕
〔時期〕　T10年度　後期
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２３等級
〔賦課額〕

2－184－064
租税関係綴県税　T10
【戸数割戸数等級氏名書】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T10年度　前期
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２３等級
〔備考〕　・増戸人名、減戸人名

2－191－004
租税関係綴県税　T11
【村税戸数割附加税賦課等級課額表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T10年度　追加
〔税種〕　村税　戸数割　附加税
〔等級〕　１～２３等級
〔賦課額〕

2－191－005
租税関係綴県税　T11
【［戸数割賦課等級表］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２３等級
〔備考〕　・等級別戸数の１０月１１月現在数に対する１１年３月１日現在数とその異動

2－191－006
租税関係綴県税　T11
【［村税戸数割附加税賦課等級課額表］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T10年度　追加
〔税種〕　村税　戸数割　附加税

〔等級〕　１～２３等級
〔賦課額〕
〔備考〕　・課額は各等級１戸当り課額

2－191－014
租税関係綴県税　T11
【営業税附加税賦課額報告】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.6.6
〔記入表〕
〔時期〕　T11年度　前期
〔税種〕　営業税　附加税
〔賦課額〕

2－191－015
租税関係綴県税　T11
【営業税課額仕訳書】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T11年度　前期
〔税種〕　営業税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－191－016
租税関係綴県税　T11
【雑種税課額仕訳書】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T11年度　前期
〔税種〕　雑種税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－191－017
租税関係綴県税　T11
【雑種税賦課仕訳集計表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T11年度　前期
〔税種〕　雑種税
〔等級〕　税目別等級

2－191－019
租税関係綴県税　T11
【県税戸数割賦課額等級課額表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T10年度　後期
〔税種〕　県税　戸数割
〔等級〕　１～１６等級
〔賦課額〕

2－191－022
租税関係綴県税　T11
【戸数割賦課報告】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.8.4
〔記入表〕
〔時期〕　T11年度　上半期
〔税種〕　戸数割
〔賦課額〕　所得ニ依ル賦課額、住家坪数ニヨル賦課額、資産ニヨル賦課額、納税義務者１人当賦課額（最高、最低、平均）

2－191－028
租税関係綴県税　T11
【［戸数割賦課表］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔税種〕　戸数割
〔賦課額〕　所得ニヨル賦課額、坪数ニヨル賦課額、資産ニヨル賦課額

2－191－029
租税関係綴県税　T11
【［戸数割賦課箇数表］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２３等級

2－191－030
租税関係綴県税　T11
【［戸数割賦課等級表］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２３等級
〔賦課額〕

2－191－031
租税関係綴県税　T11
【［戸数割賦課額表］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔税種〕　戸数割
〔賦課額〕　所得ニヨル賦課額、坪数ニヨル賦課額、資産ニヨル賦課額

2－191－032
租税関係綴県税　T11
【［戸数割賦課額人員増減表］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔税種〕　戸数割
〔賦課額〕
〔備考〕　・「前期斟酌ヲ加ヘタモノ」とあり
・賦課金と人員の字別増減表

2－191－033
租税関係綴県税　T11
【［戸数割賦課額人員増減表］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔税種〕　戸数割
〔賦課額〕
〔備考〕　・「修正案」とあり
・賦課金個人別増減表

2－191－035
租税関係綴県税　T11
【県税戸数割賦課率調】
〔照会状〕　郡長→村長
発信年月日　T11.9.16
報告期限　T11.9.22
〔雛形〕
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.9.19
〔記入表〕
〔時期〕　T11年度　上半期
〔税種〕　県税　戸数割
〔賦課額〕　所得１円ニ付賦課額、住家一坪ニ付賦課額、資産状況ニヨル１人平均賦課額

2－191－043
租税関係綴県税　T11
【［戸数割賦課等級表］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２３等級

2－191－044
租税関係綴県税　T11
【戸数割賦課額報告】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.11.4
〔記入表〕
〔時期〕　T11年度　下半期
〔税種〕　戸数割
〔賦課額〕　所得ニ依ル賦課額、住家坪数ニ依ル賦課額、資産ニ依ル賦課額　納税義務者１人当賦課額（最高、最低、平均）

2－191－045
租税関係綴県税　T11
【県税賦課額大字別表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T11年度　下半期
〔税種〕　県税　戸数割
〔賦課額〕　所得ニ依ル賦課額、住家坪数ニ依ル賦課額、資産ニ依ル賦課額

2－191－046
租税関係綴県税　T11
【賦課額大字別比較表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T11年度
〔税種〕　県税　戸数割
〔賦課額〕
〔備考〕　・上半期と下半期の課額比較

2－191－047
租税関係綴県税　T11
【［戸数割賦課戸数表］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔税種〕　戸数割
〔備考〕　・大正１１年４月１日現在と１０月１日現在の比較表

2－191－048
租税関係綴県税　T11
【［戸数割賦課所得額表］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T11年度
〔税種〕　戸数割
〔備考〕　・大正１１年４月１日現在と１０月１日現在の比較表

2－191－049
租税関係綴県税　T11
【［戸数割賦課住家坪数表］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T11年度
〔税種〕　戸数割

〔備考〕　・大正１１年４月１日現在と１０月１日現在の比較表

2－191－050
租税関係綴県税　T11
【［戸数割賦課］戸数及坪数異動調査書】
〔記入表〕　［村役場］→
〔税種〕　戸数割
〔備考〕　・前期に対する後期の異動調査

2－191－052
租税関係綴県税　T11
【国税営業税附加税賦課額報告】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T11.11.4
〔記入表〕
〔時期〕　T11年度　後期
〔税種〕　国税　営業税　附加税
〔賦課額〕

2－191－053
租税関係綴県税　T11
【県税戸数割賦課額表】
〔送り状１〕村長→［村議会］
発信年月日　T11.11.3
〔記入表〕
〔時期〕　T11年度　下半期
〔税種〕　県税　戸数割
〔賦課額〕　所得ニ依ル賦課額、住家坪数ニ依ル賦課額、資産ノ状況ニ依ル賦課額

2－191－054
租税関係綴県税　T11
【［戸数割賦課額表］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T11年度　下半期
〔税種〕　県税　村税　戸数割
〔賦課額〕

2－191－055
租税関係綴県税　T11
【雑種税課額仕訳書】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T11年度　後期
〔税種〕　県税　雑種税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－191－056
租税関係綴県税　T11
【営業税課額仕訳書】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T11年度　後期
〔税種〕　県税　営業税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－191－057
租税関係綴県税　T11
【営業税集計表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T11年度　後期
〔税種〕　県税　村税　営業税
〔賦課額〕

2－191－058
租税関係綴県税　T11
【雑種税集計表】
〔時期〕　T11年度　後期
〔税種〕　県税　村税　雑種税
〔賦課額〕

2－194－001
戸数割賦課資料綴　T11
【［戸数割賦課額表］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T11年度　下半期
〔税種〕　県税　戸数割
〔賦課額〕　所得額ニ依ル賦課額、住家坪数ニ依ル賦課額、資産ノ状況ニ依ル賦課額
〔備考〕　・境１９１－５３の賦課額表の前段のもので、加除訂正があり賦課額決定に至る過程がわかる

2－194－002
戸数割賦課資料綴　T11
【県税戸数割賦額表】
〔送り状１〕村長→［村議会］
発信年月日　T12.3.5
〔記入表〕
〔時期〕　T11年度　追徴
〔税種〕　県税　戸数割
〔賦課額〕　所得ニ依ル賦課額、住家坪数ニ依ル賦課額、資産ノ状況ニ依ル賦課額

2－196－001
村会議決書綴　T11
【県税戸数割賦課額表】
〔送り状１〕村長→［村議会］
発信年月日　T11.11.3
〔記入表〕
〔時期〕　T11年度　下半期
〔税種〕　県税　戸数割
〔賦課額〕　所得額ニ依ル賦課額、住家坪数ニ依ル賦課額、資産ノ状況ニ依ル賦課額
〔備考〕　・後欠　前３頁分のみあり

2－230－002
租税関係綴県税　T14
【県税戸数割賦課額報告】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T14.2.28
〔記入表〕
〔時期〕　T13年度　追徴
〔税種〕　県税　戸数割
〔賦課額〕　所得ニ依ルモノ、住家坪数ニ依ルモノ、資産ニ依ルモノ

2－230－005
租税関係綴県税　T14
【第１１６様式　各種県税営業者】
〔照会状〕　［郡役所］財務課長→村長
発信年月日　T14.5.1
報告期限　T14.5末日
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T14.5.15
〔記入表〕
〔時期〕　T13年度
〔税種〕　県税　営業税
〔賦課額〕

2－230－006
租税関係綴県税　T14
【戸数等級異動調査】
〔照会状〕　村長→区長
発信年月日　T14.5.30
〔記入表〕
〔税種〕　県税　戸数割
〔等級〕　１～２３等級
〔備考〕　・記入表が役場より送付され、各区は異動があれば加除訂正する筈のもの

2－230－008
租税関係綴県税　T14
【県税営業税仕訳書】
〔記入表〕　村役場→
〔時期〕　T14年度　前期
〔税種〕　県税　営業税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－230－009
租税関係綴県税　T14
【雑種税仕訳書】
〔記入表〕　村役場→
〔時期〕　T14年度　前期
〔税種〕　雑種税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－230－010
租税関係綴県税　T14
【営業税附加税賦課額報告】
〔照会状〕　郡役所財務課長→村長
発信年月日　T14.6.6
報告期限　T14.6.10
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T14.6.9
〔記入表〕
〔時期〕　T14年度　前期
〔税種〕　営業税　附加税
〔賦課額〕

2－230－012
租税関係綴県税　T14
【雑種税課額仕訳書】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T14.6.23
〔記入表〕
〔時期〕　T14年度　前期
〔税種〕　県税　雑種税
〔賦課額〕

2－230－013
租税関係綴県税　T14
【戸数割納税義務者数】
〔照会状〕　郡役所財務課長→村長
発信年月日　T14.6.23
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T14.6.29

〔時期〕　T14年度
〔税種〕　戸数割

2－230－014
租税関係綴県税　T14
【県税戸数割賦課額報告】
〔送り状１〕村長→郡長
発信年月日　T14.7.1
〔記入表〕
〔時期〕　T14年度
〔税種〕　県税　戸数割
〔賦課額〕　所得ニ依ルモノ、住家坪数ニ依ルモノ、資産ニ依ルモノ

2－230－024
租税関係綴県税　T14
【徴収細則第４号様式　県税営業税仕訳書】
〔照会状〕　郡役所財務課長→村長
発信年月日　T14.10.15
〔記入表〕　村役場→［郡役所］
〔時期〕　T14年度　後期
〔税種〕　県税　営業税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－230－025
租税関係綴県税　T14
【徴収細則第４号様式　県税雑種税仕訳書】
〔照会状〕　郡役所財務課長→村長
発信年月日　T14.10.15
〔記入表〕　村役場→［郡役所］
〔時期〕　T14年度　後期
〔税種〕　県税　雑種税
〔等級〕　税目別等級
〔賦課額〕

2－230－027
租税関係綴県税　T14
【営業税附加税賦課額報告】
〔送り状１〕村長→
発信年月日　T14.11.15
〔記入表〕
〔時期〕　T14年度　後期
〔税種〕　営業税　附加税
〔賦課額〕

2－239－006
戸数割賦課資料書類綴　T14
【戸数割賦課額下調】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T14年度
〔税種〕　県税　戸数割
〔賦課額〕　所得ニ依ル賦課額、坪数ニ依ル賦課額、資産ニ依ル賦課額

2－239－007
戸数割賦課資料書類綴　T14
【［戸数割賦課等級表］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２３等級
〔備考〕　・字別の等級表であるが字名は記入されていない

2－239－008
戸数割賦課資料書類綴　T14
【［戸数割賦課等級課額表］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２３等級
〔賦課額〕

2－239－009
戸数割賦課資料書類綴　T14
【［戸数割賦課額増減表］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔税種〕　戸数割
〔賦課額〕　資産状況ニ依ル賦課額
〔備考〕　・資産状況による賦課額の原案と更正額及びその増減表

2－239－010
戸数割賦課資料書類綴　T14
【戸数割賦課報告下調】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T14年度
〔税種〕　戸数割
〔賦課額〕　所得ニ依ル賦課額、住家坪数ニ依ル賦課額、資産ニ依ル賦課額

2－239－011
戸数割賦課資料書類綴　T14
【［戸数割等級別１戸当り賦課額表］】

〔記入表〕　［村役場］→
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２３等級
〔賦課額〕

2－239－012
戸数割賦課資料書類綴　T14
【県税戸数割賦課額表】
〔送り状１〕村長→［村議会］
発信年月日　T14.6.25
〔記入表〕
〔時期〕　T14年度
〔税種〕　県税　戸数割
〔賦課額〕　所得ニ依ル賦課額、住家坪数ニ依ル賦課額、資産状況ニ依ル賦課額

2－240－001
戸数割賦課表　T14-S01
【県税戸数割賦課額表】
〔送り状１〕村長→［村議会］
発信年月日　T15.2.20
〔記入表〕
〔時期〕　T14年度　追加
〔税種〕　県税　戸数割
〔賦課額〕　所得ニヨル賦課額、住宅坪数ニヨル賦課額、資産ノ状況ニヨル賦課額

2－240－002
戸数割賦課表　T14-S01
【［戸数割賦課額表］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　T15年度
〔税種〕　県税　戸数割
〔賦課額〕　所得ニヨル賦課額、住宅坪数ニヨル賦課額、資産ノ状況ニヨル賦課額
〔備考〕　・前１頁分欠

2－240－003
戸数割賦課表　T14-S01
【県税戸数割賦課額表】
〔送り状１〕村役場→［村議会］
発信年月日　T14.6.25
〔記入表〕
〔時期〕　T14年度
〔税種〕　県税　戸数割
〔賦課額〕　所得ニヨル賦課額、住宅坪数ニヨル賦課額、資産ノ状況ニヨル賦課額

2－240－004
戸数割賦課表　T14-S01
【村税特別税戸数割賦課額表】
〔送り状１〕村長→［村議会］
発信年月日　S2.5.30
〔記入表〕
〔時期〕　S2年度
〔税種〕　村税　特別税　戸数割
〔賦課額〕　所得ニヨル賦課額、住宅坪数ニヨル賦課額、資産ノ状況ニヨル賦課額

2－240－005
戸数割賦課表　T14-S01
【県税戸数割賦課額表】
〔送り状１〕村長→［村議会］
発信年月日　T15.6.28
〔記入表〕
〔時期〕　T15年度
〔税種〕　県税　戸数割
〔賦課額〕　所得ニヨル賦課額、住家坪数ニヨル賦課額、資産ノ状況ニヨル賦課額

2－244－001
議事関係書類綴　T14
【県税戸数割追加分賦課額表】
〔送り状１〕村長→［村議会］
発信年月日　T14.2.25
〔記入表〕
〔時期〕　T13年度　追加
〔税種〕　県税　戸数割
〔賦課額〕　所得ニ依ル賦課額、住家坪数ニ依ル賦課額、資産状況ニ依ル賦課額

2－244－002
議事関係書類綴　T14
【県税戸数割賦課額表】
〔送り状１〕村長→［村議会］
発信年月日　T14.6.25
〔記入表〕
〔時期〕　T14年度
〔税種〕　県税　戸数割
〔賦課額〕　所得ニ依ル賦課額、住家坪数ニ依ル賦課額、資産状況ニ依ル賦課額

2－268－001
戸数割賦課資料綴　T15-
【［戸数等級調査申告書］】
〔記入表〕　［区長］→

〔時期〕　S2年度
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２３等級
〔備考〕　・字別に綴ってあるが字名の記入なし
・等級変更記入あり

2－268－002
戸数割賦課資料綴　T15－
【［戸数割等級表］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　S2年度
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２３等級
〔備考〕　・２６８－１を一覧表にまとめたもの

2－268－003
戸数割賦課資料綴　T15－
【特別税戸数割賦課額表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　S2年度
〔税種〕　特別税　戸数割
〔賦課額〕　所得ニ依ル賦課額、資産状況ニ依ル賦課額

2－268－004
戸数割賦課資料綴　T15－
【特別税戸数割賦課額表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　S2年度
〔税種〕　特別税　戸数割
〔賦課額〕　所得ニ依ル賦課額、資産状況ニ依ル賦課額、地価ニ依ル賦課額、坪数ニ依ル賦課額、等級ニ依ル賦課額

2－268－005
戸数割賦課資料綴　T15－
【［戸数割等級別賦課額表］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２２等級
〔賦課額〕

2－268－006
戸数割賦課資料綴　T15－
【特別税戸数割賦課額表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　S3年度
〔税種〕　特別税　戸数割
〔賦課額〕　所得ニ依ル賦課額、資産状況ニ依ル賦課額

2－268－007
戸数割賦課資料綴　T15－
【特別税戸数割賦課額表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　S2年度
〔税種〕　特別税　戸数割
〔賦課額〕　所得ニ依ル賦課額、資産状況ニ依ル賦課額

2－268－008
戸数割賦課資料綴　T15－
【特別税戸数割資産状況ニ依ル賦課額表】
〔記入表〕　村役場→
〔時期〕　S3年度
〔税種〕　特別税　戸数割

2－268－009
戸数割賦課資料綴　T15－
【戸数等級調査申告書】
〔記入表〕　［区長］→
〔時期〕　S3年度
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２２等級

2－268－010
戸数割賦課資料綴　T15－
【特別税戸数割賦課額表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　S4年度
〔税種〕　村税　特別税　戸数割
〔賦課額〕　所得ニ依ル賦課額、資産状況ニ依ル賦課額

2－268－011
戸数割賦課資料綴　T15－
【特別税戸数割資産状況ニ依ル賦課額表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　S4年度
〔税種〕　村税　特別税　戸数割

2－268－012
戸数割賦課資料綴　T15－

【坪数賦課表】
〔記入表〕
〔賦課額〕
〔備考〕　・１坪ニ付３銭１厘

2－268－013
戸数割賦課資料綴　T15－
【［戸数等級調査申告書］】
〔記入表〕　［区長］→
〔時期〕　S5年度
〔等級〕　１～２２等級

2－268－014
戸数割賦課資料綴　T15－
【村税特別税戸数割賦課額表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　S5年度
〔税種〕　村税　特別税　戸数割
〔賦課額〕　所得ニ依ル賦課額、資産ノ状況ニ依ル賦課額

2－268－015
戸数割賦課資料綴　T15－
【特別税戸数割資産状況ニ依ル住家坪数並ニ賦課額】
〔記入表〕　［村役場］→
〔税種〕　特別税　戸数割

2－268－016
戸数割賦課資料綴　T15－
【［戸数等級調査申告書］】
〔記入表〕　［区長］→
〔時期〕　S6年度
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２２等級

2－268－017
戸数割賦課資料綴　T15－
【村税特別税戸数割賦課額表】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　S6年度
〔税種〕　村税　特別税　戸数割
〔賦課額〕　所得ニ依ル賦課額、資産状況ニ依ル賦課額

2－268－018
戸数割賦課資料綴　T15－
【［戸数等級調査申告書］】
〔記入表〕　［村役場］→
〔時期〕　S6年度
〔税種〕　戸数割
〔等級〕　１～２２等級

2－337－001
議事関係綴　S09
【村税特別税戸数割賦課額表】
〔送り状１〕村長→［村議会］
発信年月日　S9.5.30
〔記入表〕
〔時期〕　S9年度
〔税種〕　村税　特別税　戸数割
〔賦課額〕　所得ニ依ル賦課額、資産状況ニ依ル賦課額
〔備考〕　・字名の記入なし

2－361－001
議事関係綴　S14
【村税特別税戸数割賦課額表】
〔送り状１〕村長→［村議会］
発信年月日　S14.6.29
〔記入表〕
〔時期〕　S14年度
〔税種〕　村税　特別税　戸数割
〔賦課額〕　所得ニ依ル賦課額、資産ノ状況ニ依ル賦課額

佐藤正広（さとう・まさひろ）

栃木県那須郡武茂村・境村行政資料目録
（統計資料シリーズNo.49）

平成10年1月4日
編者　佐藤正広
発行　一橋大学経済研究所附属
日本経済統計情報センター
〒186−8603　東京都国立市中2−1
電話　(042)580−8391
印刷　藤原印刷株式会社
〒186−0003　国立市富士見台3−6−4
電話　(042)573−3090

©1998. Information and Documentation Centre for Japanese Economic Statistics,
The Institute of Economic Research,
Hitotsubashi University.

統計資料シリーズ

1. 藤野正三郎・秋山涼子『在庫と在庫投資：1880～1940』，1973年1月
2. 藤野正三郎・五十嵐副夫『景気指数：1888～1940』，1973年3月
3. 細谷新治『明治前期日本経済統計解題書誌：富国強兵篇（下)』，1974年3月
4. 細谷新治『明治前期日本経済統計解題書誌：富国強兵篇（上の1)』，1976年3月
5. 藤野正三郎・秋山涼子『証券価格と利子率：1874～1975年』第1巻，1977年3月
6. 『統計資料マイクロ・フィルム目録』第1巻，1977年3月
7. 藤野正三郎・秋山涼子『証券価格と利子率：1874～1975年』第2巻，1977年3月
8. 細谷新治『明治前期日本経済統計解題書誌：富国強兵篇（上の2)』，1978年3月
9. 『統計資料マイクロ・フィルム目録』第2巻，1978年3月
10. 藤野正三郎『長期経済統計（LTES）データベースの研究』，1978年3月
11. 細谷新治『明治前期日本経済統計解題書誌：富国強兵篇（上の3)』，1978年7月
12. 『日本・旧満州鉄鋼業資料解題目録（上)』，1979年3月
13. 『日本・旧満州鉄鋼業資料解題目録（下)』，1980年2月
14. 細谷新治『明治前期日本経済統計解題書誌：富国強兵篇（補遺)』，1980年3月
15. 松田芳郎『明治期府県の総括統計書解題』，1980年3月
16. 松田芳郎・有田富美子・大井博美『明治中期株式会社の構造』，1980年11月
17. 溝口敏行『長期経済統計（LTES）データベースの利用マニュアル』，1981年3月
18. 『統計資料マイクロ・フィルム目録』第3巻，1981年3月
19. 松田芳郎・大井博美『個別企業財務諸表データベース：明治中期より昭和前期：鉄鋼・金属機械工業26社』，1981年3月
20. 松田芳郎『明治中後期企業・工場統合データベース編成技法』，1981年3月
21. 秋山涼子『「勧業年報」による工業生産の推計(1)：明治22～24年（1889～1891)』，1981年10月
22. 松田芳郎・大井博美・野島教之・杉山文子『個別企業財務諸表データベース：明治中期より昭和前期：鉱業・造船・食品・化学工業等99社』，1981年12月
23. 『「郡是・市町村是」資料目録』，1982年3月
24. 大井博美『「勧業年報」等による群別米麦データファイル　明治11～45年』，1982年3月
25. 『明治期における府県総括統計書書誌』，1982年3月
26. 尾高煌之助・松田芳郎編『日本経済統計データベース編成の課題と方法』，1983年3月
27. 溝口敏行（監修）・大井博美・杉山文子『「勧業年報」等による群別米麦データファイル（続）明治11～45年』，1984年3月
28. 松田芳郎編『日本の社会経済統計データベース需要動向調査結果報告書（概要編)』，1984年3月
29. 松田芳郎編『日本の社会経済統計データベース需要動向調査結果報告書（詳細編)』，1984年3月
30. 『日本帝国領有期台湾関係統計資料目録』，1985年5月
31. 『統計資料マイクロ・フィルム目録』第4巻，1987年1月
32. 周防節雄『可塑的刊行形態の逐次刊行物目録データベース編成技法』，1987年6月
33. 大久保恒治『現行政府統計調査データベース編成技法－「統計調査総覧」ファイルによる－』1989年3月
34. 秋山涼子『LTESデータベース解説』，1989年3月

35. 松田芳郎・周防節雄・大久保恒治編『政府統計報告書統合書誌情報データベースの編成』, 1990年3月
36. 松田芳郎・佐藤正広・木村健二『明治期製造業における工場生産の構造』, 1990年3月
37. 松田芳郎・有田富美子・木村健二『明治期工場統計調査の復元集計Ⅰ－総括編』, 1990年3月
38. 松田芳郎・有田富美子・木村健二『明治期工場統計調査の復元集計Ⅱ－明治35年「工場通覧」復元集計表』, 1990年3月
39. 松田芳郎・有田富美子・木村健二『明治期工場統計調査の復元集計Ⅲ－明治42年「工場通覧」復元集計表』, 1990年3月
40. 松田芳郎・安田聖・有田富美子『LTESデータベース検索システム解説』, 1991年3月
41. 松田芳郎・有田富美子・大久保恒治『大正8年会社統計表－「会社通覧」による復元集計－Ⅰ, 総括編』, 1992年3月
42. 松田芳郎・有田富美子・大久保恒治『大正8年会社統計表－「会社通覧」による復元集計－Ⅱ, 資本金規模別・産業別編』, 1992年3月
43. 松田芳郎・有田富美子・大久保恒治『大正8年会社統計表－「会社通覧」による復元集計－Ⅲ, 収益金・損金別編』, 1992年3月
44. 中村隆英・溝口敏行（編）『第二次大戦下 生活資財闇物価集計表』1994年3月
45. 『日本帝国 外地関係統計資料目録－関東州・樺太・南洋群島編』, 1994年3月
46. 『日本帝国 外地関係統計資料目録－朝鮮編』, 1994年3月
47. 『「郡是・市町村是」資料目録　追録』, 1994年3月
48. 『日本帝国 外地関係統計資料目録－索引編』, 1995年3月
49. 佐藤正広編『栃木県那須郡武茂村・境村行政資料目録』, 1998年1月